

(案)

匝瑳市地域防災計画

平成 27 年度修正

—	総	則	—	
—	地震・津波対策編	—		
—	地震・津波対策編附編	—		
—	風水害等対策編	—		
—	大規模事故災害対策編	—		
—	資	料	編	—

匝瑳市防災会議

目 次

第1編 総 則

第1章 計画の目的及び構成 -----	1
第1節 計画の目的 -----	1
第2節 計画の構成 -----	1
第2章 計画の基本的な考え方 -----	3
第1節 減災を重視した防災対策の方向性-----	3
第2節 地域防災力の向上-----	3
第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点-----	4
第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し-----	4
第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 -----	5
第4章 地勢概要等 -----	14
第1節 地勢 -----	14
第2節 気象 -----	17
第3節 社会環境 -----	19
第4節 過去の災害 -----	22

第2編 地震・津波対策編

第1章 総論 -----	24
第1節 地震・津波対策の基本的視点-----	24
第2節 想定地震と被害想定-----	25
第3節 想定津波と被害想定-----	28
第2章 災害予防計画 -----	30
第1節 防災意識の向上-----	30
第2節 津波災害予防対策-----	35
第3節 火災予防対策-----	40
第4節 消防計画 -----	44
第5節 建築物の耐震化等の推進-----	47
第6節 液状化災害予防対策-----	56
第7節 土砂災害予防対策-----	58
第8節 要配慮者の安全確保のための体制整備-----	62

第9節	情報連絡体制の整備	67
第10節	備蓄・物流計画	70
第11節	防災施設の整備	74
第12節	帰宅困難者等対策	77
第13節	防災体制の整備	79
第3章	災害応急対策計画	80
第1節	災害対策本部活動	80
第2節	災害救助法適用計画	92
第3節	情報収集伝達体制	94
第4節	地震・火災避難計画	111
第5節	津波避難計画	115
第6節	要配慮者の安全確保対策	117
第7節	消防・救助救急・医療救護活動	120
第8節	警備・交通の確保・緊急輸送対策	132
第9節	救援物資供給活動	137
第10節	広域応援の要請及び県外支援	141
第11節	自衛隊への災害派遣要請	145
第12節	学校等の安全対策・文化財の保護	150
第13節	帰宅困難者等対策	154
第14節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策	156
第15節	応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理	162
第16節	液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧	165
第17節	ボランティアの協力	174
第4章	災害復旧計画	178
第1節	被災者生活安定のための支援	178
第2節	ライフライン関連施設等の復旧対策	190
第3節	激甚災害の指定	194
第4節	災害復興	195
第5章	南海トラフ地震防災対策推進計画災害復旧計画	198
第1節	推進計画の目的	198
第2節	推進地域	198
第3節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	198
第4節	関係者との連携協力の確保	198
第5節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	199
第6節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	200
第7節	防災訓練計画	202
第8節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	202

第3編 地震・津波対策編附編（東海地震に係る周辺地域としての対応計画）

第1章 総論-----	204
第1節 地震・津波対策編の附編としての位置付け-----	204
第2章 防災機関の業務-----	205
第3章 事前の措置-----	209
第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項-----	209
第2節 事業所に対する指導・要請-----	212
第3節 広報及び教育-----	214
第4節 地震防災訓練-----	217
第4章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置-----	218
第1節 東海地震注意情報の伝達-----	218
第2節 活動体制の準備等-----	220
第3節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの広報-----	221
第4節 混乱防止の措置-----	223
第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置-----	224
第1節 活動体制-----	224
第2節 警戒宣言の伝達及び広報-----	225
第3節 警備対策-----	229
第4節 水防・消防等対策-----	231
第5節 公共輸送対策-----	231
第6節 交通対策-----	233
第7節 上水道・電気・通信対策-----	234
第8節 学校・病院・社会福祉施設対策-----	238
第9節 避難対策-----	240
第10節 救護救援・防疫対策-----	242
第11節 その他の対策-----	243
第6章 市民等のとるべき防災措置-----	245
第1節 市民のとるべき防災措置と対応-----	246
第2節 自主防災組織のとるべき措置-----	248
第3節 事業所のとるべき措置-----	249

第4編 風水害等対策編

第1章 総論-----	251
-------------	-----

第1節	市域の保全	251
第2章	災害予防計画	252
第1節	防災意識の向上	252
第2節	水害予防対策	257
第3節	土砂災害予防対策	261
第4節	風害予防対策	265
第5節	雪害予防対策	269
第6節	火災予防対策	272
第7節	消防計画	274
第8節	要配慮者の安全確保のための体制整備	277
第9節	情報連絡体制の整備	282
第10節	備蓄・物流計画	285
第11節	防災施設の整備	289
第12節	帰宅困難者等対策	292
第13節	防災体制の整備	294
第3章	災害応急対策計画	295
第1節	災害対策本部活動	295
第2節	災害救助法適用計画	307
第3節	情報収集伝達体制	309
第4節	水防計画	332
第5節	避難計画	334
第6節	要配慮者の安全確保対策	339
第7節	救助救急・医療救護活動	342
第8節	警備・交通の確保・緊急輸送対策	353
第9節	救援物資供給活動	358
第10節	広域応援の要請及び市外支援	362
第11節	自衛隊への災害派遣要請	366
第12節	学校等の安全対策・文化財の保護	371
第13節	帰宅困難者等対策	375
第14節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策	376
第15節	応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理	382
第16節	ライフライン関連施設等の応急復旧	384
第17節	ボランティアの協力	393
第4章	災害復旧計画	397
第1節	被災者生活安定のための支援	397
第2節	ライフライン関連施設等の復旧計画	409
第3節	激甚災害の指定	413

第4節 災害復興	4 1 4
----------	-------

第5編 大規模事故災害対策編

第1章 総論	4 1 7
--------	-------

第2章 大規模事故対策計画	4 2 1
---------------	-------

第1節 大規模火災対策計画	4 2 1
---------------	-------

第2節 林野火災対策計画	4 2 6
--------------	-------

第3節 危険物等災害対策計画	4 2 8
----------------	-------

第4節 海上事故災害対策計画	4 3 1
----------------	-------

第5節 油等海上流出災害対策計画	4 3 5
------------------	-------

第6節 航空機事故災害対策計画	4 4 2
-----------------	-------

第7節 鉄道事故災害対策計画	4 4 9
----------------	-------

第8節 道路事故災害対策計画	4 5 2
----------------	-------

第9節 放射性物質事故対策計画	4 5 6
-----------------	-------

第6編 資料編

1 自然条件・災害履歴

地形分類図	4 6 2
-------	-------

風水害履歴表	4 6 3
--------	-------

竜巻ダウンバースト履歴表	4 6 4
--------------	-------

土砂災害危険箇所等一覧	4 6 5
-------------	-------

農作物等に対する風害の分類表	4 7 0
----------------	-------

水位観測施設一覧	4 7 1
----------	-------

海岸保全区域、海岸保全施設等の高さの目安	4 7 2
----------------------	-------

千葉県が影響を受けた主な地震・津波履歴表	4 7 3
----------------------	-------

東日本大震災による被害状況	4 7 6
---------------	-------

2 条例・拠点関連

匝瑳市防災会議条例	4 7 8
-----------	-------

匝瑳市防災会議委員一覧	4 8 0
-------------	-------

匝瑳市災害対策本部条例	4 8 2
-------------	-------

指定避難所・指定緊急避難場所一覧表	4 8 3
-------------------	-------

消防組織の状況及び消防施設の状況	4 8 6
------------------	-------

匝瑳市消防団組織図	4 8 7
-----------	-------

市内医療機関一覧	4 8 8
----------	-------

ヘリコプター臨時離発着場適地一覧	4 8 9
匝瑳市災害見舞金支給要綱	4 9 0
匝瑳市木造住宅耐震診断補助金交付要綱	4 9 2
匝瑳市自主防災組織助成要綱	5 0 2
福祉避難所一覧表	5 0 6
匝瑳市防災行政無線管理運用規則	5 0 7
匝瑳市防災行政無線(同報系)運用規則	5 2 2
匝瑳市防災行政無線(移動系)運用規則	5 2 6
匝瑳市防災行政無線(同報系)戸別受信機管理規則	5 2 9
匝瑳市税条例	5 3 5

3 資機材関連

市補給水利施設の現況	5 3 6
ごみ、し尿収集・処理	5 3 7
市有車両一覧表	5 3 8
市内建設業者一覧表(千葉県建設業協会会員)	5 4 0
市内薬局一覧	5 4 1

4 協定関連

現状の締結している協定一覧表	5 4 2
匝瑳市防災行政無線局に関する業務委託協定書	5 4 3
大規模停電時における防災行政無線の活用に関する協定書	5 4 7
津波対策に関する覚書	5 4 9
千葉県が締結している協定一覧	5 5 1

5 調査・報告・要請様式

火災・災害等即報要領	5 5 2
千葉県被害情報等報告要領	5 6 8
災害緊急報告	5 7 3
災害総括報告 その1	5 7 4
災害総括報告 その2	5 7 5
避難状況詳細報告	5 7 6
避難所・救護所開設状況報告	5 7 7
人的被害詳細報告	5 7 8
住家被害詳細報告	5 7 9
人的被害・住家被害詳細報告	5 8 0
文教施設被害詳細報告	5 8 1

病院被害詳細報告	5 8 2
公共土木施設被害詳細報告	5 8 3
公共土木施設被害詳細報告〔国管理・公団管理・公社管理〕	5 8 4
がけくずれ被害報告	5 8 5
交通規制情報	5 8 6
水道被害詳細報告（市町村）	5 8 7
電気被害詳細報告	5 8 8
電話被害詳細報告	5 8 9
社会福祉施設被害詳細報告	5 9 0
その他被害詳細報告	5 9 1
火災発生状況報告	5 9 2
農林被害詳細報告（作物・家畜別被害）	5 9 3
農林被害詳細報告（農業生産関係施設）	5 9 4
農林被害詳細報告（林野被害）	5 9 5
農林被害詳細報告（農地・農業用施設）	5 9 6
商工被害詳細報告	5 9 7
自衛隊災害派遣部隊派遣要請依頼書・撤収要請依頼書	5 9 8
災害救助用米穀の引渡要請書・応急食糧受領書	6 0 0
避難所入所記録簿	6 0 2
配給物資受払い記録簿	6 0 3

6 体制・連絡関連

応急給水対策	6 0 4
非常通信ルート	6 0 5
N T T 災害時優先電話の活用	6 0 6
N T T 災害時伝言ダイヤル	6 0 7

7 その他

自主防災組織の構成状況	6 0 8
市内文化財一覧	6 0 9
り災証明書	6 1 1
警報・注意報発表基準一覧表	6 1 2

—第 1 編 総則—

第1章 計画の目的及び構成

第1節 計画の目的

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、匝瑳市防災会議が策定するこの計画は、市町村合併に伴い平成20年に策定し、平成25年度に修正を行った計画を基に見直しを行ったものである。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大の地震であり、未曾有の災害をもたらした。

本市でも住家、非住家合わせて全壊家屋が約10棟、半壊家屋が約30棟、床上、床下浸水の家屋が約40棟発生し、一部損壊の家屋は2,100棟以上におよび、地震、津波、液状化などにより大きな被害を受けたところである。

大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、市域に係る災害対策を実施する際の、県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

また、県は、災害発生時の被害を最小限にとどめるためには、公助はもとより自助・共助の取組が重要であり、県民、事業者、自主防災組織等の自助・共助の自主的かつ積極的な取組を一層推進するため、平成25年12月に千葉県防災基本条例を制定したところである。

これら各主体の役割を明らかにし、地震津波災害、風水害、放射性物質事故や大規模火災、航空機・鉄道等の公共交通等の事故災害等の各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

【第6編資料編 1 自然条件・災害履歴 東日本大震災による被害状況】

【第6編資料編 2 条例・拠点関連 匝瑳市防災会議条例】

【第6編資料編 2 条例・拠点関連 匝瑳市防災会議委員一覧】

第2節 計画の構成

この計画は、現実の災害対応に即したものとなるよう、千葉県防災計画との整合性を確保しつつ、災害の種類ごとに計画を作成しており、

第1編 総則

第2編 地震・津波対策編

第3編 地震・津波対策編附編（東海地震に係る周辺地域としての対応計画）

第4編 風水害等対策編

第5編 大規模事故災害対策編

第6編 資料編

の6編をもって構成している。

第1編総則は、計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、現行の地域防災計画では災害種別ごとの総則で示されていた事項を共通事項として整理するため、平成25年度の修正において

新設したものである。

第2編地震・津波対策編は、地震や津波による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

東日本大震災では、本市においても津波による大きな被害が発生したことから、その教訓や課題を活かし、津波対策の充実を期するため、平成25年度の修正において、従来の震災対策編を改称したものである。

また、本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けており、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づく推進計画の内容を含むものとする。

第3編地震・津波対策編附編については、本市において、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生を防止などを目的としてまとめたものである。

第4編風水害等対策編は集中豪雨や台風、竜巻等に起因する風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

第5編の大規模事故災害対策編については、放射性物質事故、大規模火災等、公共交通等事故など大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。

この計画に定めのないものについては、第4編風水害等対策編の規定に準ずるものとする。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 減災を重視した防災対策の方向性

本市では、これまでに様々な地震津波災害や風水害などを経験し、その都度、防災対策を強化してきた。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。

第2節 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の市民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。

平常時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、市民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊等により生き埋めになった被災者を地域の人達が救助する等、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展等の社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、市は自主防災組織の機能強化や、災害対策コーディネーターの養成を促進し、共助の中核となる人材を育成する等の取組みの強化に努める。

さらに、民間団体等と市・県との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本市でも、株式会社カインズとの生活物資の協定、千葉県エルピーガス協会海匝支部との燃料供給に関する協定及び千葉県建設業協会との公共土木施設の機能の確保及び回復に関する協定及び株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの災害時の物資供給の協定など、様々な分野での連携が進んでいる。

また、本市では、全国東西の難読地名を縁として交流を深めている兵庫県宍粟市と本市のネットワークの一つとして、それぞれの市において災害が発生した場合に、被災市が応急対策及び応急復旧を円滑に遂行できるよう、災害時等相互応援に関する協定を締結し、両市間における連携強化を図っている。

これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。

このような取組みの強化と併せ、県や市をはじめとする防災関係機関においても、市民の安全・安心を守るためにとり得る手段を尽くし、地震、津波、風水害等の様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、千葉県防災基本条例の定めるところにより、自助・共助・公助が一体となって、市内全域の防災力の向上を図っていく。

【第6編資料編 2 条例・拠点関連 匝瑳市自主防災組織助成要綱】

【第6編資料編 3 機材関連 市内建設業者一覧表（千葉県建設業会会員）】

【第6編資料編 4 協定関連 現状の締結している協定一覧表】

第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点

要配慮者とは、高齢者（特に、ひとり暮らし、寝たきり、認知症の高齢者）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害等の内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等で特に配慮を要する者等のことである。要配慮者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障等、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

平成23年版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北3県の死亡者のうち、9割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以上の方が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本市でも、高齢化が年々進んでいる状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、市域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画や千葉県地域防災計画の修正の都度見直すこととし、また、見直しにとどまらず、本計画を定期的に点検、検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていくこととする。

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

本市の地域に係る災害対策を実施するにあたり、県、市のほか防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、市民、事業者、自主防災組織等の主な事務又は業務を次のとおり明記し、災害を防止するとともに被害の軽減を図る。

【匝瑳市及び一部事務組合等】

1 匝瑳市

- (1) 市防災会議及び市災害対策本部に関すること。
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実及び訓練に関すること。
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること。
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること。
- (5) 避難勧告・指示に関すること。
- (6) 救助、防疫等及び保健衛生に関すること。
- (7) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。
- (8) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。
- (9) 被災市町村営施設の応急対策に関すること。
- (10) 災害時における文教対策に関すること。
- (11) 災害対策要員の動員及び雇上げに関すること。
- (12) 災害時における交通及び輸送の確保に関すること。
- (13) 被災施設の復旧に関すること。
- (14) 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること。
- (15) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。
- (16) 市民病院による災害時の医療に関すること。
- (17) その他災害予防、災害応急対策、災害復旧に関すること。

2 匝瑳市消防団

消防及び水防に関すること。

3 匝瑳市横芝光町消防組合

- (1) 災害の予防警戒、火災防御及び情報伝達に関すること。
- (2) 人命の救助、救出及び応急救護に関すること。
- (3) 消防、水防その他の応急処置に関すること。
- (4) 危険物の安全確保のための指導に関すること。

4 八匳水道企業団及び九十九里地域水道企業団

- (1) 水道施設の応急復旧に関すること。
- (2) 生活用水の確保に関すること。

5 匝瑳市ほか二町環境衛生組合

- (1) 災害時の廃棄物（ゴミ、がれきなど）の収集、運搬処理に関する事。
- (2) 火葬に関する事。

6 東総衛生組合

し尿の収集、運搬又は処理に関する事。

【県の機関】

1 千葉県

- (1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関する事。
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関する事。
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告と情報の収集及び広報に関する事。
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関する事。
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関する事。
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関する事。
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関する事。
- (8) 被災県営施設の応急対策に関する事。
- (9) 災害時における文教対策に関する事。
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関する事。
- (11) 災害対策要員の動員及び雇上げに関する事。
- (12) 災害時における交通及び輸送の確保に関する事。
- (13) 被災施設の復旧に関する事。
- (14) 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせんなどに関する事。
- (15) 災害対策に関する自衛隊の派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関する事。
- (16) 災害救助法に基づく被災者の救助及び保護に関する事。
- (17) 被災者の生活再建支援に関する事。
- (18) 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関する事。

2 海匝地域振興事務所

- (1) 災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関する事。
- (2) 災害救助に係る連絡・調整に関する事。
- (3) 火薬類等の許可申請に関する事。

3 海匝土木事務所

- (1) 水防、防災計画に関する事。
- (2) 県の管理する道路、橋梁、河川及び海岸の保全に関する事。
- (3) 急傾斜地崩壊危険区域の管理に関する事。
- (4) 河川、海岸及び急傾斜地崩壊防止施設の新設、維持及び改良工事に関する事。
- (5) 建築物の確認、許可、検査、定期報告等及び届出の受理に関する事。
- (6) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に関する事。

- (7) 雨量及び河川の水位、観測、調査及び記録に関すること。
- (8) 災害復旧工事に関すること。

4 海匝農業事務所

- (1) 農地及び農業用施設の防災並びに災害復旧に関すること。
- (2) 農業従事者の支援に関すること。

5 海匝健康福祉センター（海匝保健所）

- (1) 医療提供体制の調整に関すること。
- (2) 防疫その他保健衛生に関すること。
- (3) 災害医療コーディネーターに関すること。

6 北総教育事務所

災害時における文教対策の指導に関すること。

7 匝瑳警察署

- (1) 被災者の救出及び避難に関すること。
- (2) 死体(行方不明者)の捜索及び調査に関すること。
- (3) 交通規制に関すること。
- (4) 防犯その他社会秩序維持に関すること。

【指定地方行政機関】

1 関東農政局（千葉支局）

- (1) 災害予防対策
 - ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること。
- (2) 応急対策
 - ア 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。
 - イ 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。
 - ウ 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。
 - エ 営農技術指導、家畜の移動に関すること。
 - オ 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。
 - カ 応急用食料・物資の支援に関すること。
 - キ 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。
 - ク 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。
 - ケ 関係職員の派遣に関すること。
- (3) 復旧対策
 - ア 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。
 - イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
- (4) その他
 - 災害時の政府所有米穀の供給に関すること（農林水産省生産局）。

2 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。
- (2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること。

3 関東地方整備局

(1) 災害予防

- ア 防災上必要な教育及び訓練等に関すること。
- イ 通信施設等の整備に関すること。
- ウ 公共施設等の整備に関すること。
- エ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。
- オ 官庁施設の災害予防措置に関すること。
- カ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること。
- キ 豪雪害の予防に関すること。

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること。
- イ 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること。
- ウ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。
- エ 災害時における復旧資材の確保に関すること。
- オ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること。
- カ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること。
- キ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること。
- ク 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。

(3) 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

4 成田空港事務所

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。

5 第三管区海上保安本部（銚子海上保安部）

- (1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること。
- (2) 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること。
- (3) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること。
- (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること。

6 東京管区气象台（銚子地方气象台）

- (1) 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること。
- (2) 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の発表・通報に関すること。

- (3) 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること。

7 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備に関すること。
- ア 防災関係資料の基礎調査に関すること。
 - イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
 - ウ 防災資材の整備及び点検に関すること。
 - エ 匝瑳市地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に沿った防災に関する各種防災訓練の実施に関すること。
- (2) 災害派遣の実施に関すること。
- ア 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること。
 - イ 災害派遣時の救援活動のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること。

【指定公共機関】※内閣府が指定した機関

1 東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること。
- (2) 災害時における緊急通話の取扱いに関すること。
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

2 日本赤十字社千葉県支部

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。
- (2) 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること。
- (3) 義援金品の募集及び受付に関すること。

3 日本放送協会

- (1) 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。
- (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。
- (4) 被災者の受信対策に関すること。

4 東日本旅客鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設の保全に関すること。
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
- (3) 帰宅困難者対策に関すること。

5 日本通運株式会社千葉支店

災害時における貨物自動車(トラック)による救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

6 東京電力株式会社

- (1) 災害時における電力供給に関すること。
- (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

7 KDD I 株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること。
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること。
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

8 日本郵便株式会社

- (1) 災害時における郵便事業運営の確保
- (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関すること。
 - エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること。
 - オ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること。
- (3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。

9 ソフトバンクモバイル株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること。
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること。
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

10 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
災害時における物資の輸送に関すること

【指定地方公共機関】

1 日本航空株式会社及び全日本空輸株式会社

- (1) 航空機の運航の安全と確保に関すること。
- (2) 旅客の安全確保に関すること。

2 一般社団法人千葉県LPガス協会

ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。

3 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ベイエフエム及び株式会社ニッポン放送

- (1) 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。
- (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること。

4 一般社団法人千葉県トラック協会及び一般社団法人千葉県バス協会

災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

5 公益社団法人千葉県医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること。
- (2) 医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。

6 一般社団法人千葉県歯科医師会

- (1) 歯科医療活動に関すること。
- (2) 歯科医師会、医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること。

7 一般社団法人千葉県薬剤師会

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。
- (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。
- (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること。

【公共的団体】

1 一般社団法人匝瑳医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること。
- (2) 県医師会、及び医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること。

2 一般社団法人香取匝瑳歯科医師会

- (1) 歯科医療活動に関すること。
- (2) 県歯科医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。

3 匝瑳薬剤師会

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。
- (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。
- (3) 県薬剤師会との連絡調整に関すること。

4 ちばみどり農業協同組合

- (1) 市及び県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 農作物の災害応急対策の指導
- (3) 被災農家に対する融資又はあっせん
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保又はあっせん
- (5) 農産物の需給調整

5 匝瑳市商工会

- (1) 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 救援用物資及び復旧資材の確保についての協力又はあっせん
- (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせんなどの協力

- (4) 災害時における物価安定への協力

6 病院等医療施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護
- (4) 災害時における負傷者の医療及び助産救助

7 学校法人

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における児童生徒の保護及び誘導
- (3) 災害時における応急教育計画の確立及び実施
- (4) 被災施設の災害復旧

8 金融機関

被災事業者等に対する資金の融資

9 社会福祉施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導

10 社会福祉法人匠瑤市社会福祉協議会

- (1) 災害ボランティアセンターの設置及び運営並びに災害ボランティアに関すること。
- (2) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資あっせんに関すること。
- (3) その他災害応急対策についての協力に関すること。

11 危険物取扱施設

- (1) 安全管理の徹底
- (2) 防護施設の整備

【市民、事業者及び自主防災組織等】

1 市民

- (1) 自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料・飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めること。
- (2) 地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に協力するとともに、県及び市が実施する防災対策に協力すること。
また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること。

2 事業者

- (1) 従業員、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう

努めること。

- (2) 地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市が実施する防災対策に協力すること。
- (3) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること。

3 自主防災組織

- (1) 地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること。
- (2) 県及び市が行う防災対策に協力するよう努めること。

4 ボランティア団体

普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関や社会福祉協議会と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること。

第4章 地勢概要等

第1節 地勢

1 位置・面積

本市は、千葉県北東部に位置し、東京都心から約70km圏内、千葉市から約40km、成田空港からは約20kmの距離にある。

市域は、北は香取市と香取郡多古町、東は旭市、西は山武郡横芝光町に接し、東西が約12.5km、南北が約15kmで、総面積は101.52km² (平成26年10月1日現在) になっている。

2 地形・地質

本市は標高20m以上の台地と標高10m以下の低地に大きく区分される。

(1) 地形

各地区の標高分布及び地形構成は次のとおりである。

中央：標高20m以上の台地・標高7m～10m程度の谷底平野・標高5m～10m程度の砂堆(沖積平野)

豊栄：標高20m以上の台地・標高7m～10m程度の谷底平野(沖積段丘)・標高5m程度の低地(沖積段丘)

須賀：標高5m～6m程度の砂堆(沖積平野)

匝瑳：標高20m以上の台地・標高7m～10m程度の谷底平野(沖積段丘)・標高4m以下の低地

豊和：標高20m以上の台地・標高7m～10m程度の谷底平野(沖積段丘)・標高4m以下の低地

吉田：標高20m以上の台地・標高7m～10m程度の谷底平野(沖積段丘)・標高4m以下の低地

飯高：標高20m以上の台地・標高7m～10m程度の谷底平野(沖積段丘)

共興：標高4m以下の低地(低地・砂堆)

平和：標高5m～6m程度の砂堆(沖積平野)

椿海：標高4m以下の低地(干拓地)・5m程度の砂堆

野田：標高4m以下の低地(低地・砂堆)

栄：標高4m以下の低地(低地・砂堆)

※ 砂堆→砂丘・砂州・砂嘴などの微高地を総称して砂堆と表記する。

このうち、標高4m以下の地域は、水害や津波に対し災害リスクがある地域である。

(2) 地質

台地部：地層付近はローム層(火山灰層)で構成され、ローム層以深は、成田層の砂若しくは粘性土で構成されている。

台地部は沖積低地部に比べ古い地層で構成されているが、N値を見るとN=10回程度の緩い砂層で構成されている。

このような緩い砂層が起因して地盤の増幅特性(揺れやすさ)が大きい地域(揺れやすい)も有ると推測される。

谷底平野部：表層は湿地等で形成された有機質な土で構成され、その下位には縄文海進（氷河期の終了後の温暖化による海面上昇）により堆積した海成の粘性土で構成されている。N値がN=0～1回程度と緩く特に揺れやすい地層構成である。

砂堆部(砂嘴)：ほぼ全て砂で構成されている。表層付近の一部を除き比較的N値が大きい。全体にN値が大きいいため地震時に液状化が発生する可能性は低い。地盤が固いので短周期の地震で共振しない限り比較的揺れにくい。

砂堆部(砂丘)：ほぼ全て砂で構成されている。表層付近の一部を除き比較的N値が大きい。全体にN値が大きいいため地震時に液状化が発生する可能性は低い。地盤が固いので短周期の地震で共振しない限り比較的揺れにくい。

砂丘間低地部：表層部の有機質層を除き、ほぼ全て砂で構成されている。表層付近の一部を除き比較的N値が大きい。表層を除き、全体にN値が大きいため地震時に液状化が発生する可能性は低い。ただし砂丘間低地にはN値が小さい砂が地下水面下に堆積している場合もある。この場合、砂丘や砂嘴に対し液状化しやすくなるので注意が必要である。

干拓、埋立地部：表層部の緩い砂層を除き、比較的N値が大きい砂層で構成されている。表層の緩い砂層は、地下水面下にあることが多く、液状化の可能性が高い地層である。

河口部：表層部の緩い砂層を除き、比較的N値が大きい砂層で構成されている。表層の緩い砂層は、地下水面下にあることが多く、液状化の可能性が高い地層である。

【第6編資料編 1 自然条件・災害履歴 地形分類図】

(参考)

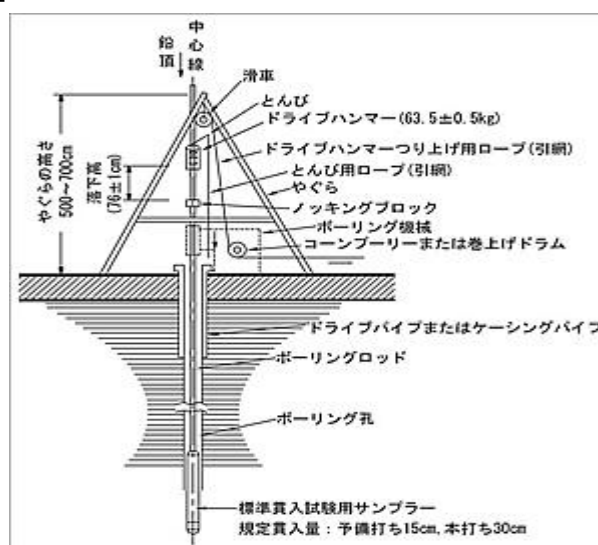
N値（えぬち）とは、ボーリング調査の標準貫入試験（JISA 1219）によって求められる地盤の強度などを求める試験結果（数値）である。標準貫入試験値とも言う。

その定義は『質量63.5±0.5kgのドライブハンマー（通称、モンケン）を76±1cm自由落下させて、ボーリングロッド頭部に取り付けたノッキングブロックを打撃し、ボーリングロッド先端に取り付けた標準貫入試験用サンプラーを地盤に30cm打ち込むのに要する打撃回数』である。

N値の利用は、N値を用いて、地盤の硬さや締まりの程度を評価したり、基礎や地盤反力などの設計に必要な地盤定数（土質定数）の推定に利用する。

なお、N値が大きいほど地盤は硬く、N値が小さいほど地盤が軟らかい状況である。

【標準貫入試験装置】



3 山地・平野

本市の北部は、下総台地の緩やかな丘陵地帯で、谷津田が入り組んだ複雑な地形を成し、里山の自然が多く残されている。

東部は干潟八万石の水田、南部には植木畑が広がる田園地帯となっており、南端には九十九里海岸が続いている。

4 河川

本市の主な河川は、二級河川である借当川及び新川が流れているほか、準用河川である境川が借当川に接続している。これらの河川の流域では、優良な田園景観が形成されている一方、借当川においては、浸水シミュレーションにより、豪雨時には市北西部に大きな被害をもたらす可能性があることが想定されている。

5 海岸

本市の海岸は、太平洋側の飯岡から太東岬に至る約60kmの九十九里海岸にあり、外洋砂浜海岸の特色を示している。砂浜に砂丘を横たえ、遠浅ではあるが傾斜が大で波浪が激しいことが特徴である。特に、吉崎海岸は一年中サーフィンに適している海岸で、多くのサーファーで賑わっている。

一方で、昭和40年代後半から次第に侵食性の高い海岸へと変貌をとげ、約10年間で砂浜が大きく後退している。砂浜の減少は、海水浴場としての機能に悪影響を及ぼしており、市では、匝瑳の魅力ある海岸づくり会議等により侵食対策を図っている。

第2節 気象

1 気温

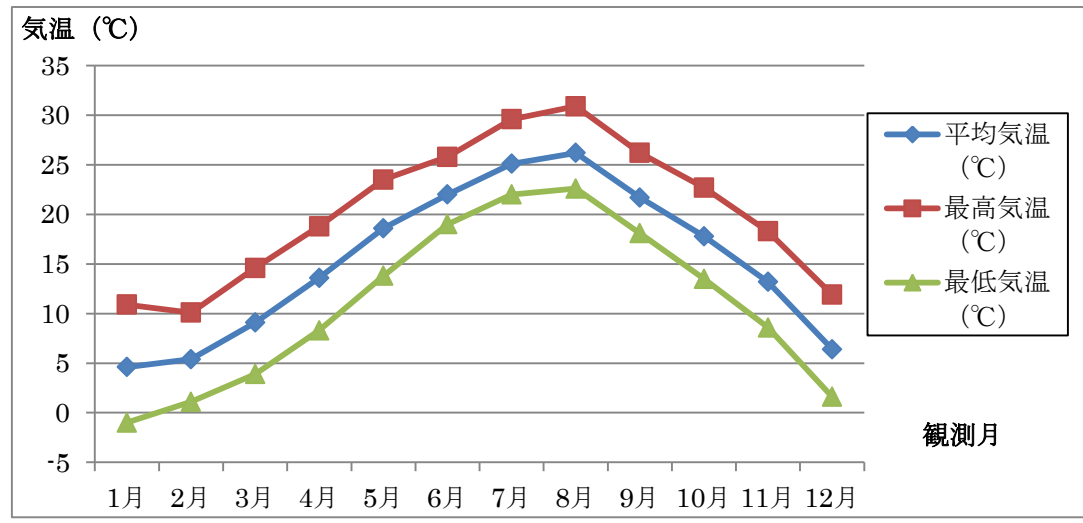
本市は、黒潮暖流の影響を受けて温暖湿潤な海洋性気候の特性を呈しており、次に示すとおり年平均気温15度程度と温暖な地域である。

また、季節変化としては冬季と夏季で20度程度の温度差がある。

年	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)
平成20年	15.1	35.1	-4.3
平成21年	15.4	33.9	-3.7
平成22年	15.6	35.7	-4.0
平成23年	15.3	36.0	-6.2
平成24年	15.0	35.9	-5.4
平成25年	15.6	36.9	-5.2
平成26年	15.3	36.1	-4.9

(銚子地方気象台横芝光観測所)

気温の月別推移 (昭和56年から平成26年までの平年値)



(銚子地方気象台横芝光観測所)

2 降水量、日照時間及び風向風速

年間合計降水量は、1,400mm～1,800mm程度であるが、月別にその推移を見てみると、梅雨時期である6月と台風シーズンとなる10月に多くなる。

また、日照時間については、年間合計2,100時間程度であるが、月別にその推移を見てみると、4月と5月に多くなる。

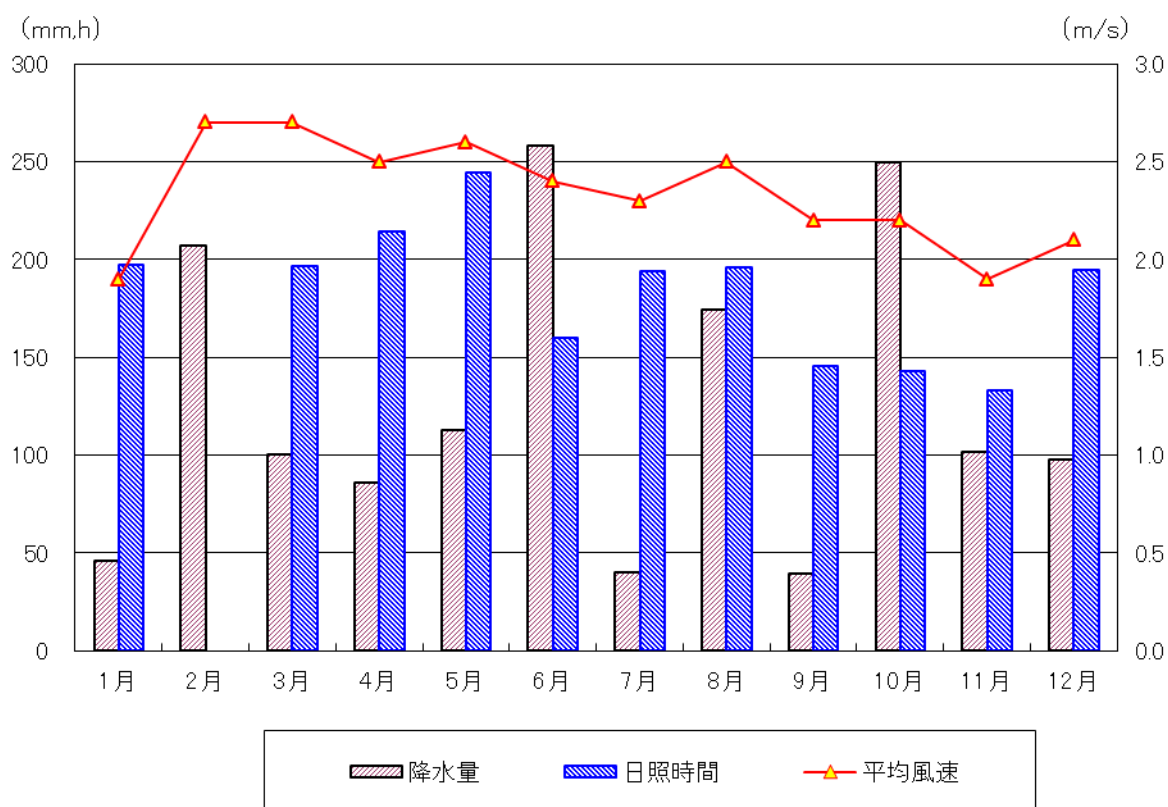
なお、風向風速については、秋の終わりから春にかけて北西の季節風が吹くことが多く、年平均風速は2～3m/sec程度である。

年別降水量の推移（平成22年から平成26年まで）

年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
降水量 (mm)	1,810.0	1,401.5	1,596.5	1,445.5	1,513.0

（銚子地方気象台横芝光観測所）

降水量、日照時間及び平均風速の月別推移（平成26年）



（銚子地方気象台横芝光観測所）

第3節 社会環境

1 地区区分

本市は、中央、豊栄、須賀、匝瑳、豊和、吉田、飯高、共興、平和、椿海、野田及び栄の12地区に区分されている。

2 人口

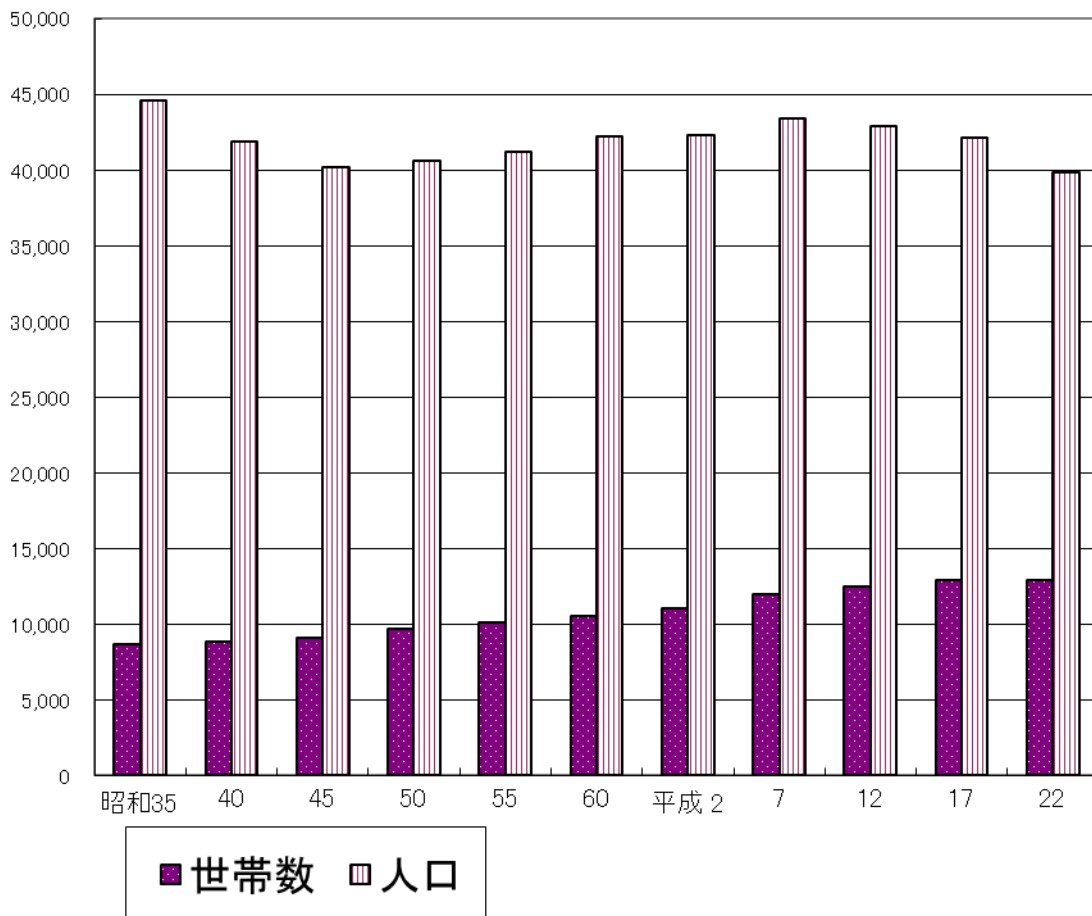
(1) 人口・世帯数の推移

本市の平成22年10月1日現在の人口（国勢調査）は39,814人で、平成7年までは微増傾向で推移してきたが、平成7年以降減少傾向に転じ、特に平成17年から22年にかけては2,192人とこれまでで最も多く減少している。

また、平成22年10月1日現在の世帯数（国勢調査）は12,873世帯で増加傾向にあるが、1世帯当たりの人員は年々減少傾向にあり、昭和60年の4.02人から平成22年には3.09人に減少している。

なお、地区別の人口構成は匝瑳市の85%の人口が低地又は、自然堤防等の砂堆（微高地）で生活しており、津波や水害等の災害リスクが高い地域に居住している市民が多い。

国勢調査における人口、世帯数の推移（昭和35年から平成22年まで）



（国勢調査）

(2) 年齢構成の推移

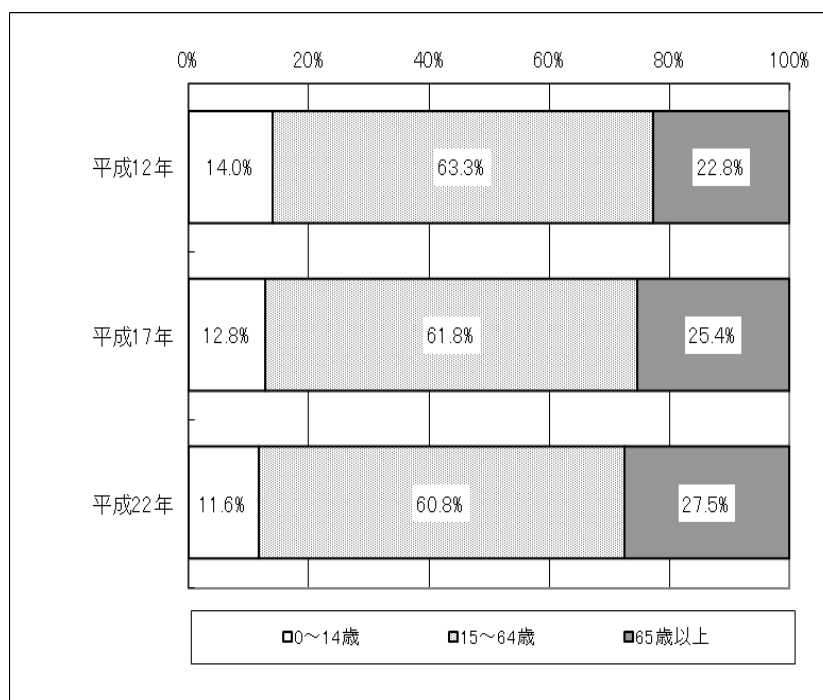
阪神・淡路大震災では、高齢者の死者の割合が全体の半数近くを占めたほか、東日本大震災でも60歳以上の死者数が全体の56%程度と、高齢者をはじめ障害者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者といわれる人々は、健常者に比べて災害時に死傷等の身体的被害にあう確率が極めて高くなることが明白となっている。

本市の平成22年現在の年齢構成をみると、年少人口（0～14歳）11.6%、生産年齢人口（15～64歳）60.8%、老年人口（65歳以上）27.5%となっており、平成12年から一貫して少子高齢化が進んでいる。

特に、本市の高齢化率は、県平均を上回る水準で年々上昇しており、今後も少子高齢化の傾向は続くものと予想される。

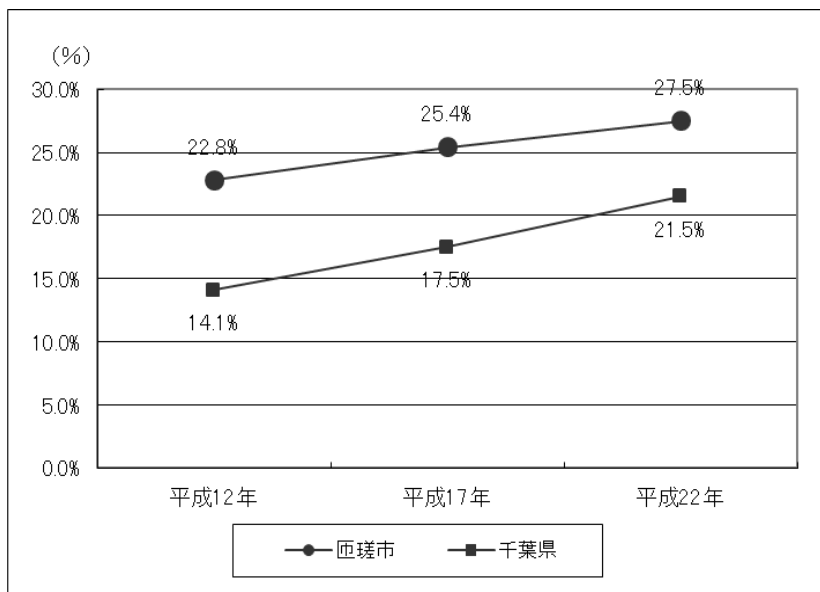
年齢3区分別人口の推移（単位：人）

	平成12年	平成17年	平成22年
0～14歳	5,980	5,357	4,632
15～64歳	27,101	25,851	24,177
65歳以上	9,753	10,618	10,952
合計	42,914	42,086	39,814



※総人口には年齢不詳人口が含まれている。（国勢調査）

匝瑳市と千葉県の高齢化率の推移



(国勢調査)

(3) 昼間人口と夜間人口

平成22年度の本市の昼間人口は37,938人で、総人口より1,876人少なくなっている。

なお、平成22年現在の本市に常住する就業者・通学者数は19,011人で、そのうち市外への通勤・通学者は11,107人となっている。

市の昼間人口と夜間人口 (平成22年)

総人口 (夜間人口)	昼間人口	昼間人口と夜間人口の差
39,814人	37,938人	1,876人

(国勢調査)

第4節 過去の災害

1 地震・津波災害

本市及びその周辺で地震・津波災害により過去に大きな被害を受けたのは、大正関東地震（1923年関東大震災）や元禄地震（1703年）の相模トラフ沿いの大規模地震などである。

また、最近では昭和62年（1987年）の千葉県東方沖地震や平成23年（2011年）の東北地方太平洋沖地震でも被害が発生している。

国の公表によると、大正関東地震（M7.9）や元禄地震（M8.2）などの相模トラフ沿いで発生するマグニチュード8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当またはそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は2,300年程度とされているが、南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生 の蓋然性が高い状況にある。

【第6編資料編 1 自然条件・災害履歴 千葉県が影響を受けた主な地震・津波履歴表】

2 水害

後背湿地や旧河道、台地内に発達する谷底低地や氾濫平野など洪水に対する災害リスクがある地形を抱えており、過去には多くの浸水害を伴う降雨災害が発生している。

昭和46年（1971年）9月の台風25号による大雨は千葉県下全域に影響を与え、旧八日市場市や旧野栄町は災害救助法の適用を受けるなど、その被害は甚大であった。

また、匝瑳・吉田・飯高地区の境界を流下する借当川周辺の谷底平野や、中央・豊栄・椿海地区に発達する後背湿地や谷底平野で浸水実績がある。

なお、中央や豊栄地区の浸水実績範囲は、国道126号又は国道296号に接する範囲にあたる。浸水実績がある道路沿いには市役所などの重要施設も多い。

【第6編資料編 1 自然条件・災害履歴 風水害履歴表】

3 風害

本市及びその周辺は、ダウンバーストや竜巻などの風による災害発生確率が高い地域であり、成田、山武、銚子等で発生するダウンバースト又は竜巻の一部は、本市を直撃することも想定される。

明治36年（1903年）8月13日の竜巻通過経路とその方向は、山武付近で発生した竜巻が本市まで移動し野手付近で消滅している。

また、平成19年（2007年）9月6日に本市の新堀で竜巻が発生し、八日市場ホ付近まで移動し消滅している。この竜巻によって、住家・非住家合わせて130軒以上の被害が発生した。

竜巻は、台地と低地の境界で積乱雲の発生→台地側から低地側への吹き降ろしという発生形態が考えられる。海風・陸風による積乱雲が発生しやすい地形を持つ本市の場合、風害に対する災害リスクは高いといえる。

【第6編資料編 1 自然条件・災害履歴 竜巻ダウンバースト履歴表】

4 土砂災害

匝瑳、豊和、吉田及び飯高地区等の台地部斜面は、土砂災害警戒区域等や急傾斜地崩壊危険箇所として指定されている斜面も多い。

崩壊の形態は、その多くがローム層と成田層の境界部で発生している。

このようなことから、匝瑳、豊和、吉田及び飯高地区は、土砂災害のリスクが高い地区といえる。

なお、匝瑳地区では、平成25年（2013年）10月の台風26号により、県道の一部が崩落した。

【第6編資料編 1 自然条件・災害履歴 土砂災害危険箇所等一覧】

—第2編 地震・津波対策編—

第1章 総論

本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、地震や津波による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

なお、本編は、平成23年3月に発生した東日本大震災において、東北地方だけでなく本市においても津波による被害が出たこと等を鑑み、津波対策の充実を期するため、平成25年度修正において従来の震災対策編を改称したものである。

第1節 地震・津波対策の基本的視点

本計画の基本的な視点は下記のとおりである。

- 1 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること。
- 2 東日本大震災をはじめとする過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること。
- 3 あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること。

第2節 想定地震と被害想定

1 想定地震

千葉県が過去に大きな被害を受けたのは、大正関東地震（1923年関東大震災）や元禄地震（1703年）の相模トラフ沿いの大規模地震である。また、最近では千葉県東方沖地震（1987年）や東北地方太平洋沖地震（2011年）でも広域に被害が発生している。

国の公表によると、大正関東地震（M7.9）や元禄地震（M8.2）などの相模トラフ沿いで発生するマグニチュード8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当またはそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は2,300年程度とされているが、南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生 の蓋然性が高い状況にある。

そのため、県では平成19年度に近い将来（今後100年程度以内）本県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの3つの地震を対象に阪神・淡路大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施したところである。

No.	想定地震名	マグニチュード	震源の深さ	地震のタイプ
1	東京湾北部地震	7.3	27.8 km	プレート境界
2	千葉県東方沖地震	6.8	43.0 km	プレート内部
3	三浦半島断層群による地震	6.9	14.4 km	活断層

なお、津波による被害予測は、別途、1677年の延宝地震と1703年の元禄地震を想定し、県土整備部が平成15～17年度に津波遡上計算結果を実施しており、これを用いている。

【想定ケース】

No.	季節：時刻	設定ケースの説明
1	冬5時	大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者数が最も多くなるケース。阪神・淡路大震災の発生時刻
2	冬18時	火器の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース
3	夏12時	大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース。関東大震災の発生時刻

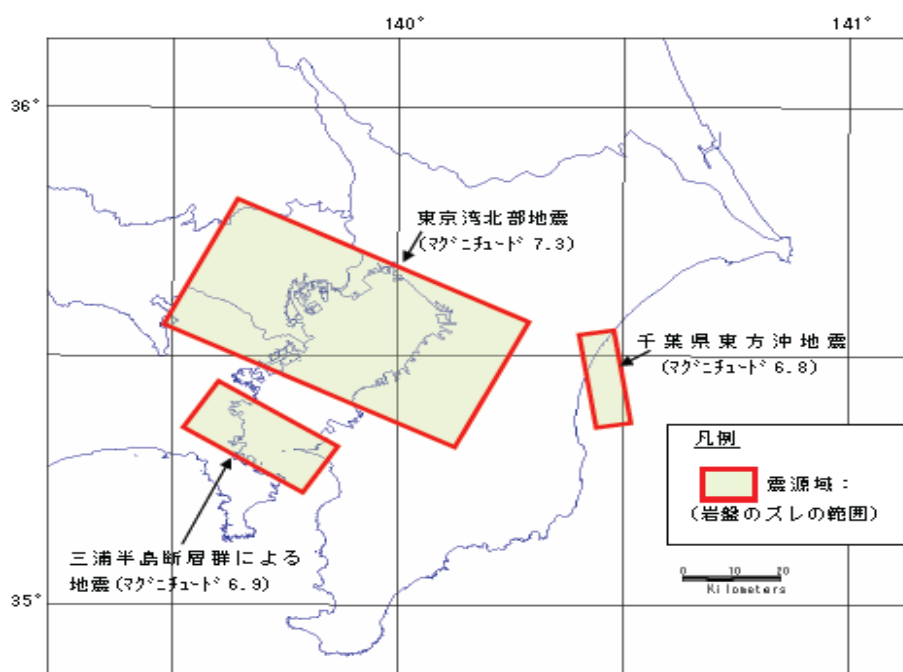
2 主な被害想定結果

本市における3つの想定地震の主な被害想定結果をみると、千葉県東方沖地震による被害が最も多く、死者・負傷者は30人を超え、全壊建物は20棟を超えるという被害結果が出ている。震度別面積率をみると、本市においては千葉県東方沖地震で市面積の85%が震度5強にみまわれる可能性があり、想定されている3つの地震の中でも最も被害が大きくなることが予想される。よって、一番大きな影響が生じる千葉県東方沖地震を想定地震とする。

【匝瑳市における主な被害想定結果（18時・風速9m）】

		東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群による地震
震度別面積率 (%)	5弱以下	7.4	1.5	10.0
	5強	2.6	8.5	0
	6弱	0	0	0
	6強	0	0	0
原因別建物全壊棟数 (棟)	揺れ	0	0	0
	液状化	1.3	1.2	0
	急傾斜地崩壊	5	9	0
	計	1.9	2.1	0
火災出火件数 (件)		0	0	0
死者 (人)		0	1	0
負傷者 (人)		1.3	3.1	1
避難者 (1日後) (人)		26.2	54.9	2
帰宅困難者 (12時) (人)		5,306	5,306	889
災害時要援護者死者数 (人)		0	0	0
自力脱出困難者 (人)		0	0	0
震災廃棄物 (万t)		0	0	0

※ 合計は、四捨五入の関係で合わない場合がある。



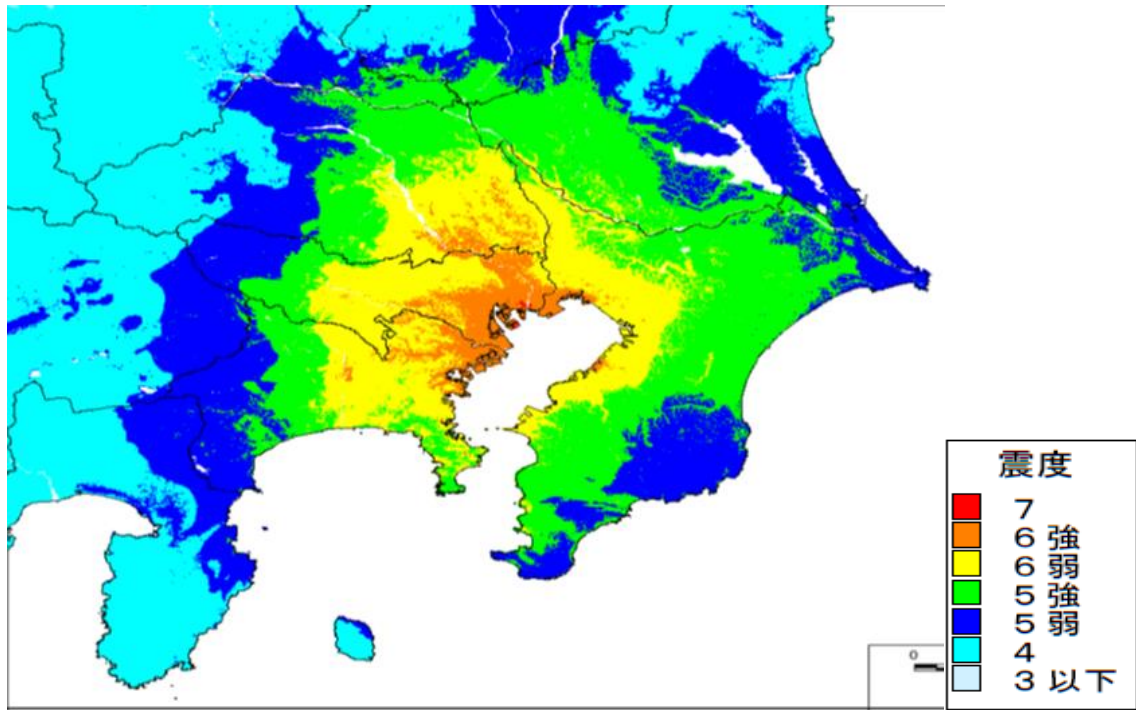
3 首都直下地震について

平成25年12月に中央防災会議がまとめた「首都直下地震の被害想定と対策について」によると、首都及びその周辺地域で発生した過去の地震の履歴から、元禄関東地震及び大正関東地震の発生前にはM7クラスの地震が複数回発生しており、元禄関東地震と大正関東地震の間を見ると、元禄関東地震の後70～80年間は比較的静穏で、その後、M7前後の地震が複数回発生する等、比較的活発な時期を経て大正関東地震が発生している。

また、大正関東地震から現在までの約90年間の地震活動は比較的静穏に経過しており、今後、次の関東地震の発生前までの期間に、M7クラスの地震が複数回発生することが想定される。

なお、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会（2004年）によると、南関東地域で

M7クラスの地震が発生する確率は30年間で70パーセントと推定されている。



平成25年12月中央防災会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ
【都心南部直下地震（プレート内）Mw7.3】

第3節 想定津波と被害想定

本市は、太平洋に面しており津波発生による被害を見過ごすことのできない地理的環境にある。

平成23年3月の東日本大震災（M9.0）では、東北地方の太平洋沿岸を中心に津波による甚大な被害が発生した。県内においても、旭市飯岡地区で痕跡から推定される最大津波高7.6m、九十九里地域（銚子市からいすみ市まで）で23.7㎥が浸水し、多くの家屋が流され14人の方が亡くなっている。

なお、本市における津波被害状況については、下記のとおりである。

【東日本大震災匝瑳市津波被害状況】

津波高	最大4.1m (約4m)	(痕跡の最大標高) 千葉県調査による数値 朝日新聞(平成24年3月14日掲載から)
浸水面積	1.14km ²	千葉県調査による数値
	2,131,859m ² (約2km ²)	国土交通省 被災現況調査による数値
床上、床下浸水	44棟	

1 津波被害予測

平成19年度に千葉県が公表した「千葉県地震被害想定調査結果報告書」による津波被害予測では、地震被害で想定している3つの地震（東京湾北部地震・千葉県東方沖地震・三浦半島断層群による地震）では、津波が顕著に発生しないことが予測されていることから、1677年の延宝地震と1703年の元禄地震を想定し、県土整備部が平成15～17年度に津波遡上計算結果を実施している。

本市では、元禄地震による津波被害想定において、新川河口付近で約7.8mの津波高が想定され、海岸付近は5m以上の津波が予想されていることから、大きな影響が生じる元禄地震による津波を想定津波とする。

2 主な被害想定結果

本市が平成24年度に実施した「防災アセスメント調査報告書」に基づく津波被害予測結果をみると、津波による被害予測は、全壊580棟、半壊1,504棟と約2,000棟以上もの被害予測が出されている。また、人的被害においても300人以上の死者数が予測され、交通機能（市道）も海岸地域を中心に失われる等、甚大な被害が予測されている。

【津波による建物被害予測】

被害区分	浸水深 (H)			
	木造		非木造	
全壊	$2.0\text{ m} \leq H$	580棟	—	—
半壊	$1.0\text{ m} \leq H < 2.0\text{ m}$	1,504棟	—	—
床上浸水	$0.5\text{ m} \leq H < 1\text{ m}$	824棟	$0.5\text{ m} \leq H$	346棟
床下浸水	$H < 0.5\text{ m}$	840棟	$H < 0.5\text{ m}$	133棟

【津波による人的被害予測】

死者数	305人
重傷者数	45人
中等傷者数	110人
負傷者数	156人

【津波による道路被害予測】

道路総延長 (m)	917,049
被害延長 (m)	96,550
被害率 (%)	10

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上（総務部、学校教育部、匝瑳市横芝光町消防組合）

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体及び財産を守るためには、防災関係機関による防災対策の推進とあわせて、市民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、地震についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、市は、防災関係機関と協力しながら、防災教育の推進に努めるとともに、被害想定等の実施を推進し、また、災害危険箇所の把握に努め、これらの調査結果等を基に、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及及び啓発活動を行い、市民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織及び各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これらの組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、震災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

1 防災教育

市は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的及び基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関等においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実を努める。

また、防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につける等、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

2 過去の災害教訓の伝承

県及び市は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3 防災広報の充実

平常時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につける等、自助・共助の取組みを強化するため、県、市をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

なお、震災知識の普及に当たっては、市民や防災関係者に周知すべき知識を重点的に知らしめる

ものとする。

(1) 自らの身を守るための知識

- ア 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策及び落下物防止対策
- イ 食料、飲料水等の備蓄及び救急用品等非常持出品の準備
- ウ 出火の防止及び初期消火の心得並びに住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置
- エ 緊急地震速報の活用方法
- オ 避難所、避難路及び避難時の心得
- カ 水道、電気、ガス及び電話等の震災時の心得
- キ 地域の地盤状況及び災害危険箇所
- ク 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む。）
- ケ 帰宅困難者の心得
- コ 地震保険の制度

(2) 地域防災力を向上させるための知識

- ア 救助救護の方法
- イ 自主防災活動の実施
- ウ 防災訓練の実施
- エ 企業の事業継続計画（BCP）

(3) その他一般的な知識

- ア 地震、津波及び液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
- イ 各防災機関の震災対策
- ウ 地域防災計画の概要

(4) 広報の方法

- ア 広報車、広報紙、ハザードマップ及びインターネット等あらゆる手段による広報
- イ 地域単位の訓練等を通じ防災に関する説明会等の開催

(5) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道をするに当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。また、昭和60年9月1日から実施されている「緊急警報放送」についても、必要な場合には協力を求め、市民への情報提供に努める。

4 自主防災体制の強化

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織等の共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、市民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、市民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市は、全地区で組織されている自主防災組織の活性化を図ることとし、日頃から

大地震が発生した場合を想定した訓練の実施等を推進するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。また、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画の策定を進めることとする。

市は、自主防災組織の機能強化を図るため、県との連携のもと、大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーター等、共助の中核となる人材育成を促進する。

自主防災組織は、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するため、積極的に女性の参画を推進する。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校及び地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、市は、県と協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織の主な活動形態は、下記のとおりである。

【自主防災組織の主な活動形態】

平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（防災意識の醸成及び家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴及びハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の備蓄及び保管管理（応急手当用医薬品及び消火用、救助用、防災資機材等の備蓄及び保管管理） 6 <u>避難行動要支援者対策</u>（<u>避難行動要支援者</u>の把握及び支援方法の整理等） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織、消防団、福祉団体、企業等との合同訓練及び学校等との避難所運営訓練）
発災時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示等） 2 出火防止及び初期消火 3 救出・救護（救出活動又は救護活動） 4 避難（避難誘導及び避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水、救援物資の配分及び炊き出し等）

【第6編資料編 7 その他 自主防災組織の構成状況】

(2) 事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

匝瑳市横芝光町消防組合（以下「消防組合」という。）は、学校及び病院等の多数の人が出入りする施設について、管理権原者は防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うので、出火の防止及び初期消火体制の強化等を指導する。

また、雑居ビル等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施及び階段等避

難上必要な施設の管理を行うので、消防組合は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

なお、管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防災管理者を協議して選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施を行うので、消防組合は事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

イ 危険物施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合には周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防組合は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

ウ 中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

5 防災訓練の充実

震災時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や市民との協力体制の確立に重点をおいた防災訓練を実施する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、通信又は交通の途絶、停電等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められる等、実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

(1) 市

災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、市が中心となり、消防組合、自主防災組織及び教育機関等と連携し、防災訓練を実施する。

また、震災時における消火活動や救急救助活動の能力向上を図るため、消防大学校や県消防学校において、消防職員及び消防団員等へ必要な教育訓練を行う。

ア 災害対策本部訓練

職員の非常参集、被害情報の収集、伝達、防災関係機関への連絡等及び災害対策本部の設置運営に係る訓練を実施する。

イ 災害対策本部非常参集訓練

初動体制の早期確立を図るため、災害対策本部職員の非常参集訓練を実施する。

ウ 総合防災訓練

市は、防災関係機関と緊密な連携協力のもとに総合的な防災訓練を実施し、市民及び自主防災組織等関係組織と一体となり、緊急救出、応急救護、消火及び情報受伝達等の防災活動を行うことにより、防災に関する協力と理解を深め、防災体制の強化を図る。

なお、総合防災訓練は、毎年9月下旬に実施する。

(2) 各関係機関の訓練

関係機関の協力によって災害予防の万全を期するため、下記に掲げる訓練を単独又は共同して随時実施する。

ア 図上訓練

イ 実地訓練

- (ア) 通信訓練
- (イ) 水防訓練
- (ウ) 消防訓練
- (エ) 災害救助訓練
- (オ) 水難訓練
- (カ) 救護訓練
- (キ) 災害応急復旧訓練
- (ク) 津波避難訓練
- (ケ) 帰宅困難者対策訓練

第2節 津波災害予防対策（総務部）

1 総合的な津波対策の基本的な考え方

津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講ずる。

海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、市民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、防波堤や土手及び保安林等のハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

2 津波広報、教育、訓練計画

（1）津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成

ア 市民自らの取組み

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、津波で命を落とさないためには、一人ひとりが迅速かつ自主的に高いところに避難することが原則である。

そのため、市民は、日頃から津波避難訓練への参加や津波ハザードマップ等により、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認するとともに、自治会や自主防災組織等の自主的な避難体制や避難行動要支援者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難指示等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

イ 市の取組み

津波発生時に刻々と変わる状況に市民等が的確な避難行動を取ることができよう、以下の内容について、広報そうさ、パンフレット、インターネット等の多種多様な広報媒体を活用し周知するとともに、防災教育、防災訓練及び講演会等のあらゆる機会をとらえて、分かりやすい広報・啓発に取り組み、津波防災意識の向上を図る。

（ア）地震・津波に関する正確な知識

- a 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること。
- b 津波は、繰り返し襲ってくること。
- c 第一波が最大とは限らないこと。
- d 津波は、地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくること。
- e 強い揺れを伴わず危険を体感しないままに押し寄せる津波地震や遠地地震の発生があること。

（イ）津波シミュレーションの結果

県が行った津波シミュレーションの結果（津波到達時間、津波高、浸水域及び陸域を遡上する時間等）や、地盤標高図及び津波高と被害の関係をわかりやすく情報発信する。

また、観光客等が津波浸水予測図や津波に関する情報を入手しやすくするため、携帯電話やスマートフォン等の活用を検討する。

なお、津波避難のための津波浸水予測図は、気象庁の津波警報区分に合わせて作成しているが、自然は大きな不確実性を伴うため、想定以上の津波が襲ってくる可能性があること等を周知する。

（ウ）津波警報に関する情報及び知識

- a 気象庁が発表する津波注意報及び津波警報の内容と想定される被害並びに取るべき行動
- b 津波警報等は、津波予報区内で一番高い津波の予測に基づいて発表されること。
- c 津波到達時間も同様に津波予報区内のどこかに一番早く津波が到達する時間の予測に基づいて発表されること。
- d 津波の複雑な特徴や予想技術の限界から、危険を回避するために安全サイドに立った警報が必要であること。
- e 気象庁の発表より津波が高くなることや早く津波が到達する場合もあること。

(エ) 特別警報に関する情報及び知識

- a 気象庁が発表する特別警報の内容と想定される被害及び取るべき行動。
- b 特別警報は、警報の基準をはるかに超える現象に対して発表し、ただちに高台などの安全な場所へ避難する等、命を守る行動をとる必要があること。
- c 特別警報は、津波が内陸まで影響が及ぶ大津波（津波の高さ3m超）のおそれが高いときに発表されること。
- d 津波に関する特別警報の発表は、市町村単位ではなく海岸線に沿った「津波予報区」に対して行われること。
- e 特別警報が発表されていないからといって安心することは禁物であること。

(オ) 津波避難行動に関する知識

- a 強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- b 過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと。
- c 自ら迷わず率先して避難行動をとることが地域住民の避難を促すこと。
- d 津波は、河川を遡上するため河川から離れること。

(カ) 地震及び津波への備え

いつ地震及び津波が発生するかわからないため、家の耐震化や家具の固定、日頃から3日分以上の食料、飲料水の備蓄や非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ及び乾電池等）の準備、避難場所の確認、家族で避難方法や連絡方法の確認について広報及び啓発する。

(2) 防災教育の推進

学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発する等して、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

なお、過去の津波被害の教訓については、映像や体験談をまとめ、防災教育等に活用する等、長期的視点にたって広く市民に伝承されていくよう努める。

(3) 津波避難訓練の実施

市、市民、自主防災組織及び事業所等が一体となった実践的な津波避難訓練を実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化及び市民等の適切な避難行動等、防災体制の確立に努める。

また、訓練は県、市町村単位又は市町村域を越えた単位の訓練や自治会等単位の地域訓練等があるが、特に夜間を想定した避難誘導の実施等、実践的な訓練を検討する。

なお、実施に際しては、自主防災組織、近隣住民等や要配慮者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求める。

(4) 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児その他の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

3 津波避難対策

(1) ハザードマップの作成・周知

市は、県の津波浸水予測図等を活用したハザードマップを作成し、市民等への周知を図る。

なお、ハザードマップが市民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用する等、効果的な周知に努めるとともに、自然は不確実性を伴うため想定以上の津波が押し寄せる場合があることを市民に丁寧に広報する。

(2) 津波避難体制の確立

市は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討会報告書」等を基に、市の避難対策を明らかにし、いざ津波が発生した場合に行政と市民が迅速かつ的確に行動することができるよう「匝瑳市津波避難計画」を平成24年1月に策定した。当該計画が常に実効的な計画であるため、必要に応じて適宜修正を図っていく。

ア 避難指示

市は、避難指示の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示ができる組織体制の整備を図る。

なお、避難指示にあたっては、下記の事項に留意するとともに、あらかじめ市民等に避難指示等の内容について周知を図るものとする。

(ア) 気象庁から津波警報等が発表されたときには、市長は避難対象地域にいる市民等に対して、直ちに高台等の安全な場所に避難するよう指示するものとする。

(イ) 停電や通信途絶等により、気象庁の津波警報等を適時に受け取ることができない状況においては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ市長が、必要と認めるときは、直ちに安全な場所に避難するよう指示をするものとする

(ウ) 我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市は、この「遠地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備情報、避難勧告の発令を検討するものとする。

イ 市民等の避難誘導體制

(ア) 地震又は津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷及び渋滞や交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。

(イ) 避難する市民の安全確保はもちろんのこと、消防職団員、警察官及び市職員等の防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導に当たる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導するものとする。

- (ウ) 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供し、避難支援のための個別計画の策定に努めるとともに、上記（ア）及び（イ）の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。
- (エ) 市は、避難所等の案内看板や避難誘導標識等の整備に努める。
- (オ) 自治会及び自主防災組織等による避難誘導體制の確立等、安全の確保を前提に市の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。
- (3) 市の津波情報受伝達体制の確立
- ア 津波情報受伝達対策
- 市は、休日、夜間等の勤務時間外における迅速な情報伝達及び関係職員の早期参集体制の確立に努める。
- イ 市民等への情報伝達体制の確立
- 市民等が迅速に避難行動をとる必要があることから、市はあらゆる広報伝達媒体（防災行政無線、広報車、サイレン及び緊急速報メール等）や組織等を活用し、市民等への津波警報等の迅速かつ確かな伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容についてあらかじめ検討しておくものとする。
- (ア) 防災行政無線の整備活用
- 市民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ、確実に実施するため、防災行政無線の整備拡充及び更新に努める。
- また、無線機は発災時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、デジタル化等の高度化、バッテリーを内蔵する物を整備し、避難所となる各公共施設へ通信機の配備、非常電源の容量確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設の検討等に努める。
- (イ) 多様な伝達手段の確保
- 全国瞬時警報システム（（J－ALERT）以下「J－ALERT」という。）は、本市においても整備済みである。J－ALERTの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用並びにエリアメール及び緊急速報メール、衛星携帯電話及びワンセグ、スマートフォン等のあらゆる情報手段の活用を検討する。
- (ウ) 地域団体等の自主的情報伝達
- 市民等に対する情報伝達がなされた時に、これに敏速に呼応して消防団及び自主防災組織等が自主的に情報伝達できる組織体制の指導育成に努める。
- (エ) 海岸線等への情報伝達
- 海岸線付近の観光地、海水浴場等に対する迅速かつ、効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、各管理者等が自主的に観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。
- (オ) 市町村間の連携
- 市は、津波被害等により市町村の行政活動が麻痺又は著しく低下した場合における市民等への情報伝達の手段等を確保するため、平常時から近隣市町村との連携や情報共有に努める。
- (4) 津波避難タワーの整備
- 市が東日本大震災によって受けた津波は最大4.1mの高さであり、海岸地域は海拔3～5m程度のところが多く、津波避難ビルに指定できる施設もないため、要配慮者等のように一人

で高台へ避難することが困難な市民等に対する津波避難対策が必要不可欠である。

このため、津波に対する一時的な緊急避難施設として津波避難タワーを整備する。

なお、当該施設の効果的な活用を図るため、案内看板や避難者が利用する応急的な備蓄品も併せて整備するよう努める。

(5) 防災カメラの設置

津波情報を迅速かつ安全に収集するため、海岸地区への防災カメラの設置に努める。

4 津波防護施設等の整備

(1) 海岸保全施設及び河川堤防の整備

国の中央防災会議「東日本大震災を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告では、今後の津波対策を構築するに当たっては、基本的に以下の2つのレベルの津波対策を想定する必要があるとされている。

ア 市民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波であり、発生頻度の極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

イ 防波堤等構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波で、数十年から百数十年に一度、来襲すると想定される津波

海岸保全施設は、今まで、侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、その規模を超える津波に対してはソフト対策で対応することとしていたが、東日本大震災による津波により、九十九里浜を中心に甚大な被害が発生したことから、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」を変更し、発生頻度の高い津波から防護するための海岸保全施設等の整備を海岸の利用形態や環境面に配慮しながら、地元の意見を踏まえて実施する。

河川堤防については、河川を津波が遡上し、被害の発生が想定されることから、海岸保全施設の整備と合わせて堤防の嵩上げ及び構造強化等を必要に応じて実施する。

以上の内容を踏まえた上で、市は防潮堤や河川堤防等の津波防護施設について、国、県に整備促進の働きかけを行う。

【第6編資料編 1 自然条件・災害履歴 海岸保全区域、海岸保全施設等の高さの目安】

(2) 排水機場の運用

東日本大震災において、新堀川排水機場の水門操作が迅速に行えなかったことにより、津波の遡上により家屋等の被害を受けたところであるが、津波警報及び特別警報（大津波警報）発令時に排水機場を操作することは、水門操作員の人命を脅かすこととなるため、同警報発令時は原則、警報が解除され、安全が確保されるまで、排水機場での応急対応を行わない。

このことから、職員が現地対応をせずに水門が開閉できるよう、遠隔制御による開閉システムの構築及び排水機場の改修等に努める。

(3) 避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備

市は、「千葉県津波避難計画策定指針」や国の「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成17年度）」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成23年度）」等を基に、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定及び整備に努める。

なお、専ら避難生活を送る場所として指定された避難所と、津波等からの緊急一時的に避難する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて市民への周知徹底を図る。

第3節 火災予防対策（総務部、都市部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

大正関東地震による死亡者の9割弱が火災を原因とするものであり、現在も木造密集市街地で同時に多発する火災による二次災害の危険性は高い。また、都市化の進展した市街地では、可燃物の密集、ガソリン等各種危険物の貯蔵・取扱量の増大、木造密集市街地の拡大等、関東地震時以上に危険要因が増えている。

今後、起こりうる首都直下地震等の大地震には、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えることが重要であり、一般家庭や危険物施設等への指導による出火防止や建築物の不燃化促進等を実施する。

1 地震火災の防止

(1) 出火の防止

ア 一般家庭に対する指導

一般家庭内における出火を防止するため消防組合は、自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行うこととし、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が市内全ての住宅に適正に設置されるよう普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発を行う等、出火防止対策を推進する。

イ 防火対象物の防火管理体制の確立

消防組合は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

ウ 火災予防に係る立入検査の強化指導

消防組合は、消防法第4条の規定による立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期する。

エ 危険物施設等の保安監督の指導

消防組合は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。また、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

オ 化学薬品等の出火防止

消防組合は、化学薬品を取り扱う学校、病院及び薬局等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化の指導を行う。

カ 消防同意制度の活用

消防組合は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安

全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

(2) 初期消火

ア 市及び消防組合は家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

イ 市及び消防組合は、市民に対して初期消火に関する知識及び技術の普及を図るとともに自主防災組織を指導する。

(3) 延焼拡大の防止

ア 消防水利の整備

震災時においては、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、市は、耐震性防火水槽等の整備や、自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

イ 市街地における空中消火の検討

市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、市及び消防組合は「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成21年3月）」を基に、市街地における空中消火について検討する。

2 建築物不燃化の促進

(1) 建築物の防火規制

市街地における延焼防止を以下により推進する。

ア 防火、準防火地域の指定

本市には、防火地域に指定されている地域はないが、準防火地域に指定されている地域が9.0haある（都市計画決定昭和59年1月31日）。

市は、建築物が密集し、震災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

イ 防火、準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条によるいわゆる屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(2) 都市防災不燃化促進事業

大規模な地震等に伴い発生する火災から市民の生命及び財産を守るため、避難地、避難路、及び延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

(3) 防火地域・準防火地域内の建築規制（建築基準法）

	対 象	構 造	
防 火 地 域	1 階数が3以上又は延べ面積が100㎡を超える建築物	3に掲げる建築物を除く	耐火建築物
	2 その他の建築物		耐火建築物又は準耐火建築物
	3 (1) 外壁及び軒裏が防火構造で、延べ面積が50㎡以内の平屋建ての附属建築物 (2) 卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものなど (3) 高さ2mを超える門又は扉で、不燃材料で造り又は覆われたもの (4) 高さ2m以下の門又は扉		制限なし
	4 看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3mを超えるもの		主要部分を不燃材料で造り又はおおう。
準 防 火 地 域	1 地階を除く階数が、4以上又は延べ面積が1,500㎡を超える建築物	卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものなど	耐火建築物
	2 延べ面積が500㎡を超え1,500㎡以下の建築物		耐火建築物又は準耐火建築物
	3 地階を除く階数が3である建築物		耐火建築物、準耐火建築物又は防火上必要な政令で定める技術基準に適合する建築物
	4 1、2、3以外の木造建築物	外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分 高さ2mを超える附属の門又は扉で延焼のおそれのある部分	防火構造 不燃材料で造るか、おおう。
防火地域、準防火地域内にある建築物に対するその他の制限			
1 屋根……防火地域又は準防火地域においては、建築物の屋根で耐火構造又は準耐火構造でないものは、不燃材料で造り、又はふかなければならない。（建築基準法第63条）			
2 開口部……防火地域又は準防火地域にある建築物で、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものは、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、政令で定める構造の防火戸その他の防火設備を設けなければならない。（建築基準法第64条）			
3 外壁部……防火地域又は準防火地域にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。（建築基準法第65条）			

3 防災空間の整備・拡大

(1) 公園の整備

公園は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所又は延焼を防止するオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

このため、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、併せて火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

(2) 幹線道路の整備

道路は、人や支援物資等を輸送する交通機能のみならず震災時には、火災の延焼防止機能も有している。道路の新設又は拡幅は、オープンスペースとして火災の延焼を防止する等、災害に強い街づくりに貢献するところが大きい。

このため、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

第4節 消防計画（総務部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

大規模災害、特殊災害等の各種災害の発生に対処するため、高度な技術、資機材等、消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町相互間の応援体制等の推進を図る。

1 消防体制・施設の強化

（1）常備消防の強化

市は、消防力を最大限有効に活用するため、訓練の徹底に努め、体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。また、県は、大規模災害の発生に対処するために市が整備する高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備を拡充するため財政支援を行っていくものとする。

（2）消防団の充実・強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

県は、市と連携して消防団の活性化を推進し、消防団活動に関する普及・啓発活動を実施するとともに、消防団の施設・設備に対し、必要に応じ支援する。

【第6編資料編 2 条例・拠点関連 匝瑳市消防団組織図】

（3）消防団員の確保

市は消防団員の確保のため、下記の点に留意する。

- ア 消防団に関する市民意識の高揚
- イ 消防団員の装備品及び処遇の改善
- ウ 消防団の施設・設備の改善

（4）消防施設の整備

市は、県の支援のもと、消防施設強化事業を行う。

- ア 消防ポンプ車等、水利等消防施設の現況の把握
- イ 消防力の強化を図るため、消防ポンプ車等の更新・強化に努める。

2 消防職員、団員等の教育訓練

消防組合等は、消防大学校及び県消防学校において行う教育訓練に参加するよう努める。

なお、県が市原市に新たに整備する消防学校については、訓練機能を大幅に強化し、あらゆる災害に対応できる高い能力を持った消防職・団員の育成を目指すものとする。

（1）消防大学校での教育訓練

幹部として必要な教育訓練を行う。

（2）県消防学校での教育訓練（「消防学校の教育訓練の基準」（総務省消防庁）に基づく教育訓練）

ア 消防職員

- （ア）初任教育
- （イ）専科教育
- （ウ）幹部教育
- （エ）特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、救急救命士処置範囲拡大2行為講習）

イ 消防団員

- (ア) 基礎教育（新任科）
- (イ) 専科教育（警防科）
- (ウ) 幹部教育（指揮幹部科現場指揮課程、指揮幹部科分団指揮課程）
- (エ) 特別教育（指導員科、訓練指導科、女性消防団員科、一日入校及び現地教育）

ウ 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

エ 災害救援ボランティア

災害時に災害救援活動を行うボランティアに必要な消防分野に係る知識及び技能の習得について、講師の派遣等の協力を行う。

3 市町村相互の応援体制

消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、運営の推進を図るとともに、市においては、他市町との相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度に策定した「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

4 消防思想の普及

- (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
- (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。（各1週間）
- (3) 県消防大会及び県操法大会を開催して、消防職員・団員の士気の高揚を図る。
- (4) 各種講習会等を開催する。
- (5) 下記関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

公益財団法人千葉県消防協会 一般社団法人千葉県危険物安全協会連合会 千葉県少年婦人防火委員会 一般社団法人千葉県消防設備協会

なお、住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

5 消防体制の推進

特に下記の項目について推進を図る。

- (1) 消防組織の整備強化
家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災等の予警報計画
- (4) 消防職員及び団員招集計画
- (5) 出動計画
- (6) 応援部隊受入誘導計画
- (7) 特殊地域の消防計画

ア 特殊建物及び施設の多い地域の計画

- (ア) 密集地域の計画
 - (イ) 重要文化財の計画
 - (ウ) バラック建物等の地域の計画
 - (エ) 重要建物及び施設の計画
 - (オ) 地下構造物及び施設の計画
 - (カ) その他
- イ 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画
 - ウ 港湾等沿岸地域の計画
 - エ 急傾斜地域の計画
 - オ その他
- (8) 異常時の消防計画
 - ア 強風時の計画
 - イ 乾燥時の計画
 - ウ 飛火警戒の計画
 - エ 断水又は減水時の水利計画
 - (9) その他の消防計画
 - ア 林野火災の計画
 - イ 車両火災の計画
 - ウ 船舶火災の計画
 - (10) 消防訓練計画
 - ア 機械器具操法訓練
 - イ 機関運用及び放水演習
 - ウ 自動車操縦訓練
 - エ 非常招集訓練
 - オ 飛火警戒訓練
 - カ 通信連絡訓練
 - キ 破壊消防訓練
 - ク 林野火災防御訓練
 - ケ 車両火災防御訓練
 - コ 船舶火災防御訓練
 - (11) 火災予防計画
 - ア 防火思想普及計画
 - イ 予防査察計画

第5節 建築物の耐震化等の推進（総務部、環境生活部、建設部、都市部、匝瑳市横芝光町消防組合）

昭和30年代以降の急激な都市への人口及び産業の集中により、既成市街地の中には、道路・公園等の都市基盤の整備が不足し、かつ、老朽建築物が多い木造密集市街地が相当数存在しており、建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがある。

また、建築基準法の耐震基準に適合しない既存建築物、ブロック塀や落下物等、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

なお、東日本大震災においても、水道、電気、ガス等のライフライン等の一部が寸断したことから、各施設の耐震性について、さらに強化を図るものとする。

1 市街地の整備

建築物の倒壊等の集中的被害を防ぐため、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新等が図られる土地区画整理事業等により防災上安全性の高い市街地形成の推進を図り、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を推進する。

2 建築物等の耐震対策

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震性向上に向けた改修の促進

阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築された、比較的古い建築物に大きな被害が集中した。こうした事態に対処するため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図ることは、引き続き重要な課題である。

そのため、市は県と調整の上、計画的かつ総合的に市全域の既存建築物の耐震診断・耐震改修（以下「耐震改修等」という。）の促進を図っていく必要がある。

一方で、建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震改修等を積極的に努めるよう、指導を徹底していく必要がある。

そこで、県及び市は、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等々の体制や環境の整備を図る施策を推進するとともに、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）（平成17年一部改正）の活用及び「千葉県耐震改修促進計画」（平成19年3月策定）に沿い、耐震改修促進計画を策定し、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努める。

また、県及び市は、それらの建築物に関しては、情報の共有化を図るためのデータベースを整備し、耐震改修等の進捗管理に努める。

さらに、同法に基づき、耐震診断を行いその結果を報告することが義務付けられている大規模な建築物等の所有者に対しては、その着実な実施のために必要な支援を行う。

なお、緊急性の高い施設とは、以下の既存建築物とする。

ア 用途や規模等の特性によって設定する建築物

(ア) 被災時にその機能確保が求められる建築物

例：避難施設、救護・救援施設、災害復旧拠点施設及びライフライン管理施設等

(イ) 高齢者、身体障害者等要配慮者が利用する建築物

例：社会福祉施設及び老人保健施設等

- (ウ) 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で定める特定建築物
例：百貨店、劇場及び映画館等
- イ 県及び市が震災時の避難、救援復旧活動等に使用する道路等として定めた以下の沿道区域内等に在する建築物
 - (ア) 「災害時における避難所運営の手引き」に基づく避難路の沿道区域や避難地の周辺区域
 - (イ) 匝瑳市地域防災計画及び千葉県地域防災計画に基づく緊急輸送道路の沿道区域
 - (ウ) 自然水利に面する道路の沿道区域
- ウ 震災時に大きな被害が想定される比較的古い木造住宅が密集する市街地等の建築物
【第6編資料編 2 条例・拠点関連 匝瑳市木造住宅耐震診断補助金交付要綱】
- (2) 教育施設の耐震化
 - ア 学校施設等の耐震化の推進
学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習及び生活の場、かつ、災害時には市民等の避難所としての役割を持つことから、市が設置する学校施設等について、計画的に耐震化を進めていく。
 - イ 私立学校施設の耐震化の促進
私立学校に対して国及び県の補助制度や日本私立学校振興・共済事業団の融資制度を活用し、速やかに校舎等の耐震化を進めるよう指導する。
 - ウ 体育施設の耐震化
市は、市民等の避難所になる体育施設等について耐震性能の向上を推進する。
- (3) ブロック塀等の安全対策
 - ア ブロック塀等の倒壊・落下防止
 - (ア) 市は、「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（昭和58年9月制定）に基づき、県と連携して、適正な築造方法の啓発・普及に努めるとともに、既設のブロック塀等の所有者・管理者に対して倒壊を防止し、安全を確保するため必要な助言又は指導に努める。
 - (イ) 市は、「千葉県屋外広告物条例」に基づき、倒壊や落下により公衆に危害を及ぼすことがないように、屋外広告物の設置者及び管理者に対し、補修等必要な管理を行い、良好な状態を保持するよう啓発に努める。
- (4) 落下物防止対策
 - ア 「千葉県落下物防止指導指針」（平成2年11月制定）に基づき、建築物の窓ガラス、袖看板等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及、建築物の所有者等への啓発等に努める。
 - イ 商業地域等の人通りの多い道路や市が定める震災時の避難路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス、袖看板等の落下による危険性のあるものについては、建築物の所有者等に対して、適切な改修や補修の指導を行う。
- (5) 家具・大型家電の転倒防止
市は、ホームページ、広報そうさ及び市民対象の各種イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性を啓発する。
- (6) 建築防災体制の整備と安全対策の啓発

地震による建築物等の損壊や損壊に起因した二次的な人や物への被害を未然に防止するための施策を、市全域に的確かつ円滑に推進するとともに、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

ア 連絡協議会の運用

市は、建築防災にかかる諸施策の推進のため、千葉県建築防災対策連絡協議会（県及び県下54市町村で構成、平成7年5月設立）の活動の充実及び既存建築物の耐震診断・改修の促進や応急危険度判定支援体制の確立を図るため、県に協力する。

イ 安全対策の啓発

県及び市は、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

3 ライフライン等の耐震対策

震災時、ライフライン等の施設が被害を受けると生活機能を麻痺させるばかりではなく、応急対策を実施する上での大きな障害の要因となる。

阪神・淡路大震災では、水道、電気、ガス及び電話等の各施設が大きな被害を受けた。さらに、東日本大震災では、本市においても上水道、電気、ガス等の各施設が大きな被害を受け、被災者の生活に多大な影響を及ぼした。

これらのことから、各施設の耐震性の強化を図り地震に強いライフラインづくりを行っていく。

また、南関東地域に大地震が発生した場合におけるライフライン機能の確保対策を推進するため「千葉県ライフライン対策連絡協議会」等においてライフライン対策の連携を強化する。

(1) 水道施設（八匠水道企業団・九十九里地域水道企業団）

本市の水道施設には、八匠水道企業団及び九十九里地域水道企業団の水道事業がある。水道事業の既存施設の中には老朽化による更新又は補強が必要な施設等があるので、下記のとおり施設の耐震化を進め防災対策の一層の充実を図る。

ア 耐震化の指標作成

水道施設の耐震化について目標年度を定め、耐震性、重要性等による優先度を加味した事業推進の計画作成を指導する。

イ 緊急を要する対策

耐震性の観点から石綿セメント管や老朽施設等について、緊急に補強又は更新を行う。

ウ 速やかに復旧できる水道づくり

被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、自家用発電設備等、施設の整備補強及び複数系統化等の水道システムとしての耐震性の向上を図るよう指導する。

エ 広域的バックアップ体制の整備等

広域的バックアップ体制の整備や緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも市民に水を供給できる機能を持つ水道とする。

オ 水道事業体の施設整備計画

(ア) 緊急時給水拠点の確保

(イ) 緊急遮断弁の設置

(ウ) 緊急連絡管の整備

- (エ) 水源の耐震化対策
- (2) 電気施設（東京電力株式会社）
 - ア 災害予防計画目標
 - 建物については建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む。）については道路橋設計示方書等の基準水平震度とする。
 - イ 防災施設の現況
 - (ア) 変電設備
 - 最近の標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度0.3～0.5G、機器基礎の耐震設計は水平加速度0.2Gを下限値とし、地域別、地盤別、構造種別及び重要度別の各系数により補正している。
 - 建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。
 - (イ) 送電設備
 - 架空送電設備に対する地震力の影響は風圧荷重によるものに比べ小さいため、地震荷重についてはその検討を一般に省略している。ただし、軟弱地盤や活断層付近に支持物を布設する場合は、地盤の変動・破壊に起因する被害を受けるおそれがあるためその地盤に応じた適切な対策を実施している。
 - また、地中送電設備では154KV以上のケーブルヘッドについては水平加速度0.3G、共振正弦3波に耐えるよう耐震設計を行っている。
 - (ウ) 配電設備
 - 震度6（水平最大加速度0.3G）の地震に対し、おおむね送電可能な設備である。
 - (エ) 通信設備
 - 水平加速度0.5Gに耐えるよう機器を整備している。
 - ウ 保守・点検
 - 電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、更に事故の未然防止を図るために定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。
- (3) ガス施設
 - 設備及び施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会及び土木学会の諸基準並びに日本ガス協会基準に基づいている。
 - 各施設の安全化のための対策は、下記のとおりである。
 - ア 製造施設
 - (ア) 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。
 - (イ) 緊急遮断弁、防消火設備及び防液堤の設置及び保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。
 - イ 供給施設
 - (ア) 新設設備は、ガス事業法「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強等を行っている。
 - a ガスホルダーやガス導管の設計は、地震力を考慮して設計しているほか、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮して設置している。

b ガス導管材料は高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手・構造等を採用し、耐震性の向上に努めている。

特に、低圧導管においては、地盤変位を吸収し、地震による損傷を最小限に食い止めるポリエチレン管（PE管）を採用している。

(イ) 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化、放散塔による中圧導管の緊急減圧措置を行う。

a 導管網のブロック化

地震発生時に被災地区への供給確保及び早期復旧を進めるため、供給区域をブロック化している。

(ウ) 放散塔の設置

地震時のガスによる二次災害を防止するため、中圧導管の管内ガスを安全に空中放散する必要があることから、工場、整圧所及び幹線ステーション等に放散塔を設置している。

ウ 通信施設

ループ化された固定無線回線の整備及び可搬型無線回線の整備を行っている。なお、固定局のアンテナ類は耐震設計がなされている。

エ その他の安全設備

(ア) 地震計の設置

地震発生時、各地の地震動が把握できるよう工場・整圧所及び幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナには、S Iセンサーの設置を行っている。

(イ) 安全装置付ガスメーターの設置

二次災害を防止するため、200ガル以上の地震時にガスを遮断する安全システム（マイコンメーター）の普及促進に努めている。

(4) 電話施設（東日本電信電話株式会社）

ア 建物設備

建築基準法による、耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6（弱・強）に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。

イ 局外設備

(ア) 土木設備

a マンホール・ハンドホール及び埋設管路から構成されており、管路の接続には、離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高めている。

b 構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。

c 耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

(イ) 線路設備

a 中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進する。

b 幹線系ルートは、プライオリティー付けを行い、高規格な中口径管路・とう洞に収容し、設備の耐震性強化を図る。

ウ 局内設備

(ア) 交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入を促進し、耐震性の強化を図る。

(イ) 通信設備の周辺装置（パソコン等）については、転倒防止対策を実施する。

エ その他

震度4以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

4 道路及び交通施設の安全化

道路及び鉄道等は、市街地内はもとより、都市間相互を連絡し、生活や経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。

(1) 災害に強い道づくり

道路は、震災時において救援救護活動、緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を実施し、安全確保に努めるとともに、リダンダンシー（多重化による代替性）を確保するための道路ネットワークの強化を図る等、災害に強い道路等の整備に努める。

市管理の避難路等の整備については、地震直後から発生する緊急輸送が円滑に行われるよう、後述の道路橋梁防災計画の実施のほか、線形不良や隘路区間等を改善するため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進し、災害に強い道づくりに努める。

(2) 道路橋梁防災計画

ア 橋梁については、平成8年11月1日付けで国土交通省から通知があり、改訂された道路橋示方書に基づき、緊急度の高い橋梁から順次耐震対策を実施していく。

イ 道路については、特に崩落等の危険性のある法面について、安全対策を実施していく。

ウ 特に緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう、橋梁の耐震対策や法面の安全対策を最優先に実施していく。

(3) 鉄道施設（東日本旅客鉄道株式会社）

ア 施設の耐震性

鉄道施設の耐震補強については、「既存鉄道施設の耐震補強に関する指針」、「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」に基づき実施するものとする。

(ア) 耐震列車防護装置の整備

地震時に運転中の列車を速やかに停止させるための、耐震列車防護装置の改良を行っている。

(イ) 構造物の耐震化

防災工事に耐震性を考慮した線区防災強化を推進している。

5 高圧ガス施設及び危険物施設等の安全化

(1) 液化石油ガス関係

ア 消費者の保安対策

県は、販売業者等に対し、下記の指導を行うことにより、消費設備の事故防止と震災時の二次災害を防ぎ、消費者の安全確保を図る。

(ア) 消費先の容器設置状況が基準に適合しているか確認し、容器のチェーン止め等による転倒及び転落防止措置の徹底を図る。

(イ) マイコンメーター等の安全器具の普及を促進し、更に感震機能を備えた安全装置の導入についても促進を図る。

(ウ) 消費者に対し、周知パンフレット等により地震時の元栓、器具栓及び容器バルブの閉止等の措置について啓発に努める。

(エ) 避難所に指定される可能性が高い公共的施設等への安全器具の設置を図る。

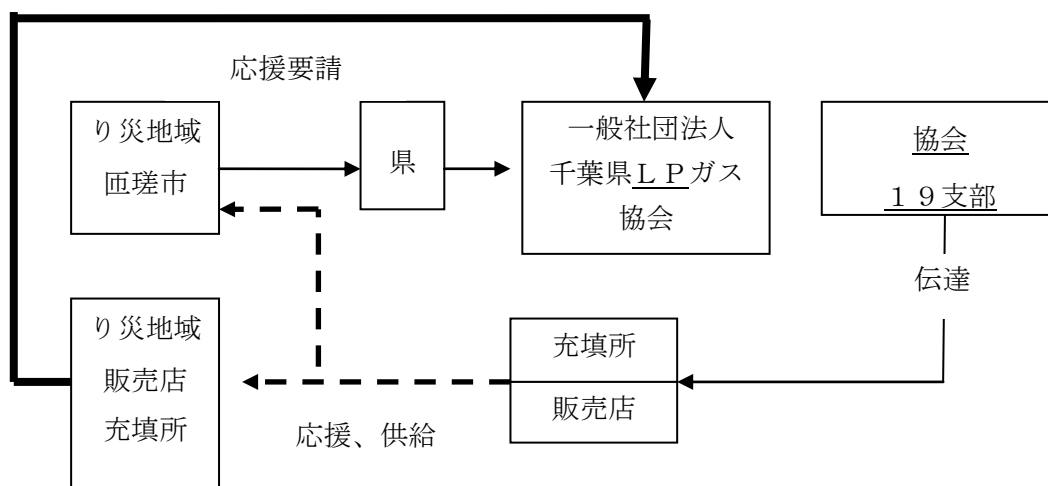
イ 情報収集、伝達体制、供給経路及び応援体制の整備

大地震発生時は被災地域において、販売施設及び充填所等の被害によりガスの円滑な供給が不能となる事態が予想されるので、他地域からの供給経路や応援体制等を一般社団法人千

千葉県LPガス協会を通じて整備し、供給の円滑と保安の確保を図る。

なお、本市が災害に被災し、応急的なガス供給の要請について県を通じて行った場合も、同様に対応を図る。

【一般社団法人千葉県LPガス協会への応援要請・供給体制】



(2) 危険物施設関係

消防法第11条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

ア 設備面の対策

- (ア) 地震による局所的な応力集中による配管やフランジ継手等の変形、破損及び漏洩を防ぐため、変位を有効に吸収する構造とするほか、配置及び支持方法についても配慮する。
- (イ) 地震の振動等により損傷を受けるおそれのある散水配管、消火設備及びドレンピット等については、配置換え等を行う。
- (ウ) 防火扉等の倒壊防止のため配筋等を再検討し、必要に応じ、控え壁等を設置する。
- (エ) 停電等に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を備える。
- (オ) 設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。

イ 保安体制面の対策

- (ア) 作業標準等を整備し、非常停止等の作業が的確に措置されるよう保安教育、訓練を実施する。
- (イ) 点検基準を見直し、日常の点検及び地震後の異常の有無確認についての的確化を図るとともに従業員への周知を徹底する。
- (ウ) 夜間、休日の応急体制、命令系統及び通報体制について明確化を図る。

(3) 少量危険物及び指定可燃物施設関係

匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例に規定されている少量危険物施設について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう消防組合を通して指導し、地震時の災害を防止する。

ア 設備面の対策

- (ア) 無届出施設の防止に努め、条例に定める貯蔵又は取扱いの技術上の基準の遵守を強力

に指導する。

- (イ) 地震による局所的な応力集中を排除する配管の緩衝装置、地震動によるタンク本体の転倒及び落下防止構造について配慮する。

イ 保安体制面の対策

- (ア) タンクの元弁及び注入口の弁又はふたは、危険物又は指定可燃物を入れ又は出すとき以外は閉鎖するように指導する。

- (イ) 地震後の異常確認及び応急措置について指導する。

- (ウ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

(4) 火薬類関係

火薬類取扱施設について、防災体制を整えるため、下記の対策を指導し地震時の災害を防止する。

ア 製造所への対策

- (ア) 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚を図る。

- (イ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

イ 火薬庫への対策

- (ア) 地すべり防止区域や津波浸水予測区域に火薬庫を設置しないよう指導する。

- (イ) 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。

- (ウ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

- (エ) 応急消火設備を設置するよう指導する。

- (オ) 延焼防止対策を施すよう指導する。

ウ 点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の占有者は速やかにその占有する施設の点検を実施し、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

(5) 毒物劇物取扱施設

ア 毒物劇物取扱施設の現況

化学工業の発達に伴い、毒物劇物取扱施設は年々増加の傾向にあり、毒物及び劇物取締法に基づき登録又は届出を義務づけられているが、それ以外の業務上取扱施設数の把握は極めて困難な現況にある。

イ 防災対策

現在、毒物及び劇物取締法、同施行令及び同規則において、毒物劇物の廃棄（法第15条の2、同施行令第40条）と事故の際の措置（法第16条の2）等の保安対策が規定されている。

また、設備については登録基準（法第5条、同規則第4条の4）の規制、運搬についても技術上の基準等（法第16条、同施行令第40条の2）が規定されている。

さらに、保健衛生上の危害を防止するため、上記毒物劇物取扱施設には専任の毒物劇物取扱責任者の設置を義務づけている。

毒物劇物取扱施設に対しては立入検査を行い、法違反の是正を図っている。

- (ア) 立入検査体制の整備、強化を図る。

- (イ) 毒物劇物貯蔵タンク等の整備点検について充分留意させ、防災を考慮の上、耐震設備を

講ずるよう指導する。

- (ウ) 中和剤等の確保及び事故発生時の応急措置体制について指導する。
- (エ) 危害防止規定を作成し、管理責任体制を明確にするよう指導する。
- (オ) 毒物劇物関係業者に対して講習会を開催し、法の遵守の徹底を図る。

第6節 液状化災害予防対策（環境生活部、建設部、都市部）

東日本大震災では、県内の東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として、非常に広域にわたって液状化現象が発生した。液状化現象による人的被害はほとんどなかったものの、各地で大量の噴砂や沈み込み、浮き上がり、抜け上がり及び地波等により多くの建物や道路、上下水道等のライフラインに被害が生じ、昭和62年千葉県東方沖地震で液状化した場所の再液状化も確認された。

なお、本市においても液状化現象による物的被害が生じたことから、液状化対策を推進していく。

1 液状化対策の推進

上水道施設等のライフラインや道路及び橋梁等の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、地域住民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、県は、地盤の改良や施設の耐震化の推進等、液状化しにくい又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、地域住民に対する液状化に関する知識の普及に努める。

さらに、液状化現象により、水道管からの漏水等ライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

2 ライフライン施設及び公共施設の液状化対策

(1) 上水道施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を検討する。

(2) 道路橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁については、液状化が予想される地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込む等の方法を講じて落橋や倒壊を防ぐ。

(3) 河川及び海岸

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いですが、そのような地表面標高の低い地域では通常の水位（潮位）で浸水するおそれがあり、また海岸では地震発生とともに津波が予想されるため、堤防や護岸等の整備に当たっては液状化対策等耐震対策を考慮して実施する。

このため、県は国土交通省で作成した堤防、護岸、水門、樋管等の各種施設の耐震点検マニュアルに基づき点検を行い、危険度の高い箇所より順次液状化対策等を実施している。

3 液状化対策の広報・周知

(1) 液状化現象に関する知識及び液状化しやすさマップや揺れやすさマップの広報・周知

東日本大震災を受け、県が平成23年度に行った液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、市は揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」を用いて、市民にわかりやすく広報、周知する。

また、県は市民の液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考えるのに重要な情報となる地盤情報を収集し、公表するとともに、市民に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうような施策を推進する。

(2) 住宅の液状化対策工法の広報・周知

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、生活や経済面に大きな負担がかかる。

市民には、「液状化しやすさマップ」を参考に、液状化発生のリスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良等の液状化対策工法を選定して行うよう広報、啓発する。

既存住宅においては、液状化対策工法はかなり限られるが、国や大学等の研究機関が住宅建築後の液状化対策工法について研究を進めていることから、県はこれらの研究結果や施工例の情報を収集して、広報する。

4 液状化被害における生活支援

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断等により、生活に支障をきたす状況となる。特に、要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化する等の二次的な被害が発生することが考えられる。

これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取組みや健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会等の福祉関係機関等の地域のネットワークによる取組みを促進する。

第7節 土砂災害予防対策（総務部、産業部、建設部、都市部）

地震に伴う地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県が平成19年度に実施した「地震被害想定調査」の結果を参考に、がけ崩れ・地盤の液状化現象等危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導、地下水の取水規制等の措置について調整を図る。

1 土砂災害の防止対策

市、県及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行うものとする。

(1) 土砂災害危険箇所の調査把握と危険箇所の公表

市及び県は、土砂災害発生のおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害危険箇所の把握に努めるものとする。

また、市は、土砂災害危険箇所等を示したハザードマップを作成し、ホームページで公表するとともに、マップの配布、説明会の開催等により、周辺住民に対し周知徹底を図る。

(2) 土砂災害警戒区域等における対策

土砂災害防止法に基づき、次の対策を推進する。

ア 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や市民等の生命、身体及び財産に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として土砂災害防止法施行令で定める基準に該当するものを知事が市長の意見を聴いた上で指定する。

(ア) 土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合には、市民等の生命、身体及び財産に危害が生ずるおそれがあるとみとめられる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域

(イ) 土砂災害特別警戒区域

「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、市民等の生命、身体及び財産に著しい危険が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域

イ 土砂災害警戒区域等における危機回避のための対策

市及び県は、土砂災害警戒区域に指定された地区に対し、次の対策を実施する。

(ア) 災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る。

(イ) ハザードマップ等による土砂災害に関する知識の普及を図る。

(ウ) 居室を有する建築物は、想定される崩壊土砂の衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。

(エ) 宅地や要配慮者関連施設の開発行為は、基準を満たしたものに限って許可する。

(オ) 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を行う。こ

の移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はそのあつせんに努める。

(3) 地震後の土砂災害危険箇所の緊急点検

県は、震度5強以上の地震が発生した場合、平成19年12月に国土交通省が策定した「地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検要領(案)」に基づき国土交通省及び県と連携し、土砂災害危険箇所の緊急点検を実施する。

また、緊急点検の実施に当たり、地域住民等に不安を与えないように、緊急点検の実施目的、実施期間、実施範囲及び作業内容等について、地域住民、市町村及び警察等関係機関に対して事前に周知する。

(4) 土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準

地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。

県は、平成25年5月15日付け国土交通省及び気象庁の事務連絡「土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準の設定と見直し」に基づき、地震等の発生後における土砂災害警戒情報の発表・解除に関する暫定的な運用基準を銚子地方気象台と協議した上で設定し、「千葉県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に定め、地震等発生時における土砂災害警戒情報の的確な運用に努めるものとする。

市は、県に準じて的確な情報伝達に努めるものとする。

(5) 土地利用の適正化

市は、土砂災害危険箇所等のある場所を地域防災計画に掲載し、市民に対し周知徹底を図るものとする。

(6) 国土保全事業の推進

土砂災害は、地形、地質等を素因とし、地震や大雨等を誘因として発生するもので、その防止については科学的調査により地形、地質、気象、地下構造、地下水の状況等を十分把握し、地すべり等の発生のメカニズムを解明して効果的な防止工事を進める必要がある。

ア 急傾斜地崩壊対策

本市の急傾斜地崩壊危険箇所は、下総台地の縁辺に分布している状況で、それらの「がけ地」周辺まで住宅地の進出が見られる。

(ア) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(以下「急傾斜地法」という。第3条の規定により、市と協議の上、急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

現在、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。

【急傾斜地崩壊危険区域指定基準】

下記の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- a 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- b 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- c 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が5戸以上あるもの又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。

(イ) 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

(ウ) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

また、県単緊急急傾斜地崩壊対策事業及び市が行う防止工事に対し、県費助成を行い災害の未然防止に努める。

(エ) 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備の向上

急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者関連施設に係る危険箇所②避難所や避難路を有する危険箇所③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設を整備する。

イ 宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等の基準に基づき防災等の措置を講じることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては地形地質等の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。

(ア) 規制区域の指定等

宅地開発事業等を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業の基準に関する条例に基づき県の許可又は確認を必要とする。

また、県は、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。

(イ) 宅地造成工事の指導

県は、工事の許可又は確認に際し、下記の事項に留意するものとする。

- a 災害危険区域（建築基準法第39条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第8条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。
- b 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。
- c 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

ウ 土、石、又は砂利採取場災害対策

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、土採取条例、採石法又は砂利採取法に基づく認可に際しては、周辺地域の状況等に十分留意するものとする。

また、一旦廃止された採取場は、土、石又は砂利の採取法令の適用外となることから、廃止に際しては各採取業者及び関係組合に対し、指導の徹底を図ることとする。

2 地盤沈下の防止

(1) 計画方針

海岸部や河川沿岸等の低地帯は、地震による浸水等の災害に対してぜい弱である。従来から行ってきた地盤沈下防止対策は、低地帯化の進行を停止させ、被害防止に資するものである。

(2) 地盤沈下防止対策

地盤沈下の防止には、長期的に沈下状況を把握しながら適切な対策を行うことが肝要である。地盤沈下の原因には、

- ① 地下水の過剰揚水による泥層の収縮によるもの
- ② 上載圧の増加による泥層の圧密収縮によるもの
- ③ 地震時の砂層の液状化―流動化による砂層の収縮によるもの
- ④ 深部の地殻運動によるもの等がある。

このため、県は、下記の対策を講ずることとする。

ア ①の地下水の採取規制としては、法令（工業用水法、ビル用水法及び県環境保全条例）に基づく適切な指導を実施する。

なお、避難場所や医療機関等における緊急に必要な最小限の用水を地下水で確保できるよう、一定の条件を具備した非常用井戸について例外的に設置できるものとしている。

また、地下水盆の地下水位の変化を監視するため、地盤沈下・地下水位観測井による監視を続ける。

イ ①の天然ガスかん水汲上げ対策としては、地盤沈下防止協定及び細目協定に基づき「天然ガスかん水地上排水量の削減及び地下還元等の指導」を行うとともに、沈下の大きい地域については、さらにかん水汲上げの自主規制を指導する。

また、新たな天然ガス井戸開発計画に対しては「天然ガス井戸設置基準」に基づき指導を行っている。

ウ ②、③、④の対策として、一等水準点を設置し、一級水準測量を毎年行い、地盤沈下の監視と地盤沈下被害状況を把握する。

③の対策として、埋立層に地下水位観測井を設置し、地下水位の監視を行う。

また、千葉県東方沖地震及び東日本大震災時の液状化―流動化時点での現地での実態調査を行い、より詳細なメカニズムを解明し、液状化対策検討のための基礎資料を提供する。

○非常用井戸として認められる要件

- ① 地震その他の災害により、上水道等が停止した場合の必要最小限の用水を確保する。
揚水施設で、国、県又は市の地域防災計画に位置づけられているもの。
- ② 設置主体は、国、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関及び医療法人等
- ③ 設置場所は、避難場所、備蓄基地等の防災拠点と医療機関等
- ④ 災害時に設置場所周辺の市民に飲料水が供給できること。
- ⑤ 井戸ストレーナーの深さは、周辺井戸に影響を与えない深さ、耐震構造で自家発電施設が併設されていること。
- ⑥ 災害時以外に使用しないことが配管、水量測定器等で確認できる構造であること。
(保守管理に必要な場合等を除く。)

第8節 要配慮者の安全確保のための体制整備（総務部、福祉部、保健部、警防部）

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察される等、高齢者や障害者等災害時に支援を要する要配慮者の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要としたこと等を踏まえ、市は、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

このため、市、関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、災害対策基本法や内閣府作成の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づいて、平素より連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行う。

1 要配慮者の範囲

災害時において、避難行動や避難生活で配慮を要する者を総じて要配慮者と定義する。

また、要配慮者の内、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を避難行動要支援者と定義する。

2 避難行動要支援者に対する対応

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

東日本大震災や過去の大規模な震災・風水害等においては、要配慮者が要配慮者以外の者と比較して多く被災する傾向にあり、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な者に対する避難支援等の強化が急務となっている。要配慮者を災害から保護するためには、平常時から自ら避難することが困難な者を把握し、避難支援体制を構築しておくことが重要である。

このため、市は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿への掲載対象者は、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」であり、このような避難行動要支援者に該当するか否かは、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的に勘案して判断することとなる。

この際、要配慮者個人としての避難能力の有無については、主として①警報や避難勧告・指示等の災害関連情報の取得能力、②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、③避難行動を取る上で必要な身体能力に着目し、要介護状態区分、障害支援区分等の要件を設定することとし、具体的には次のとおりとする。

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

区分	該当する要配慮者	関係課
高齢者	在宅で、次の条件に該当する方 ①在宅の要介護認定者（要介護1～5） ②ひとり暮らし高齢者（介護認定なしの外出困難者）	高齢者支援課 〃

障害者	在宅で、次の条件に該当する方	
	①身体障害者手帳所持者（1，2級）	福祉課
	②療育手帳所持者（A）	〃
	③精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）	〃

なお、上記の範囲に該当する避難行動要支援者のほか、自力での避難が難しいために避難の支援を希望する要配慮者についても避難行動要支援者名簿へ掲載する。

(3) 避難行動要支援者名簿の記載事項

ア 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

名簿の記載事項

- | |
|--|
| ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居所 ⑤電話番号その他の連絡先
⑥避難支援等を必要とする事由
⑦その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 |
|--|

イ 避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している高齢者や障害者等の情報を把握し集約する。

ウ 市が定める避難行動要支援者名簿に掲載する範囲を定めた形式的な要件から漏れた者であっても、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができる仕組みを設ける。

(4) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により地域において絶えず変化するものであることから、市は避難行動要支援者の把握に務め、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つよう努める。

(5) 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は次の者を基本として定めるが、避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が必要であり、年齢要件等にとらわれず、地域住民による避難支援等関係者としての協力を幅広く得ることが不可欠となる。

このため、市は、広報そうさをはじめとする広報媒体や各種イベント等の機会を捉えて、地域における共助や避難行動要支援者の避難支援についての啓発を行う等により市民への理解を深め、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保することに努める。

避難支援等関係者となる者

- | |
|---|
| ①自主防災組織 ②民生委員・児童委員 ③社会福祉協議会
④消防団 ⑤匝瑳警察署
⑥その他避難支援に携わる者で市長が避難支援に関し必要と認める者 |
|---|

(6) 名簿情報の提供における情報漏えいの防止

避難行動要支援者名簿に記載された名簿情報は、要支援者に関する心身の機能の障害や疾病に関する情報等といった極めて秘匿性の高い秘密を含むものである。

このため、名簿情報の提供を受けた者が、正当な理由なくこうした秘密を他者に漏らすこと

は、要支援者本人はもとより、その家族等の権利利益をも不当に侵害することになりかねない。また、名簿情報に含まれる秘密の保持について要支援者等からの信用が十分に得られない場合には、平常時からの名簿情報の提供に対する同意を躊躇させることにもつながり、結果として、地域住民等の「共助」による避難支援等の充実・強化を目的とした名簿制度の実効性を大きく毀損する恐れもある。

こうした考えから、名簿情報の不当な漏えいを防止し、もって要支援者等のプライバシーの保護並びに名簿制度の信頼性及び実効性の確保を図るため、災害対策基本法では名簿情報の提供を受けた者に対して守秘義務を課しているところである。

以上のことから、市は、名簿情報を外部に提供する際には、その相手方に法律上の義務内容等を適切に説明するなど、名簿情報に係る秘密保持が徹底されるよう特段の配慮を図る措置を講じる。

また、名簿情報の提供時のほか、必要に応じて個人情報の取扱いに関する研修会を開催する。避難支援等関係者が集まる機会を捉えて説明するなど、個人情報の取扱いについて周知徹底を図る。

(7) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

市は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

(8) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、避難行動要支援者の同意等を得た上で、市地域防災計画で定める避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等）に平常時から名簿情報を提供し共有する。

また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市において適切な措置を講ずるよう努める。

(9) 全体計画の策定

避難行動要支援者名簿の作成に当たり、市は地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、市地域防災計画の下位計画として、避難行動要支援者避難支援全体計画を位置づけ、より細目的な内容を定める。

(10) 個別計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定する。

個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

(11) 支援体制の整備

市は、避難行動要支援者一人ひとりに対する避難支援個別計画を作成し、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び消防団等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援することができる体制にする。

なお、体制整備に当たっては、女性の意見を取り入れ、支援体制の中に女性を位置付けるとともに、自主防災組織等と連携した体制整備に努める。

また、災害発生後も避難所における支援、福祉避難所の活用及び福祉サービスの継続等について関係機関との連携を図る。

(12) 避難指示等の情報伝達

市は、要配慮者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害発生時には、速やかに防災行政無線等による避難指示等の周知を図る。

(13) 防災設備等の整備

市は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、寝たきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及火災報知器等の設置の推進に努める。

(14) 避難施設等の整備

市は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するように努める。また、市は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等について、市域を越えて受け入れる拠点の整備を検討する。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品などは、避難所等へ配備するよう努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

市は、県が作成した「災害時要援護者避難支援の手引き」や関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(15) 防災知識の普及、防災訓練の実施

市は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布等、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

(16) 在宅避難者等への支援

市は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会等の福祉関係機関等の地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

(17) 広域避難者への対応

県及び市は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

3 社会福祉施設等における防災対策

市は、社会福祉施設等において、下記の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気及び水道等の供給停止に備えて、入所者及び児童生徒等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要で非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者及び児童生徒等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び児童生徒等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

4 外国人に対する対策

(1) 防災知識の普及・啓発

市は、言語、生活習慣及び防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、下記のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 対応体制の整備

日頃から県、国際交流協会、ボランティア団体等の関係機関と連携を強化し、災害時には、避難所等に通訳者の派遣や外国語を表記した案内看板の作成、また、的確かつ迅速に必要な災害情報を提供する等、災害時における外国人支援が円滑に行える体制の整備を図る。

第9節 情報連絡体制の整備（総務部）

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳^{注1}等が予想されるため、市、県及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、無線及び有線を利用した防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

1 市における災害通信施設の整備

市は、大規模災害時における市民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、防災行政無線等の整備拡充に努める。

(1) 防災行政無線網等の整備

防災行政無線（同報系・移動系）については、震災時における非常通信を行う上で有効な通信手段である。本市では各避難所等に防災行政無線屋外拡声子局（同報系）を設置しており、屋外にいる市民等に対して災害情報を伝達することが可能である。また、防災行政無線移動系無線機（移動系）についても各避難所等に設置しており、災害対策本部や各避難所と双方向の非常通信をすることが可能であり、今後も設備の保守管理及び拡充を図る。

【第6編資料編 2 条例・拠点関連 匠瑤市防災行政無線管理運用規則】

【第6編資料編 2 条例・拠点関連 匠瑤市防災行政無線（同報系）運用規則】

【第6編資料編 2 条例・拠点関連 匠瑤市防災行政無線（移動系）運用規則】

(2) 戸別受信機の設置

防災行政無線屋外拡声子局による情報の伝達には、戸外の騒音、各住宅の密閉遮音式家屋の増加、各住宅内の雑音、風の方向等により十分に情報内容が市民全体に伝達されない場合があるので、市内全世帯に戸別受信機を設置するよう努める。

また、聴覚障害者に対しては文字表示機能付きの戸別受信機を設置するよう努める。

【第6編資料編 2 条例・拠点関連 匠瑤市防災行政無線（同報系）戸別受信機管理規則】

(3) 全国瞬時警報システムの整備

J-ALERTは、弾道ミサイル情報、大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の防災行政無線や携帯メール、コミュニティFM等を自動起動させるもので、国からの緊急情報を瞬時に伝達するシステムであり、本市においても整備している。

注1 輻輳^{ふくそう} 電話回線やインターネット回線において利用者のアクセスが特定の宛先に集中すること。

2 県における災害情報通信施設の整備

(1) 県防災行政無線の整備

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

ア 無線設備設置機関

県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関257機関に無線設備を設置している。

イ 通信回線

(ア) 地上系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方気象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。

(イ) 衛星系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。

(2) 防災相互通信用無線の整備

災害現場等において、消防本部、警察及びその他防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、これらの機関と相互に通信が可能な防災相互通信用の無線装置を県庁に整備している。

(3) 防災情報システムの整備

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等との被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」を整備し、運用している。

3 警察における災害通信網の整備

(1) 警察災害通信施設は、災害の発生に備え又は災害発生時における、災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努める。

(2) 市長、知事及び指定（地方）行政機関の長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。

4 東日本電信電話株式会社千葉事業部における災害通信施設の整備

東日本電信電話株式会社千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、Ku帯超小型衛星通信方式端末及びポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。

また、千葉事業部災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

5 株式会社NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備

株式会社NTTドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒

体制及び非常災害時の措置を定めている。

6 KDD I 事業所等における災害通信施設等の整備

KDD I 株式会社では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要設備については予備電源を設置している。

7 ソフトバンクモバイル株式会社の災害通信施設等の整備

ソフトバンクモバイル株式会社では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化および予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

8 非常通信体制の充実強化

県、市町村及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定による非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

9 アマチュア無線の活用

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、市及び県は、ボランティアによるものであることを配慮の上、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。

このため、市及び県とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行う等、平常時から連携強化に努めるものとする。

10 その他通信網の整備

エリアメール、緊急速報メール及びインターネット等の多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第10節 備蓄・物流計画（総務部、保健部、建設部）

市は、市民、自主防災組織及び事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、市民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護等の救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備

(1) 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等における食料及び飲料水等の備蓄を推進するため、市は、家庭や事業所等における3日分以上の食料、飲料水、その他生活必需物資を備蓄すること等、市民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材等の整備を促進する。

(2) 市における備蓄・調達体制の整備

市における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料及び生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄及び調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水及びその他生活必需物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者及び女性の避難生活等に配慮し、紙おむつや生理用品も備蓄する。また、食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファ米やアレルギー対応ミルク等の備蓄にも努める。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築等に努める。

ウ 消費期限が短い等の備蓄に適さない物資や大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、災害発生後から時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、物資供給事業者等との災害協定締結の推進に努める。

エ 避難所運営に必要な資機材として、仮設トイレを備蓄する。また、要配慮者等に配慮し、バリアフリーに対応したトイレの備蓄にも努める。

(3) 県における備蓄・調達体制の整備

県は、市が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や調達が困難になった場合等に備え、広域地方公共団体として市を補完する立場から、「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」により、物資の備蓄・調達体制の整備等に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水、その他生活必需物資及び資機材を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に際しては、民間からの調達を組み合わせる上で、市を補完する立場から、備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図るものとする。

なお、備蓄物資の選定に際しては、要配慮者や女性の避難生活等に配慮する。

イ 備蓄品目の選定等に際しては、情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況となる

被災市町村に対して、要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援を想定した検討を行うとともに、平常時から「プッシュ型」支援を想定し、物資の備蓄状況や集積拠点等について、県・市町村間の情報共有を図る。

ウ 被災地に物資を迅速に提供するため、平常時から備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有を図るとともに、県内11か所の備蓄拠点による分散備蓄により相互補完による効果的な物資の支援体制を図るとともに、民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。

エ 消費期限が短い等の備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結のさらなる推進に努める。

(4) 帰宅困難者支援に係る備蓄

県及び市は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

(5) 県及び市における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市は、平常時から体制整備に努めるものとする。

ア 市における物流体制

市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平常時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携する等の体制整備に努める。

イ 県における物流体制

大規模災害時において、県は、市の要請等に基づき又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等により必要な物資を確保し、市の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。

このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック協会等民間物流事業者と連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築の上、「千葉県防災支援ネットワーク基本計画」で定めた広域物資拠点（一次物資拠点）において支援物資を円滑に受け入れ、市町村物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送するものとする。

2 医薬品及び応急医療資機材等の整備

(1) 災害用医薬品等の備蓄

県は、災害発生時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、健康福祉センター（保健所）等に災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備しているところである。

（平成27年4月1日現在）

備蓄数量	備蓄場所
3 セット	習志野及び印旛の各健康福祉センター（保健所）
2 セット	県庁薬務課、山武健康福祉センター（保健所）
1 セット	市川、松戸、野田、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各健康福祉センター（保健所）、八日市場及び鴨川の各地域保健センター

(2) 応急医療資機材の備蓄

県は、大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を健康福祉センター（保健所）等に整備しているところである。

（平成27年4月1日現在）

整備状況	応急医療資機材の内容
県医療整備課（4セット） 習志野健康福祉センター（13セット） 市川健康福祉センター（16セット） 松戸健康福祉センター（23セット） 野田健康福祉センター（5セット） 印旛健康福祉センター（14セット） 印旛健康福祉センター成田支所（10セット） 香取健康福祉センター（5セット） 海匝健康福祉センター（5セット） 八日市場地域保健センター（5セット） 山武健康福祉センター（10セット） 長生健康福祉センター（5セット） 夷隅健康福祉センター（6セット） 安房健康福祉センター（10セット） 鴨川地域保健センター（5セット） 君津健康福祉センター（10セット） 市原健康福祉センター（10セット）	識別連絡表 蘇生・吸引・酸素吸入器、 包帯 注射器

3 水防用資機材の整備

洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、下記のように水防用資機材を整備している。これらの水防用資機材は、地震による堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう整備に努める。

(1) 水防用資機材

市は、おおむね担当堤防延長 2 k m について 1 箇所割合で、水防倉庫（木造 3 3 . 3 平方メートル程度）、その他資材そなえ付け場を設け（なるべく水防活動に便利な箇所を選ぶ）、資機材を備蓄するよう努める。

【(参考) 指定水防管理団体整備基準】

品名	数量	品名	数量
土のう	3, 0 0 0 俵	のこぎり	4 丁
なわ	5 5 0 kg	かま	1 0 丁
シート	1 0 0 枚	おの	5 丁
杉丸太 末口 3 寸	1 0 本	ペンチ	3 丁
2 . 5 間	3 0 本	鉄線 (# 8)	1 0 0 kg
〃 2 . 0 間	2 0 0 本	〃 (# 1 0)	1 0 0 kg
〃 1 . 0 間	1 5 本	かすがい	5 0 本
竹	2 0 本	大型照明灯	3 台
蛇籠	3 0 丁	予備土砂	若干
スコップ	1 0 丁		
掛矢			

第11節 防災施設の整備（総務部、福祉部、建設部、学校教育部、匝瑳市横芝光町消防組合）

地震から市民の生命及び財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うために避難所等の各種防災施設等の整備が重要である。

1 災害用備蓄倉庫の整備等

市は、災害応急活動を円滑に実施するため、市内に分散して食料等の備蓄を図る。

今後も下記の方針に基づき備蓄供給体制を整備する。

- (1) 東日本大震災等の教訓を基に、必要備蓄量の算定、拠点備蓄と流通備蓄の利点等を調査し、備蓄品を整備する。
- (2) 備蓄倉庫それぞれを有機的に結び付ける効果的な物資の支援体制を図るネットワーク整備を進める。
- (3) スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等流通業者との協定を進め、民間事業者の在庫を利用した流通備蓄の活用を図る。
- (4) 千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報機能」により、県、市町村、防災関係機関相互間において備蓄情報の共有化を図る。

2 消防施設等の整備

- (1) 県は、市町村の消防力の充実・強化を図るため、各市町村等が整備する消防関係施設・設備の整備に関する費用に対し、「消防防災施設強化事業補助金」（平成19年4月1日施行）を交付している。

補助の対象については、消防団総合整備事業、県内消防広域応援隊用設備、高規格救急車等の施設・設備が対象となっている。

市は、消防力の現況を調査、把握するとともに、当該制度を活用して、市域の消防施設の整備を推進する。

なお、本市の消防設備等の整備状況は、第6編資料編の消防組織の状況及び消防施設の状況のとおりである。

【第6編資料編 2 条例・拠点関連 消防組織の状況及び消防施設の状況】

- (2) 匝瑳市消防団の消防力の充実・強化を図るため、消防設備等に関する費用に対し、市は、「消防施設整備事業」の実施や「消防団運営交付金」の交付を実施している。

3 河川への消火用水確保施設の整備

河川は、火災の延焼遮断帯としての防災機能のほか、消火用水や災害時の緊急的な生活用水の供給源としての防災機能を併せ持っている。

また、洪水調節を目的とした調整池等の消火用配水池としての活用等を含めて、消火用水の確保に努める。

4 避難施設の整備

市は、災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

また、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(内閣府、平成25年8月)、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行う。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所の指定

市は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

なお、津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。

市は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

(2) 指定避難所の指定

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、市民への周知徹底を図る。

市は、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

また、避難所等の整備等については、下記の点に留意するものとする。

ア 施設の選定にあたっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。

イ 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明等避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。

ウ 避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。

エ 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。

オ 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布及び仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油及びエルピーガス等の非常用燃料の確保に努める。

カ 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努める。

キ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

ク 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。

【第6編資料編 2 条例・拠点関連 指定避難所・指定緊急避難場所一覧表】

(3) 避難路の整備

市は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、適切な措置を講じておく。

(4) 震災対策用貯水施設等の整備

市は、水道事業体等の協力を得て、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は防災用井戸の整備を検討する。

(5) ヘリコプター臨時離発着場等の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、市は地域防災計画に位置付け、その確保に努める。

特に、使用の際に混乱が予想される避難場所等の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所等と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

【第6編資料編 2 条例・拠点関連 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧】

第12節 帰宅困難者等対策（総務部）

東日本大震災において、多くの帰宅困難者が発生し、帰宅しようと駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られ、行動の基本ルールが十分周知されていなかったことや、駅と市町村との情報連絡体制が不十分であったことにより、一部の駅周辺では混乱も生じた。

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなる等の可能性がある。

このため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会や九都県市首脳会議等における研究及び検討を踏まえ、国や周辺都県、市町村等及び関係機関との連携協力体制を確立するとともに、千葉県防災基本条例に定めるところにより、県民、事業者がそれぞれの役割に応じた対策に努めるものとする。

1 帰宅困難者等

(1) 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

(2) 帰宅困難者の発生予想数

平成19年度「千葉県地震被害想定調査報告書」では、被害が最大となる東京湾北部地震の発生により、約108万8千人の県民が帰宅困難者になると推計している。また、成田国際空港、幕張メッセ、東京ディズニーランド等の大規模集客施設では約7万6千人が帰宅困難者になると推計している。

なお、本市における帰宅困難者数の予測は、想定地震である千葉県東方沖地震の予測結果は5,000人程度の帰宅困難者が発生することが想定されている。

2 一斉帰宅の抑制

(1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、県及び市は、広報誌、ホームページ、ポスター等の様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

また、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において、参加市町村、鉄道事業者及び民間企業団体とも連携して定期的に一斉広報を実施する。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されることが必要である。このため、県及び市は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版、災害用ブロードバンド伝言版(w e b 1 7 1)、ツイッター・Facebook等のSNS、IP電話等、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校等関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

【第6編資料編 6 体制・連絡関連 NTT災害時伝言ダイヤル】

(3) 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校等関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、県及び市は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況等について、テレビ・ラジオ放送やホームページ等を活用して主体的に提供していく。

また、市は関係機関と連携してエリアメール、緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト及びSNS等を活用した情報提供についても検討していく。

(4) 企業、学校等関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、県及び市は、企業、学校等関係機関に対し、従業員等や児童生徒を安全に待機させるための耐震診断及び改修、家具の転倒、落下、移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保、家族との安否確認手段の周知等の対策を要請する。

また、施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水、食料、毛布等の備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校等関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

3 帰宅困難者等の安全確保対策

(1) 一時滞在施設の確保と周知

県及び市は、所管する施設から耐震性等の安全性を考慮した上で、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、市が当該事業者と協議を行い、事前に協定や覚書等を締結し指定する。

また、県及び市は、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

(2) 企業、学校等関係機関における訓練実施の要請

県及び市は、企業・学校等関係機関に対し、従業員や顧客、児童生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練等、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

4 帰宅支援対策

(1) 帰宅支援対象道路の周知

県は、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において選定した帰宅支援対象道路について、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会における支援方策等の検討結果を踏まえ、周辺都県市と連携して周知を図る。

(2) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

県及び市は、九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、市内で店舗を営む事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、ホームページや広報誌等を活用した広報を実施する。

第13節 防災体制の整備（総務部、福祉部）

市は、大規模震災の発生時における迅速な初動体制や国、県等からの広域応援体制を構築するため、平常時から近隣市町、県、国、他都道府県や県内外の防災関係機関及び事業者等との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化等、体制整備を行う。

また、大規模地震等の発生時には、市民の生命及び財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要があることから、業務継続計画に基づく行政機能の確保等体制整備に努めるものとする。

1 市の防災体制の整備

(1) 災害対策本部の活動体制の整備

市は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図るものとする。

(2) 広域避難者の受入体制の整備

市は、市や県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。

(3) 安否情報の照会手続きに伴う体制整備

被災者の安否について、被災者の家族等からの照会に対して迅速に回答できるよう、国、県から示される安否情報の回答に関する運用指針や留意点等を踏まえて体制の整備を検討する。

(4) 被災者支援システムの整備

被災者支援について「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳の作成・管理等の機能を有する被災者支援システムを整備する。

2 市の業務継続計画〔震災・津波編（BCP）〕

市は、大規模地震等が発生した場合においても、市民の生命及び財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持する必要がある。このため、千葉県が平成22年5月に策定した千葉県業務継続計画〔震災編（BCP）〕に基づき、業務継続計画を策定する。

(1) 業務継続計画の基本的な考え方

業務継続計画は、災害発生時に、応急・復旧業務の迅速な遂行や重要な業務の継続により、市民の生命や生活を守り、被害の拡大や社会的混乱を最小限度に抑えるための計画である。

市では、災害時に優先して継続すべき業務や中断しても早期に回復する必要がある業務を災害時優先業務として実施する態勢を確保し、共通資源（ヒト、モノ及び情報）の準備や対応方針を定める。

(2) 前提とする地震と被害想定

本市での被害が最も大きいと予想される千葉県東方沖地震を想定する。

(3) 災害時優先業務

大規模地震を想定し、市民生活や社会経済活動等への影響を最低限度に防ぐため、市地域防災計画に定められている応急・復旧業務に加え、継続すべき通常業務を特定する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動（総務部）

大地震や大津波が発生した場合、人的被害にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊及び生活関連施設の機能障害等の被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、迅速かつ確かな活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

1 市の活動体制

市は、地震による災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他防災関係機関の協力を得てその所轄事務に係る災害応急対策を速やかに実施する。

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、匝瑳市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置し災害応急対策を実施する。

市本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「匝瑳市災害対策本部条例」、「市地域防災計画」等の定めるところによる。

【第6編資料編 2 条例・拠点関連 匝瑳市災害対策本部条例】

(1) 災害対策本部設置前の初動体制

ア 初動体制

発災直後の災害情報収集や災害対策の調整を行うため、総務課及び野栄総合支所に初動班を設置し迅速な初動体制を確保する。

(ア) 初動班の組織編制

初動班長は、総務課消防防災班統括が当たり、初動班員は総務課長が防災担当者の中から指名する。

(イ) 初動班の所掌事務

初動班の所掌事務は下記のとおりとする。

- a 千葉県防災情報システム及び防災行政無線局の運営に関すること。
- b 発災時の情報収集に関すること。
- c 災害の初動対応に関すること。
- d 防災関係機関との連絡調整に関すること。

(ウ) 初動班長の責務

初動班長は、被害状況を取りまとめ、速やかに市長に報告する。また、必要に応じ、県の機関、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

(エ) 上記(イ)及び(ウ)については、夜間、休日等の勤務時間外においても同様とする。

イ 災害対策本部設置前の配備体制（第1配備、第2配備）

災害対策本部設置前の配備体制は、災害状況等により下記のとおりとする。

【災害対策本部設置前の職員配備体制】

配備種別	災害種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第1 配備	地震災害	<p>【自動配備】</p> <p>①市域に気象庁発表による震度4の地震が発生したとき。</p> <p>②気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波注意報（津波注意）を発表したとき。</p>	災害関係各課等の職員で情報収集関連活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案してあらかじめ各課等で定める。	<p>※総務課</p> <p>※産業振興課</p> <p>※建設課</p> <p>※都市整備課</p> <p>※野栄総合支所</p>
	風水害	<p>【状況配備】</p> <p>下記の注意報の1つ以上が千葉県北東部香取・海匝に発表された場合又は災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報 		
第2 配備	地震災害	<p>【自動配備】</p> <p>①市域に気象庁発表による震度5弱の地震が発生したとき。</p> <p>②気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波警報（津波）を発表したとき。</p> <p>③気象庁が東海地震注意情報を発表したとき。</p>	第1 配備体制を強化して事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人数は所掌事務等を勘案してあらかじめ各課等で定める。	<p>第1 配備に加え</p> <p>※環境生活課</p> <p>※福祉課</p> <p>※高齢者支援課</p> <p>※学校教育課</p>
	風水害	<p>【自動配備】</p> <p>下記の警報の1つ以上が千葉県北東部香取・海匝に発表された場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報 ・暴風警報 ・洪水警報 ・高潮警報 ・大雪警報 ・暴風雪警報 		
		<p>【状況配備】</p> <p>災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき。</p>		

※自主避難所開設時は配備基準に関わらず、福祉課、生涯学習室及び市民ふれあいセンターは配備する。

※配備場所は、原則として勤務場所とする。

(2) 匝瑳市災害対策本部

匝瑳市災害対策本部の組織及び運営は「災害対策基本法」、「匝瑳市災害対策本部条例」、「匝瑳市地域防災計画」等の定めるところによる。

ア 設置・廃止基準及びその通報と発表

市長は、災害応急対策を実施するため下記の基準により災害対策本部を設置する。

(ア) 設置基準

- a 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水その他の警報が発表され大規模な災害が発生するおそれがあると判断したとき
- b 市内に水害その他の災害が発生し、総合的な応急対策が必要と判断したとき
- c 市域に気象庁発表による震度5強以上の地震が発生したとき
- d 気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波警報(大津波)を発表したとき

(イ) 廃止基準

災害の発生するおそれが解消し又は災害応急対策がおおむね完了したため災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたとき。

(ウ) 設置・廃止の通報

市長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県知事並びに隣接市町防災関係機関等に通報する。

(エ) 設置・廃止の発表

市長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を防災行政無線等の伝達手段を用い市民に発表する。

イ 災害対策本部長の代替順位

災害対策本部長の代替順位は下記のとおりとする。

名称	第1順位	第2順位	第3順位
市災害対策本部長(市長)	副市長	教育長	総務課長

ウ 災害対策本部の設置場所及び代替設置場所

災害対策本部の設置場所(以下「本部室」という。)は、原則として「本庁舎議会棟第2委員会室」とする。

本庁舎が被災等によりその機能を維持できない場合は「市民ふれあいセンター」内に設置する。

エ 本部会議

(ア) 本部長は、市の災害対策を推進するため、本部室において、本部長、副本部長、本部長付及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策等に関する重要事項について審議決定する。

(イ) 本部長は、審議決定に当たり、必要に応じて防災関係機関に対して職員の派遣を要請し、意見等を求めるものとする。

オ 本部事務局

(ア) 本部事務局は、コ「事務分掌」に基づき総務部が担当する。

カ 本部連絡員

(ア) 本部連絡員は、本部各部長が指名した者をもって充てる。

(イ) 本部連絡員は、本部に配備され、本部長の命を受けて各部相互間の連絡調整及び各種の情報収集の事務を担当する。

キ 各組織の連絡方法

(ア) 本部長の命令又は本部会議で決定した事項は、総務部長が本部連絡員を通じて各部に連絡する。

(イ) 各部で収集した情報又は実施した対策等のうち、本部長又は他の各部が周知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて速やかに総務部長に報告する。

(ウ) 報告を受けた総務部長は、速やかに本部長に報告するとともに、本部連絡員を通じて各部に伝達する。

ク 関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請する。

ケ 災害対策本部設置後の配備体制

災害対策本部設置後の配備体制は下記のとおりとする。

【災害対策本部設置後の配備体制】

配備種別	災害種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第3配備	地震災害	【自動配備】 ①市域に気象庁発表による 震度5強 の地震が発生したとき。 ②気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に 津波警報（大津波） を発表したとき。 ③気象庁が 東海地震予知情報 を発表したとき。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対応活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各本部員で定める。	災害対策本部に所属する全ての部（所属職員の概ね3分の1を目安とする）
	風水害	【自動配備】 千葉県北東部香取・海匝に 特別警報 が発表された場合		
		【状況配備】 局地被害が発生したときや浸水等の拡大するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたとき。		
その他の災害	【状況配備】 事故（道路、鉄道、海上、油汚染、航空機、放射性物質事故）や火災（林野、市街地大規模火災）等、大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。			

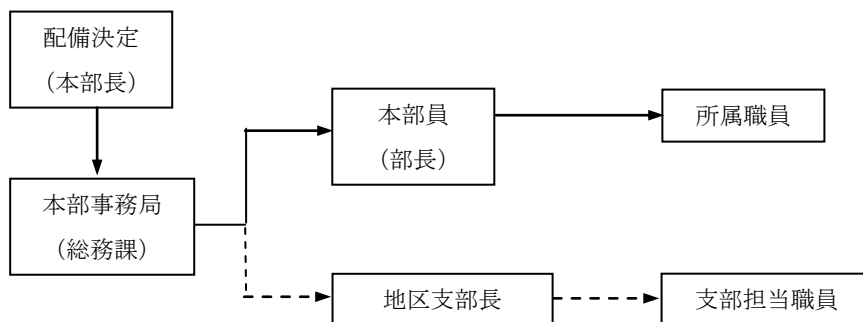
【災害対策本部設置後の配備体制】

配備種別	災害種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第4配備	地震災害	【自動配備】 市域に気象庁発表による 震度6弱以上 の地震が発生したとき。	市の組織及び機能全てを挙げて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全てとする。	災害対策本部に所属する全ての部
	風水害	【状況配備】 ①浸水や家屋等の被害が拡大のおそれがある場合で、本部長が認めたとき。 ②人や家屋等の被害が拡大した場合で、本部長が必要と認めたとき。		
	その他の災害	【状況配備】 大規模事故や大規模火災など発生した災害が拡大するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたときなど大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。		

【本部要員の動員方法】

(ア) 動員の伝達系統

災害対策本部が設置された場合の本部長指令に基づく伝達系統は下記のとおりとする。



(イ) 動員の伝達方法

本部長の配備決定に基づく事務局（総務部）からの職員の配備命令の伝達は原則として、下記の方法による。

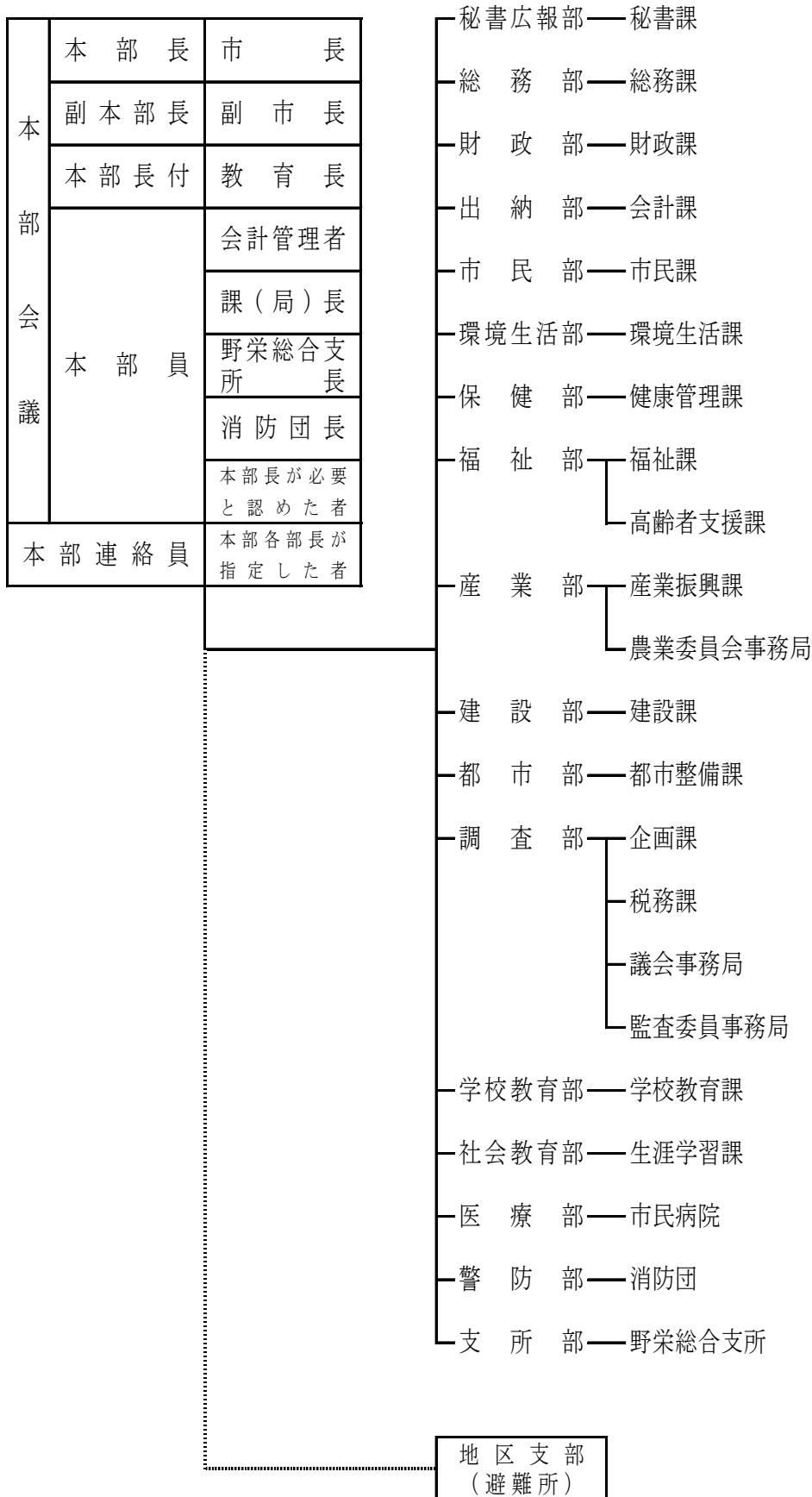
a 勤務時間内

庁内放送により速やかに伝達する。なお、出先機関については災害対策本部の各本部長（部長）から伝達する。

b 勤務時間外

一般加入電話及び防災行政無線等により速やかに伝達する。

【匝瑳市災害対策本部組織編成図】



コ 事務分掌

匝瑳市災害対策本部の事務分掌は下記のとおりとする。

【匝瑳市災害対策本部事務分掌】

部 名	課 等 名	所 掌 事 務
秘書広報部	秘書課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察者及び見舞者の接遇に関すること。 3 災害見舞金品等の受入れ及び礼状に関すること。 4 災害に関する各種情報の広報に関すること。 5 被害状況等の撮影及び記録に関すること。 6 報道機関への情報の提供及び連絡に関すること。
総務部	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2 本部長からの命令及び指示の伝達に関すること。 3 防災会議及び本部会議の運営に関すること。 4 各部の総合調整及び連絡に関すること。 5 県その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 6 防災行政無線の運用に関すること。 7 防災関係機関への協力要請に関すること。 8 応援協定先への支援要請に関すること。 9 避難勧告及び指示に関すること。 10 地区支部との連絡調整に関すること。 11 災害情報の取りまとめに関すること。 12 市民からの情報等の対応に関すること。 13 その他情報収集に関すること。 14 自衛隊の派遣要請及び知事への応援要請に関すること。 15 職員の動員及び公務災害保障に関すること。 16 職員等の食料の確保及び勤務の支援に関すること。 17 職員及び応急職員の健康管理に関すること。 18 その他、他部に属さないこと。
財政部	財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の応急財政処置に関すること。 2 国、県等の補助金に関すること。 3 市有財産の管理及び被害調査に関すること。 4 車両等の確保及び配車計画に関すること。 5 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 6 災害対策に係る物品の調達及び工事等の契約に関すること。
出納部	会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係経費の出納に関すること。 2 義援金の受入れ及び保管に関すること。

部 名	課 等 名	所 掌 事 務
市民部	市民課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び連絡調整に関すること。 2 被災者の世帯構成等の把握に関すること。 3 他部の応援に関すること。
環境生活部	環境生活課	<ol style="list-style-type: none"> 1 防疫及び公衆衛生に関すること。 2 応急給水に関すること。 3 水質汚濁等の公害防止対策に関すること。 4 廃棄物の適正な処理に関すること。 5 八匠水道企業団との連絡調整に関すること。 6 匝瑳市ほか二町環境衛生組合との連絡調整に関すること。 7 東総衛生組合との連絡調整に関すること。 8 区長会等への協力要請に関すること。 9 交通安全対策に関すること。 10 ボランティアの受入れに関すること。 11 放射性物質に関すること
保健部	健康管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 現場医療対策本部（救護所）の設置及び運営に関すること。 3 医薬品及び医療用資機材の調達に関すること。 4 傷病者の収容に関すること。 5 応急手当に関すること。 6 救護班の補助に関すること。 7 防疫及び公衆衛生に関すること。 8 医療部との連絡調整に関すること。 9 海匠健康福祉センター（海匠保健所）との連絡調整に関すること。 10 医師会との連絡調整に関すること。 11 歯科医師会との連絡調整に関すること
福祉部	福祉課 高齢者支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法の事務に関すること。 2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害救護資金の貸付に関すること。 3 義援金品の配布に関すること。 4 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 5 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 6 社会福祉施設の被害状況調査に関すること。 7 <u>要配慮者</u>の対策に関すること。 8 災害時の保育及び保護者への乳幼児引渡しに関すること。 9 身元不明遺体の処理に関すること。 10 被災者名簿の作成に関すること。 11 被災者の安否問い合わせに関すること。 12 社会福祉団体との連絡調整に関すること。 13 自主避難所の開設及び運営に関すること。 14 福祉避難所の確保に関すること。

部 名	課 等 名	所 掌 事 務
産業部	産業振興課 農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産業及び商工業関係の被害状況調査に関すること。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3 家畜伝染病の防疫に関すること。 4 応急食料の確保、保管及び配給に関すること。 5 援助食料の受入れ、保管及び配給に関すること。 6 労働力の確保及び生活物資の調達及び配分に関すること。 7 援助物資の受入れ、保管及び避難所への配送に関すること。 8 農林水産業等関係団体との連絡調整に関すること。 9 交通規制等応急交通対策に関すること。
建設部	建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 道路上の障害物の除去に関すること。 3 水防に関すること。 4 災害復旧用資材の調達及び購入に関すること。 5 交通規制等応急交通対策に関すること。 6 海匠土木事務所との連絡調整に関すること。 7 土木建設業者との連絡調整に関すること。
都市部	都市整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 被災建築物及び工作物の応急危険度判定に関すること。 3 被災宅地の危険度判定に関すること。 4 応急仮設住宅の建設及び管理に関すること。 5 被災住宅の応急修理に関すること。 6 被災後の都市計画及び復旧計画に関すること。 7 建設業者との連絡調整に関すること。
調査部	企画課 税務課 議会事務局 監査委員事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 人的被害の調査及び取りまとめに関すること。 2 家屋及び償却資産等の被害状況調査に関すること。 3 被災証明の交付に関すること。 4 議会関係者に対する連絡調整に関すること。 5 他部の応援に関すること。
学校教育部	学校教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 避難収容施設の供与及び管理に関すること。 3 児童生徒の避難に関すること。 4 教職員の動員に関すること。 5 被災学校の授業等応急措置に関すること。 6 学用品の配布に関すること。 7 炊き出し用資材及び給食施設の確保に関すること。 8 避難所及び災害対策本部の給食に関すること。

部 名	課 等 名	所 掌 事 務
社会教育部	生涯学習課	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 文化財等の被害状況調査に関すること。 3 所管団体の協力要請に関すること。 4 自主避難所の開設及び運営に関すること。
医療部	市民病院	1 負傷者の判定（トリアージ）に関すること。 2 被災地の救急医療に関すること。 3 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 4 災害時の医療、助産及び救護班の編成に関すること。 5 災害拠点病院との連絡調整に関すること。 6 災害医療協力病院等との連絡調整に関すること。
支所部	野栄総合支所	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 津波避難所の運営に関すること。 3 避難所の運営補助に関すること。 4 災害の情報収集に関すること。
警防部	消防団	1 災害の情報収集に関すること。 2 災害の警戒及び鎮圧に関すること。 3 被災者の救助及び救護に関すること。 4 避難誘導に関すること。 5 避難所の給水及び運搬に関すること。 6 災害応急対策に関すること。

サ 職員の動員

(ア) 動員体制の確立

本部の部長は、それぞれの部員の動員系統、連絡の方法等を、あらかじめ具体的に定めておく。

(イ) 動員の系統

職員の動員は、市長（本部長）の決定に基づき下記の系統で伝達する。

配備決定（本部長）→本部事務局（総務部）→本部員→部員

(ウ) 動員の伝達方法

市長（本部長）の配備決定に基づく本部事務局（総務部）からの職員の配備指令の伝達は、原則として下記の方法による。

動員の指令を受けた職員は、昼夜の別あるいは交通機関の有無を問わず、出来るだけ速やかに登庁しなければならない。

a 勤務時間内

庁内放送、防災行政無線、参集メール（携帯メール）、電話又は口頭等により行う。

b 勤務時間外

電話、防災行政無線、参集メール（携帯メール）又は口頭等により行う。

(エ) 当直者の心得

当直者（警備員）は、次に掲げる情報を察知したときは、直ちに総務課長にその旨を伝達する。

総務課長は、当直者（警備員）から情報の伝達を受けたときは、情報の内容その他の状況等を分析判断し、速やかに職員の動員等の措置を講ずる。

- a 災害発生のおそれがある気象情報が関係機関から通報されたとき。
- b 災害が発生し、応急措置を実施する必要があると認められるとき。

(オ) 自主登庁又は自主参集

勤務時間外に災害が発生し、電話等による伝達が不可能な場合には、職員は、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく本部設置（第3配備以上）の参集基準に該当すると判断される場合は、速やかに登庁又は参集する。

2 地区支部

災害応急対策を円滑かつ的確な実施を図るため、災害の状況に応じて災害対策本部の下部組織として地区支部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 市域に気象庁発表による震度5強以上の地震が発生したとき。
- イ 気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波警報（津波）を発表したとき。
- ウ 市域内に局地災害が発生した場合、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。

本部長は、上記の事象が発生し、発災後の情報収集、その他緊急の対策を実施する必要があると認めたときは地区支部を設置する。

(2) 組織編制

ア 地区支部長

総務課長が原則として、当該地区に居住する職員で主査補以上の職にあるものの中からあらかじめ指名する。

イ 地区支部員

地区支部長が総務課長と協議の上あらかじめ指名する。

(3) 設置場所

原則として指定避難所とする。

(4) 運営及び所掌事務

地区支部は、自主防災組織及び消防団等と連携を図りながら下記の業務を実施する。

- ア 避難所における災害の初動対応
- イ 市災害対策本部との連絡調整
- ウ 避難所の開設及び運営
- エ その他の緊急を要する応急対策の実施

3 その他の体制

(1) 災害救助法が適用された場合の体制

市は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。

(2) 市町村間での応援体制

「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき迅速かつ円滑に応援が行えるよう市は体制を整備しておくものとする。

4 市本部と国・県及び防災関係機関との連携

災害の状況に応じ、市本部会議に指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関職員の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

また、県において現地災害対策本部を設置したとき、あるいは国において非常災害対策本部及び同現地対策本部、緊急災害対策本部及び同現地対策本部を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進める。

第2節 災害救助法適用計画（福祉部）

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市における具体的適用基準は下記のとおりである。

- (1) 市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が60世帯以上であること。
- (2) 県の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が30世帯以上であること。
- (3) 県の区域内で住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたものであり、下記の基準に該当すること。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(5) 滅失世帯の算定

ア 滅失世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家滅失等の認定基準

(ア) 住家の全壊・全焼・流出

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元のとおりにより再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもをいう。

(イ) 住家の半壊・半焼

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元のとおりにより再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもをいう。

(ウ) 床上浸水

住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。

(エ) 床下浸水

浸水がその住家の床上以上に達しない程度のものをいう。

(オ) 一部損壊

住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものをいう。

ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 住家

現実に居住のために使用している建物であり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。例えば、一般に非住家として取扱われている土蔵、小屋等であっても、現実として人が居住しているときは住家として取扱う。

(イ) 世帯

生計をともにしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても生計の実態が別々であれば当然2世帯となる。又、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、原則として、その寄宿舎等を1世帯として取扱う。

【災害救助法の適用基準表】

人 口 ^{注2}	被 害 世 帯 数 ^{注3}	
	1 号 ^{注4}	2 号
3 9, 8 1 4 人	6 0 人	3 0 人

2 災害救助法の適用手続

(1) 市

ア 災害に際し、市における災害が、上記1の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告する。

イ 災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。

ウ 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないとき、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(2) 県

知事は、市からの報告又は要請及びその他県が把握した被害状況等に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、県及び市各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告するものとする。

注2 人口は、平成22年10月1日現在の人口（国勢調査）。

注3 被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊（焼）世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって、全壊世帯1世帯と換算する。

注4 1号とは、災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害（匝瑳市の被災世帯数のみで判断）をいい、2号とは同条同項第2号の災害（都道府県—千葉県は2，500世帯—と匝瑳市の被災世帯数で判断）をいう。

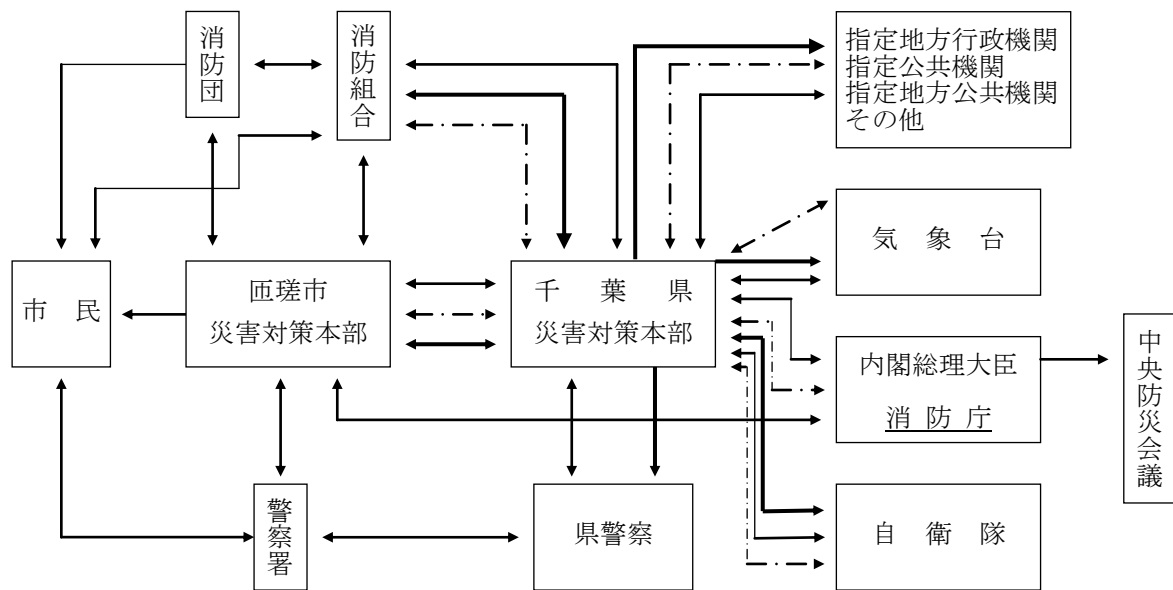
第3節 情報収集伝達体制（秘書広報部、総務部、調査部、福祉部）

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く市民や海水浴客等に伝達することが必要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える。

1 災害情報通信連絡系統

(1) 通信連絡系統図

震災時の情報連絡の流れは、下記のとおりである。



千葉県 防災情報 システム	—	有線 又は口頭	——	千葉県防災 行政無線等	----
---------------------	---	------------	----	----------------	------

(2) 通信連絡手段

区分	方法
匝瑳市	<ol style="list-style-type: none"> 千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。 千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。 保有する同報無線等を中心に、市町村の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話㈱及び各施設管理者の協力を確保しておく。

区分	方法
千葉県	<p>1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、東日本電信電話株式会社の加入電話（災害時優先電話、非常・緊急通話の利用を含む。）、孤立防止用衛星電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや自動車電話、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防組合及び防災関係機関と情報連絡を行う。</p> <p>2 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。</p>
匝瑳警察署	警察無線、警察電話及び各種通信連絡手段を活用して、県内各警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
消防組合	<p>1 消防無線、消防電話等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。</p> <p>2 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。</p>
その他の防災機関	<p>1 それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。</p> <p>2 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。</p>

(3) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条、電波法第52条）。

ア 関東地方非常通信協議会の構成機関である下記の機関の通信施設

- (ア) 警察通信施設
- (イ) 国土交通省関係通信施設
- (ウ) 海上保安部通信施設
- (エ) 日本赤十字社通信施設
- (オ) 東日本電信電話株式会社通信施設
- (カ) 東京電力株式会社通信施設
- (キ) 日本放送協会千葉放送局通信施設
- (ク) 東京ガス株式会社通信施設

イ 県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く）

ウ 上記以外の機関、又は個人の無線通信施設

(4) NTT「災害時優先電話」及び「非常・緊急電報」

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ東日本電信電話株式会社に対し、電話番号を指定し届け出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

【第6編資料編 6 体制・連絡関連 NTT災害優先電話の活用】

イ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話株式会社に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。

2 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集と伝達

(1) 情報の収集

地震発生時の初動体制を迅速に確立するため、震度計から震度情報を自動で収集する、千葉県震度情報ネットワークシステムを運用している。

本システムでは、県内全市町村の86観測点で観測された震度情報が、防災行政無線等の回線を経由して、県庁に設置されている震度情報ネットワークサーバに自動的に収集される。収集された震度情報は、県災害対策本部の応急対策における意思決定支援に活用される。

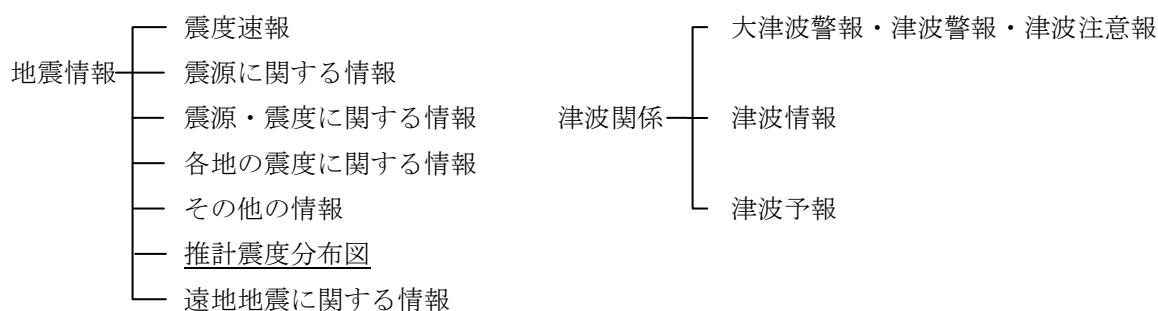
(2) 情報の伝達

本システムで観測される震度情報については、自動的に気象庁に伝達され、気象庁が発表する震度速報等に利用される。

また、震度4以上が観測された場合は、消防救急活動の広域応援のための参考情報として、消防庁にも自動伝送される。

3 気象官署の地震・津波に関する情報、津波予報

(1) 情報等の種類



(2) 情報等の発表

ア 地震情報

(ア) 震度速報

地震発生から約90秒後に、震度3以上の地域名と地震の発生時刻を発表する。千葉県の地域名は、北西部、北東部、又は南部で発表する。

(イ) 震源に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付加して発表する。

(ウ) 震源・震度に関する情報

県内で震度3以上が観測されたとき、震源位置・規模、震度3以上が観測された地域名と市町村名を発表する。震度5弱以上と考えられるが震度が入手できない震度計のある市町村名を発表する。

(エ) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。

(オ) その他の情報

地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせ等を発表する。

(カ) 推計震度分布図

観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

(キ) 遠地地震に関する情報

地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。

日本や国外への津波の影響に関する記述も発表する。

(ク) 各情報に用いる震度について

各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（74ヶ所）、気象庁（20ヶ所）、（独）防災科学技術研究所（10ヶ所）、千葉市（6ヶ所：計110ヶ所）により設置された震度計のデータを用いている。

イ 津波関係

(ア) 警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、津波警報（大津波、津波）、又は津波注意報を発表する。

千葉県は、津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房及び東京湾内湾に属する。

【津波警報、注意報の種類】

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで	1 m (0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。
	0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合			

※大津波警報は特別警報に位置づけられている。

(イ) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を発表する。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の上に記載)を発表する。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

(ウ) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

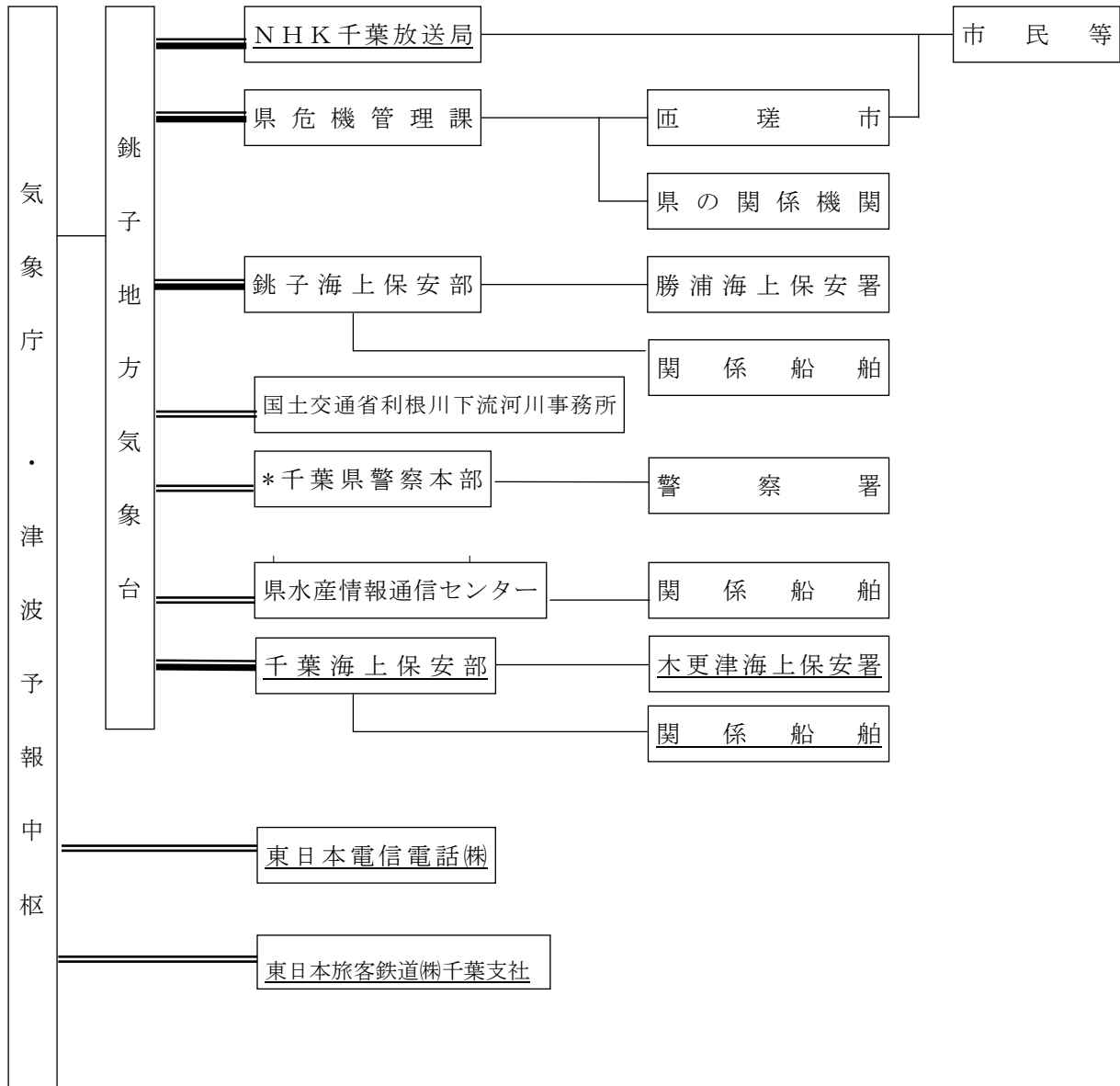
発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。
0.2 m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2 m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(3) 緊急時における気象官署の措置

通信回線の障害等により気象庁本庁からの連絡報が受けられない場合で、緊急やむをえないときは、銚子地方気象台は、地震・津波の観測結果、収集した資料及び海面状況その他に基づいて、地震、津波等の情報を独自に発表することがある。

(4) 受伝達系統等

【津波予報伝達系統図】



※地震情報等についても、この伝達系統図を準用する。

=== 法令（気象業務法等）による通知

==== 行政協定、地域防災計画等による伝達

- 1 銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
- 2 障害等により上記1の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- 3 *気象業務支援センターを経由

4 関係機関における措置

区 分	内 容
匝瑳市	市は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署、又は東日本電信電話株式会社から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、市民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に通報する。
千葉県	防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある県各部局、市町村、防災関係機関等に通報する。
匝瑳警察署	1 津波注意報・警報の通報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて市町村長に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて市町村長に伝達する。 2 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに関係市町村に通報する。
匝瑳市横芝光町消防組合	消防組合は、気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。
銚子地方気象台	銚子地方気象台は、津波（地震、津波関係情報）を県、県警、NHK千葉放送局及び関係機関に通報する。
海上保安庁	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を航海中及び入港中の船舶に通報する。
東日本電信電話株	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を市町村及び関係機関に通報する。
放送機関	気象台から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努めるものとする。
その他 防災機関	県、気象台その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報及び警報については直ちに所属機関に通報する。

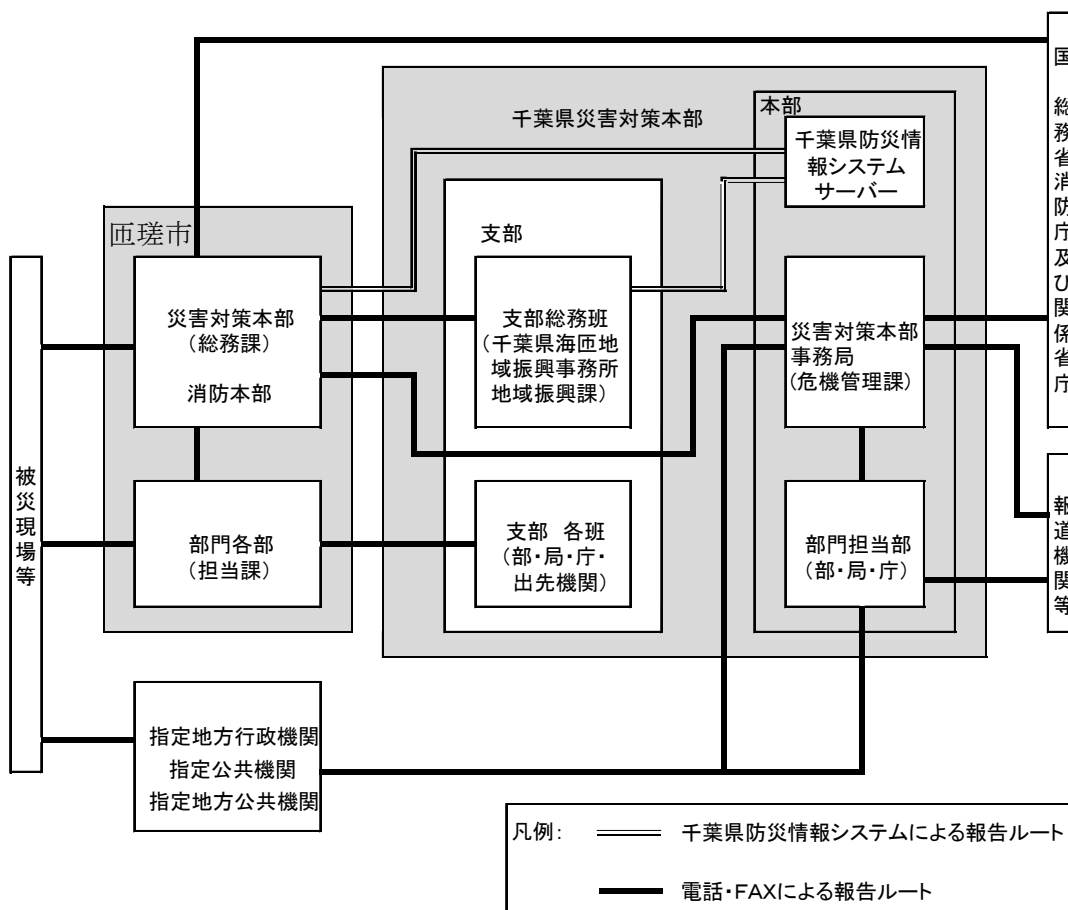
5 被害情報等収集・報告

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、市、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合、又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、下記のとおりである。



<用語の定義>

本部事務局：災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、危機管理課）

部門担当部：災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）

支部総務班：災害対策本部支部総務班（災害対策本部未設置の場合は、地域振興事務所地域振興課）

(2) 報告手続

ア 報告基準

以下の（ア）から（オ）までの基準に該当する災害の場合、本部事務局（危機管理課）へ報告する。

（ア）災害救助法の適用基準に合致するもの

（イ）市町村が災害対策本部を設置したもの

（ウ）他県にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、他県においては、同一災害で大きな被害をもたらしているもの

（エ）災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの

(オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

イ 報告の種別等

本部事務局（危機管理課）への報告の種別、時期及び方法は、別表1「報告一覧」のとおりとする。

ウ 市町村が報告すべき事項は、下記のとおりとする。

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所、又は地域
- (エ) 被害の状況（被害の程度等は別表2「被害の認定基準」に基づき判定する。）
- (オ) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - a 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - b 主な応急措置の実施状況
 - c その他必要事項
- (カ) 災害による住民等の避難の状況
- (キ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (ク) その他必要な事項

(3) 各機関が実施する情報収集報告

ア 市

(ア) 被害情報の収集

市域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに次により被害情報を収集する。

- a テレビ、ラジオ等により災害情報を収集する。
- b 県、防災関係機関から災害情報等を収集する。
- c 各地区の被害状況を消防団、自主防災組織等から収集する。
- d 関係団体の協力を得て、被害状況の把握に努める。
- e 必要により、調査班を出動して被害調査を実施する。

(イ) 県等への被害報告

総務部は、関係機関から収集した被害情報や調査等により把握した被害情報を取りまとめ、速やかに千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ、又は県防災行政無線により県本部事務局（危機管理課）に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

なお、「震度5強」以上を記録した地震にあつては、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」により、被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。

また、同時多発火災等により消防組合に通報が殺到したときは、その旨を総務省消防庁及び県に報告する。

【第6編資料編 5 調査・報告・要請様式 火災・災害等即報要領】

イ 防災関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画

等の定めるところにより被害状況等を収集し、随時、県、関係市町村及び防災関係機関に報告、又は通報する。

また、各種情報の収集に当たっては、関係機関と十分連絡調整を行い又は相互に情報を交換して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

(4) 収集報告に当たって留意すべき事項

ア 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

イ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

ウ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておく。特に、発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

エ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

(5) 被災者支援システムの運用

市は、発災時に迅速かつ円滑な被災者支援サービスを提供するため、被災者支援システムを運用し、り災証明書の発行や、被災者台帳の作成・管理等を実施するものとする。

また、被災者支援システムの操作マニュアルを作成し、全ての職員が操作できる体制を整えておく。

(6) 千葉県被害情報等報告要領

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県被害情報等報告要領」によるものとする。

【第6編資料編 5 調査・報告・要請様式 千葉県被害情報等報告要領】

(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

ア 海匝地域振興事務所

(ア) 防災行政無線

電話 505-721、723 (地上系) 012-505-721、723 (衛星系)

FAX 505-722 (地上系) 012-505-722 (衛星系)

(イ) 一般加入電話

電話 0479-62-0261 FAX 0479-63-9898

イ 千葉県 (県危機管理課)

(ア) 県防災行政無線

電話 500-7320 (地上系) 012-500-7320 (衛星系)

FAX 500-7298 (地上系) 012-500-7298 (衛星系)

(イ) 一般加入電話

電話 043-223-2175 FAX 043-222-1127

ウ 総務省消防庁 (消防庁応急対策室)

(ア) 消防防災無線 (県防災行政無線を使用)

電話 120-90-49013 (地上系) 048-500-90-49013 (衛星系)

FAX 120-90-49033 (地上系) 048-500-90-49033 (衛星系)

(イ) 一般加入電話

電 話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537

(8) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）、又は県（危機管理課）へ災害緊急報告を行う場合は、下記の通信手段及び連絡先により行うものとする。

ア 千葉県（県防災行政無線統制室）

(ア) 県防災行政無線

電 話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系）

FAX 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系）

(イ) 一般加入電話

電 話 043-223-2178 FAX 043-222-5219

イ 総務省消防庁（消防庁宿直室）

(ア) 消防防災無線（県防災行政無線を使用）

電 話 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系）

FAX 120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系）

(イ) 一般加入電話

電 話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553

ウ 報告責任者の選任

市、県及び防災関係機関は、下記の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておくものとする。

区 分	所 掌 事 務	県		市	防災関係機関
		本 庁	出先機関		
総括責任者	市、県及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。	各部（局庁）ごとに1名	各機関に1名	総務課長	各機関に1名
取扱責任者	市、県及び防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う。	各課に1名（協力班を除く。）	海匝地域振興事務所は1名	総務課長が指定したものの	各機関において所掌事務等を勘案して定める。

(9) 県警察の情報収集

ア 警察の情報収集

警察本部長及び匝瑳警察署長は、匝瑳市長、又は知事、その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害情報を収集する。

警察の情報収集は、おおむね下記の事項について行う。

(ア) 災害の種別、発生日時及び場所

(イ) 被害概要（火災、人命、建物、道路、交通機関）

(ウ) 避難者の状況

(エ) 交通規制及び緊急交通路の要否

(オ) ライフラインの状況

- (カ) 治安状況及び警察関係被害
- (キ) その他災害警備活動上必要な事項
- イ 情報収集結果の通報

警察本部長及び匝瑳警察署長は、必要に応じて知事、匝瑳市長、その他関係機関に通報する。

別表1 報告一覧

報告の種類	報告機関	報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告	市町村 消防本部	<u>1 庁舎等の状況</u> <u>2 災害規模概況</u> 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、 火災発生の有無等の被害状況 <u>3 応急対策の状況</u> 当該災害に対して講じた応急対策について報告 <u>4 措置情報</u> 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の 状況、避難所の設置状況等について報告	①覚知後直ちに ②第1報告の後、詳細が判明の都度直ちに [電話、FAX]
	支部総務班	<u>1 庁舎等の状況</u> <u>2 庁舎周辺の被害状況</u> <u>3 支部管内の出先機関及び市町村からの情報</u> <u>4 支部管内の出先機関の職員参集状況</u>	
	部門担当部 防災関係機関	個別の災害現場の概況及び当該災害に対する具体的な対応状況等	
災害総括報告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 <u>1 被害情報</u> 各市町村区域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） <u>2 措置情報</u> 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX 及び端末入力]
	確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるため、正確を期すること。 <u>1 被害情報</u> 各市町村内の全般的な被害状況（件数） <u>2 措置情報</u> 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況 <u>3 被害額情報</u> 各市町村内の施設被害額及び産業別被害額	
	年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで [端末入力及び文書]
部門別被害額総括報告	部門担当部	各部門において所管する施設等の被害額、産業別被害額を報告	応急対策終了後10日以内 [文書等]

災害詳細 報告	市町村	災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]
	部門担当部	農林水産、県土整備、商工、福祉、教育、医療、輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込等について、定時に報告	
	防災関係機関	各機関の所管する施設等の被害状況、機能障害の状況及び復旧見込等について報告	①・②同上 [電話、FAX]

注) 防災関係機関とは、指定公共機関、指定地方公共機関、輸送関連施設管理者、ライフライン機関及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。

別表2 被害の認定基準

区 分		認 定 基 準
人 的 被 害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家 被 害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非 住 家 被	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。

害	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 一部破損及び床上浸水の場合は計上しない。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
その他被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等のうねに架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
その他の被害	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	海岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	
	ブロック・石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	
	火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被害	共通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかつこ外に朱書きするものとする。

金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

6 災害時の広報

収集した災害の情報を市民にあらゆる手段を用い広報し、民心の安定を図る。

(1) 実施機関

秘書広報部を窓口として、必要に応じて各防災関係機関が独自に行う。

また、この目的達成のため、各防災機関は相互に連携して、広報資料の情報交換に当たるものとする。

(2) 広報活動

ア 市本部が収集した情報及び対策を速やかに報道機関に発表する。

イ 市本部が収集した情報及び対策を速やかに市民等及び関係機関に広報する。

ウ 広報活動は、情勢の急速な推移に適応した媒体を活用する。

エ 被災地域に対する広報及び広聴活動を下記の方法によって行う。

(ア) 報道機関（新聞・ラジオ、テレビ等）を通じて行う。

(イ) 市、県及び匝瑳警察署が適当な広報媒体を活用し、直接市民等に対して行う。

(ウ) 被災者又は市民等の要望等を聞くための広聴活動を行う。

オ 広報媒体の利用

(ア) 広報活動資料及び記録用として災害写真を撮影する。

(イ) 新聞、ラジオ、テレビ及びインターネット等を利用して適時に広報を行う。

(ウ) 広報紙、チラシ、掲示物等を作成して配布又は適当な場所に貼付する。

(エ) 広報記録映像を作成する。

(オ) 広報車を利用して対策等の周知徹底を図る。

(3) 広報内容

ア 避難方法等に関する情報

イ 被害に関する情報

(ア) 人及び家屋関係

(イ) 公益事業関係

(ウ) 交通施設関係

(エ) 土木港湾施設関係

(オ) 農林水産関係

(カ) 商工業関係

(キ) 教育関係

(ク) その他

ウ 応急対策活動に関する情報

(ア) 水防、警備、救助及び防疫活動

(イ) 通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動

(ウ) その他一般市民及び被災者に対する必要な広報事項

エ 流言飛語の防止に関する情報

オ 交通規制等に関する情報

(4) 放送機関及び窓口

【放送要請機関及び窓口】

機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0395
千葉テレビ放送株式会社 報道局報道部	500-9701	500-9702	<u>043-231-3100</u>	043-231-4999
株式会社バイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
株式会社ニッポン放送 編成局報道部	—	—	<u>03-3287-7622</u>	<u>03-3287-7696</u>

第4節 地震・火災避難計画（総務部、市民部、福祉部、学校教育部）

地震時には延焼火災の拡大等の発生が考えられ、市民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。中でも避難行動要支援者の安全避難については特に留意する。

1 計画内容

災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物、又は野外に仮設したテント等に収容し、保護するための計画とする。

市にあっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導體制を整えるものとする。

2 実施機関

(1) 実施責任者

避難の勧告、又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、下記のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施する。

ア 市長等（災害対策基本法第60条）

イ 警察官、又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ウ 水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者〔水防法第29条〕）

エ 知事、又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

オ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕）

(2) 避難所の設置

ア 避難所の設置は、市長が行い、市民部及び学校教育部が担当する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

ウ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

エ 市単独で対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

3 避難の勧告、又は指示等

(1) 避難の勧告、又は指示等の要件

災害による市民等の生命、又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2(1)に掲げる者は、関係法令の規定に基づき、下記により避難の勧告、又は指示を行う。

ア 市長等の措置

市長は、火災、崖崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、市民等の生命、身体の危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民等に対し、速やかに立退きの勧告、又は指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

知事は、災害の発生により市がその全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき立退きの勧告、又は指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

イ 警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、地震に伴う災害の発生により、市民の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市長が措置をとることができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、直ちに市民に立退きを指示するものとする。

警察官は、市民の生命又は身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該市民に立退きを指示する。

ウ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる市民に避難の指示をする。

エ 知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事等は、地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の市民に対し立退きを指示する。

(2) 避難の勧告、又は指示の内容

市長等が避難の勧告、又は指示を行う場合は、原則として、次に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の勧告又は指示の理由

オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の市民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 市民等への周知

避難の措置を実施したときは、防災行政無線を活用するほか報道機関や自主防災組織、宿泊施設管理者の協力を得て市民、観光客等に対し、その内容の周知徹底を図る。

イ 関係機関の相互連絡

市、県、警察本部、自衛隊及び銚子海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

4 避難誘導等

市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、市民が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所等への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿は、本人の同意を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

5 避難所の開設

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者に対して、避難所を開設し収容保護する。

なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。

- (1) 新たに避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント、又は応急仮設住宅を設置し、対応する。なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災市民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。
- (2) 市は、在宅避難者等に対しても必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。
- (3) 市は、男女双方の視点に配慮した避難所におけるニーズを把握し対応に努める。
- (4) 市は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳・パーティション、仮設風呂・シャワー等である。
また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策等、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。
- (5) 停電時に対応した避難所とするため、非常用自家発電装置の整備、太陽光パネル、蓄電池の整備等の対策を図る。
- (6) 市は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成に努める。

6 安否情報の提供

市及び県は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

7 災害救助法適用の場合の避難所設置のための経費内容及び限度額等

(1) 経費内容

- ア 賃金職員等雇上費
- イ 消耗器材費

- ウ 建物の使用謝金
 - エ 器物の使用謝金、借上費又は購入費
 - オ 光熱水費
 - カ 仮設便所等の設置費
 - キ 福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のため必要な当該施設における通常の実費
- (2) 限度額
- ア 基本額
1人1日当たり300円以内とする。
 - イ 加算費
冬期(10月～3月)についてはその都度定める額とする。
- (3) 避難所開設の期間
- 避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。

第5節 津波避難計画（総務部）

本市では、地震に伴い発生する津波から市民が迅速、円滑に避難できるよう「匝瑳市津波避難計画」を定めている。

この計画は、地震が発生してから津波が終息するまでの間、市民の生命を及び身体の安全を守るための計画であり、津波からの避難が必要な「避難対象地域」や津波から避難するための「避難所」、「避難路」などを指定している。

また、津波からの避難は、津波による浸水のおそれのない目標地点を定めて避難することが原則であり、避難の基本は「高台を目指す」ことである。

1 情報伝達

市は、津波注意報、津波・大津波警報が消防庁より発表されたときは、通信衛星を使い、J－ALERTにより、市の防災行政無線を自動起動し、瞬時に市民等へ情報伝達を行う。

また、あらかじめ定めてある避難指示等の基準に基づき、市民等に対して、迅速かつ的確な伝達を行うものとする。

なお、市民等への津波警報等の情報伝達に当たっては、以下に留意して行うものとする。

- (1) 市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示等を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど市民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。
- (2) 市民等が即座に避難行動に取り掛かるため、市はあらゆる広報伝達媒体（防災行政無線、広報車、サイレン、半鐘、エリアメール及び緊急速報メール）を活用し、市民等への津波警報等を迅速かつ的確に伝達するものとする。
- (3) 気象庁等が発表する津波警報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性があるため、津波警報等が発表されている間は海岸付近に近づかない等、災害の危険性が継続していることを継続的に情報伝達する。
- (4) 走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人及び観光客等にも津波警報等を伝達できるよう、防災行政無線、J－ALERT等の活用を図り、情報の伝達に努める。
- (5) 河川・海岸地域では、市、防災関係機関等が、相互に連携を図り、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、直ちに安全な場所で津波の河川遡上の監視及び状況により海面監視を実施し、潮位等の異常な変動や津波の河川遡上等の情報の取得に努める。

2 避難指示等

津波警報等が発表された時の避難指示等の発令基準については、「匝瑳市津波避難計画」及び「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」のとおりとする。

3 避難対象地域

避難対象地域は、津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難指示等を発令する際に避難の対象となる地域である。

なお、避難対象地域は、県の津波浸水予測図等をもとに指定する。

4 避難所及び避難路（避難経路）の指定

避難対象地域の範囲を勘案し、市内小中学校及び公共施設を津波避難所に指定する。また、市民等が安全に避難できるよう避難路を指定する。

5 市民等の避難行動

- (1) 市は、市民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう、防災行政無線や車両広報等によって誘導することとする。
- (2) 市民等の避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の支援も考慮し行う。
- (3) 市民等の避難誘導に当たる消防団員、警察官等は、あらかじめ定めてある行動ルールに従い予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした上で、行うものとする。
- (4) 市民等の避難の際に、東日本旅客鉄道株式会社が管理する線路に設置されている遮断機が地震に伴う停電等によって渋滞が引き起こされる可能性がある。そのような場合、東日本旅客鉄道株式会社は状況を速やかに市へ連絡し、市は匠瑳警察署及び関係機関に連絡し、誘導することとする。
- (5) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩や自転車を原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、自動車で安全かつ確実に避難ができる方策をあらかじめ検討するものとする。

第6節 要配慮者の安全確保対策（総務部、市民部、福祉部）

地震により、市民の避難を要する地域が数多く出た際に、被災者を安全な場所へ避難させるため可能な限りの措置を取り、被災者の生命及び身体の安全の確保に努める。

特に、災害時に支援を必要とする要配慮者については、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1 要配慮者の安全確保

(1) 避難誘導等

要配慮者については、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の避難支援者が中心となり、避難誘導や必要な支援を行う。

特に、災害発生時の迅速な避難が困難である避難行動要支援者への避難誘導・支援に当たっては下記の事項に留意して行うものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

イ 危険な場所には、表示及びなわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。

エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会、自治会等の単位で行うこと。

オ 避難誘導等、支援に当たっては、避難支援者自身の安否を確保するよう配慮すること。

(2) 安否確認

避難行動要支援者名簿等を活用し、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等を中心として地域の協力を得ながら、速やかに避難行動要支援者の被災状況及び避難状況の把握に努める。

2 避難所の開設、要配慮者への対応

(1) 避難所の開設は、第4節の地震・火災避難計画による。

市は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。

ア 避難所における要配慮者相談窓口の設置

イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請

ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進

(2) 外国人に対する対応

県は、被災直後から、公益財団法人ちば国際コンベンションビューローと連携して日本語の理解が十分でない外国人向けに多言語での災害状況や支援に関する情報の提供を行う。

また、被災地における語学ボランティアの需要状況を基に、派遣先や必要な派遣人員等を

被災市町村等と調整の上、援助を必要としている避難所等へ同財団に登録されている語学ボランティアを派遣する。

市は、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に対応した避難所運営に努める。

3 福祉避難所の設置

一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所に指定している施設を福祉避難所として設置する。

- (1) 福祉避難所の設置は、市長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡を取り、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

- (2) 本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

- (3) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

【第6編資料編 2 条例・拠点関連 福祉避難所一覧】

4 避難所から福祉避難所への移送

市は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害等により通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

市は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、市民等に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

5 緊急入所等

市は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な要配慮者については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

6 被災した要配慮者の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、高齢者、障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していくものとする。

また、被災した要配慮者の生活の確保として、県及び市は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

- (1) 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第7節 消防・救助救急・医療救護活動（総務部、保健部、建設部、医療部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

消防組合、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、これらの災害から市民の生命及び財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、市民生活に著しい影響があるとき、市は関係機関と緊密に連携をとりながら、有する医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

1 消防活動

(1) 活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防御活動を常備消防及び消防団の全機能をあげて展開し、市民の生命、身体及び財産の保護に努めるものとする。

大地震の発生により、津波や火災等の災害発生が予測された場合は「消防地震対策本部」等を設置し、消防長が本部長となり、消防が行う災害応急活動の全般を指揮統括するものとする。

(2) 活動方針

震災時には、市民の生命及び身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施するものとする。

なお、消防団を含め消防組合においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。

(3) 活動の基本

ア 常備消防

(ア) 避難場所及び避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行うものとする。

(イ) 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

(ウ) 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。

(エ) 市街地火災の優先

火災によって、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たるものとする。

(オ) 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上必要な消防活動を優先するものとする。

イ 消防団

(ア) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、市民と協力して初期消火を図るものとする。

(イ) 消火活動

常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動又は主要避難路確保のための消火活動については、単独、又は常備消防と協力して行うものとする。

(ウ) 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

(エ) 避難誘導

避難の指示及び勧告がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させるものとする。

(4) 県内消防機関相互の応援

県内消防機関による広域的な応援を実施する必要がある場合、市長は、既に締結されている「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に定めるところにより、迅速な消防相互応援を実施するものとする。

また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、県内消防機関相互の連携の強化に努めるものとする。

2 救助・救急

(1) 活動体制

消防組合及び県警本部は、それぞれの消防活動方針、警備活動方針によるほか、県、県医師会、匠瑳医師会、日赤県支部、自衛隊等の関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

(2) 救助・救急活動

機関名	項目	対応措置
匝瑳市横芝光町消防組合	救助・救急活動	<p>1 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。</p> <p>2 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、下記の優先順位により出動する。</p> <p>(1) 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。</p> <p>(2) 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。</p> <p>(3) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。</p> <p>(4) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。</p>
	救急搬送	<p>1 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防組合、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。</p> <p>2 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。</p>
	傷病者多数発生時の活動	<p>1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。</p> <p>2 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求める等、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。</p>
県警察		<p>1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校等、多人数の集合する場所等を重点に行う。</p> <p>2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。</p>
海上保安部(署)		<p>1 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。</p> <p>2 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。</p> <p>3 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。</p>

(3) 救助・救急資機材の調達

ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

3 水防活動

地震水害等の発生に対する水防活動については、「千葉県水防計画」に基づき実施する。

4 危険物等の対策

(1) ガス等の保管施設の応急措置

【機関別対応措置】

機 関 名	対 応 措 置
千葉県	1 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。 2 関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。 3 連絡通報体制の早期確立を図る。
匝瑳市横芝光町消防組合	1 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 2 関係機関との情報連絡を行う。
関東東北産業保安監督部	1 正確な情報把握のため、千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 災害発生に伴い千葉県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業者等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。
ガス事業所	1 ガスホルダーの受入れ、送金の停止又は調整を行う。 2 地区整圧器の作動停止又は調整を行う。 3 ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。

(2) 石油類等危険物保管施設の応急措置

消防組合は、危険物取扱者等に対して、下記に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定

エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺市民等に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

(3) 火薬類保管施設の応急措置

【機関別対応措置】

機 関 名	対 応 措 置
千葉県	<p>延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。</p> <p>1 関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。</p> <p>2 事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。</p>
関東東北産業保安監督部	<p>火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講ずるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。</p>

(4) 毒物、劇物保管施設の応急措置

【機関別対応措置】

機 関 名	対 応 措 置
千葉県	<p>下記の各項の実施について指導する。</p> <p>1 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置</p> <p>2 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置</p> <p>3 発災時における健康福祉センター（保健所）、警察署又は消防組合に対しての連絡通報</p>
県教育委員会	<p>発災時の活動について、下記の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。</p> <p>1 発災時の任務分担</p> <p>2 出火防止及び初期消火活動</p> <p>3 危険物等の漏洩及び流出等による危険防止</p> <p>4 実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止</p> <p>5 児童生徒等に対する、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底</p> <p>6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等</p> <p>7 避難場所及び避難方法</p>

(5) 危険物等輸送車両等の応急対策

【機関別対応措置】

機 関 名	対 応 措 置
匝瑳市横芝光町消防組合	1 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
県警察	輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。
関東東北産業保安監督部	1 正確な情報把握のため千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 3 災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ県内又は隣接都県に所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出動を指導する。
関東運輸局	危険物輸送の実態に応じ、下記に掲げる対策を推進する。 1 災害発生時の緊急連絡設備を整備する。 2 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。
海上保安部（署）	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、下記の措置を講ずるよう指導する。 1 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 <u>必要に応じ、危険物とう載船舶等の在港船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止</u>
日本貨物鉄道(株)	危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故を発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、JR貨物における応急措置要領（危険品貨物応急措置便覧欄）に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

5 医療救護

発災時においては、本計画及び県が策定した千葉県災害医療救護計画に基づき医療救護活動を展開するものとする。

(1) 関係者とその役割

ア 市民

(ア) 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。

(イ) 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。

(ウ) 自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

イ 市（保健部・医療部）

(ア) 保健部

a 発災時においては必要に応じて現地医療対策本部（救護所）を設置する。
また、応急救護に必要な医薬品や資機材の調達を図る。

b 市の医療部が組織する救護班と一般社団法人匠瑤医師会及び一般社団法人香取匠瑤歯科医師会が組織する救護班が協力して医療救護活動を行えるよう連絡調整を行い、救護班の補助を行う。

c 感染症や生活不活発病の防止等の防疫活動を行う。

(イ) 医療部

a 発災時から地域医療の復旧に至るまで、市民等に対する医療救護活動を行う。

b 地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。

c 発災時において、医療救護活動のため必要な場合、医療救護を担当する部署（以下「救護本部」という。）を設置し、県の災害医療本部及び海匠健康福祉センターの合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

ウ 県

市による医療救護活動だけでは対応が困難な場合又は活動の強化が必要な場合は、市に対し、医療救護活動の応援を行う。

エ 医療機関

市内における医療機関の状況は、資料編に掲載のとおりとする。

【第6編資料編 2 条例・拠点関連 市内医療機関一覧】

オ 薬局

市内における薬局の状況は、資料編に掲載のとおりとする。

【第6編資料編 3 資機材関連 市内薬局一覧】

カ 災害協定締結団体

一般社団法人匠瑤医師会及び一般社団法人香取匠瑤歯科医師会

(2) 発災時の活動

ア 指揮と調整

大規模災害が発生し又は発生するおそれがあり、医療救護活動のため必要な場合、県にお

いては災害医療本部を、市においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。

イ 医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次のとおりとする。

(ア) 災害に起因する負傷者

(イ) 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症または悪化した疾患（精神疾患を含む）を有する者

(ウ) 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者

(エ) 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

ウ 情報の収集と提供

市及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関と連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

(ア) 傷病者等の発生状況

(イ) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況

(ウ) 避難所及び現地医療対策本部（救護所）の設置状況

(エ) 医薬品及び医療資器材の需給状況

(オ) 医療施設、現地医療対策本部（救護所）等への交通状況

(カ) その他医療救護活動に資する事項

エ 医療救護活動の実施

(ア) 市及び県は、緊密な連携のもとに協力して医療救護活動を行う。

(イ) 市長は、市の医療救護に関する計画に基づき、市が組織した救護班と一般社団法人匠瑳医師会及び一般社団法人香取匠瑳歯科医師会が組織する救護班が協力して医療救護活動を行えるようにする。

なお、市による医療救護活動だけでは対応が困難な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

(ウ) 市は、海匠健康福祉センターの合同救護本部が設置されたときは、職員を派遣する等により合同救護本部の活動に協力する。

(エ) 市は、指定避難所及び自然発生的にできた避難所の公衆衛生ニーズを把握し、海匠健康福祉センターと連携し、被災者の健康維持のための対策を実施する。

(オ) 市は、現地医療対策本部（救護所）を設置する場合、傷病者や資器材搬送の利便性等を総合的に判断して、耐震性が確保されている建物や屋外の仮設建物等に設置するよう努める。

また、設置し運営した場合は、その状況を海匠健康福祉センターの合同救護本部に報告する。

(カ) 知事は、市長からの応援要請がない場合であっても、必要と認める場合は当該市の傷病者等に対する医療救護活動を行う。

(キ) 知事は、医療救護に関する計画に基づき、次のとおり医療救護活動を行う。

a 災害時の医療救護活動の総合調整に関すること。

b 医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること。

c 医療チームの編成、派遣に関すること。

- d 患者の搬送及び受入れの調整に関すること。
- e 医療機関、医療チームへの支援に関すること。
- f 関係機関、他都道府県等に対する支援要請及び連絡調整に関すること。
- g その他の傷病者等の医療救護に関すること。

オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保

- (ア) 傷病者等の受け入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じて、発災時の速やかな受け入れに努める。
- (イ) 医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた救護本部は搬送先の確保に努める。
- (ウ) 搬送先の確保を要請された救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、県の災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた県の災害医療本部は搬送先の確保に努める。

カ 傷病者等の搬送

大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を下記のとおりとする。

- (ア) 市は、傷病者等を現地医療対策本部（救護所）又は医療機関へ搬送することに努める。
- (イ) 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。
- (ウ) 医療チーム等は、応急処置を実施した上で、さらに医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を市長又は知事に要請する。
- (エ) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から現地医療対策本部（救護所）へは市が、現地医療対策本部（救護所）から医療機関へは市及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。
- (オ) 市民は、自らの安全を確保した上で、現地医療対策本部（救護所）等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

キ 応援要請

市長は、必要に応じて、国保匠瑤市民病院の救護班に出動を命じ、一般社団法人匠瑤医師会及び一般社団法人香取匠瑤歯科医師会の長に救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

ク 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保

発災時における医薬品等の確保については、原則として下記の通りとする。

- (ア) 市は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて現地医療対策本部（救護所）等に提供する。
現地医療対策本部（救護所）等で使用する医薬品等が不足した場合、海匠健康福祉センターの合同救護本部を通じて、県の災害医療本部に提供を要請する。
- (イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、海匠健康福祉センターの合同救護本部を通じて、県の災害医療本部に供給を要請する。
- (ウ) 県は、医薬品等を備蓄し、市の求めに応じて提供する。現地医療対策本部（救護所）等で使用する医薬品等が不足した場合、卸業者への供給の要請、国・他都道府県への提供の要請等を行う。
- (エ) 卸業者は、業務継続計画を実施し、医薬品等の供給に努める。

ケ 地域医療体制への支援

市又は県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、救護本部又は海匠健康福祉センターの合同救護本部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援するよう努める。

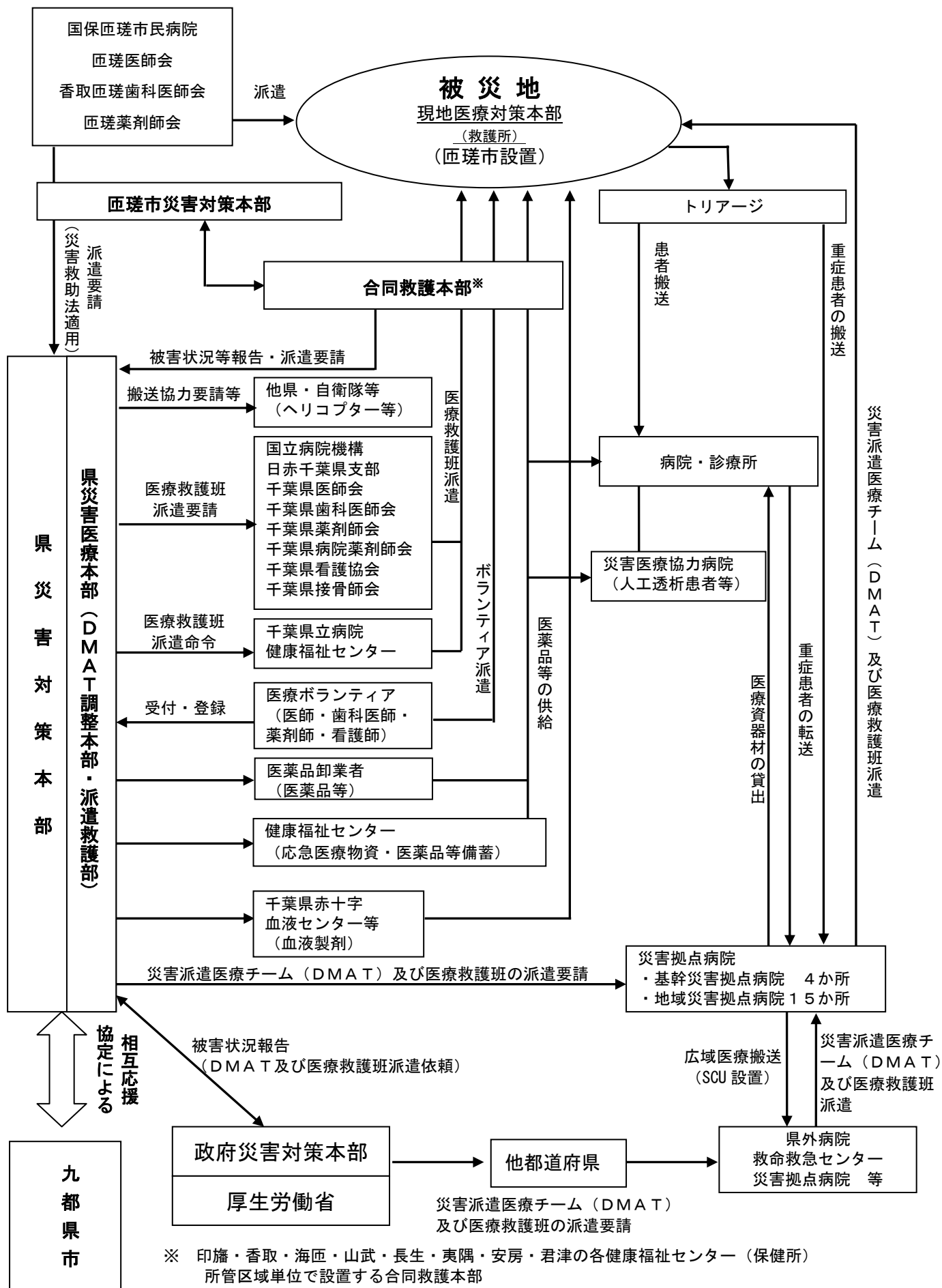
(3) 災害救助法による医療及び助産

災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

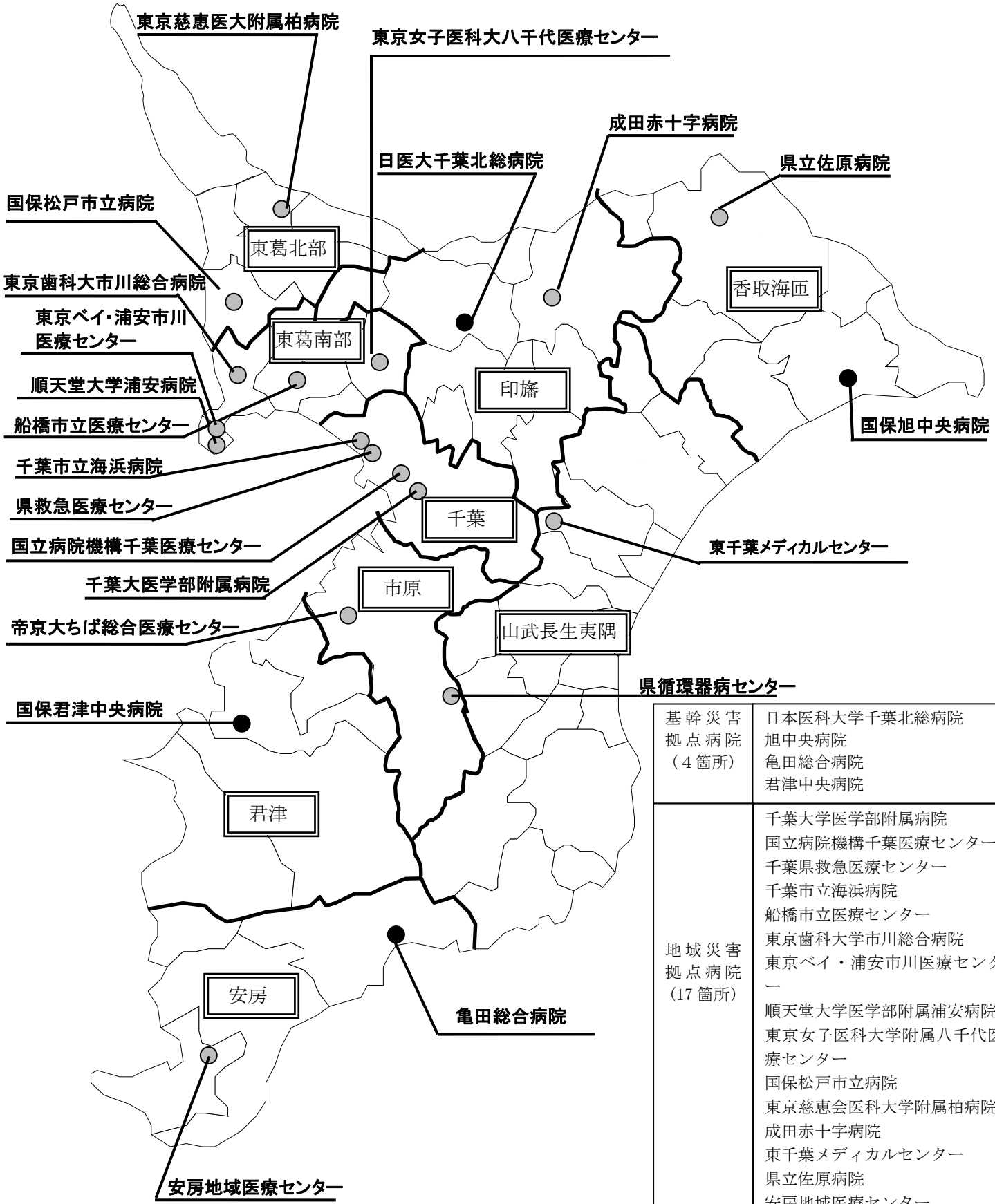
(4) 医療救護体制図について

医療救護体制については下記のとおりである。



※ 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各健康福祉センター（保健所）
所管区域単位で設置する合同救護本部

災害拠点病院



<p>基幹災害拠点病院 (4箇所)</p>	<p>日本医科大学千葉北総病院 旭中央病院 亀田総合病院 君津中央病院</p>
<p>地域災害拠点病院 (17箇所)</p>	<p>千葉大学医学部附属病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉県救急医療センター 千葉市立海浜病院 船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 東京ベイ・浦安市川医療センター 順天堂大学医学部附属浦安病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 国保松戸市立病院 東京慈恵会医科大学附属柏病院 成田赤十字病院 東千葉メディカルセンター 県立佐原病院 安房地域医療センター 千葉県循環器病センター 帝京大学ちば総合医療センター</p>

第8節 警備・交通の確保・緊急輸送対策（総務部、建設部、産業部）

発災時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が予想される場所である。このため市民の生命、身体及び財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り及び交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1 匝瑳警察署災害警備実施計画

(1) 災害警備の基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、他の防災関係機関と連携のもと、人命の保護を第一に被災者の救出救助、交通規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たるものとする。

(2) 警備体制

警察署は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 連絡室

震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合等

イ 対策室

地震に伴う被害程度が小規模の場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等

ウ 災害警備本部

大規模地震が発生した場合、津波警報が発表され、被害が発生した場合、又は東海地震予知情報が発表された場合等

(3) 災害警備活動要領

- ア 要員の参集又は招集
- イ 災害情報等の収集及び救出・救助活動
- ウ 関係機関との連携
- エ 装備資機材の運用
- オ 通信の確保
- カ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置
- キ 危険箇所に対する警戒及び避難誘導
- ク 各種広報活動
- ケ 災害の拡大防止と二次災害の防止
- コ 報道発表
- サ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- シ 死体の見分、検視及び身元確認等
- ス 交通対策
- セ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り・相談活動）
- ソ 協定に基づく関係機関への協力要請

タ その他の諸対策

2 銚子海上保安部非常配備計画

海上における大規模海難等の発生が予想される場合においては、海上における犯罪の予防及び鎮圧、人命及び財産の保護並びに海洋汚染の防止に対処する。

(1) 非常配備 甲

ア 予想される大規模海難等の当事者及び関係者等に対する指導・説得等に関する事項

イ 大規模海難等の発生が予想される海域における一般船舶の安全を確保するために必要な航行制限等の安全対策に関する事項

ウ 関係機関との協議及び協力に関する事項

エ その他予想される事案に対する措置に関する事項

(2) 非常配備 乙

ア 銚子海上保安部と協議のうえ、海難の発生するおそれがある船舶等に対する避難勧告、移動命令等の実施に関する事項

イ 大規模海難等の発生が予想される海域における一般船舶の安全を確保するために必要な航行安全等の安全対策に関する事項

ウ 関係機関との協議及び協力に関する事項

エ その他予想される事案に対する措置に関する事項

3 交通規制計画

(1) 被災施設の応急対策方法

ア 交通支障箇所の調査

建設部及び産業部は、その管理に属する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告する。

イ 調査及び報告

(ア) 建設部及び産業部は、調査の結果、支障箇所を発見した場合は、速やかにその路線名箇所、被害拡大の有無、う回路線の有無その他被災の状況等を市長（本部長）に報告する。

(イ) 市長（本部長）は、報告を受けたとき、その状況を直ちに市の区域を管轄する関係機関の長に報告する。

(2) 交通規制（道路管理者の交通規制）

道路管理者は、道路法第46条の規定により、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

(3) 緊急通行車両の確認等

ア 緊急通行車両の確認

(ア) 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。

(イ) 前記（ア）により確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

(ウ) 前記(イ)により交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

イ 緊急通行車両の事前届出・確認

(ア) 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

(イ) 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。

(ウ) 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記(1)アの確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して前記(1)イの標章及び確認証明書を交付する。

(4) 震災発生時における運転者のとるべき措置

震災発生時における運転者のとるべき措置については、下記の事項の周知を図る。

ア 走行中の車両の運転者は、下記の行動をとること。

(ア) 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。

(イ) 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。

(ウ) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車する等通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

イ 通行禁止区域においては、下記の措置をとること。

(ア) 車両を道路外の場所に置くこと。

(イ) 道路外に置く場所がない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。

(ウ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

4 輸送車両等の確保

災害時における被災者の避難及び救援物資並びに応急対策の実施に必要な人員資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

(1) 実施

災害対策本部長（市長）の指揮の下に、災害応急対策実施責任者の要請により実施する。

(2) 輸送方法

ア 自動車輸送

イ 軌道車輸送

ウ 航空機輸送

(3) 自動車輸送

ア 調達順序

第1位 公共機関所有車両

第2位 営業用車両

第3位 一般自家用車両

(注) 自衛隊車両については、状況により適切に知事に対して要請を依頼する。

イ 一般社団法人千葉県トラック協会の協力

トラックを必要とする場合、状況により県を通じて一般社団法人千葉県トラック協会に依頼する。

ウ 市所有車両

市が所有する車両は、第6編資料編に掲載のとおりである。

【第6編資料編 3 資機材関連 市有車両一覧表】

(4) 緊急輸送

災害発生時の被害者の救援・救護活動及び緊急物資の輸送に対処するため、道路（緊急輸送道路）、臨時ヘリポート等の輸送施設や輸送拠点を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを構築していく。

ア 緊急輸送道路

県は、隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通じる主要な市町村道等を1次路線と、また1次路線を補完し市町村役場等を相互連絡する県道等を2次路線と、あらかじめ千葉県緊急輸送道路を機能別に分類している。

市内における千葉県緊急輸送道路は、下記のとおりである。

機能	路線種別	路線名	起点	終点	管理者	備考
1次路線	国	一般国道 296号	船橋市 宮本	匝瑳市 砂原	県	
	国	一般国道 126号	銚子市 三軒町	千葉市 中央区本町	国、県、 千葉市	
2次路線	主	飯岡一宮線	旭市 下永井	一宮町 鳴山	県	
	主	八日市場 野栄線	匝瑳市 下出羽	匝瑳市 野手浜	県	

イ 臨時ヘリポート

陸海による輸送を更に強化するため、臨時ヘリポートを開設する。

5 規制除外車両の確認等

(1) 規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。

(2) 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記3（3）を準用する。

(3) 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって

ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前3（3）を準用する。

6 道路啓開

道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に一般社団法人千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、下記の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。

なお、道路管理者は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して以下を実施する。

ア 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

イ 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

(2) 土地の一時使用

(1)の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

第9節 救援物資供給活動（総務部、環境生活部、産業部、八匠水道企業団）

震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水、食料及び生活必需品の供給活動並びに救護物資、要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

なお、県からの救援物資の供給支援は、市からの具体的な要請に基づいて行うことを原則とするが、情報の寸断や市庁舎が損壊する等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援等の積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとされている。

1 応急給水

八匠水道企業団は、災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない市民に対して、八日市場配水場及び光調整地等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

(1) 実施機関

ア 飲料水の供給は、市長が行い、環境生活部がこれに当たる。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行き、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

イ 市長は、市単独で処理不可能な場合、近接市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 県、企業団及び市町村圏組合の水道事業体は、市が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

(2) 給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少1人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

(3) 八匠水道企業団による飲料水の供給

ア 飲料水供給方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、震災の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施するものとする。

イ 広報

震災時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

【第6編資料編 6 体制・連絡関連 応急給水対策】

2 食料・生活必需物資等の供給体制

災害により食料の配給販売機関等が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者に対し応急的な炊出しを行い、又は住家に被害を受けたため一時縁故先等へ避難する者等に対し、必要な食料を支給することにより、被災者の食生活を保護する計画とする。

なお、千葉県が定めた「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本方針」に基づく備蓄計画

の策定を検討する。

(1) 実施機関

ア 食料の供給は、市長が行い、産業部がこれに当たる。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長がこれを補助する。

イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

ウ 市長は、市単独で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 災害救助法による炊出しその他による食品の給与

災害救助法を適用した場合の、炊出しその他による食品の給与は、下記のとおりである。

ア 炊出しその他による食品の給与を受ける者

(ア) 避難所に収容された者

(イ) 住家の被害が全焼・全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事が出来ない者

(ウ) 床下浸水でも自宅において自炊不可能な者

イ 炊出しその他による食品給与の方法

(ア) 炊出しその他による食品の給与は、次項の調達計画による米穀、乾パン又は一般食料品店等から購入した弁当、パン等により行い、給与に当たっては、被災者が直ちに食することができる現物を給する。

(イ) 米穀による炊出し給与は、市長が、匝瑳市赤十字奉仕団の協力を得て、炊出し設備等により炊飯して行う。

(ウ) 炊出し給与のための調味料及び副食品等は関係業者等から調達し、これに充てるものとする。ただし、本市において調達が不可能、若しくは必要数量に満たない等の際には、その補給について知事に要請する。

ウ 炊出しその他による食品給与の経費内容及び限度額

(ア) 経費内容

主食費、副食費、燃料費及び雑費とする。

(イ) 限度額

炊出しその他による食品の給与を実施するための費用は、主食費、副食費及び燃料費として一人1日当たり1,010円以内とする。

エ 炊出しその他による食品給与の期間

炊出しその他による食品給与の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日以内を現物により支給する。

(3) 政府所有米の調達

市長は、災害の発生に伴い給食に必要な米穀の確保のため、政府所有米の調達を要するときは、数量を知事に申請する。知事は、農林水産省生産局長（以下「局長」という。）に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、局長と売買契約を締結したうえで、局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

交通通信が途絶し、災害地が孤立して上記の手続きが取れない場合は、市長は直接局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。この場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて生産局に連絡する。

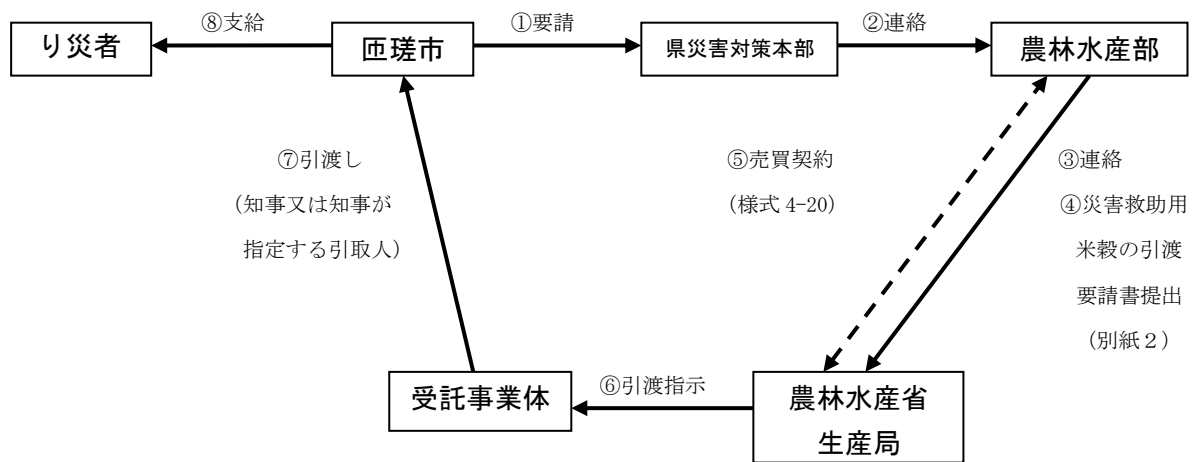
【第6編資料編 5 調査・報告・要請様式 災害救助用米穀の引渡要請書・応急食糧受領書】

(4) 市備蓄物資の活用

市備蓄倉庫保有物資の活用を図る。

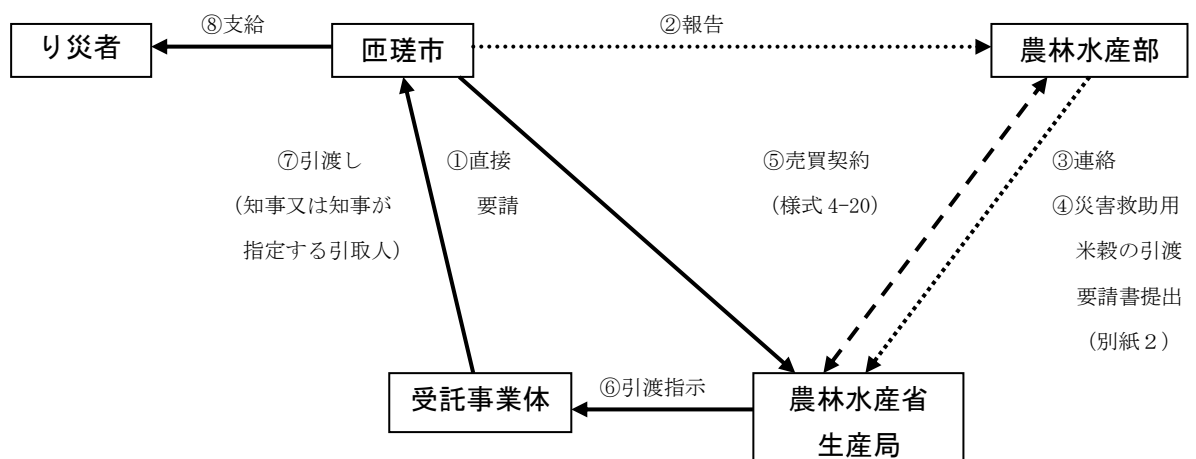
(5) 政府所有米穀の受渡し系統図

【Ⅰ 市からの要請を受け、県が要請する場合】



【Ⅱ 市が直接、要請した場合】

市が直接、生産局に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて生産局に連絡する。



(6) 県による食料・生活必需物資等の供給

市が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市からの要請等に基づき、県は、食料及び生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めるものとする。

なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

第10節 広域応援の要請及び県外支援（総務部）

大規模地震時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受け入れについては、国の指導のもと体制整備に努めるものとする。

1 国等に対する応援要請

(1) 職員の派遣要請又は斡旋

ア 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

イ 知事は、指定行政機関の長、又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(2) 知事は、災害応急対策、又は災害復旧のため必要があるときは緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の派遣を要請する。

千葉県公安委員会は、広域緊急援助隊の派遣の要求に関し、他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。

2 千葉県防災支援ネットワーク基本計画

県は、大規模な自然災害発生時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（DMAT等）、救援物資、ボランティアの受入れに当たっては、平成26年2月に策定した千葉県防災支援ネットワーク基本計画に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。

(1) 救援部隊

被災状況等に応じて、広域防災拠点に指定している施設から、救援部隊の受入れ施設を選定する。

広域防災拠点（広域活動拠点等） 4施設（県内31施設）

支援ゾーン	施設名	備考（用途）
海匝・山武ゾーン	県東総運動場	自衛隊
	昭和の森	自衛隊
	旭文化の杜公園	消防、警察
	松尾運動公園	消防、警察

(2) 医療救護

被災状況に応じて、災害医療本部が中心となり、広域防災拠点（災害拠点病院等）と連携し、県外からのDMATの受入れや重症傷病者の航空搬送等について調整する。

広域防災拠点（災害拠点病院等） 2施設（県内20施設）

支援ゾーン	施設名	備考（用途等）
海匝・山武ゾーン	総合病院国保旭中央病院 東千葉メディカルセンター	平成26年4月1日 開院

(3) 救援物資

平成25年1月に締結した「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、民間物流事業者と連携のうえ、被災状況に応じて救援物資の受入れ先を選定し、物資の管理、市町村物資拠点への輸送を行う。

広域防災拠点（広域物資拠点） 民間営業倉庫 1施設

支援ゾーン	施設名	備考（用途等）
海匝・山武ゾーン	民間営業倉庫	

※ 民間営業倉庫については、「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書実施細目」に基づき、毎年4月に情報を更新する。

(4) 災害ボランティア

被害状況に応じて、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。当センターの運営は千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

広域防災拠点（広域災害ボランティアセンター） 1施設（県内5施設）

支援対象地域 （おもな支援対象）	名称	備考
海匝・山武・長生地域	九十九里広域災害ボランティアセンター	さんぶの森公園

(5) 運用

県は、広域防災拠点の選定手順、広域防災拠点の運営、関係機関との調整等災害応急対策を実行するための具体的な計画を別途作成し、広域防災拠点の運用を図る。

3 県の市町村への応援

知事は、市町村等から災害応急対策の実施のための応援要請があった場合は、速やかに調査の上、関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施する。

特に、東日本大震災の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、積極的な職員の派遣による被害等の情報収集や、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

4 市町村間の相互応援

(1) 市長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援要

請を行う。

- (2) 知事は、上記(1)の応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。

この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、下記のことを示さなければならない。

ア 応援をすべき市町村名

イ 応援の範囲又は区域

ウ 担当業務

エ 応援の方法

- (3) 市長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

- (4) 兵庫県宍粟市と本市が締結した災害時等相互応援に関する協定に基づき、それぞれの市において災害が発生した場合に、被災市が応急対策及び応急復旧を円滑に遂行できるよう被害の状況に応じ、支援を行う。

5 消防組合の応援

- (1) 市長は、県内消防組合による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防組合による応援を要請する。

- (2) 知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、千葉県消防広域応援隊の出動を被災市町村以外の市町村長及び消防組合の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防組合が保有するヘリコプターの派遣等を要請し、緊急消防援助隊運用要綱に基づき策定された受援計画により、応援活動を受け入れる。

- (3) 被災市町村以外の市町村は、被災市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防組合による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

6 水道事業体等の相互応援

水道事業体等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県の調整の下に他の事業体等に応援要請を行う。

7 資料の提供及び交換

- (1) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

- (2) 知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

8 経費の負担

(1) 国又は他都県、市町村から市に職員派遣を受けた場合

国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに他都県、他市町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。
(災害対策基本法施行令第18条)

(2) 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

9 民間団体等との協定等の締結

市は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、既に協定等を締結している各民間団体等に対し協力を要請する。

10 広域避難

(1) 広域避難の調整手続等

ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市は、市の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。

県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。

イ 都道府県域を越える広域避難

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

(2) 広域避難者への支援

ア 住宅等の滞在施設の提供

受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、市及び県は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

イ 被災者への情報提供等

市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮する。

第11節 自衛隊への災害派遣要請（総務部）

大規模な地震等の災害が発生し、市民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事は、災害派遣の要請を行う。

1 災害派遣の要請

知事は、地震災害が発生し、人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は市長から災害派遣の要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

2 災害派遣の方法

災害派遣については、災害の様相等に対応して、下記のような方法がある。

(1) 知事の要請による災害派遣

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

この際、県内に震度6強以上を観測した場合は、当該地域に陸上自衛隊の災害派遣を速やかに要請する。

イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

市長は、知事に対して自衛隊の災害派遣に要請の要求を行った旨及び当該市域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(2) 知事が要請する暇がない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、市長から自衛隊が通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。

市長が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

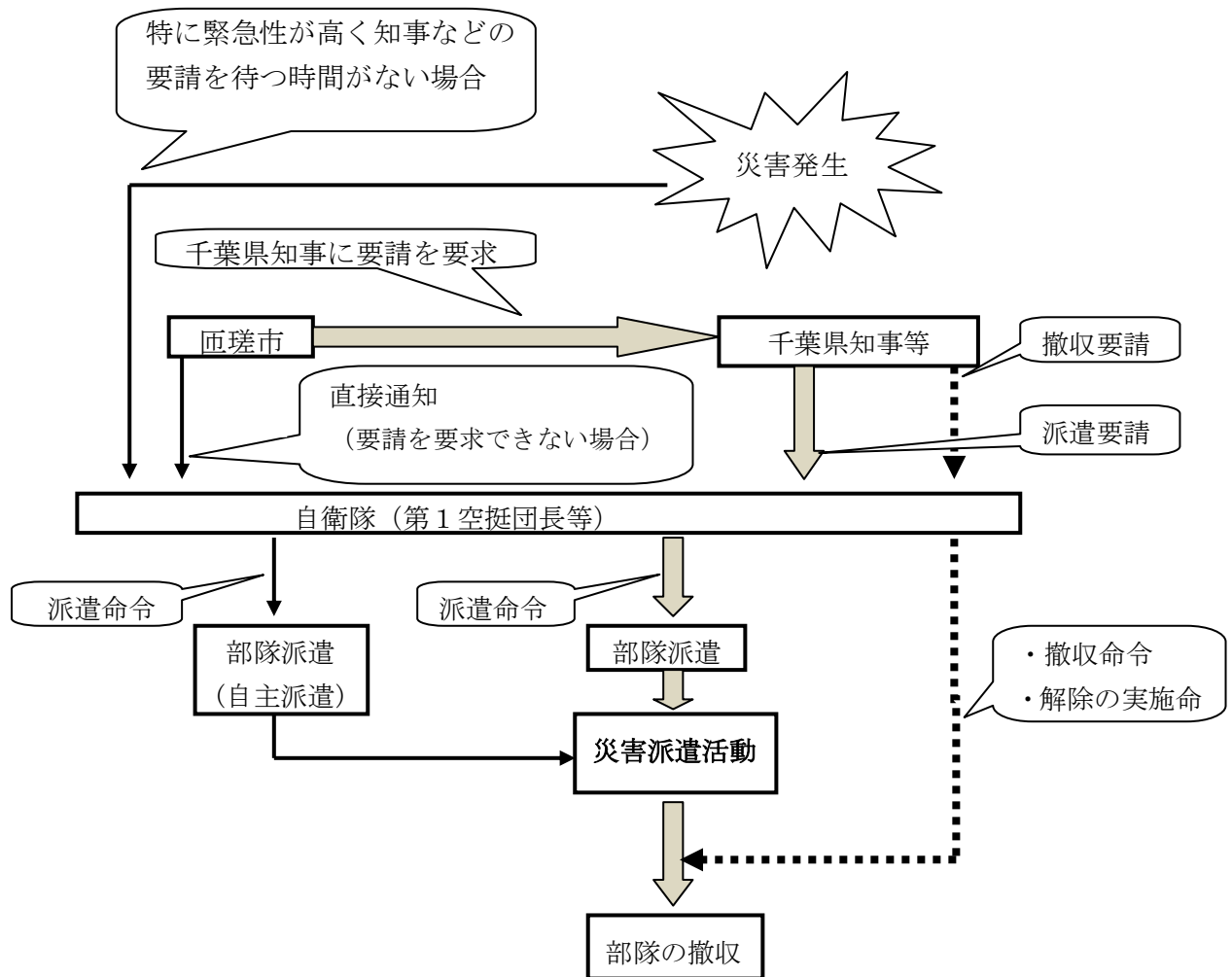
イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

オ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛隊が自主的に派遣する。

(3) 要請から派遣、撤収までの流れ



3 災害派遣要請の手続等

(1) 要請者

千葉県知事

(2) 要請手続

ア 知事が自衛隊の派遣を要請するときは、下記の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあつては、口頭、電信又は電話で要請し、事後速やかに文書を送達する。

- (ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

イ 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は中部航空方面隊司令官を、それぞれ窓口として実施する。ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。この場合、

事後速やかに通常窓口となる部隊長に通知する。

ウ 要請文書の宛先

区分	あて先	所在
陸上自衛隊に 対するもの	第1空挺団長	〒274-8577 船橋市薬田台3-20-1
	高射学校長	〒264-8501 千葉市若葉区若松町902
	第1ヘリコプター団長	〒292-8510 木更津市吾妻地先
	需品学校長	〒270-2288 松戸市五香六実17
海上自衛隊に 対するもの	横須賀地方総監	〒238-0046 横須賀市西逸見町1
	下総教育航空群司令	〒277-8661 柏市藤ヶ谷1614-1
	第21航空群司令	〒294-8501 館山市宮城無番地
航空自衛隊に 対するもの	中部航空方面隊司令官	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3

(3) 市長の通報

市長は、災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊等に通報する。この場合、事後速やかに知事に通知する。

(4) 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の派遣の要請又は自衛隊自らの判断により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職、氏名その他必要事項を通知する。

4 知事への災害派遣の要請の要求

(1) 知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として市長が行う。

(2) 市長が知事に対して災害派遣要請を要求するときは、下記の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

ア 提出(連絡)先 防災危機管理部危機管理課

イ 提出部数 1部

ウ 記載事項

(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域、活動内容

(エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

5 自衛隊との連絡

(1) 情報の交換

県防災危機管理部及び自衛隊は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に情報を交換する。

(2) 連絡班の派遣

知事は、災害が発生し、また発生のおそれのある場合は、関係部隊に連絡班の派遣を依頼する。

(3) 連絡所の設置

県防災危機管理部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、通常は県庁内本庁舎

5階に、状況等により指揮連絡上最も適切なところに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。

6 災害派遣部隊の受入体制

(1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

知事及び市長は、自衛隊の活動が他の災害救助、復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

知事及び市長は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（搜索、救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資器材を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め市民との連絡調整を実施する。

(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通知

知事及び市長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通知する。

(4) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の搜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防組合に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市等が提供するものを使用する。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

コ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第

1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

シ その他

その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

7 災害派遣部隊の撤収要請（防災危機管理部）

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、市長及び派遣部隊の長と協議を行う。

8 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

9 自衛隊の即応態勢

(1) 情報収集

震度5強以上の地震が発生した場合は、速やかに航空機等で情報収集する。

(2) 初動対処態勢

ア 陸上自衛隊

各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。

イ 緊急時の人命救助

救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。

(ア) 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）

(イ) 海上自衛隊 第21航空群（千葉県館山市）

第12節 学校等の安全対策・文化財の保護（学校教育部、社会教育部）

災害発生時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援も行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

1 防災体制の確立

(1) 公立学校

ア 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）等、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 事前準備

- (ア) 校長は、学校の立地条件等を考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。
- (イ) 校長は、災害の発生に備えて下記のような対策及び措置を講じなければならない。
 - a 計画的に防災にかかわる施設及び設備の点検整備を図る。
 - b 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
 - c 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。
 - d 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。
 - e 通学が広範囲となる県立学校等においては、交通網の遮断により帰宅できなくなる場合を想定し、学校・地域の実情に応じて、必要な防災備蓄を推進するよう努める。

ウ 災害時の体制

県は、東日本大震災の経験と教訓を活かし、今後発生が予想される首都直下地震等の揺れの大きな地震に備え、授業中や保護者への引渡し等状況に応じた教職員の対応、また、特別な支援を必要とする児童生徒への対応等を示した「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月）を作成した。

各学校は、このマニュアルを活用し、児童生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

- (ア) 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- (イ) 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、当該教育委員会へ報告しなければならない。
- (ウ) 校長は、状況に応じ、臨時休校等適切な措置をとり、教育委員会に報告する。
- (エ) 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定する等、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- (オ) 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行う等、災害状況と合致

するよう速やかに調整する。

- (カ) 応急復旧計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

エ 災害復旧時の体制

- (ア) 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。
- (イ) 被災地区の市教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- (ウ) 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供すること等により、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、当該教育委員会と緊密に連絡の上、できる限り早い段階での授業再開に努める。
- (エ) 当該教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保すること等、早期の授業再開を支援する。

(2) 私立学校

ア 防災教育の一層の充実

市は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）、他者や地域の防災に貢献できること（共助）等発達段階に応じた防災意識の向上に努めるものとする。

イ 事前準備

校長は、公立学校に準じて災害時の学校安全計画を策定し、保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る等、災害の発生に備えて適切な対策及び措置を講ずる。

また、避難所に指定されている学校は、市と運営方法について、あらかじめ協議しておく。

県は、私立学校に学校安全計画の策定を指導する。

ウ 災害時の体制

校長は、学校安全計画を基に、災害の状況に応じた適切な対策及び措置を執るとともに、被害状況等を市町村及び県総務部学事課に報告する。

エ 災害復旧時の体制

校長は、施設・設備並びに教職員及び児童生徒の状況を把握し、早期の授業再開及び平常授業への復帰に努める。

2 学用品の調達及び支給

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具、通学用品等の学用品を給与する。

(1) 実施機関

教材・学用品の給与は、市長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

(2) 学用品の給与

ア 学用品の給与を受ける者

- (ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。
- (イ) 小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）
- (ウ) 学用品を喪失、又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品給与の方法

- (ア) 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。
- (イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。
- (ウ) 実際に必要なものに限り支給する。
- (エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

3 授業料等の減免・育英補助の措置

(1) 県

ア 授業料の減免

生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。

また、私立高等学校が定めるところにより、被災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。

イ 育英補助の措置

被災したことにより千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。

(2) 市

市は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を樹立しておく。

4 学校給食の実施

県は、学校の再開後、学校給食を再開するに当たっては、市等の要請に応じ、指導及び助言を行う。

また、市等からの物資等の調達に関する要請を受けた場合に公益財団法人千葉県学校給食会等に応援を要請する。

5 文化財の応急対策

(1) 災害時の状況把握及び報告

ア 県は、市及び文化財所有者等からの報告・連絡により文化財の被害状況把握に努める。

また、国指定等文化財については、状況を把握した後、速やかに文化庁に報告する。

イ 市は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

ウ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市を經由し県に報告する。

(2) 災害時の応急措置

ア 県は、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況を確認し、応急措置等の指導・助言を行うとともに、その復旧計画の策定に際して必要な指導・助言及び支援を行う。

イ 市は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

ウ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

建造物については、市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

記念物については、市等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

【第6編資料編 7 その他 市内文化財一覧】

第13節 帰宅困難者等対策（総務部、市民部）

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがある。

また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、市は、市民、企業、学校等の関係機関に対し、国、県、他市町村と連携して、テレビやラジオ放送等を通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校等の施設内に留まるよう呼びかけを行う。

2 企業、学校等関係機関における施設内待機

企業及び学校等の関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

4 帰宅困難者等への情報提供

県及び市は、気象情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法等について、テレビ・ラジオ放送やホームページ等を活用し、情報提供を行う。

また、県や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS等を活用した情報提供についても検討する。

5 一時滞在施設の確保及び施設への誘導

(1) 一時滞在施設の確保

市は、所管する施設から耐震性等の安全性を考慮した上で、大規模集客施設や駅等の滞在者を一時的に受け入れられるための一時滞在施設を検討する。

また、市は、一時滞在施設を開設した際には開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への案内、又は誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内、又は誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、市は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を提供する。

6 徒歩帰宅支援

(1) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

市及び県は、震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、九都縣市と連携して支援の要請を行う。

(2) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。その際、市及び県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し提供する。

【第6編資料編 4 協定関連 千葉県が締結している協定一覧】

第14節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策（総務部、環境生活部、保健部、福祉部、医療部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

震災により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、市民生活に著しい影響がある場合又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関との連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、震災により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

1 保健活動

- (1) 保健部は、医師会等との連携の下に、巡回により被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の健康管理を行う。
- (2) 保健部は、海匠健康福祉センター（保健所）と連携して避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。
特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。
- (3) 保健部は、海匠健康福祉センター（保健所）と連携して災害発生後早い時期から、心のケア、食中毒や感染症の発生予防等について、予防活動を実施する。
- (4) 保健部は、避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制（人・場所）を確立する。また、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミークラス症候群等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。
- (5) 保健部は、平常時から海匠健康福祉センター（保健所）と連携し、避難所等における予防活動や心のケア等のチーム編成等の体制の整備に努める。
- (6) 保健部は、市民の健康情報及び県からの保健師等の派遣要請の必要性について海匠健康福祉センター（保健所）に報告する。
県は、派遣要請を受けた場合、速やかに派遣計画を策定し、市のニーズに応じた派遣を行う。

2 飲料水の安全確保

環境生活部は地震や津波等の影響により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、海匠健康福祉センターでは飲料水の検水を実施していないため、飲料水を検水し安全確保を図るためには民間検査機関に依頼する。

3 防疫

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

- (1) 防疫体制の確立
市は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずる。
- (2) 実施主体
地震の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下

「感染症法」という。）」(平成10年法律第114号)に基づき、環境生活部と保健部が実施する。

(3) 災害防疫の実施方法

ア 市の業務

(ア) 防疫措置の強化

災害の規模に応じ、環境生活部と保健部は、班を編成し、対策の推進を図る。

a 防疫・検水調査班

飲料水等の確保等及び消毒活動を中心的に行う。

b 検病班

感染症患者及び無症状病原体保有者の早期発見、発生防止を行う。

検病班は、医療救護班の協力を得るものとする。

(イ) 広報活動の実施

地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

(ウ) 消毒の実施

感染症法第27条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

(エ) 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

(4) 患者の入院

海匝健康福祉センター(保健所)は、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

(5) 防疫用薬剤の確保

防疫用薬剤及び井戸水消毒液、資器材等は、市内取扱い業者から直接調達する。

(6) 報告

市は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時海匝健康福祉センター(保健所)に報告する。

4 死体の搜索処理等

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに搜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収用するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

(1) 実施機関

ア 死体の搜索、収容は警察及び海上保安部が行い、処理、埋葬は市長が行い、福祉部がこれに当たる。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

イ 市単独で処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

ウ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所及び死体安置所）の確保は、県・市が場所の選定を行う。

(2) 検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、

ア 市長は、検案医師等について、必要に応じて国保匠瑳市民病院に出動を命じ、匠瑳医師会長、香取匠瑳歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。

イ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図るものとする。

(3) 死体の搜索等

ア 死体の搜索

行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの。

なお、搜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。

イ 死体の処理

災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施するもの。

(ア) 死体を処理する場合

a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合に漂着した地域の市長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、漂着した地域の市町村長が死体の処理を行う。

c 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（平成25年号外国家公安委員会規則第4号、全文改正）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

(イ) 死体の処理内容

a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

b 死体の一時保存

c 検案

ウ 埋葬

災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬を行う事が困難な場合、又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬を行うもの。

(ア) 埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない）

- (イ) 埋葬の方法
 - a 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。
 - b 埋葬は、原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。
- (4) その他
 - ア 匝瑳警察署における計画
 - (ア) 死体の調査

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う死体の死因、又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。
 - (イ) 身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、知事又は市長と緊密に連絡し、県又は市の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧等を行って早期に確認できるよう協力すること。
 - (ウ) 死体の搜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の搜索等に対し、必要な協力を行う。
 - イ 銚子海上保安部における計画
 - (ア) 災害により本市周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、実施機関と協力し、所属巡視船艇により搜索を実施する。
 - (イ) 必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、搜索に当たる。
 - (ウ) 収容した死体は、知事又は市長と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡し、身元不明者については、警察とともにその身元確認に努め、知事又は市長の行う措置に協力する。

5 動物対策

特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者及び警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずるよう要請する。

6 清掃及び障害物の除去

震災時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図る。

(1) 震災廃棄物処理計画

市は、震災廃棄物処理計画に基づき、迅速かつ適正な廃棄物の処理を行う。

また、本計画は被害想定や地域社会等の変化に合わせ、必要に応じて適宜修正を行っていく。

ア 実施機関

(ア) 震災時における被害地帯の清掃は、市長が行い、環境生活部がこれに当たる。

(イ) 市は、震災等による大量の廃棄物が発生し、市単独で処理が困難な場合は「災害時に

における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」及び「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助協定」に基づき相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

イ 廃棄物の収集と処理

(ア) 市における組織体制

震災廃棄物対策組織として、総務（環境生活部）、し尿処理（東総衛生組合）、ごみ処理及びがれき処理（匝瑳市ほか二町環境衛生組合）に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、震災廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

(イ) 震災廃棄物の処理方針

a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理、リサイクルを行ったのち、原則として匝瑳市ほか二町環境衛生組合の最終処分場で適正に処分することとする。

b 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、震災時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

c 生活ごみ

生活ごみ（避難所のものを含む）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、震災時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。

一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を市民に広報する。

e し尿に関する処理方針

震災により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、衛生、防疫に十分配慮し、原則として東総衛生組合のし尿処理施設で処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求めるため、市は、県に要請する。

(ウ) 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、市において、あらかじめその適地等をリストアップし、一時集積場所として確保できるように設置場所について調整を行う。

(2) 障害物の除去

ア 道路関係障害物の除去計画

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、道路法第3章第1節「道路管理者」に規定する道路管理者が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

イ 河川関係障害物除去計画

河川の機能を確保するため、河川における障害物を除去、しゅんせつする。

ウ 住宅関連障害物除去計画

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない市民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

(ア) 実施機関

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

市単独で処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

(イ) 障害物の除去の対象となる者

- a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること。
- b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること。
- c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること。

(ウ) 障害物の除去の方法

- a 救助の実施機関が、作業員又は技術者を動員して、障害物の除去を実施する。
- b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）。

(3) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

市は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について市民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

(4) 健康被害の防止対策

平常時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト暴露防止措置の徹底を図るよう事業者に指導している。震災後においても、平常時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努めることとする。

第15節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理（都市部、福祉部、調査部）

震災による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊等による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施する。

1 応急仮設住宅の供与等

災害により住家に被害を受けた被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理を実施する。

(1) 応急仮設住宅の供与

地震により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を收容するため、応急仮設住宅を供与する。

ア 実施機関

(ア) 応急仮設住宅の供与は、市長が行い、都市部及び福祉部がこれに当たる。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

(イ) 市単独で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

イ 供与の方法

(ア) 建設

あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設する。

(イ) 民間賃貸住宅の借り上げ

被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し、借り上げにより民間賃貸住宅を提供する。

(2) 被災した住宅の応急修理計画

地震により、住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、自己の資力では応急修理ができない被災者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

ア 実施機関

(ア) 被災した住宅の応急修理は、市長が行い、都市部がこれに当たる。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

(イ) 市単独で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施に当たっては、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図ると

ともに具体的な連携のあり方について今後検討していく。

2 被災建築物の応急危険度判定

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が重要である。

(1) 応急危険度判定の実施

ア 実施機関

(ア) 被災建築物応急危険度判定は、市長が行い、都市部がこれに当たる。

(イ) 都市部は、市内で震度5強以上の地震を観測した時、判定の要否判断に必要な被害状況を収集し、市長に対して、判定の実施要否を具申する。

(ウ) 知事は、判定に必要な支援を行うものとする。

イ 応急危険度判定実施本部の設置

市は、市民の安全を確保するため、必要と認められる場合は、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する。

実施本部では、応急危険度判定士（以下「判定士」という。）及び判定コーディネーターの支援要請、判定実施に係る広報（防災行政無線等）、判定士等の受入れに伴う宿泊場所や移動手段の確保、判定結果の集計、結果を表示する用紙の手配及び応急危険度判定に係る県との連絡調整等を行う。

また、千葉県建築士会海匝支部と締結している「災害時における応急対策活動に関する協定書」に基づき、被災建築物の応急危険度判定に係る応援を要請する。

ウ 応急危険度判定の実施

判定は、「千葉県被災建築物応急危険度判定要綱」及び「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき目視により行い、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分する。判定結果については、当該建築物の公衆に見やすい場所に表示し、使用者等に注意を促す。

(2) 応急危険度判定体制の整備

市は、判定実施計画を策定するとともに、県と協力し、判定に必要な資機材等の準備を行う。

県は、全国被災建築物応急危険度判定協議会の定める要綱等に基づき、県内における応急危険度判定に関する実施体制の整備を図り、10都県被災建築物応急危険度判定協議会（「震災時等の相互応援に関する協定」平成8年6月締結）の規約に基づき、広域的な相互支援体制の整備に努める。

(3) 応急危険度判定士の養成・登録

市は、判定士の登録名簿を整備する。

県は、千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成7年10月制定）に基づき、判定士を認定し、登録・養成を行う。

3 被災宅地危険度判定支援体制の整備

大規模な地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、以下の施策を推進する。

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、震災時において被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）及び千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会（地域協議会）の協力体制のもと、県へ宅地判定士の派遣を要請する等、迅速かつ的確な災害対応を図る。

4 災害証明書の交付体制の確立

市は、遅滞なく被災者に災害証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結など、災害証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

県は、市町村の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

第16節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧（総務部、環境生活部、建設部）

上水道、電気、ガス、通信、交通等のライフライン施設が大震災により液状化等の被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、麻痺状態が長期化するおそれの強いことは阪神・淡路大震災及び東日本大震災等で更に明らかになったところである。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うこととする。

1 水道施設

震災時において、八匠水道企業団及び九十九里地域水道企業団は、生活水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。なお、市のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、県内水道事業者等の応援を得て、復旧を行う。

(1) 震災時の活動体制

震災時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

(2) 応急復旧

応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

(ア) 取水、導水、浄水及び配水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄する。

ウ 人員の確保

水道事業者間で応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

2 電気施設

(1) 震災時の活動体制

地震災害が発生したときは、東京電力株式会社は次により、非常災害対策本部を千葉支店に設置する。本部の下に情報班、広報班、工務復旧班、配電復旧班、建設復旧班、通信班、給電班、カスタマーセンター班及び総務班の9班を置く。

(2) 震災時の応急措置

ア 資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、下記のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 第一線機関等相互の流用

(イ) 現地調達

イ 人員の動員、連絡の徹底

(ア) 災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

(イ) 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 震災時における危険予防措置

災害発生時といえども需要家やサービス及び治安維持上原則として送電を維持するが、浸水や建物倒壊により送電することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合又は送電不能が予想される場合は、送電を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(3) 応急復旧対策

ア 被害状況の早期把握

全般的な災害状況の把握は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

イ 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等から復旧効果等も考慮し行う。

(ア) 送電設備

- a 全回線送電不能の主要線路
- b 全回線送電不能のその他の線路
- c 一部回線送電不能の主要線路
- d 一部回線送電不能のその他の線路

(イ) 変電設備

- a 主要幹線の復旧に係る送電用変電所
- b 市街地に送電する系統の送電用変電所
- c 重要施設に供給する配電用変電所

(ウ) 通信設備

- a 給電指令用回線並びに制御保護及び監視回線
- b 保守用回線
- c 業務用回線

(エ) 配電設備

- a 市役所、警察、消防、通信、ガス、避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電する等、各所ごとに具体的に復旧順位を定めておく。
- b 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、応急ケーブルの新設等により仮送電する。
- c 停電が長期にわたる場合は、被災地市民の治安確保の面から、道路上に投光器等の仮設備を行う。

ウ 感電事故及び漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて需要家に対し、下記の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接その地域へ周知する。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ通報すること。

(ウ) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。

(エ) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

(オ) 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

(カ) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。

(キ) その他事故防止のための留意すべき事項。

エ 災害時における市民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。

オ 需要家からの再点検申込み等を迅速かつ適切に処理するため、効率的な受付処理体制を確立しておくものとする。

3 ガス施設

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、各事業所は、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便益を図るため、以下の防災対策を実施する。

(1) 非常災害体制の確立

ア 地震発生時の出動

(ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出勤する。

(イ) 勤務時間外の場合は、地震の大きさをテレビ・ラジオ等の情報により判断し、あらかじめ指定された箇所に、自動発令で出勤する。

イ 気象庁発表の大津波警報が発表された場合の出動

(ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出勤する。ただし、津波からの避難を優先とする。

(イ) 勤務時間外は、津波の高さ・到達時間をテレビ・ラジオ等の情報より判断し、あらかじめ指定された箇所に出勤する。ただし、津波からの避難を優先とする。

ウ 非常災害対策本部、支部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、又は、大津波警報が発令された場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 応急対策

ア 震災時の初動措置

(ア) 官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集を行う。

(イ) 事業所設備等の点検を行う。

(ウ) その他、状況に応じた措置を行う。

イ 応急措置

(ア) 各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。

(イ) 施設を点検し、機能及び安全を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

(ウ) 二次災害の発生が起こらないと認められた場合は、速やかなガス供給再開に努める。

(エ) その他現場の状況により適切な措置を講じる。

ウ 資機材等の調達

復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、下記のいずれかの方法により確保する。

(ア) 取引先、メーカー等からの調達

(イ) 各支部間の流用

- (ウ) 他ガス事業者からの融通
- (3) 災害時の広報

ア 地震発生時には

- (ア) ガスの栓を全部閉めること。
- (イ) ガスボンベのバルブを閉めること。
- (ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。
この場合には、ガス栓・ボンベバルブを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。
- (エ) 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。

イ マイコンメーター（前面にランプ又は液晶があるメーター）が作動してガスが出ない場合

- (ア) グレーのメーターの場合は、マイナスドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。
- (イ) クリームメーターの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。
- (ウ) 操作終了後3分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと。

ウ 供給を停止した場合

- (ア) 共同住宅等（1つのボンベで複数の消費者にガスを供給している場合）の施設で、ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターコックを締め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。
- (イ) ガスの供給が再開されるときには、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

4 通信施設

(1) 東日本電信電話株式会社

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、東日本電信電話株式会社はその状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、市、県及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ 発災時の応急措置

(ア) 設備、資機（器）材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、下記のとおり設備、資機（器）材の点検等を行う。

- a 電源の確保
- b 災害対策用無線機等の発動準備
- c 非常用可搬型交換装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e ビル建築物の防災設備の点検
- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有する資材、物資の点検
- h 所内、所外施設の巡回及び点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、下記のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置
- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 臨時電報、電話受付所の開設
- g 回線の応急復旧
- h 災害用伝言ダイヤル「171」の運用

(ウ) 震災時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって下記の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶及び利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、下記により工事を実施する。

- (ア) 電気設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) 株式会社NTTドコモ

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県等の防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ 震災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

震災の発生とともに、下記のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置の発動準備
- b 移動電源車等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検
- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

震災により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、下記のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置の設置
- d 衛星携帯電話による臨時電話の設置
- e 回線の応急復旧

(ウ) 災害時の広報

震災のため通信が途絶、又は利用の制限を行った場合は、広報車・ラジオ・テレビ、インターネット等によって下記の事項を利用者に通知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信設備の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、下記により工事を実施する。

(ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

(イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDD I 株式会社

KDD I 株式会社では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、市民を対象に「災害伝言板サービス等」による安否情報の伝達に協力する。

(4) ソフトバンクモバイル株式会社

ソフトバンクモバイル株式会社では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

(5) 日本郵便株式会社

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集

配便の開設等機宜の応急措置を講じる。

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

また、災害特別事務取扱いを実施するほか、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

5 放送機関

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、県及び市の要請による防災情報の伝達に当たる。

6 道路・橋梁

地震が発生した場合、市道管理者として、所管の道路、橋梁について緊急輸送道路を最優先に被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定、又は通行の禁止、制限等の措置等利用者の安全策を講ずるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

(1) 災害時の応急措置

ア 市（建設部）

被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールを実施する。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

ア 市（建設部）

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努める。

7 交通施設

(1) 災害時の活動体制

通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車等も利用する。

(2) 発災時の初動措置

東日本旅客鉄道株式会社の初動措置は下記のとおりである。

ア 運転規制の内容

地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。

(ア) 地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度 SI（カイン）による。

(イ) 運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。

(ウ) SI 値が一般区間で 1 2 以上、落石区間で 6 以上の場合、全列車を停止させ、規制区間全線を保守係員の点検後解除する。

(エ) SI 値が一般区間で 6 以上 1 2 未満、落石区間で 3 以上 6 未満の場合、3 5km/h 以下の

速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。

イ 乗務員の対応

- (ア) 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。
- (イ) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切り取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。
- (ウ) 列車を停止させた場合、最寄りの駐車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。

ウ その他の措置

- (ア) 旅客誘導のための案内放送
- (イ) 駅員の配置手配
- (ウ) 救出、救護手配
- (エ) 出火防止
- (オ) 防災機器の操作
- (カ) 情報の収集

(3) 乗客の避難誘導方法

ア 駅における避難誘導

- (ア) 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し、避難させる。
- (イ) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。

イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

- (ア) 列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。
- (イ) 列車が駅間の途中で停車した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合は次による。
 - a 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。
 - b 特に女性に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。
 - c 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(4) 事故発生時の救護活動

災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動に当たるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動に当たる。

8 その他公共施設

地震が発生した場合、河川、海岸、漁港及び急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、各施設管理機関は応急措置を早急に行うものとする。

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設が、地震又は津波により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 河川管理施設

地震、津波等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

(3) 急傾斜地崩壊防止施設

地震により急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第17節 ボランティアの協力（総務部、市民部、環境生活部、保健部、福祉部、都市部、調査部、学校教育部、医療部）

大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

1 災害ボランティアセンターの設置

(1) 市災害ボランティアセンター

災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、市は被災の状況を踏まえ、必要に応じて匝瑳市災害ボランティアセンターの設置を匝瑳市社会福祉協議会に要請する。

なお、当センターの運営は、匝瑳市社会福祉協議会が行い、市はその運営を支援する。

(2) 県災害ボランティアセンター

大規模災害時に、県は県災害ボランティアセンターを設置する。当該センターは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施するとともに、被災地に設置される市災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行う。

また、当該センターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営し、原則、千葉県社会福祉センター内に設置することとし、設置できない場合は、千葉県庁内に設置するものとする。

(県災害ボランティアセンター連絡会)

構成団体は、千葉県社会福祉協議会〔事務局〕、日本赤十字社千葉県支部〔事務局〕、千葉県共同募金会など13団体

(3) 広域災害ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない等の場合に、それを代替するために、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。

なお、当センターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

当該センターの設置場所は、下記の表とする。

○広域災害ボランティアセンター（VC）の設置場所

広域防災拠点（災害拠点病院等） 1箇所（県内5箇所）

<u>名称</u>	<u>支援対象地域</u>	<u>設置場所</u>
<u>九十九里広域災害VC</u>	<u>海匝・山武・長生</u>	<u>さんぶの森公園（山武市）</u>

2 ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は、下記のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所等での医療救護活動
- イ 被災建築物の応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳及び情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理及び広報
- カ 被災者への心理治療

- キ 高齢者や障害者等要配慮者の看護及び情報提供
 - ク その他専門的知識、技能を要する活動等
- (2) 一般分野
- ア 避難所の運営補助
 - イ 炊出し、食料等の配布
 - ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
 - エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援
 - オ 被災地の清掃、がれきの片づけ等
 - カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
 - キ その他被災地における軽作業等

3 匝瑳市災害ボランティアセンターが協力を求める個人及び団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人及び団体は下記のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

- (1) 個人
- ア 被災地周辺の市民
 - イ 被災建築物応急危険度判定士
 - ウ 被災宅地危険度判定士
 - エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
 - オ その他
- (2) 団体
- ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団並びに匝瑳市赤十字奉仕団
 - イ 千葉県社会福祉協議会及び県内市町村社会福祉協議会
 - ウ 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー
 - エ 一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部
 - オ その他ボランティア団体・NPO法人等

4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかける。

- (1) 平常時におけるボランティア意識の啓発
- 毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に、県等が実施する講演会やシンポジウム等の諸行事へ、市民等の参加を促進することにより、市民等のボランティア意識の醸成を図る。
- また、毎年9月下旬に実施する市の総合防災訓練にボランティアの参加を求めることにより、その重要性を広報し、災害時において、ボランティアの協力が円滑に得られるよう日頃から連携の強化を図る。
- (2) 災害時における参加の呼びかけ
- 大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内他市町村並びに近隣市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社千葉県支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログ等のインターネットでの情報公開により電話等による問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

5 災害時におけるボランティアの受入、登録

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、市、県及び関係機関と十分な連携を図りながら、匝瑳市社会福祉協議会が市民ふれあいセンター内に匝瑳市災害ボランティアセンターを立ち上げる。

なお、市民ふれあいセンターが地震により使用できない場合、若しくは余震等による被害のおそれが見込まれる場合は市災害対策本部と協議し、他の施設の利用を検討する。

(1) 市担当部による受入、登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、市の各々が匝瑳市災害ボランティアセンターと連携して対応する。

各担当部は、匝瑳市災害ボランティアセンターと協議を行い、被災地域におけるボランティアの需要状況を基に、受入先や人員等を調整のうえ受け入れる。

活動分野	個人・団体	市受付窓口
医療、看護	医師、看護師、薬剤師、歯科医師、歯科衛生士、ボランティア医療団体	保健部
被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	都市部
外国語通訳	匝瑳市国際交流協会	調査部（企画課）
高齢者支援	支援団体	福祉部
障害者支援	支援団体	
通信、情報連絡	一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部	総務部

(2) 匝瑳市災害ボランティアセンターによる受入、派遣

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、匝瑳市災害ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。

また、ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、市内のボランティアの需要状況をもとに派遣する。

(3) 被災現地における受付

被災地域内住民のボランティア希望者や県災害ボランティアセンター及び被災地周辺市町村による登録を経ずに直接市へ来たボランティア希望者については、匝瑳市災害ボランティアセンターにおいて受付を行い、そこでの災害対策活動に従事する。

(4) ボランティアニーズの把握

市は被災現地における体制を整備し、匝瑳市災害ボランティアセンターと連携のうえ、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

県災害ボランティアセンターは、被災市町村災害ボランティアセンターとの連絡を密にし情報収集するとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

(5) 各種ボランティア団体との連携

匝瑳市災害ボランティアセンターは、日本赤十字社千葉県支部、県災害ボランティアセンター及び独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に災害支援活動を進める。

6 ボランティア受入体制

(1) 食事、宿泊場所の提供

食事や宿泊場所の確保、手配はボランティア自身で行うことが原則であるが、困難な場合等は、必要に応じて環境生活部と匝瑳市災害ボランティアセンターが連携して確保、手配に協力する。

(2) 活動拠点の提供

ボランティア間の交流及び情報交換の場となる活動拠点については、環境生活部と匝瑳市災害ボランティアセンターが連携して用意する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じて市が負担する。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、県災害ボランティアセンターは県内で活動するボランティアの把握に努め、匝瑳市災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等に調整能力など高い専門性が必要である。

そこで、匝瑳市社会福祉協議会が行っている防災関連のボランティア養成研修や、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、発災時に迅速な受入ができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための支援

震災により被害を受けた市民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、更に心のケア等を行うことによって、市民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

1 被災者に関する支援の情報の提供等

市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等、被災者支援の公平で効率的な実施に努める。

県は、被災者台帳を作成する市からの要請により、実施した支援について被災者に関する情報を提供する。

2 被災者生活再建支援金

(1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって市民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

(2) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ 上記ウ又はエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村(人口10万人未満)で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあつては2世帯以上）における自然災害

(3) 対象となる被災世帯

対象世帯は下記のいずれかに該当する世帯とする。

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額

となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

(5) 支援金支給手続き

支給申請は市に行い、提出を受けた市は申請書等の確認を行い取りまとめの上、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である公益財団法人都道府県会館へ提出し、申請書を受理した公益財団法人都道府県会館は交付決定等を行う。

（被災者生活支援法人として、公益財団法人都道府県会館が指定されている。）

3 公営住宅の建設等

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設又は買取り又は被災者へ転貸するために借上げる。

市が行う災害公営住宅の建設等に対し、知事は適切に指導・支援を実施する。

(2) 市営住宅の空き家の活用

市営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存市営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講ずる。

4 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

自然災害により死亡した者の遺族、または重度の障害を受けた者に対して支給される。

(1) 災害弔慰金

ア 対象災害

(ア) 市内で住居が5世帯以上滅失した災害

(イ) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

(ウ) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

(エ) 災害救助法が適用された市町村を区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

イ 受給遺族

(ア) 配偶者、子、父母、孫、祖父母

(イ) 死亡した者の死亡時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）

ウ 支給額

- (ア) 生計維持者が死亡した場合 500万円
- (イ) その他の者が死亡した場合 250万円
- (2) 災害障害見舞金
 - ア 対象災害 (1)に同じ
 - イ 受給者 アにより重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた者
 - ウ 支給額
 - (ア) 生計維持者 250万円
 - (イ) その他の者 125万円

5. 災害援護資金

県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある地震により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

ア 貸付の対象となる被害

- (ア) 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合
- (イ) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合

イ 世帯の所得制限

上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者(以下「同一世帯員」という。)の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主

(2) 貸付限度額

ア 世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合

- (ア) 家財等の損害がない場合 150万円
- (イ) 家財の1/3以上の損害 250万円
- (ウ) 住居の半壊 270万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 350万円

(エ) 住居の全壊 350万円

イ 世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合

- (ア) 家財の1/3以上の損害 150万円
- (イ) 住居の半壊 170万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 250万円

(ウ) 住居の全壊((エ)を除く) 250万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合

等特別の事情がある場合 350万円

(エ) 住居の全体が滅失若しくは流失 350万円

(3) 貸付条件

ア 貸付期間 10年(据置期間を含む)

イ 据置期間 3年(特別な場合5年)

ウ 利子 年3%(据置期間中は無利子)

エ 保証人 連帯保証人になること

(4) 償還方法 年賦償還又は半年賦償還

(5) 申込方法 各市町村

6 生活福祉資金

(1) 貸付対象

他の融資制度から借り入れができない低所得者世帯のうち、この資金(災害援護資金)の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯

(2) 貸付金額 一世帯150万円以内

(3) 貸付条件

ア 据置期間 6月以内

イ 償還期間 据置期間経過後7年以内

ウ 利子 保証人あり 無利子
保証人なし 年1.5%

エ 保証人

(ア) 連帯保証人となること。

(イ) 原則として借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者

(ウ) 生活福祉資金の借受人又は借入申込者となっていない者

(4) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦

(5) 申込方法 官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じ市社会福祉協議会へ申し込む。

7 市災害見舞金

災害救助法の適用を受けない災害については、匝瑳市災害見舞金支給要綱により見舞金を支給する。

【第6編資料編 2 条例・拠点関連 匝瑳市災害見舞金支給要綱】

8 り災証明書の交付

(1) 住家の被災調査

ア 調査方法

市(調査部)は家屋の被害状況の把握及びり災証明書を交付するために、全住家を対象に被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊に区分し、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、消防組合が消防法に基づき火災調査を行う。

(ア) 一次調査

外観目視による外観調査により、全壊、大規模半壊、半壊又は一部損壊を調査する。

(イ) 二次調査

一次調査結果に対する再調査の申請があった場合、外観目視及び内部立入による再調査を行う。

イ 収集報告にあたって留意すべき事項

(ア) 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

(イ) 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

(ウ) り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

ウ り災証明の交付

(ア) 市（調査部）及び消防組合は、家屋の被害調査、火災調査の結果に基づき、遅滞なくり災証明書を交付する。車両についても、減税等の措置が取られる場合、り災証明を交付する。

なお、災害対策本部が設置されていない場合又は廃止された以後については、総務課及び消防組合が担当する。

(イ) り災証明の交付は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害について証明する。

(ウ) り災証明の交付に当たっては、手数料を徴収しない。

【第6編資料編 7 その他 り災証明書】

9 生活相談

機 関 名	相 談 の 取 扱 い
匝 瑛 市	市役所庁内に被災者のための総合相談窓口を設置するとともに、環境生活部、保健部、福祉部、産業部、建設部、都市部、学校教育部等に個別相談窓口を設置し、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。
千 葉 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 2 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。 (1) 要介護者への巡回相談事業の実施 (2) 被災児童生徒及び親への相談事業の実施 3 住宅被災者に対する相談等の実施 被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。 4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び市と緊密な連携を図る。
県警察	<ol style="list-style-type: none"> 1 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。 2 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。

10 雇用の維持に向けた事業主への支援

- (1) 雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。
- (2) 雇用調整助成金等の特例的な運用について、厚生労働省への要請を行う。

11 義援金

県は、大規模な地震災害や風水害等による被災者に対し、県が募集する義援金及び義援金募集团体(日本赤十字社千葉県支部等)に寄託された義援金を、災害義援金配分委員会での決定に基づき、義援金募集团体、市町村と連携しながら、确实・迅速に配分する。

また、市は、必要に応じ自ら募集し被災者に配分するため、義援金の募集、受付、配分等についての計画の策定に努める。

(1) 募集の決定及び周知並びに受付

ア 県が募集する義援金

機関名	内 容
千葉県	<p>1 募集の決定及び周知</p> <p>災害救助法の適用状況等を勘案し義援金の募集を決定し、義援金募集团体等と連携を図りながら、次の事項をホームページ及び報道機関等を通じ公表し、広報を行う。</p> <p>(1) 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）</p> <p>(2) 受付窓口</p> <p>(3) 募集期間</p> <p>(4) 振込手数料の取扱い</p> <p>(5) 税制上の取扱い</p> <p>(6) 配分方法</p> <p>2 受付</p> <p>義援金は出納局で受け付ける。</p> <p>(※寄附金（見舞金）は防災危機管理部で受け付ける。)</p>

イ 義援金募集团体が募集する義援金

機関名	内 容
義援金 募集团体	<p>1 募集の決定及び周知</p> <p>県や市町村等と連携を図りながら、募集を決定し周知を行う。</p> <p>2 受付</p> <p>関係団体（市町村、社会福祉協議会等）と連携を図りながら、受け付ける。</p> <p>寄託された義援金は、災害義援金配分委員会の指定する口座に速やかに送金することとする。</p>

(2) 配分

機関名	内 容																		
<u>千葉県</u>	<p>県及び義援金募集团体に寄託された義援金の配分に必要な事項（対象・基準・時期・方法等）については、義援金募集团体、被災市町村、報道機関、福祉団体、県等で構成する災害義援金配分委員会を開催し、決定する。</p> <p>配分基準は、原則として下記のとおりとするが、義援金配分委員会が特に必要と認めた場合は、この基準によらないことができる。</p> <p><u>【配分基準】</u></p> <table border="1" data-bbox="501 555 1418 925"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="501 555 1222 600">配 分 対 象</th> <th data-bbox="1222 555 1418 600">配 分 比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="501 600 762 741" rowspan="3"> 人的被害 （配分対象：者） </td> <td data-bbox="762 600 1222 645"> <u>死者</u> </td> <td data-bbox="1222 600 1418 645"> <u>10</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 645 1222 689"> <u>行方不明者（死亡と推定される者）</u> </td> <td data-bbox="1222 645 1418 689"> <u>10</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 689 1222 741"> <u>重傷者</u> </td> <td data-bbox="1222 689 1418 741"> <u>5</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 741 762 925" rowspan="3"> 住家被害 （配分対象：世帯） </td> <td data-bbox="762 741 1222 831"> <u>全壊（半壊解体、敷地被害解体を含む。）</u> </td> <td data-bbox="1222 741 1418 831"> <u>10</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 831 1222 875"> <u>半壊</u> </td> <td data-bbox="1222 831 1418 875"> <u>5</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 875 1222 925"> <u>床上浸水</u> </td> <td data-bbox="1222 875 1418 925"> <u>1</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（※ 床上浸水世帯を1とする）</p>		配 分 対 象		配 分 比	人的被害 （配分対象：者）	<u>死者</u>	<u>10</u>	<u>行方不明者（死亡と推定される者）</u>	<u>10</u>	<u>重傷者</u>	<u>5</u>	住家被害 （配分対象：世帯）	<u>全壊（半壊解体、敷地被害解体を含む。）</u>	<u>10</u>	<u>半壊</u>	<u>5</u>	<u>床上浸水</u>	<u>1</u>
配 分 対 象		配 分 比																	
人的被害 （配分対象：者）	<u>死者</u>	<u>10</u>																	
	<u>行方不明者（死亡と推定される者）</u>	<u>10</u>																	
	<u>重傷者</u>	<u>5</u>																	
住家被害 （配分対象：世帯）	<u>全壊（半壊解体、敷地被害解体を含む。）</u>	<u>10</u>																	
	<u>半壊</u>	<u>5</u>																	
	<u>床上浸水</u>	<u>1</u>																	
<u>匝瑳市</u>	<u>県又は義援金募集团体から送付された義援金を、被災者に配分する。</u>																		

12 その他の生活確保

機関名	生活確保の取扱い
日本郵便㈱	<p>災害救助法が発動された場合、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、下記のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策等を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>1 郵便関係</p> <p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。</p> <p>2 災害時における窓口業務の維持</p> <p>3 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い</p>
労働局	<p>1 震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあつせんを図る。</p> <p>2 震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、下記の措置を講じる。</p> <p>(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置</p> <p>(2) 巡回職業相談の実施</p> <p>3 雇用保険の失業給付に関する特例措置 震災により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。</p>
NHK	<p>災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。</p>

13 中小企業への融資

経営安定資金の融資対策を講ずる。

(1) 市認定枠

ア 融資対象者

激甚災害により被害を受けた者

中小企業信用保険法第2条第4項第4号の規定による認定を受けた者

イ 融資使途

設備資金、運転資金

ウ 融資限度額

1 中小企業者 8,000万円以内

エ 融資期間

設備資金 10年以内、運転資金7年以内

オ 融資利率

年1.4%～2.0%（融資期間により異なる。）

(2) 市認定以外枠

ア 融資対象者

知事が指定する災害により被害を受けた者

イ 融資使途

設備資金、運転資金

ウ 融資限度額

1 中小企業者 8,000万円以内

エ 融資期間

設備資金 10年以内、運転資金 7年以内

オ 融資利率

年1.7%～2.3%（融資期間により異なる。）

14 農林漁業者への融資

平成26年10月1日現在

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
天 災 資 金	3.0%以内資金	種苗、肥料、飼料、 労賃、水利費、薬剤、 農機具、家畜又は家 きん、薪炭原木、し いたけほだ木、漁 具、稚魚、稚貝、餌 料、漁業用燃油の購 入、漁船の建造又は 取得、共済掛金（農 業共済又は漁業共 済）の支払い等	〈個人〉 ・果樹栽培、家畜・家きんの 購入等 500万円 (600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 (250万円) 〈法人〉 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、家 畜・家きんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害法に よる特例措置	3.0%以内 (平成10年の 適用例0.6%)	原則6年以内 (果樹栽培、家 畜・家きんの購入 等 原則5年以内)
	5.5%以内資金	〃	〃	5.5%以内 (平成10年の 適用例0.6%)	原則5年以内
	6.5%以内資金	〃	〃	6.5%以内 (平成10年の	原則3年以内 (果樹栽培、家

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
				適用例0.6%	畜・家きんの購入等 原則5年以内)
県 単 農 業 災 害 対 策 資 金	経営安定資金	<u>種苗、肥料、飼料、 労賃、水利費、薬剤、 農機具、家畜又は家 きん、薪炭原木、し いたけほだ木、 菌 床、農業共済掛金、 簡易施設復旧資材 等</u>	被害認定額の80%以内で 300万円以下	災害の都度決定 (平成25年の 適用例0.5%)	5年以内
	施設復旧資金	農業用施設の復旧 に要する経費	被害認定額の80%以内で 500万円以下	災害の都度決定 (平成25年の 適用例0.5%)	6年以内 (据置2年以内)
県 単 漁 業 災 害 対 策 資 金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、 飼料、燃料、労賃、 漁業共済掛金、簡易 施設復旧資材等	被害認定額の80%以内で 300万円以下	災害の都度決定 (平成25年の 適用例0.5%)	5年以内
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の 復旧に要する経費	被害認定額の80%以内で 500万円以下	災害の都度決定 (平成25年の 適用例0.5%)	6年以内 (据置2年以内)
(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保 全又は利用上必要 な施設の復旧	当該年度に負担する額	変動 (毎月見直し)	25年 (据置10年以内)
	農林漁業 セーフティネット資金	災害により必要と する経営再建費、収 入減補填費等	600万円(特認年間経営費 等の3/12以内)	〃	10年 (据置3年以内)
	林業基盤整備資金	災害による造林地 の復旧 災害による林道の 復旧 災害による樹苗養 成施設の復旧	80~90%以内 80%以内 80%以内	〃	30年 (据置20年以内) 20年 (据置3年以内) 15年 (据置5年以内)
	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤 岸壁等施設、漁場、 水産種苗生産施設	80%以内	〃	20年 (据置3年以内)

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
		の復旧			
	漁船資金	災害に係る漁船の復旧等	1隻当たり4億5千万円(特認11億)又は、借入者負担額の80%以内のいずれか低い額	〃	12年 (据置2年以内)
(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設)	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植又は補植	1施設当たり300万円(特認600万円、漁船1,000万円) 又は負担する額の80%のいずれか低い額	変動(毎月見直し)	15年 (据置3年以内) 果樹の改植補償は25年 (据置10年)
	(共同利用施設)	農業施設、林業施設、水産施設、等共同利用施設の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)

第2節 ライフライン関連施設等の復旧対策

上水道・電気・ガス・通信等の施設及び農林業用施設また道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

1 水道施設

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に下記の点に留意して進めるものとする。

- ア 施設の耐震化を図る。
- イ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- ウ 市の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。
この場合は次の点に留意する。
 - (ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
 - (イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、市民への広報、保安対策に万全を期する。

2 電気施設

原則として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、民心安定のために重要な避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度等から復旧効果等も考慮し行う。

(1) 送電設備

- ア 送電線路の復旧順位は、次のとおりである。
 - (ア) 全回線送電不能の主要線路
 - (イ) " のその他の線路
 - (ウ) 一部回線送電不能の重要線路
 - (エ) " のその他の線路

(2) 変電設備

- ア 主要幹線の復旧に係る送電用変電所
- イ 重要施設に供給する配電用変電所

(3) 通信設備

- ア 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
- イ 保守用回線
- ウ 業務用回線

(4) 配電設備

水道、新聞、放送、ガス、電鉄、公官庁、警察、消防、通信、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電する。

3 LPガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するよう慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 供給施設の復旧

ガスの供給を一時若しくは一部停止した場合は、施設の点検・補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて、ガスの製造・供給を再開する。

(2) 需要家設備の復旧

- ア 閉栓確認作業
- イ 被災地域の復旧ブロック化
- ウ 復旧ブロック化内巡回点検作業
- エ 復旧ブロック化内の漏えい検査
- オ 内管検査及び内管の修理
- カ 点検・燃焼試験
- キ 開栓

(3) 再供給時事故防止措置

ア 供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

イ 需要家施設（供給設備、消費設備）

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

4 通信施設

東日本電信電話株式会社における復旧の順位

災害により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

【重要通信を確保する機関の順位】

順位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

*上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

電気通信サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等

5 農林・水産業施設

(1) 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 用排水施設

(ア) 用排水路等の破壊、決壊で、これを放置すると地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

イ ため池

(ア) 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(2) 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは、次のとおりである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

イ 治山施設

治山施設（地すべり防止施設を含む。）の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

6 公共土木施設

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧に当たっては、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ行うものとする。

(2) 河川、海岸及び急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸及び急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 河川管理施設

- (ア) 堤防の決壊、護岸又は天然河岸の破壊で、市民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (イ) 堤防の決壊又はそのおそれのあるもの
- (ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- (エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- (オ) 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管、排水機場又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 海岸保全施設

- (ア) 防波堤の決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの
- (イ) 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの
- (ウ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (エ) 護岸、水門の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第3節 激甚災害の指定（財政部、建設部、都市部、産業部）

市は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

1 激甚災害に関する調査

（1）市

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

（2）県

ア 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。

イ 前記アの各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、防災危機管理部に提出するものとする。

ウ 防災危機管理部長は、前記各部局の調査を取りまとめ、庁議に付議するものとする。

エ 関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

2 特別財政援助額の交付手続き等

（1）市

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

（2）県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続きその他を実施するものとする。

第4節 災害復興

1 体制の整備

市は、市民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。

東日本大震災では、千葉県において初めて災害復旧・復興本部を設置した。

市は、東日本大震災の復旧復興に係る教訓等を踏まえ、災害復旧・復興本部の役割等について、研究する。

2 災害からの復興に関する基本的な考え方

国、県、市等の行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）こと等、地域住民、企業、団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

東日本大震災は、被害が甚大であったことから、千葉県は、単なる原状回復である「復旧」とどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組みすることとし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

市は、今後起こりうる首都直下地震等の大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。

また、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、国、県、市は、それぞれの役割分担の下、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図るものとする。

3 想定される復興準備計画

以下の復興計画を実効ある内容と市民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要になってくる。この復興調査についても検討が必要であり、平成23年3月に発生した東日本大震災では、津波により太平洋岸の地域が、液状化により東京湾岸の埋立地や河川沿いの低地が大きな被害を受ける等、地域の特性や被害の状況に応じた復興対策が重要となった。

また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

(1) 暮らしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策等の被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識等健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

(2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性和都市(地域)機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と市民とが協働した都市計画の策定を目指す。都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設等、多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、全てにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。

その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用等による財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供等の措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

市の重要な産業である観光、農業、漁業等においても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝等産業の復興を側面から支援する。

4 復興対策の研究、検討

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。

(1) 防災・危機管理体制の強化

- ア 防災対策の充実・強化
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 地域コミュニティの活性化

(2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化及び充実

- ア 医療提供体制の整備
- イ 福祉サービス提供体制の整備
- ウ 健康の維持若しくは増進、心のケア又は地域支え合い体制の整備
- エ 子育て支援サービスの提供体制の整備

(3) 教育分野における防災体制の充実

- ア 教育施設の早期耐震化推進
- イ 防災教育の一層の充実
- ウ 学校における災害発生時の児童生徒等に対する支援の充実

(4) 農林水産業の再生と発展

- ア 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
- イ 匝瑳市産農林水産物の魅力発信
- ウ 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
- エ 自然災害対策の推進

(5) 商工業・観光業等の再生と発展

- ア 商工業の再生及び成長支援
 - イ 観光業の再生
 - ウ 就労支援及び雇用創出の推進
- (6) 地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり
- ア 安全なまちづくりの推進
 - イ 公共土木施設の防災機能の強化
 - ウ 交通ネットワークの機能強化
 - エ 上水道施設等ライフラインの機能強化

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 推進計画の目的

本章は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（（平成14年法律第92号）以下、この章において「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速の救助に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この章に記載のない事項は、第1編総則及び第2編地震・津波対策編によるものとする。

第2節 推進地域

法第3条第1項の規定により、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）として内閣総理大臣が指定する。

なお、本市は、推進地域の指定を受けている。（平成26年3月31日内閣府告示第21号）

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者、市民及び事業者等の処理すべき事務又は大綱については、第1編第3章「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

第4節 関係者との連携協力の確保

1 物資等の調達手配

物資等の供給体制については、第2編第3章第9節「救援物資供給活動」によるものとする。

2 広域応援の要請

市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に応援要請を行う

県は、市から応急措置実施のための応援要請があった場合には、職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施する。また、県で対処することが困難な場合には、国や他都道府県等関係機関に応援要請を行う。応援要請に関する事項は、第2編第3章第10節「広域応援の要請及び県外支援」によるものとする。

また、自衛隊への災害派遣要請に関する事項は、第2編第3章第11節「自衛隊への災害派遣要請」によるものとする。

なお、南海トラフ地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなることも考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処する。

3 帰宅困難者への対応

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の呼びかけや、帰宅困難者等への速やかな

情報提供、帰宅支援等を実施する。帰宅困難者対策に関する事項は、第2編第3編第13節「帰宅困難者等対策」によるものとする。

第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

市は、津波による被害を防止、軽減するための施設の整備、運用体制の確立に努めるものとする。津波防護施設等の整備については、第2編第2章第2節「津波災害予防対策」によるものとする。また、津波により孤立が懸念される地域にあつては、ヘリコプターの役割が重要であることから、運用体制について検討する。

2 津波に関する情報の伝達

津波警報等の伝達については、第2編第3章第5節「津波避難計画」によるものとする。また、被害情報等の収集・報告の方法、防災行政無線の整備計画については、第2編第3章第3節「情報収集伝達体制」によるものとする。

3 避難対策等

住民等の自主的な避難行動及び市が行う避難誘導については、第2編第2章第2節「津波災害予防対策」及び同編第3章第5節「津波避難計画」、避難所の運営・安全確保については、第2編第3章第4節「地震・火災避難計画」による。

特に要配慮者については、第2編第3章第6節「要配慮者の安全確保対策」によるものとする。また、津波広報、教育、訓練については、第2編第2章第2節「津波災害予防対策」によるものとする。

4 消防機関等の活動

- (1) 市は、消防組合及び消防団等が津波からの円滑な避難の確保のために講ずる措置について、下記の事項を重点としてその対策を定める。
- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - イ 津波からの避難誘導
 - ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- (2) 県は、市の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、下記の措置をとるものとする。
- ア 津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等を、速やかに県防災行政無線により各市町村及び各消防機関へ伝達する。
 - イ 緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整並びに消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握
- (3) 水防管理団体等は、地震が発生した場合、下記の措置をとるものとする。
- ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡
 - イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
 - ウ 水防資機材の点検、配備

5 ライフライン、通信、放送関係

(1) 水道施設

水道事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等の破損等による二次災害を軽減するための措置をとるものとする。

なお、八匠水道企業団及び九十九里地域水道企業団については、第2編第3章第16節「液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧」によるものとする。

(2) 電気、ガス、通信

電気、ガス、通信事業者が行う二次災害防止のための広報の実施及び応急措置の内容については、第2編第3章第16節「液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧」によるものとする。

(3) 放送

放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の住民等に対して、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

また、県及び市と連携、協力して被害情報、交通情報、ライフライン関連情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。

放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災防止措置を講じる。

6 交通

(1) 道路

匝瑳警察署及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路として使用されることが想定される区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置を講じるものとする。

(3) 乗客等の避難誘導

鉄道事業者等は、列車等の乗客や駅に滞在する者の避難誘導計画をあらかじめ定めるものとする。

7 迅速な救助

被災者の救助、救急活動等については、第2編第3章第7節「消防・救助救急・医療救護活動」によるものとする。

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、下記の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

1 避難場所・避難施設、避難経路等の整備

市は、避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るとともに、津波に対しては、最大クラスの津波にも対応できるよう整備に努める。

2 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

市は、避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。
県は、補助金の交付等消防防災施設の整備強化に努める。

3 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

市は、市街地において幅員6メートル以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員6メートル以上の道路の整備に努める。

4 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備

市は、住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。

5 海岸保全施設等

市は、津波被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設等の整備を県へ働きかけるよう努める。

6 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等

避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、地すべり防止施設等の整備に努める。

7 医療機関、社会福祉施設、学校等

公的医療機関、休日・夜間診療病院等、社会福祉施設、公立学校、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震化の促進に努める。

8 ため池

農業用排水施設であるため池で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な改修、整備に努める。

9 地域防災拠点施設

市は、災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の耐震化、防災機能の強化等整備に努める。

10 防災行政無線施設

市は、災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。

11 備蓄施設等

飲料水、食料等を確保するため必要な備蓄倉庫、自家発電設備等の整備に努める。

12 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備

災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。また、負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。

第7節 防災訓練計画

市、県及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等と連携強化を目的として、大規模な地震・津波を想定した防災訓練を年1回以上実施するものとする。

防災訓練の実施については、第2編第2章第1節「防災意識の向上」及び同第2節「津波災害予防対策」によるものとする。

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市、県及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。防災教育及び広報の実施については、第2編第2章第1節「防災意識の向上」及び同第2節「津波災害予防対策」によるものとする。

第9節 南海トラフ地震防災対策計画

第2節に定める推進地域に指定された地域内で、津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」(平成15年政令第324号)第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、法第7条第1項の規定により下記の事項を定めた対策計画を作成するものとする。

なお、作成義務が生じていない事業者についても、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努める。

1 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

(1) 各計画において共通して定める事項

ア 津波に関する情報の伝達等

イ 避難対策

ウ 応急対策の実施要員の確保等

(2) 個別の計画において定める事項

ア 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

a 津波警報等の顧客等への伝達

b 顧客等の避難のための措置

c 施設の安全性を踏まえた措置

イ 石油類、火薬類、高圧ガス等製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施

ウ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者

a 津波警報等の旅客等への伝達

b 運行等に関する措置

エ 学校、社会福祉施設を管理する者

避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

オ 水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係

第5節5に準ずるものとする。

2 防災訓練に関する事項

3 地震防災上必要な教育及び広報

—第3編 地震・津波対策編附編—

東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第1章 総論

本附編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方、並びに地震・津波対策編の附編としての位置付けとして、以下に示すとおり、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本市として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生を防止することなどを目的として定めたものである。

第1節 地震・津波対策編の附編としての位置付け

1 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

- (1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- (2) 地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な措置などを定めることにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした。

なお、本計画は、各機関が具体的に実施することとなる対応措置を掲げることを基本としたが、各団体等、個別に対応が異なる計画事項については、その基本的考え方を示した。

2 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置などを定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急、復旧対策は、地震・津波対策編で対処する。

3 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として下記のとおりである。

- (1) 東海地震が発生した場合の本市の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。
- (2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（おおむね午前10時から午後2時まで）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

4 計画の実施

本市は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。

5 計画の位置付け

本計画は、地震・津波対策編の附編として位置付ける。

第2章 防災機関の業務

市及び市の地域における防災関係機関が実施する業務の大綱は、下記のとおりである。

1 匝瑳市

機 関 名	業 務 大 綱
匝瑳市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市の防災会議及び災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2 東海地震対策の連絡調整に関すること。 3 東海地震に係る予防及び応急対策に関すること。 4 東海地震予知情報等の受理及び伝達に関すること。 5 広報、教育及び防災訓練に関すること。 6 消防及び水防対策に関すること。 7 市が管理又は運営する施設対策に関すること。 8 例外措置としての住民避難に関すること。

2 県

機 関 名	業 務 大 綱
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎等の施設防災対策に関すること。 2 私立学校の指導に関すること。
総合企画部	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 県民等に対する協力、広報活動に関すること。 3 飲料水の供給指導に関すること。
防災危機管理部	<ol style="list-style-type: none"> 1 県防災会議及び県災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2 東海地震予知情報等の収集伝達に関すること。 3 市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関すること。 4 通信その他施設整備に関すること。 5 高圧ガスの保安対策及び火薬類の取締りに関すること。
健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の医療の確保に関すること。 2 被災者の健康の維持に関すること。 3 被災者の生活衛生の確保に関すること。 4 被災者の福祉の確保に関すること。
環境生活部	<ol style="list-style-type: none"> 1 汚染物質等の発生源に対する監視、指導に関すること。 2 環境大気及び公共用水域の監視に関すること。 3 地質環境保全及び監視に関すること。
商工労働部	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資の確保及び調達に関すること。 2 商工業者及び商工団体に対する指導に関すること。 3 金融機関の業務確保に関すること。 4 職業訓練施設の保全に関すること。
農林水産部	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業施設の保全に関すること。 2 農業金融の指導に関すること。 3 非常食料の確保に関すること。 4 農林業団体に対する指導に関すること。 5 林地及び治山施設の保全に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 6 漁業金融の指導に関する事。 7 漁業団体に対する指導に関する事。 8 農林水産部所属船舶の保全に関する事。 9 農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導に関する事。 10 漁業無線による通信手段の確保に関する事。 11 漁業漁港施設の保全に関する事。
県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路及び橋梁の保全に関する事。 2 水防に関する事。 3 河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の保全に関する事。 4 港湾施設の保全に関する事。 5 土木資材の確保に関する事。 6 県営住宅の保全に関する事。 7 建築物の防災に関する事。 8 宅地の防災に関する事。 9 下水道施設の保全に関する事。
出納局	災害経費に関する事。
水道局	<ul style="list-style-type: none"> 1 県営水道施設の保全に関する事。 2 県営水道区域の水道水の供給及び確保に関する事。
企業庁	<ul style="list-style-type: none"> 1 臨海地域土地造成事業施設及び新市街地造成事業施設の保全に関する事。 2 宅地造成事業施設及び内陸工業用地造成事業施設及びレクリエーション用地造成事業施設の保全に関する事。 3 工業用水道施設の保全に関する事。 4 工業用水の供給及び確保に関する事。
病院局	<ul style="list-style-type: none"> 1 県立病院の保全に関する事。 2 医療救護に関する事。
教育庁	<ul style="list-style-type: none"> 1 文教施設の保全に関する事。 2 公立学校の児童生徒等の保護安全に関する事。 3 図書館、博物館等社会教育施設の保全に関する事。 4 文化財の保護に関する事。
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> 1 警備本部の設置及び運営に関する事。 2 各種情報の収集及び伝達に関する事。 3 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事。 4 交通の混乱等の防止に関する事。

3 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 大 綱
東京管区気象台 銚子地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> 1 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の県知事への連絡に関する事。 2 観測施設の整備並びに観測機器の保守及び観測に関する事。 3 地震予知及び地震津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力に関する事。

第三管区 海上保安本部 銚子海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 警戒宣言等の伝達及び通信体制の強化に関する事。 船艇及び航空機等の出動、派遣等に関する事。 情報の収集及び海上交通安全の確保に関する事。 治安の維持及び緊急輸送に関する事。 海難救助、流出油等の防除措置に関する事。 危険物の保安措置に関する事。
関東農政局 千葉支局	<ol style="list-style-type: none"> 生鮮食料品及び加工食料品の流通に関する事。 農林漁業関係金融機関に対する指導に関する事。 主要食料の需給に関する事。
関東地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 港湾施設及び海岸保全施設等の保全の指導に関する事。 河川施設及び道路施設の保全に関する事。 緊急輸送の確保助言に関する事。
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 災害に関する情報の収集及び関係機関との連絡に関する事。 非常通信の運用に関する事。

4 自衛隊

機 関 名	業 務 大 綱
陸上自衛隊 第1空挺団	<ol style="list-style-type: none"> 県との連絡及び調整に関する事。 東海地震関連情報の収集、伝達等に関する事。 災害発生時における救援活動の実施に関する事。

5 指定公共機関

機 関 名	業 務 大 綱
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	<ol style="list-style-type: none"> 鉄道施設の保全に関する事。 鉄道輸送の確保に関する事。 鉄道旅客の混乱防止に関する事。
東日本電信電話(株)	電報、電話等の通信の確保に関する事。
(株)NTTドコモ 千葉支店	携帯電話等の通信の確保に関する事。
エヌ・ティ・ティ・コ コミュニケーションズ(株)	電話等の通信の確保に関する事。
KDDI株式会社	電話、携帯電話等の通信の疎通に関する事。
ソフトバンクモバイル(株)	電話、携帯電話等の通信の確保に関する事。
日本赤十字社 千葉県支部	<ol style="list-style-type: none"> 救護班の編成並びに医療、助産、死体処理（一時保管を除く）に関する事。 災害救護に関する事。 日赤医療施設の保全に関する事。 血液センター施設の保全に関する事。
日本放送協会 千葉放送局	<ol style="list-style-type: none"> 東海地震予知情報等の放送に関する事。 放送施設の保全に関する事。
東京電力(株) 千葉支店	<ol style="list-style-type: none"> 電力の需給に関する事。 電力施設等の保全に関する事。
日本通運(株) 千葉支店	貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送に関する事

6 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 大 綱
一般社団法人千葉県 LPGガス協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガスの供給に関すること。 2 ガス施設、装置及び設備の保全に関すること。
公益社団法人 千葉県医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び助産活動に関すること。 2 医師会医療機関との連絡調整に関すること。
一般社団法人 千葉県歯科医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 歯科医療活動に関すること。 2 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関する<u>こと。</u>
一般社団法人 千葉県薬剤師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。 3 地区薬剤師会との連絡調整に関する<u>こと。</u>
一般社団法人 千葉県バス協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 旅客輸送の確保に関すること。 2 人員の緊急輸送の確保に関すること。
一般社団法人 千葉県トラック協会	物資の緊急輸送の確保に関すること。
株式会社ニッポン放送 千葉テレビ放送株式会社 株式会社バイエフエム	<ol style="list-style-type: none"> 1 東海地震予知情報等の放送に関すること。 2 放送施設の保全に関すること。

第3章 事前の措置

第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるには、平常時から不断の準備を進めることが必要である。このため、地震・津波対策編においても各防災機関の予防計画を定めているが、東海地震については、予知できる可能性があり、その発生が懸念されていることから、本節においては特に緊急に促進すべき事項について定めるものとする。

1 情報伝達手段の整備

機 関 名	内 容
総務部	<p>防災行政無線の整備</p> <p>(1) 防災行政無線（同報系無線屋外拡声子局、戸別受信機） 市民に対して、地震情報等を迅速かつ的確に伝達し、地震発生に対する社会的混乱を防止するため、設備の保守管理を図る。</p> <p>(2) 防災行政無線（移動系無線機） 迅速かつ的確な情報の収集及び伝達を円滑に行うため、避難所及び公用車等に移動系無線機を整備し、情報収集体制の強化を図る。</p> <p>(3) 他の通信施設の利用 市及び防災機関は、非常時に通信の輻輳又は被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄りの防災関係機関等の通信施設を優先利用できるよう平素から協力体制を確立する。</p>

2 建築物・構造物の耐震対策

機 関 名	内 容
都市部 海匠土木事務所	<p>1 既存建築物の耐震対策 地震時における建築物の安全を期するため、防災上重要な公共施設を対象に耐震診断の実施及びそれに基づく耐震改修の促進を図るほか、建築基準法に基づいて適切な指導を行うとともに、市民に対してもパンフレット等により耐震化の促進に努める。</p> <p>2 ブロック塀等の倒壊防止対策 広報そうさによるPR、リーフレットの配布、点検パトロールの指導強化を図るほか、講習会を開催し、安全性の確保のための改善指導を行っていく。</p> <p>3 建築物の窓ガラス等落下防止対策 窓ガラス破損脱落防止に関する国の指導指針に従い、新設の建築物について建築確認申請時に落下防止のための設計及び施工方法を指導強化する。</p>

3 道路、河川、地すべり等の対策

機 関 名	内 容
建設課	施設等の点検整備 道路、橋梁施設について、定期又は随時に点検整備を行う。
建設部 産業部 海匠土木事務所	1 施設等の点検整備 河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路・橋梁施設について定期又は随時に点検整備を行う。 2 資機材の点検整備 水防資機材は、水防倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。

4 鉄道対策の強化

機 関 名	内 容
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	1 地震防災対策の整備 現業機関の防火管理者は、消防計画の再検討を行い、警戒宣言発令時の地震防災応急計画担当事項を定めるとともに、昼夜間別の防災体制の確立を図る。 2 旅客の避難対策 駅長は、県及び市が指定する広域避難場所の確認、被害状況に応じた一時避難場所の選定及び避難用資機材の整備を図るとともに、自駅に適した避難誘導方法を決定し、あらかじめ放送文案を作成する等、避難誘導體制を確立する。 3 沿線医療機関の調査 駅長は、駅周辺の嘱託医等の医療機関に連絡し、発災時等の医療について協力を要請する。 4 食料及び飲料水の調査 <u>(1) 駅長は、発災に備え、非常食料等の確認をする。</u> <u>(2) 現業機関の長は、非常災害に利用できる貯水槽の位置、水利の状況及び飲料水の確認をする。</u> 5 復旧資機材の調査及び整備 (1) 関係現業機関の長は、災害時の復旧に備え、必要資機材（予備品を含む。）の格納場所、員数等を調査し、定期的に整備を行い、機能保持に努める。 (2) 応急復旧機材の借受契約業者及び請負業者に対して、災害発生時に人員、資機材等の要請に応じられるよう協力体制を確立する。

5 食料確保の計画

機 関 名	内 容
産業部	災害応急食料の精米計画 発災時における <u>応急食料</u> の配給において、米穀小売業者から調達する米穀は、精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、市内の小売業者又は卸売業者等と精米計画を策定する。

6 学校・病院・社会福祉施設の耐震性の強化

機 関 名	内 容
<p>学校教育部</p>	<p>学校施設における対策</p> <p>(1) 防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全職員が点検確認すると同時に、その取扱いを熟知しておく。</p> <p>(2) 戸棚、本棚、ロッカー及び下駄箱等は倒壊しないよう固定する。</p> <p>(3) 避難経路となる廊下、階段及び出入口には避難障害となる戸棚、本箱等を置かない。</p> <p>(4) 屋内の額縁、掛時計及び植木鉢等の落下しやすい物品の設置場所、設置方法等に留意する。</p> <p>(5) 万年壩、バックネット、国旗掲揚塔及び体育遊戯施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。</p> <p>(6) 薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下、倒壊防止及び出火防止の措置をする。</p>
<p>保健部</p>	<p>1 一般病院、診療所及び助産所等に対する指導に関する協力</p> <p>2 匠瑳医師会の協力を得て、海匠健康福祉センターの指導に関する協力</p>
<p>福祉部</p>	<p>社会福祉施設における対策</p> <p>(1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置</p> <p>(2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策</p> <p>(3) 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保</p>
<p>海匠健康福祉センター</p>	<p>一般病院、診療所、助産所等に対する指導</p> <p>本市及び匠瑳医師会の協力を得て、下記の事項を指導する。</p> <p>(1) 医療器具の転倒及び落下物の安全対策</p> <p>(2) 医薬品及び危険物等の安全対策</p> <p>(3) 飲料水及び薬品等の備蓄</p> <p>(4) 発電機の整備</p> <p>(5) 防火及び避難誘導計画の作成と訓練の実施</p>

第2節 事業所に対する指導・要請

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑止等については、関係事業所の果たす役割が非常に大きくその協力は不可欠である。

このため、本節においては、関係各事業所に対する指導事項及び協力要請事項について定めるものとする。

1 防災対策上重要な事業所に対する指導及び協力要請

機 関 名	指 導 事 項 等
<p>匝瑳市横芝光町消防組合</p>	<p>1 消防組合は、本計画に基づき市内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画等に定めるよう指導する。</p> <p>(1) 対象事業所 消防法第8条第1項又は第8条の2第1項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第14条の2第1項に規定する予防規程を作成すべき事業所</p> <p>(2) 計画策定上の指導事項</p> <p>ア 消防計画</p> <p>(ア) 火気の取扱い (イ) 自衛消防組織 (ウ) 防火対象物の建築設備及び消防用設備等の点検取扱い (エ) 教育訓練 (オ) 顧客、従業員等の安全確保 (カ) 情報収集、伝達及び広報 (キ) 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置 (ク) 営業方針及び従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項</p> <p>イ 予防規程</p> <p>(ア) 施設の安全確保のための緊急措置 (イ) 火気の取扱い (ウ) 教育訓練 (エ) 安全設備及び消防用設備等の点検、取扱い (オ) 危険物輸送の安全対策 (カ) 情報収集、伝達及び広報 (キ) 必要資機材の点検整備 (ク) 操業方針及び従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項</p> <p>ウ 指導方法</p> <p>(ア) 講習会及び研修会 (イ) 印刷物 (ウ) 各種の集会 (エ) 消防行政執行時及びその他</p>
<p>海匠健康福祉センター</p>	<p>警戒宣言時においては、毒物、劇物製造所及び営業所等に対して、下記により指導を行う。</p> <p>(1) 施設等の緊急点検及び巡回 (2) 充填作業、移し換え作業等の自粛 (3) 施設の損壊防止措置</p>

2 生活関連事業所に対する指導・要請

機 関 名	指 導 事 項 等
産業部	<p>1 食料品及び生活物資等を扱う事業所</p> <p>(1) 生鮮食品の安定維持を確保するため、市内卸売業者に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について、事前に指導及び要請を行う。</p> <p>(2) 食料品及び生活必需品を取り扱うスーパーマーケット、小売店及び市内卸売業者等に対し売り惜しみの防止、営業継続等及び物資確保についての指導は商工会等を通じて要請する。</p> <p>(3) これらの指導及び要請については県の指示に基づき行う。</p> <p>2 金融機関の業務確保</p> <p>警戒宣言が発令された場合、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため、県の指示に従い、下記に掲げる事項について金融機関を指導する。</p> <p>(1) 金融機関の業務対応</p> <p>ア 警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常通り営業を継続する。</p> <p>イ 強化地域内に所在する金融機関向けの国内為替、手形交換及び為替業務の取扱いについては停止する。</p> <p>(2) 金融機関の防災体制の確立</p> <p>ア 各金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全確保のため必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 発災後における被害の軽減及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、各金融機関は危険箇所の点検補強、重要書類、物品等の安全確保及び要員の配置等について適切な応急措置を講ずる。</p> <p>(3) 顧客への周知徹底</p> <p>ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭でその旨掲示する。</p> <p>イ <u>上記(1)のイの措置についても、ポスターの店頭掲示等により告示する。</u></p> <p>3 市民に対する指導</p> <p>警戒宣言発令中における貯金等の引出しについては、社会的混乱を防止するため、急いで貯金引出しの必要のないことを指導する。</p>
調査部	<p>市税の対応措置</p> <p>(1) 警戒宣言発令による混乱が発生し、市税の申告及び納税が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。</p> <p>(2) 警戒宣言発令中において市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び期限の延長等適切な措置をとる。</p>

第3節 広報及び教育

東海地震対策は、地震の発生の予知を前提として指導することから、これに対して防災対策上、適切に対応するためには、防災関係機関の職員はもとより、市民及び事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、市民及び事業所等がとるべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、市民がこれを冷静に受けとめ、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対応措置が迅速に講じられるよう、平常時から広報及び教育活動の徹底を期するものとする。

1 広 報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各防災機関、市民及び事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、市は平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を実施し、東海地震対策に関する正しい知識の普及に努める。

なお、東海地震に関する情報体系が見直され、平成23年3月から気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行うこととなったため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

(1) 広報計画及び広報例文の作成等

広報活動の実施に当たっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性及び統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は市民及び事業所等が理解し易い平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、①平常時、②東海地震に関連する調査情報発表時、③東海地震注意情報発表時、④警戒宣言発令時等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。

(2) 広報の内容

広報すべき事項は、おおむね下記のとおりとする。

なお、広報は、特に市民生活及び社会活動等に密接に関連を有する事項に重点をおく。

ア 東海地震に関する一般的知識

(ア) 大規模地震対策特別措置法の概要及び法律運用上のシステム等

(イ) 警戒宣言、判定会及び東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等

(ウ) 地震が発生した場合の本市域への影響度等

イ 警戒宣言時に防災関係機関のとり措置

ウ 市民及び事業所等が具体的にとるべき行動基準

エ その他必要な事項

(3) 広報の方法

広報の方法は、「広報そうさ」及びその他の印刷物等で行う。

2 市職員に対する教育

市は、市災害対策本部要員等に、警戒宣言が発令された場合等において、地震防災応急対策が

円滑かつ迅速に遂行されるよう必要な事前の防災教育を行う。

(1) 教育事項

防災教育の内容には、下記の事項を含める。

- ア 大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム
- イ 東海地震に関する知識及び本市域への影響及びこれに基づきとられる措置
- ウ 警戒宣言及び東海地震注意情報等の内容及びこれに基づきとるべき措置
- エ 本計画に定める内容及び現在講じられている対策
- オ 市職員の果たすべき役割及び具体的にとるべき行動
- カ 今後取り組むべき課題
- キ その他必要な事項

(2) 教育の方法及び手段等

- ア 防災教育は、原則として総務課が実施するほか、必要に応じ各課等において各所掌業務について実施する。
- イ 教育の方法は、研修会、講習会等によるほか、パンフレット等印刷物の配布により必要な事項の周知徹底を図る。

3 各防災関係機関における教育

市内各防災関係機関は、警戒宣言及び東海地震注意情報等が発せられた場合等において、それぞれ所管する地震防災応急対策業務が迅速かつ的確に遂行されるよう関係職員に対し必要な事前の防災教育を実施する。

(1) 教育事項

防災教育の内容には、下記の事項を含める。

- ア 大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム
- イ 東海地震に関する知識及び本市域への影響
- ウ 警戒宣言及び東海地震注意情報等の内容及びこれに基づきとるべき措置
- エ 本計画に定める内容及び現在講じられている対策
- オ 防災関係機関の果たすべき役割及び具体的にとるべき行動
- カ 今後取り組むべき課題
- キ その他必要な事項

(2) 教育の方法、手段等

各防災関係機関は、各機関の特性及び実情に即し、効果的な方法及び手段を選定する。

4 児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、公立学校の児童生徒等に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害等から身体の安全等を確保するために、必要な知識、技能及び態度の教育を図るため、地震防災教育を下記のとおり実施する。

(1) 教育内容

- ア 東海地震に関する基本的知識
- イ 東海地震が発生した場合の本市域への影響度及び予想される危険等
- ウ 警戒宣言が社会現象及び人間行動等に与える影響
- エ 警戒宣言時に学校がとる措置

- オ 児童生徒等の学校内及び通学時における安全対策及び行動指針
- カ 学校施設等の防災対策
- キ 訓練、その他地震対策に必要な事項

(2) 教育の方法及び手段等

防災教育の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム活動）を中心に指導し、防災訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。

ア 内容の選択及び指導に当たって、地域及び学校の立地条件を十分に考慮する。

イ 指導内容を精選し、その指導を通して、他の災害にも応用できる態度及び能力の養成を図る。

ウ 日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。

エ 防災訓練の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等を効果的に関連づけ指導方法を工夫し、児童生徒等が臨場感をもって参加するよう配慮する。

第4節 地震防災訓練

1 防災訓練

市内における各防災関係機関の協力を得て、例年実施する防災訓練において、警戒宣言発令に伴う防災措置の体制が迅速に確立され、的確な防災活動が図れるための防災措置の習熟、市民及び事業所等の協調体制の確立を目的として、発災型訓練に併せて予知対応型訓練を実施する。

2 防災関係機関の訓練

市内の各防災関係機関は、防災訓練に参加するほか、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として、個別に訓練の実施に努める。

訓練の実施に当たっては、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、市民及び事業所等と密接関連性を有する事項については、積極的な対応をもって実施に当たる。

3 市民及び事業所が実施する訓練

各地域における自主防災組織等は、市及び各防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、協力していくとともに、自主的な防災訓練の実施に当たっては、その特性及び地域の実情等を十分勘案し効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

また、この場合に必要な事項については、市及び防災関係機関の指導及びに助言を受け、円滑な訓練の実施を図るものとする。

第4章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

警戒宣言に伴う対応措置は、原則として警戒宣言が発令された時点をもって行うこととなる。

本章では、東海地震注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、必要に応じ実施すべき措置について定めるものとする。

第1節 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、別表のとおりとする。

また、各防災関係機関は、市から東海地震に関する情報を受けたとき、又は報道機関の報道に接したときは、円滑な連絡体制により防災措置が講じられるよう機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

2 伝達体制

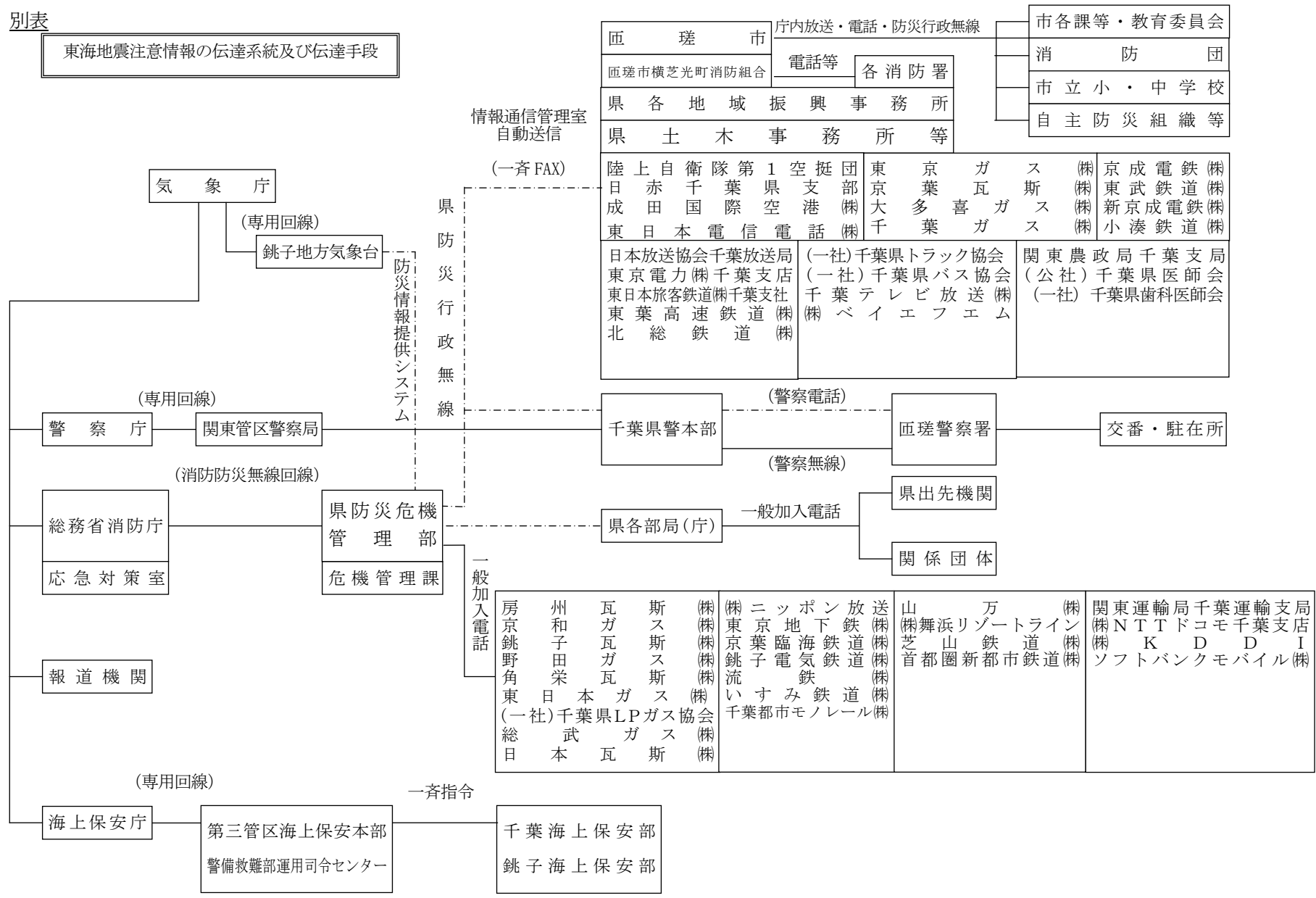
機 関 名	内 容
匝瑳市	1 総務課は、 <u>県防災危機管理部</u> から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を市各課（所・局）（以下「市各課等」という。）、防災対策上重要な機関、団体及び市民等に対して伝達する。 なお、勤務時間外においては、警備員（当直）が <u>県防災危機管理部</u> からの通報を受信（領）し、総務課防災担当者及び総務課長に伝達する。 2 市各課等は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、出先機関及び所管業務上必要な関係団体に伝達する。
匝瑳警察署	匝瑳警察署は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を一斉指令電話又は無線通信により署内各課、各交番及び駐在所に伝達する。
防災関係機関	各防災関係機関は、東海地震注意情報の通報を受けたとき又は報道機関による報道に接したときは、直ちに機関内部及び出先機関、必要な関係機関及び団体等に伝達する。

3 伝達事項

- (1) 市及び各防災関係機関は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることを併せて伝達する。
- (2) その他必要と認める事項

別表

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段



第2節 活動体制の準備等

市及び各防災関係機関は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の設置準備等必要な措置を講ずるとともに、社会的混乱の発生に備える必要な体制をとるものとする。

機 関 名	内 容
匝瑳市	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部設置準備 緊急連絡体制をとるとともに、災害対策本部設置準備に入る。 2 職員の参集 職員の参集は、「匝瑳市地域防災計画（地震・津波対策編）」第3章第1節「災害対策本部活動」の職員の動員配備に基づき参集するものとする。 3 東海地震注意情報発表時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、総務課が防災関係機関の協力を得ながら、下記の事項について所掌する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 東海地震注意情報及びその他防災上必要な情報の収集伝達 (2) 社会的混乱防止のため必要な措置 (3) 県及び防災関係機関との連絡調整
匝瑳市消防団	消防団は、本計画第5章第4節「水防・消防等対策」に定める活動体制の準備を行うものとする。
匝瑳市横芝光町消防組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防職員の動員 <ol style="list-style-type: none"> (1) 消防長は、東海地震注意情報に接したときに全消防職員の動員を行う。 (2) 消防職員は、招集命令を受けたとき又は報道機関の報道等により東海地震注意情報発表の事実を知った場合は、あらかじめ定められた場所へ参集するものとする。 2 警戒隊等の編成 消防署の署長及び消防組合の各課長は、東海地震注意情報に接した場合、警戒隊等の編成を行うものとする。 3 関係機関との連絡体制の確立
匝瑳警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策室の設置 匝瑳警察署に対策室を設置し、指揮態勢を確立する。 2 警備要員の参集 東海地震注意情報発表が発せられたときは、対策本部要員及び警備活動要員を参集するものとする。
東日本電信電話㈱	<p>防災関係機関の重要通信を確保するため、下記の初動措置を実施する体制をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 通信量及び通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 (4) 電話利用の自粛等の広報活動
㈱NTTドコモ 千葉支店	<p>東海地震注意情報の発表を受けた場合、下記の初動措置を実施する体制をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 通信量及び通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置
東日本旅客鉄道㈱ 千葉支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震防災対策本部の設置 東海地震注意情報を受けたときは、支社、地区指導センター及び、現業機関に各地震防災対策本部を設置し、警戒宣言が発令された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。 2 夜間、休日等において地震対策の関係者は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に非常参集する。
その他各防災関係機関	東海地震注意情報の発表を受けた場合、要員を確保し、待機体制をとる。

第3節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則として防災行政無線及び広報車等により市民に冷静な対応を呼びかける広報を行う。

また、各現場において混乱が予想される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（市総務課、消防組合、匝瑳警察署等）へ緊急連絡を行う。

連絡を受けた関係機関は、必要な情報等を速やかに市民等に広報する。

なお、県から東海地震注意情報発表の連絡を受けた下記のテレビ及びラジオの放送機関においては、必要な情報を速やかに県民等に広報する。

機 関 名	内 容
日本放送協会千葉放送局	<p><u>1 放送体制</u></p> <p><u>(1) 東海地震注意情報が発表された時点で職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。</u></p> <p><u>(2) 東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。</u> <u>なお、千葉FM放送では、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。</u> <u>千葉FM放送の周波数は下記のとおり。</u> <u>千葉周辺 80.7MHz</u> <u>館山地区 79.0MHz</u> <u>白浜地区 82.9MHz</u> <u>勝浦地区 83.7MHz</u> <u>銚子地区 83.9MHz</u></p> <p><u>2 放送内容</u></p> <p><u>放送内容は、下記の事項を重点とする。</u></p> <p><u>(1) 東海地震注意情報の内容</u></p> <p><u>(2) 強化地域、観測データの解説</u></p> <p><u>(3) 混乱防止の呼びかけ</u></p> <p><u>(4) 防災知識の紹介</u></p>
株式会社ニッポン放送	<p><u>広報計画</u></p> <p><u>(1) 気象庁から、東海地震注意情報を受けた報道部デスク（休日は当直管理職）は、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。</u></p> <p><u>(2) 連絡を受けた社長又は社長代行者は、直ちに特別放送本部を設置し、特別放送本部の各チーム責任者の招集を命じる。</u></p> <p><u>(3) 地震パーソナリティは特別放送本部スタジオ、地震レポーターは第一次取材拠点（気象庁、首相官邸、都庁等）に待機する。</u></p> <p><u>(4) 東海地震注意情報のニュース速報を放送し、その後は随時、判定会の動静を中心に放送する。</u></p>
千葉テレビ放送株式会社	<p><u>広報計画</u></p> <p><u>東海地震注意情報発表後、報道デスクは、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。</u></p> <p><u>報道制作担当局長は、非常事態体制の各責任者の集合を命じ、取材部門の配置をす</u> <u>るとともに警戒宣言発令まで、東海地震注意情報及び広報を放送する。</u></p>

<p>株式会社ベイエフエム</p>	<p><u>1 放送体制</u></p> <p>(1) <u>東海地震注意情報を受けた場合、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。</u></p> <p>(2) <u>東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。</u> <u>なお、ベイエフエムでは、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。</u> <u>ベイエフエムの周波数は下記のとおり。</u></p> <p><u>千葉周辺 78.0MHz</u></p> <p><u>館山地区 77.7MHz</u></p> <p><u>白浜地区 79.7MHz</u></p> <p><u>勝浦地区 87.4MHz</u></p> <p><u>銚子地区 79.3MHz</u></p> <p><u>2 放送内容</u></p> <p><u>放送内容は、下記の事項を重点とする。</u></p> <p>(1) <u>東海地震注意情報の機能の解説</u></p> <p>(2) <u>強化地域、観測データの解説</u></p> <p>(3) <u>混乱防止の呼びかけ</u></p> <p>(4) <u>防災知識の紹介</u></p>
-------------------	--

第4節 混乱防止の措置

東海地震注意情報発表に伴う社会的混乱を防止するため、市及び各防災機関は、下記により対応策を講ずる。

機 関 名	内 容
匝瑳市	<p>市は、災害対策本部を設置し、各防災関係機関の協力を得て、下記により対処する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 混乱防止に必要な情報を収集し、県防災危機管理部（危機管理課）及び防災関係機関に伝達する。 2 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進を図る。 3 その他必要事項
匝瑳警察署	<p>民心の安定を図り、混乱を防止するため、下記の措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>警戒警備等、必要な措置をとる。</u> 2 <u>市民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。</u>
<u>東日本電信電話(株)</u>	<p>東海地震注意情報発表の報道に伴い、市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、下記の措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 2 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。
<u>株式会社NTTドコモ</u> 千葉支店	<p>東海地震注意情報発表の報道に伴い、市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、下記の措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 2 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。
<u>KDDI株式会社</u>	<p><u>東海地震注意情報が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。</u></p> <p><u>ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しい輻輳^{ふくそう}等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。</u></p>
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	<p>東海地震注意情報の発表を受けた場合、警戒宣言の発令に備えて下記により対応する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管内全般の列車の運行、旅客の状況及び地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 東海地震注意情報を受けたときは、強化地域に侵入する予定の旅客列車（同回送列車を含む。）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 (2) 当該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む。）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 (3) 東海地震注意情報が報道されたときは、強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。 (4) 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。 (5) 石油類等の化成品を輸出する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合わせ又は抑止等の手配をとる。 2 支社社員を派遣するなど、客扱要員の増強を図る。 3 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 4 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。 5 状況により警察官の応援要請をする。

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

本章では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震の発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、市及び各防災関係機関が警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間において、とるべき措置を定める。

第1節 活動体制

1 警戒宣言発令時の活動態勢

警戒宣言が発令された場合、直ちに災害対策本部を設置し、社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備えて被害の未然防止及び軽減を図るため、組織的運営による対策を円滑に実施する。

(1) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、「市庁舎議会棟第2委員会室」又は「市民ふれあいセンター」に設置し、総合的な指揮機能を有する。

(2) 災害対策本部組織

ア 災害対策本部の組織は、災害対策基本法、匝瑳市災害対策本部条例及び本計画に定めるところによる。

イ 災害対策本部の組織については、「匝瑳市地域防災計画（地震・津波対策編）」第3章第1節「災害対策本部活動」を準用する。

(3) 所掌事務

災害対策本部は、関係機関の協力を得ながら下記の事項を実施する。

ア 警戒宣言及び東海地震予知情報等の各情報の収集伝達

イ 各関係防災機関の業務に係る連絡調整

ウ 社会的混乱の防止に係る施策の決定、実施

エ 報道機関等への情報提供

オ その他必要な対応事項

(4) 配備体制

地震・津波対策編第3章第1節「災害対策本部活動」の第3配備をとるものとする。



第2節 警戒宣言の伝達及び広報

警戒宣言が発令された場合の対応措置を円滑に実施するため、市及び各防災関係機関は、警戒宣言の発令に関する情報等を迅速かつ的確に伝達するとともに、市民に対する広報を実施する。

1 警戒宣言の伝達

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、別表のとおりとする。

- (1) 市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、防災対策の遂行上重要な機関及び団体等に対して直ちにその旨を伝達する。
- (2) 市民に対しては、消防組合、消防団及び防災関係機関の協力を得て、サイレンの吹鳴、警鐘による防災信号並びに防災行政無線、広報車両等により、警戒宣言が発令されたことを伝達する。

警 鐘	サイレン
(5点) 	(約45秒) (約45秒)  (間隔約15秒)
備 考 1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

2 伝達事項

市及び各防災関係機関は、市民及び施設利用者等に対し、下記の内容について広報する。

- (1) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (2) 防災措置及び冷静な対応の呼びかけ
- (3) 避難が必要な市民に対する避難の呼びかけ
- (4) 各防災関係機関の対応状況及び施設利用者等に対する協力要請
- (5) その他必要と認める事項

3 情報の収集伝達

地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、的確な情報の収集伝達が重要である。

したがって、電話及び無線等利用可能なあらゆる機能により情報の収集及び伝達を実施し、必要によっては伝令等の収集連絡を行うものである。

(1) 通信連絡網

情報の迅速かつ確実な収集、伝達において、下記の無線通信連絡網の効果的利用を図る。

- ア 匝瑳市防災行政無線（移動系）
市各部への指示伝達及び情報連絡の通信を行う。
- イ 匝瑳市防災行政無線（固定系）
地震情報の伝達及び通報を行う。
- ウ 千葉県防災行政無線

県と市間の情報収集及び伝達を行う。

エ アマチュア無線

市と地域内の情報収集の不足を補助する。

(1) 情報伝達員の派遣

一般加入電話の通信回線が混雑し、連絡手段として使用困難な場合においては、防災関係機関へ職員を派遣し、防災行政無線（移動系）等を利用した情報の収集及び伝達に当たるものとする。

4 警戒宣言発令時等の広報文

(1) 警戒宣言発令について

こちらは、ぼうさいそうさです。
只今のサイレンは、警戒宣言が発令されたことを知らせるサイレンです。
これから東海地震に係る警戒宣言発令についてお知らせ致しますので、落ち着いて行動してください。
(2回繰り返す)
月 日 時 分内閣総理大臣から地震災害に関する警戒宣言が発令されました。
予想される地震の規模は、マグニチュード() 震源地は() 周辺で、 日以内に発生するとのことです。
この地震が発生すると、市内では震度()程度の地震になると予想されます。
市民の皆様は、下記のことに注意し、地震に備え冷静に行動してください。
まず、第1は、テレビ、ラジオ等の正確な情報を注意して聞いてください。
第2は、火気の使用について、火の元に十分注意してください。
第3は、当座必要な食糧、飲料水、医薬品等を準備してください。
第4は、自動車、電話等の使用を自粛してください。
第5は、いざという時の避難場所を確認してください。
繰り返しお願い致します。市民の皆様は正しい情報を聞いて冷静に行動してください。

(2) 警戒宣言発令解除について

こちらは、ぼうさいそうさです。
只今から東海地震に係る警戒宣言発令解除についてお知らせ致します。
(2回繰り返す)
月 日 時 分内閣総理大臣から発令されました東海地震に係る警戒宣言は、 月 日 時 分に解除されました。
予想されました地震発生のおそれはなくなりました。

(3) 本市への影響に関する事項について

こちらは、ぼうさいそうさです。
只今から東海地震の警戒宣言関連情報をお知らせ致しますので、落ち着いて行動してください。
(2回繰り返す)
月 日 時 分内閣総理大臣から発令されました東海地震に係る警戒宣言は、引き続き発令中です。
予想される地震の規模は、マグニチュード() 震源地は() 周辺で、 日以内に発生するとのことです。
この地震が発生すると、市内では震度()程度の地震になると予想されます。
市民の皆様は、引き続き今後のテレビ、ラジオ等の報道に十分注意してください。
なお、詳しい情報は、その都度お知らせ致しますので、落ち着いて行動してください。

(4) 市民等のとるべき防災措置等について

こちらは、ぼうさいそうさです。
只今から東海地震の警戒宣言発令に伴う防災措置並びに注意事項について、お知らせ致しますので、落ち着いて行動してください。

(2回繰り返す)

テレビ、ラジオ等で報道されておりますように、現在、東海地域に地震災害警戒宣言が発令されております。このため、匝瑳市でも万一に備え、防災体制を整えております。市民の皆様も万一に備え下記のことにご注意して、冷静な行動をとってください。

まず、第1は、火気の使用を自粛してください。

第2は、家具類等の転倒防止に努めてください。

第3は、当座必要な食糧、飲料水、医薬品等必要な物を準備してください。

第4は、まさかの時の避難場所を確認してください。

第5は、この地震が発生しますと、特に急なげや、施工方法の悪いブロック塀などが崩れやすくなり、大変危険ですので、これらの付近には近寄らないようにしてください。

繰り返しお願い致します。市民の皆様は正しい情報を聞いて、落ち着いて行動してください。

(5) 避難勧告及び指示について

こちらは、ぼうさいそうさです。
只今から()地区の皆様へ避難のお知らせを致しますので、落ち着いて行動してください。

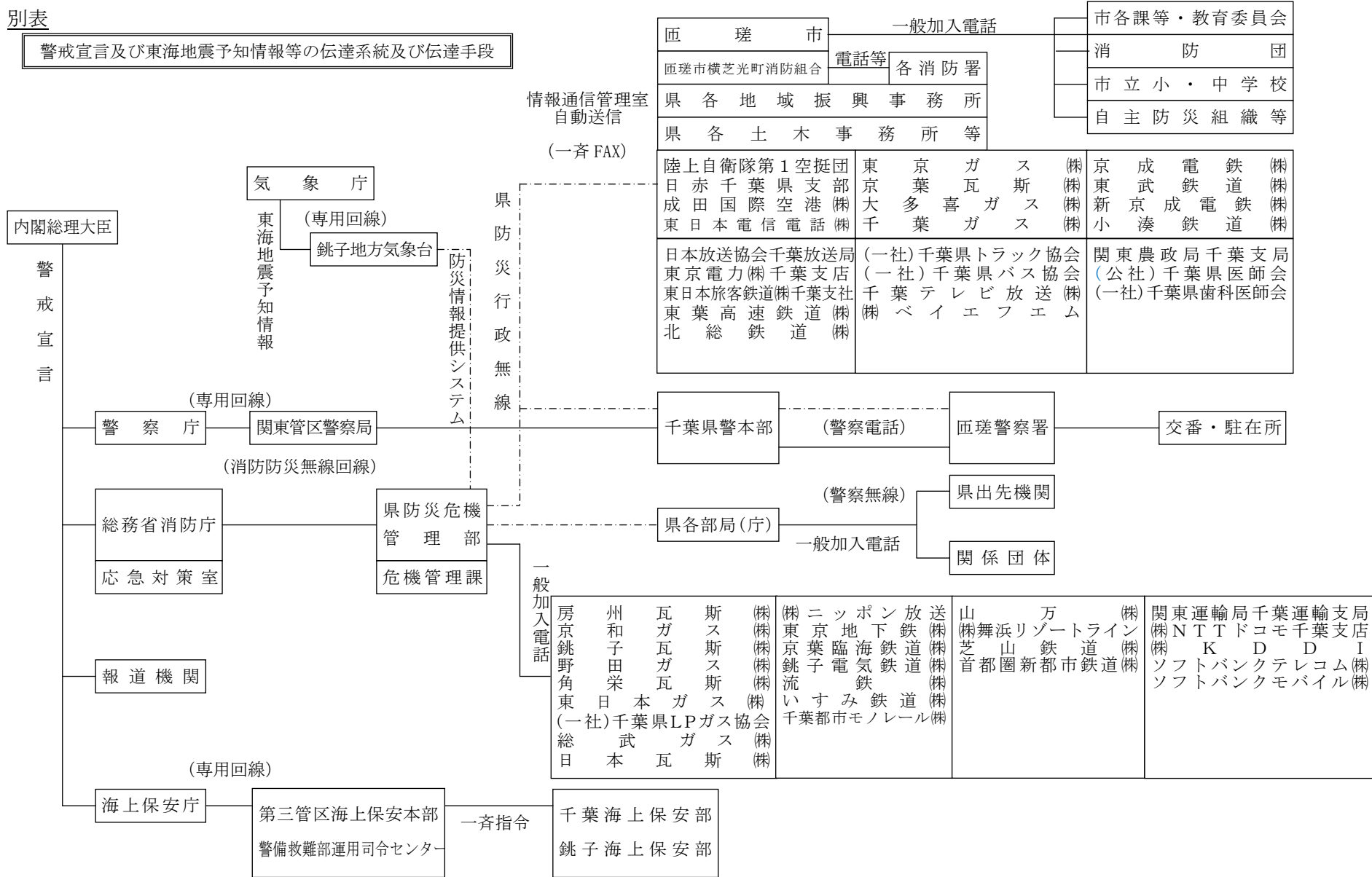
(2回繰り返す)

()地区の()では地震による()のおそれがあります。
速やかに市の指定避難所()又は安全な場所へ避難してください。
なお、避難する時は、火の始末、ガスの元栓を確かめ、歩いて避難してください。

(6) 水道、電気及びガス等の生活関連情報について

こちらは、ぼうさいそうさです。
只今、東海地震の警戒宣言が発令されております。
これから、水道、電気の供給及びガスの取扱いについてお知らせ致します。
まず、水道の状況についてお知らせ致します。
水道は地震が発生すると断水することがあります。必要な水はポリタンクや風呂場などに汲みおきしてください。
次に電気の状況についてお知らせ致します。
電気は、地震が起こるまで停電することはありません。停電に備え、懐中電灯はあらかじめ用意してください。
また、プロパンガスを使う場合は、火のそばからはなれないでください。

別表



第3節 警備対策

匝瑳警察署は、警戒宣言が発せられた場合、社会的混乱の防止及び民心の安定を図り、警戒活動を迅速かつ適正に実施するため、下記の措置をとる。

1 警備体制

(1) 警備体制の確立

事 項	東海地震注意情報発表時	東海地震予知情報発表時
要員の参集範囲	署警備本部要員及び警備部隊要員	警察全職員
警備本部の設置等	署対策室	署現地対策本部

(2) 警備部隊の編成

警備部隊は、署部隊をもって充てる。

2 警備活動

(1) 警備活動は、下記の事項に関し実施する。

- ア 東海地震予知情報等の受理伝達
- イ 市民の動向把握及び各種情報収集
- ウ 交通混乱の防止及び緊急輸送路の確保
- エ 広報等民心安定のための諸措置
- オ 不穏動向の未然防止、鎮圧及び各種犯罪の予防
- カ 危険場所の警戒及び避難措置
- キ 防災関係機関等の業務に関する協力
- ク 避難指示、警告又は誘導
- ケ 交通規制
- コ その他必要な業務

(2) 部隊運用

警戒宣言が発せられた場合は、各種広報、交通の安全確保、市民の動向把握、犯罪の予防及びパニック防止等の活動を重点とし、必要により下記の要点等にあらかじめ部隊を配置する等、適正な部隊運用を図ることとする。

- ア 主要駅等、人の集いが予想される場所
- イ 交通規制及び迂回誘導箇所及び主要交差点等交通要点
- ウ 災害危険場所
- エ 金融機関、生活物資販売店及びその他必要と認める施設等

3 広報

民心の安定を図り、混乱の発生を防止するため、下記により効果的な警察広報を実施する。
なお、広報重点地域は、前記2の(2)アからエにまで掲げる要点とする。

広報内容	(1) 警戒宣言及びこれに関する情報等の正確な内容 (2) 道路交通及び交通規制の状況 (3) 市民及び自動車運転者のとるべき措置 (4) 公共交通機関の運行状況 (5) その他、不法事案の防圧及び民心の安定を図るための正確な情報
広報手段	(1) パトロールカー、交通事故処理車等車載拡声器による広報 (2) 駐在所勤務員による巡回広報 (3) 警察署、駐在所等の備え付け拡声器による広報 (4) その他報道関係機関、防災関係機関を通じての広報

4 その他

(1) 危険物等の措置

ア 銃砲刀剣類の保管管理に関する指導

イ 高圧ガス、消防危険物、放射性物質、火薬類等及び危険物取扱業者に対する危険防止措置等に関する協力要請

(2) 通信の運用等

ア 警察無線及び有線等の通信確保と統制

イ 通信資機材の点検と確保

(3) 警察施設の防護

第4節 水防・消防等対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して下記の事項を基本として対応措置を講ずる。

警戒宣言発令時の対応措置

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災及び水災害等防除のための警戒
- (3) 津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- (4) 火災発生の防止、初期消火等に関する市民及び事業所への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (6) 資機材の点検整備の実施

第5節 公共輸送対策

警戒宣言が発せられた場合、多数の人間の移動行動等に起因し、公共輸送に係る主要駅等において、混乱の発生が懸念される。

このため、公共輸送機能を極力維持するとともに、これらの混乱の発生を防止し、乗客等の安全を確保するため、下記のとおり対応措置を講ずる。

1 東日本旅客鉄道株式会社の措置

(1) 警戒宣言の伝達

ア 機関内部においては指令専用電話及び緊急連絡用電話を使用し、別に定める経路により伝達する。

イ 運転中の列車等の乗務員に対しては、最寄りの駅長等が列車の停車を待って速やかに伝達する。

ウ 旅客等への伝達は下記による。

(ア) 駅においては警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。

(イ) 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

(2) 混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、下記の措置をとる。

ア 東日本旅客鉄道株式会社の運転計画の概要周知、旅行の自粛、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うため、東日本旅客鉄道株式会社本社を通じてテレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社等に対して報道を依頼する。

イ 各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行って、理解と協力を要請する。

(3) 乗車券の取扱い

ア 強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。

イ 状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、全ての乗車券類の発売を停止する。

ウ 強化地域を通行する特急列車等各列車は運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

(4) 現業機関の長のとるべき措置

ア 出火防止措置

(ア) 出火防止のため、直ちに必要とする火気以外は使用を中止し、やむを得ず使用する火気は、地震発生と同時に使用停止できる措置を講ずる。

(イ) 危険物等施設の応急措置の実施については、周辺地域の特性、施設の位置、構造、設備及び取扱作業等の実態から発災時に予想される危険性に応じて取扱の停止、制限等具体的措置をとる。

イ 建築物設備の点検措置

建築物その他の施設等の倒壊、落下等のおそれのある箇所の確認及び消防設備の点検を行い、必要な措置を講ずる。

ウ 食料及び飲料水の確保

(ア) あらかじめ協力を依頼してある構内食堂等の関係業者と食料の斡旋及び非常用食料の確認をする。

(イ) 区域内の業務用貯水地域を点検するとともに、飲料水及び消防用水を貯水する。

第6節 交通対策

1. 海上交通対策

東海地震の発生に伴う津波の大きな影響は、本市域にはないものと予想されるが、海上、港湾関係各機関は万一に備え、海上交通の安全を確保し、港湾内の混乱を防止するため、警戒宣言が発せられた場合は、下記の対策を講ずる。

(1) 海上保安対策等

ア 銚子海上保安部のとる措置

- (ア) 銚子海上保安部は、第三管区海上保安本部から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに管内、港湾関係団体に伝達する。
- (イ) 船舶に対しては、巡視艇等により適宜周辺海域を巡回し、拡声器、横断幕等により周知する。
- (ウ) 船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の整理及び指導を行う。
- (エ) 海難事故の発生及びその他の事情により船舶交通の危険が予想される場合は、船舶の交通を制限又は禁止する。
- (オ) 危険物取扱事業所等に対し、海上への危険物流出防止措置を講ずるよう指導するとともに、排出油防除資機材の準備を行うよう指導する。
- (カ) 海上交通の安全に危険を及ぼすおそれがある工事作業等は必要に応じ、中止するよう指導する。
- (キ) 工事資機材、木材、定置網及び小型船舶等の流出防止を指導する。

(2) 漁船対策

ア 銚子水産事務所のとる措置

- (ア) 銚子水産事務所所属船舶による漁船漁業の指導内容は、下記のとおりである。
操業安全指導及び海域内における操業指導
- (イ) 銚子漁業無線局は、警戒宣言が発せられた場合、下記の措置をとる。
 - a 非常用発電機の点検と始動待機
 - b 情報の収集と出漁漁船及び近隣漁協に対し無線による緊急周知
 - c 空中線の点検、補強と切断対策の実施
 - d 送受信機の震動落下物対策（補充部品の防護を含む。）
 - e 非常用周波数及び他の周波数による緊急呼び出し聴取

第7節 上水道・電気・通信対策

1 上水道対策（八匠水道企業団・九十九里地域水道企業団）

警戒宣言が発令された場合、原則として平常どおりの供給を継続する。また、市民及び事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を行い、発災に備えた緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

（1） 人員の確保、資機材の点検整備

警戒宣言が発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設整備の保全、応急給水及び施設復旧等に必要な活動体制の確立を図り、指定給水装置工事事業者等との連絡協力体制について確認する。また、発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

（2） 施設の保安措置等

警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておき、警戒宣言が発せられた場合、直ちに点検確認を実施する。また、浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。

なお、工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講ずる。

（3） 広報

市民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点にして、ホームページ、広報車及び指定給水装置工事事業者の店頭掲示等により、下記について広報活動を実施する。

ア 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されている。

イ 発災に備え、飲料水及び生活用水を貯水する。

ウ 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制

2 電気対策（東京電力株式会社）

（1） 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

（2） 人員の確保及び資機材の点検整備等

ア 要員の確保

非常災害対策本（支）部構成員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報又は警戒宣言が発せられた場合等の情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

イ 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車両、舟艇、航空機、発電機車、変圧器車等を整備及び確保して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

（3） 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関する下記に掲げる予防措置を講ずる。この場合においても地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

ア 特別巡視及び特別点検等

東海地震予知情報等に基づき、電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実

施する。

イ 通信網の確保

保安通信設備の点検及び整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、東日本電信電話株式会社、鉄道、警察、消防及び関係各機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

ウ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(4) 広報

感電事故及び漏電による出火を防止するため、下記のとおり広報活動を実施する。

ア 広報内容

(ア) 無断昇柱及び無断工事をしないこと。

(イ) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合には、絶対に触れずに最寄りのカスタマーセンターへ通報すること。

(ウ) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。

(エ) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

(オ) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること。

(カ) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。

(キ) その他事故防止のための留意すべき事項

イ 広報手段

(ア) 報道機関（テレビ、ラジオ及び新聞等）による広報

(イ) 広報車等による広報

3 通信対策

【東日本電信電話株式会社千葉事業部】

警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達され防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障を来さないことを基本として、下記のとおり対処する。

(1) 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、下記による。

ア 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。

イ 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

(2) 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

なお、千葉事業部情報連絡室は、下記の場所に設置する。

設置場所 千葉事業部千葉災害対策室（NMビル8F）

電話番号 043-211-8652(代)

(3) 資機材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、下記の措置をとる。

ア 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検及

び確認

イ 応急ケーブル等災害復旧用資材及び車両の確認

ウ 工事中施設等の安全装置

(4) 応急対策

ア 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び市民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、下記の考え方で対処する。

(ア) 防災機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

(イ) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

イ 番号案内

番号案内業務は、可能な限り取り扱う。

ウ 電報

非常、緊急電報の取扱いを確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

エ 窓口業務

平常業務を行う。

(5) 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して下記の広報文により広報を依頼する。

「〇〇地方の電話は、ただ今混み合っかかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

【株式会社NTTドコモ千葉支店】

株式会社NTTドコモ千葉支店は、警戒宣言が発せられた場合、下記の対策を講ずる。

(1) 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話株式会社千葉支店に準ずる。

(2) 資機材の点検、確認等

ア 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

イ 災害復旧用資機材及び車両の確認

ウ 工事中施設等の安全対策

(3) 応急対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、下記の考え方で対処する。

ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行う。

【KDDI株式会社】

KDDI株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、下記の対策を講ずる。

(1) 災害対策本部の設置

警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部および現地対策室を設置する。

(2) 要員の参集

第三次非常参集要員は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に定める要員計画に基づき、災害対策本部若しくは参集拠点に参集する。

(3) 資機材の点検、確認等

設備運用保守部門は、車載型移動基地局車、可搬型基地局装置、移動電源車等通信設備の被災に備え、復旧用車両の点検確認を行う。

また、局舎、災害復旧用資機材および緊急通行車両の点検確認を行う。

なお、警戒宣言が発せられた際に工事中の施設等がある場合は速やかに安全対策を執るものとする。

第8節 学校・病院・社会福祉施設対策（総務部、市民部、福祉部、保健部、学校教育部）

1 学校対策

教育委員会は、警戒宣言が発令された場合、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、下記のとおり対処する。

- (1) 警戒宣言発令後は直ちに授業を中止し、下校（避難所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。
- (2) 児童生徒等の下校方法は通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、連絡網等を通じ保護者の来校を求めて下校させる。
- (3) 交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
- (4) 学校に残留し、保護する児童生徒等（前記（2）、（3）以外の者）については、氏名等を把握し、職員の職務内容に従って対処する。
- (5) 保護者への連絡は、通信不能の事態も考慮のうえ、迅速かつ的確にできるようその手段を定め、関係者に徹底させておく。
- (6) 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。
- (7) 防災上急務と思われる校舎内外の施設、設備の安全確認をし、必要な処置をとる。
- (8) 職員は、あらかじめ計画された分掌により迅速かつ適切な行動をとる。
- (9) 地域の関係機関及び団体との連絡を密にする。

2 病院対策

警戒宣言が発令された場合の医療体制は、下記の事項を基本方針とし、民間医療機関に対しては、匠瑤医師会等を通じて匠瑤市民病院に準じた対応を要請する。

- (1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- (2) 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- (3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- (4) 入院患者の安全確保に万全を期す。
- (5) 建物及び設備の安全点検を行い、薬品及び危険物等の安全対策を図る。
- (6) 水及び食料の確保を図る。

3 社会福祉施設対策

各社会福祉施設は、警戒宣言が発令された場合において、迅速かつ的確な防災措置を講ずることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、下記の事項を基本に対応する。

なお、通所（園）施設、入所施設の別及び通所（園）者、入所者の特性等を考慮し、各施設の実態に即し具体的措置について定める。

(1) 情報の受伝達

職員間及び保護者との連絡方法を明確にしておくものとし、その連絡網が使用不能となった場合の代替手段を定めておく。

(2) 施設の防災点検

応急補修、設備備品等の転倒又は落下の防止措置等

- (3) 出火防止
消火器等の点検、緊急貯水等
- (4) 通所（園）者、入所者等の安全確保
応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保及び救護運搬用具等の確認
- (5) 要保護者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置
 - ア 通所（園）施設、入所施設にバスを使用している通所（園）者、入所者は、通常運行している道順により指定された地点で保護者に引き渡す。
 - イ 通所（園）者、入所者は、あらかじめ定めた方法により、利用者名簿確認のうえ、保護者に引き渡す。
なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。
- (6) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置
 - ア 通所（園）者、入所者の引き渡し方法は、あらかじめ定め、保護者と十分な打合せをする。
 - イ 職員、通所（園）者、入所者及び保護者等に防災訓練等を通じて、防災教育を行う。
- (7) その他必要な事項

第9節 避難対策

警戒宣言発令時においては、原則として避難する必要はないが、地震の発生により土砂災害の危険性が特に高い地区にあつては、市長は市民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。また、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難の勧告又は指示を行い、市民を安全な場所へ避難させるため、下記により対応措置を講ずるものとする。

1 警戒宣言時の措置

(1) 避難勧告・指示

市長は、各関係機関と協力して、防災行政無線、広報車等により速やかに避難勧告又は指示を行う。

(2) 避難所の確認

- ア 落下物及び転倒物の予防措置を確認する。
- イ 防災設備等を確認する。
- ウ 給食及び給水用資機材を確認する。
- エ 衣料品等生活必需物資を確認する。

(3) 情報伝達体制の確認

避難所におけるラジオ、防災行政無線等による情報伝達体制を確認する。

(4) 関係機関に対する通知

避難所を開設した場合は、速やかに県及び防災関係機関に通知する。

(5) 職員の派遣

避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

(6) 要配慮者に対する支援

幼児、児童、高齢者、病弱者等、特に配慮を要する者に対して必要な支援を行う。

(7) 給食、給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して給食活動を行う。

(8) 生活必需物資の給与

衣料、寝具等生活必需物資の不足する者に対して給与活動を行う。

(9) その他

避難終了後、消防組合等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

2 事前の措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ下記により対応措置を講じておくものとする。

(1) 避難対象地区の選定

関係機関とあらかじめ連絡調整を図った上、土砂災害の危険性が特に高い地区を把握しておく。

(2) 避難所の指定

避難者を一時的に収容、保護するため、学校、公民館等を避難所として指定する。

(3) 避難勧告、指示体制の確立

防災行政無線及び広報車等による避難勧告又は指示体制を確立しておく。

(4) 情報伝達体制の確立

避難所におけるラジオ、防災行政無線等による情報伝達体制を確立しておく。

(5) 要配慮者に対する援護体制の確立

幼児、児童、高齢者、病弱者等、特に配慮を要する者の把握に努めるとともに、警戒宣言時
における援護体制を確立しておく。

(6) 市民に対する周知

避難対象地区の市民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

第10節 救護救援・防疫対策

1 救護救援対策

機 関 名	内 容
保健部	<ol style="list-style-type: none"> 警戒宣言が発せられた場合、職員を非常招集するとともに、関係機関との情報交換を密にする。 匝瑳医師会に対して、発災に備え連絡体制を確保するよう、また、発災後の負傷者への対応を要請する。
医療部	<ol style="list-style-type: none"> 医療部は救護班を編成して、直ちに出勤できるよう対処する。 医療部の活動機材については備蓄整備を図る。
匝瑳医師会	<ol style="list-style-type: none"> 医師会会員に対して発災に備え、連絡体制を確保するよう指示する。 会員医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。
福祉部	<p>応急救護等が必要となる事態の発生に際し、市民及び市内の医療関係機関等からの要請があった場合は、直ちに日本赤十字社千葉県支部事務局に対し、毛布、敷布、日用品セット、医療品等、生活必需品の応急救護を要請する。</p>
海匠健康福祉センター	<p>関係機関との情報交換を密にするとともに、救援出勤要請に備え、出勤準備を整える。</p>

2 防疫対策

機 関 名	内 容
環境生活部 保健部	<p>災害発生時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫対策を下記のとおり推進する。</p> <p>市が行う業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 県海匠健康福祉センターが行う検病調査及び健康診断の結果、県から指示があった場合に、正確迅速に受理する体制を整える。 防疫班を編成し、出勤要請に備え出勤準備を整える。 防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄を確認し、出勤準備を整える。 防疫に関する情報を速やかに収集する。 防疫活動に必要な防疫作業員の出勤準備を整える。 防疫活動に必要な防疫薬剤（主に消毒乳剤、油剤、クレゾール等）の備蓄量の確認及び必要に応じて購入手配をする。 防疫活動に必要な車両及び機器の整備又は点検を行う。
海匠健康福祉センター	<p>災害発生時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫対策を下記のとおり推進する。</p> <p>1 県海匠健康福祉センターが行う業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 検病調査及び健康診断の必要が予想されるため、匝瑳医師会の協力を得て班の編成を行う。 災害発生後の防疫情報及び防疫活動について、市に周知徹底を図る。 防疫活動に必要な人員、資材（主に薬剤、ワクチン等）の輸送は、必要に応じ、県の計画に基づく動員指示により行う。 市が被災地で供給する飲料水について、<u>水質検査を含めた水の安全確保対策について指導する。</u> <p>2 市に対する指導及び指示事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること。 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること。

第11節 その他の対策

1 食料及び医薬品の確保

県及び海匠健康福祉センターは、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、下記の措置を講ずる。

(1) 食料の確保（産業部）

ア 米穀の確保に当たっては、県に対し災害応急食料割当申請を行えるよう準備体制をとる。

イ 市、業者間の協力体制を確立し、運搬車両及び人員の手配を指示する。

ウ 米穀小売業者又は卸売業者等へ精米準備体制をとるよう指示する。

エ その他の食料の確保に当たっては、市内小売販売業者等に対し、在庫の確認及び出庫準備体制をとるよう要請する。

(2) 医療品の確保（保健部）

市内の薬局より調達するため、市内の薬局等に対し、医薬品の供給準備体制をとるよう協力を依頼する。

2 緊急輸送の実施準備

警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、下記の措置を講ずる。

(1) 緊急輸送車両の確保

地震・津波対策編第3章第8節の「4 輸送車両等の確保」による。

(2) 緊急輸送車両の確認

地震・津波対策編第3章第8節の「3 交通規制計画」による。

(3) 関係団体による協力

トラックを必要とする場合、県を通じ一般社団法人千葉県トラック協会に協力を依頼する。

3 市が管理、運営する施設対策

市が管理、運営する社会教育施設、社会体育施設及び図書館等については原則として開館及び開催を自粛するものとする。

(1) 市教育委員会

警戒宣言が発せられた場合、各施設管理者は、原則として開館を自粛する。この場合図書館等の個人使用形態をとる施設においては個人施設利用者に、市営グラウンド及び八日市場ドーム等団体利用形態をとる施設においては主催責任者に、それぞれ協力を呼びかける。

なお、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検及び危険物の保安措置を講ずる。

4 市税の申告・納付等に関する措置

警戒宣言発令時等における市税の取扱いについては、下記のとおりとする。

(1) 警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、市税の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。

(2) 警戒宣言発令に引き続き、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について、適切な措置を講ずる。

5 危険動物の逸走防止

動物の愛護及び管理に関する法律施行令第1条別表において、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「特定動物」という。）が指定されている。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は下記のとおりである。

- (1) 特定動物が施設から逃走したときには、知事、市長、警察官その他関係機関へ通報するとともに、当該動物の処分、捕獲、その他必要な措置をとる。
- (2) 市は(1)の通報があったとき、直ちに緊急措置を適切に講じせるとともに、防災行政無線及び広報車等により市民に注意を呼びかけ、危険な動物による市民の安全、身体又は財産に対する侵害を防止する。

第6章 市民等のとるべき防災措置

東海地震が発生した場合、本市地域は震度5強程度になると予想されているところから、ところによっては、(1) 壁に割れ目が入る(2) 墓石・石とうろうが倒れる(3) 煙突、石垣等が破損する(4) 軟弱な地盤では、割れたり崩れたりする(5) ブロック塀が倒壊する等の被害の発生が予想される。

国、県及び市をはじめとする防災関係機関は、一体となって防災対策を講ずるが、防災対策は単に防災関係機関だけの対応ではできず、市民、自主防災組織(区組織)及び各事業所がそれぞれの立場で自主的に防災活動を行うことが重要な役割を果たし、被害を軽減することとなる。

本章では市民、自主防災組織、事業所が、平常時、東海地震注意情報発表時(報道開始時)、警戒宣言発令時にそれぞれのとるべき防災措置の基準を示すものとする。

第1節 市民のとりべき防災措置と対応

区 分	とりべき措置
平 常 時	<ol style="list-style-type: none"> 1 家や塀の耐震化を促進する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。 (2) ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。 2 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定する。 (2) 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 (3) 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 3 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 (2) プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 (3) 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 (4) 火気使用場所周辺に、易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油及び塗料等）を置かない。 4 消火器、消火用水の準備をする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 (2) 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。 5 非常用飲料水、食料の準備をする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく。（1人1日分の生命の維持に必要な水約3ℓ） (2) 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾めん、インスタント食糧、漬物、梅干、缶詰、みそ、醤油及び塩など）を3日分程度準備しておく。 6 救急医薬品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、絆創膏及び三角巾等を救急箱等に入れて準備しておく。また、処方箋のコピーを用意しておく。 7 生活必需品の準備をする。 下着、毛布、タオル、石鹸、ちり紙、マッチ及びろうそく等を準備しておく。 8 防災用品の準備をする。 トランジスタラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、金槌、バール、のこぎり、スコップ、なた及びロープ等を準備しておく。 9 防災講習会、研修会、防災訓練に参加する。 市、消防組合（署）が行う防災講習会、研修会及び防災訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、技術、災害発生時の行動力を高める。 10 家族で対応措置の話し合いをする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 (2) 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 (3) 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。 11 自主防災組織に積極的に参加する。 12 市の指定避難所のうち最寄りの避難所を2箇所以上確認しておく。
東海地震注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。 2 電話の使用を自粛する。 3 自家用車の利用を自粛する。 4 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 5 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

<p>警戒宣言が発令されてから地震発生まで</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言情報を入手する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市の防災信号（サイレン）、防災行政無線の放送等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 (2) 県、市、警察署、消防組合等防災関係機関の関連情報に注意する。 2 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 家具、棚等の上の重い物をおろす。 (2) 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープをはる。 (3) ベランダの置物をかたづける。 3 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火気の使用を最小限にし、いつでも消火できるようにする。 (2) ガス器具等の安全設備を確認する。 (3) プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 (4) 火気使用場所及びその周辺の整理整頓をする。 4 消火器、消火用水の置き場所を確認する。 5 ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らないようにする。 6 非常用飲料水、食料を確認する。 7 救急医薬品を確認する。 8 生活必需品を確認する。 9 防災用品を確認する。 10 電話の使用を自粛する。 県、市、消防組合等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。 11 自家用車の利用を自粛する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 路上に駐車中の車両は、空地や駐車場に移動する。 (2) 走行中の車両は減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 12 乳幼児、児童生徒、高齢者、障害者及び病弱者の安全を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 乳幼児、児童生徒、高齢者、障害者及び病弱者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。 (2) 乳幼児、児童生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。 13 エレベーターの使用を避ける。 14 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 15 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
---------------------------	---

第2節 自主防災組織のとりべき措置

区 分	とりべき措置
平 常 時	<ol style="list-style-type: none"> 1 組織の編成と各班の役割を明確にする。 2 防災知識の普及活動を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 (2) 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 (3) 地域内の消防水利を把握する。 (4) 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 (5) 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 3 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。 4 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 (2) 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 (3) プロパンガスボンベの点検を指導する。 5 防災資器材等の整備をする。 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材等を整備しておく。 6 情報の収集、伝達体制を確立する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市、消防署等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域市民に対して伝達する体制を確立しておく。 (2) 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ、ラジオの他、県、市、警察署、消防組合等防災関係機関の正しい情報を入手する。 2 地域市民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主防災組織の活動体制を確立する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自主防災組織の編成を確認する。 (2) 自主防災組織本部を設置する。 (3) 自主防災組織の役割分担を確認する。 2 市及び消防署等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域市民に対して周知する。 3 市民に対してとりべき措置を呼びかける。 4 防災資器材等を確認する。 5 乳幼児、児童生徒、高齢者、障害者及び病弱者の安全対策措置を呼びかける。 6 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

第3節 事業所のとるべき措置

消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においてもあらかじめ防災責任者（消防法でいう防火管理者に当たる者）を定め、防災計画を作成し対応を図るものとする。

防災計画作成上の留意事項は、下記によるものとする。

区 分	とるべき措置
平 常 時	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛防災体制の確立 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 (2) 組織の役割分担の明確化 2 教育及び広報活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 従業員の防災知識の高揚 (2) 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 (3) 従業員の安否確認方法 (4) 従業員の帰宅対策 3 防災訓練 <p>災害に備えた情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> 4 危険防止対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設、設備の定期点検 (2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒及び落下防止措置 5 出火防止対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 (2) 消防水利及び機材の整備点検 (3) 商品の整備点検 (4) 易・可燃性物品の管理点検 6 防災資器材等の整備 <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材等の整備</p> 7 情報の収集、伝達体制の確立 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市、消防組合等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制の確立 (2) 事業所の実情に応じた収集伝達すべき情報の選定
東海地震注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ、ラジオのほか、県、市、警察署、消防署等防災関係機関の正しい情報を入手する。 2 自衛防災体制を準備及び確認する。 3 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。 4 その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。

<p>警戒宣言が発令されてから地震発生まで</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛防災組織の活動体制を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自衛防災組織の編成を確認する。 (2) 自衛防災本部を設置する。 (3) 自衛防災本部の役割分担を確認する。 2 情報の収集、伝達体制をとる。 市、消防組合等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。 3 危険防止措置を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設及び設備を確認する。 (2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。 4 出火防止措置を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 (2) 火気使用場所及び周辺を確認する。 (3) 消防水利及び機材を確認する。 (4) 易・可燃性物品を確認する。 5 防災資器材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材等を確認する。 6 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、市民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。 7 不特定かつ多数の者が出入りするホテル、旅館及び店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。 8 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。 9 バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。 10 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。 11 電話の使用を自粛する。 県、市、消防組合等防災機関に対する電話による問合せは控える。 12 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
---------------------------	---

—第4編 風水害等対策編—

第1章 総論

本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方にに基づき、集中豪雨や台風、竜巻等に起因する風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

第1節 市域の保全

台風や集中豪雨、竜巻などの発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じ、市域の保全を図っていくものとする。

1 治水

河川の流水が人類に与える利益には、計り知れないものがある反面、豪雨の際には、市街地の宅地の浸水被害や、耕地を押し流し、農作物に被害を与えるなど大災害を発生する原因となっており、ひとたび河川がはん濫すると、被害は多大なものとなる。そこで災害発生の可能性を軽減し、又は発生した災害を最小限度にするために、下記の対策を講じている。

- (1) 降雨時の排水能力を高め、浸水被害の防止と併せて環境衛生の向上を図るため、市内一円の排水路を整備している。
- (2) 耕地及び宅地、公共地の湛水被害防止と水田の汎用化を図るため、管理事業へ負担金を支出している。
- (3) 新川流域の耕地及び宅地、公共地の湛水被害防止と水田の汎用化を図っている。

2 治山

治山事業等の推進により森林を維持・造成し、山地からの土砂流出等を防ぎ、災害の軽減・防止を図るために、下記の対策を講じている。

- (1) 自然現象に起因して発生した山腹崩壊地を復旧整備している。
- (2) 森林の下刈、枝打、間伐等適正な整備を行い、木材の健全な成長を促し、優良な森林の造成を推進している。
- (3) 大雨等による山腹崩壊を防止するため、急傾斜地崩壊対策を講じている。

3 海岸

県の海岸線の総延長は約534kmで、このうち海岸保全施設を整備する必要のあるものは、約302kmである。

県の海岸の特性として、外房一帯は、波浪による侵食被害が発生している。従って、県では、外房地帯には緩傾斜岸とヘッドランド(人工岬)、養浜との組合せ等を行って、高潮による災害防止と波浪による海岸侵食防止を図っている。

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上（総務部、学校教育部、匝瑳市横芝光町消防組合）

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体及び財産を守るためには、防災関係機関による防災対策の推進とあわせて、市民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、災害についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、市は、防災関係機関と協力しながら、防災教育の推進に努めるとともに、特に台風シーズン到来前等の時期をねらい、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、市民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これらの組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を実施する。

なお、防災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。

1 防災教育

市は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、市民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的及び基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断によって、適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につける等、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

2 過去の災害教訓の伝承

県及び市は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3 防災広報の充実

平常時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につける等、自助・共助の取組みを強化するため、市、県をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

(1) 広報すべき内容

防災知識の普及に当たっては、特に、市民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要の

ある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、おおむね下記のとおりである。

ア 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき下記の事項の周知に努めるものとする。

- (ア) 気象警報や注意報及び気象情報等の種別と対策
- (イ) 避難する場合の携帯品
- (ウ) 避難予定場所と経路等
- (エ) 被災世帯の心得ておくべき事項

イ 災害危険箇所等

水害、土砂災害等の災害危険箇所の公表を行うとともに、市は作成したハザードマップを市民に周知する。

ウ 災害予防の概要

災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ 災害対策基本法第42条に基づき「匠瑳市地域防災計画」の要旨の公表は、匠瑳市防災会議が匠瑳市地域防災計画を作成し、又は修正した時に、その概要について行う。

(2) 実施方法

ア 防災行政無線の利用

防災行政無線を利用して、防災知識、災害等に関する放送を随時行う。

イ 広報紙

防災に関しての知識を深めるため、広報そうさに、防災知識に関する事項を掲載する。

ウ 防災に関する講演会、説明会及び座談会等の開催

台風、洪水及び火災等に関する講演会、説明会、又は座談会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時市民及びその他関係者を対象として実施する。

エ 学校教育

児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。学校においては、児童生徒への防災教育の充実を図る。

オ 防災センターの活用

センターの展示を利用し、台風、洪水、火災等の災害に関する知識の啓発を図る。

カ インターネットの活用

ホームページ等を活用し、防災知識の普及を図る。

(3) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

4 自主防災体制の強化

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う

自主防災組織等の共助や事業所防災体制を強化する等、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、市民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、市民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市は、全地区で組織されている自主防災組織の活性化を図ることとし、日頃から大災害が発生した場合を想定した訓練の実施等を推進するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。また、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画の策定を進めることとする。

市は、自主防災組織の機能強化を図るため、県との連携のもと、大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーター等、共助の中核となる人材育成を促進する。

自主防災組織は、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するため、積極的に女性の参画を推進する。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ確かな行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、市と県は協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は下記のとおりである。

【自主防災組織の活動形態】

平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴及びハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の備蓄及び保管管理（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の備蓄及び保管管理） 6 <u>避難行動要支援者対策</u>（<u>避難行動要支援者</u>の把握、支援方法の整理等） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業等との合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発災時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示等） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し等）

【第6編資料編 7 その他 自主防災組織の構成状況】

(2) 事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

消防組合は、学校及び病院等の多数の人が出入りする施設について、管理権原者は防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うので、出火の防止及び初期消火体制の強化等を指導する。

また、雑居ビル等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施及び階段等避難上必要な施設の管理を行うので、消防組合は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

なお、管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防災管理者を協議して選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施を行うので、消防組合は事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

イ 危険物施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防組合は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

ウ 中小企業の事業継続

災害等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

5 防災訓練の充実

災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び地域の自主防災組織や市民との協力体制の確立に重点を置いた防災訓練を実施する。

実施に当たっては、風水害及び被害の想定を明らかにするとともに通信又は交通の途絶、停電等、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められる等、実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

(1) 水防訓練

市は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、下記の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ広域洪水等を予想して水防管理団体が連合し、関係団体が合同して実施するものとする。

ア 実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果の上がる時期を選んで実施する。

イ 実施地域

河川危険箇所等、洪水のおそれのある地域等において実施する。

ウ 方法

実施に当たり、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて総合防災訓練等と併せて実施する。

(2) 消防訓練

市は、市の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施する。

(3) 避難等救助訓練

市その他関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ又は単独で訓練を実施するものとする。なお、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場及び事業所等にあつては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するものとする。また、地域の自主防災組織や市民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことも必要である。

(4) 総合防災訓練

市、県及び関係機関は合同して、各種の総合防災訓練を実施する。

なお、総合防災訓練は、毎年9月下旬に実施する。

第2節 水害予防対策（環境生活部、産業部、建設部、都市部）

台風や集中豪雨等に起因して発生する水害から、市民の生命、身体、財産を守るため、河川改修等の治水事業を実施し防災対策の推進を図るほか、高潮対策を推進する。

1 水害予防計画

(1) 森林の水源かん養機能等による流出抑制対策

ア 森林を保安林に指定し、立木の伐採制限、植栽義務を課する等により、水源かん養機能を高め、洪水等を未然に防止する。

イ 治山事業の実施により、山地崩壊の復旧並びに防止、森林の造成等を行い、水源かん養のほか土砂流出防止等の機能を高めるよう努める。

ウ 地下水かん養機能の低下が一因とされる水害予防のため、市街地の地下水かん養機能を高める対策を進める。

(2) 山林等の治山及び砂防に関する事業

ア 森林の育成を通じて、山崩れ、及び表面侵食の防止機能を高める。

イ 山腹に土留工等の施設を設置する。

(3) 農作物等の水害予防対策

ア 水害に対する恒久的な防ぎ方

農林業経営の立場からの対策

(ア) 豪雨や長雨の時期をはずして栽培する。

(イ) 水害に対して抵抗力のある作物を栽培する。

(ウ) 農業経営(価格差等)及び水害に対する危険度を考えに入れたうえで、利益の期待値を大きくする。

イ 農林土木からの対策

農産物の被害や農地、農林用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

ウ 水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して二つとすることができる。第1は水害直前の対策、第2は水害発生中ないし直後の対策である。

(4) 河川改修等の治水事業

本市には、主要河川として栗山川支流の借当川と関東その他水系の新川がある。

また、軽桶川、明治川及び傍示戸川等の川がある。

ア 河川の整備

県では、時間雨量50mm(おおむね10年に1回の降雨)に対して安全な河川整備を進めている。

平成9年の河川法改正により、河川の整備に当たり、河川管理者は、水系ごとに河川整備基本方針を定めた上で、整備が必要な区間ごとに河川整備計画を定めることとなっている。

また、整備計画の策定に当たっては、必要に応じて学識経験者、地域住民及び市の意見を参考にする等、周辺地域の実情に応じた整備を推進するとされている。

イ 洪水ハザードマップの作成

河川整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、浸水実績や洪水シミュレーション結果に基づく洪水ハザードマップの整備を促進する。

洪水ハザードマップは、水害時の人的被害の防止、啓発活動等を目的として市が作成、公表して市民へ周知を図るものであり、浸水情報や避難場所等を記載したものである。

洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水実績図や浸水予防区域図については河川管理者が市に対して情報提供する。また、河川管理者自らも、インターネット等を通じて浸水実績図等の積極的公表に努める。

(5) 浸水予想区域の調査及び周知

ア 浸水予想区域の調査

県及び市は、河川周辺地域での外水及び内水のはん濫や海岸近くにおける高潮及び津波の影響により、家屋の浸水が予想される浸水予想区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努めるものとする。

(ア) 浸水予想区域の調査

県管理の二級河川、湖沼等は、下記の危険度評定基準により浸水予想区域の調査が行われている。

評 定 基 準
過去に降雨による浸水により住宅区域に被害が発生したことがあり、その危険性が現在においても解消されていない河川流域で、家屋浸水（床下・床上）の被害が予想される河川。 なお、降雨の規模は概ね50mm/h程度とする。

(イ) 地盤沈下の調査

著しい地盤沈下が進行すると、海岸近くでは高潮及び津波に対し危険度が高まると同時に、河川沿いの土地では洪水の危険度が高まる。また、標高が満潮水位以下の土地では自然排水機能が低下し、わずかの降水に対しても、日常的な排水に支障をきたすこととなる。

高潮、津波及び洪水等の危険は、これらに対する施設整備の状況によって評価されるべきであるから、内水による危険区域という面で評価する。

この危険度は、外的条件との相関的関連によって決定されるべきであるが、ここでは累積沈下量200mm又は平均満潮面以下の区域として決定し、毎年の水準測量調査結果により見直す。

イ 浸水予想区域等の周知

市は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、各種ハザードマップや広報紙等により、市民に対し浸水予想区域や避難所等の周知に努めるものとする。

また、県は、市が洪水ハザードマップを作成するに当たり、浸水実績図や浸水予想区域図等を提供し、支援するものとする。

(6) 道路災害による事故防止

ア 道路防災施設等の整備

台風や集中豪雨等により落石、法面崩落、道路冠水等のおそれのある箇所について防災施設等の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。

イ パトロールの実施

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、「千葉県道路パトロール実施要領」により、パトロールの実施の徹底を図る。

ウ 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ及び道路損壊等が予想され、交通の安全が確保できない場合は、道路法第46条の規定による通行の禁止又は制限を行う。また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路通行規制要領」に基づく通行止めの措置をとる。

(7) 気象（降水量）、河川水位等の観測

市内河川

ア 雨量観測所

市内にある千葉県水防テレメーター雨量観測所は、2か所（海匠土木事務所及び千葉県立飯高特別支援学校）である。

イ 水位観測所

市内では水防計画上の水位観測所は存在しないが、排水機場等に設置されている。

【第6編資料編 1 自然条件・災害履歴 水位観測施設一覧】

(8) 電力施設洪水対策

洪水対策は下記のとおりであるが、これは洪水により引き起こされる浸水に対するもので、堤防決壊等による水の流勢については、特に配慮されていない。

ア 災害予防計画目標

各河川の流域を特定区域とし、浸水災害を想定する。特定区域外も四囲の状況から浸水災害を想定する。

(9) 通信施設水害防止対策

ア 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため設備の2ルート化及び地下化を推進する。

イ 局舎設備

洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施する。

ウ 無線設備

鉄塔及びパンザマスト等の基礎を流水の洗掘から防護する措置を講ずるとともに、通信機の設置場所もできるだけ2階以上にしよう配慮する。

また、停電に対処するため、予備電源装置の設置及び整備を図る。

2 高潮予防計画

(1) 海岸高潮対策

本市の位置する海岸は、既往最高潮位により計画高潮位を算出し、さらに波浪の影響がある箇所については、波の打ち上げ高を考慮して海岸保全施設の天端高が決定されている。

(2) 海岸侵食対策

県の海岸保全施設対策事業により本市の海岸ではヘッドランド他侵食防止並びに波浪低減対策が実施されている。

市は、県が実施する海岸保全施設対策事業の早期完成に向けて、協力・促進している。

(3) 保安林整備事業

県は、森林によって潮風害を防止するとともに、高潮及び津波等の被害を防止するため、保安林整備事業（海岸防災林造成工事、保安林緊急改良工事）を実施する。

なお、実施に当たっては、直接波浪による侵食を防止するために設置した防潮堤の後方に森林を造成して、それぞれのもつ防災機能効果の促進を期する。

(4) 高潮の防止対策

昭和31年の海岸法制定以来、海岸保全区域を指定し、高潮等について防止対策を実施している。

(5) 潮位の観測

【第6編資料編 1 自然条件・災害履歴 海岸保全区域、海岸保全施設等の高さの目安】

第3節 土砂災害予防対策（総務部、産業部、建設部、都市部）

市、県及び防災関係機関は、台風や集中豪雨などに起因して発生する土砂災害から、市民の生命、身体及び財産を守るため、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。

土砂災害の防止に関しては、土砂災害防止法、急傾斜地法、砂防法及び地すべり等防止法等に基づいた対策に努めるものとする。

1 土砂災害防止法に基づく対策の推進

土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）から住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害防止法」が平成13年4月に施行された。この法律の趣旨に則り以下の手続きを推進する。

(1) 災害危険箇所等の調査把握等

土砂災害防止法、急傾斜地法、砂防法及び地すべり等防止法等に基づき土砂災害の防止に努めるものとする。

ア 土砂災害危険箇所の調査把握

市及び県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害危険箇所の把握に努めるものとする。

イ 土砂災害危険箇所の公表

市は、土砂災害危険箇所を示したハザードマップの作成し、ホームページで公表するとともに、マップの配布、説明会の開催等により、周辺住民に対し周知徹底を図る。

(2) 土砂災害警戒区域等における対策

土砂災害防止法に基づき、次の対策を推進する。

ア 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や市民等の生命、身体及び財産に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として土砂災害防止法施行令で定める基準に該当するものを知事が市長の意見を聴いた上で指定する。

(ア) 土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合には、市民等の生命、身体及び財産に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域

(イ) 土砂災害特別警戒区域

「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、市民等の生命、身体及び財産に著しい危険が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域

イ 土砂災害警戒区域等における危機回避のためのソフト対策

市及び県は、土砂災害警戒区域に指定された地区に対し、下記の対策を実施する。

- (ア) 災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る。
- (イ) ハザードマップ等による土砂災害に関する知識の普及を図る。
- (ウ) 居室を有する建築物は、想定される崩壊土砂の衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。
- (エ) 宅地や要配慮者関連施設の開発行為は、基準を満たしたものに限り許可する。
- (オ) 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を行う。この移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はそのあっせんに努める。

2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害に関する情報の収集

県及び市は、平常時から土砂災害危険箇所等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、市民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

(2) 警戒避難体制の整備等

市は、主として以下の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備するものとし、県は、これらについて市に対し、必要な支援を行うものとする。

ア 市は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

また、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講ずるものとする。

イ 市は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報が発表されたときは、配備体制の強化を図り、土砂災害警戒判定メッシュ情報等の土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に避難準備情報、避難勧告及び避難指示を発令する。

特に避難準備情報は、要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、市は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努めるものとする。

ウ 市は、土砂災害警戒区域内において要配慮者施設が設置されている場合は、当該施設に対し、土砂災害に関する情報、気象予報や警報及び避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努めるものとする。

エ 市は、土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

(3) 土砂災害警戒情報の発表

県及び銚子地方气象台は、気象業務法及び災害対策基本法に基づき、迅速かつ的確な土砂災害警戒情報の発表のための体制整備に努める。

3 防災知識の普及啓発

(1) 市は、市民に対しインターネット、広報そうさ及びパンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図るものとする。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、市民

を交えた情報伝達及び避難訓練等の実施に努める。

- (2) 県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域の指定箇所を公表する。

また、市は、上記箇所が土砂災害発生のおそれのある箇所であることを対象地域の市民等に対し周知することにより、市民等の防災知識の普及啓発に努める。

4 災害防止のための保全事業

土砂災害は、地形及び地質等を素因とし、大雨等を誘因として発生するもので、その防止については、科学的調査により地形、地質、気象、地下構造及び地下水の状況等を十分把握し、地すべり等の発生のメカニズムを解明して効果的な防止工事を進める必要がある。

(1) 急傾斜地崩壊対策

本市の急傾斜地崩壊危険箇所は、市北部及び西部に多く分布しており、「がけ地」周辺まで住宅地の進出が見られる。

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、急傾斜地法第3条の規定により、市と協議のうえ急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

急傾斜地崩壊危険区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

下記の(ア)から(ウ)までに該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

(ア) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ

(イ) 急傾斜地の高さが5m以上のがけ

(ウ) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が5戸以上あるもの又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院及び旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。

イ 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限を行い、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

ウ 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施工することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施している。

また、県単緊急急傾斜地崩壊対策事業及び市町村が行う防止工事に対し、県費助成を行い災害の未然防止に努めている。

エ 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備箇所の向上

急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者関連施設に係る危険箇所、②避難所や避難路を有する危険箇所、③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設

整備を実施する。

(2) 宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等の基準に基づき、防災等の措置を講ずることとするが、特に丘陵地及び急傾斜地においては、地形及び地質等の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。

ア 規制区域の指定等

宅地開発事業等を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業の基準に関する条例の規定により県の許可又は確認を必要とする。

また、県は、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。

イ 宅地造成工事の指導

県は、工事の許可及び確認に際し、下記の事項に留意するものとする。

(ア) 災害危険区域（建築基準法第39条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。

(イ) 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配及び土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。

(ウ) 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

(3) 土・石・砂利採取場災害対策

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、土採取条例・採石法・砂利採取法に基づく認可に際しては、周辺地域の状況等に十分留意するものとする。

また、一旦廃止された採取場は、土・石・砂利の採取法令の適用外となることから、廃止に際しては各採取業者及び関係組合に対し、指導の徹底を図ることとする。

(4) ため池等災害対策

老朽化により、降雨及び地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、県は、「農業用ため池台帳」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。

5 孤立集落対策

県は、孤立するおそれのある地区を把握し、予防措置等の市の孤立集落対策を支援する。

6 土砂災害危険箇所の点検

県及び市は、台風期及び豪雨等土砂災害の発生が予測されるときは、随時に防災パトロールを実施し、当該箇所での災害発生の兆候についての的確に把握するものとする。

第4節 風害予防対策（総務部、産業部）

台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。

また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

県及び市は、台風及び竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報、注意報及び気象情報等の防災気象情報については、平常時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻等の激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は下記の表のとおりである。

気 象 情 報	内 容
予告的な気象情報	低気圧の発達等により災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻等の激しい突風が発生が予想される場合には、「竜巻等の激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風等）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻等の激しい突風が発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	気象ドップラーレーダーの観測等から、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。 雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風の可能性のある地域分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。 平常時を含めて常時10分毎に発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

(2) 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、下記のことを心掛け、頑丈な建物内に移動する等、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

(ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。

(イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。

(ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。

(エ) 大粒の雨やひょうが降り出す。

イ 発生時に屋内にいる場合

(ア) 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く

(イ) 雨戸及びシャッターを閉める。

(ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する。

(エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る。

ウ 発生時に屋外にいる場合

(ア) 車庫、物置及びプレハブを避難場所にしない。

(イ) 橋や陸橋の下に行かない。

(ウ) 近くの頑丈な建物に避難する又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る。

(エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり、危険であるため近づかない。

2 農作物等の風害防止対策

台風、冬期の季節風及びその他局地的な強風等による農作物等への被害を防止するため、以下の予防対策を推進する。

(1) 風害の恒久的対策

ア 防風林の設置

防風林は、風害を起こす風向きに対して直角に、またできるだけ長く連続して設置する必要がある。林帯の幅は樹高の5倍程度、実距離で30m程度が望ましいが、農業地では10m程度までが一般的である。

防風林用の樹種としては、土地の気候風土に適応し、成長が早く旺盛で、樹高が高く、幹・枝が強く折れにくい樹種が望ましい。一般的な防風林用の樹種としては、クロマツ、スギ、ヒノキのほか、シラカシ、エンジュ、ヤブツバキ、マサキ、アオキ等がある。

イ 防風垣の設置

(ア) 果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお、栽植果樹に接近するので、養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。

(イ) 幅員及び高さ

一列植とし1～1.5m幅で高さは一定しないが3～9m位とする。なお、下葉の枯上りを防ぐため栽植距離その他管理に万全をつくすこと。

ウ 多目的防災網の設置

果樹は、風害対策として、防風林やネットを設置してきたが、最近は、風だけでなく、降雹、害虫及び鳥等を防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。

この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。

強風害及び降雹を伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

【第6編資料編 1 自然条件・災害履歴 農作物等に対する風害の分類表】

3 電力施設風害防止対策

(1) 強風対策

ア 災害予防計画目標

建物に対する風圧力は、建築基準法による。

送電、配電及び通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目による。

なお、変電設備の屋外鉄構については風速40m/Sとしている。

イ 防災施設の現況

各設備とも、災害予防計画目標に基づき下記により設置している。

(ア) 送電設備

支持物及び電線の強度は、風速40m/S(地上15m)を基準にし、風速の上空増を考慮した風圧に耐え得るよう設計している。

倒木等による事故を防止するため、平常時から風害発生のおそれのある樹木の伐採に努める。

電線路に接近して倒壊し易い工作物(例えばテレビアンテナ等)を設置しないよう、平常時からPRして一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する事がないように施設の強化を依頼する。

(イ) 変電設備

最近の標準設計では、屋外鉄構の強度は風速40m/S(地上15m)の風圧に耐え得るものとしている。

(ウ) 配電設備

電柱及び電線の強度は、風速40m/Sの風圧に耐え得るよう設計し、その他については送電設備に準じている。

(エ) 通信設備

無線のアンテナ支持物に対する強度は、前記のとおり電気設備技術基準によっている。

ウ 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも「防災施設の現況」に準じ実施するよう努める。

(2) 塩害対策

ア 災害予防計画目標

海岸に面している本市は塩害の多発地帯であり、特に台風の場合は、ほとんど、塩害が発生するので、対策を講ずる。

イ 防災設備の現況

(ア) 送電設備

がいし増結又は耐塩がいし使用による絶縁強化を主体とする対策を、汚損区分に応じ実施している。また塩汚損の測定・がいし洗浄等の保守体制にも万全を期している。

(イ) 変電設備

主に耐塩用がいしの使用と固定式がいし洗浄装置の設置による対策を実施している。

また、必要により移動式洗浄ポンプを適宜配置し、がいし洗浄ができるようにしている。

なお、塩分付着量は、超音波洗浄式汚損検出器及びパイロットがいしを設置して、定期又は臨時に測定監視を実施している。

(ウ) 配電設備

送電設備に準ずる。

ウ 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも上記イに準じ実施するように努める。

4 通信施設風害防止対策

(1) 強風対策

ア 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。

イ 局内設備

風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的实施と移動電源車の配備を実施する。

ウ 空中線

無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準によっている。

(2) 塩害対策

ア 空中線

本市は、塩害を被り易い地勢にあるので、海岸線付近に設置する空中線は、塩害防止対策を施している。

第5節 雪害予防対策（産業部、建設部）

本市は豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、降雪に慣れていないことから、道路の凍結等の社会機能の低下が危ぶまれるほか、特に農作物に被害が出ることを鑑み、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行う。

1 道路雪害防止対策

（1）事前対策

道路雪害対策に向け、下記に掲げる事項について事前に行っておくものとする。

- ア 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- イ 除雪委託業者との連絡系統の確立
- ウ 路面凍結防止剤の備蓄
- エ 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- オ 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- カ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

（2）除雪作業等

除雪作業等は下記により実施するものとする。

ア 除雪作業

市は除雪委託業者の協力を得て除雪を実施するものとする。

また、除雪の実施に当たっては、海匠土木事務所等と連携を図った上で実施するものとする。

イ 路面凍結の防止

路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、山地部及び坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備えるものとする。

また、路面凍結が予想される場合は気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布するものとする。

ウ 除雪及び路面凍結対策の詳細事項

除雪及び路面凍結対策の詳細な事項については、「道路維持修繕要綱（日本道路協会）」等を参考にして実施するものとする。

2 農作物等の雪害防止対策

農作物が雪害を被る場合はいろいろあるが、これを分類すると、積雪の重さによるもの、積雪の沈降によるもの、積雪の移動によるもの、長期積雪によるもの及び積雪の崩壊によるものの五つに分けることができる。なお、このほかにも間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水のかん養によって生ずる冷水害等があげられる。

（1）野菜について

ア 事前対策

（ア）ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いので、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。

（イ）ビニールハウスは、積雪20cm以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に注

意すると同時に、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪を行う。

イ 事後対策

(ア) 降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。

(イ) 露地野菜も降雪による凍害を受け易いので、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪後は追肥、薬剤散布等による病害予防によって生育の回復を早めるようにする。

(2) 果樹について

ア 事前対策

(ア) 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。

(イ) 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置、整備を行うこと。(防風対策の項参照)

また「寒冷紗(かんれいしゃ)」や「コモ」で樹を被覆する。ただし、被覆はかけ方によって逆に荷重が加わって被害を大きくするので、樹の上部をトンガリ帽子状に被覆する。

なお、幼木の被覆は1樹1束とする。

イ 事後対策

(ア) 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、灰等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって凍害を受けるので注意する。

(イ) 融雪期間が長くなると、湿害が起り易いので溝を掘って排水をよくする。

(ウ) 裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。

(3) 花きについて

ア 事前対策

(ア) ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強する。

特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。

(イ) ハウス屋根の積雪は20cmを超えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。

(ウ) ハウス内作物の保護は、暖房器具に注意し、停電等による中断や、たき過ぎに特に注意する。

(エ) 露地ものについては、支柱を立て、フラワーネット等を張って倒伏から守る。

イ 事後対策

(ア) 降雪後は、直ちに除雪を行い、晴天の日は、遮光をして直射光線による害から守り、また、除雪とともに融雪に努め、施設付近に堆積しておかないこと。

融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。

(イ) 露地ものについては、降雪後くん炭等をまいて融雪に努めると共に、併せて湿害から守る。

3 電力施設雪害防止対策

(1) 送電設備

経過地の状況に応じ、着雪量、脱落条件を綿密な調査検討により想定する。これにより想定される着雪荷重に対処して、電線及び支持物の強度を適切に定め、また、不均一着雪、スリートジャンプ^{注5}及びギャロッピング^{注6}による電線が切れる等の事故を防止するため、電線配列の適正化や難着雪対策等必要な措置を講ずる。

(2) 配電設備

難着雪対策を施した電線を全体的に適用している。

4 通信施設雪害防止対策

水害、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機を配備している。

注5 スリートジャンプ 電線に付着した氷雪が、気温や風等の気象条件の変化により、一斉に脱落して、電線がはね上がる現象のことをいう。

注6 ギャロッピング 送電線に雪や氷が付着した状態で強風が吹き寄せたとき、送電線が上下に激しく振動する現象のことをいう。

第6節 火災予防対策（総務部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

火災を予防し、その被害の軽減を図るための対策を推進する。

なお、多数の死傷者等が発生するような大規模な火災を想定した対策については、第5編大規模事故対策編の大規模火災に関する計画に、林野火災を想定した対策については、同編の林野火災に関する計画によるものとする。

1 火災予防に係る立入検査

3月1日から7日間の春季及び11月9日から7日間の秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防組合が、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

【立入検査の主眼点】

- (1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及びその他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置及び維持管理されているかどうか。
- (2) 炉、厨房設備、ストーブ、ボイラー、乾燥設備、変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- (3) こんろ及び火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- (4) 劇場等公衆集合場所での裸火の使用等について、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例に違反していないかどうか。
- (5) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例に違反していないかどうか。
- (6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

2 住宅防火対策

市内の住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、市は消防組合や千葉県住宅防火対策推進協議会与連携し、住宅用防災機器の普及及び促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、市内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

3 火災予防についての啓発

火災予防運動春季及び秋季火災予防運動において、火災予防思想の普及のため下記のような啓発活動を実施する。

- (1) 火災予防運動を市民に周知させるため、火災予防運動初日の3月1日、11月9日に消防組合及び消防団等のサイレンの吹鳴又は警鐘の打鐘の実施
- (2) 防災、防火管理者講習会、防火座談会及び防火映画会の開催
- (3) 危険物施設、建築物、車両及び雑草地等の査察
- (4) 商店街、小・中学校、保育所及び病院等の消火避難訓練

第7節 消防計画（総務部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

大規模災害及び特殊災害等の各種災害の発生に対処するため、高度な技術、資機材等、消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

1 消防体制・施設の強化

（1）常備消防の強化

市は、消防力を最大限有効に活用するため、訓練の徹底に努め、体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。また、県は、大規模災害の発生に対処するために市が整備する高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備を拡充するため財政支援を行っていくものとする。

（2）消防団の充実・強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

県は、市と連携して消防団の活性化を推進し、消防団活動に関する普及・啓発活動を実施するとともに、消防団の施設・設備に対し、必要に応じ支援する。

【第6編資料編 2 条例・拠点関連 匝瑳市消防団組織図】

（3）消防団員の確保

市は消防団員の確保のため、下記の点に留意する。

- ア 消防団に関する市民意識の高揚
- イ 消防団員の装備品及び処遇の改善
- ウ 消防団の施設・設備の改善

（4）消防施設の整備

市は、県の支援のもと、消防施設強化事業を行う。

- ア 消防ポンプ車等、水利等消防施設の現況の把握
- イ 消防力の強化を図るため、消防ポンプ車等の更新・強化に努める。

2 消防職員、団員等の教育訓練

消防組合等は、消防大学校及び県消防学校において行う教育訓練に参加するよう努める。

なお、県が市原市に新たに整備する消防学校については、訓練機能を大幅に強化し、あらゆる災害に対応できる高い能力を持った消防職・団員の育成を目指すものとする。

（1）消防大学校での教育訓練

幹部として必要な教育訓練を行う。

（2）県消防学校での教育訓練（消防庁で示す「消防学校の教育訓練の基準」に基づく教育訓練）

ア 消防職員

- （ア）初任教育
- （イ）専科教育
- （ウ）幹部教育
- （エ）特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、救急救命士処置範囲拡大2行為講習）

イ 消防団員

- (ア) 基礎教育（新任科）
- (イ) 専科教育（警防科）
- (ウ) 幹部教育（指揮幹部科現場指揮課程、指揮幹部科分団指揮課程）
- (エ) 特別教育（指導員科、訓練指導科、女性消防団員科、一日入校及び現地教育）

ウ 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

エ 災害救援ボランティア

災害時に災害救援活動を行うボランティアに必要な消防分野に係る知識・技能の習得について、講師の派遣等の協力を行う。

3 市町村相互の応援体制

消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、運営の推進を図るとともに、市においては、他市町との相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度に策定した「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練及び、応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

4 消防思想の普及

- (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
- (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。（各1週間）
- (3) 県消防大会及び県操法大会を開催して、消防職員・団員の士気の高揚を図る。
- (4) 各種講習会等を開催する。
- (5) 下記関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

公益財団法人千葉県消防協会 一般社団法人千葉県危険物安全協会連合会 千葉県少年婦人防火委員会 一般社団法人千葉県消防設備協会

なお、住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

5 消防体制の推進

特に下記の項目について推進を図る。

- (1) 消防組織の整備強化
家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災等の予警報計画
- (4) 消防職員及び団員招集計画
- (5) 出動計画
- (6) 応援部隊受入誘導計画
- (7) 特殊地域の消防計画

- ア 特殊建物及び施設の多い地域の計画
 - (ア) 密集地域の計画
 - (イ) 重要文化財の計画
 - (ウ) バラック建物等の地域の計画
 - (エ) 重要建物及び施設の計画
 - (オ) 地下構造物及び施設の計画
 - (カ) その他
- イ 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画
- ウ 港湾等沿岸地域の計画
- エ 急傾斜地域の計画
- オ その他
- (8) 異常時の消防計画
 - ア 強風時の計画
 - イ 乾燥時の計画
 - ウ 飛火警戒の計画
 - エ 断水又は減水時の水利計画
- (9) その他の消防計画
 - ア 林野火災の計画
 - イ 車両火災の計画
 - ウ 船舶火災の計画
- (10) 消防訓練計画
 - ア 機械器具操法訓練
 - イ 機関運用及び放水演習
 - ウ 自動車操縦訓練
 - エ 非常招集訓練
 - オ 飛火警戒訓練
 - カ 通信連絡訓練
 - キ 破壊消防訓練
 - ク 林野火災防御訓練
 - ケ 車両火災防御訓練
 - コ 船舶火災防御訓練
- (11) 火災予防計画
 - ア 防火思想普及計画
 - イ 予防査察計画

第8節 要配慮者の安全確保のための体制整備（総務部、福祉部、保健部、警防部）

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察される等、高齢者や障害者等災害時に支援を要する要配慮者の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要としたこと等を踏まえ、市は、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

このため、市、関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、災害対策基本法や内閣府作成の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づいて、平素より連携して避難行動要支援者の安全を確保するための対策を行う。

1 要配慮者の範囲

災害時において、避難行動や避難生活で配慮を要する者を総じて要配慮者と定義する。

また、要配慮者の内、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を避難行動要支援者と定義する。

2 避難行動要支援者に対する対応

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

東日本大震災や過去の大規模な震災・風水害等においては、要配慮者が要配慮者以外の者と比較して多く被災する傾向にあり、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な者に対する避難支援等の強化が急務となっている。要配慮者を災害から保護するためには、平常時から自ら避難することが困難な者を把握し、避難支援体制を構築しておくことが重要である。

このため、市は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿への掲載対象者は、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」であり、このような避難行動要支援者に該当するか否かは、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的に勘案して判断することとなる。

この際、要配慮者個人としての避難能力の有無については、主として①警報や避難勧告・指示等の災害関連情報の取得能力、②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、③避難行動を取る上で必要な身体能力に着目し、要介護状態区分、障害支援区分等の要件を設定することとし、具体的には次のとおりとする。

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

<u>区分</u>	<u>該当する要配慮者</u>	<u>関係課</u>
<u>高齢者</u>	<u>在宅で、次の条件に該当する方</u>	<u>高齢者支援課</u> <u>〃</u>
	<u>①在宅の要介護認定者（要介護1～5）</u> <u>②ひとり暮らし高齢者（介護認定なしの外出困難者）</u>	

障害者	在宅で、次の条件に該当する方	
	①身体障害者手帳所持者（1，2級）	福祉課
	②療育手帳所持者（A）	〃
	③精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）	〃

なお、上記の範囲に該当する避難行動要支援者のほか、自力での避難が難しいために避難の支援を希望する要配慮者についても避難行動要支援者名簿へ掲載する。

(3) 避難行動要支援者名簿の記載事項

ア 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

名簿の記載事項

①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居所 ⑤電話番号、その他の連絡先 ⑥避難支援等を必要とする事由 ⑦その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

イ 避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している高齢者や障害者等の情報を把握し集約する。

ウ 市が定める避難行動要支援者名簿に掲載する範囲を定めた形式的な要件から漏れた者であっても、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができる仕組みを設ける。

(4) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により地域において絶えず変化するものであることから、市は避難行動要支援者の把握に務め、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つよう努める。

(5) 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は次の者を基本として定めるが、避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が必要であり、年齢要件等にとらわれず、地域住民による避難支援等関係者としての協力を幅広く得ることが不可欠となる。

このため、市は、広報そうさをはじめとする広報媒体や各種イベント等の機会を捉えて、地域における共助や避難行動要支援者の避難支援についての啓発を行う等により市民への理解を深め、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保することに努める。

避難支援等関係者となる者

①自主防災組織 ②民生委員・児童委員 ③社会福祉協議会 ④消防団 ⑤匝瑳警察署 ⑥その他避難支援に携わる者で市長が避難支援に関し必要と認める者

(6) 名簿情報の提供における情報漏えいの防止

避難行動要支援者名簿に記載された名簿情報は、要支援者に関する心身の機能の障害や疾病に関する情報等といった極めて秘匿性の高い秘密を含むものである。

このため、名簿情報の提供を受けた者が、正当な理由なくこうした秘密を他者に漏らすことは、要支援者本人はもとより、その家族等の権利利益をも不当に侵害することになりかねない。また、名簿情報に含まれる秘密の保持について要支援者等からの信用が十分に得られない場合には、平常時からの名簿情報の提供に対する同意を躊躇させることにもつながり、結果として、地域住民等の「共助」による避難支援等の充実・強化を目的とした名簿制度の実効性を大きく毀損する恐れもある。

こうした考えから、名簿情報の不当な漏えいを防止し、もって要支援者等のプライバシーの保護並びに名簿制度の信頼性及び実効性の確保を図るため、災害対策基本法では名簿情報の提供を受けた者に対して守秘義務を課しているところである。

以上のことから、市は、名簿情報を外部に提供する際には、その相手方に法律上の義務内容等を適切に説明するなど、名簿情報に係る秘密保持が徹底されるよう特段の配慮を図る措置を講じる。

また、名簿情報の提供時のほか、必要に応じて個人情報の取扱いに関する研修会を開催する。避難支援等関係者が集まる機会を捉えて説明するなど、個人情報の取扱いについて周知徹底を図る。

(7) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

市は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

(8) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、避難行動要支援者の同意等を得た上で、市地域防災計画で定める避難支援等関係者(消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等)に平常時から名簿情報を提供し共有する。

また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市において適切な措置を講ずるよう努める。

(9) 全体計画の策定

避難行動要支援者名簿の作成に当たり、市は地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、市地域防災計画の下位計画として、避難行動要支援者避難支援全体計画を位置づけ、より細目的な内容を定める。

(10) 個別計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定する。

個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

(11) 支援体制の整備

市は、避難行動要支援者一人ひとりに対する避難支援個別計画を作成し、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び消防団等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援す

ることができる体制にする。

なお、体制整備に当たっては、女性の意見を取り入れ、支援体制の中に女性を位置付けるとともに、自主防災組織等と連携した体制整備に努める。

また、災害発生後も避難所における支援、福祉避難所の活用及び福祉サービスの継続等について関係機関との連携を図る。

(12) 避難指示等の情報伝達

市は、要配慮者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害発生時には、速やかに防災行政無線等による避難指示等の周知を図る。

(13) 防災設備等の整備

市は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、寝たきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及火災報知器等の設置の推進に努める。

(14) 避難施設等の整備

市は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するように努める。また、市は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等について、市域を越えて受け入れる拠点の整備を検討する。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品などは、避難所等へ配備するよう努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

市は、県が作成した「災害時要援護者避難支援の手引き」や関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(15) 防災知識の普及、防災訓練の実施

市は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布等、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

(16) 在宅避難者等への支援

市は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会等の福祉関係機関等の地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

(17) 広域避難者への対応

県及び市は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

3 社会福祉施設等における防災対策

市は、社会福祉施設等において、下記の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気及び水道等の供給停止に備えて、入所者及び児童生徒等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要の非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者及び児童生徒等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び児童生徒等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

4 外国人に対する対策

(1) 防災知識の普及・啓発

市は、言語、生活習慣及び防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、下記のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 対応体制の整備

日頃から県、国際交流協会、ボランティア団体等の関係機関と連携を強化し、災害時には、避難所等に通訳者の派遣や外国語を表記した案内看板の作成、また、的確かつ迅速に必要な災害情報を提供する等、災害時における外国人支援が円滑に行える体制の整備を図る。

第9節 情報連絡体制の整備（総務部）

大規模災害時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、県、市及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、無線及び有線を利用した防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

1 市における災害通信施設の整備

市は、大規模災害時における市民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、防災行政無線等の整備拡充に努める。

(1) 防災行政無線網等の整備

防災行政無線（同報系・移動系）については、災害時における非常通信を行う上で有効な通信手段である。本市では各避難所等に防災行政無線屋外拡声子局（同報系）を設置しており、屋外にいる市民等に対して災害情報を伝達することが可能である。また、防災行政無線移動系無線機（移動系）についても各避難所等に設置しており、災害対策本部や各避難所と双方向の非常通信をすることが可能であり、今後も設備の保守管理及び拡充を図る。

【第6編資料編 2 条例・拠点関連 匠瑤市防災行政無線管理運用規則】

【第6編資料編 2 条例・拠点関連 匠瑤市防災行政無線（同報系）運用規則】

【第6編資料編 2 条例・拠点関連 匠瑤市防災行政無線（移動系）運用規則】

(2) 戸別受信機を設置

防災行政無線屋外拡声子局による情報の伝達には、戸外の騒音、各住宅の密閉遮音式家屋の増加、各住宅内の雑音、風の方向等により十分に情報内容が市民全体に伝達されない場合があるので、市内全世帯に戸別受信機を設置するよう努める。

また、聴覚障害者に対しては文字表示機能付きの戸別受信機を設置するよう努める。

【第6編資料編 2 条例・拠点関連 匠瑤市防災行政無線（同報系）戸別受信機管理規則】

(3) J-A L E R Tの整備

J-A L E R Tは、弾道ミサイル情報、大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の防災行政無線や携帯メール、コミュニティFM等を自動起動させるもので、国からの緊急情報を瞬時に伝達するシステムであり、本市においても整備している。

2 県における災害情報通信施設の整備

(1) 県防災行政無線の整備

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

ア 無線設備設置機関

県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関257機関に無線設備を設置している。

イ 通信回線

(ア) 地上系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方気象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。

(イ) 衛星系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所(一部)、健康福祉センター(保健所)、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。

(2) 防災相互通信用無線の整備

災害現場等において、消防本部、警察及びその他防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、これらの機関と相互に通信が可能な防災相互通信用の無線装置を県庁に整備している。

(3) 防災情報システムの整備

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」を整備し、運用している。

3 警察における災害通信網の整備

- (1) 警察災害通信施設は、災害の発生に備え又は災害発生時における、災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努める。
- (2) 市長、知事及び指定(地方)行政機関の長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。

4 東日本電信電話株式会社千葉事業部における災害通信施設の整備

東日本電信電話株式会社千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、Ku帯超小型衛星通信方式端末及びポータブル衛星通信地球局(衛星系)等を整備している。

また、千葉事業部災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

5 株式会社NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備

株式会社NTTドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

6 KDDI事業所等における災害通信施設等の整備

KDDI株式会社では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要設備については予備電源を設置している。

7 ソフトバンクモバイル株式会社の災害通信施設等の整備

ソフトバンクモバイル株式会社では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化および予備電源の設置等を進め、

通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

8 非常通信体制の充実強化

県、市町村及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定による非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

9 アマチュア無線の活用

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、市及び県は、ボランティアによるものであることを配慮の上、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。

このため、市及び県とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行う等、平常時から連携強化に努めるものとする。

10 その他通信網の整備

エリアメール、緊急速報メール及びインターネット等の多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第10節 備蓄・物流計画（総務部、保健部、建設部）

市は、市民、自主防災組織及び事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、市民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護等の救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備

(1) 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等における食料及び飲料水等の備蓄を推進するため、市は、家庭や事業所等における3日分以上の食料、飲料水、その他生活必需物資を備蓄すること等、市民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材等の整備を促進する。

(2) 市における備蓄・調達体制の整備

市における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料及び生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄及び調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水及びその他生活必需物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者及び女性の避難生活等に配慮し、紙おむつや生理用品も備蓄する。また、食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファ米やアレルギー対応ミルク等の備蓄にも努める。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築等に努める。

ウ 消費期限が短い等の備蓄に適さない物資や大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、災害発生後から時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、物資供給事業者等との災害協定締結の推進に努める。

エ 避難所運営に必要な資機材として、仮設トイレを備蓄する。また、要配慮者等へ配慮し、バリアフリーに対応したトイレの備蓄にも努める。

(3) 県における備蓄・調達体制の整備

県は、市が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や調達が困難になった場合等に備え、広域地方公共団体として市を補完する立場から、「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」により、物資の備蓄・調達体制の整備等に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水その他生活必需物資及び資機材を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に際しては、民間からの調達を組み合わせる上で、市を補完する立場から、備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図るものとする。

なお、備蓄物資の選定に際しては、要配慮者や女性の避難生活等に配慮する。

イ 備蓄品目の選定等に際しては、情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況となる被災市町村に対して、要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援を

想定した検討を行うとともに、平常時から「プッシュ型」支援を想定し、物資の備蓄状況や集積拠点等について、県・市町村間の情報共有を図る。

ウ 被災地に物資を迅速に提供するため、平常時から備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有を図るとともに、県内11か所の備蓄拠点による分散備蓄により相互補完による効果的な物資の支援体制を図るとともに、民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。

エ 消費期限が短い等の備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結のさらなる推進に努める。

(4) 帰宅困難者支援に係る備蓄

県及び市は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

(5) 県及び市における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市は、平常時から体制整備に努めるものとする。

ア 市における物流体制

市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平常時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携する等の体制整備に努める。

イ 県における物流体制

大規模災害時において、県は、市の要請等に基づき又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等により必要な物資を確保し、市の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。

このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック協会等民間物流事業者と連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築の上、「千葉県防災支援ネットワーク基本計画」で定めた広域物資拠点（一次物資拠点）において支援物資を円滑に受入れ、市町村物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送するものとする。

2 医薬品及び応急医療資機材等の整備

(1) 災害用医薬品等の備蓄

県は、災害発生時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、健康福祉センター（保健所）等に災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備しているところである。

（平成27年4月1日現在）

備蓄数量	備蓄場所
3 セット	習志野及び印旛の各健康福祉センター（保健所）
2 セット	県庁薬務課、山武健康福祉センター（保健所）
1 セット	市川、松戸、野田、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各健康福祉センター（保健所）、八日市場及び鴨川の各地域保健センター

(2) 応急医療資機材の備蓄

県は、大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を健康福祉センター（保健所）等に整備しているところである。

(平成27年4月1日現在)

整備状況	応急医療資機材の内容
県医療整備課(4セット)	識別連絡表
習志野健康福祉センター(13セット)	蘇生・吸引・酸素吸入器、
市川健康福祉センター(16セット)	包帯
松戸健康福祉センター(23セット)	注射器
野田健康福祉センター(5セット)	
印旛健康福祉センター(14セット)	
印旛健康福祉センター成田支所(10セット)	
香取健康福祉センター(5セット)	
海匝健康福祉センター(5セット)	
八日市場地域保健センター(5セット)	
山武健康福祉センター(10セット)	
長生健康福祉センター(5セット)	
夷隅健康福祉センター(6セット)	
安房健康福祉センター(10セット)	
鴨川地域保健センター(5セット)	
君津健康福祉センター(10セット)	
市原健康福祉センター(10セット)	

3 水防用資機材の整備

洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、下記のように水防用資機材を整備している。これらの水防用資機材は、災害による堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるように整備に努める。

(1) 水防用資機材

市は、おおむね担当堤防延長 2 k m について 1 箇所の割合で、水防倉庫（木造 3 3 . 3 平方メートル程度）、その他資材そなえ付け場を設け（なるべく水防活動に便利な箇所を選ぶ）、資機材を備蓄するよう努める。

【(参考) 指定水防管理団体整備基準】

品名	数量	品名	数量
土のう	3, 0 0 0 俵	のこぎり	4 丁
なわ	5 5 0 kg	かま	1 0 丁
シート	1 0 0 枚	おの	5 丁
杉丸太 末口 3 寸	1 0 本	ペンチ	3 丁
2 . 5 間	3 0 本	鉄線 (# 8)	1 0 0 kg
〃 2 . 0 間	2 0 0 本	〃 (# 1 0)	1 0 0 kg
〃 1 . 0 間	1 5 本	かすがい	5 0 本
竹	2 0 本	大型照明灯	3 台
蛇籠	3 0 丁	予備土砂	若干
スコップ	1 0 丁		
掛矢			

第11節 防災施設の整備（総務部、福祉部、建設部、学校教育部、匝瑳市横芝光町消防組合）

災害から市民の生命及び財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うために避難所等の各種防災施設等の整備が重要である。

1 災害用備蓄倉庫の整備等

市は、災害応急活動を円滑に実施するため、市内に分散して食料等の備蓄を図る。

今後も下記の方針に基づき備蓄供給体制を整備する。

- (1) 東日本大震災等の教訓を基に、必要備蓄量の算定、拠点備蓄と流通備蓄の利点等を調査し、備蓄品を整備する。
- (2) 備蓄倉庫それぞれを有機的に結び付ける効果的な物資の支援体制を図るネットワーク整備を進める。
- (3) スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等流通業者との協定を進め、民間事業者の在庫を利用した流通備蓄の活用を図る。
- (4) 千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報機能」により、県、市町村、防災関係機関相互間において備蓄情報の共有化を図る。

2 消防施設等の整備

- (1) 県は、市町村の消防力の充実・強化を図るため、各市町村等が整備する消防関係施設・設備の整備に関する費用に対し、「消防防災施設強化事業補助金」（平成19年4月1日施行）を交付している。

補助の対象については、消防団総合整備事業、県内消防広域応援隊用設備、高規格救急車等の施設・設備が対象となっている。

市は、消防力の現況を調査、把握するとともに、当該制度を活用して、市域の消防施設の整備を推進する。

なお、本市の消防設備等の整備状況は、第6編資料編の消防組織の状況及び消防施設の状況のとおりである。

【第6編資料編 2 条例・拠点関連 消防組織の状況及び消防施設の状況】

- (2) 匝瑳市消防団の消防力の充実・強化を図るため、消防設備等に関する費用に対し、市は、「消防施設整備事業」の実施や「消防団運営交付金」の交付を実施している。

3 河川への消火用水確保施設の整備

河川は、火災の延焼遮断帯としての防災機能のほか、消火用水や災害時の緊急的な生活水の供給源としての防災機能を併せ持っている。

また、洪水調節を目的とした調整池等の消火用配水池としての活用等を含めて、消火用水の確保に努める。

4 避難施設の整備

市は、災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

また、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(内閣府、平成25年8月)、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行う。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所の指定

市は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。

市は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

(2) 指定避難所の指定

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、市民への周知徹底を図る。

市は、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

ア 施設の選定にあたっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。

イ 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明等避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。

ウ 避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。

エ 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。

オ 避難所に食料(アレルギー対応食品等を含む)、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布及び仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油及びエルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。

カ 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努める。

キ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

ク 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。

【第6編資料編2 条例・拠点関連 指定避難所・指定緊急避難場所一覧表】

(3) 避難路の整備

市は、避難場所に安全に避難できるよう避難路について、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講じておく。

(4) 災害対策用貯水施設等の整備

市は、水道事業体等の協力を得て、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は防災用井戸の整備を検討する。

(5) ヘリコプター臨時離発着場等の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、市は地域防災計画に位置付け、その確保に努める。

特に、使用の際に混乱が予想される避難場所等の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所等と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

【第6編資料編 2 条例・拠点関連 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧】

第12節 帰宅困難者等対策（総務部）

東日本大震災において、多くの帰宅困難者が発生したことや、首都直下地震により東京を中心とした首都圏で広域的な被害が発生した場合に、大規模地震発生当初の混乱防止や人命救助活動等の円滑化を図ることから、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本方針の周知徹底や、帰宅困難者等の安全確保等の対策を図るものであるが、台風等の風水害発生時においても、鉄道を中心とした交通機関の停止による帰宅困難者等の発生が見込まれる。

地震・津波災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから事前の対策を講じることができる等、対策にも違いがあるが、台風の滞留や、出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制整備を図るものとする。

1 帰宅困難者等

(1) 帰宅困難者の定義

災害発生時の外出者のうち、風水害等の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

2 一斉帰宅の抑制

(1) 被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族などの安否等が確認できないことにより心理的な動揺が発生し、職場や外出先などから居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。

台風等の暴風雨が継続している場合は、移動行動そのもの困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者等対策においては、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底が不可欠である。この基本原則を実効性のあるものとするため、具体的な取組を実施していく。

(2) 情報連絡体制の整備

台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。また、暴風雨が継続している状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関などの関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。

このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会や、今後、各地域で市町村が事務局となり設立される駅周辺帰宅困難者等協議会の活用など、関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校等関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動を取るためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、県及び市は、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの

情報提供を図るとともに、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNSなどの情報発信手段についても検討していく。

(4) 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、風水害等により交通機関が一定期間機能停止した場合における施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

第13節 防災体制の整備（総務部、福祉部）

市は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や国、県等からの広域応援体制を構築するため、平常時から近隣市町、県、国、他都道府県や県内外の防災関係機関及び事業者等との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化等、体制整備を行う。

1 市の防災体制の整備

(1) 災害対策本部の活動体制の整備

市は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図るものとする。

(2) 広域避難者の受入体制の整備

市は、市や県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。

(3) 安否情報の照会手続きに伴う体制整備

被災者の安否について、被災者の家族等からの照会に対して迅速に回答できるよう、国、県から示される安否情報の回答に関する運用指針や留意点等を踏まえて体制の整備を検討する。

(4) 被災者支援システムの整備

被災者支援について「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳の作成・管理等の機能を有する被災者支援システムを整備する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動（総務部）

大規模災害が発生した場合、人的被害にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊及び生活関連施設の機能障害等の被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

1 市の活動体制

市は、風水害等による災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関の協力を得てその所轄事務に係る災害応急対策を速やかに実施する。

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、市本部を設置し災害応急対策を実施する。

市本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「匝瑳市災害対策本部条例」、「市地域防災計画」等の定めるところによる。

【第6編資料編 2 条例・拠点関連 匝瑳市災害対策本部条例】

(1) 災害対策本部設置前の初動体制

ア 初動体制

発災直後の災害情報収集や災害対策の調整を行うため、総務課及び野栄総合支所に初動班を設置し迅速な初動体制を確保する。

(ア) 初動班の組織編制

初動班長は、総務課消防防災班統括が当たり、初動班員は総務課長が防災担当者の中から指名する。

(イ) 初動班の所掌事務

初動班の所掌事務は下記のとおりとする。

- a 千葉県防災情報システム及び防災行政無線局の運営に関すること。
- b 発災時の情報収集に関すること。
- c 災害の初動対応に関すること。
- d 防災関係機関との連絡調整に関すること。

(ウ) 初動班長の責務

初動班長は、被害状況を取りまとめ、速やかに市長に報告する。また、必要に応じ、県の機関、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

(エ) 上記(イ)及び(ウ)については、夜間、休日等の勤務時間外においても同様とする。

イ 災害対策本部設置前の配備体制（第1配備、第2配備）

災害対策本部設置前の配備体制は、災害状況等により下記のとおりとする。

【災害対策本部設置前の職員配備体制】

配備種別	災害種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第1 配備	地震災害	<p>【自動配備】</p> <p>①市域に気象庁発表による震度4の地震が発生したとき。</p> <p>②気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波注意報（津波注意）を発表したとき。</p>	<p>災害関係各課等の職員で情報収集関連活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案してあらかじめ各課等で定める。</p>	<p>※総務課</p> <p>※産業振興課</p> <p>※建設課</p> <p>※都市整備課</p> <p>※野栄総合支所</p>
	風水害	<p>【状況配備】</p> <p>下記の注意報の1つ以上が千葉県北東部香取・海匝に発表された場合又は災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報 		
第2 配備	地震災害	<p>【自動配備】</p> <p>①市域に気象庁発表による震度5弱の地震が発生したとき。</p> <p>②気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波警報（津波）を発表したとき。</p> <p>③気象庁が東海地震注意情報を発表したとき。</p>	<p>第1 配備体制を強化して事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人数は所掌事務等を勘案してあらかじめ各課等で定める。</p>	<p>第1 配備に加え</p> <p>※環境生活課</p> <p>※福祉課</p> <p>※高齢者支援課</p> <p>※学校教育課</p>
	風水害	<p>【自動配備】</p> <p>下記の警報の1つ以上が千葉県北東部香取・海匝に発表された場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報 ・暴風警報 ・洪水警報 ・高潮警報 ・大雪警報 ・暴風雪警報 		
		<p>【状況配備】</p> <p>災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき。</p>		

※自主避難所開設時は配備基準に関わらず、福祉課、生涯学習室及び市民ふれあいセンターは配備する。

※配備場所は、原則として勤務場所とする。

(2) 匝瑳市災害対策本部

匝瑳市災害対策本部の組織及び運営は「災害対策基本法」、「匝瑳市災害対策本部条例」、「匝瑳市地域防災計画」等の定めるところによる。

ア 設置・廃止基準及びその通報と発表

市長は、災害応急対策を実施するため下記の基準により災害対策本部を設置する。

(ア) 設置基準

- a 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水その他の警報が発表され大規模な災害が発生するおそれがあると判断したとき
- b 市内に水害その他の災害が発生し、総合的な応急対策が必要と判断したとき
- c 市域に気象庁発表による震度5強以上の地震が発生したとき
- d 気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波警報(大津波)を発表したとき

(イ) 廃止基準

災害の発生するおそれが解消し又は災害応急対策がおおむね完了したため災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたとき。

(ウ) 設置・廃止の通報

市長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県知事並びに隣接市町防災関係機関等に通報する。

(エ) 設置・廃止の発表

市長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を防災行政無線等の伝達手段を用い市民に発表する。

イ 災害対策本部長の代替順位

災害対策本部長の代替順位は下記のとおりとする。

名称	第1順位	第2順位	第3順位
市災害対策本部長(市長)	副市長	教育長	総務課長

ウ 災害対策本部の設置場所及び代替設置場所

災害対策本部の設置場所は、原則として「本庁舎議会棟第2委員会室」とする。

本庁舎が被災等によりその機能を維持できない場合は「市民ふれあいセンター」内に設置する。

エ 本部会議

(ア) 本部長は、市の災害対策を推進するため、本部室において、本部長、副本部長、本部長付及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策等に関する重要事項について審議決定する。

(イ) 本部長は、審議決定に当たり、必要に応じて防災関係機関に対して職員の派遣を要請し、意見等を求めるものとする。

オ 本部事務局

(ア) 本部事務局は、コ「事務分掌」に基づき総務部が担当する。

カ 本部連絡員

(ア) 本部連絡員は、本部各部長が指名した者をもって充てる。

(イ) 本部連絡員は、本部に配備され、本部長の命を受けて各部相互間の連絡調整及び各種の情報収集の事務を担当する。

キ 各組織の連絡方法

(ア) 本部長の命令又は本部会議で決定した事項は、総務部長が本部連絡員を通じて各部に連絡する。

(イ) 各部で収集した情報又は実施した対策等のうち、本部長あるいは他の各部が周知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて速やかに総務部長に報告する。

(ウ) 報告を受けた総務部長は、速やかに本部長に報告するとともに、本部連絡員を通じて各部に伝達する。

ク 関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請する。

ケ 災害対策本部設置後の配備体制

災害対策本部設置後の配備体制は次のとおりとする。

【災害対策本部設置後の配備体制】

配備種別	災害種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第3配備	地震災害	【自動配備】 ①市域に気象庁発表による 震度5強 の地震が発生したとき。 ②気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に 津波警報（大津波） を発表したとき。 ③気象庁が 東海地震予知情報 を発表したとき。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対応活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各本部員で定める。	災害対策本部に所属する全ての部（所属職員の概ね3分の1を目安とする）
	風水害	【自動配備】 千葉県北東部香取・海匝に 特別警報 が発表された場合		
		【状況配備】 局地被害が発生した場合や浸水等の拡大するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたとき。		
その他の災害	【状況配備】 事故（道路、鉄道、海上、油汚染、航空機、放射性物質事故）や火災（林野、市街地大規模火災）など大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。			

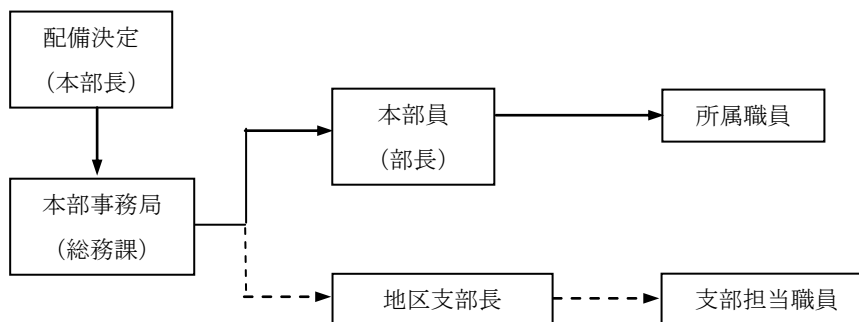
【災害対策本部設置後の配備体制】

配備種別	災害種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第4配備	地震災害	【自動配備】 市域に気象庁発表による 震度6弱以上 の地震が発生したとき。	市の組織及び機能全てを挙げて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全てとする。	災害対策本部に所属する全ての部
	風水害	【状況配備】 ①浸水や家屋等の被害が拡大のおそれがある場合で、本部長が認めたとき。 ②人や家屋等の被害が拡大した場合で、本部長が必要と認めたとき。		
	その他の災害	【状況配備】 大規模事故や大規模火災など発生した災害が拡大するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたときなど大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。		

【本部要員の動員方法】

(ア) 動員の伝達系統

災害対策本部が設置された場合の本部長指令に基づく伝達系統は下記のとおりとする。



(イ) 動員の伝達方法

本部長の配備決定に基づく事務局（総務部）からの職員の配備命令の伝達は原則として、下記の方法による。

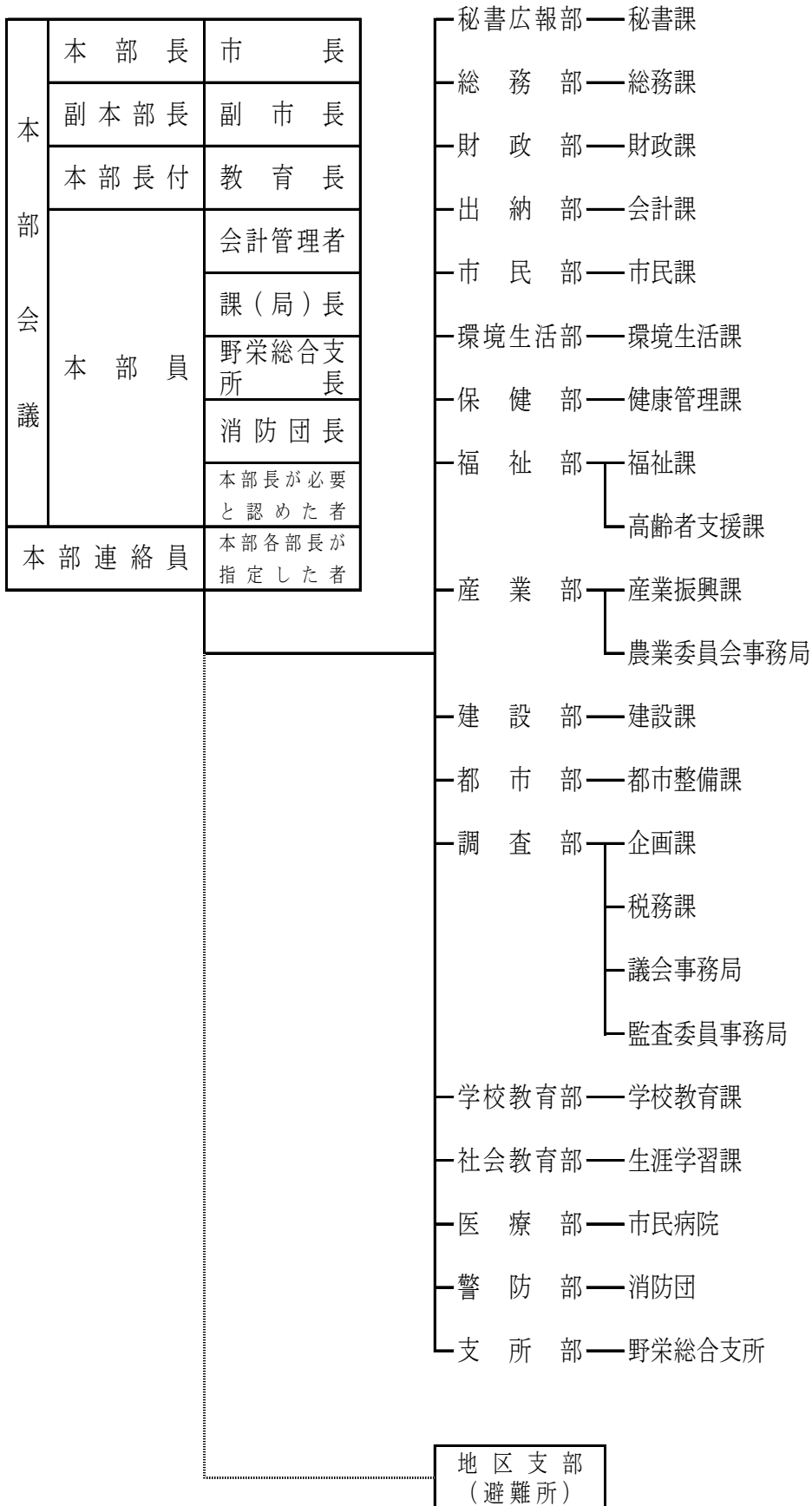
a 勤務時間内

庁内放送により速やかに伝達する。なお、出先機関については災害対策本部の各本部員（部長）から伝達する。

b 勤務時間外

一般加入電話及び防災行政無線等により速やかに伝達する。

【匝瑳市災害対策本部組織編成図】



コ 事務分掌

匝瑳市災害対策本部の事務分掌は下記のとおりとする。

【匝瑳市災害対策本部事務分掌】

部 名	課 等 名	所 掌 事 務
秘書広報部	秘書課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察者及び見舞者の接遇に関すること。 3 災害見舞金品等の受入れ及び礼状に関すること。 4 災害に関する各種情報の広報に関すること。 5 被害状況等の撮影及び記録に関すること。 6 報道機関への情報の提供及び連絡に関すること。
総務部	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2 本部長からの命令及び指示の伝達に関すること。 3 防災会議及び本部会議の運営に関すること。 4 各部の総合調整及び連絡に関すること。 5 県その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 6 防災行政無線の運用に関すること。 7 防災関係機関への協力要請に関すること。 8 応援協定先への支援要請に関すること。 9 避難勧告及び指示に関すること。 10 地区支部との連絡調整に関すること。 11 災害情報の取りまとめに関すること。 12 市民からの情報等の対応に関すること。 13 その他情報収集に関すること。 14 自衛隊の派遣要請及び知事への応援要請に関すること。 15 職員の動員及び公務災害保障に関すること。 16 職員等の食料の確保及び勤務の支援に関すること。 17 職員及び応急職員の健康管理に関すること。 18 その他、他部に属さないこと。
財政部	財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の応急財政処置に関すること。 2 国、県等の補助金に関すること。 3 市有財産の管理及び被害調査に関すること。 4 車両等の確保及び配車計画に関すること。 5 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 6 災害対策に係る物品の調達及び工事等の契約に関すること。
出納部	会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係経費の出納に関すること。 2 義援金の受入れ及び保管に関すること。

部 名	課 等 名	所 掌 事 務
市民部	市民課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び連絡調整に関すること。 2 被災者の世帯構成等の把握に関すること。 3 他部の応援に関すること。
環境生活部	環境生活課	<ol style="list-style-type: none"> 1 防疫及び公衆衛生に関すること。 2 応急給水に関すること。 3 水質汚濁等の公害防止対策に関すること。 4 廃棄物の適正な処理に関すること。 5 八匠水道企業団との連絡調整に関すること。 6 匝瑳市ほか二町環境衛生組合との連絡調整に関すること。 7 東総衛生組合との連絡調整に関すること。 8 区長会等への協力要請に関すること。 9 交通安全対策に関すること。 10 ボランティアの受入れに関すること。 11 放射性物質に関すること
保健部	健康管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 現場医療対策本部（救護所）の設置及び運営に関すること。 3 医薬品及び医療用資機材の調達に関すること。 4 傷病者の収容に関すること。 5 応急手当に関すること。 6 救護班の補助に関すること。 7 防疫及び公衆衛生に関すること。 8 医療部との連絡調整に関すること。 9 海匠健康福祉センター（海匠保健所）との連絡調整に関すること。 10 医師会との連絡調整に関すること。 11 歯科医師会との連絡調整に関すること
福祉部	福祉課 高齢者支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法の事務に関すること。 2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害救護資金の貸付に関すること。 3 義援金品の配布に関すること。 4 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 5 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 6 社会福祉施設の被害状況調査に関すること。 7 要配慮者等の対策に関すること。 8 災害時の保育及び保護者への乳幼児引渡しに関すること。 9 身元不明遺体の処理に関すること。 10 被災者名簿の作成に関すること。 11 被災者の安否問い合わせに関すること。 12 社会福祉団体との連絡調整に関すること。 13 自主避難所の開設及び運営に関すること。 14 福祉避難所の確保に関すること。

部 名	課 等 名	所 掌 事 務
産業部	産業振興課 農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産業及び商工業関係の被害状況調査に関すること。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3 家畜伝染病の防疫に関すること。 4 応急食料の確保、保管及び配給に関すること。 5 援助食料の受入れ、保管及び配給に関すること。 6 労働力の確保及び生活物資の調達及び配分に関すること。 7 援助物資の受入れ、保管及び避難所への配送に関すること。 8 農林水産業等関係団体との連絡調整に関すること。 9 交通規制等応急交通対策に関すること。
建設部	建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 道路上の障害物の除去に関すること。 3 水防に関すること。 4 災害復旧用資材の調達及び購入に関すること。 5 交通規制等応急交通対策に関すること。 6 海匠土木事務所との連絡調整に関すること。 7 土木建設業者との連絡調整に関すること。
都市部	都市整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 被災建築物及び工作物の応急危険度判定に関すること。 3 被災宅地の危険度判定に関すること。 4 応急仮設住宅の建設及び管理に関すること。 5 被災住宅の応急修理に関すること。 6 被災後の都市計画及び復旧計画に関すること。 7 建設業者との連絡調整に関すること。
調査部	企画課 税務課 議会事務局 監査委員事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 人的被害の調査及び取りまとめに関すること。 2 家屋及び償却資産等の被害状況調査に関すること。 3 被災証明の交付に関すること。 4 議会関係者に対する連絡調整に関すること。 5 他部の応援に関すること。
学校教育部	学校教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 避難収容施設の供与及び管理に関すること。 3 児童生徒の避難に関すること。 4 教職員の動員に関すること。 5 被災学校の授業等応急措置に関すること。 6 学用品の配布に関すること。 7 炊き出し用資材及び給食施設の確保に関すること。 8 避難所及び災害対策本部の給食に関すること。

部 名	課 等 名	所 掌 事 務
社会教育部	生涯学習課	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 文化財等の被害状況調査に関すること。 3 所管団体の協力要請に関すること。 4 自主避難所の開設及び運営に関すること。
医療部	市民病院	1 負傷者の判定（トリアージ）に関すること。 2 被災地の救急医療に関すること。 3 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 4 災害時の医療、助産及び救護班の編成に関すること。 5 災害拠点病院との連絡調整に関すること。 6 災害医療協力病院等との連絡調整に関すること。
支所部	野栄総合支所	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 排水機場の運転管理に関すること。 3 災害の情報収集に関すること。
警防部	消防団	1 災害の情報収集に関すること。 2 災害の警戒及び鎮圧に関すること。 3 被災者の救助及び救護に関すること。 4 避難誘導に関すること。 5 避難所の給水及び運搬に関すること。 6 災害応急対策に関すること。

サ 職員の動員

(ア) 動員体制の確立

本部の部長は、それぞれの部員の動員系統、連絡の方法等を、あらかじめ具体的に定めておく。

(イ) 動員の系統

職員の動員は、市長（本部長）の決定に基づき下記の系統で伝達する。

配備決定（本部長）→本部事務局（総務部）→本部員→部員

(ウ) 動員の伝達方法

市長（本部長）の配備決定に基づく本部事務局（総務部）からの職員の配備指令の伝達は、原則として下記の方法による。

動員の指令を受けた職員は、昼夜の別あるいは交通機関の有無を問わず、出来るだけ速やかに登庁しなければならない。

a 勤務時間内

庁内放送、防災行政無線、参集メール（携帯メール）、電話又は口頭等により行う。

b 勤務時間外

電話、防災行政無線、参集メール（携帯メール）又は口頭等により行う。

(エ) 当直者の心得

当直者（警備員）は、次に掲げる情報を察知したときは、直ちに総務課長にその旨を伝達する。

総務課長は、当直者（警備員）から情報の伝達を受けたときは、情報の内容その他の状

況等を分析判断し、速やかに職員の動員等の措置を講ずる。

- a 災害発生のおそれがある気象情報が関係機関から通報されたとき。
- b 災害が発生し、応急措置を実施する必要があると認められるとき。

(オ) 自主登庁又は自主参集

勤務時間外に災害が発生し、電話等による伝達が不可能な場合には、職員は、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく本部設置（第3配備以上）の参集基準に該当すると判断される場合は、速やかに登庁又は参集する。

2 地区支部

災害応急対策を円滑かつ的確な実施を図るため、災害の状況に応じて災害対策本部の下部組織として地区支部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 市域に気象庁発表による震度5強以上の地震が発生したとき。
- イ 気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波警報（津波）を発表したとき。
- ウ 市域内に局地災害が発生した場合、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。

本部長は、上記の事象が発生し、発災後の情報収集、その他緊急の対策を実施する必要があると認めたときは地区支部を設置する。

(2) 組織編制

ア 地区支部長

総務課長が原則として、当該地区に居住する職員で主査補以上の職にあるものの中からあらかじめ指名する。

イ 地区支部員

地区支部長が総務課長と協議の上あらかじめ指名する。

(3) 設置場所

原則として指定避難所とする。

(4) 運営及び所掌事務

地区支部は、自主防災組織及び消防団等と連携を図りながら下記の業務を実施する。

- ア 避難所における災害の初動対応
- イ 市災害対策本部との連絡調整
- ウ 避難所の開設及び運営
- エ その他の緊急を要する応急対策の実施

3 その他の体制

(1) 災害救助法が適用された場合の体制

市は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。

(2) 市町村間での応援体制

「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき迅速かつ円滑に応援が行えるよう市は体制を整備しておくものとする。

4 市本部と国・県及び防災関係機関との連携

災害の状況に応じ、市本部会議に指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関職員の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

また、県において現地災害対策本部を設置したとき、あるいは国において非常災害対策本部及び同現地对策本部、緊急災害対策本部及び同現地对策本部を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進める。

第2節 災害救助法適用計画（福祉部）

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市における具体的適用基準は下記のとおりである。

- (1) 市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が60世帯以上であること。
- (2) 県の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が30世帯以上であること。
- (3) 県の区域内で住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたものであり、下記の基準に該当すること。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(5) 滅失世帯の算定

ア 滅失世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家滅失等の認定基準

(ア) 住家の全壊・全焼・流出

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元のとおり再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のことをいう。

(イ) 住家の半壊・半焼

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元のとおり再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のことをいう。

(ウ) 床上浸水

住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。

(エ) 床下浸水

浸水がその住家の床上以上に達しない程度のものをいう。

(オ) 一部損壊

住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものをいう。

ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 住家

現実に居住のために使用している建物であり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。例えば、一般に非住家として取扱われている土蔵、小屋等であっても、現実として人が居住しているときは住家として取扱う。

(イ) 世帯

生計をともにしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても生計の実態が別々であれば当然2世帯となる。又、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、原則として、その寄宿舍等を1世帯として取扱う。

【災害救助法の適用基準表】

人 口 ^{注7}	被 害 世 帯 数 ^{注8}	
	1 号 ^{注9}	2 号
3 9, 8 1 4 人	6 0 人	3 0 人

2 災害救助法の適用手続

(1) 市

ア 災害に際し、市における災害が、上記1の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告する。

イ 災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。

ウ 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないとき、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(2) 県

知事は、市からの報告又は要請及びその他県が把握した被害状況等に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、県及び市各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告するものとする。

注7 人口は、平成22年10月1日現在の人口（国勢調査）。

注8 被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊（焼）世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって、全壊世帯1世帯と換算する。

注9 1号とは、災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害（匝瑳市の被災世帯数のみで判断）をいい、2号とは同条同項第2号の災害（都道府県—千葉県は2,500世帯—と匝瑳市の被災世帯数で判断）をいう。

第3節 情報収集伝達体制（秘書広報部、総務部、調査部、福祉部）

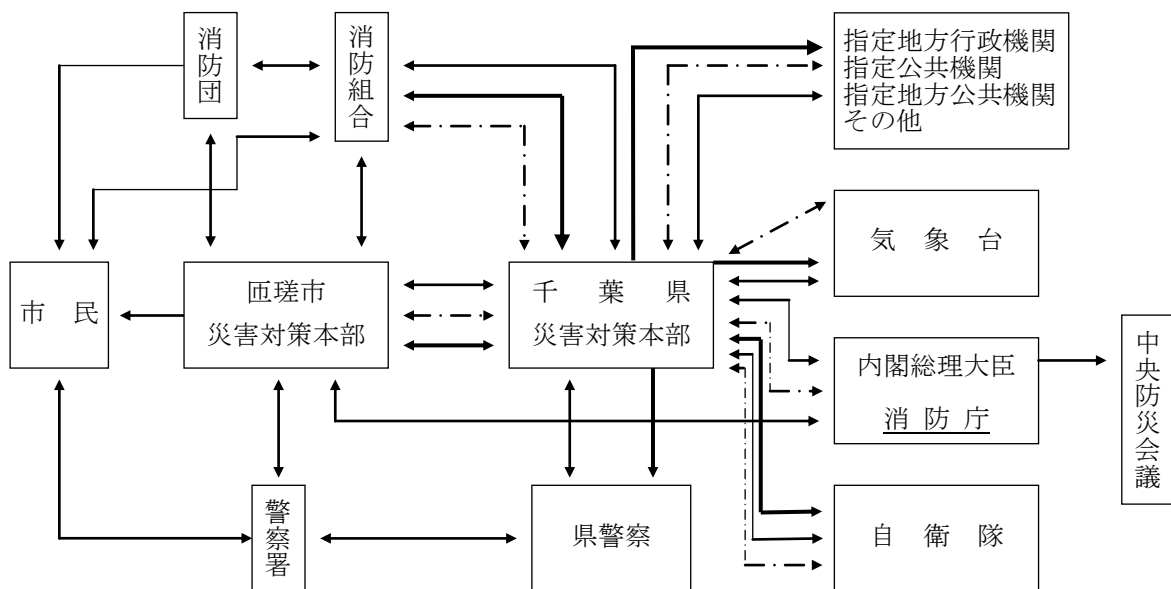
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害を最小限にとどめるため気象情報等の防災情報及び被害情報を一刻も早く地域住民等へ伝達することが必要である。特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

1 通信体制

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における気象注意報・警報等防災情報の伝達、及び被害状況等の収集その他災害応急措置等についての通信は、下記により行うものとする。

(1) 通信連絡系統図

災害時の情報連絡の流れは下記のとおりである。



千葉県 防災情報 システム	——	有線 又は口頭	——	千葉県防災 行政無線等	-----
---------------------	----	------------	----	----------------	-------

(2) 通信連絡手段

気象警報、予報、情報及び通報の伝達

市長は、伝達された警報等を下記により市民に周知徹底する。

市防災行政無線、広報車、サイレン又は警鐘等

2 被害報告及び災害情報

「被害情報等収集・報告」に基づき、被害報告等を市から県の出先機関に、県の出先機関から

県（本庁）に、県から関係省庁へ報告する場合は、下記によるものとし、報告系統は当該計画に定めるところによる。

(1) 市から県の出先機関に報告する場合

千葉県防災情報システム、千葉県防災行政無線、一般加入電話・ファクシミリ、電報

(2) 県の出先機関から県（本庁）に報告する場合

千葉県防災情報システム、千葉県防災行政無線、一般加入電話、ファクシミリ、電報

(3) 県から関係省庁に報告する場合

消防庁消防防災無線、中央防災無線網（緊急連絡用回線）、地域衛星通信ネットワーク、一般加入電話

(4) その他応急対策に係る指示、報告、又は要請等の場合

NTT「災害時優先電話」及び「非常・緊急電報」

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ東日本電信電話株式会社千葉支店に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

【第6編資料編 6 体制・連絡関連 NTT災害優先電話の活用】

イ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話株式会社に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。

(5) 災害時における一般加入電話の調整

災害時における一般加入電話の円滑な運用を期するため、災害対策本部長は、出先機関の長と協議して通信系統の調整を図るものとする。

(6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条、電波法第52条）。

(7) 被災通信施設の応急対策

ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとする。

イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

(8) 非常通信の利用方法

ア 取扱対象要件

(ア) 人命の救助に関するもの。

(イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの。

(ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。

(エ) 電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの。

(オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。

(カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。

- (キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの。
- (ク) 遭難者救護に関するもの。
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関するもの。
- (シ) 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

- (ア) 官公庁（公共企業体を含む。）
- (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- (ウ) 日本赤十字社
- (エ) 消防長会及び消防協会
- (オ) 電力会社
- (カ) 地方鉄道会社

ウ 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

エ 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、下記の事項を記載すること。

- (ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号
- (イ) 種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）
- (ウ) 本文

一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

- (エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

オ 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。

ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

(9) 関東地方非常通信協議会

非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達等に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、県内の無線施設を有する県内の官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。（事務局：関東総合通信局無線通信部陸上第二課）

協議会においては平素から、非常通信の運用の計画及び実施、非常通信の訓練の計画及び実施、また非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

3 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備

(1) 気象注意報・警報等の伝達

ア 知事の伝達

知事に通報された注意報・警報等は、危機管理課長が受領し、必要とする本庁関係課長、地域振興事務所長、市長及び消防（局）長等に連絡する。

イ 警察本部長の伝達

津波注意報・警報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて市長に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて市長に伝達する。

ウ 市長の伝達

市長は、受領した注意報・警報等を市地域防災計画の定めるところにより市民に周知を図る。

エ その他機関の伝達

気象業務法第15条の規定により通報される機関は、それぞれの業務計画に定められたところにより通報する。

オ 気象通報関係機関の相互協力

通報伝達の関係機関は相互に協力し、通報目的の達成を期する。

カ 異常現象発見の際の手続き

(ア) 災害対策基本法第54条の規定により災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市町村長又は警察官もしくは海上保安官に通報する。

(イ) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に通報する。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)により通報を受けた市町村長は、直ちに下記の機関に通報する。

a 銚子地方気象台

b その災害に関係のある近隣市町村

c 最寄りの県出先機関（地域振興事務所、土木事務所）及び警察署

キ 警察本部の伝達計画

(ア) 警察本部長又は警察署長は、注意報・警報の緊急性、市町村の体制等を勘案して、必要に応じ、市町村長の行う地域住民に対する注意報・警報の周知徹底に協力する。

(イ) 警察本部長又は警察署長は、銚子地方気象台長、知事及び市町村長等と平素から連絡をとり、注意報・警報の伝達に関して連絡体制を確立しておく。

(ウ) 警察本部長又は警察署長は、所属職員のうちから、災害に関する注意報・警報の伝達する体制を確立しておく。

(エ) 警察官は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、前記カの(イ)により市町村長に通報するほか、警察署長に報告する。

前項の報告を受けた警察署長は、当該災害の発生するおそれのある他の市町村長に通報する。

(2) 気象通報組織の整備

ア 注意報・警報

(ア) 注意報・警報の種類

a 注意報：気象・水象等により被害が予想される場合

注意報の種類	発表及び解除	
気象注意報	風雪注意報 強風注意報 大雨注意報 大雪注意報 濃霧注意報 雷注意報 乾燥注意報 着氷（雪）注意報 低温注意報 霜注意報	北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡
高潮注意報 波浪注意報 洪水注意報 浸水注意報 地面現象注意報		

b 警報：気象・水象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

警報の種類	発表及び解除	
気象警報	暴風警報 暴風雪警報 大雨警報 大雪警報 着氷（雪）注意報 低温注意報 霜注意報	北東部 香取・海匝 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡
高潮警報 波浪警報 洪水警報 浸水警報 地面現象警報		

全般海上警報	気象庁本庁が行う。
地方海上警報	関東海域については気象庁本庁が行う。

(イ) 注意報・警報の取扱い

a 注意報及び警報の切替え、解除

注意報及び警報は、新たな注意報又は警報が行われた時に切替えられ、解除されるまで継続するものとする。注意報及び警報の一部を変えるとき又は新しい事項を追加する必要のある場合は、新たな注意報又は警報を行い切替えるものとする。

注意報・警報の必要がなくなった場合は、その注意報・警報を解除するものとする。

b 地面現象注意報・警報、浸水注意報・警報の取扱い

この注意報・警報は、気象注意報・警報に含めて行い、この注意報・警報の標題は用いない。

c 全般海上警報は、東アジア及び北西太平洋並びにこれらの周辺を対象とする。

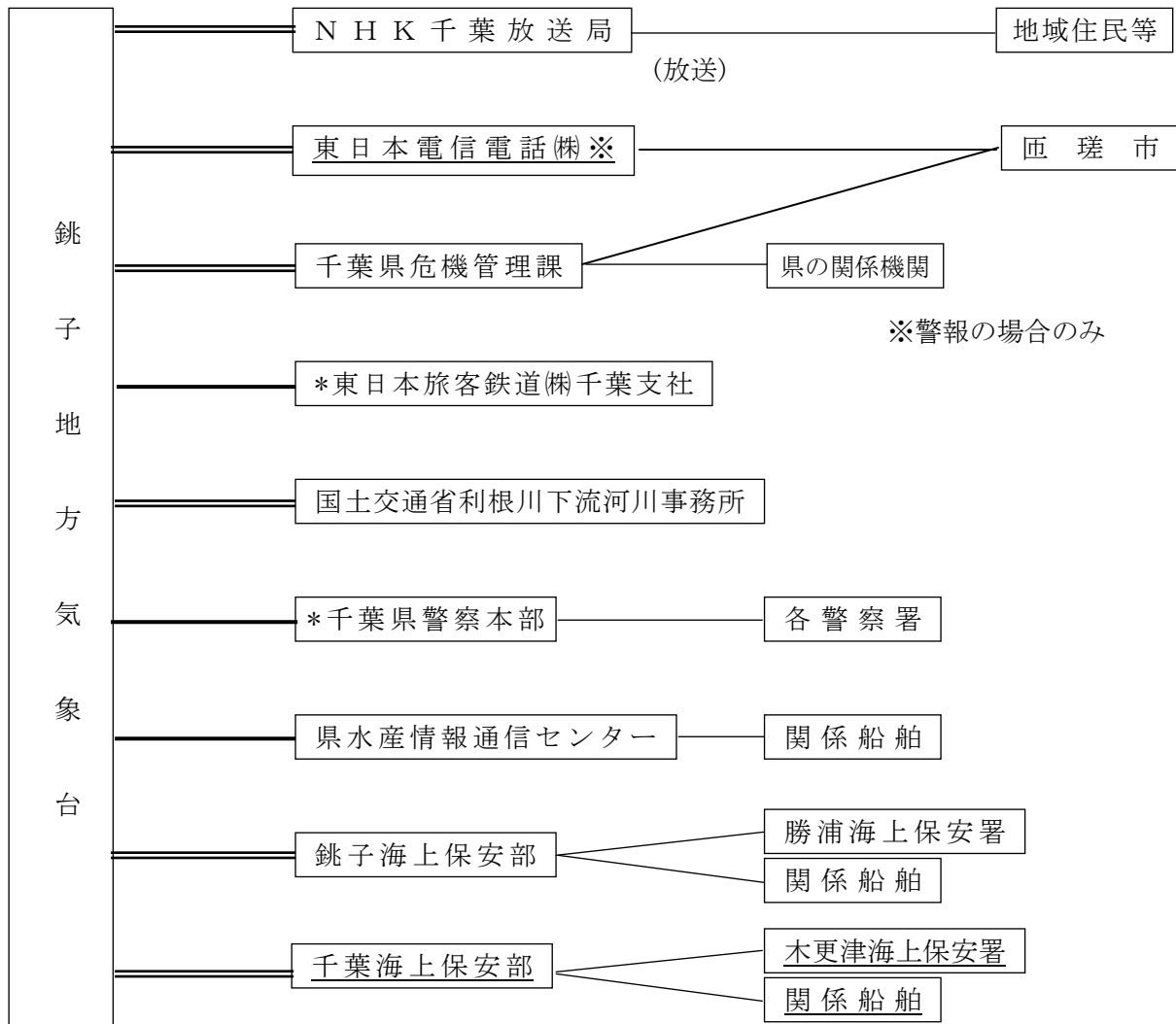
地方海上警報は、全国の海上、沿岸を12の区域に分け、それぞれの海岸線から300海里以内の海域を対象とする。

d 水防活動用気象注意報・警報の取扱い

水防活動の利用に適合する予報及び警報は、下記の表に掲げる種類ごとに注意報・警報をもって代えるものとする。

水防活動用注意報・警報	代用する注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報）

(ウ) 注意報・警報等の伝達系統図



—— 法令（気象業務法等）による通知
 === 行政協定、地域防災計画等による伝達

- 1 伝達は、銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
- 2 障害等により上記1の通信経路が途絶した場合は、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- 3 *気象業務支援センターを經由

(3) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき銚子地方気象台と千葉県が共同発表するものである。

ア 土砂災害警戒情報の目的

大雨警報または大雨特別警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度がさらに高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援することを目的とする。

イ 特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度を降雨に基づいて判定し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、発表は土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表の対象とされないことに留意する。

ウ 発表対象地域

千葉県内の市町村毎に発表。ただし、土砂災害危険箇所のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く。

エ 発表基準

(ア) 警戒基準

大雨警報または大雨特別警報が発表中であり、降雨の実況及び2時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が当該情報の発表基準に達した場合

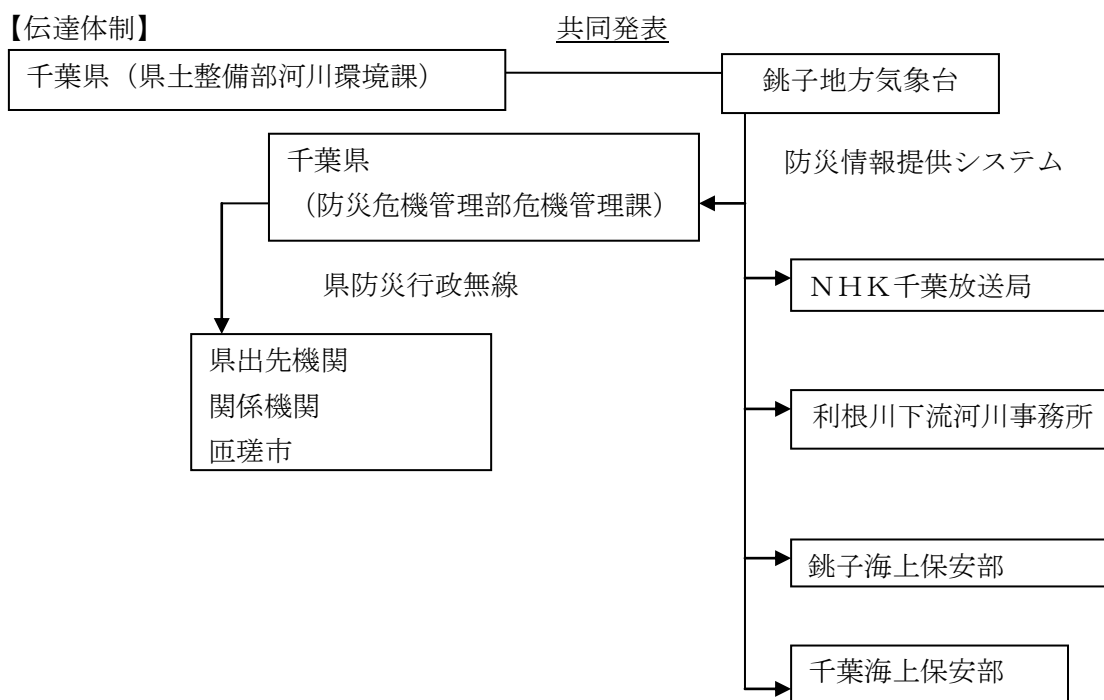
(イ) 警戒解除基準

降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合又は無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ解除できるものとする。

(ウ) 暫定基準

地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、千葉県と銚子地方気象台は「千葉県地震等発生時の暫定基準」に基づき基準を取り扱うものとする。

【伝達体制】



オ 気象情報

気象等の予報に係りのある台風、その他の気象現象等についての情報を、一般及び関係機関に対して、具体的かつ速やかに発表する。

発表形式は、標題、発表年月日時、気象官署名、見出し、本文の順序とする。

カ 火災気象通報この通報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第1項の規定により行う通報である。

火災の危険があると認めるときは、銚子地方気象台がその状況を千葉県知事に通報するものである。

火災気象通報の基準は、下記のとおりである。

(ア) 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。

(イ) 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき。

ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。

(注) 基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15m/s以上）

キ 鉄道気象通報

この通報は、気象庁総務部長と、鉄道気象連絡会会長との間で交わされた鉄道気象通報に関する基本協定（昭和63年3月1日）に基づき、銚子地方気象台長と鉄道気象連絡会部会長との間で交わされた地方協定（昭和63年3月17日）により、銚子地方気象台から千葉地方部会の機関へ下記の事項を通報する。

(ア) 気象警報 (イ) 気象注意報 (ウ) 気象情報 (エ) 台風情報

また、千葉県地方部会の機関から銚子地方気象台へ下記の事項を通報する。

(ア) 鉄道気象観測報 (イ) 鉄道災害報

ク 電力気象通報

この通報は、気象庁長官と電力気象連絡会会長との間に取り交わされた電力気象通報の取扱いに関する申し合せ（昭和46年3月25日）に基づき、適合する通報業務等の協同実施に関する覚書により、電気事業施設の気象災害防止、水力資源の保全及び電力需給の調整に資するため、気象庁から電力関係機関に対し、下記の事項を通報するものである。

(ア) 雷雨に関する情報

(イ) 台風、大雨等気象現象に関する情報

(ウ) 雨及び雪に関する情報

(エ) その他必要とする事項

ケ 漁業気象通報

この通報は、銚子地方気象台長と千葉県知事との間に取り交わされた千葉県漁業無線気象通報に関する協定により、気象官署が県水産情報通信センターに対し、同センターと交信している漁船が行動する海域に関して、下記に揚げる事項を通報している。

(ア) 波浪予防

(イ) 気象、波浪、高潮の注意報及び警報

(ウ) 地方海上警報

(エ) 気象概況及び気象実況

(オ) 気象情報及び台風情報

(カ) 津波予報及び情報

(キ) 漁船からの気象照会に対する応答

コ 大気汚染気象通報

この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気汚染防止に必要な気象状況及び気象予報に関する下記の通報を行っている。

(ア) 大気汚染気象予報

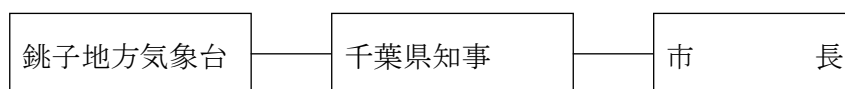
(イ) スモッグ気象情報

サ 気象警報通報

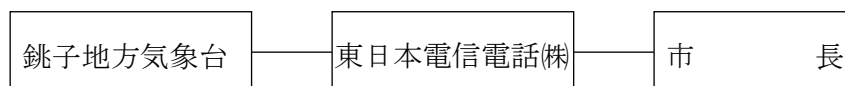
この通報は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条に基づき、気象警報を県民に対して、迅速かつ確実に周知徹底させることを目的としている。

(ア) 通報系統

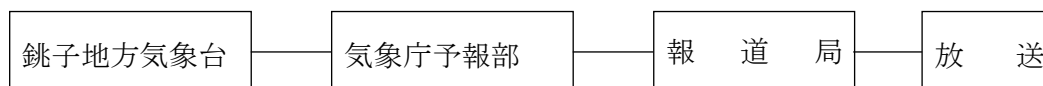
a 千葉県知事



b 東日本電信電話株式会社



c 日本放送協会



d その他警察庁、海上保安庁、国土交通省、県等の県内機関及び報道機関等に通報する。

(イ) 東日本電信電話株式会社への電文は下記のとおり

気象警報	暴風警報	ボウフウ
	暴風警報解除	ボウフウカイジョ
	暴風雪警報	ボウフウセツ
	暴風雪警報解除	ボウフウセツカイジョ
	大雨警報	オオアメ
	大雨警報解除	オオアメカイジョ
	大雪警報	オオユキ
	大雪警報解除	オオユキカイジョ
高潮警報	高潮警報	タカシオ
	高潮警報解除	タカシオカイジョ
波浪警報	波浪警報	ハロウ
	波浪警報解除	ハロウカイジョ
洪水警報	洪水警報	コウズイ
	洪水警報解除	コウズイカイジョ

(4) 注意報・警報実施基準

ア 気象官署が発表する注意報の基準

発表官署	銚子地方気象台		
担当地域	北西部 (千葉中央、印旛、東葛飾)	北東部 (香取・海匝、山武・長生)	南部 (君津、夷隅・安房)
注意報名			
強風	強風によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s※以上 ^{注10} そのほかの海上 15m/s 以上		
風雪	風雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s※以上 ^{注10} そのほかの海上 15m/s 以上 雪を伴う。		
波浪	風浪、うねり等によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が、東京湾1.5m以上 有義波高が、太平洋沿岸2.5m以上 印旛を除く。		
高潮 (潮位：TP ^{注11} 上)	台風等による海面の上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。		
	千葉中央：千葉1.8m 東葛飾：東京港1.8m 千葉1.8m 印旛を除く	香取・海匝：銚子漁港1.0m 山武・長生：銚子漁港1.0m	君津：神奈川県横浜港 1.3m 夷隅・安房：館山市布良 1.5m
大雨	大雨によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。基準は大雨注意報基準表。 ＜第6編資料編 7 その他 警報・注意報発表基準一覧表＞		
洪水	洪水によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。基準は洪水注意報基準表。 ＜第6編資料編 7 その他 警報・注意報発表基準一覧表＞		
大雪	大雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。		
	24時間の降雪の深さが、5cm以上	24時間の降雪の深さが、10cm以上	
雷	落雷等により被害が予想される場合。		
乾燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 最小湿度30%×で、実効湿度60%×以下 ^{注12}		
濃霧	濃霧によって、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合。 視程が、陸上100m、又は海上500m以下		
霜	晩霜により農作物に著しい被害が予想される場合。		

	4月1日～5月31日の期間に最低気温4度以下	4月1日～5月31日の期間に最低気温3度以下
低 温	<p>低温によって、農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。</p> <p>夏季の最低気温が、銚子で16度以下が2日以上連続した場合。</p> <p>冬季の最低気温が、銚子で-3度以下</p> <p>冬季の最低気温が、千葉で-5度以下</p>	夏季に低温によって、農作物に著しい被害が起こると予想される場合。
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合。	

注10 ※印を付した注意報・警報基準には、部内運用基準があることを示す。

注11 TPは、東京湾平均海面を示す。

注12 ×印を付した要素は、気象官署の値であることを示す。

イ 気象官署が発表する警報の基準

発表官署	銚子地方気象台		
担当地域 警報名	北西部 (千葉中央、印旛、東葛飾)	北東部 (香取・海匝、山武・長生)	南部 (君津、夷隅・安房)
暴風	暴風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上 20m/s※ ^{注13} 以上 海上 25m/s 以上		
暴風雪	暴風雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上 20m/s※ ^{注13} 以上 海上 25m/s 以上 雪を伴う。		
波浪	風浪、うねり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が、東京湾3.0m以上 有義波高が、太平洋沿岸6.0m以上 印旛を除く。		
高潮 (潮位：TP ^{注14} 上)	台風等による海面の上昇によって、重大な被害が起こるおそれがある場合。		
	千葉中央：千葉3.3m 東葛飾：東京港2.9m 千葉3.5m 印旛を除く。	香取・海匝：銚子漁港1.5m 山武・長生：銚子漁港1.5m	君津：神奈川県横浜港 1.6m 夷隅・安房：館山市布良 <u>1.8m</u>
大雨	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。大雨警報基準表。 ＜第6編資料編 7 その他 警報・注意報発表基準一覧表＞		
洪水	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。洪水警報基準表。 ＜第6編資料編 7 その他 警報・注意報発表基準一覧表＞		
大雪	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 24時間の降雪の深さが、20cm以上		

注13 ※印を付した注意報・警報基準には、部内運用基準があることを示す。

注14 TPは、東京湾平均海面を示す。

ウ 気象官署が発表する特別警報の基準

発表官署 特別警報名	銚子地方気象台	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合。
高潮		高潮になると予想される場合。
波浪		高波になると予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。	

注 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

エ 記録的短時間大雨情報

数年に1度しか起こらないような、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測した場合、記録的短時間大雨情報を発表する。

(5) 他機関観測施設の利活用

防災気象業務に直接使用できる他機関の観測施設は、できるだけ活用する。

ア 鉄道気象通報に関する地方協定により、観測所で観測した雨、雪及び霧等の観測成果を、東日本旅客鉄道株式会社千葉支社運輸部輸送課経由で、銚子地方気象台に通報している。

イ 「銚子地方気象台と千葉県との情報交換に関する協定書」に基づき、千葉県水防活動用観測データを受信している。

(6) 気象観測施設の届出

気象庁以外のものが行う気象観測に技術上の基準を設け、観測方法を統一し、その観測成果を総合的に役立てるため、気象庁以外のものが行う気象観測については、気象業務法第6条の規定により、国土交通省令で定める技術上の基準に従って観測を行い、かつ、気象観測施設設置届出書を設置の日から30日以内に、銚子地方気象台へ提出する。

(7) 気象等の観測

ア 気象観測所及び観測の種類

(ア) 気象官署 (2箇所)

銚子地方気象台：気象観測、潮汐観測、津波観測、震度観測

成田航空地方気象台：気象観測、震度観測

(イ) 特別地域気象観測所 (3箇所)

勝浦、館山、千葉：気象観測、震度観測

- (ウ) 地域気象観測所（10箇所）・地域雨量観測所（3箇所）
 地域気象観測所：降水量、気温、風向、風速、日照時間
 地域雨量観測所：降水量

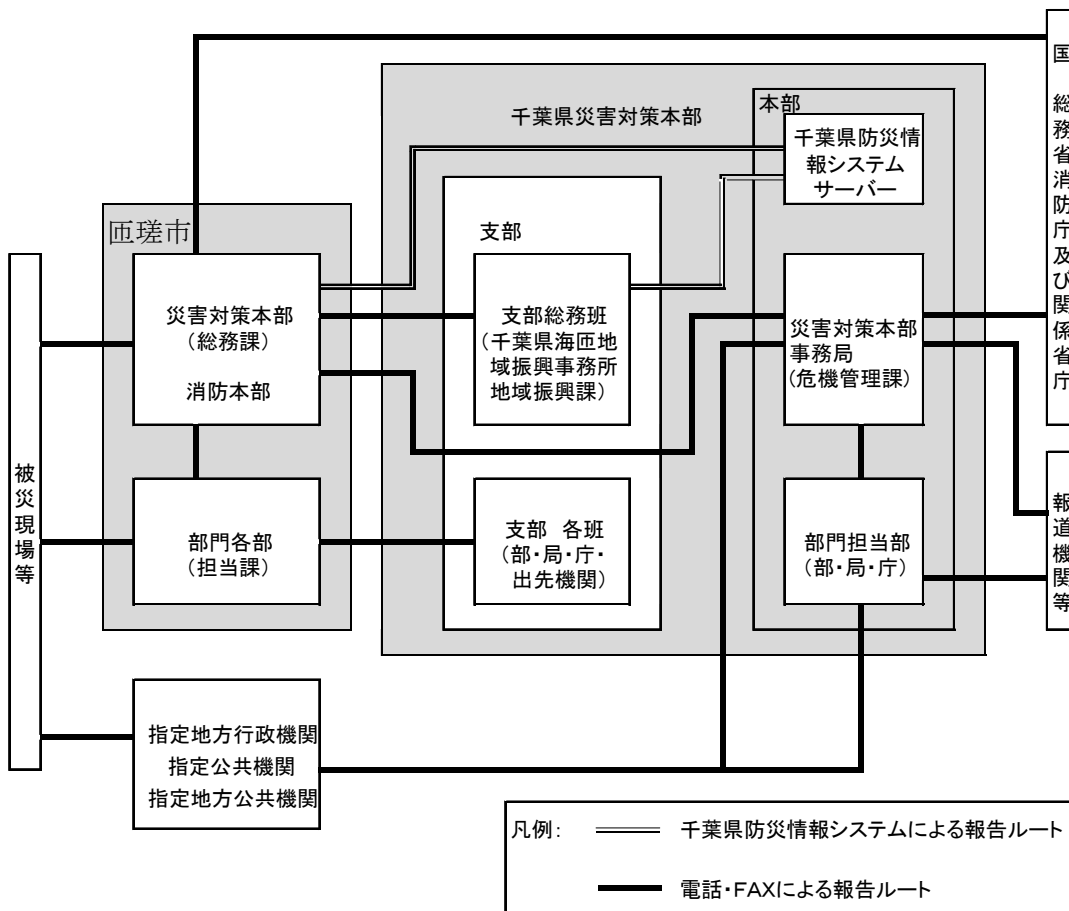
3 被害情報等収集・報告

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、市、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行うものとする。

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、下記のとおりである。



<用語の定義>

本部事務局：災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、危機管理課）

部門担当部：災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）

支部総務班：災害対策本部支部総務班（災害対策本部未設置の場合は、地域振興事務所地域振興課）

(2) 報告手続

ア 報告基準

以下の(ア)から(オ)までの基準に該当する災害の場合、本部事務局（危機管理課）へ報告する。

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (イ) 市町村が災害対策本部を設置したもの
- (ウ) 他県にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、他県においては、同一災害で大きな被害をもたらしているもの
- (エ) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

イ 報告の種別等

本部事務局（危機管理課）への報告の種別、時期及び方法は、別表1「報告一覧」のとおりとする。

ウ 市が報告すべき事項は、下記のとおりとする。

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所又は地域
- (エ) 被害の状況（被害の程度は別表2「被害認定の基準」に基づき判定する。）
- (オ) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - a 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - b 主な応急措置の実施状況
 - c その他必要事項
- (カ) 災害による住民等の避難の状況
- (キ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (ク) その他必要な事項

(3) 各機関が実施する情報収集報告

ア 市

市域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム及び、電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局（危機管理課）に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

なお、一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」により、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、同時多発の火災等により消防機関に通報が殺到したときは、その旨を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

【第6編資料編 5 調査・報告・要請様式 火災・災害等即報要領】

イ 防災関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を収集し、随時、県、関係市町村及び防災関係機関に報告又は通報する。

また、各種情報の収集に当たっては、関係機関と十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

(4) 収集報告に当たって留意すべき事項

- ア 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。
- イ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
- ウ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておく。特に、発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- エ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

(5) 被災者支援システムの運用

市は、発災時に迅速かつ円滑な被災者支援サービスを提供するため、被災者支援システムを運用し、り災証明書の発行や、被災者台帳の作成・管理等を実施するものとする。

また、被災者支援システムの操作マニュアルを作成し、全ての職員が操作できる体制を整えておく。

(6) 千葉県被害情報等報告要領

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県被害情報等報告要領」による。

【第6編資料編 5 調査・報告・要請様式 千葉県被害情報等報告要領】

(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

ア 海匝地域振興事務所

(ア) 防災行政無線

電 話 5 0 5 - 7 2 1、7 2 3 (地上系) 0 1 2 - 5 0 5 - 7 2 1、7 2 3 (衛星系)

F A X 5 0 5 - 7 2 2 (地上系) 0 1 2 - 5 0 5 - 7 2 2 (衛星系)

(イ) 一般加入電話

電 話 0 4 7 9 - 6 2 - 0 2 6 1 F A X 0 4 7 9 - 6 3 - 9 8 9 8

イ 千葉県(県危機管理課)

(ア) 県防災行政無線

電 話 5 0 0 - 7 3 2 0 (地上系) 0 1 2 - 5 0 0 - 7 3 2 0 (衛星系)

F A X 5 0 0 - 7 2 9 8 (地上系) 0 1 2 - 5 0 0 - 7 2 9 8 (衛星系)

(イ) 一般加入電話

電 話 0 4 3 - 2 2 3 - 2 1 7 5 F A X 0 4 3 - 2 2 2 - 1 1 2 7

ウ 総務省消防庁(消防庁応急対策室)

(ア) 消防防災無線(県防災行政無線を使用)

電 話 120-90-49013 (地上系) 048-500-90-49013 (衛星系)

F A X 120-90-49033 (地上系) 048-500-90-49033 (衛星系)

(イ) 一般加入電話

電 話 0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 7 F A X 0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 3 7

(8) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国(総務省消防庁)、又は県(危機管理課)へ災害緊急報告を行う場合は、下記の通信手段及び連絡先により行うものとする。

ア 千葉県（県防災行政無線統制室）

（ア） 県防災行政無線

電 話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系）

FAX 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系）

（イ） 一般加入電話

電 話 043-223-2178 FAX 043-222-5219

イ 総務省消防庁（消防庁宿直室）

（ア） 消防防災無線（県防災行政無線を使用）

電 話 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系）

FAX 120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系）

（イ） 一般加入電話

電 話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553

ウ 報告責任者の選任

市、県及び防災関係機関は、下記の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておくものとする。

区 分	所 掌 事 務	県		市	防災関係機関
		本 庁	出先機関		
総括責任者	市、県及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。	各部（局庁）ごとに1名	各機関に1名	総務課長	各機関に1名
取扱責任者	市、県及び防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う。	各課に1名（協力班を除く。）	海匝地域振興事務所は1名	総務課長が指定したものの	各機関において所掌事務等を勘案して定める。

(9) 県警察の情報収集

ア 警察の情報収集

警察本部長及び匝瑳警察署長は、匝瑳市長、又は知事、その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害情報を収集する。

警察の情報収集は、おおむね下記の事項について行う。

- (ア) 災害の種別、発生日時及び場所
- (イ) 被害概要（人命、建物、道路、交通機関）
- (ウ) 避難者の状況
- (エ) 交通規制の要否
- (オ) ライフラインの状況
- (カ) 治安状況及び警察関係被害
- (キ) その他災害警備活動上必要な事項

イ 情報収集結果の通報

警察本部長及び匝瑳警察署長は、必要に応じて知事、匝瑳市長、その他関係機関に通報する。

別表1 報告一覧

報告の種類	報告機関	報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告	市町村 消防本部	1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、 火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等 の状況、避難所の設置状況等について報告	①覚知後直ちに ②第1報告の後、詳細が判明の都度直ちに 〔電話、FAX〕
	支部総務班	1 庁舎等の状況 2 庁舎周辺の被害状況 3 支部管内の出先機関及び市町村からの情報 4 支部管内の出先機関の職員参集状況	
	部門担当部 防災関係機関	個別の災害現場の概況及び当該災害に対する具体的な対応状況等	
災害総括報告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 各市町村区域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで 〔電話、FAX 及び端末入力〕
	確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるため、正確を期すること。 1 被害情報 各市町村内の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況 3 被害額情報 各市町村内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 〔端末入力及び文書〕
	年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで 〔端末入力及び文書〕
部門別被害額総括報告	部門担当部	各部門において所管する施設等の被害額、産業別被害額を報告	応急対策終了後10日以内 〔文書等〕
災害詳細報告	市町村	災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握し

	部門担当部	農林水産、県土整備、商工、福祉、教育、医療、 輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等 の被害状況、機能障害の状況、復旧見込等について、 定時に報告	ている情報を指定時刻ま で ②県から別途指定があっ た場合はその指定する時 刻まで 〔電話、FAX 及び端末入力〕
	防災関係機関	各機関の所管する施設等の被害状況、機能障害の 状況及び復旧見込等について報告	①・②同上 〔電話、FAX〕

注) 防災関係機関とは、指定公共機関、指定地方公共機関、輸送関連施設管理者、ライフライン機関及びその他防
災上重要な施設の管理者をいう。

別表2 被害の認定基準

区 分		認 定 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計	

		を一つにしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
その他被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
その他の被害	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	る・かいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	海岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
被害	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。
	ブロック・石堀	倒壊したブロック塀又は石堀の箇所数とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
被害金額	共通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかつこ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169

	号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

4 災害時の広報

収集した災害の情報を市民にあらゆる手段を用い広報し、民心の安定を図る。

(1) 実施機関

秘書広報部を窓口として、必要に応じて各防災関係機関が独自に行う。

また、この目的達成のため、各防災機関は相互に連携して、広報資料の情報交換に当たるものとする。

(2) 広報活動

ア 匝瑳市災害対策本部が収集した情報及び対策を速やかに報道機関に発表する。

イ 匝瑳市災害対策本部が収集した情報及び対策を速やかに市民等及び関係機関に広報する。

ウ 広報活動は情勢の急速な推移に適応した媒体を活用する。

エ 被災地域に対する広報、広聴活動を下記の方法によって行う。

(ア) 報道機関(新聞・ラジオ・テレビ等)を通じて行う。

(イ) 市、県及び匝瑳警察署が適当な広報媒体を活用し、直接市民等に対して行う。

(ウ) 被災者又は一般市民等の要望等を聞くための広聴活動を行う。

オ 広報媒体の利用

(ア) 広報活動資料並びに記録用として災害写真を撮影する。

(イ) 新聞・ラジオ・テレビ、インターネット等を利用して適時に広報を行う。

(ウ) 広報紙、チラシ、掲示物等を作成して配布又は適当な場所に貼付する。

(エ) 広報記録映像を作成する。

(オ) 広報車を利用して対策等の周知徹底を図る。

(3) 広報内容

ア 避難方法等に関する情報

イ 被害に関する情報

(ア) 人及び家屋関係

(イ) 公益事業関係

(ウ) 交通施設関係

(エ) 土木港湾施設関係

(オ) 農林水産関係

- (カ) 商工業関係
 - (キ) 教育関係
 - (ク) その他
 - ウ 応急対策活動に関する情報
 - (ア) 水防、警備、救助及び防疫活動
 - (イ) 通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動
 - (ウ) その他一般市民及び被災者に対する必要な広報事項
 - エ 流言飛語の防止に関する情報
 - オ 交通規制等に関する情報
- (4) 放送機関及び窓口

【放送要請機関及び窓口】

機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0395
千葉テレビ放送株式会社 報道局報道部	500-9701	500-9702	<u>043-231-3100</u>	043-231-4999
株式会社ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
株式会社ニッポン放送 編成局報道部	—	—	<u>03-3287-7622</u>	<u>03-3287-7696</u>

第4節 水防計画（総務部、建設部）

1 計画方針

この計画は、水防法に基づき洪水、又は高潮等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって、市内の各河川、海岸に対して水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡及び輸送等を行う。

また、水防のための消防機関等の活動、水防管理団体間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備運用等を実施する。

なお、災害時における水防上必要な事項は、千葉県水防計画によるものとし、特に定めのない場合は、地域防災計画の他の規定に準ずるものとする。

2 水防機関

建設部が中心となり、総務部及び消防機関をもって水防事務を処理するものとし、水防活動のため必要あるときは、その他各部及び建設業協会等の協力を求めるものとする。

3 水防の責任

(1) 市及び水防管理団体

市及び水防管理団体は、水防計画並びに各々の水防計画に基づき各々その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 千葉県（水防本部）

千葉県（水防本部）は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるように指導及び確認すべき責任を有する。

(3) 知事は、指定した河川、湖沼又は海岸について洪水又は高潮等により相当の損害を生ずるおそれがあると認めたときは水防警報を発し、関係機関に通知しなければならない。

(4) 市民

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防が予想される場合、自らの安全の確保を最優先するとともに、地域で共に助け合い、水防に協力しなければならない。

4 安全配慮

洪水、又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

なお、水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項については、下記のとおりである。

(1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。

(2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

(3) 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

5 水防対策本部

市は、水防に関する予報、注意報又は警報等により水害が発生すると予想されるときは、又は水害が発生したときは、水防法第3条により、市域における水防を十分に果たすべき責任を有するため、この計画により、本部長（市長）は水防対策本部を市役所内に設置する。

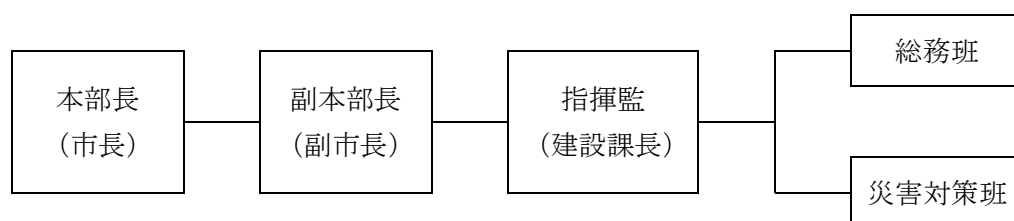
ただし、水防対策本部の組織では処理不可能と本部長が判断したときは、市地域防災計画に基づき災害対策本部を設置するものとし、同本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

なお、本部長は、水防対策本部設置と同時に消防組合及び消防署へ伝達し、協力を要請するものとする。

6 水防組織及び事務分掌

組織及び事務分掌は、下記のとおりとする。

(1) 組織系統



(2) 事務分掌

本部長（市長）	水防本部の事務を総括する。
副本部長（副市長）	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。 なお、本部長に事故ある時はその職務を代行する。
指揮監（建設課長）	本部長及び副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、水防本部員を指揮監督する。 なお、副本部長に事故ある時はその職務を代行する。
総務班	本部事務及び関係機関との連絡調整に関すること。
災害対策班	被害状況の把握及び応急復旧に関すること。

7 水防配備体制

水防対策本部が設置された場合の水防配備体制は、下記のとおりとする。

種別	配備内容
水防注意体制 (第1配備)	水防本部員（建設部・総務部）若干名で水防事務に当たる。
水防警戒体制 (第2配備)	水防本部員（建設部・総務部）3分の1で水防事務に当たる。
水防非常体制 (第3配備)	水防本部員（建設部・総務部）全員で水防事務に当たる。

※ 昼間、夜間とも同じ体制とする。

【重要水防区域】

河川名	重要水防区域	延長
借当川	匝瑳市飯高～香取郡多古町中村新田に至る両岸	5,000m

第5節 避難計画（総務部、市民部、福祉部、建設部、学校教育部）

風水害等による災害に際し、市民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。

この際、避難行動要支援者の安全避難について、特に留意する。

なお、避難場所への避難よりも屋内での待避が安全な場合には、屋内に留まることのほか、建物の2階以上や屋上等、上階への移動を指示するものとする。

1 計画方針

災害に際し、危険地域の市民を安全な場所に避難させ人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護するための計画とする。

市にあっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導體制を整えるものとする。

2 実施機関

(1) 避難の勧告又は指示

避難の勧告を発すべき権限のある者として第一次的な実施責任者である市長が実施する。また、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が行うものとする。

避難の指示については、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施するものとする。

ア 市長（災害対策基本法第60条）

イ 知事（災害対策基本法第60条5項）

ウ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

エ 水防管理者（市長（水防法第29条））

オ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

カ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。（自衛隊法第94条））

(2) 避難所の設置

ア 避難所の設置は、市長が行い、市民部及び学校教育部が担当する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行き、市長はこれを補助するものとする。

イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

ウ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市長に救助を行うこととすることができる。

エ 市単独で対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

3 避難の勧告、又は指示等

(1) 避難の勧告、又は指示等の要件

災害による市民等の生命、又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要が

あると認められるときは、本節２（１）に掲げる者は、関係法令の規定に基づき、下記により避難の勧告、又は指示を行う。

ア 市長等の措置

（ア） 市長は、火災、崖崩れ、高潮等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、市民等の生命、身体の危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民等に対し、速やかに立退きの勧告、又は指示を行ったときは知事へ報告する。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、屋内での待避等安全確保措置を指示する。

なお、市長は、避難の勧告又は指示等を行う場合、銚子气象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

知事は、災害の発生により市がその全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき立退きの勧告、又は指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

（イ） 市長は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、避難準備（避難行動要支援者避難）情報、避難勧告及び避難指示について判断基準を整備するものとする。

なお、本市では、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成したため、水害、土砂崩れ、高潮等に係る災害が発生した場合又は、発生するおそれがある場合には、同マニュアルに基づき避難勧告等を行っている。

イ 警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、地震に伴う災害の発生により、市民の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市長が措置をとることができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、直ちに市民に立退きを指示するものとする。

なお、立ち退きを指示した場合は、直ちに市長へ通知する。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、屋内での待避等安全確保措置を指示する。

ウ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる市民に避難の指示をする。

エ 知事等の措置（水防法第２９条、地すべり等防止法第２５条）

知事又はその命を受けた水防本部構成員は、洪水又は高潮の氾濫及び地すべりにより著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の市民に対し避難のための立ち退きを指示する。

【避難の種類及び発令基準の主な目安】

種 類	内 容	発令基準の目安
避難準備情報	<p><u>住民等が避難勧告・指示が発せられたときに、いつでも避難できるよう準備を促すこと。</u></p> <p><u>特に要配慮者等、避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始すること。</u></p>	<p>ア <u>強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過がすることが予想されるとき</u></p> <p>イ 状況により市長が必要と認めるとき</p>
避難勧告	<p><u>住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険区域の住民が避難すること。</u></p>	<p>ア 水位や気象状況により浸水被害が発生するおそれのあるとき</p> <p>イ 土砂災害警戒情報が発表されたとき</p> <p>ウ <u>大雨警報が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき</u></p> <p>エ 火災の拡大、危険物質等の流出拡散等により、住民に危険が及ぶと認められるとき</p> <p>オ その他災害の状況により、市長が必要と認めるとき</p>
避難指示	<p><u>住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、危険の切迫性があり、危険区域の住民が緊急的に避難すること。</u></p> <p>まだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を実施する。</p> <p><u>なお、避難のための立退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、屋内での待避等、安全確保措置を指示する。</u></p>	<p>ア 浸水が住宅地等に及ぶおそれのあるとき</p> <p>イ 土砂災害の前兆現象が認められるとき、又は、土砂災害が発生したとき</p> <p>ウ <u>土砂災害警戒情報が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき</u></p> <p>エ <u>避難勧告による立ち退き避難が充分でなく、再度、立ち退き避難を促す必要があるとき</u></p> <p>オ その他災害の状況により、市長が必要と認めるとき</p>

(2) 避難準備情報、避難の勧告又は指示の内容

市長が避難準備情報の発表や避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次に掲げる事項を明らかにして、これを行うものとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難準備情報、避難の勧告又は指示の理由
- オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施したときは、当該地域の市民等に対してその内容を周知するとともに、速

やかに関係機関に対して連絡する。

ア 市民等への周知

避難の措置を実施したときは、防災行政無線を活用するほか、報道機関や自主防災組織の協力を得て周知徹底を図る。

イ 防災関係機関への連絡

市は県、匝瑳警察署及び消防組合等に避難の措置を行った場合においては、その内容について連絡するものとする。

(4) 避難勧告・指示等の解除

市長は、危険が解消されたと判断される場合は、避難の勧告又は指示を解除する。

4 避難誘導の方法

避難誘導は、下記の事項に留意して行うものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。
- (2) 危険な地域には、標示、なわ張りをを行う他、状況により誘導員を配置する。
- (3) 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用して安全を期する。
- (4) 高齢者、障害者等の避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (5) 誘導中は水没、感電等の事故防止に努める。
- (6) 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、原則として自主防災組織等の単位で集団的に行う。

5 避難所の開設

(1) 開設の方法

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者に対して、避難所を開設し収容保護する。

なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。

ア 新たに避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するものとするが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応するものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、風水害等に対する安全性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。

イ 本来の施設管理者の監督のもと、市民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし避難所整備運営方針等の作成に努める。

ウ 避難所を開設した場合には、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成等の情報把握に努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応する。

エ 市は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。

オ 市は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。

(2) 災害救助法適用の場合の経費内容及び限度額等

ア 経費内容

- (ア) 賃金職員等雇上費
- (イ) 消耗器材費
- (ウ) 建物の使用謝金
- (エ) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- (オ) 光熱水費
- (カ) 仮設便所等の設置費
- (キ) 福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な本市における通常の実費

イ 限度額

- (ア) 基本額
1人1日当たり300円以内とする。
- (イ) 加算費
冬期(10月～3月)についてはその都度定める額とする。

ウ 避難所開設の期間

避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。

6 安否情報の提供

市及び県は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

第6節 要配慮者の安全確保対策（総務部、市民部、福祉部）

風水害により、市民の避難を要する地域が数多く出た際に、被災者の安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

特に、災害時に支援を必要とする要配慮者については、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1 要配慮者の安全確保

(1) 避難誘導等

要配慮者については、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の避難支援者が中心となり、避難誘導や必要な支援を行う。

特に、災害発生時の迅速な避難が困難である避難行動要支援者への避難誘導・支援に当たっては下記の事項に留意して行うものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

イ 危険な場所には、表示及びなわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。

エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会、自治会等の単位で行うこと。

オ 避難誘導等、支援に当たっては、避難支援者自身の安否を確保するよう配慮すること。

(2) 安否確認

避難行動要支援者名簿等を活用し、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等を中心として地域の協力を得ながら、速やかに避難行動要支援者の被災状況及び避難状況の把握に努める。

2 避難所の開設、要配慮者への対応

(1) 避難所の開設は、第5節の避難計画による。

市は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。

ア 避難所における要配慮者相談窓口の設置

イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請

ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進

(2) 外国人に対する対応

県は、被災直後から、公益財団法人ちば国際コンベンションビューローと連携して日本語の理解が十分でない外国人向けに多言語での災害状況や支援に関する情報の提供を行う。

また、被災地における語学ボランティアの需要状況を基に、派遣先や必要な派遣人員等を被

災市町村等と調整の上、援助を必要としている避難所等へ同財団に登録されている語学ボランティアを派遣する。

市は、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に対応した避難所運営に努める。

3 福祉避難所の設置

一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所に指定している施設を福祉避難所として設置する。

- (1) 福祉避難所の設置は、市長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

- (2) 本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

- (3) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

【第6編資料編 2 条例・拠点関連 福祉避難所一覧】

4 避難所から福祉避難所への移送

市は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害等により通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

市は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、市民等に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

5 緊急入所等

市は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

6 被災した要配慮者等の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、高齢者、障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、福祉仮設住宅の設置等について検討していくものとする。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、県及び市は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

- (1) 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

(2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第7節 救助救急・医療救護活動（総務部、保健部、建設部、医療部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

消防組合、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、災害から市民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、市民生活に著しい影響があるとき、市は関係機関と緊密に連携をとりながら、有する医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

1 救助・救急

(1) 活動体制

消防組合及び県警本部は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県医師会、匝瑳医師会、日赤県支部等の関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

(2) 救助・救急活動

機関名	項目	対応措置
匝瑳市横芝光町消防組合	救助・救急活動	<p>1 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。</p> <p>2 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、下記の優先順位により出動する。</p> <p>(1) 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。</p> <p>(2) 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。</p> <p>(3) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。</p> <p>(4) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。</p>
	救急搬送	<p>1 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防組合、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。</p> <p>2 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力のもとに行う。</p>

	傷病者多数発生時の活動	<p>1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。</p> <p>2 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求める等、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。</p>
県警察		<p>1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、地下街等多人数の集合する場所等を重点に行う。</p> <p>2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。</p>
海上保安部(署)		<p>1 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。</p> <p>2 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。</p> <p>3 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。</p>

(3) 救助・救急資機材の調達

ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

2 水防活動

風水害等の発生に対する水防活動については、「千葉県水防計画」に基づき実施する。

3 危険物等の対策

(1) ガス等の保管施設の応急措置

【機関別対応措置】

機 関 名	対 応 措 置
千葉県	1 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。 2 関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。 3 連絡通報体制の早期確立を図る。
匝瑳市横芝光町消防組合	1 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 2 関係機関との情報連絡を行う。
関東東北産業保安監督部	1 正確な情報把握のため、千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 災害発生に伴い千葉県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業者等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。
ガス事業所	1 ガスホルダーの受入れ、送金の停止又は調整を行う。 2 地区整圧器の作動停止又は調整を行う。 3 ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。

(2) 石油類等危険物保管施設の応急措置

県及び消防組合は、危険物取扱者等に対して、下記に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定

エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

(3) 火薬類保管施設の応急措置

【機関別対応措置】

機 関 名	対 応 措 置
千葉県	<p>延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。 2 事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。
関東東北産業保安監督部	<p>火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。</p>

(4) 毒物、劇物保管施設の応急措置

【機関別対応措置】

機 関 名	対 応 措 置
千葉県	<p>下記の各項の実施について指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生防止に関する応急措置 2 中和剤等による除毒方法及び周辺住民の安全措置 3 発災時における健康福祉センター（保健所）、警察署又は消防組合に対する連絡通報
県教育委員会	<p>発災時の活動について、下記の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発災時の任務分担 2 出火防止及び初期消火活動 3 危険物等の漏洩、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止 5 児童生徒等に対する、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法

(5) 危険物等輸送車両等の応急対策

【機関別対応措置】

機 関 名	対 応 措 置
匝瑳市横芝光町消防組合	1 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
県警察	輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。
関東東北産業保安監督部	1 正確な情報把握のため千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 3 災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ県内又は隣接都県に所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出動を指導する。
関東運輸局	危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 1 災害発生時の緊急連絡設備を整備する。 2 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。 3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。
海上保安部（署）	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害実態に応じて、下記の措置を講ずるよう指導する。 1 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 <u>必要に応じ、危険物とう載船舶等の在港船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止</u>
日本貨物鉄道(株)	危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故を発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、JR貨物における応急措置要領（危険品貨物応急措置便覧欄）に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

4 医療救護

発災時においては、本計画及び県が策定した千葉県災害医療救護計画に基づき医療救護活動を展開するものとする。

(1) 関係者とその役割

ア 市民

(ア) 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。

(イ) 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。

(ウ) 自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

イ 市（保健部・医療部）

(ア) 保健部

a 発災時においては必要に応じて現地医療対策本部（救護所）を設置する。
また、応急救護に必要な医薬品や資機材の調達を図る。

b 市の医療部が組織する救護班と一般社団法人匠瑳医師会及び一般社団法人香取匠瑳歯科医師会が組織する救護班が協力して医療救護活動を行えるよう連絡調整を行い、救護班の補助を行う。

c 感染症や生活不活発病の防止等の防疫活動を行う。

(イ) 医療部

a 発災時から地域医療の復旧に至るまで、市民等に対する医療救護活動を行う。

b 地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。

c 発災時において、医療救護活動のため必要な場合、救護本部を設置し、県の災害医療本部及び海匠健康福祉センターの合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

ウ 県

市による医療救護活動だけでは対応が困難な場合又は活動の強化が必要な場合は、市に対し、医療救護活動の応援を行う。

エ 医療機関

市内における医療機関の状況は、資料編に掲載のとおりとする。

【第6編資料編 2 条例・拠点関連 市内医療機関一覧】

オ 薬局

市内における薬局の状況は、資料編に掲載のとおりとする。

【第6編資料編 3 資機材関連 市内薬局一覧】

カ 災害協定締結団体

一般社団法人匠瑳医師会及び一般社団法人香取匠瑳歯科医師会

(2) 発災時の活動

ア 指揮と調整

大規模災害が発生し又は発生するおそれがあり、医療救護活動のため必要な場合、県にお

いては災害医療本部を、市においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。

イ 医療救護の対象者

本節における傷病者等は次のとおりとする。

(ア) 災害に起因する負傷者

(イ) 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症または悪化した疾患（精神疾患を含む）を有する者

(ウ) 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者

(エ) 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

ウ 情報の収集と提供

市及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関との連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

(ア) 傷病者等の発生状況

(イ) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況

(ウ) 避難所及び現地医療対策本部（救護所）の設置状況

(エ) 医薬品及び医療資器材の需給状況

(オ) 医療施設、現地医療対策本部（救護所）等への交通状況

(カ) その他医療救護活動に資する事項

エ 医療救護活動の実施

(ア) 市及び県は、緊密な連携のもとに協力して医療救護活動を行う。

(イ) 市長は、市の医療救護に関する計画に基づき、市が組織した救護班と一般社団法人匠瑳医師会及び一般社団法人香取匠瑳歯科医師会が組織する救護班が協力して医療救護活動を行えるようにする。

なお、市による医療救護活動だけでは対応が困難な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

(ウ) 市は、海匠健康福祉センターの合同救護本部が設置されたときは、職員を派遣する等により合同救護本部の活動に協力する。

(エ) 市は、指定避難所及び自然発生的にできた避難所の公衆衛生ニーズを把握し、海匠健康福祉センターと連携し、被災者の健康維持のための対策を実施する。

(オ) 市は、現地医療対策本部（救護所）を設置する場合、傷病者や資機材搬送の利便性等を総合的に判断して、耐震性が確保されている建物や屋外の仮設建物等に設置するよう努める。

また、設置し運営した場合は、その状況を海匠健康福祉センターの合同救護本部に報告する。

(カ) 知事は、市長からの応援要請がない場合であっても、必要と認める場合は当該市の傷病者等に対する医療救護活動を行う。

(キ) 知事は、医療救護に関する計画に基づき、次のとおり医療救護活動を行う。

a 災害時の医療救護活動の総合調整に関すること。

b 医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること。

c 医療チームの編成、派遣に関すること。

- d 患者の搬送及び受入れの調整に関すること。
- e 医療機関、医療チームへの支援に関すること。
- f 関係機関、他都道府県等に対する支援要請及び連絡調整に関すること。
- g その他の傷病者等の医療救護に関すること。

オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保

- (ア) 傷病者等の受け入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じて、発災時の速やかな受け入れに努める。
- (イ) 医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた救護本部は搬送先の確保に努める。
- (ウ) 搬送先の確保を要請された救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、県の災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた県の災害医療本部は搬送先の確保に努める。

カ 傷病者等の搬送

大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を下記のとおりとする。

- (ア) 市は、傷病者等を現地医療対策本部（救護所）又は医療機関へ搬送することに努める。
- (イ) 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。
- (ウ) 医療チーム等は、応急処置を実施した上で、さらに医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を市長又は知事に要請する。
- (エ) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から現地医療対策本部（救護所）へは市が、現地医療対策本部（救護所）から医療機関へは市及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。
- (オ) 市民は、自らの安全を確保した上で、現地医療対策本部（救護所）等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

キ 応援要請

市長は、必要に応じて、国保匠瑳市民病院の救護班に出動を命じ、一般社団法人匠瑳医師会及び一般社団法人香取匠瑳歯科医師会の長に救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

ク 医薬品等の確保

発災時における医薬品等の確保については、原則として下記の通りとする。

- (ア) 市は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて現地医療対策本部（救護所）等に提供する。
現地医療対策本部（救護所）等で使用する医薬品等が不足した場合、海匠健康福祉センターの合同救護本部を通じて、県の災害医療本部に提供を要請する。
- (イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、海匠健康福祉センターの合同救護本部を通じて、県の災害医療本部に供給を要請する。
- (ウ) 県は、医薬品等を備蓄し、市の求めに応じて提供する。現地医療対策本部（救護所）等で使用する医薬品等が不足した場合、卸業者への供給の要請、国・他都道府県への提供の要請等を行う。

(エ) 卸業者は、業務継続計画を実施し、医薬品等の供給に努める。

ケ 地域医療体制への支援

市又は県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、救護本部又は海匠健康福祉センターの合同救護本部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援するよう努める。

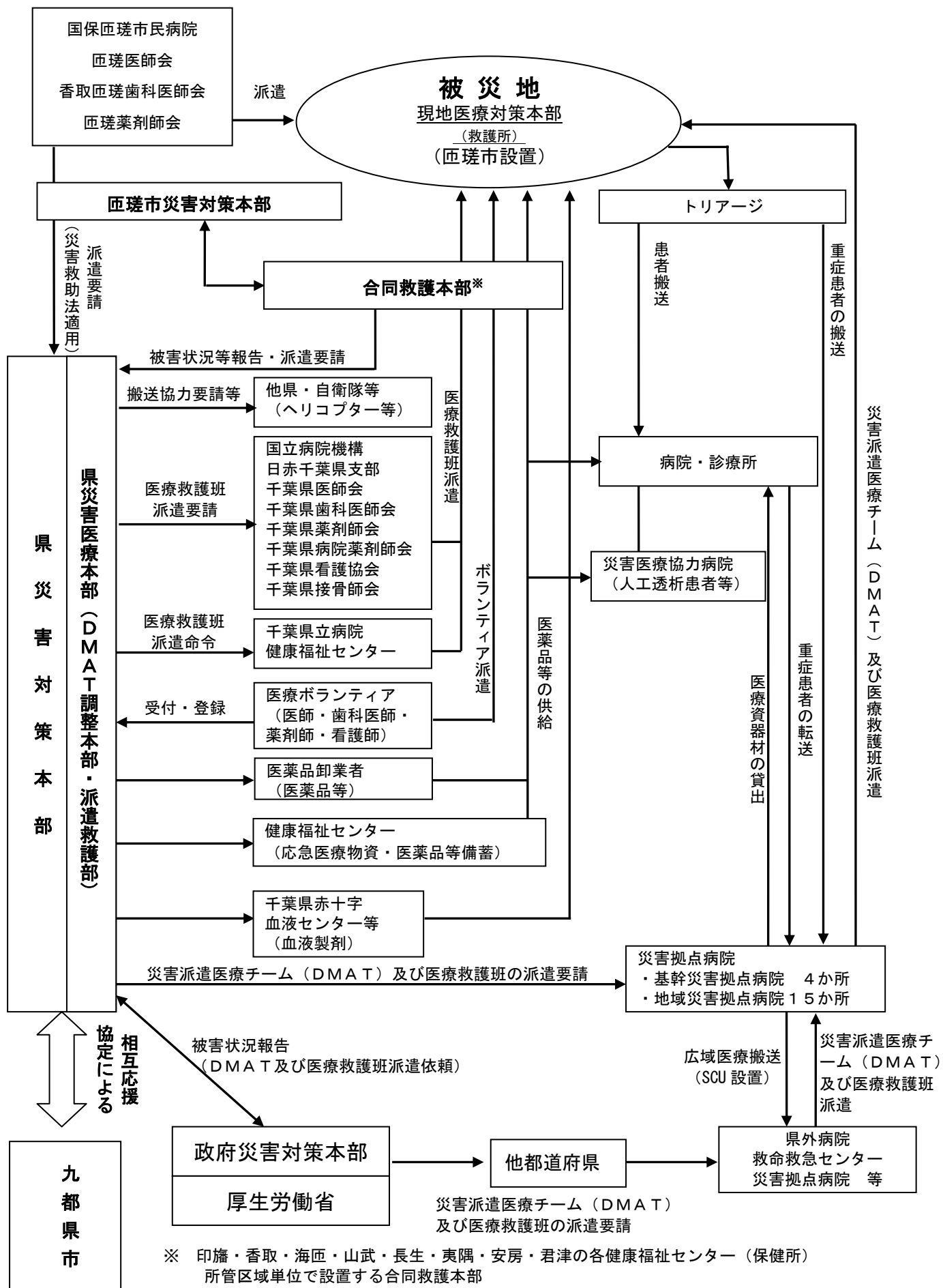
(3) 災害救助法による医療及び助産

災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

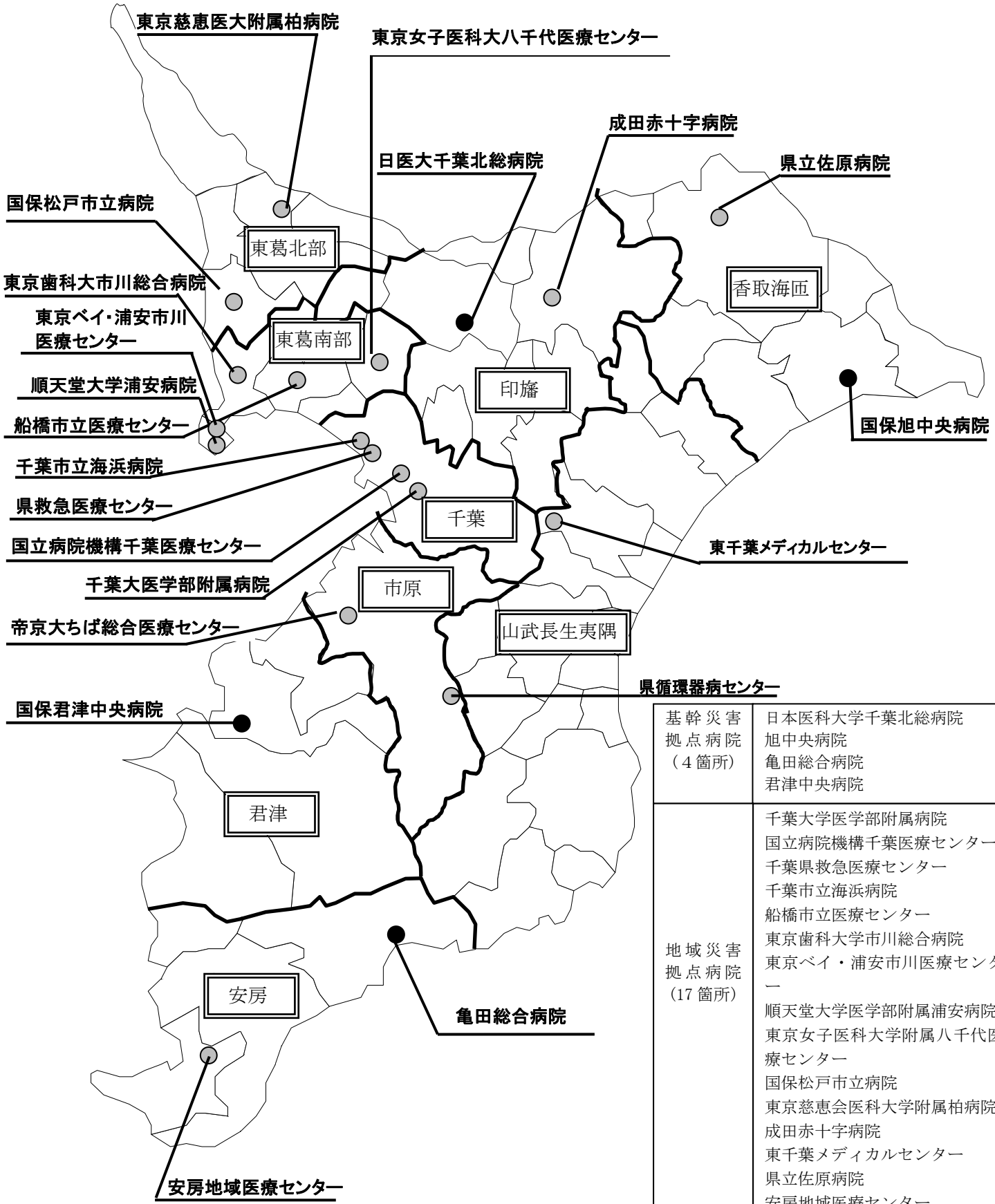
(4) 医療救護体制図について

医療救護体制については下記のとおりである。



※ 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各健康福祉センター（保健所）
 所管区域単位で設置する合同救護本部

災害拠点病院



<p>基幹災害拠点病院 (4箇所)</p>	<p>日本医科大学千葉北総病院 旭中央病院 亀田総合病院 君津中央病院</p>
<p>地域災害拠点病院 (17箇所)</p>	<p>千葉大学医学部附属病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉県救急医療センター 千葉市立海浜病院 船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 東京ベイ・浦安市川医療センター 順天堂大学医学部附属浦安病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 国保松戸市立病院 東京慈恵会医科大学附属柏病院 成田赤十字病院 東千葉メディカルセンター 県立佐原病院 安房地域医療センター 千葉県循環器病センター 帝京大学ちば総合医療センター</p>

第8節 警備・交通の確保・緊急輸送対策（総務部、建設部、産業部）

発災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想される場所である。このため市民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1 匝瑳警察署災害警備実施計画

(1) 災害警備の基本方針

警察は、災害が発生し又は、発生するおそれがある場合は、他の防災関係機関と連携のもと、人命の保護を第一に被災者の救出救助、交通規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たるものとする。

(2) 警備体制

警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 連絡室

市内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

イ 対策室

災害発生のおそれがある場合及び被害程度が小規模の場合等

ウ 災害警備本部

大規模被害が発生し、又は発生するおそれがある場合等

(3) 災害警備活動要領

ア 要員の参集又は招集

イ 災害情報等の収集及び救出・救助活動

ウ 関係機関との連携

エ 装備資機材の運用

オ 通信の確保

カ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

キ 危険箇所に対する警戒及び避難誘導

ク 各種広報活動

ケ 災害の拡大防止と二次災害の防止

コ 報道発表

サ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

シ 死体の見分、検視、身元確認等

ス 交通対策

セ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り・相談活動）

ソ 協定に基づく関係機関への協力要請

タ その他の諸対策

2 銚子海上保安部非常配備計画

海上における大規模海難等の発生が予想される場合においては、海上における犯罪の予防及び鎮圧、人命及び財産の保護並びに海洋汚染の防止に対処する。

(1) 非常配備 甲

- ア 予想される大規模海難等の当事者及び関係者等に対する指導・説得等に関する事項
- イ 大規模海難等の発生が予想される海域における一般船舶の安全を確保するために必要な航行制限等の安全対策に関する事項
- ウ 関係機関との協議及び協力に関する事項
- エ その他予想される事案に対する措置に関する事項

(2) 非常配備 乙

- ア 銚子海上保安部と協議の上、海難の発生するおそれがある船舶等に対する避難勧告、移動命令等の実施に関する事項
- イ 大規模海難等の発生が予想される海域における一般船舶の安全を確保するために必要な航行安全等の安全対策に関する事項
- ウ 関係機関との協議及び協力に関する事項
- エ その他予想される事案に対する措置に関する事項

3 交通規制計画

(1) 被災施設の応急対策方法

ア 交通支障箇所の調査

建設部及び産業部は、その管理に属する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告する。

イ 調査及び報告

- (ア) 建設部及び産業部は、調査の結果、支障箇所を発見した場合は、速やかにその路線名、箇所、被害拡大の有無、う回路線の有無その他被災の状況等を市長（本部長）に報告する。
- (イ) 市長（本部長）は、報告を受けたとき、その状況を直ちに市の区域を管轄する関係機関の長に報告する。

(2) 交通規制

道路管理者の交通規制

道路管理者は、道路法第46条の規定により、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

(3) 緊急通行車両の確認等

ア 緊急通行車両の確認

- (ア) 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。
- (イ) 前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

(ウ) 前記イにより交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

イ 緊急通行車両の事前届出・確認

(ア) 公安委員会は、指定行政機関等が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

(イ) 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。

(ウ) 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記(1)アの確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して前記(1)イの標章及び確認証明書を交付する。

4 輸送車両等の確保

災害時における被災者の避難及び救援物資並びに応急対策の実施に必要な人員資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

(1) 実施

災害対策本部長（市長）の指揮の下に、災害応急対策実施責任者の要請により実施する。

(2) 輸送方法

ア 自動車輸送

イ 軌道車輸送

ウ 航空機輸送

(3) 自動車輸送

ア 調達順序

第1位 公共機関所有車両

第2位 営業用車両

第3位 一般自家用車両

(注) 自衛隊車両については、状況により適切に知事に対して要請を依頼する。

イ 一般社団法人千葉県トラック協会の協力

トラックを必要とする場合、状況により県を通じて一般社団法人千葉県トラック協会に依頼する

ウ 市所有車両

市が所有する車両は、第6編資料編に掲載のとおりである。

【第6編資料編 3 資機材関連 市有車両一覧表】

(4) 緊急輸送

災害発生時の被害者の救援・救護活動及び緊急物資の輸送に対処するため、道路（緊急輸送道路）、臨時ヘリポート等の輸送施設や輸送拠点を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを構築していく。

ア 緊急輸送道路

県は、隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通じる主要な市町村道等を1次路線と、また1次路線を補完し市町村役場等を相互連絡する県道等を2次路線と、あらかじめ千葉県緊急輸送道路を機能別に分

類している。

市内における千葉県緊急輸送道路は、下記のとおりである。

機能	路線種別	路線名	起点	終点	管理者	備考
1次路線	国	一般国道 296号	船橋市 宮本	匝瑳市 砂原	県	
	国	一般国道 126号	銚子市 三軒町	千葉市 中央区本町	国、県、 千葉市	
2次路線	主	飯岡一宮線	旭市 下永井	一宮町 鳴山	県	
	主	八日市場 野栄線	匝瑳市 下出羽	匝瑳市 野手浜	県	

イ 臨時ヘリポート

陸海による輸送を更に強化するため、臨時ヘリポートを開設する。

5 規制除外車両の確認等

(1) 規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、規制除外車両とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。

(2) 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記3(3)を準用する。

(3) 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって

ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前3(3)を準用する。

6 道路啓開

道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に一般社団法人千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、下記の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。

なお、道路管理者は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して以下を実施する。

ア 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

イ 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

(2) 土地の一時使用

(1) の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

第9節 救援物資供給活動（総務部、環境生活部、産業部、八匠水道企業団）

災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

なお、県からの救援物資の供給支援は、市からの具体的な要請に基づいて行うことを原則とするが、情報の寸断や市機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援等の積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとされている。

1 応急給水

八匠水道企業団は災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない市民に対して、八日市場配水場及び光調整地等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

(1) 実施機関

ア 飲料水の供給は、市長が行い、環境生活部がこれに当たる。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

イ 市長は、市単独で処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 県、企業団及び市町村圏組合の水道事業体は、市が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

(2) 給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少1人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

(3) 八匠水道企業団による飲料水の供給

ア 飲料水供給方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、災害の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施するものとする。

イ 広報

災害時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

【第6編資料編 6 体制・連絡関連 応急給水対策】

2 食料・生活必需物資等の供給体制

災害により食料の配給販売機関等が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者に対し応急的な炊出しを行い、又は住家に被害を受けたため一時縁故先等へ避難する者に対し、必要な食料を支給することにより、被災者の食生活を保護する計画とする。

なお、千葉県が定めた「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本方針」に基づく備蓄計画

の策定を検討する。

(1) 実施機関

ア 食料の供給は、市長が行い、産業部がこれに当たる。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長がこれを補助する。

イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

ウ 市長は、市単独で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 災害救助法による炊出しその他による食品の給与

災害救助法を適用した場合の、炊出しその他による食品の給与は、下記のとおりである。

ア 炊出しその他による食品の給与を受ける者

(ア) 避難所に収容された者

(イ) 住家の被害が全焼・全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事が出来ない者

(ウ) 床下浸水でも自宅において自炊不可能な者

イ 炊出しその他による食品給与の方法

(ア) 炊出しその他による食品の給与は、次項の調達計画による米穀、乾パン又は一般食料品店等から購入した弁当、パン等により行い、給与に当たっては、被災者が直ちに食することができる現物を給する。

(イ) 米穀による炊出し給与は、市長が、匝瑳市赤十字奉仕団の協力を得て、炊出し設備等により炊飯して行う。

(ウ) 炊出し給与のための調味料、副食品等は関係業者等から調達し、これに充てるものとする。ただし、本市において調達が不可能、又は必要数量に満たない等の際には、その補給について知事に要請する。

ウ 炊出しその他による食品給与の経費内容及び限度額

(ア) 経費内容

主食費、副食費、燃料費及び雑費とする。

(イ) 限度額

炊出しその他による食品の給与を実施するための費用は、主食費、副食費、燃料費として一人1日当たり1,010円以内とする。

エ 炊出しその他による食品給与の期間

炊出しその他による食品給与の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給する。

(3) 政府所有米の調達

市長は、災害の発生に伴い給食に必要な米穀の確保のため、政府所有米の調達を要するときは、数量を知事に申請する。知事は、局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、局長と売買契約を締結したうえで、局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

交通通信が途絶し、災害地が孤立して上記の手続きが取れない場合は、市長は直接局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。この場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて生産局に連絡する。

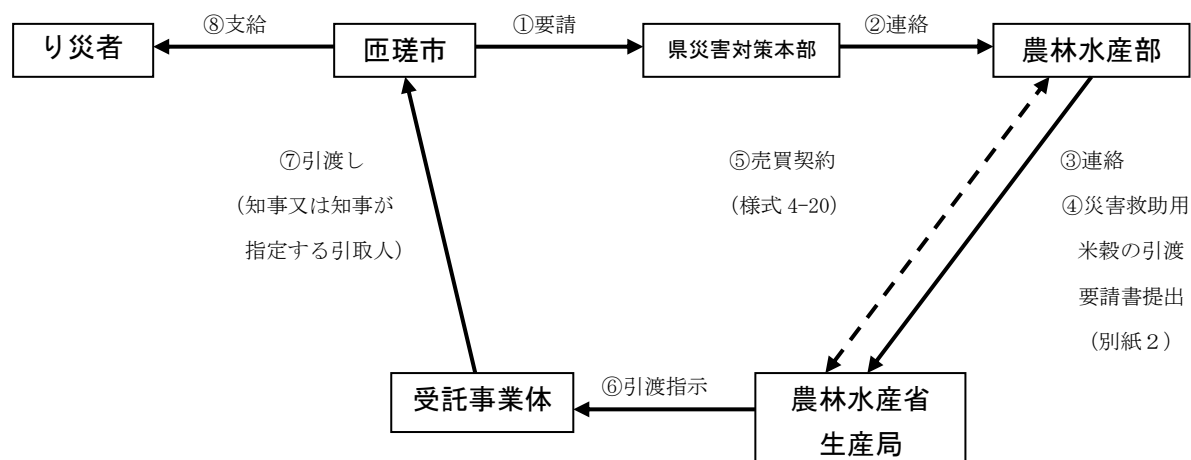
【第6編資料編 5 調査・報告・要請様式 災害救助用米穀の引渡要請書・応急食糧受領書】

(4) 市備蓄物資の活用

市備蓄倉庫保有物資の活用を図る。

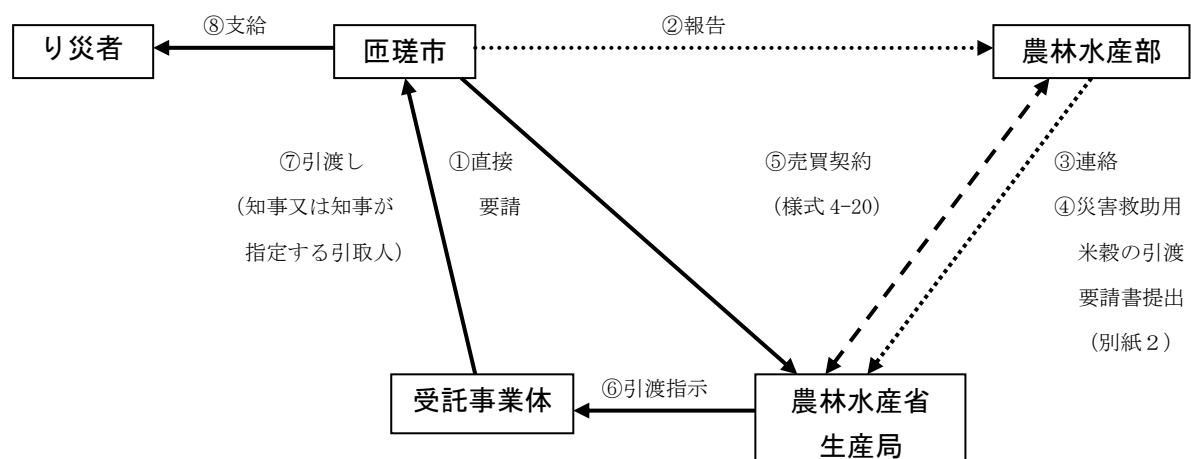
(5) 政府所有米穀の受渡し系統図

【Ⅰ 市からの要請を受け、県が要請する場合】



【Ⅱ 市が直接、要請した場合】

市が直接、生産局に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて生産局に連絡する。



(6) 県による食料・生活必需物資等の供給

市が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請等に基づき、県は、食料及び生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めるものとする。

なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

第10節 広域応援の要請及び市外支援（総務部）

大規模災害時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受け入れについては、国の指導のもと体制整備に努めるものとする。

1 国等に対する応援要請

(1) 職員の派遣要請又は斡旋

ア 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

イ 知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(2) 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の派遣を要請する。

千葉県公安委員会は、広域緊急援助隊の派遣の要求に関し、他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。

2 千葉県防災支援ネットワーク基本計画

県は、大規模な自然災害発生時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（DMAT等）、救援物資、ボランティアの受け入れに当たっては、平成26年2月に策定した千葉県防災支援ネットワーク基本計画に基づき、円滑に受け入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。

(1) 救援部隊

被災状況等に応じて、広域防災拠点に指定している施設から、救援部隊の受け入れ施設を選定する。

広域防災拠点（広域活動拠点等） 4施設（県内31施設）

<u>支援ゾーン</u>	<u>施設名</u>	<u>備考（用途）</u>
<u>海匝・山武ゾーン</u>	<u>県東総運動場</u>	<u>自衛隊</u>
	<u>昭和の森</u>	<u>自衛隊</u>
	<u>旭文化の杜公園</u>	<u>消防、警察</u>
	<u>松尾運動公園</u>	<u>消防、警察</u>

(2) 医療救護

被災状況に応じて、災害医療本部が中心となり、広域防災拠点（災害拠点病院等）と連携し、県外からのDMATの受け入れや重症傷病者の航空搬送等について調整する。

広域防災拠点（災害拠点病院等） 2施設（県内20施設）

支援ゾーン	施設名	備考（用途等）
海匝・山武ゾーン	総合病院国保旭中央病院 東千葉メディカルセンター	平成26年4月1日 開院

(3) 救援物資

平成25年1月に締結した「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、民間物流事業者と連携のうえ、被災状況に応じて救援物資の受入れ先を選定し、物資の管理、市町村物資拠点への輸送を行う。

広域防災拠点（広域物資拠点） 民間営業倉庫

支援ゾーン	施設名	備考（用途等）
海匝・山武ゾーン	民間営業倉庫	

※ 民間営業倉庫については、「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書実施細目」に基づき、毎年4月に情報を更新する。

(4) 災害ボランティア

被害状況に応じて、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。当センターの運営は千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

広域防災拠点（広域災害ボランティアセンター） 1施設（県内5施設）

支援対象地域 （おもな支援対象）	名称	備考
海匝・山武・長生地域	九十九里広域災害ボランティアセンター	さんぶの森公園

(5) 運用

県は、広域防災拠点の選定手順、広域防災拠点の運営、関係機関との調整等災害応急対策を実行するための具体的な計画を別途作成し、広域防災拠点の運用を図る。

3 県の市町村への応援

知事は、市町村等から災害応急対策の実施のための応援要請があった場合は、速やかに調査の上、関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施する。

特に、東日本大震災の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、積極的な職員の派遣による被害等の情報収集や、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

4 市町村間の相互応援

(1) 市長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援要

請を行う。

- (2) 知事は、上記(1)の応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。

この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、下記のことを示さなければならない。

ア 応援をすべき市町村名

イ 応援の範囲又は区域

ウ 担当業務

エ 応援の方法

- (3) 市長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

- (4) 兵庫県宍粟市と本市が締結した災害時等相互応援に関する協定に基づき、それぞれの市において災害が発生した場合に、被災市が応急対策及び応急復旧を円滑に遂行できるよう被害の状況に応じ、支援を行う。

5 消防組合の応援

- (1) 市長は、県内消防組合による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防組合による応援を要請する。

- (2) 知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、千葉県消防広域応援隊の出動を被災市町村以外の市町村長及び消防組合の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防組合が保有するヘリコプターの派遣等を要請し、緊急消防援助隊運用要綱に基づき策定された受援計画により、応援活動を受け入れる。

- (3) 被災市町村以外の市町村は、被災市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県消防広域相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防組合による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

6 水道事業体等の相互応援

水道事業体等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県の調整の下に他の事業体等に応援要請を行う。

7 資料の提供及び交換

- (1) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

- (2) 知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

8 経費の負担

(1) 国又は他都県、市町村から市に職員派遣を受けた場合

国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに他都県、他市町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。
(災害対策基本法施行令第18条)

(2) 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

9 民間団体等との協定等の締結

市は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、既に協定等を締結している各民間団体等に対し協力を要請する。

10 広域避難

(1) 広域避難の調整手続等

ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市は、市の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。

県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。

イ 都道府県域を越える広域避難

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

(2) 広域避難者への支援

ア 住宅等の滞在施設の提供

受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、市及び県は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

イ 被災者への情報提供等

市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮する。

第11節 自衛隊への災害派遣要請（総務部）

大規模な災害が発生し、市民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事は、災害派遣の要請を行う。

1 災害派遣の要請

知事は、災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、もしくは市長から災害派遣の要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

2 災害派遣の方法

災害派遣については、災害の様相等に対応して、下記のような方法がある。

(1) 知事の要請による災害派遣

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

市長は、知事に対して自衛隊の災害派遣に要請の要求を行った旨及び当該市域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(2) 知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、市長から自衛隊が通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。

市長が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

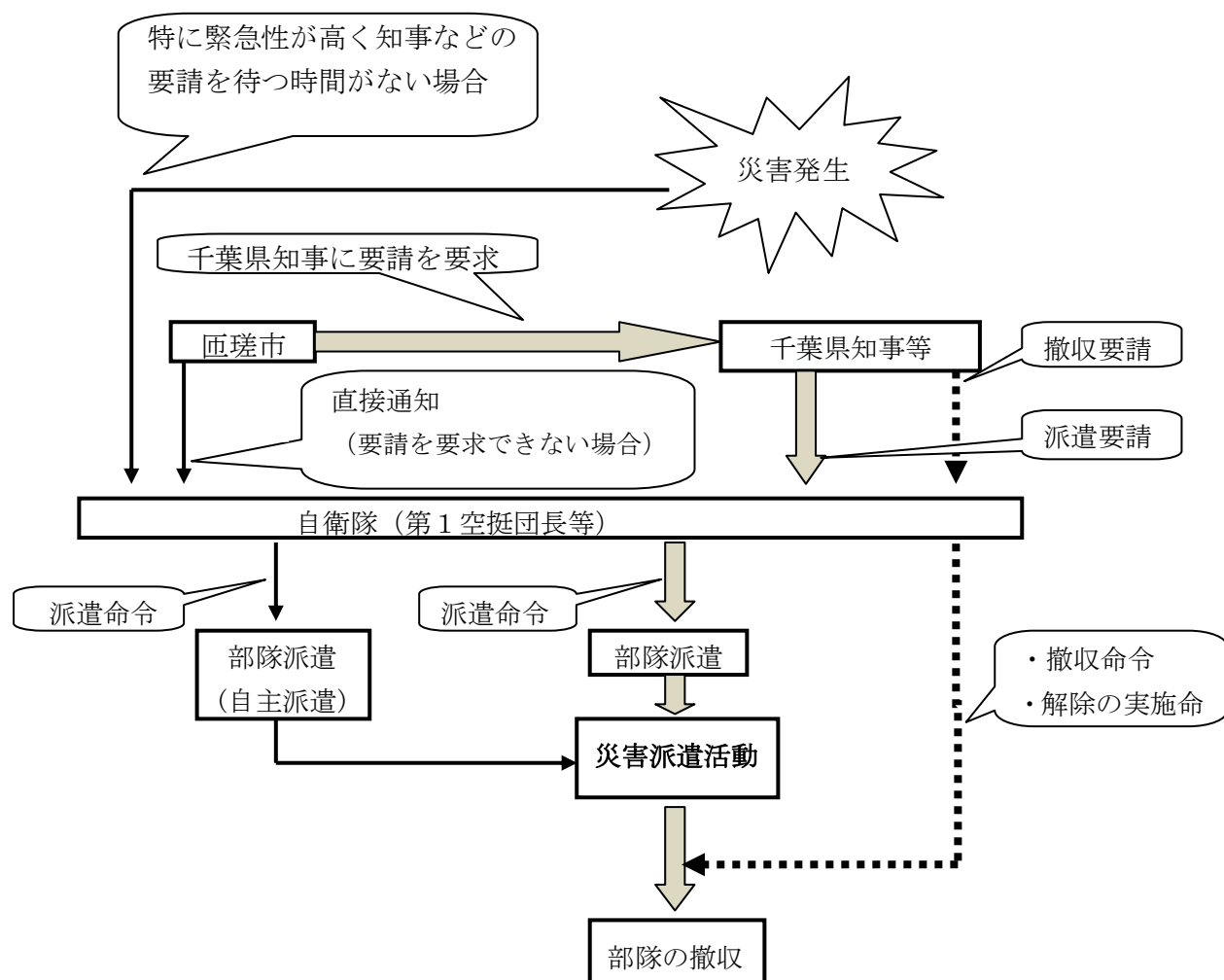
イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

オ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛隊が自主的に派遣する。

(3) 要請から派遣、撤収までの流れ



3 災害派遣要請の手続等

(1) 要請者

千葉県知事

(2) 要請手続

ア 知事が自衛隊の派遣を要請するときは、下記の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあつては、口頭、電信又は電話で要請し、事後速やかに文書を送達する。

- (ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

イ 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は中部航空方面隊司令官を、それぞれ窓口として実施する。ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に通知する。

ウ 要請文書のあて先

区分	あて先	所在
陸上自衛隊に 対するもの	第1空挺団長	〒274-8577 船橋市薬円台3-20-1
	高射学校長	〒264-8501 千葉市若葉区若松町902
	第1ヘリコプター団長	〒292-8510 木更津市吾妻地先
	需品学校長	〒270-2288 松戸市五香六実17
海上自衛隊に 対するもの	横須賀地方総監	〒238-0046 横須賀市西逸見町1
	下総教育航空群司令	〒277-8661 柏市藤ヶ谷1614-1
	第21航空群司令	〒294-8501 館山市宮城無番地
航空自衛隊に 対するもの	中部航空方面隊司令官	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3

(3) 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の派遣の要請又は自衛隊自らの判断により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

4 知事への災害派遣の要請の要求

(1) 知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として市長が行う。

(2) 市長が知事に対して災害派遣要請を要求するときは、下記の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

ア 提出（連絡）先 防災危機管理部危機管理課

イ 提出部数 1部

ウ 記載事項

(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域、活動内容

(エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

5 自衛隊との連絡

(1) 情報の交換

県防災危機管理部及び自衛隊は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に情報を交換する。

(2) 連絡班の派遣

知事は、災害が発生又は発生のおそれのある場合は、関係部隊に連絡班の派遣を依頼する。

(3) 連絡所の設置

県防災危機管理部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、通常は県庁内本庁舎5階に、状況等により指揮連絡上最も適切なところに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。

6 災害派遣部隊の受入体制

(1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

知事及び市長は、自衛隊の活動が他の災害救助、復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

知事及び市長は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（搜索、救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資器材を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め市民との連絡調整を実施する。

(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通知

知事及び市長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通知する。

(4) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の搜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防組合に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市等が提供するものを使用する。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

コ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

シ その他

その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

7 災害派遣部隊の撤収要請（防災危機管理部）

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、市長及び派遣部隊の長と協議を行う。

8 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

9 自衛隊の即応態勢

(1) 情報収集

千葉県内で気象警報（大雨、洪水及び津波）が発表され被害が予想される又は情報入手が必要な場合、利根川、江戸川水域での避難判断水位到達時、千葉県内で突発的災害発生時、その他情報収集が必要と判断される事態が生じた場合、情報収集態勢を強化する。

(2) 初動対処態勢

ア 陸上自衛隊

各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。

イ 緊急時の人命救助

救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。

(ア) 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）

(イ) 海上自衛隊 第21航空群（千葉県館山市）

第12節 学校等の安全対策・文化財の保護（学校教育部、社会教育部）

災害発生時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援も行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

1 防災体制の確立

(1) 公立学校

ア 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）等、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 事前準備

- (ア) 校長は、学校の立地条件等を考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。
- (イ) 校長は、災害の発生に備えて下記のような対策及び措置を講じなければならない。
 - a 計画的に防災にかかわる施設及び設備の点検整備を図ること。
 - b 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
 - c 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。
 - d 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。
 - e 通学が広範囲となる県立学校等においては、交通網の遮断により帰宅困難になる場合を想定し、学校・地域の実情に応じて、必要な防災備蓄を推進するよう努めること。

ウ 災害時の体制

- (ア) 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- (イ) 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会へ報告しなければならない。
- (ウ) 校長は、状況に応じ、臨時休校等適切な措置をとり、教育委員会に報告する。
- (エ) 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定する等、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- (オ) 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行う等災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- (カ) 応急復旧計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

エ 災害復旧時の体制

- (ア) 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

- (イ) 教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。
 - (ウ) 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供すること等により、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、教育委員会と緊密に連絡の上、できる限り早い段階での授業再開に努める。
 - (エ) 教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保すること等、早期の授業再開を支援する。
- (2) 私立学校
- ア 防災教育の一層の充実
市は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）、他者や地域の防災に貢献できること（共助）等、発達段階に応じた防災意識の向上に努めるものとする。
 - イ 事前準備
校長は、公立学校に準じて災害時の学校安全計画を策定し、保護者及び児童生徒等に周徹底を図る等、災害の発生に備えて適切な対策及び措置を講ずる。
また、避難所に指定されている学校は、市と運営方法について、あらかじめ協議しておく。
県は、私立学校に学校安全計画の策定を指導する。
 - ウ 災害時の体制
校長は、学校安全計画を基に、災害の状況に応じた適切な対策及び措置を執るとともに、被害状況等を市及び県総務部学事課に報告する。
 - エ 災害復旧時の体制
校長は、施設・設備並びに教職員及び児童生徒の状況を把握し、早期の授業再開及び平常授業への復帰に努める。
- 2 学用品の調達及び支給
- 災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具、通学用品等の学用品を給与する。
- (1) 実施機関
- 教材・学用品の給与は、市長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。
- なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。
- (2) 学用品の給与
- ア 学用品の給与を受ける者
 - (ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。
 - (イ) 小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）

(ウ) 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品給与の方法

(ア) 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。

(イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。

(ウ) 実際に必要なものに限り支給する。

(エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

3 授業料等の減免・育英補助の措置

(1) 県

ア 授業料の減免

生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。

また、私立高等学校が定めるところにより、被災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。

イ 育英補助の措置

被災したことにより千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。

(2) 市

市は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

4 学校給食の実施

県は、学校の再開後、学校給食を再開するに当たっては、市等の要請に応じ、指導及び助言を行う。

また、市等からの物資等の調達に関する要請を受けた場合に公益財団法人千葉県学校給食会等に応援を要請する。

5 文化財の応急対策

(1) 災害時の状況把握及び報告

ア 県は、市及び文化財所有者等からの報告・連絡により文化財の被害状況把握に努める。

また、国指定等文化財については、状況を把握した後、速やかに文化庁に報告する。

イ 市は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

ウ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市を経由し県に報告する。

(2) 災害時の応急措置

ア 県は、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況を確認し、応急措置等の指導・助言を行うとともに、その復旧計画の策定に際して必要な指導・助言及び支援を行う。

イ 市は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

ウ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

建造物については、市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

記念物については、市等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

【第6編資料編 7 その他 市内文化財一覧】

第13節 帰宅困難者等対策（総務部、市民部）

台風の停滞等、風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者に対し、地震発生時に準じた支援を行うものとする。

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

風水害の場合は、一定の予測が可能であり、交通機関の停止等により大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、市は、市民、企業、学校等関係機関に対し、国、県、周辺市町村と連携して、むやみに移動を開始せずに職場や学校等の施設内に留まるよう呼びかけを行う。

2 企業、学校等関係機関における施設内待機

企業及び学校等関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

4 帰宅困難者等への情報提供

県及び市は、気象情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法等について、テレビ・ラジオ放送やホームページ等を活用し、情報提供を行う。

また、県や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS等を活用した情報提供についても検討する。

5 一時滞在施設の確保及び施設への誘導

(1) 一時滞在施設の確保

市は、所管する施設から耐震性等の安全性を考慮した上で、大規模集客施設や駅等の滞在者を一時的に受け入れられるための一時滞在施設を検討する。

また、市は、一時滞在施設を開設した際には開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内又は誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、市は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を提供する。

第14節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策（総務部、環境生活部、保健部、福祉部、医療部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、市民生活に著しい影響がある場合又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、災害により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

1 保健活動

- (1) 保健部は、医師会等との連携の下に、巡回により被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の健康管理を行う。
- (2) 保健部は、避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。
特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。
- (3) 保健部は、災害発生後早い時期から、心のケア、食中毒や感染症の発生予防等について、予防活動を実施する。
- (4) 保健部は、避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制（人・場所）を確立する。また、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミークラス症候群等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。
- (5) 保健部は、平常時から海匠健康福祉センター（保健所）と連携し、避難所等における予防活動や心のケア等のチーム編成等の体制の整備に努める。
- (6) 保健部は、市民の健康情報及び県からの保健師等の派遣要請の必要性について海匠健康福祉センター（保健所）に報告する。
県は、派遣要請を受けた場合、速やかに派遣計画を策定し、市のニーズに応じた派遣を行う。

2 飲料水の安全確保

環境生活部は地震や津波等の影響により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、海匠健康福祉センターでは飲料水の検水を実施していないため、飲料水を検水し安全確保を図るためには民間検査機関に依頼する。

3 防疫

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

(1) 防疫体制の確立

市は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずる。

(2) 実施主体

地震の際の防疫活動は、感染症法に基づき、環境生活部と保健部が実施する。

(3) 災害防疫の実施方法

ア 市の業務

(ア) 防疫措置の強化

災害の規模に応じ、環境生活部と保健部は、班を編成し、対策の推進を図る。

a 防疫・検水調査班

飲料水等の確保等及び消毒活動を中心的に行う。

b 検病班

感染症患者及び無症状病原体保有者の早期発見、発生防止を行う。

検病班は、医療救護班の協力を得るものとする。

(イ) 広報活動の実施

地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

(ウ) 消毒の実施

感染症法第27条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

(エ) 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

(4) 患者の入院

海匝健康福祉センター（保健所）は、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

(5) 防疫用薬剤の確保

防疫用薬剤及び井戸水消毒液、資器材等は、市内取扱い業者から直接調達する。

(6) 報告

市は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時海匝健康福祉センター（保健所）に報告する。

4 死体の搜索処理等

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに搜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収用するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

(1) 実施機関

ア 死体の搜索、収容は警察及び海上保安部が行い、処理、埋葬は市長が行い、福祉部がこれに当たる。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

イ 市単独で処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

ウ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所及び死体安置所）の確保は、県・市が場所の選定を行う。

(2) 検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、

ア 市長は、検案医師等について、必要に応じて国保匠瑛市民病院に出動を命じ、匠瑛医師会長、香取匠瑛歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。

イ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図るものとする。

(3) 死体の搜索等

ア 死体の搜索

行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの。なお、搜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。

イ 死体の処理

災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施するもの。

(ア) 死体を処理する場合

a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合に漂着した地域の市長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、漂着した地域の市町村長が死体の処理を行う。

c 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（平成25年号外国家公安委員会規則第4号、全文改正）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

(イ) 死体の処理内容

a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

b 死体の一時保存

c 検案

ウ 埋葬

災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬を行う事が困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬を行うもの。

(ア) 埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合(死因及び場所の如何を問わない)

(イ) 埋葬の方法

a 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。

b 埋葬は、原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

(4) その他

ア 匝瑳警察署における計画

(ア) 死体の調査

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したもののについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

(イ) 身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、知事又は市長と緊密に連絡し、県又は市の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧等を行って早期に確認できるよう協力すること。

(ウ) 死体の搜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の搜索等に対し、必要な協力を行う。

イ 銚子海上保安部における計画

(ア) 災害により本市周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、実施機関と協力し、所属巡視船艇により搜索を実施する。

(イ) 必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、搜索に当たる。

(ウ) 収容した死体は、知事又は市長と連絡を密にし、身元が判明したもののについては、所定の手続きを経て遺族に引渡し、身元不明者については、警察とともにその身元確認に努め、知事又は市長の行う措置に協力する。

5 動物対策

特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者及び警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずるよう要請する。

6 清掃及び障害物の除去

災害時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図る。

(1) 災害廃棄物処理計画

市は、災害廃棄物処理計画に基づき、迅速かつ適正な廃棄物の処理を行う。

また、本計画は被害想定や地域社会等の変化に合わせ、必要に応じて適宜修正を行っていく。

ア 実施機関

(ア) 災害時における被害地帯の清掃は、市長が行い、環境生活部がこれに当たる。

(イ) 市は、災害等による大量の廃棄物が発生し、市単独で処理が困難な場合は「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」及び「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助協定」に基づき相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規

模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

イ 廃棄物の収集と処理

(ア) 市における組織体制

災害廃棄物対策組織として、総務（環境生活部）、し尿処理（東総衛生組合）、ごみ処理及びがれき処理（匝瑳市ほか二町環境衛生組合）に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、震災廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

(イ) 廃棄物の処理方針

a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理、リサイクルを行ったのち、原則として各市町村の最終処分場で適正に処分することとする。

b 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

c 生活ごみ

生活ごみ（避難所のものを含む）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。

一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報する。

e し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、衛生、防疫に十分配慮し、原則として東総衛生組合のし尿処理施設で処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求めるため、市は、県に要請する。

(ウ) 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、市において、あらかじめその適地等をリストアップし、一時集積場所として確保できるように設置場所について調整を行う。

(2) 障害物の除去

ア 道路関係障害物の除去計画

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、道路法第3章第1節「道路管理者」に規定する道路管理者が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

イ 河川関係障害物除去計画

河川の機能を確保するため、河川における障害物を除去、しゅんせつする。

ウ 住宅関連障害物除去計画

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

(ア) 実施機関

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

市単独で処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

(イ) 障害物の除去の対象となる者

- a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること。
- b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること。
- c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること。

(ウ) 障害物の除去の方法

- a 救助の実施機関が、作業員又は技術者を動員して、障害物の除去を実施する。
- b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）。

(3) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

市は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について市民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

(4) 健康被害の防止対策

平常時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト暴露防止措置の徹底を図るよう事業者に指導している。震災後においても、平常時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努めることとする。

第15節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理（都市部、福祉部、調査部）

災害による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊等による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施する。

1 応急仮設住宅の供与等

災害により住家を滅失した被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅や公営住宅の空き家の活用を図るとともに、民間の賃貸住宅を借上げる。

(1) 応急仮設住宅の供与

災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を收容するため、応急仮設住宅を供与する。

ア 実施機関

(ア) 応急仮設住宅の供与は、市長が行い、都市部及び福祉部がこれに当たる。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行き、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

(イ) 市単独で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

イ 供与の方法

(ア) 建設

あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設する。

(イ) 民間賃貸住宅の借り上げ

被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し借り上げにより民間賃貸住宅を提供する。

(2) 被災した住宅の応急修理計画

災害により、住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、自己の資力では応急修理ができない被災者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

ア 実施機関

(ア) 被災した住宅の応急修理は、市長が行い、都市部がこれに当たる。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行き、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

(イ) 市単独で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施に当たっては、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図るとともに具体的な連携のあり方について今後検討していく。

2 被災宅地危険度判定支援体制の整備

豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、以下の施策を推進する。

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、災害時において被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）及び千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会（地域協議会）の協力体制のもと、県へ宅地判定士の派遣を要請する等、迅速かつ的確な災害対応を図る。

3 災証明書の交付体制の確立

市は、遅滞なく被災者に災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結など、災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

県は、市町村の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

第16節 ライフライン関連施設等の応急復旧（総務部、環境生活部、建設部）

災害により被害を受けた、ライフライン施設の応急復旧を迅速に行うことにより、市民の安定した生活の確保を図る。

1 水道施設

災害時において、八匜水道企業団及び九十九里地域水道企業団は、生活水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。なお、市のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、県内水道事業者等の応援を得て、復旧を行う。

(1) 災害時の活動体制

災害時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

(2) 応急復旧

応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

(ア) 取水、導水、浄水及び配水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄する。

ウ 人員の確保

水道事業者間で応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

2 電気施設

(1) 非常態勢の組織

災害が発生したときは、東京電力株式会社は次により、非常災害対策本部を千葉支店に設置する。本部の下に情報班、広報班、工務復旧班、配電復旧班、建設復旧班、通信班、給電班、カスタマーセンター班及び総務班の9班を置く。また、非常災害対策本部を成田支社に設置する。

(2) 災害時の応急措置

ア 資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、下記のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 第一線機関等相互の流用

(イ) 現地調達

イ 人員の動員、連絡の徹底

(ア) 災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

(イ) 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 災害時における危険予防措置

災害発生時といえども需要家やサービス及び治安維持上原則として送電を維持するが、浸水や建物倒壊により送電することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は送電不能が予想される場合は、送電を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な

措置を講じる。

(3) 応急復旧対策

ア 被害状況の早期把握

全般的な災害状況の把握は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

イ 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等から復旧効果等も考慮し行う。

(ア) 送電設備

- a 全回線送電不能の主要線路
- b 全回線送電不能のその他の線路
- c 一部回線送電不能の主要線路
- d 一部回線送電不能のその他の線路

(イ) 変電設備

- a 主要幹線の復旧に係する送電用変電所
- b 市街地に送電する系統の送電用変電所
- c 重要施設に供給する配電用変電所

(ウ) 通信設備

- a 給電指令用回線並びに制御保護及び監視回線
- b 保守用回線
- c 業務用回線

(エ) 配電設備

- a 市役所、警察、消防、通信、ガス、避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電する等、各所ごとに具体的に復旧順位を定めておく。
- b 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、応急ケーブルの新設等により仮送電する。
- c 停電が長期にわたる場合は、被災地市民の治安確保の面から、道路上に投光器等の仮設備を行う。

ウ 感電事故及び漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及び防
災行政無線を通じて需要家に対し、下記の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接そ
の地域へ周知する。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにカ
スタマーセンターへ通報すること。

(ウ) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。

(エ) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用す
る場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

(オ) 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

(カ) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。

(キ) その他事故防止のための留意すべき事項。

エ 災害時における市民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定について

の的確な広報を行うものとする。

オ 需要家からの再点検申込み等を迅速かつ適切に処理するため、効率的な受付処理体制を確立しておくものとする。

3 ガス施設

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、各事業所は、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便益を図るため、以下の防災対策を実施する。

(1) 非常災害体制の確立

非常災害対策本部、支部の設置

大規模な非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 応急対策

ア 災害時の初動措置

- (ア) 官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集を行う。
- (イ) 事業所設備等の点検を行う。
- (ウ) その他、状況に応じた措置を行う。

イ 応急措置

- (ア) 各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。
- (イ) 施設を点検し、機能及び安全を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- (ウ) 二次災害の発生が起これないと認められた場合は、速やかなガス供給再開に努める。
- (エ) その他現場の状況により適切な措置を講じる。

ウ 資機材等の調達

復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、下記のいずれかの方法により確保する。

- (ア) 取引先、メーカー等からの調達
- (イ) 各支部間の流用
- (ウ) 他ガス事業者からの融通

(3) 災害時の広報

ア 災害発生時には

- (ア) ガスの栓を全部閉めること。
- (イ) ガスボンベのバルブを閉めること。
- (ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。
この場合には、ガス栓・ボンベバルブを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。
- (エ) 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。

イ マイコンメーター（前面にランプ又は液晶があるメーター）が作動してガスが出ない場合

- (ア) グレーのメーターの場合は、マイナスイボで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。
- (イ) クリームメーターの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ラ

ンプの点灯を確認する。

(ウ) 操作終了後3分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと。

ウ 供給を停止した場合

(ア) 共同住宅等（1つのボンベで複数の消費者にガスを供給している場合）の施設で、ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているため、ガス栓、メーターコックを締め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。

(イ) ガスの供給が再開される際には、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

4 通信施設

(1) 東日本電信電話株式会社

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、東日本電信電話株式会社はその状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、市、県及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される利根川水系等の洪水予報について速やかに市、県へ通報する。

イ 災害時の応急措置

(ア) 設備、資機（器）材の点検及び発動準備

大災害の発生とともに、下記のとおり設備、資機（器）材の点検等を行う。

- a 電源の確保
- b 災害対策用無線機等の発動準備
- c 非常用可搬型交換装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e ビル建築物の防災設備の点検
- f 工事中車両、工具等の点検
- g 保有する資材、物資の点検
- h 所内、所外施設の巡回及び点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、下記のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置
- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 臨時電報、電話受付所の開設

- g 回線の応急復旧
- h 災害用伝言ダイヤル「171」の運用

(ウ) 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって下記の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶及び利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、下記により工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) 株式会社NTTドコモ

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県等の防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ 発災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、下記のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置の発動準備
- b 移動電源車等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検
- d 工事中車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

災害により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳^{かくそう}等の事態の発生により通信の疎通が困難になり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、下記のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置の設置
- d 衛星携帯電話による臨時電話の設置
- e 回線の応急復旧

(ウ) 災害時の広報

災害のため通信が途絶、又は利用の制限を行った場合は、広報車・ラジオ・テレビ、インターネット等によって下記の事項を利用者に通知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信設備の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、下記により工事を実施する。

(ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

(イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDD I 株式会社

KDD I 株式会社では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、市民を対象に「災害伝言板サービス等」による安否情報の伝達に協力する。

(4) ソフトバンクモバイル株式会社

ソフトバンクモバイル株式会社では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

(5) 日本郵便株式会社

災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策等を実施する。

ア 災害時における窓口業務の維持を行う。

イ ゆうちょ銀行株式会社の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付局は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

エ 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物(速達郵便物及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。なお、取扱局は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

オ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受局は全ての郵便局とする。

カ 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

5 放送機関

災害が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、風水害情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、県及び市の要請による防災情報の伝達に当たる。

6 道路・橋梁

災害が発生した場合、市道管理者として、所管の道路、橋梁について緊急輸送道路を最優先に被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定、又は通行の禁止、制限等の措置等利用者の安全策を講ずるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

(1) 災害時の応急措置

ア 市（建設部）

被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールを実施する。情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

ア 市（建設部）

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努める。

7 交通施設

(1) 災害時の活動体制

通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車等も利用する。

(2) 発災時の初動措置

東日本旅客鉄道株式会社の初動措置は下記のとおりである。

ア 運転規制の内容

災害が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。

(ア) 地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度 SI（カイン）による。

(イ) 運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。

(ウ) SI 値が一般区間で 1.2 以上、落石区間で 6 以上の場合、全列車を停止させ、規制区間全線を保守係員の点検後解除する。

(エ) SI 値が一般区間で 6 以上 1.2 未満、落石区間で 3 以上 6 未満の場合、3.5 km/h 以下の

速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。

イ 乗務員の対応

(ア) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のよう
な場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。

(イ) 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。

ウ その他の措置

(ア) 旅客誘導のための案内放送

(イ) 駅員の配置手配

(ウ) 救出、救護手配

(エ) 出火防止

(オ) 防災機器の操作

(カ) 情報の収集

(3) 乗客の避難誘導方法

ア 駅における避難誘導

(ア) 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導
し、避難させる。

(イ) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市があらかじめ定めた避難場所の位置、災
害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。

イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

(ア) 列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。

(イ) 列車が駅間の途中で停車した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災
その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合は次による。

a 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。

b 特に女性に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。

c 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止
を図る。

(4) 事故発生時の救護活動

災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動に当たるとともに、非常災害対策規則に
基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動に当たる。

8 その他公共施設

災害が発生した場合、河川、海岸、漁港及び急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を速やかに把握
し、各施設の機能確保を図るため、各施設管理機関は応急措置を早急に行うものとする。

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設が、災害により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と
協議して必要な応急措置を行う。

(2) 河川管理施設

災害により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、
関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

(3) 急傾斜地崩壊防止施設

災害により急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係

機関と協議して必要な応急措置を行う。

第17節 ボランティアの協力（総務部、市民部、環境生活部、保健部、福祉部、都市部、調査部、学校教育部、医療部）

風水害等災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

1 災害ボランティアセンターの設置

(1) 市災害ボランティアセンター

災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、市は被災の状況を踏まえ、必要に応じて匝瑳市災害ボランティアセンターの設置を匝瑳市社会福祉協議会に要請する。

なお、当センターの運営は、匝瑳市社会福祉協議会が行い、市はその運営を支援する。

(2) 県災害ボランティアセンター

大規模災害時に、県は県災害ボランティアセンターを設置する。当該センターは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施するとともに、被災地に設置される市災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行う。

また、当該センターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営し、原則、千葉県社会福祉センター内に設置することとし、設置できない場合は、千葉県庁内に設置するものとする。

（県災害ボランティアセンター連絡会）

構成団体は、千葉県社会福祉協議会〔事務局〕、日本赤十字社千葉県支部〔事務局〕、千葉県共同募金会など13団体

(3) 広域災害ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない等の場合に、それを代替するために、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。

なお、当センターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

当該センターの設置場所は、下記の表とする。

○広域災害ボランティアセンター（VC）の設置場所

広域防災拠点（災害拠点病院等） 1箇所（県内5箇所）

<u>名称</u>	<u>支援対象地域</u>	<u>設置場所</u>
<u>九十九里広域災害VC</u>	<u>海匝・山武・長生</u>	<u>さんぶの森公園（山武市）</u>

2 ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は、下記のとおりとする。

(1) 専門分野等

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物の応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳及び情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理及び広報

- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等要配慮者の看護及び情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけ等
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

3 匝瑳市災害ボランティアセンターが協力を求める個人及び団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人及び団体は下記のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

(1) 個人

- ア 被災地周辺の市民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

(2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団並びに匝瑳市赤十字奉仕団
- イ 千葉県社会福祉協議会及び県内市町村社会福祉協議会
- ウ 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー
- エ 一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・NPO法人等

4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかける。

(1) 平常時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に、県等が実施する講演会やシンポジウム等の諸行事へ、市民等の参加を促進することにより、市民等のボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月下旬に実施する市の総合防災訓練にボランティアの参加を求めることにより、その重要性を広報し、災害時において、ボランティアの協力が円滑に得られるよう日頃から連携の強化を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内他市町村並びに近隣市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社千葉県支部等の関係団体

を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログ等のインターネットでの情報公開により電話等による問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

5 災害時におけるボランティアの受入、登録

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、市、県及び関係機関と十分な連携を図りながら、匝瑳市社会福祉協議会が市民ふれあいセンター内に匝瑳市災害ボランティアセンターを立ち上げる。

なお、市民ふれあいセンターが災害により使用できない場合、若しくは二次災害等の被害の恐れが見込まれる場合は市災害対策本部と協議し、他の施設の利用を検討する。

(1) 市担当部による受入、登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、市の各部が匝瑳市災害ボランティアセンターと連携して対応する。

各担当部は、匝瑳市災害ボランティアセンターと協議を行い、被災地域におけるボランティアの需要状況を基に、受入先や人員等を調整のうえ受入れる。

活動分野	個人・団体	市受付窓口
医療、看護	医師、看護師、薬剤師、歯科医師、歯科衛生士、ボランティア医療団体	保健部
被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	都市部
外国語通訳	匝瑳市国際交流協会	調査部（企画課）
高齢者支援	支援団体	福祉部
障害者支援	支援団体	
通信、情報連絡	一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部	総務部

(2) 匝瑳市災害ボランティアセンターによる受入、派遣

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、匝瑳市災害ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。

また、ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、市内のボランティアの需要状況をもとに派遣する。

(3) 被災現地における受付

被災地域内住民のボランティア希望者や県災害ボランティアセンター及び被災地周辺市町村による登録を経ずに直接市へ来たボランティア希望者については、匝瑳市災害ボランティアセンターにおいて受付を行い、そこでの災害対策活動に従事する。

(4) ボランティアニーズの把握

市は被災現地における体制を整備し、匝瑳市災害ボランティアセンターと連携のうえ、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

県災害ボランティアセンターは、被災市町村災害ボランティアセンターとの連絡を密にし情報収集するとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの

需要状況の把握に努める。

(5) 各種ボランティア団体との連携

匝瑳市災害ボランティアセンターは、日本赤十字社千葉県支部、県災害ボランティアセンター及び独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に災害支援活動を進める。

6 ボランティア受入体制

(1) 食事、宿泊場所の提供

食事や宿泊場所の確保、手配はボランティア自身で行うことが原則であるが、困難な場合等は、必要に応じて環境生活部と匝瑳市災害ボランティアセンターが連携して確保、手配に協力する。

(2) 活動拠点の提供

ボランティア間の交流及び情報交換の場となる活動拠点については、環境生活部と匝瑳市災害ボランティアセンターが連携して用意する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じて市が負担する。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、県災害ボランティアセンターは県内で活動するボランティアの把握に努め、匝瑳市災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等に調整能力など高い専門性が必要である。

そこで、匝瑳市社会福祉協議会が行っている防災関連のボランティア養成研修や、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、発災時に迅速な受入ができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための支援

災害により被害を受けた市民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、更に心のケア等を行うことによって、市民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

1 被災者に関する支援の情報の提供等

市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等、被災者支援の公平で効率的な実施に努める。

県は、被災者台帳を作成する市からの要請により、実施した支援について被災者に関する情報を提供する。

2 被災者生活再建支援金

(1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって市民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

(2) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ 上記ウ又はエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村(人口10万人未満)で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあつては2世帯以上）における自然災害

(3) 対象となる被災世帯

対象世帯は下記のいずれかに該当する世帯とする。

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額

となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

(5) 支援金支給手続き

支給申請は市に行い、提出を受けた市は申請書等の確認を行い取りまとめの上、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である公益財団法人都道府県会館へ提出し、申請書を受理した公益財団法人都道府県会館は交付決定等を行う。

（被災者生活支援法人として、公益財団法人都道府県会館が指定されている。）

3 公営住宅の建設等

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設又は買取り又は被災者へ転貸するために借上げる。

市が行う災害公営住宅の建設等に対し、知事は適切に指導・支援を実施する。

(2) 市営住宅の空き家の活用

市営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存市営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講ずる。

4 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

自然災害により死亡した者の遺族、または重度の障害を受けた者に対して支給される。

(1) 災害弔慰金

ア 対象災害

(ア) 市内で住居が5世帯以上滅失した災害

(イ) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

(ウ) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

(エ) 災害救助法が適用された市町村を区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

イ 受給遺族

(ア) 配偶者、子、父母、孫、祖父母

(イ) 死亡した者の死亡時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）

ウ 支給額

- (ア) 生計維持者が死亡した場合 500万円
- (イ) その他の者が死亡した場合 250万円
- (2) 災害障害見舞金
 - ア 対象災害 (1)に同じ
 - イ 受給者 アにより重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた者
 - ウ 支給額
 - (ア) 生計維持者 250万円
 - (イ) その他の者 125万円

5. 災害援護資金

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

ア 貸付の対象となる被害

- (ア) 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合
- (イ) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合

イ 世帯の所得制限

上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主

(2) 貸付限度額

ア 世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合

- (ア) 家財等の損害がない場合 150万円
- (イ) 家財の1/3以上の損害 250万円
- (ウ) 住居の半壊 270万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 350万円

(エ) 住居の全壊 350万円

イ 世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合

- (ア) 家財の1/3以上の損害 150万円
- (イ) 住居の半壊 170万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 250万円

(ウ) 住居の全壊((エ)を除く) 250万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場

合等特別の事情がある場合 350万円

(エ) 住居の全体が滅失若しくは流失 350万円

(3) 貸付条件

ア 貸付期間 10年(据置期間を含む)

イ 据置期間 3年(特別な場合5年)

ウ 利子 年3%(据置期間中は無利子)

エ 保証人 連帯保証人になること

(4) 償還方法 年賦償還又は半年賦償還

(5) 申込方法 各市町村

6 生活福祉資金

(1) 貸付対象

他の融資制度から借り入れができない低所得者世帯のうち、この資金(災害援護資金)の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯

(2) 貸付金額 一世帯150万円以内

(3) 貸付条件

ア 据置期間 6月以内

イ 償還期間 据置期間経過後7年以内

ウ 利子 保証人あり 無利子
保証人なし 年1.5%

エ 保証人

(ア) 連帯保証人となること。

(イ) 原則として借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者

(ウ) 生活福祉資金の借受人又は借入申込者となっていない者

(4) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦

(5) 申込方法 官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じ市社会福祉協議会へ申し込む。

7 市災害見舞金

災害救助法の適用を受けない災害については、匝瑳市災害見舞金支給要綱により見舞金を支給する。

【第6編資料編 2 条例・拠点関連 匝瑳市災害見舞金支給要綱】

8 災証明書の交付

(1) 住家の被災調査

ア 調査方法

市(調査部)は家屋の被害状況の把握及び災証明書を交付するために、全住家を対象に被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊に区分し、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、消防組合が消防法に基づき火災調査を行う。

(ア) 一次調査

外観目視による外観調査により、全壊、大規模半壊、半壊又は一部損壊を調査する。

(イ) 二次調査

一次調査結果に対する再調査の申請があった場合、外観目視及び内部立入による再調査を行う。

イ 収集報告に当たって留意すべき事項

(ア) 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

(イ) 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

(ウ) り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

ウ り災証明の交付

(ア) 市（調査部）及び消防組合は、家屋の被害調査、火災調査の結果に基づき、遅滞なくり災証明書を交付する。車両についても、減税等の措置が取られる場合、り災証明を交付する。

なお、災害対策本部が設置されていない場合又は廃止された以後については、総務課及び消防組合が担当する。

(イ) り災証明の交付は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害について証明する。

(ウ) り災証明の交付に当たっては、手数料を徴収しない。

【第6編資料編 7 その他 り災証明書】

9 生活相談

機 関 名	相 談 の 取 扱 い
匝 瑛 市	市役所庁内に被災者のための総合相談窓口を設置するとともに、環境生活部、保健部、福祉部、産業部、建設部、都市部、学校教育部等に個別相談窓口を設置し、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。
千 葉 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 2 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。 (1) 要介護者への巡回相談事業の実施 (2) 被災児童生徒及び親への相談事業の実施 3 住宅被災者に対する相談等の実施 被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。 4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び市と緊密な連携を図る。
県警察	<ol style="list-style-type: none"> 1 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。 2 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。

10 雇用の維持に向けた事業主への支援

- (1) 雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。
- (2) 雇用調整助成金等の特例的な運用について、厚生労働省への要請を行う。

11 義援金

県は、大規模な地震災害や風水害等による被災者に対し、県が募集する義援金及び義援金募集团体（日本赤十字社千葉県支部等）に寄託された義援金を、災害義援金配分委員会での決定に基づき、義援金募集团体、市町村と連携しながら、确实・迅速に配分する。

また、市は、必要に応じ自ら募集し被災者に配分するため、義援金の募集、受付、配分等についての計画の策定に努める。

(1) 募集の決定及び周知並びに受付

ア 県が募集する義援金

機関名	内 容
千葉県	<p>1 募集の決定及び周知</p> <p>災害救助法の適用状況等を勘案し義援金の募集を決定し、義援金募集团体等と連携を図りながら、次の事項をホームページ及び報道機関等を通じ公表し、広報を行う。</p> <p>(1) 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）</p> <p>(2) 受付窓口</p> <p>(3) 募集期間</p> <p>(4) 振込手数料の取扱い</p> <p>(5) 税制上の取扱い</p> <p>(6) 配分方法</p> <p>2 受付</p> <p>義援金は出納局で受け付ける。</p> <p>(※寄附金（見舞金）は防災危機管理部で受け付ける。)</p>

イ 義援金募集团体が募集する義援金

機関名	内 容
義援金 募集团体	<p>1 募集の決定及び周知</p> <p>県や市町村等と連携を図りながら、募集を決定し周知を行う。</p> <p>2 受付</p> <p>関係団体（市町村、社会福祉協議会等）と連携を図りながら、受け付ける。</p> <p>寄託された義援金は、災害義援金配分委員会の指定する口座に速やかに送金することとする。</p>

(2) 配分

機関名	内 容																		
千葉県	<p>県及び義援金募集团体に寄託された義援金の配分に必要な事項（対象・基準・時期・方法等）については、義援金募集团体、被災市町村、報道機関、福祉団体、県等で構成する災害義援金配分委員会を開催し、決定する。</p> <p>配分基準は、原則として下記のとおりとするが、義援金配分委員会が特に必要と認めた場合は、この基準によらないことができる。</p> <p>【配分基準】</p> <table border="1" data-bbox="502 555 1417 925"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="502 555 1220 600">配 分 対 象</th> <th data-bbox="1220 555 1417 600">配 分 比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="502 600 762 741" rowspan="3">人的被害 (配分対象:者)</td> <td data-bbox="762 600 1220 645">死者</td> <td data-bbox="1220 600 1417 645">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 645 1220 689">行方不明者（死亡と推定される者）</td> <td data-bbox="1220 645 1417 689">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 689 1220 741">重傷者</td> <td data-bbox="1220 689 1417 741">5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="502 741 762 925" rowspan="3">住家被害 (配分対象:世帯)</td> <td data-bbox="762 741 1220 831">全壊（半壊解体、敷地被害解体を含む。）</td> <td data-bbox="1220 741 1417 831">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 831 1220 875">半壊</td> <td data-bbox="1220 831 1417 875">5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 875 1220 925">床上浸水</td> <td data-bbox="1220 875 1417 925">1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（※ 床上浸水世帯を1とする）</p>		配 分 対 象		配 分 比	人的被害 (配分対象:者)	死者	10	行方不明者（死亡と推定される者）	10	重傷者	5	住家被害 (配分対象:世帯)	全壊（半壊解体、敷地被害解体を含む。）	10	半壊	5	床上浸水	1
配 分 対 象		配 分 比																	
人的被害 (配分対象:者)	死者	10																	
	行方不明者（死亡と推定される者）	10																	
	重傷者	5																	
住家被害 (配分対象:世帯)	全壊（半壊解体、敷地被害解体を含む。）	10																	
	半壊	5																	
	床上浸水	1																	
匝瑳市	県又は義援金募集团体から送付された義援金を、被災者に配分する。																		

12 その他の生活確保

機関名	生活確保の取扱い
日本郵便㈱	<p>災害救助法が発動された場合、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、下記のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策等を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>1 郵便関係</p> <p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。</p> <p>2 災害時における窓口業務の維持</p> <p>3 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い</p>
労働局	<p>1 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあつせんを図る。</p> <p>2 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、下記の措置を講じる。</p> <p>(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置</p> <p>(2) 巡回職業相談の実施</p> <p>3 雇用保険の失業給付に関する特例措置 災害により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。</p>
NHK	<p>災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。</p>

13 中小企業への融資

経営安定資金の融資対策を講ずる。

(1) 市認定枠

ア 融資対象者

激甚災害により被害を受けた者

中小企業信用保険法第2条第4項第4号の規定による認定を受けた者

イ 融資使途

設備資金、運転資金

ウ 融資限度額

1 中小企業者 8,000万円以内

エ 融資期間

設備資金 10年以内、運転資金7年以内

オ 融資利率

年1.4%～2.0%（融資期間により異なる。）

(2) 市認定以外枠

ア 融資対象者

知事が指定する災害により被害を受けた者

イ 融資使途

設備資金、運転資金

ウ 融資限度額

1 中小企業者 8,000万円以内

エ 融資期間

設備資金 10年以内、運転資金 7年以内

オ 融資利率

年1.7%～2.3%（融資期間により異なる。）

14 農林漁業者への融資

平成26年10月1日現在

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
天 災 資 金	3.0%以内資金	種苗、肥料、飼料、 労賃、水利費、薬剤、 農機具、家畜又は家 きん、薪炭原木、し いたけほだ木、漁 具、稚魚、稚貝、餌 料、漁業用燃油の購 入、漁船の建造又は 取得、共済掛金（農 業共済又は漁業共 済）の支払い等	〈個人〉 ・果樹栽培、家畜・家きんの 購入等 500万円 (600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 (250万円) 〈法人〉 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、家 畜・家きんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害法に よる特例措置	3.0%以内 (平成10年の 適用例0.6%)	原則6年以内 (果樹栽培、家 畜・家きんの購入 等 原則5年以内)
	5.5%以内資金	〃	〃	5.5%以内 (平成10年の 適用例0.6%)	原則5年以内
	6.5%以内資金	〃	〃	6.5%以内 (平成10年の	原則3年以内 (果樹栽培、家

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
				適用例0.6%	畜・家きんの購入等 原則5年以内)
県 単 農 業 災 害 対 策 資 金	経営安定資金	<u>種苗、肥料、飼料、 労賃、水利費、薬剤、 農機具、家畜又は家 きん、薪炭原木、し いたけほだ木、 菌 床、農業共済掛金、 簡易施設復旧資材 等</u>	被害認定額の80%以内で 300万円以下	災害の都度決定 (平成25年の 適用例0.5%)	5年以内
	施設復旧資金	農業用施設の復旧 に要する経費	被害認定額の80%以内で 500万円以下	災害の都度決定 (平成25年の 適用例0.5%)	6年以内 (据置2年以内)
県 単 漁 業 災 害 対 策 資 金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、 飼料、燃料、労賃、 漁業共済掛金、簡易 施設復旧資材等	被害認定額の80%以内で 300万円以下	災害の都度決定 (平成25年の 適用例0.5%)	5年以内
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の 復旧に要する経費	被害認定額の80%以内で 500万円以下	災害の都度決定 (平成25年の 適用例0.5%)	6年以内 (据置2年以内)
(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保 全又は利用上必要 な施設の復旧	当該年度に負担する額	変動 (毎月見直し)	25年 (据置10年以内)
	農林漁業 セーフティネット資金	災害により必要と する経営再建費、収 入減補填費等	600万円(特認年間経営費 等の3/12以内)	〃	10年 (据置3年以内)
	林業基盤整備資金	災害による造林地 の復旧 災害による林道の 復旧 災害による樹苗養 成施設の復旧	80~90%以内 80%以内 80%以内	〃	30年 (据置20年以内) 20年 (据置3年以内) 15年 (据置5年以内)
	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤 岸壁等施設、漁場、 水産種苗生産施設	80%以内	〃	20年 (据置3年以内)

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
		の復旧			
	漁船資金	災害に係る漁船の復旧等	1隻当たり4億5千万円(特認11億)又は、借入者負担額の80%以内のいずれか低い額	〃	12年 (据置2年以内)
(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設)	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植又は補植	1施設当たり300万円(特認600万円、漁船1,000万円) 又は負担する額の80%のいずれか低い額	変動(毎月見直し)	15年 (据置3年以内) 果樹の改植補償は25年 (据置10年)
	(共同利用施設)	農業施設、林業施設、水産施設、等共同利用施設の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)

第2節 ライフライン関連施設等の復旧対策

上水道・電気・ガス・通信等の施設及び農林業用施設また道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

1 水道施設

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に下記の点に留意して進めるものとする。

- ア 施設の耐震化を図る。
- イ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- ウ 市の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。
この場合は次の点に留意する。
 - (ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
 - (イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、市民への広報、保安対策に万全を期する。

2 電気施設

原則として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、民心安定のために重要な避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度等から復旧効果等も考慮し行う。

(1) 送電設備

- ア 送電線路の復旧順位は、次のとおりである。
 - (ア) 全回線送電不能の主要線路
 - (イ) " のその他の線路
 - (ウ) 一部回線送電不能の重要線路
 - (エ) " のその他の線路

(2) 変電設備

- ア 主要幹線の復旧に係る送電用変電所
- イ 重要施設に供給する配電用変電所

(3) 通信設備

- ア 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
- イ 保守用回線
- ウ 業務用回線

(4) 配電設備

水道、新聞、放送、ガス、電鉄、公官庁、警察、消防、通信、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電する。

3 LPガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するよう慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 供給施設の復旧

ガスの供給を一時若しくは一部停止した場合は、施設の点検・補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて、ガスの製造・供給を再開する。

(2) 需要家設備の復旧

- ア 閉栓確認作業
- イ 被災地域の復旧ブロック化
- ウ 復旧ブロック化内巡回点検作業
- エ 復旧ブロック化内の漏えい検査
- オ 内管検査及び内管の修理
- カ 点検・燃焼試験
- キ 開栓

(3) 再供給時事故防止措置

ア 供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

イ 需要家施設（供給設備、消費設備）

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

4 通信施設

東日本電信電話株式会社における復旧の順位

災害により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

【重要通信を確保する機関の順位】

順位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

*上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

電気通信サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等

5 農林・水産業施設

(1) 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 用排水施設

(ア) 用排水路等の破壊、決壊で、これを放置すると地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

イ ため池

(ア) 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(2) 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは、次のとおりである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

イ 治山施設

治山施設（地すべり防止施設を含む。）の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

6 公共土木施設

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧に当たっては、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ行うものとする。

(2) 河川、海岸及び急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸及び急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 河川管理施設

- (ア) 堤防の決壊、護岸又は天然河岸の破壊で、市民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (イ) 堤防の決壊又はそのおそれのあるもの
- (ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- (エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- (オ) 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管、排水機場又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 海岸保全施設

- (ア) 防波堤の決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの
- (イ) 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの
- (ウ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (エ) 護岸、水門の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第3節 激甚災害の指定（財政部、建設部、都市部、産業部）

市は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚法の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

1 激甚災害に関する調査

(1) 市

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

(2) 県

ア 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。

イ 前記アの各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、防災危機管理部に提出するものとする。

ウ 防災危機管理部長は、前記各部局の調査を取りまとめ、庁議に付議するものとする。

エ 関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

2 特別財政援助額の交付手続き等

(1) 市

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

(2) 県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続きその他を実施するものとする。

第4節 災害復興

1 体制の整備

市は、市民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。

東日本大震災では、千葉県において初めて災害復旧・復興本部を設置した。

市は、東日本大震災の復旧復興に係る教訓等を踏まえ、災害復旧・復興本部の役割等について、研究する。

2 災害からの復興に関する基本的な考え方

国、県、市等の行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）こと等、地域住民、企業、団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

東日本大震災は、被害が甚大であったことから、千葉県は、単なる原状回復である「復旧」とどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組みこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

市は、今後起こりうる首都直下地震等の大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。

また、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、国、県、市は、それぞれの役割分担の下、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図るものとする。

3 想定される復興準備計画

以下の復興計画を実効ある内容と市民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要になってくる。この復興調査についても検討が必要であり、平成23年3月に発生した東日本大震災では、津波により太平洋岸の地域が、液状化により東京湾岸の埋立地や河川沿いの低地が大きな被害を受ける等、地域の特性や被害の状況に応じた復興対策が重要となった。

また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

(1) くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策等の被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識等健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

(2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性和都市(地域)機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と市民とが協働した都市計画の策定を目指す。都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設等、多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、全てにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。

その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用等による財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供等の措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

市の重要な産業である観光、農業、漁業等においても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝等産業の復興を側面から支援する。

4 復興対策の研究、検討

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。

(1) 防災・危機管理体制の強化

- ア 防災対策の充実・強化
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 地域コミュニティの活性化

(2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化及び充実

- ア 医療提供体制の整備
- イ 福祉サービス提供体制の整備
- ウ 健康の維持若しくは増進、心のケア又は地域支え合い体制の整備
- エ 子育て支援サービスの提供体制の整備

(3) 教育分野における防災体制の充実

- ア 教育施設の早期耐震化推進
- イ 防災教育の一層の充実
- ウ 学校における災害発生時の児童生徒等に対する支援の充実

(4) 農林水産業の再生と発展

- ア 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
- イ 匝瑳市産農林水産物の魅力発信
- ウ 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
- エ 自然災害対策の推進

(5) 商工業・観光業等の再生と発展

- ア 商工業の再生及び成長支援
 - イ 観光業の再生
 - ウ 就労支援及び雇用創出の推進
- (6) 地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり
- ア 安全なまちづくりの推進
 - イ 公共土木施設の防災機能の強化
 - ウ 交通ネットワークの機能強化
 - エ 上水道施設等ライフラインの機能強化

—第 5 編 大規模事故災害対策編—

第1章 総論

市は、沿岸域における海難事故や油流出事故、成田国際空港の航空路下に位置することによる航空機事故、市街地の大規模火災、森林面積が大きいことによる林野火災、産業の高度化による危険物事故、鉄道事故、道路事故等の大規模な事故災害及び態様が特殊で影響が甚大な放射性物質事故等対応すべき災害種別が増えている状況下にある。

これらの事故災害に的確に対応し、市民生活の安全を守り、本市の持つ諸機能を確保するため、各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策の充実に努めていく必要がある。

本計画は、それぞれの事故災害に特有の基本方針、予防計画及び応急対策計画について定めたものである。この計画に定められていないものについては、風水害等対策編の規定に準ずるものとする。また、復旧対策については、それぞれの事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、風水害等対策編の災害復旧計画に準ずるものとする。

なお、配備基準は下記のとおりとする。

※【配備基準 大規模火災、林野火災及び危険物等災害】

		大規模火災	林野火災	危険物等災害
(第1・第2配備)	配備基準	大規模火災により災害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	林野火災により災害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	危険物事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 総務課 消防団 匝瑳市横芝光町消防組合	総務課 消防団 匝瑳市横芝光町消防組合	総務課 環境生活課 消防団 匝瑳市横芝光町消防組合
(第3・第4配備)	設置する本部	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部
	配備基準	大規模火災により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。	林野火災により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。	危険物事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	第3配備は、災害対策本部に所属する全ての部 (所属部員のおおむね3分の1を目安とする。) 第4配備は、災害対策本部に所属する全ての部		
配備の特例措置 <ol style="list-style-type: none"> 市長は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 市長は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し又は解くものとする。 				

※【**配備基準** 海上事故災害及び油等海上流出災害】

		海上事故	油等海上流出災害
(第1・第2配備)	配備基準	海上事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めるとき。	船舶等による油等の海上流出事故が発生し、油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合で、市長が必要と認めるとき。
	配備を要する課等	本庁 総務課 環境生活課 消防団 匝瑳市横芝光町消防組合	総務課 環境生活課 消防団 匝瑳市横芝光町消防組合
(第3・第4配備)	設置する本部	災害対策本部	災害対策本部
	配備基準	海上事故により重大な災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき。	船舶等による油等の海上流出事故が発生し、大量の油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合で、市長が必要と認めるとき。
	配備を要する課等	第3配備は、災害対策本部に所属する全ての部 (所属部員のおおむね3分の1を目安とする。) 第4配備は、災害対策本部に所属する全ての部	
<p>配備の特例措置</p> <p>1 市長は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。</p> <p>2 市長は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し又は解くものとする。</p>			

※【**配備基準** 航空機事故災害、鉄道事故災害及び道路事故災害】

		航空機事故	鉄道事故	道路事故
(第1・第2配備)	配備基準	航空機事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	鉄道事故により災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。	道路事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 総務課 匝瑳市横芝光町消防組合	総務課 環境生活課 建設課 消防団 匝瑳市横芝光町消防組合	総務課 環境生活課 建設課 消防団 匝瑳市横芝光町消防組合
(第3・第4配備)	設置する本部	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部
	配備基準	航空機事故により重大な災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。	鉄道事故により重大な災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。	道路事故により重大な災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	第3配備は、災害対策本部に所属する全ての部 (所属部員のおおむね3分の1を目安とする。) 第4配備は、災害対策本部に所属する全ての部		
<p>配備の特例措置</p> <p>1 市長は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。</p> <p>2 市長は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し又は解くものとする。</p>				

※【配備基準 放射性物質事故】

		放射性物質事故
(第1・第2配備)	配備基準	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 総務課 環境生活課 匝瑳市横芝光町消防組合
(第3・第4配備)	設置する本部	災害対策本部 (本部長：市長)
	配備基準	放射性物質事故により重大な被害が発生し、 <u>市長</u> が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	第3配備は、災害対策本部に所属する全ての部 (所属部員のおおむね3分の1を目安とする。) 第4配備は、災害対策本部に所属する全ての部
<p>配備の特例措置</p> <p>1 市長は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。</p> <p>2 市長は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くものとする。</p>		

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策計画（総務部、都市部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

1 基本方針

大規模な火事による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

2 予防計画

（1）建築物不燃化の促進

ア 建築物の防火規制

県及び市は、市街地における延焼防止を下記により促進する。

（ア）市には、防火地域に指定されている地域はないが、準防火地域に指定されている地域が9.0haある。（都市計画決定。昭和59年1月31日）

建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物、準耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

（イ）防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条の規定による屋根不燃区域の指定により、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を推進する。

イ 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から市民の生命及び財産を守るため、避難地、避難路、延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

（2）防災空間の整備・拡大

ア 県及び市は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づき、特別緑地保全区域を指定し良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てる。

イ 都市公園は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

市は、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を検討する等、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

ウ 都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時においては、火災の延焼防止機能も有している。街路の整備は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止する等、災害に強い街づくりに貢献することが大きい。

県及び市は、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の幹線街路については緊急性の高いものから整備を図っている。

（3）市街地の整備

市は、面的な都市基盤施設の整備とあわせて防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

(4) 火災に係る立入検査

消防組合は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法（昭和23年法律第186号）第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

[立入検査の主眼点]

- ~~~~~
- ① 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、避難設備、警報設備、避難設備、消防用水、その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準のとおり設置及び維持管理されているかどうか。
 - ② 炉、厨房設備、ストーブ、ボイラー、乾燥設備、変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例で定める基準のとおり確保されているかどうか。
 - ③ こんろ、火鉢等その他火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、条例どおり確保されているかどうか。
 - ④ 劇場等の公衆集会所での裸火の使用等について、条例に違反していないかどうか。
 - ⑤ 指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例に違反していないかどうか。
 - ⑥ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。
- ~~~~~

(5) 住宅防火対策

住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、市は、県及び千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、住宅用防災機器の普及促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、市内全ての住宅に設置されるよう努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

- ア 住宅用防災機器等の展示
- イ 啓発用パンフレットの配布
- ウ 講演会の開催支援

(6) 多数の者を収容する建築物の防火対策

ア 防火管理者及び消防計画

消防組合は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- (ア) 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- (イ) 消火、通報及び避難等の訓練の実施
- (ウ) 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- (エ) 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- (オ) 従業員等に対する防災教育の実施

イ 防火対象物の点検及び報告

消防組合は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

(7) 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物（6階以上又は31mを越す建築物）での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物に増した防火対策が必要となるとともに、大規模事業所における自衛消防組織の設置及び防災管理者の選任等についても定める必要がある。

よって、関係機関は、大規模・高層建築物の管理権限者又は関係者に対し、前記「(6) 多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え、下記事項について指導する。

ア 消防防災システムのインテリジェント化の推進

(ア) 高水準消防防災設備の整備

(イ) 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備

(ウ) 防災センターの整備

イ 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

(8) 文化財の防火対策

市には、歴史的、学術的価値の高い文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災等の災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に努める。

ア 消防設備の設置及び整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備及び建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備等の消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置及び整備に努める。

イ 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動体制の整備に努める。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

(9) 消防組織及び施設の整備充実

ア 消防組織

消防組合は消防職員の確保に努め、市は消防団員の確保に努める。

県は、消防組合及び市の行う消防組織の充実強化を推進するための情報提供等の支援を行う。

イ 消防施設等の整備充実

「匝瑳市総合計画実施計画平成27～29年度」に基づき、実態に即した消防施設等の整備強化を推進する。

(ア) 匝瑳市横芝光町消防組合負担金（運営費）

- (イ) 匝瑳市横芝光町消防組合負担金（消防施設整備）
- (ウ) 消防団運営事業
- (エ) 消防施設整備事業（非常備）
- (オ) 消防団運営交付金

3 応急対策計画

(1) 応急活動体制

ア 市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

イ 市は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 情報収集・伝達体制

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

また、「火災・災害等即報要領」の「直接即報」に該当する火災・災害等を覚知したときは、市は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対しても行う。

(3) 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、風水害等対策編第3章第2節「災害救助法適用計画」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令（昭和22年政令225号）第1条第1項第1号から第3号まで）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するとき等多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

(4) 消防活動

ア 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 市及び消防組合は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

ウ 市が発災現場でない場合には、発災現場の市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(5) 救助・救急計画

ア 市及び消防組合は、救助及び救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国及び県の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。

イ 市及び消防組合は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助及び救急活動を行う。

ウ 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

(6) 交通規制計画

匝瑳警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を図る。

(7) 避難計画

ア 発災時には、市及び匝瑳警察署等は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。

イ 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

ウ 市は、必要な応じて避難所を開設する。

(8) 救援・救護計画

食料、飲料水及び生活必需品等の供給に関する計画については、風水害等対策編第3章第9節「救援物資供給活動」、医療救護計画については、風水害等対策編第3章第7節「救助救急・医療救護活動」に定めるところによる。

第2節 林野火災対策計画（総務部、産業部、学校教育部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

1 基本方針

近年、林野火災は、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備等により、海岸線付近の防風林等の利用者が多くなるに伴い、その発生が懸念される場所である。

また、林野火災は、ひとたび発生すると地形等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

2 予防計画

(1) 広報宣伝

ア 各種広報等による注意

県及び市は、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、市防災行政無線、広報そうさ、回覧板及び有線放送等を利用し、市民の注意を喚起する。

イ 学校教育の指導

県及び市は、市は、小、中学校児童生徒に対して、自然の保護、森林の保護育成及び鳥獣の保護等について、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。

ウ 山火事予防運動の実施

県及び市は、山火事予防運動週間中に警報旗を設置する等の各種啓発事業を推進する。

(2) 法令による規制

ア 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例で定める火の使用制限（条例第29条）

イ 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火及び喫煙の制限をする。

ウ 火入れの許可制の励行（森林法（昭和26年法律第49号）第21条、第22条）

市は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。

(3) 予防施設の設置

ア すいがら入れの保持

県及び市は、海水浴客や観光客及び林業労働者に携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。

イ 立看板の設置

県は、海水浴客や観光客の集まる海岸線の防風林付近、キャンプ場等の人が集まるところに立看板等を設置する。

(4) 林野等の整備

ア 林業経営

防風林等森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り火災の起こりにくい森林の育成に資する。

イ 防火線

県及び市並びに防風林等森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。

(5) 消火施設の設置

ア 水槽の設置（自然水利の活用）

県は、治山えん堤工事で山脚の崩壊、溪間の安定を図るための、谷止工を利用して防火用

水を確保する。

市及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火用水槽を配備する。

イ 自衛隊の支援

県は、大規模火災に対処するために、自衛隊の支援体制を確立する。

ウ 簡易消火用具の配備

県は、初期消火のため、簡易消火用具を県の管理施設等に配置する。

3 応急対策計画

(1) 消防計画の樹立

ア 地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成

県は、林野の所在する市町村を指導し、地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成させ、消防団等にあらかじめ配布しておく。

イ 消防の出動と配分図

消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ周辺市町と協議しておく。

ウ 重点地域の指定

特に多発又は大規模火災が予想される地域を重点的に指定し、集中的に林野火災対策を推進し体制の確立を図る。

エ モデル地区の設置

モデル地区を設置し、他の模範となるよう指導する。

オ 消防計画図の作成

市及び消防組合の消防計画の中にも、林野火災消防計画図をとり入れる。

(2) 総合的消防体制の確立

ア 警報連絡体制の確立

火災警報及びその他気象情報が円滑適切に連絡できるようその体制を確立させる。

イ 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は、応援を要請した市長が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。

ウ 防御機器等の整備

林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備又は点検しておくよう指導する。

エ 防災訓練の実施

機会をとらえ、図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

オ 広域応援体制の確立

初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

カ 救護体制の確立

日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班の活動その他医療救護体制の確立を図る。

4 避難計画

匝瑳警察署及び市は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。

第3節 危険物等災害対策計画（総務部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

1 基本方針

危険物（石油等）による災害を防止し、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における危険物（石油等）の保安対策及び応急対策について定める。

2 予防計画

（1）事業所等

ア 事業所等は、消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

イ 事業所等は、消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、下記の人員を配置する。

（ア）危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

（イ）危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

（ウ）危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

ウ 事業所等は、下記に掲げる予防対策を行う。

（ア）事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災又は爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

（イ）事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱っている事業所等は、相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助及び避難等自主的な組織活動を行う。

（ウ）住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

（2）県、市及び消防機関

ア 県、市及び消防機関は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、直ちに改修又は移転させる等、危険物の規制を実施する。

イ 県、市及び消防機関は、監督行政庁の立場から、下記の予防対策を実施する。

（ア）危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設及び貯蔵や取扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

- (イ) 監督指導の強化
危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。
- (ウ) 消防体制の強化
消防機関は、各事業所の火災防災計画を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進する。
- (エ) 防災教育
危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を行う。

3 応急対策計画

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、直ちに下記の措置をとる。

ア 通報体制

(ア) 責任者は、発災時に直ちに119番で消防組合に連絡するとともに、必要に応じて地域住民並びに近隣企業に通報する。

(イ) 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて消防組合に通報する。

イ 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に活用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ、誘発防止に最善の方策をとる。

ウ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

(2) 県、市及びその他関係機関

災害の規模、態様に応じ、市及び県の地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の緊密な連携のもとに下記の応急対策を実施する。

ア 災害情報の収集及び報告

消防機関は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、県及びその他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ 救急医療

当該事業所、消防機関、県及び医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。匝瑳警察署及びその他の関係機関はこれに協力する。

ウ 消防活動

消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

エ 避難

市は、匝瑳警察署と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

オ 警備

匝瑳警察署及び銚子海上保安部は、関係機関協力の下に被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

カ 交通対策

道路管理者及び匝瑳警察署は、交通の安全及び緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

キ 原因の究明

県、労働局、消防機関及び学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

第4節 海上事故災害対策計画（総務部、環境生活部、産業部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

1 基本方針

市の周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者及び死傷者等が発生し又は生ずるおそれのある事態であつて、保護を必要とする場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図り、迅速かつ適切に活動するための計画とする。ただし、油等の流出事故が発生した場合には、本編第2章第5節「油等海上流出災害対策計画」の定めるところによる。

2 対象災害

本計画の対象となる災害は、下記のとおりである。

- (1) 旅客船及びその他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の人命の損失を伴うもの。
- (2) 漁船の集団海難で、多数の人命の損失を伴うもの。

3 予防計画

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 各種予防対策

ア 航行船舶の安全確保

- (ア) 銚子海上保安部は、海域における交通制限及び交通情報の提供等の体制整備に努める。
- (イ) 銚子海上保安部は、海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。
- (ウ) 県は、漁船の操業安全指導海域内での指導、災害予防通信及び港内のパトロール等を実施する。

イ 船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は船舶利用者に対し、発災時における行動及び避難経路の教示等を実施する。

(2) 資機材等の整備

銚子海上保安部は、災害発生の場合に必要な救助用具及び資機材等の整備に努める。

千葉県水難救済会は、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努めるものとする。

4 応急対策計画

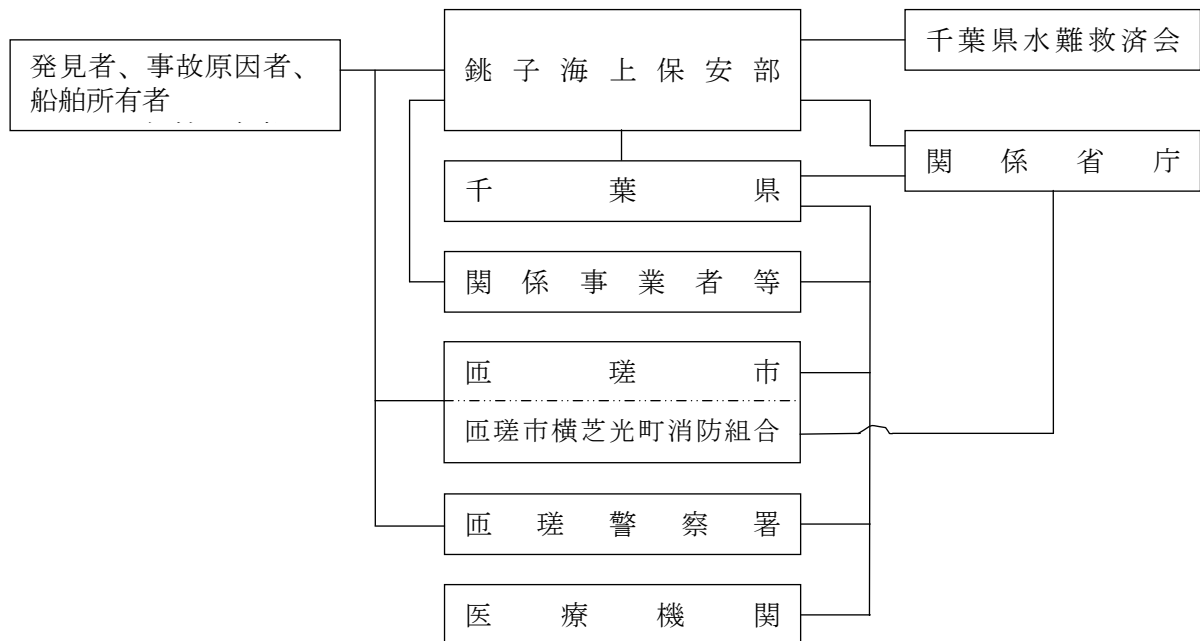
海上災害の発生時又は災害の発生が予想される場合における被害の軽減を図るため、関係機関は早期に初動体制を確立して災害応急対策へ万全を期するものとする。

(1) 情報の収集伝達

初動体制を早期に確立するためには早期の災害覚知が不可欠である。関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊急に行う。

県は、漁業無線通信系を利用した海上事故の通報等の応急通信及び漁船又は県所属船舶から事故に係る情報の収集を実施する。

【海上災害発生等に伴う情報伝達ルート】



(2) 応急活動体制

災害を覚知した場合は、防災関係機関は直ちに初動体制を確立して、対応に努める。一次的に対応をする関係機関及び主な対応は、以下のとおりである。

船舶所有者等	消火、救難、救助、広報、被災者家族等への情報提供
銚子海上保安部	搜索、救助、救急、消火、関係機関との連絡調整、 事故原因の調査・広報
匝瑳市横芝光町消防組合	搜索、消火、救難、救助、救急、搬送
千葉県警察、匝瑳警察署	搜索、救難、救助、警戒線の設定
匝瑳市	避難指示等、他団体への応援要請、市民への広報
千葉県	関係機関との連絡調整
医療機関	負傷者等の応急医療、救護等

(3) 関係機関の体制

ア 銚子海上保安部の体制

(ア) 海上に災害の発生が予想される場合

a 警戒配備

大規模海難に至らない海上災害の発生が予想される時、必要に応じ、第三管区海上保安本部長が発令し、銚子海上保安部が緊急に事前の措置を実施してこれに備える体制を確立する。

b 非常配備

大規模海難等の発生が予想されるときに、必要に応じ、第三管区海上保安本部長が非常配備 乙を発令し、銚子海上保安部が緊急の措置を実施してこれに備える態勢を確立する。

(イ) 災害が発生した場合

a 大規模海難等対策本部の設置

大規模な海難その他海上における災害の際に、救助、援助、汚染の防除及び犯罪の捜査に関する業務を統一的かつ協力を推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

b 中規模海難等対策本部の設置

大規模でない海難その他における災害が発生した際に、救助、援助及び汚染の防除に関する業務を協力かつ的確に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

イ 県の体制

海難が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

ウ 市の体制

海難が発生し又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その海域に係る災害応急対策を実施する。

エ 防災関係機関の体制

関係機関の長は、海難が発生し又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 各種活動

銚子海上保安部をはじめ関係機関は、連携及び協力して応急対策を実施する。

ア 搜索

関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれ船舶及びヘリコプター等を活用して行うものとする。

イ 消火

銚子海上保安部は、船舶等の火災が発生した場合「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき消防機関と密接に連携し対処するものとする。

ウ 救助・救急

(ア) 銚子海上保安部（海上保安庁法（昭和23年法律第28号）第2条）

海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変地異その他救済を必要とする場合における救助を行う。海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督を行う。

(イ) 市（災害対策基本法第62条、水難救護法（明治32年法律第95号）第1条）

遭難船舶を認知したときは、銚子海上保安部及び匝瑳警察署に連絡をするとともに、直ちに現場に臨み、救護活動を実施する。

(ウ) 匝瑳警察署（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、市の救護活動を助け、市の救護班がない場合には、市に代わってその職務を実施する。

(エ) 消防機関

海上保安庁及び警察等の関係機関と協力して救助・救急活動を実施する。

エ 医療救護

医療機関（匠瑳医師会、香取匠瑳歯科医師会、匠瑳薬剤師会及び県が要請する千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会）等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて応急措置を施す。

なお、協力機関が編成する救護班は、風水害等対策編第3章第7節「救助救急・医療救護活動」の定めるところによる。また、市は応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

オ 搬送

消防機関が中心となって応急措置後の負傷者を医療機関に搬送する。

カ 死体の収容

原則として市が死体一時保存所及び検案場所を設置し、収容する。死体の収容、埋葬に係る実施事項は、風水害等対策編第3章第14節の「4 死体の捜索処理等」の定めるところによる。

キ 応援要請

関係機関は、相互に緊密な協力のうえ実施する。

ク 緊急輸送

関係機関は、相互に緊密な協力のうえ実施する。

ケ 広報

関係機関は、相互に緊密な協力のうえ実施する。

(5) 応援体制

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の応援事項は以下を目安として、臨機応変に対応することとする。

発災地以外の市町村、消防機関	人員及び物資の派遣及び調達
千葉県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請 応援市町村間の調整、自衛隊への派遣要請
総務省消防庁	応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人材及び物資の派遣及び調達
国土交通省（海上保安庁）	自衛隊への派遣要請
原因者以外の船舶事業者	人員及び物資の派遣及び調達
水難救済会、その他関係諸団体	人員及び物資の派遣及び調達

第5節 油等海上流出災害対策計画（総務部、環境生活部、産業部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

1 基本方針

市の周辺海域において、油等の流出が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、観光業、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

(1) 対象災害

本計画の対象となる災害は、船舶等の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第3条の油及び有害液体物質をいう。）の流出を伴うものとする。

(2) 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱

油等流出事故に関し、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務は、おおむね下記のとおりとする。

ア 銚子海上保安部

- (ア) 情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請
- (イ) 連絡調整本部の設置
- (ウ) 銚子管内排出油等防除協議会の運営
- (エ) 事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡
- (オ) 生命及び身体並びに財産の保護
- (カ) 海防法に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導又は命令
- (キ) 流出油の応急防除措置の実施
- (ク) 一般船舶等に対する事故状況の周知
- (ケ) 船舶の退去及び航行制限等、海上交通安全の確保
- (コ) 火災発生時の消火活動等の実施及び関係機関への協力要請等
- (サ) 油防除資機材の整備
- (シ) 海上災害防止センターへの流出油の応急防除措置の指示
- (ス) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づく災害派遣要請
- (セ) 治安の維持
- (ソ) 防災関係機関との協力体制の確立
- (タ) 各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて、必要な専門家等に関する情報の提供

イ 千葉県

- (ア) 的確な情報収集及び防災関係機関への通報
- (イ) 事故の規模又は被害に応じた応急対策本部又は災害対策本部の設置
- (ウ) 関係排出油等防除協議会との連絡調整
- (エ) 国・近隣都县市等関係機関・各種団体との連絡調整
- (オ) 防災関係機関への協力要請及び連絡調整
- (カ) 自衛隊法に基づく災害派遣要請
- (キ) 市が行う漂着油の除去作業等の支援

- (ク) 事故原因者等や海上保安機関の実施する流出油の防除活動への協力
- (ケ) 油防除資機材の整備
- (コ) 河川管理者、海岸管理者及び港湾（漁港）管理者としての油防除活動
- (サ) 漁業者及び漁業協同組合等に対する連絡調整、防除活動の指導及び支援
- (シ) 回収油の一時保管場所及び処分先等の調査協力
- (ス) 漁業資源、自然環境、観光業等への影響及び被害状況の把握
- (セ) 野生生物及び史跡等の保護・保全
- (ソ) 漁業者等の復旧支援
- (タ) 市及び漁業者等の補償請求に係る助言等

ウ 市

- (ア) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
- (イ) 防災関係機関及び市民への情報提供
- (ウ) 事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
- (エ) 漂着油の除去作業等
- (オ) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (カ) 事故原因者や海上保安機関の実施する防除活動への協力
- (キ) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに地域住民に対する避難の勧告又は指

示

- (ク) 県又は他の市町村等に対する応援要請
- (ケ) 漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整
- (コ) 油防除資機材の整備
- (サ) 回収油の一時保管場所等の調査協力
- (シ) 漁業者等の復旧支援

エ 消防組合

- (ア) 事故状況の実態把握と情報収集
- (イ) 人命の救助及び救急活動
- (ウ) 出火防止対策（漂着油、排出油周辺及び回収油保管場所周辺）
- (エ) 漂着油及び排出油の防除活動
- (オ) 関係機関との相互情報提供

オ 自衛隊

自衛隊への災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、下記のとおりとする。

- (ア) 航空機等による流出油の情報収集
- (イ) 油の拡散防止及び回収の応急活動
- (ウ) 応援要員及び救援物資等の搬送

カ 漁業協同組合等

- (ア) 漁業被害の防止対策
- (イ) 漁業被害の調査及び再生産対策の実施

キ 海上災害防止センター

- (ア) 海上保安庁長官等の指示に基づく排出油等防除措置の実施

- (イ) 船舶所有者等の委託契約に基づく排出油等防除措置の実施
- (ウ) 船舶所有者等の利用に供するための排出油等防除資機材の保有
- (エ) 海上防災のための措置に関する訓練、研修の実施
- (オ) 防災関係者への指導助言の実施

ク 石油連盟

- (ア) 大規模石油災害対応体制整備事業の普及啓蒙
- (イ) 油防除資機材の貸出及び貸出時における資機材操作技術者の派遣のあっせん

ケ 銚子管内排出油等防除協議会

- (ア) 排出油の防除に関する自主基準の作成
- (イ) 排出油の防除に関する技術の調査及び研究
- (ウ) 排出油の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- (エ) その他排出油の防除に関する重要事項の協議
- (オ) 各機関が行う防除活動の調整

(3) 事故原因者等の責務

油流出事故に係る第一義的な責任を有する油等を流出させたタンカー等船舶の所有者、船長又は事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）の主要な責務は、下記のとおりである。

- ア 海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議
- イ 油等の性状及び有害性等についての情報の迅速な提供
- ウ 防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣又は連携の確保
- エ 流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧
- オ 被害者の損害等に対する補償

2 予防計画

(1) 航行の安全確保

- ア 銚子海上保安部は、海域における交通制限及び交通情報の提供等の体制整備に努める。
- イ 銚子海上保安部は、海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

(2) 広域的な活動体制

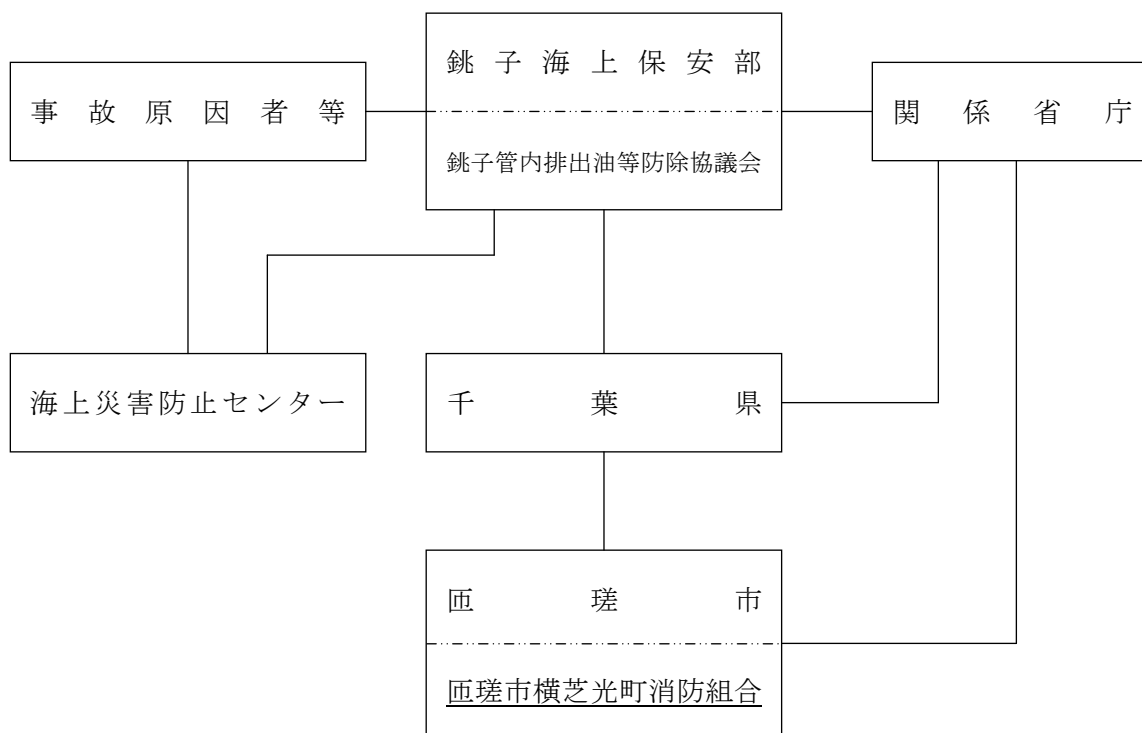
国、県、市及び銚子管内排出油等防除協議会等の各機関は、平常時から各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期す。

(3) 災害応急対策への備え

油等流出事故が発生した場合における被害の軽減を図るため、防災関係機関及び関係団体並びに事故原因者等は災害応急対策への備えに万全を期す。

ア 情報連絡体制の整備

銚子海上保安部、県、市及び銚子管内排出油等防除協議会等の防災関係機関は、油等流出事故が発生した場合に、被害の拡大を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全確保を図るとともに、水産業及びその他産業の被害を軽減するため、下記の図のとおり、緊急時の情報収集連絡体制を確立しておく。



イ 油防除作業体制の整備

市は、平成11年3月に県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」(平成18年3月)を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるよう、体制整備に努める。

ウ 油防除資機材等の整備

(ア) 国は、油回収船等海上での油防除資機材の整備に努める。

(イ) 県は、油等流出事故発生時に、市が行う漂着油防除作業等を支援するため又は自ら防除作業を行うために、油防除資機材の整備に努める。

(ウ) 市は、油防除資機材の整備を図るよう努める。

(エ) 海上災害防止センターは、海防法に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託による排出油等防除措置を実施するために又は船舶所有者等の利用に供するために必要な油防除資機材を保有する。

(4) 訓練

防災関係機関は、流出油防除体制の強化を図るため、油が著しく大量に排出された場合を想定して、流出油防除のための訓練を実施するとともに、油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

3 応急対策計画

(1) 防除方針

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定に当たっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努める。

また、防災関係機関においては、銚子海上保安部及び銚子管内排出油等防除協議会と連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

(2) 情報連絡活動

ア 銚子海上保安部の活動

事故原因者等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

イ 県の活動

(ア) 第三管区海上保安本部等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

(イ) 早期に油等流出事故に係る被害の状況を把握するため、第三管区海上保安本部等防災機関及び航行船舶、民間企業、報道機関及び市民等からの情報収集に努める。

また、必要に応じヘリコプター等からの画像伝送、事故現場のちば衛星号の中継画像等の活用により、情報収集に努める。

ウ 市の活動

付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、海岸のパトロールを実施し、速やかにその状況を銚子海上保安部及び県に報告する。

エ 消防組合の活動

管内沿岸の監視活動を実施し、その状況を関係機関に連絡する。

オ 銚子管内排出油等防除協議会の活動

銚子管内排出油等防除協議会は、自主基準（防除活動マニュアル）に基づく情報連絡活動を行う。

カ 事故原因者等の活動

当該船舶等から大量の油等流出があったとき又は流出のおそれがある場合には、速やかに最寄りの海上保安機関等防災関係機関に通報するとともに随時経過等を報告する。

(3) 流出油の防除措置

油流出事故に関し、防災関係機関は必要な措置を講ずるものとする。

ア 銚子海上保安部

(ア) 船舶からの油流出事故情報を入手したときは、事故船舶の船長及び所有者に対して、排出油の拡散防止、引き続く油の流出防止等、油防除のために必要な応急措置を講じさせるとともに、巡視艇等を現場に急行させ、状況調査を行う。

(イ) 海防法に基づき、船舶等の所有者等に対し、防除措置を命ずるとともに、必要に応じて巡視艇等により流出油の回収等防除作業を実施する。

特に必要があると認めるときは、海防法第41条の2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油の除去等必要な措置を講ずるよう要請することができる。

また、必要に応じ、銚子管内排出油等防除協議会会員に対し協力を要請するとともに、海防法に基づき、海上災害防止センターに対する指示を行うことができる。

(ウ) 油等流出事故が発生した場合、ガス検知を行い、状況に応じて火気使用の制限や禁止、あるいは航行制限、船舶の退去、海上火災等の二次災害防止のための措置を行うとともに、海上火災が発生した場合には、警戒区域等を設定して更なる災害の発生防止に

努め、消防機関との協力の上、消火活動を実施する。

イ 千葉県

- (ア) 事故の規模又は被害の状況に応じた応急対策本部又は災害対策本部を設置する。
- (イ) 防除活動を迅速かつ的確に対応するため、マニュアル等を活用し、適切な応急措置を講じる。
- (ウ) 市の行う漂着油の除去作業等について資機材の提供や職員の派遣等により支援する。
- (エ) 緊急輸送路を確保し、円滑な資機材搬送に資する。
- (オ) 港湾管理者、漁港管理者、河川管理者及び海岸管理者としての防除作業を実施する。
- (カ) 必要に応じ、「九都县市災害時相互応援に関する協定」、「油流出事故時における千葉県と特定事業所との資機材等の相互応援協定」等に基づき、他都県及び事業所に協力を要請する。
- (キ) 回収した油の処理施設に関する情報を提供し、適正な処分が行われるよう助言・指導する。
- (ク) 救出救護、避難誘導、立入禁止区域内の警戒及び交通規制を実施する。

ウ 市

漂着油により海岸が汚染され又はそのおそれがある場合は、事故原因者等の要請に基づき、その被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

エ 消防組合

漂着油による海岸の汚染又はそのおそれがある場合は、関係機関と相互に連絡を図り、被害防止のための除去作業に当たるとともに、事故周辺及び回収油保管場所周辺の出火防止の警戒、広報を実施する。

オ 海上災害防止センター

事故原因者の委託又は海上保安庁長官の指示により、排出油の防除措置を実施する。

カ 銚子管内排出油等防除協議会

各機関が行う防除活動の調整を行う。

キ 事故原因者等

- (ア) 油の排出を防止するためにガス抜きパイプの閉鎖、船体の傾斜調整等による措置を行うほか、オイルフェンスを展張する等対策を講ずる。
- (イ) 油回収船等による機械的回収、油吸着剤等による物理的回収及びその他応急的・補助的回収を実施する。
- (ウ) 油処理剤を使用する場合は、漁業者等関係者と協議する。
- (エ) 回収した油の適正な処理を行う。

(4) 広報広聴活動

防災関係機関は、事故の規模及び今後の動向を検討し、効果的かつ迅速な広報広聴を行う。

ア 新聞、ラジオ及びテレビ等報道機関に対し、広報を要請する。

イ 市防災行政無線等による広報の実施

ウ インターネットの活用

エ 市民等からの各種問い合わせに対する相談窓口の設置

(5) 環境保全等に関する対策

県及び市は、油等流出事故による地域住民の健康被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図る。

- ア 必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。
 - イ 異臭等の発生により、市民の生命又は身体に有害な影響が予測される場合は、市民からの健康相談に対応する。
 - ウ 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。
- (6) 油回収作業実施者の健康対策
- 被災地における健康対策は、匝瑳医師会等関係団体の協力を得て市が実施するが、県も必要に応じて協力・実施する。

4 その他

(1) 補償対策

ア タンカーによる油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法（昭和50年法律第95号）に基づき、直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は、被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。

また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができ、海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が講じた措置に掛かる経費を、海防法第41条の3に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。

イ タンカー以外の一般船舶からの油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は、被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。

また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができ、海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が講じた措置に掛かる経費を、海防法第41条の3に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。

(2) 事後の監視等の実施

防災関係機関は、油の回収等及び応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じて環境への影響の把握に努める。

第6節 航空機事故災害対策計画（総務部、匝瑳市横芝光町消防組合）

1 基本方針

本計画は、成田国際空港及びその周辺（成田国際空港消防相互応援協定）締結市町村の区域をいう。）並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定めるものとする。

なお、海上遭難の場合は、大規模事故災害対策編第2章第4節「海上事故災害対策計画」に準ずる。

【防災関係機関】

発災時には災害原因者である航空事業者、東京航空局成田空港事務所、成田国際空港株式会社、県及び関係市町村等別表1の機関（以下、一括して「関係機関」という。）が相互に協力して総合的な対応を図る。

2 予防計画

（1）情報の収集・連絡体制の整備

関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集及び連絡体制を整備する。

（2）協力・応援体制の整備

関係機関は、相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

（3）消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄

関係機関は、発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

（4）防災訓練

関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

3 応急対策計画

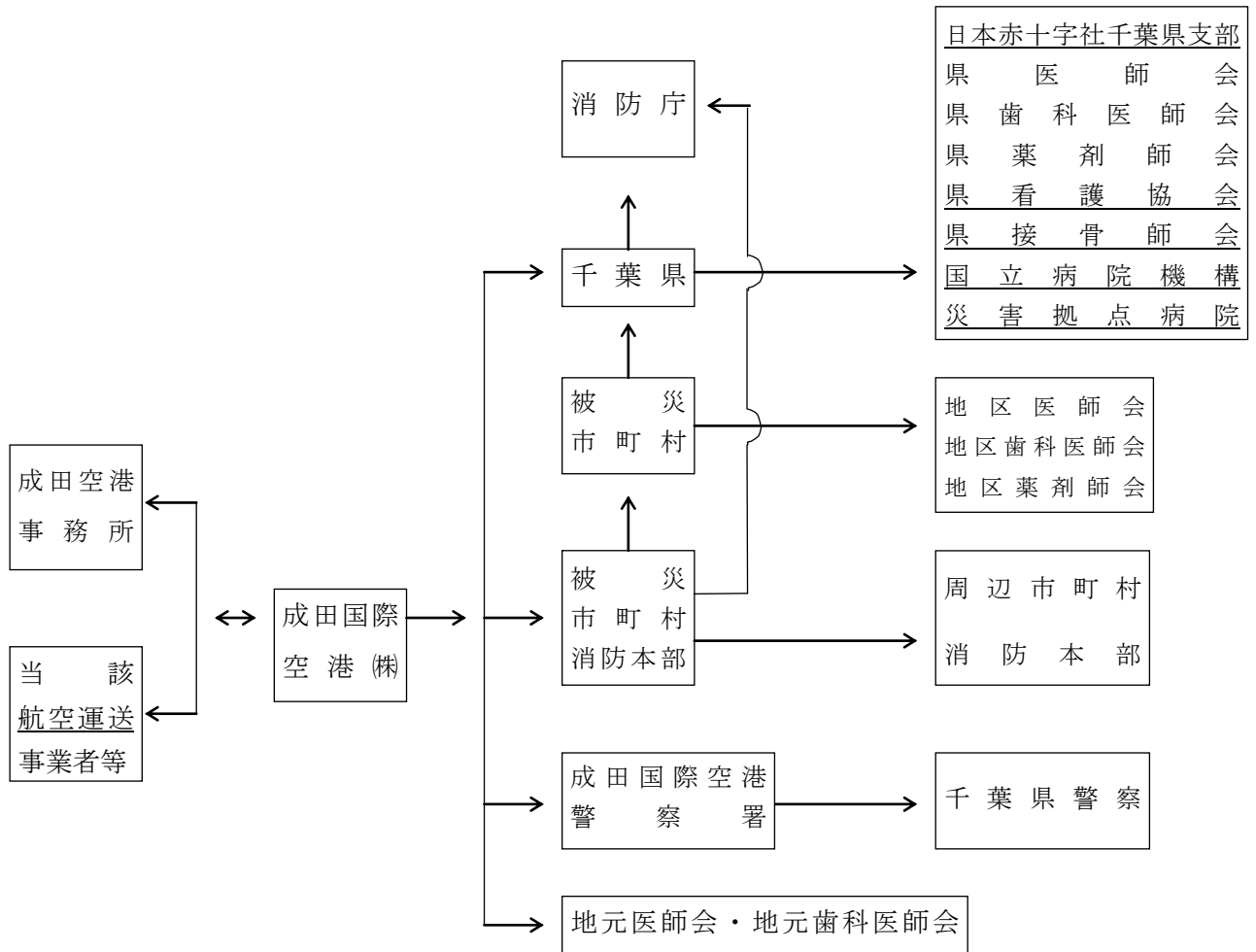
航空機事故災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に防災関係機関は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

（1）情報の収集

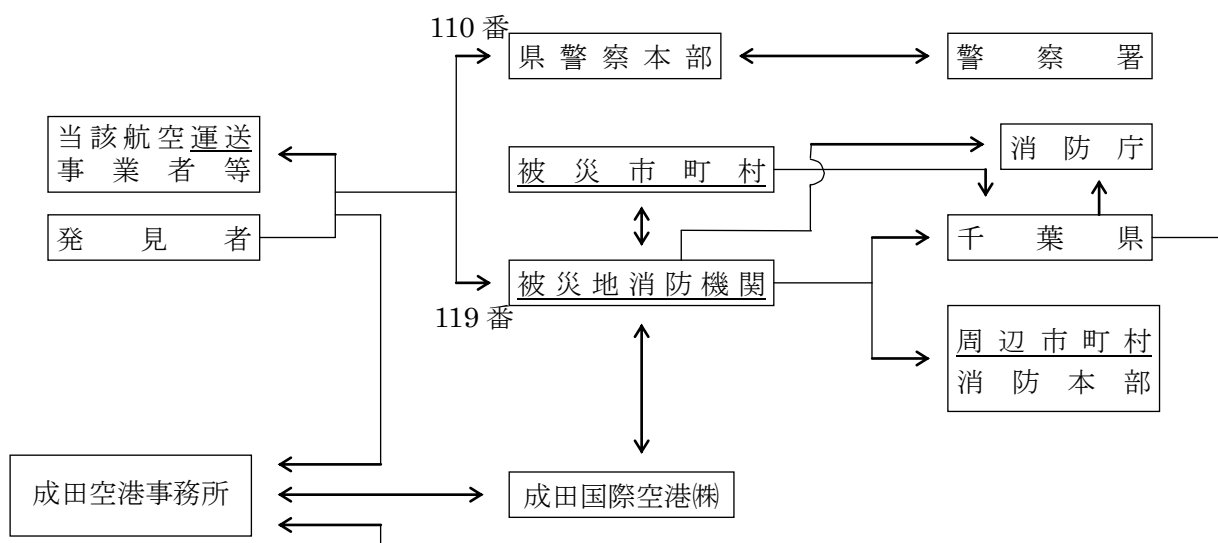
初動体制を早期に確立するため、関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

◎ 情報受伝達ルート

ア 成田国際空港区域内の場合

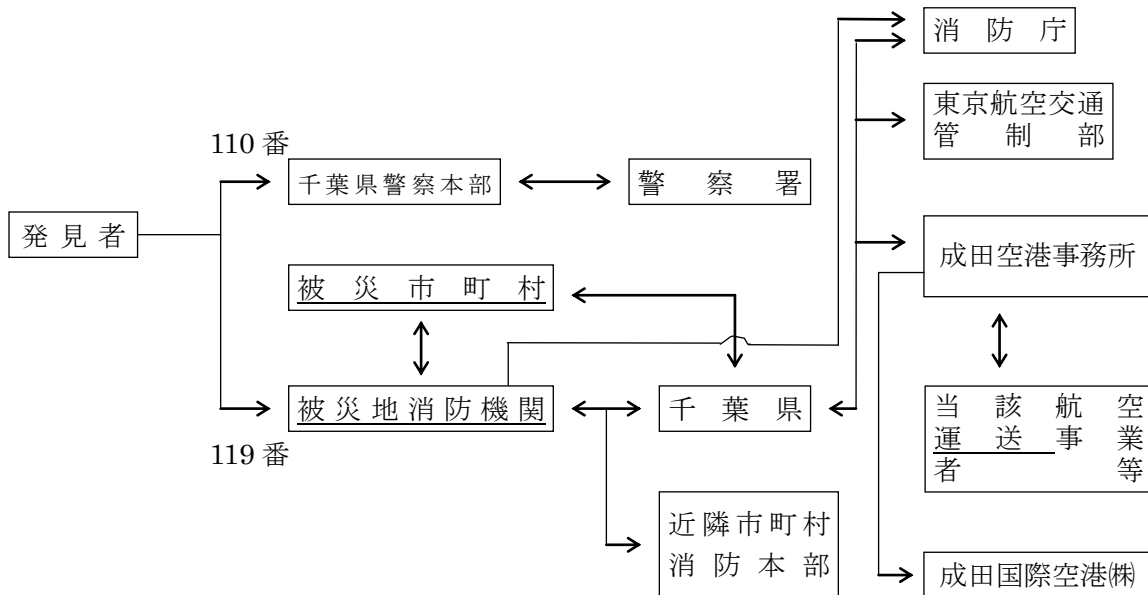


イ 成田国際空港区域周辺の場合

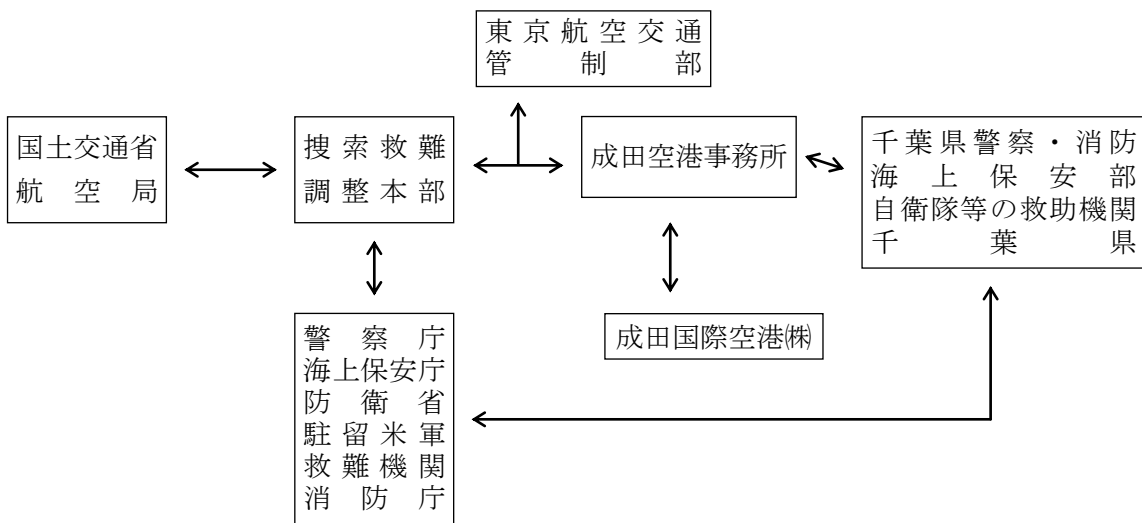


ウ その他の地域の場合

(ア) 発生地点が明確な場合



(イ) 発生地点が不明確な場合 (遭難機の搜索)



※ 搜索救難調整本部は、通常、東京空港事務所（羽田）に設けられる。

(2) 応急対策

関係機関は、航空機事故が発生した際、下記の対応をとる。

成田空港事務所及び成田国際空港株式会社は、関係機関の連絡調整を行う。

ア 搜索救難活動

国土交通省が中心となって実施する。警察庁、消防庁、防衛省及び海上保安庁がこれに協力する。

イ 消防活動

- (ア) 成田国際空港区域内で災害が発生した場合
 - a 実施機関
成田国際空港株式会社、被災市町村及び被災市町村消防機関
 - b 協力機関
成田国際空港周辺の市町村消防機関及び千葉県警察
- (イ) 成田国際空港区域の周辺で災害が発生した場合
 - a 実施機関
被災市町村及び被災市町村消防機関
 - b 協力機関
成田国際空港周辺の市町村消防機関、成田国際空港株式会社及び千葉県警察
- (ウ) その他の地域で災害が発生した場合
 - a 実施機関
被災市町村及び被災市町村消防機関
 - b 協力機関
近隣市町村消防機関及び千葉県警察
- (エ) 実施内容
 - a 航空機災害に係る火災が発生した場合、それぞれの実施機関は、化学消防車及び化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。
 - b 航空機災害に係る火災が発生した場合、被災市町村長及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。
 - c 災害の規模が大きく、被災市消防機関単独では対処できないと思われる場合は、周辺の市町村消防機関等に応援を求めるものとする。

ウ 救出救護活動

- (ア) 成田国際空港区域内で災害が発生した場合
 - a 実施機関
成田国際空港株式会社、当該航空運送事業者、被災市町村、被災市町村消防機関、千葉県警察及び千葉県
 - b 協力機関
日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県接骨師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院及び成田国際空港周辺の市町村消防機関
- (イ) 成田国際空港区域の周辺で災害が発生した場合
 - a 実施機関
当該航空運送事業者、被災市町村、被災市町村消防機関、千葉県警察及び千葉県
 - b 協力機関
日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県接骨師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、被災地の近隣市町村消防機関及び成田国際空港株式会社
- (ウ) その他の地域で災害が発生した場合

実施機関

当該航空運送事業者、被災市町村及び被災市町村消防機関、千葉県警察及び千葉県

(エ) 実施内容

航空機の乗客及び被災地域住民の救出、救護及び収容を行う場合は、下記により実施する。

a 救出班の派遣

実施機関は、乗客及び地域住民の救出のため、救出班を派遣し、担架等の救出に必要な資機材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

b 医療チームの派遣

負傷者の救護は、日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、災害拠点病院等の協力機関が編成する医療チームの派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

なお、協力機関が編成する医療チームは、風水害等対策編第3章第7節「救助救急・医療救護活動」の定めるところによる。

c 救護所の開設

重軽傷者の救護は、成田国際空港内である場合については、空港内に、空港以外の地域である場合については、原則として被災市町村に応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

エ 救急、搬送

消防機関が中心となって応急措置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

オ 死体の収容

成田国際空港区域内の場合は、当該航空運送事業者が成田市及び成田国際空港株式会社と協議のうえ、空港以外の場合には原則として被災市町村が、死体一時保存所及び検案場所を設置し、収容するものとする。

死体の収容、埋葬に係る実施事項は、第2編地震・津波対策編第3章第14節「4 死体の捜索処理等」及び第4編風水害等対策編第3章第14節「4 死体の捜索処理等」の定めるところによる。

カ 交通規制

県警察は、成田国際空港に通じる道路及び成田空港周辺道路又は被災地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

キ 広報

(ア) 実施機関

成田国際空港区域内及びその周辺で災害が発生した場合は、国土交通省航空局（成田空港事務所含む）、成田国際空港株式会社、当該航空運送事業者、被災市町村及び千葉県警察等が実施する。

その他の地域の場合は、国土交通省航空局（成田空港事務所含む）、当該航空運送事業者、被災市町村及び千葉県警察等が実施する。

(イ) 実施内容

災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、旅客、送迎者及び地域住民等に対して下記のとおり広報を行う。

- a 市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要並びに航空輸送復旧の見通し
- b 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- c 地域住民等への協力依頼
- d その他必要な事項

ク 防疫及び清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、風水害等対策編第3章第14節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」の定めるところにより、的確に応急対策を講ずることとし、事故現場の清掃については、成田国際空港区域内の場合は成田国際空港株式会社が、その他の場合は風水害等対策編第3章第14節の「6 清掃及び障害物の除去」の定めるところにより、応急対策を講ずるものとする。

(3) 応援体制

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。市における各機関の主な応援事項は以下として、臨機応変に対応するものとする。

当該航空運送事業者等	人員及び物資の派遣及び調達
発災地以外の市町村、消防機関、千葉県警察	人員及び物資の派遣及び調達
千葉県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、応援市町村間の調整、応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人員及び物資の派遣及び調達
成田空港事務所	必要な場合の自衛隊への災害派遣要請
原因者以外の航空事業者	人員及び物資の派遣及び調達
成田国際空港(株)	人員及び物資の派遣及び調達

【別表 1】 防災関係機関

機関名等
航空事業者（災害原因者）
国土交通省東京航空局成田空港事務所
捜索救難調整本部（東京航空事務所）
東京航空交通管制部
成田国際空港株式会社
千葉県
市町村
警察庁
千葉県警察本部
千葉県成田国際空港警察署
警察署
海上保安庁
千葉海上保安部
銚子海上保安部
防衛省
陸上自衛隊第1空挺団
駐留米軍
総務省消防庁
消防（局）本部
公益社団法人千葉県医師会
地区医師会
一般社団法人千葉県歯科医師会
地区歯科医師会
一般社団法人千葉県薬剤師会
地区薬剤師会
日本赤十字社千葉県支部
日本赤十字社地区・分区
東日本電信電話株式会社
株式会社NTTドコモ千葉支店
KDDI株式会社
東京電力株式会社千葉支店
ソフトバンクモバイル株式会社

第7節 鉄道事故災害対策計画（総務部、環境生活部、建設部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

2 予防計画

(1) 東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）による予防対策

鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する旅客輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行うものである。

(2) 行政による予防対策

ア 国、公共機関、地方公共団体及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 国及び地方公共団体は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、市民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。

ウ 国、地方公共団体、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

3 応急・復旧計画

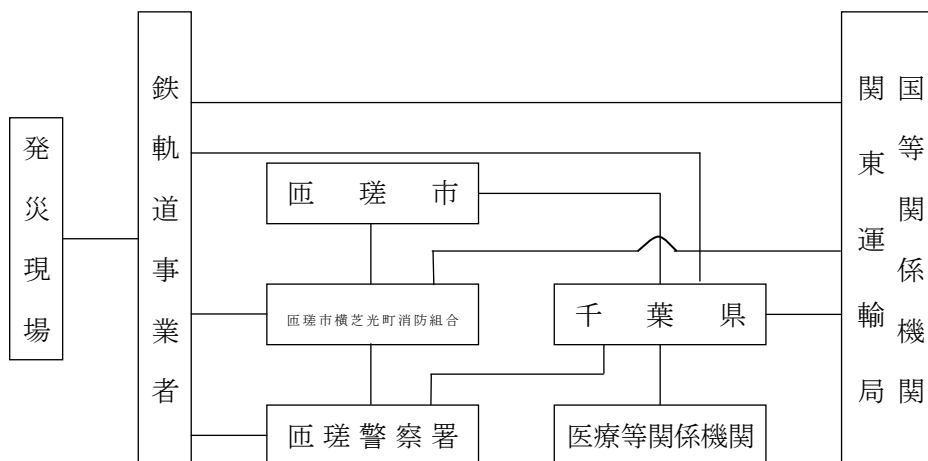
(1) 行政等による応急活動体制

県及び市は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとる。

(2) 情報収集・伝達体制

鉄道事故情報等の連絡

鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制は、下記のとおりである。



関係機関連絡先

関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
総務部安全防災・危機管理課	—	—	045-211-7269	045-681-3328

※ 鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は関東運輸局鉄道部安全指導課。

(NTT電話：047-211-7140)

鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	運輸部指令	640	640	043-225-9857	043-225-4886

(3) 相互協力・派遣要請計画

ア 鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。

イ 県及び市は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請する。

ウ 県は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。また、市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときには、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

(4) 消防活動

ア 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。

イ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

(5) 救助・救急計画

ア 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力を要請する。

イ 国、県及び市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

ウ 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

(6) 交通規制

匝瑳警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を図る。

(7) 避難計画

ア 発災時には、市及び匝瑳警察署は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。

イ 避難誘導に当たっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

ウ 市は、必要に応じて避難所を開設する。

(8) 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社の応急・復旧対策

ア 応急・復旧対策

旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。

(ア) 災害対策本部の設置

災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に現地災害対策本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。

(イ) 自衛消防隊

自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。

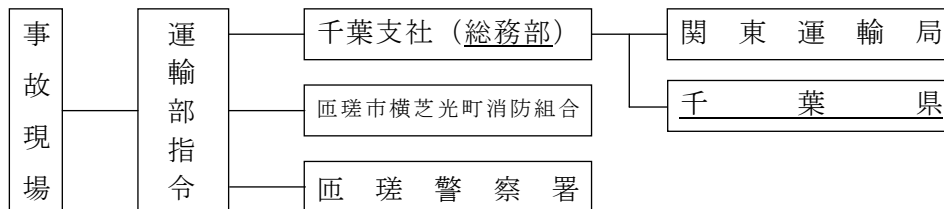
(ウ) 救護

千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておく。

イ 情報連絡体制

(ア) 鉄道事故情報等の連絡

鉄道の事故発生時の連絡系統図



大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県、匝瑳警察署及び消防組合に連絡する。

第8節 道路事故災害対策計画（総務部、環境生活部、建設部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

1 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

（計画の対象となる道路災害）

トンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等とする。

2 予防計画

（1）道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において下記の措置を講ずる。

ア 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行う。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行う。

各機関の実施する業務の詳細は、下記のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	<p>管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。</p> <p>危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを実施するとともに、異常気象時には緊急パトロールを実施し、監視体制の強化を図る。</p> <p>また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。</p>
危険箇所の改修	道路管理者	<p>異常気象時等に崩落等の危険性のある法面、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。</p>
	千葉県	<p>市道の計画、建設及び改良に当たり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。</p> <p>土砂及び高潮災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。</p>
	匝瑳市	<p>土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。</p>

イ 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておく。

(2) 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

ア 危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

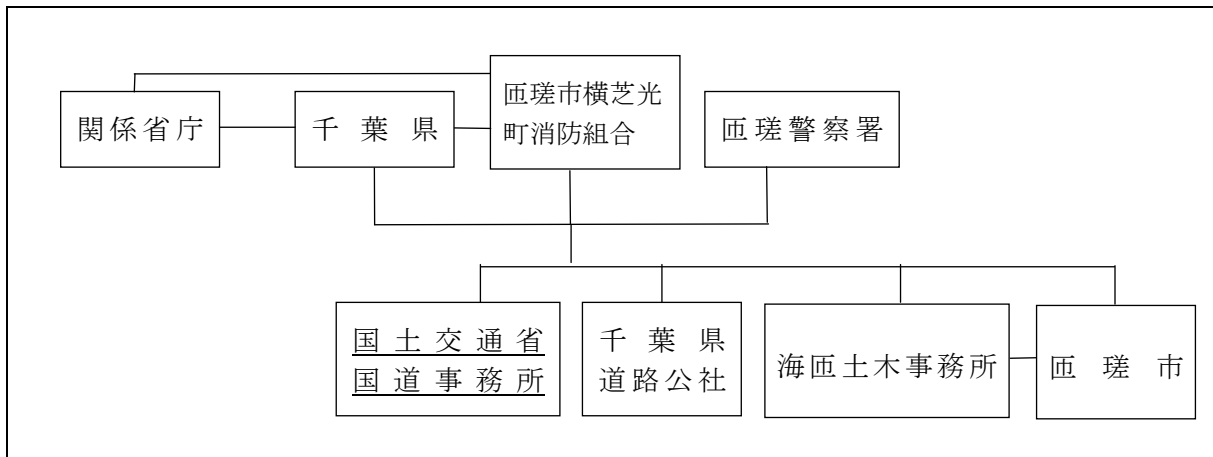
3 応急対策計画

(1) 情報の収集・伝達

ア 関係機関への情報連絡

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、匝瑳警察署、消防組合及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告するものとする。

イ 情報連絡系統



(2) 応急活動

ア 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制を執るものとする。また、県及び市は必要に応じ災害対策本部等の体制を執るものとする。

イ 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は、下記のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者 及び 匝瑳警察署	道路構造物の被災による人的な被害を未然に防止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
	千葉県 及び 匝瑳警察署	市の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られないおそれがあると認めるときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。 匝瑳警察署は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。
	匝瑳市 及び 匝瑳市横芝光町消防組合	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執る。 災害の規模が大きく市及び消防組合では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町に応援を求める。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

4 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の応急対策を実施するものとする。

(1) 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達するものとする。

(2) 流出危険物の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施するものとする。

(3) 交通規制

道路管理者及び匝瑳警察署は、被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制するものとする。

(4) 避難

市及び匝瑳警察署は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定の措置を講ずるものとする。

(5) 広報

市及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報するものとする。

※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で規定する「毒物」、「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で規定する「火薬類」をいう。

第9節 放射性物質事故対策計画（総務部、環境生活部、匝瑳市横芝光町消防組合）

1 基本方針

市には原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はない。ただし、県外には原災法に規定される原子力事業所が存在する。また、市は「原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）」（以下、「対策指針」という。）において、県外の原子力事業所の「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）」には入っていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質またはこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素またはこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取り扱いや原子力艦寄港の状況を把握することも国の所掌事項となっており、市は核燃料物質等及び放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、市民の生活、社会経済活動等に様々な影響が及んだところである。

これらを受け、市域外で地震、津波、火災等の自然災害等に起因して放射性物質が放出される事故等（以下「放射性物質事故」という。）が発生した場合に、迅速な対応により被害の軽減を図るため、市のとるべき予防及び応急対策を定めるものとする。

なお、放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後もそれらの動向を踏まえ、本計画を修正するものとする。

2 放射性物質事故の想定

県内の放射性物質取扱事業所で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないことから、地震、津波、火災等の自然災害等に起因する事故を想定する。

また、核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されること等を想定する。

さらに、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故等を想定する。

原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故等を想定する。

3 放射性物質事故予防対策

（1）市内の放射性物質取扱事業所の把握

市及び消防組合は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

（2）情報の収集・連絡体制の整備

市は、県、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制にするものとする。

(3) 放射線モニタリング体制の整備

県はモニタリングポストを設置し、継続的な放射線量等の測定を実施している。市は、緊急時における市内の環境に対する被害が発生または発生するおそれがある場合に備え、放射線量測定器等を整備するものとする。

(4) 退避誘導體制の整備

市は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から市民及び自主防災組織等の協力を得て退避誘導體制の整備に努めるものとする。

また、要配慮者等を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、要配慮者等に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

(5) 防護資機材等の整備

県、市、警察、消防機関及び核燃料物質使用事業所の事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスク等の防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

(6) 防災教育・防災訓練の実施

ア 防災関係者への教育

市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するものとする。

イ 市民に対する知識の普及

市は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、市民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。

ウ 訓練の実施

市は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

4 放射性物質事故応急対策

(1) 情報の収集・伝達体制

ア 県内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、速やかに下記の事項について、県、市、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

また、事故情報等については、随時、連絡を行うものとする。

(ア) 事故発生の時刻

(イ) 事故発生の場所及び施設

(ウ) 事故の状況

(エ) 放射性物質の放出に関する情報

(オ) 予想される被害の範囲、程度等

(カ) その他必要と認める事項

イ 県内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、県内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象(原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象)発見後又は発見の通報を受

けた場合は、直ちに県、市、警察、消防機関及び国の関係機関に(1) (ア) ~ (カ) の内容について通報するものとする。

ウ 県外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、または、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年中央防災会議主事会議申合せ）」に規定する原子力艦緊急事態が国から発表された場合、県をはじめ、国や事故の所在都道府県等から情報収集を迅速に行うものとする。

エ 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報するものとする。

(2) 緊急時における放射線モニタリング等の実施

市及び消防組合は県内外で放射性物質事故が発生し、市域の環境に影響を及ぼすおそれのある場合、下記の項目について、放射線モニタリングを実施するものとする。

ア 教育施設等（市内小・中学校、幼稚園、保育所（園）、都市公園等）

イ 農産物（米及び匝瑳市産野菜類）

ウ 飲料水等

エ 学校給食用食材

オ その他モニタリングが必要と認められるもの。

(3) 避難等の防護対策

市は、県から緊急時におけるモニタリング等の結果等必要な情報の提供を受ける。

また、モニタリング結果等から、原子力安全委員会が定める原子力災害対策指針「表3 O I L (Operational Intervention Level) と防護措置について」に該当すると認められる場合は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護するため、状況に応じて「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずるものとする。

この場合、放射線の影響を受けやすい要配慮者等にも充分配慮する。

(4) 広報相談活動

市は、放射性物質事故が発生した場合、県等の実施したモニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ市民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

ア 情報の伝達は、防災行政無線、広報、ホームページ等により行うものとする。

イ 市民等からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、環境生活部に特別対応窓口等を開設する。

(5) 飲料水及び飲食物の摂取制限、出荷制限等

市は、市民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

参考 食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対 象	放射性セシウム (セシウム134 及びセシウム137)
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

(6) 消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防組合においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

(7) 広域避難

市は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受け入れに係る手続について、県と協力し円滑に行うものとする。

ア 県内市町村間における広域避難者の受け入れ等

市は、市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受け入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受け入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受け入れるものとする。

この場合、県は、被災市町村の要請があった場合には、受け入れ先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等、被災市町村を支援するものとする。

イ 都道府県域を越える広域避難

市は、県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県を通じて他の都道府県に対して受け入れを要請するなどの協議を行うものとする。この場合、協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

ウ 広域避難者への支援

市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

また、所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮する。

参考 原子力災害対策指針「表3 OILと防護措置について」

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
			(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線:40,000 cpm※3			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
			(皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
				β 線:13,000cpm※4【1ヶ月後の値】		
				(皮膚から数cmでの検出器の計数率)		
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
			(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
			(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種			1Bq/kg	10Bq/kg		
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食った牛の乳)をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

5 放射性物質復旧対策

(1) 汚染された土壌等の除染等の措置

市は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行うものとする。

(2) 各種制限措置等の解除

市は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等の解除の周知を図るものとする。

(3) 被災住民の健康管理

市は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施するものとする。

(4) 風評被害対策

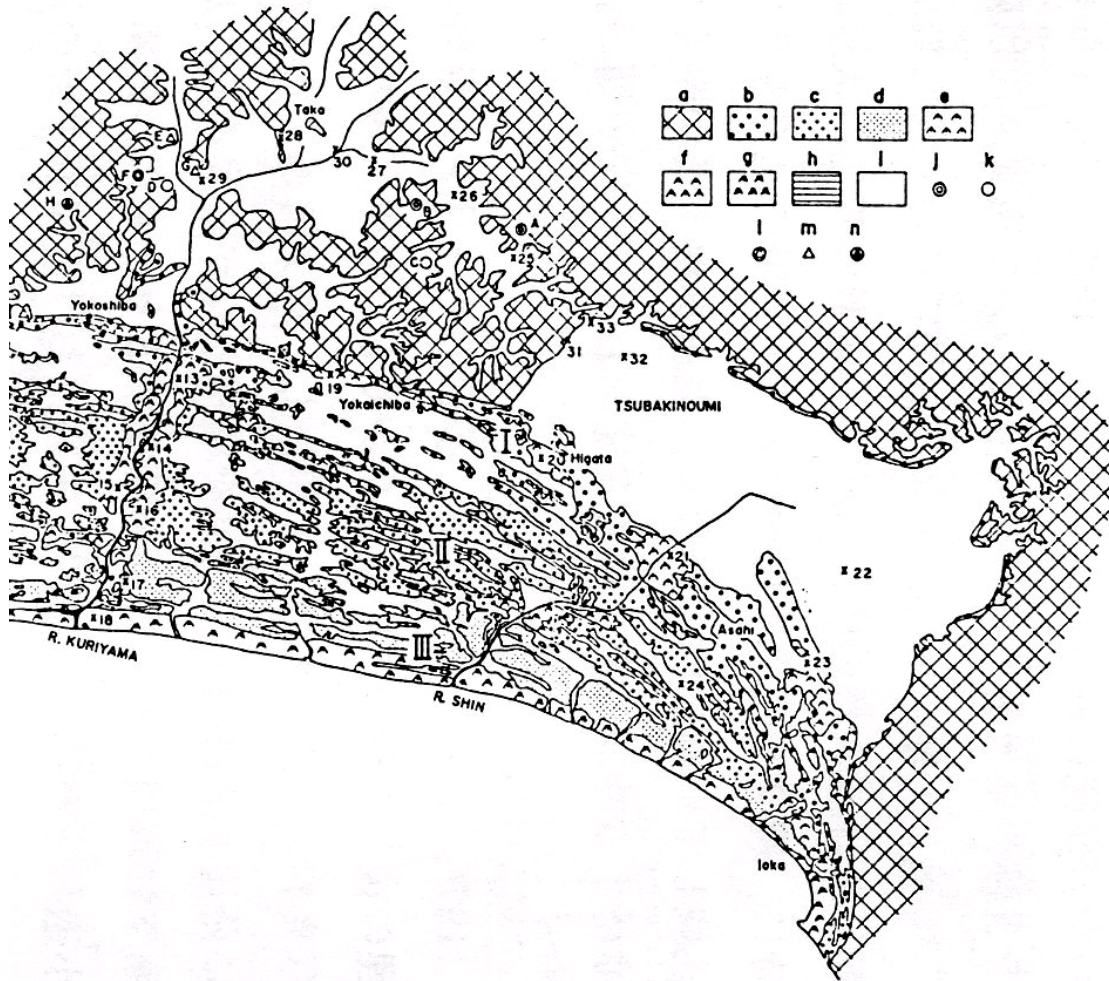
市は、県や国等と連携し、各種モニタリング結果や放射線に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制するものとする。

(5) 廃棄物等の適正な処理

市は、県や国等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるように、必要な措置を講ずるものとする。

—第 6 編 資料編—

地形分類図



- a.丘陵・台地
- b.砂堤列Ⅰ
- c.砂堤列Ⅱ
- d.砂堤列Ⅲ
- e.旧期砂丘
- f.中期砂丘
- g.新期砂丘
- h.自然堤防
- i.堤間低地，谷底平野，旧河道，後背湿地
- j.縄文時代前期遺跡
- k.縄文時代中期遺跡
- l.縄文時代中期/後期遺跡
- m.縄文時代後期遺跡
- n.縄文時代中期/後期/晩期遺跡

匝瑳市付近の地形分類図

(森脇広(1979) 九十九里浜平野の地形発達史. 第四紀研究, 18, 1-16「九十九里平野の微地形」を一部改変)

風水害履歴表

発生年月日	気象の状況	気象現象名	主な被害状況
平成 19 年 7 月 14 日～15 日	台風 4 号	大雨警報・洪水警報・暴風警報	床下浸水 10 件 住家 一部損壊 4 件 非住家 一部損壊 1 件 土砂崩れ 3 件 農地・治山関係被害 12 件 市道崩落等 85 件
平成 19 年 9 月 6 日～7 日	台風 9 号	大雨警報・洪水警報・暴風警報 波浪警報	住家 一部損壊 72 件 非住家 全壊 2 件、半壊 1 件、一部損壊 4 件 市役所 一部損壊（ガラス） 農産被害 10 件 停電発生 土砂崩落 3 件 農地・治山関係被害 12 件 市道崩落等 85 件
平成 21 年 8 月 10 日	停滞前線	大雨警報・洪水警報	道路冠水等
平成 21 年 10 月 8 日	台風 18 号	大雨警報・暴風警報・波浪警報	停電発生 417 戸
平成 22 年 9 月 8 日	台風 9 号	大雨警報・洪水警報	床下浸水 1 件
平成 22 年 10 月 9 日～10 日	停滞前線	大雨警報・洪水警報	土砂崩れ 4 件 道路冠水等
平成 23 年 5 月 31 日	停滞前線	暴風警報	道路への倒木 1 件
平成 23 年 6 月 13 日	停滞前線	大雨警報	道路冠水等
平成 23 年 9 月 21 日	台風 15 号	大雨警報・洪水警報・暴風警報 波浪警報	停電発生 300 戸 倒木等
平成 23 年 10 月 22 日	停滞前線	大雨警報	床下浸水 1 件 道路冠水等
平成 25 年 4 月 6 日	停滞前線	暴風警報・波浪警報	停電発生 1,000 戸
平成 25 年 9 月 5 日	台風 18 号	暴風警報・波浪警報	停電発生 1,600 戸 道路への倒木 3 件
平成 25 年 10 月 15 日～16 日	台風 26 号	大雨警報・洪水警報・暴風警報	建物の一部損壊 14 件 がけ崩れ・土砂崩落 57 件 道路への倒木 23 件 電線への倒木 3 件 道路冠水等 16 件 県道崩落 1 件（主要地方道佐原八日市場線） 教育施設被害 3 件 都市公園施設 2 件
平成 25 年 10 月 20 日	停滞前線	大雨警報	がけ崩れ・土砂崩落 4 件 床下浸水 2 件 床上浸水 1 件 道路冠水等
平成 26 年 2 月 8 日～9 日	停滞前線	暴風雪警報・波浪警報	停電発生 430 戸
平成 26 年 2 月 15 日	停滞前線	大雨警報	都市公園施設被害 1 件 道路冠水等
平成 26 年 2 月 15 日	台風 11 号	大雨警報・洪水警報	がけ崩れ・土砂崩落 6 件 道路冠水等 教育施設被害 3 件
平成 26 年 10 月 5 日～6 日	台風 18 号	大雨警報・洪水警報・暴風警報	床下浸水 1 件 道路への倒木 18 件 道路冠水等 住家 一部損壊 3 件 停電発生 2,500 戸 市役所倉庫被害 2 件 教育施設被害 1 件
平成 26 年 10 月 13 日～14 日	台風 19 号	暴風警報・波浪警報	停電発生 1,300 戸
平成 27 年 5 月 12 日～13 日	台風 6 号	暴風警報	停電発生 2,700 戸
平成 27 年 10 月 1 日～2 日	停滞前線	暴風警報	停電発生 600 戸

竜巻ダウンバースト履歴表

現象区別	発生日時	発生場所	藤田 スケール	被害幅 m	被害 長さKm	主な被害状況				総観場
						死者	負傷 者	住家 全壊	住家 半壊	
竜巻	1966/01/04 12:48頃	千葉県 南総町	(F2~F3)	30~100	6	0	8	15	0	南岸低気圧・寒冷前線
竜巻	1967/3/23 15:04	千葉県 鎌子市	(F1~F2)	60	1.5	0	32	不明	不明	寒冷前線
竜巻	1967/10/28 02:05頃	千葉県 鴨川町	(F2)	300	4	0	0	#	#	台風
竜巻	1967/10/28 02:33頃	千葉県 大網白里町	(F2)	60~80	7	#	#	#	#	台風
竜巻	1967/10/28 03:12頃	千葉県 館岡町	(F2~F3)	80~150	11	0	#	#	#	台風
竜巻	1969/02/05 06:40頃	千葉県 鎌子市								その他(低気圧)
竜巻	1969/02/05 06:40頃	千葉県 鎌子市								その他(低気圧)
竜巻	1969/02/05 06:43頃	千葉県 鎌子市								その他(低気圧)
竜巻	1969/02/05 06:43頃	千葉県 鎌子市								その他(低気圧)
竜巻	1969/08/23 10:15頃	千葉県 鴨川町	(F1~F2)	40~50	3.8	0	#	0	20	台風
竜巻	1971/08/31 07:15頃	千葉県 鴨川市	不明	不明	不明	0	0	0	0	台風
竜巻	1971/08/31 09:00頃	千葉県 千葉市	(F2)	50~100	2.5	#	#	#	#	台風
竜巻	1971/08/31 10:50頃	千葉県 飯岡町	不明	30~40	2	0	1	1	8	台風
竜巻	1971/09/08 02時頃	千葉県 飯岡町	(不明)	不明	不明	不明	不明	不明	不明	台風
竜巻	1975/11/15 18:15頃	千葉県 大網白里町	F1	300	2	0	0	0	0	南岸低気圧
竜巻	1976/04/07 01:00頃	千葉県 佐原市	F1	100~200	7	0	0	0	1	南岸低気圧
竜巻	1977/11/16 06:30頃	千葉県 勝浦市						1	1	気圧の谷・前線帯
竜巻	1979/09/04 18:55頃	千葉県 松戸市						8	8	台風
竜巻	1980/08/19 04時頃	千葉県 (海上)	不明	不明	不明	1	不明	0	0	南岸低気圧・停滞前線
竜巻	1981/03/15 13:27頃	千葉県 松戸市	F0~F1	不明	不明	0	2	0	0	日本海低気圧・寒冷前線
竜巻	1982/04/09 15:00頃	千葉県 君津郡袖ヶ浦町							8	日本海低気圧・局地性じょう乱
竜巻	1983/06/10 15:10頃	千葉県 君津市							4	寒気の移流
竜巻またはダウンバースト	1983/07/27 16:00頃	千葉県 白井町	不明	不明	不明	0	#	#	#	寒気の移流・寒冷前線
その他(不明を含む)	1983/07/27 17時頃	千葉県 茂原市	不明	不明	不明	0	#	#	#	寒気の移流・寒冷前線
竜巻	1983/08/15 11:55頃	千葉県 夷隅郡大原町							11	台風
竜巻	1988/01/18 14:30頃	千葉県 安房郡千倉町								前線帯
竜巻	1990/12/11 17:47	千葉県 鴨川市	(F2)	1500~2000	13	0	4	3	13	暖気の移流・気圧の谷・雷雨(熱雷を除く)
竜巻	1990/12/11 18:00頃	千葉県 安房郡丸山町							7	寒冷前線・暖気の移流
竜巻	1990/12/11 18:50頃	千葉県 富津市					1		2	寒冷前線・暖気の移流
竜巻	1990/12/11 19:13	千葉県 茂原市	F3	500~1200	6.5	1	73	82	161	暖気の移流・気圧の谷・寒冷前線
その他(不明を含む)	1990/12/11 19:45頃	千葉県 鎌子市	F0~F1	400	2.5	0	0	0	0	暖気の移流・気圧の谷・寒冷前線
竜巻	1990/12/11 時刻不明	千葉県 山武郡大網白里町							1	寒冷前線・暖気の移流
その他(不明を含む)	1993/02/22 01:50頃	千葉県 鎌子市	不明	100以上	0.4	0	0	0	0	二つ玉低気圧
その他(不明を含む)	1995/01/04 12:30頃	千葉県 富津市	不明	200	1.5	0	0	不明	不明	南岸低気圧
竜巻	1996/07/05 14:40頃	千葉県 千葉市	F2	700以下	7.0以下	0	6	0	11*	日本海低気圧・温暖前線
竜巻	1996/07/05 15:00頃	千葉県 八街市	F1	30~100	5.5	0	0	0	#	日本海低気圧・温暖前線
竜巻	2000/08/07 17:55頃	千葉県 (海上)	不明	0	0	0	0	0	0	雷雨(熱雷)
その他(不明を含む)	2001/5/11 19:17	千葉県 沼南町	不明	不明	不明	0	0	0	0	寒気の移流・雷雨(熱雷を除く)
その他(不明を含む)	2001/11/06 03:20頃	千葉県 大網白里町	F0~F1	200	0.9	0	0	0	0	その他(低気圧)・寒冷前線
ダウンバースト	2003/10/13 15:00頃	千葉県 成田市	F1	100~150	0.3	0	#	#	#	その他(低気圧)
ダウンバースト	2003/10/13 15:00	千葉県 成田市	F1	100~150	0.2	0	#	#	#	その他(低気圧)
その他(不明を含む)	2005/04/26 16:30頃	千葉県 一宮町	不明	10	0	0	0	0	0	寒気の移流
竜巻	2007/5/31 17:30	千葉県 (海上)	不明	不明	不明	0	0	0	0	雷雨(熱雷を除く)・寒気の移流
竜巻	2007/6/10 11:37	千葉県 白井市	F0	25以下	0	0	0	0	0	雷雨(熱雷を除く)・寒気の移流
その他(不明を含む)	2007/07/15 02:30頃	千葉県 匝瑳市	不明	不明	0.5	0	0	0	0	台風・梅雨前線
その他(不明を含む)	2007/09/06 22時頃	千葉県 匝瑳市	不明	不明	不明	0	0	#	#	台風
竜巻	2008/8/16 13:25	千葉県 千葉市	F0以下	不明	不明	0	0	0	0	台風・停滞前線・雷雨(熱雷)
竜巻	2008/8/16 13:45	千葉県 (海上)	不明	不明	不明	0	0	0	0	台風・停滞前線・雷雨(熱雷)
竜巻	2008/10/27 15:30頃	千葉県 (海上)	不明	不明	不明	0	0	0	0	寒気の移流
竜巻	2008/10/27 15:40	千葉県 (海上)	不明	不明	不明	0	0	0	0	寒気の移流
竜巻	2008/10/27 15:50	千葉県 (海上)	不明	不明	不明	0	0	0	0	寒気の移流
竜巻	2008/10/27 15:50頃	千葉県 (海上)	不明	不明	不明	0	0	0	0	寒気の移流
竜巻	2008/10/27 16:00頃	千葉県 (海上)	不明	不明	不明	0	0	0	0	寒気の移流
竜巻	2009/10/08 04:30頃	千葉県 山武郡九十九里町	F1	20~30	1.6~1.7	0	0	1	0	台風・暖気の移流
竜巻	2010/10/09 18時頃	千葉県 南房総市	F0	30	0.1	0	0	0	0	その他(低気圧)
竜巻	2010/11/01 05:20頃	千葉県 山武郡九十九里町	F0	150	0.5	0	0	0	0	南岸低気圧
その他(不明を含む)	2010/11/01 05:25頃	千葉県 山武市	F0	250	0.5	0	0	0	0	南岸低気圧
その他(不明を含む)	2010/11/01 05:30頃	千葉県 山武郡九十九里町	F0	300	1.1	0	0	0	0	南岸低気圧
その他(不明を含む)	2010/12/03 02:30頃	千葉県 鴨川市	F0	100	0.2	0	0	0	0	日本海低気圧・暖気の移流
その他(不明を含む)	2010/12/03 07:50頃	千葉県 松戸市	F0以下	20	0.3	0	0	0	0	日本海低気圧・暖気の移流
その他(不明を含む)	2010/12/03 08:00頃	千葉県 柏市	F0	150	0.4	0	0	0	0	日本海低気圧・暖気の移流
その他(不明を含む)	2010/12/03 08:00頃	千葉県 柏市	F0以下	60	0.1	0	0	0	0	日本海低気圧・暖気の移流
その他(不明を含む)	2010/12/03 08:30頃	千葉県 鴨川市	F0	100	0.2	0	0	0	0	日本海低気圧・暖気の移流
竜巻	2011/04/25 13:10頃	千葉県 柏市	F0	100~300	3.1	0	0	0	0	気圧の谷・暖気の移流
竜巻	2011/04/25 13:10頃	千葉県 鎌ヶ谷市	F0	30~80	5.5	0	0	0	0	気圧の谷・暖気の移流
その他(不明を含む)	2011/10/05 18:50頃	千葉県 館山市	F0	70	0.2	0	0	0	0	南岸低気圧

詳細(D)とある事例では、ドップラーレーダーによる解析結果を収録している。

藤田スケールは、ア)被害の詳細な情報等から推定できたもの、イ)文献等からの引用または被害のおおまかな情報等から推定したもの、があり、F2以上の事例ではア)とイ)を区別し、イ)の場合には値を括弧で囲んでいる。F0~F1の事例では、ア)とイ)の区別は行っていない。

被害数の右に*印があるものは、他の事例の被害数を含んでいる。また、#は、大雨など突風以外の気象現象による被害数を含む、あるいは他の事例の被害欄に当該事例による被害数を含めて記載していることを示す。

空欄は、値が未確定であることを表す。

気象庁HPより

土砂災害危険箇所等一覧

■土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）の指定

告示日：平成22年6月18日 警戒区域告示番号：千第487号 特別警戒区域告示番号：千第488号

平成26年9月8日現在

番号	指定箇所	区域の名称	番号	指定箇所	区域の名称
1	匝瑳市椿	八重崎2	28	匝瑳市飯高	飯高10
2	匝瑳市八日市場木	米倉	29	匝瑳市大寺	大寺7
3	匝瑳市吉田	米	30	匝瑳市吉田	吉田4
4	匝瑳市吉田	谷1	31	匝瑳市吉田	吉田5
5	匝瑳市吉田	谷2	32	匝瑳市南山崎	南山崎2
6	匝瑳市南山崎	南山崎1	33	匝瑳市南山崎	南神崎
7	匝瑳市大堀・大保里	大堀1	34	匝瑳市長岡・長丘	長岡2
8	匝瑳市大堀・大保里	大堀2	35	匝瑳市長岡	長岡4
9	匝瑳市大堀・大保里	大堀3	36	匝瑳市長岡 長丘・堀ノ内	長岡5
10	匝瑳市飯高	飯高1	37	匝瑳市長岡	長岡6
11	匝瑳市飯高	飯高2	38	匝瑳市長岡	長岡7
12	匝瑳市大寺	大寺1	39	匝瑳市大浦	大浦3
13	匝瑳市長岡	長岡1	40	匝瑳市椿	椿2
14	匝瑳市飯高	飯高17	41	匝瑳市椿	椿3
15	匝瑳市飯高	飯高3	42	匝瑳市椿	椿5
16	匝瑳市大寺	大寺6	43	匝瑳市飯倉	飯倉4
17	匝瑳市大寺	大寺3	44	匝瑳市飯倉	飯倉6
18	匝瑳市金原・片子	金原3	45	匝瑳市八日市場木	木1
19	匝瑳市片子	片子1	46	匝瑳市八日市場木	木2
20	匝瑳市片子・加多古	片子2	47	匝瑳市八日市場木	木3
21	匝瑳市片子・加多古	片子3	48	匝瑳市八日市場木	木4
22	匝瑳市片子	片子4	49	匝瑳市八日市場木	木5
23	匝瑳市片子	片子5	50	匝瑳市八日市場イ	イ8
24	匝瑳市飯高	飯高6	51	匝瑳市八日市場イ	イ9
25	匝瑳市飯高	飯高7	52	匝瑳市吉田	吉田8
26	匝瑳市飯高	飯高8	53	匝瑳市飯倉	飯倉13
27	匝瑳市飯高	飯高9			

資料：千葉県県土整備部河川環境課河川海岸管理室

■急傾斜地崩壊危険区域

平成 26 年 6 月 10 日現在

番号	地区名	所在地	指定面積 (平方メートル)	指定年月日	指定番号	告示番号
1	久方	久方	21,562.95	昭和 47 年 9 月 26 日	20	千第 661 号
2	飯塚	飯塚	11,602.33	昭和 53 年 10 月 31 日	56	千第 877 号
3	入山崎	入山崎	94,626.50	昭和 61 年 11 月 21 日	201	千第 1081 号
4	飯塚の 2	飯塚	10,098.80	平成 2 年 3 月 20 日	257	千第 202 号
5	江川	吉田	37,015.68	平成 2 年 10 月 5 日 平成 14 年 10 月 8 日	267	千第 791 号 千第 757 号
6	大堀	大堀	41,440.88	平成 3 年 10 月 8 日	277	千第 857 号
7	大堀 3	大堀	23,194.11	平成 11 年 5 月 25 日	392	千第 540 号
8	八重崎 2	八重崎	17,835.60	平成 12 年 9 月 26 日	416	千第 676 号
9	豊和 2	大寺	1,715.00	平成 12 年 12 月 8 日	420	千第 851 号
10	豊和 3	大寺	2,357.88	平成 18 年 4 月 28 日	484	千第 465 号
計 10 箇所			261,449.73			

資料：千葉県県土整備部河川環境課河川海岸管理室

■土砂災害危険箇所（急傾斜）

平成 25 年 8 月 26 日現在

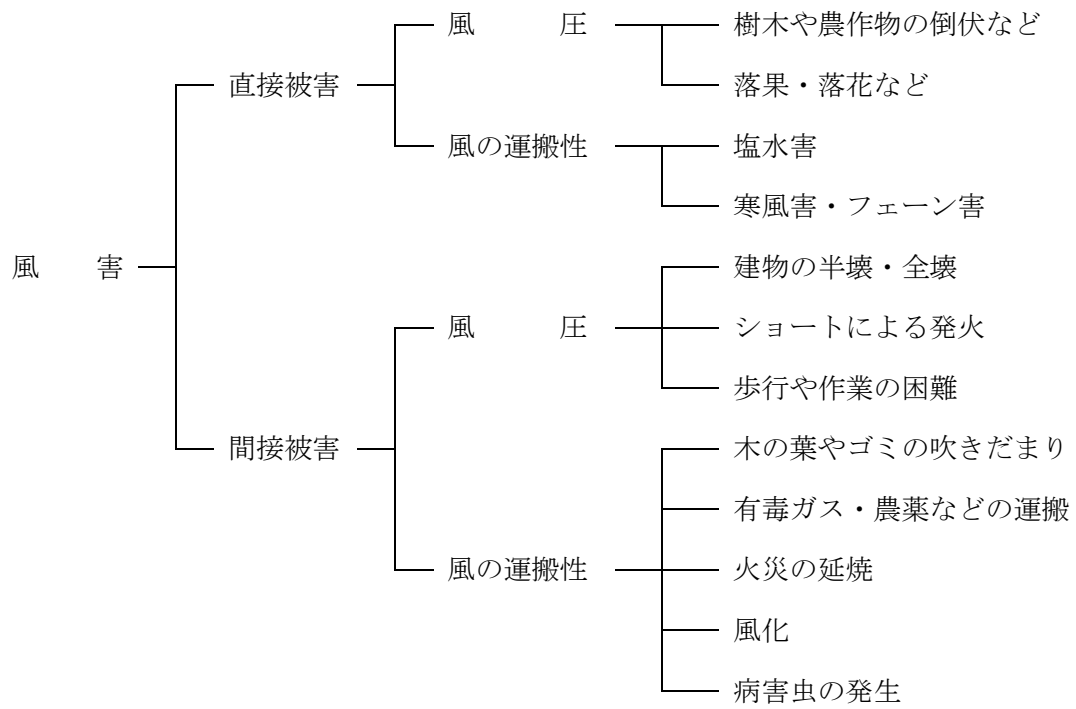
番号	箇所番号	箇所名	字名	番号	箇所番号	箇所名	字名
1	11-2266	イ 1	イ	37	111-1157	吉田 9	吉田
2	11-2267	イ 2	イ	38	1-0678	栄	吉田栄
3	11-2268	イ 3	イ	39	1-0682	蒲野	吉田蒲野
4	11-2269	イ 4	イ	40	1-0681	江川	吉田江川
5	11-2301	イ 5	イ	41	1-0679	谷 1	吉田谷
6	11-2302	イ 6	イ	42	1-0680	谷 2	吉田谷
7	11-2303	イ 7	イ	43	11-2250	久方	久方
8	11-2304	イ 8	イ	44	111-0176	久方 2	久方
9	11-2305	イ 9	イ	45	1-0677	久方	久方辺田場
10	11-2274	ハ 1	ハ	46	11-2272	宮本 1	宮本
11	11-2275	ハ 2	ハ	47	11-2273	宮本 2	宮本
12	11-2276	ハ 3	ハ	48	11-2165	金原 1	金原
13	11-2296	ホ 1	ホ	49	11-2166	金原 2	金原
14	11-2297	ホ 2	ホ	50	11-2175	金原 3	金原
15	11-2298	ホ 3	ホ	51	11-2218	山崎	山崎
16	11-2299	ホ 4	ホ	52	11-2278	新 1	新
17	11-2300	ホ 5	ホ	53	11-2279	新 2	新
18	11-2270	口 1	口	54	11-2263	生尾 1	生尾
19	11-2271	口 2	口	55	11-2264	生尾 2	生尾
20	11-2280	貝塚 1	貝塚	56	11-2265	生尾 3	生尾
21	11-2281	貝塚 2	貝塚	57	11-2228	大浦 1	大浦
22	11-2282	貝塚 3	貝塚	58	11-2229	大浦 2	大浦
23	11-2283	貝塚 4	貝塚	59	11-2230	大浦 3	大浦
24	11-2306	貝塚 5	貝塚	60	11-2231	大浦 4	大浦
25	1-0676	本郷	貝塚本郷	61	11-2232	大浦 5	大浦
26	11-2248	亀崎 1	亀崎	62	11-2233	大浦 6	大浦
27	11-2249	亀崎 2	亀崎	63	11-2240	大浦 7	大浦
28	111-0177	亀崎 1	亀崎	64	1-0668	豊和	大寺
29	11-2211	吉田 1	吉田	65	1-1529	大寺 6	大寺
30	11-2212	吉田 2	吉田	66	11-2170	大寺 1	大寺
31	11-2213	吉田 3	吉田	67	11-2171	大寺 2	大寺
32	11-2214	吉田 4	吉田	68	11-2172	大寺 3	大寺
33	11-2215	吉田 5	吉田	69	11-2173	大寺 4	大寺
34	111-0168	吉田 1	吉田	70	11-2174	大寺 5	大寺
35	111-0172	吉田 2	吉田	71	11-2197	大寺 7	大寺
36	111-0174	吉田 3	吉田	72	11-2198	大寺 8	大寺

番号	箇所番号	箇所名	字名	番号	箇所番号	箇所名	字名
73	III-0169	大寺 1	大寺	111	II-2234	八辺 1	八辺
74	III-1155	大寺 10	大寺	112	II-2235	八辺 2	八辺
75	I-0685	大堀 1	大堀	113	II-2236	八辺 3	八辺
76	I-0686	大堀	大堀	114	II-2237	八辺 4	八辺
77	I-0687	大堀 3	大堀	115	II-2238	八辺 5	八辺
78	II-2260	中台 1	中台	116	I-1381	飯高	飯高
79	II-2261	中台 2	中台	117	I-1528	飯高 2	飯高
80	II-2262	中台 3	中台	118	II-2167	飯高 1	飯高
81	III-0175	中台 4	中台	119	II-2169	飯高 3	飯高
82	I-1530	長岡 3	長岡	120	II-2181	飯高 4	飯高
83	II-2221	長岡 1	長岡	121	II-2182	飯高 5	飯高
84	II-2222	長岡 2	長岡	122	II-2183	飯高 6	飯高
85	II-2224	長岡 4	長岡	123	II-2184	飯高 7	飯高
86	II-2225	長岡 5	長岡	124	II-2185	飯高 8	飯高
87	II-2226	長岡 6	長岡	125	II-2186	飯高 9	飯高
88	II-2227	長岡 7	長岡	126	II-2187	飯高 10	飯高
89	II-2241	椿 1	椿	127	II-2188	飯高 11	飯高
90	II-2242	椿 2	椿	128	II-2189	飯高 12	飯高
91	II-2243	椿 3	椿	129	II-2190	飯高 13	飯高
92	II-2246	椿 4	椿	130	II-2191	飯高 14	飯高
93	II-2247	椿 5	椿	131	II-2192	飯高 15	飯高
94	III-0173	椿 6	椿	132	II-2193	飯高 16	飯高
95	I-0671	八重崎 1	椿八重崎	133	III-0170	飯高 1	飯高
96	I-0672	八重崎 2	椿八重崎	134	II-2284	飯倉 1	飯倉
97	II-2256	田久保 1	田久保	135	II-2285	飯倉 2	飯倉
98	II-2257	田久保 2	田久保	136	II-2287	飯倉 3	飯倉
99	II-2277	田久保 3	田久保	137	II-2288	飯倉 4	飯倉
100	II-2194	内山 1	内山	138	II-2289	飯倉 5	飯倉
101	II-2195	内山 2	内山	139	II-2290	飯倉 6	飯倉
102	II-2199	内山 3	内山	140	II-2291	飯倉 7	飯倉
103	II-2200	内山 4	内山	141	II-2292	飯倉 8	飯倉
104	I-0683	南山崎	南山崎	142	II-2293	飯倉 9	飯倉
105	II-2219	南山崎	南山崎	143	II-2294	飯倉 10	飯倉
106	II-2220	南神崎	南神崎	144	II-2295	飯倉 11	飯倉
107	I-0684	入山崎	入山崎	145	II-2307	飯倉 12	飯倉
108	II-2216	入山崎 1	入山崎	146	III-1159	飯倉 1	飯倉
109	II-2217	入山崎 2	入山崎	147	III-1160	飯倉 2	飯倉
110	III-0171	入山崎 1	入山崎	148	I-0669	飯塚	飯塚

番号	箇所番号	箇所名	字名	番号	箇所番号	箇所名	字名
149	I-0670	飯塚 2	飯塚	165	III-1158	富岡 1	富岡
150	II-2201	飯塚 1	飯塚	166	I-0674	富谷	富谷
151	II-2202	飯塚 2	飯塚	167	I-0675	米倉	米倉
152	II-2203	飯塚 3	飯塚	168	II-2176	片子 1	片子
153	II-2204	飯塚 4	飯塚	169	II-2177	片子 2	片子
154	II-2205	飯塚 5	飯塚	170	II-2178	片子 3	片子
155	II-2206	飯塚 6	飯塚	171	II-2179	片子 4	片子
156	II-2207	飯塚 7	飯塚	172	II-2180	片子 5	片子
157	II-2208	飯塚 8	飯塚	173	II-2251	木積 1	木積
158	II-2209	飯塚 9	飯塚	174	II-2252	木積 2	木積
159	II-2210	飯塚 10	飯塚	175	II-2253	木積 3	木積
160	II-2239	飯塚 11	飯塚	176	II-2254	木積 4	木積
161	II-2244	飯塚 12	飯塚	177	II-2255	木積 5	木積
162	II-2245	飯塚 13	飯塚	178	II-2258	木積 6	木積
163	II-2259	富岡 1	富岡	179	III-1156	木積 7	木積
164	II-2286	富岡 2	富岡	180	I-0673	籠部田	籠部田

資料：千葉県県土整備部河川環境課河川海岸管理室

農作物等に対する風害の分類表



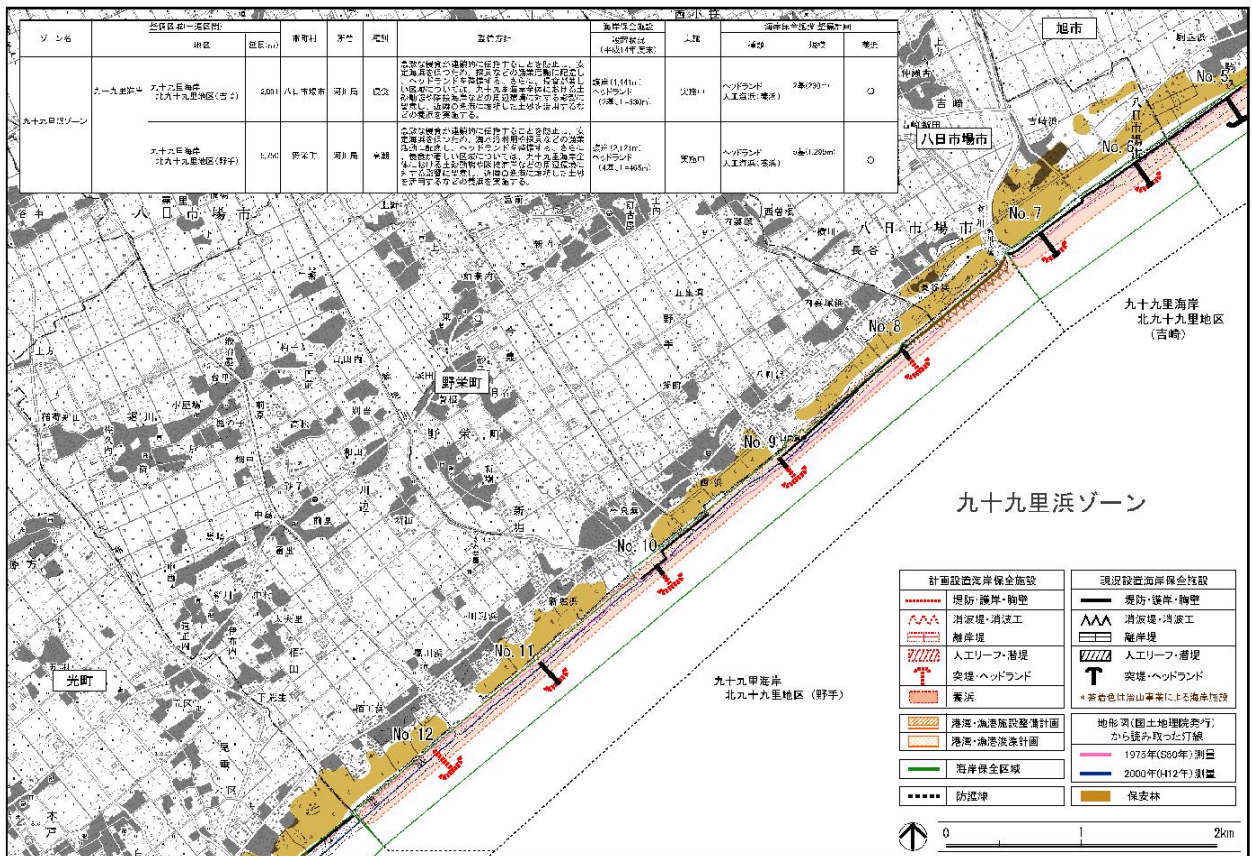
水位観測施設一覧

観測種別	水系名	河川名	観測所名	管理区分	所管	所在地	座標	零点高
雨量	栗山川	栗山川	海匠土木事務所	千葉県	海匠土木事務所	千葉県匝瑳市八日市場イ 1999 番地 (海匠土木事務所)	緯度 035° 42' 05.00" 経度 140° 32' 38.00"	
雨量	関東その他	関東管内	匝瑳	千葉県	海匠土木事務所	千葉県匝瑳市飯高 1692 番地 (飯高特別支援学校)	緯度 035° 44' 57.00" 経度 140° 31' 27.00"	
雨量	関東その他	新川	海匠	千葉県	海匠土木事務所	千葉県旭市二 1997 番地 1 (海匠地域振興事務所)	緯度 035° 43' 07.00" 経度 140° 38' 50.00"	
水位	関東その他	新川	新川	千葉県	海匠土木事務所	千葉県旭市大字仁玉字新川山谷 1450 番地		T. P. -0.0180m (標高-0.0180m)
水位	関東その他	新堀川	新堀川排水機場	匝瑳市	野栄総合支所	匝瑳市今泉 6474 番地		
水位	関東その他	野田幹線 排水路	野田地区排水機場	匝瑳市	野栄総合支所	匝瑳市今泉 6474 番地		

海岸保全区域、海岸保全施設等の高さの目安

海岸名	所管	高潮・高波から防護する施設の高さ (T.P.m)	現況天端高 (T.P.m)	設計津波の水位 (T.P.m)	海岸保全施設等の高さの目安 (T.P.m)
北九十九里地区(吉崎)	水管理・国土保全局	4	4	6	6
北九十九里地区(野手)	水管理・国土保全局	4	4	6	6

千葉東沿岸海岸保全基本計画（平成25年11月策定）より抜粋



この地図は、国土院院長の承認を得て、国院発行の地形図(50,000(地開図係))を採集したものである。(原簿番号 平15製図 第212号) 図-4-2(3) 施設整備計画(九十九里浜ゾーン)

千葉県が影響を受けた主な地震・津波履歴表（江戸時代以降）

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大震度	地 変	津 波	人命・ 家屋等の被害
		東経北緯	震央地名					
1	1605. 2. 3 (慶長9年12月16日)	134. 9 33. 0	南海トラフ沿い	7. 9			房総半島東岸に大津波が来襲した。一時潮が引いて30余町(30ha)干潟になり、ついで津波が来襲した。上総下総の沿岸45か村の漁村農村が押し流された。大津波は小山の中腹まで押し寄せた。	死者多数
2	1677. 11. 4 (延宝5年10月9日)	142. 0 35. 5		8. 0		勝浦から東浪見にかけて多くの被害が発生した。	房総沿岸に大津波があった。各地の推定津波浸水高は、東浪見村6.0~7.5m、矢指戸村5.5~7.0m、岩船浦6.5~8.0m、御宿浦4.5~7.0m、沢倉村5.5~7.0mなどであった。	銚子市高神1万余の樹木が倒れた。家や漁船の被害が大きかった。東浪見で倒家50戸、水死者97名、和泉浦で倒家多数、田畑浸水、水死者13名、大原で倒家25戸、水死者9名、矢差戸で倒家25戸、水死者13名、岩船で倒家40戸、水死者57名、御宿で倒家30戸、水死者36名
3	1703. 12. 31 (元禄16年11月23日)	139. 8 34. 7	房総沖	8. 2	6	安房地方で山くずれが多く発生した。嶺岡山で亀裂が生じたのをはじめ各地で地割れが生じた。	房総沿岸に大津波があった。各地の痕跡高は、御宿8m、勝浦7m、鴨川6.5m、千倉9.2m、相浜11~12m、保田6.5mなどであった。	津波による被害が主であった。安房小湊で570軒流失、死者100名、御宿で倒家440戸、死者20余名、千倉、布良で死者多数、九十九里南部津波で壊滅。
4	1855. 11. 11 (安政2年10月2日)		東京湾北部	7. 2	6	浦安、船橋地区で地面に亀裂が生じ、噴砂がみられた。松戸から浦安にかけての地域で震度6。	木更津の海岸で小規模な津波がみられた。	下総地方で倒家多く、死傷者も多数発生した。
5	1906. 2. 23 (明治39年)	139. 8 34. 8	安房沖	7. 3				北条や平郡で壁に小亀裂が生じた。
6	1906. 2. 24 (明治39年)	139. 8 35. 5	東京湾口	7. 7				木更津、湊で壁土や瓦の墜落などの被害があった。
7	1909. 3. 13 (明治42年)	141. 0 35. 6	銚子沖	7. 2		名洗で地盤に亀裂が生じた。		銚子で家屋の傾斜2戸と煙突の挫折があった。
8	1921. 12. 8 (大正10年)	140. 1 35. 8	竜ヶ崎付近	7. 1		印旛郡で道路に亀裂が生じた。		印旛郡で土蔵破損数か所、千葉や成田で多少の被害があった。
9	1922. 4. 26 (大正11年)	139. 7 35. 2	浦賀水道	6. 9	5	布良で崖くずれ。		建物全壊8戸、破損771戸、小学校傾斜1棟。館山、木更津、大多喜等で土蔵や倉庫等の壁落下。

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大震度	地 変	津 波	人命・ 家屋等の被害
		東経北緯	震央地名					
10	1923. 9. 1 (大正 12 年)	139. 3 35. 2	相模湾	7. 9	6	安房地方で地割れ、噴砂、噴水が多見した。上総、安房地方の丘陵地では山くずれが多発した。三芳村付近に地震断層が生じた。	布良付近で津波による浸水があった。各地の推定津波高は布良 4. 5m、洲崎 4 m、勝山 2. 2m、木更津 1. 8 m などであった。	千葉県全体で死者 1, 335 名、負傷者 3, 426 名、行方不明者 7 名、全壊家屋 31, 186 戸、半壊 14, 919 戸、焼失 647 戸、流失 71 戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流失は布良の津波によるものである。
11	1923. 9. 2 (大正 12 年)	140. 4 35. 1	勝浦沖	7. 4	6	勝浦付近では関東地震より強く揺れた。	小津波があった。洲崎で波高 30cm になった。	勝浦で瓦の落下など小被害があった。
12	1953. 11. 26 (昭和 28 年)	141. 7 34. 0	房総半島南東沖	7. 4	5		銚子付近で最大波高 3m 記録したが、被害なし。	館山、富崎で墓石が転倒し、犬吠埼灯台の水銀がこぼれた。
13	1960. 5. 23 (昭和 35 年)	73. 5 38. 0	チリ沖	8. 5			九十九里浜、銚子、勝浦、天羽などの海岸に津波がおこった。津波の波高は銚子で 153cm、布良で 67cm であった。	津波による被害は死者 1 名(銚子)、負傷 2 名、半壊家屋 11 戸、田畑の冠水 173ha に及んだ。
14	1987. 12. 17 (昭和 62 年)	140. 5 35. 4	千葉県東方沖	6. 7	5	山武、長生郡市を中心に、崖くずれ、道路の亀裂、陥没、堤防の沈下、地盤の液状化現象等が多数発生した。また、崖くずれの危険に伴う住民避難が生じた。		千葉県全体で死者 2 名、負傷者 144 名、全壊家屋 16 棟、半壊家屋 102 棟、一部損壊 71, 212 棟、断水 49, 752 戸、停電 287, 900 戸、ガス供給停止 4, 967 戸、ブロック塀等の倒壊 2, 792 か所が発生した。なお、住家被害のほとんどが屋根瓦の崩落によるものであった。
15	1989. 3. 6 (平成元年)	140. 7 35. 7	千葉県北東部	6. 0	5	佐原市ほか 4 町で農業用水施設(地下埋設管)に破損が生じた。		佐原市ほか 4 市町で屋根瓦の落下による家屋の一部破損が 12 棟、多古町において水道管の亀裂により断水 70 戸の被害がでた。
16	2005. 4. 11 (平成 17 年)		千葉県北東部	6. 1	5強			県内で家屋の一部損壊 4 棟の被害がでた。
17	2005. 7. 23 (平成 17 年)		千葉県北西部	6. 0	5弱			県内で負傷者 8 名、家屋の一部損壊 3 棟の被害がでた。その他、関東近県で約 6 万 4 千台のエレベータが停止し、78 件の閉じ込めが発生。鉄道については、東北、上越、長野、東海道新幹線、関東地方の JR 等の各線で点検のため運転を中止し、運転再開まで最大で約 7 時間を要した。

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大震度	地 変	津 波	人命・ 家屋等の被害
		東経北緯	震央地名					
18	2011. 3. 11 (平成 23 年)	142. 9 38. 0	三陸沖	9. 0	6弱	<p>東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。市街地では、地震時、建物はゆっくりと大きく揺れ、道路では敷地等の境がずれるように水平移動を繰り返し、間もなく地面から大量の泥水が湧き出した。マンホールは歩道の真ん中で大きく突出し、電柱や信号機は傾き、沈み込んだ。泥水の噴出とともに、戸建等の住宅がゆっくりと沈み込み、各地で噴砂、沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等の様々な液状化被害が発生した。水道、下水道等のライフラインも、液状化により至る所で管が破壊された。</p>	<p>銚子験潮所で押波による第1波を15時30分過ぎに観測。17時過ぎに最大潮位となる第3波2.5mを観測した。潮位計のデータでは、13日以降も津波による潮位変化が観測されている。九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から3km近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から18.8kmまで遡上、浸水面積は九十九里地域(銚子市～いすみ市)で23.7km²に達した。この津波は、旭市飯岡地区に甚大な被害をもたらした。海岸防御ラインの背後に砂丘や保安林のないこの地区に、7.6mと推定される第3波の津波が襲来し、県民の生命・財産を奪い去った。</p>	<p>平成24年3月1日現在死者20名(うち、津波による死者14名(旭市13名、山武市1名)、行方不明者2名(津波による)、負傷者251名。建物全壊798棟、半壊9,923棟、一部損壊46,828棟、建物火災15件、床上浸水154棟、床下浸水722棟。水道断水177,254戸、減水129,000戸。下水道12,600戸で使用制限。ガス8,631戸で停止。電気35万3千戸で停電。国道、県道で全面通行止め33カ所、片側通行規制12カ所。農業施設の損壊2,257カ所ほか。漁船転覆・乗り上げ等390隻。石油コンビナート爆発事故(市原市)。福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質が検出。</p>
19	2012. 3. 14 (平成 24 年)		千葉県東方沖	6. 1	5強	<p>銚子市市道の一部で、液状化による噴砂等が発生した。</p>		<p>県内で死者1名、負傷者1名、家屋の一部損壊3棟の被害がでた。その他、銚子市ではブロック塀等が4カ所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約14,800軒以上に断水が発生した。</p>
20	2012. 4. 29 (平成 24 年)		千葉県北東部	5. 8	5弱			<p>震度5弱を観測したのは、旭市のみにとどまり、県内で人的・物的被害は発生しなかった。</p>

千葉県地域防災計画(平成26年度修正)より抜粋

東日本大震災による被害状況

平成 27 年 10 月 1 日時点

1 家屋(住家)			
①	建物全壊	7 棟	
②	建物半壊	20 棟	
③	建物一部破損	1,698 棟	
④	床上浸水	9 棟	
⑤	床下浸水	24 棟	
2 家屋(非住家)			
①	建物全壊	5 棟	
②	建物半壊	7 棟	
③	建物一部破損	431 棟	
④	床上浸水	4 棟	
⑤	床下浸水	7 棟	

平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）産業別・施設別等被害状況調査報告書

平成23年5月25日現在

区分	箇所数等		金額(千円)	備考
土木施設被害	道路・側溝	市道 55路線 910m	54,344	
農業被害	農地	田 1箇所 0.8ha	200	液状化
		塩害を受けた田畑 42ha（共興地区（吉崎・長谷）・野田地区（新堀））		
	農業用施設	農道 18箇所 229m	6,047	
		水路 58箇所 2,090m	181,662	
		新堀川フェンス 43.5m	504	
農産物	2.7ha（ミニトマト1.7ha、トマト0.3ha、きゅうり0.7ha）	24,135	県、農協、市の合同現地調査	
水産業被害	漁業	51艘（転覆9艘、岸壁乗上げ22艘、破損20艘）・魚網	230,000	海匠漁業協同組合調査
工業被害	施設	みどり平工業団地 11棟	5,160	みどり平工業団
	設備等	みどり平工業団地 製品・仕掛品、操業停止等	55,833	地連絡協議会調査
商工業被害	建物等	建物等 64件	15,950	匠瑳市商工会調査
	設備等	商品・機械工具等 50件	26,120	
公共施設被害	消防団施設等	消防機庫2箇所・消防自動車1台	235	
	文教施設	小学校11校・中学校3校・八日市場学校給食センター	8,624	
		八日市場ドーム・のさかアリーナ・八日市場図書館	4,289	
	福祉施設	市民ふれあいセンター	1,392	
	庁舎	市役所庁舎	7,079	
	病院施設	市民病院	391	
その他		いいぐら団地	8,539	
		吉崎浜野外活動施設・吉崎浜野外トイレ・観光看板・勤労青少年ホーム	2,687	

	市民ふれあいセンター	野採農林環境改善センター	共興小学校	野田小学校	野採中学校	栄小学校	平和小学校	勤労青少年ホーム	市民病院	合計
人数	112	608	600	85	100	304	18	25	43	1,895

※ 人数は、3月11日から4月11日までの延べ人数を示しています。

ライフライン	電気	3月12日 19:30 市内全域復旧
	水道	3月12日 19:30 市内全域送水開始 3月15日 市内全域復旧

匠瑳市義援金	
58件	4,596,195円

匠瑳市見舞金	
7件	4,375,000円

災害派遣	派遣団体	派遣先	機関	延べ人数
	匠瑳市	旭市避難所	4月30日～5月14日（15日間）	30
	匠瑳市横芝町消防組合	福島県南相馬市	4月13日～22日（10日間）	70

福島県からの避難状況	7世帯 21人
------------	---------

〇匝瑳市防災会議条例

平成 18 年 1 月 23 日
条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、匝瑳市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 匝瑳市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 匝瑳市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(組織等)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 千葉県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
- (5) 匝瑳市教育委員会教育長
- (6) 匝瑳市横芝光町消防組合消防長
- (7) 匝瑳市消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める関係機関のうちから市長が委嘱する者

6 委員の定数は、30 人以内とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により、市長が委嘱又は任命した委員の任期は、当該特定の地位又は職にある期間とする。

(専門委員)

第 5 条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、匝瑳市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 防災会議の会議は、会長が必要と認めるときに招集し、会長が議長となる。

2 防災会議は、委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月29日条例第136号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

匝瑳市防災会議委員一覧

平成 27 年 10 月 1 日

	職 名	氏 名	所 在	電話番号
会 長	匝瑳市長	太 田 安 規	匝瑳市八日市場ハ793-2	73-0080
第 1 号委員 〔指定地方行政機関の職員〕	関東農政局千葉支局長	森 山 修 実	千葉市中央区本千葉町 10-18	043 224-5611
	銚子海上保安部長	廣 瀬 洋 介	銚子市川口町2-6431	0479 21-0118
	海匝地域振興事務所長	浅 井 茂	旭市ニ1997-1	62-0261
第 2 号委員 〔千葉県知事の部内の職員〕	海匝土木事務所長	五十嵐 隆夫	匝瑳市八日市場イ1999	72-1100
	海匝健康福祉センター長	野 田 秀 平	銚子市栄町2-2-1	0479 22-0206
	海匝農業事務所長	小 橋 純	匝瑳市八日市場ハ671	72-1556
第 3 号委員 〔千葉県警察の警察官〕	匝瑳警察署長	緑 川 宏 幸	匝瑳市八日市場イ559-1	72-0110
	匝瑳市副市長	角 田 道 治	匝瑳市八日市場ハ793-2	73-0080
	匝瑳市総務課長	渡 辺 則 孝	匝瑳市八日市場ハ793-2	73-0084
	匝瑳市環境生活課長	加 瀬 幸 治	匝瑳市八日市場ハ793-2	73-0088
	匝瑳市産業振興課長	作 佐 部 勝 美	匝瑳市八日市場ハ793-2	73-0089
第 4 号委員 〔匝瑳市の職員〕	匝瑳市都市整備課長	佐 藤 雅 美	匝瑳市八日市場ハ793-2	73-0091
	匝瑳市建設課長	椎 名 満	匝瑳市八日市場ハ793-2	73-0092
	匝瑳市福祉課長	平 山 弘	匝瑳市八日市場ハ793-2	73-0096
	匝瑳市民病院事務局長	日 下 潔	匝瑳市八日市場イ1304	72-1525
	匝瑳市野栄総合支所長	岩 澤 薫	匝瑳市今泉6474	67-3111
第 5 号委員 〔教育長〕	匝瑳市教育委員会教育長	池 田 竹 四	匝瑳市八日市場ハ793-2	73-0094
第 6 号委員 〔消防長〕	匝瑳市横芝光町消防組合 消防長	安 藤 昇	匝瑳市八日市場ホ715	72-0119
第 7 号委員 〔消防団長〕	匝瑳市消防団長	石 田 進 康	匝瑳市八日市場ハ793-2	73-0084

	職 名	氏 名	所 在	電話番号
〔 第 8 号委員 指定公共機関又は指定 地方公共機関の職員 〕	日本郵便株式会社 八日市場郵便局長	内 桶 勉	匝瑳市八日市場口140-1	72-0945
	東日本電信電話株式会社 千葉事業部 千葉支店長	鳥 越 隆	千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデン D棟13階	043 350-4366
	東京電力株式会社 銚子センター長	高 林 良 行	銚子市中央町8-20	0479 23-1936
〔 第 9 号委員 自主防災組織を構成する者 又は学識経験のある者 〕	東本町区自主防災会長	石 井 幸 成	匝瑳市八日市場イ2925	72-0107
	栄地区自主防災会長	大 木 公 正	匝瑳市川辺2651	67-3145
	千葉科学大学教授	藤 本 一 雄	銚子市潮見町15-8	0479 30-4713
〔 第 1 0 号委員 〔必要と認める関係機関〕 〕	一般社団法人 匝瑳医師会長	江 波 戸 久 元	匝瑳市八日市場イ2408-1	73-1286
	一般社団法人 香取匝瑳歯科医師会副会長	江 波 戸 寛	匝瑳市春海7-70	73-5515
	匝瑳市区長会長	椎 名 嘉 寛	匝瑳市八日市場ハ793-2	73-0088
	社会福祉法人 匝瑳市社会福祉協議会長	那 須 章 典	匝瑳市八日市場ハ793-35	73-0759

○匝瑛市災害対策本部条例

平成 18 年 1 月 23 日
条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、匝瑛市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部に属する職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 27 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

指定避難所・指定緊急避難場所等一覧表

【指定避難所（一次避難所）】

※災害対策基本法第49条の7に基づき、災害により、家屋の倒壊や消失などの被害を受けた方、または被害を受ける恐れがある方が、一定期間滞在する場として、指定避難所を指定しています。

全ての指定避難所（一次避難所）が指定緊急避難場所を兼ねています。

No.	地区	施設名	指定避難所指定箇所	所在地	電話番号	備考
1	中央	市民ふれあいセンター	施設内	八日市場ハ793番地35	73-0753	
2	中央	八日市場小学校	体育館及び校舎	八日市場イ2311番地	72-1238	
3	中央	八日市場第二中学校	体育館及び校舎	八日市場イ1687番地	72-1375	
4	中央	八日市場勤労青少年ホーム	施設内	八日市場イ2030番地	73-4515	
5	豊栄	豊栄小学校	体育館及び校舎	飯倉1847番地	72-0531	
6	須賀	須賀小学校	体育館及び校舎	高1956番地	72-0476	
7	匠瑳	匠瑳小学校	校舎	松山1122番地	72-2313	
8	豊和	豊和小学校	体育館及び校舎	大寺1492番地	74-0644	
9	吉田	吉田小学校	体育館及び校舎	吉田4020番地	72-0674	
10	飯高	飯高特別支援学校	体育館	飯高1692番地	70-5001	
11	共興	共興小学校	体育館及び校舎	東小笹1160番地	72-4525	津波避難所
12	平和	平和小学校	体育館及び校舎	平木1819番地	72-0414	
13	平和	八日市場第一中学校	体育館及び校舎	上谷中2270番地5	72-1185	
14	椿海	椿海小学校	体育館及び校舎	椿973番地	72-2353	
15	野田	野栄中学校	体育館及び校舎	今泉5323番地3	67-2415	津波避難所
16	野田	生涯学習センター	施設内	今泉6489番地1	67-1264	津波避難所
17	野田	のさかアリーナ	施設内	今泉6536番地1	67-1263	
18	栄	栄小学校	体育館及び校舎	栢田823番地	67-2311	津波避難所

※備考欄は匠瑳市津波避難計画における指定一次避難所

【指定避難所（二次避難所）】

※指定避難所（一次避難所）が災害等により使用不能の場合に使用します。

No.	地区	施設名	指定避難所指定箇所	所在地	電話番号	備考
1		八日市場ドーム	施設内	八日市場ハ793番地1	73-0021	
2		八日市場公民館	施設内	八日市場イ2402番地	72-0735	

※備考欄は匠瑳市津波避難計画における指定一次避難所

【指定緊急避難場所】

※災害対策基本法第49条の4に基づき、市は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設又は場所を、洪水、土砂災害、地震及び津波等といった異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しています。

指定緊急避難場所の一部が指定避難所（一次避難所）を兼ねています。

No.	地区	施設名	指定緊急避難場所指定箇所	所在地	対象となる異常な現象の種類				
					洪水	崖崩れ	地震	大規模火事	津波
1	中央	市民ふれあいセンター	敷地内	八日市場ハ793番地35	○	○	○	○	○
2	中央	八日市場小学校	校庭	八日市場イ2311番地	○	○	○	○	○
3	中央	八日市場第二中学校	校庭	八日市場イ1687番地	○	○	○	○	○
4	中央	八日市場幼稚園	園庭	八日市場イ2394番地	○	○	○	○	
5	中央	八日市場保育所	所庭	八日市場イ2353番地1	○	○	○	○	
6	中央	敬愛大学八日市場高等学校	校庭	八日市場口390番地	○	○	○	○	
7	中央	匝瑳高等学校	校庭	八日市場イ1630番地	○	○	○	○	
8	中央	匝瑳市マザーズホーム	校庭	八日市場ホ2016番地	○	○	○	○	
9	中央	そうさ記念公園	園内	八日市場ハ565番地1	○	○	○	○	
10	中央	八日市場勤労青少年ホーム	敷地内	八日市場イ2030番地	○	○	○	○	
11	豊栄	豊栄小学校	校庭	飯倉1847番地	○	○	○	○	○
12	豊栄	豊栄保育所	所庭	飯倉1615番地1	○	○	○	○	
13	豊栄	鈴歌公園	園内	飯倉台37番地1	○	○	○	○	
14	豊栄	平台公園	園内	飯倉台17番地	○	○	○	○	
15	須賀	須賀小学校	校庭	高1956番地	○	○	○	○	○
16	須賀	みどり平東公園	園内	みどり平13番地2	○	○	○	○	
17	須賀	みどり平西公園	園内	みどり平1番地2	○	○	○	○	
18	匝瑳	匝瑳小学校	校庭	松山1122番地	○	○	○	○	
19	匝瑳	山桑公園	園内	山桑125番地	○	○	○	○	
20	豊和	豊和小学校	校庭	大寺1492番地	○	○	○	○	
21	豊和	豊和保育所	所庭	大寺1428番地	○	○	○	○	
22	吉田	吉田小学校	校庭	吉田4020番地	○	○	○	○	
23	吉田	吉田保育所	所庭	吉田4010番地4	○	○	○	○	
24	飯高	飯高特別支援学校	校庭	飯高1692番地	○	○	○	○	
25	共興	共興小学校	校庭	東小笹1160番地	○	○	○	○	○
26	平和	平和小学校	校庭	平木1819番地	○	○	○	○	○
27	平和	八日市場第一中学校	校庭	上谷中2270番地5	○	○	○	○	○
28	平和	平和東公園	園内	平木1487番地1	○	○	○	○	
29	平和	八日市場特別支援学校	校庭	平木930番地1	○	○	○	○	
30	平和	市営グラウンド	敷地内	上谷中2240番地8	○	○	○	○	
31	椿海	椿海小学校	校庭	椿973番地	○	○	○	○	

32	椿海	椿海公園	園内	椿969番地1	○	○	○	○	
33	野田	野栄中学校	校庭	今泉5323番地3	○	○	○	○	○
34	野田	生涯学習センター	敷地内	今泉6489番地1	○	○	○	○	○
35	野田	のさかアリーナ	敷地内	今泉6536番地1	○	○	○	○	
36	野田	野田小学校	校庭	野手13034番地	○	○	○	○	○
37	野田	野栄ふれあい公園	園内	今泉363番地	○	○	○	○	○
38	栄	栄小学校	校庭	栢田823番地	○	○	○	○	○

【津波避難タワー】

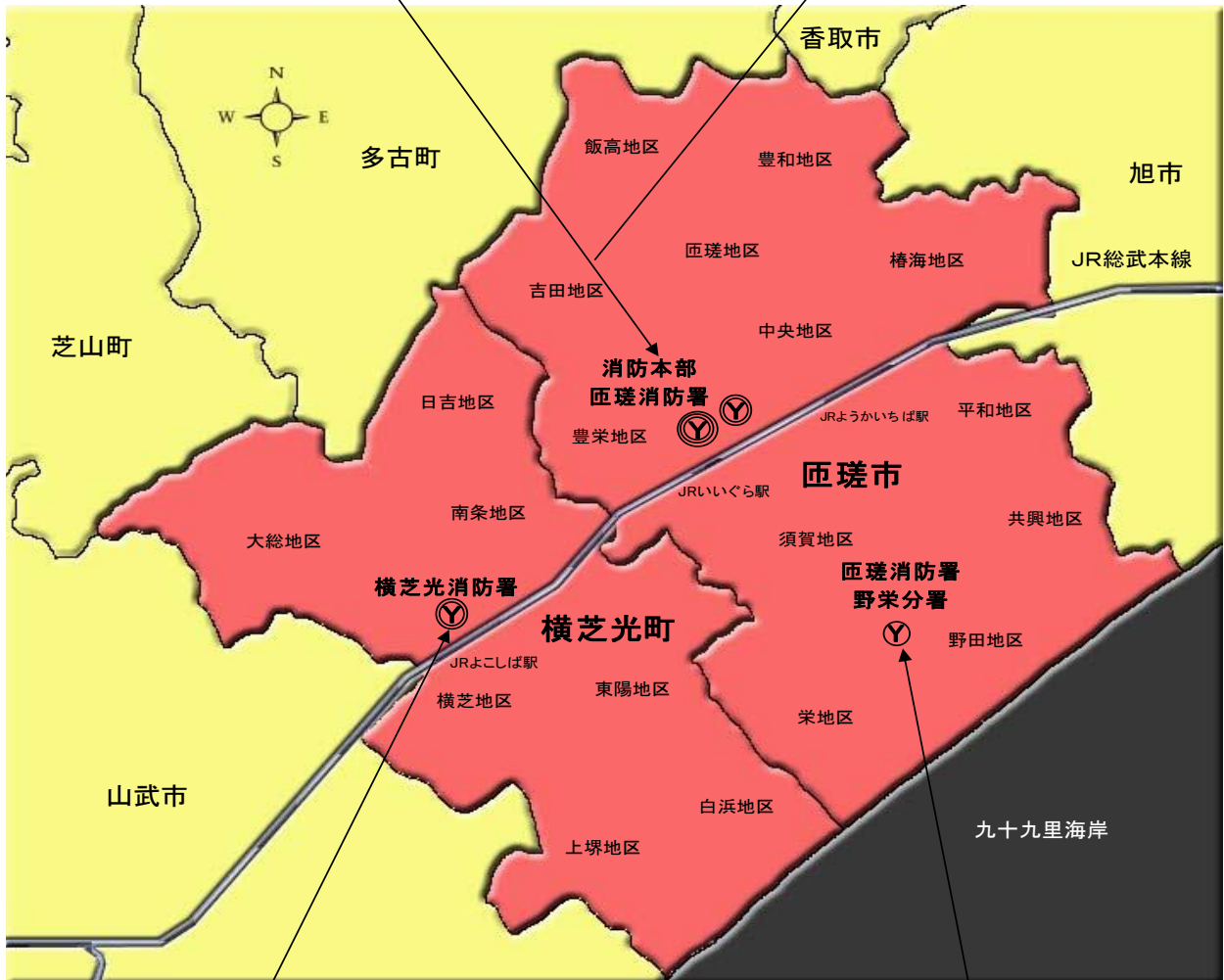
※地震に伴う津波の発生時、海岸地域に在住し、又は滞在する市民等のうち、高齢者等の要配慮者やサーファー及び釣り人等観光客の生命と身体の安全を確保するため、緊急的な一時避難のための施設として津波避難タワーを整備しています。

No.	地区	施設名	所在地	構造	高さ	収容人数	備考
1	野田	今泉浜津波避難タワー	今泉7942番地1	鉄骨造	8.7m	150人	H27.7.31 完成
2	共興	長谷浜津波避難タワー	長谷3397番地220	鉄骨造	8.8m	100人	H28年中 完成予定
3	栄	未定					

消防組織の状況及び消防施設の状況

消 防 本 部	
職 員	22名
指 揮 車	2台
査 察 車	1台
原 調 車	1台
連 絡 車	3台

匝 瑳 消 防 署			
職 員	40名	資機材搬送車	1台
水槽付ポンプ車	1台	救 急 車	1台
普通ポンプ車	1台	指 令 車	1台
化 学 車	1台	赤 バ イ	4台
救助工作車	1台	連 絡 車	1台



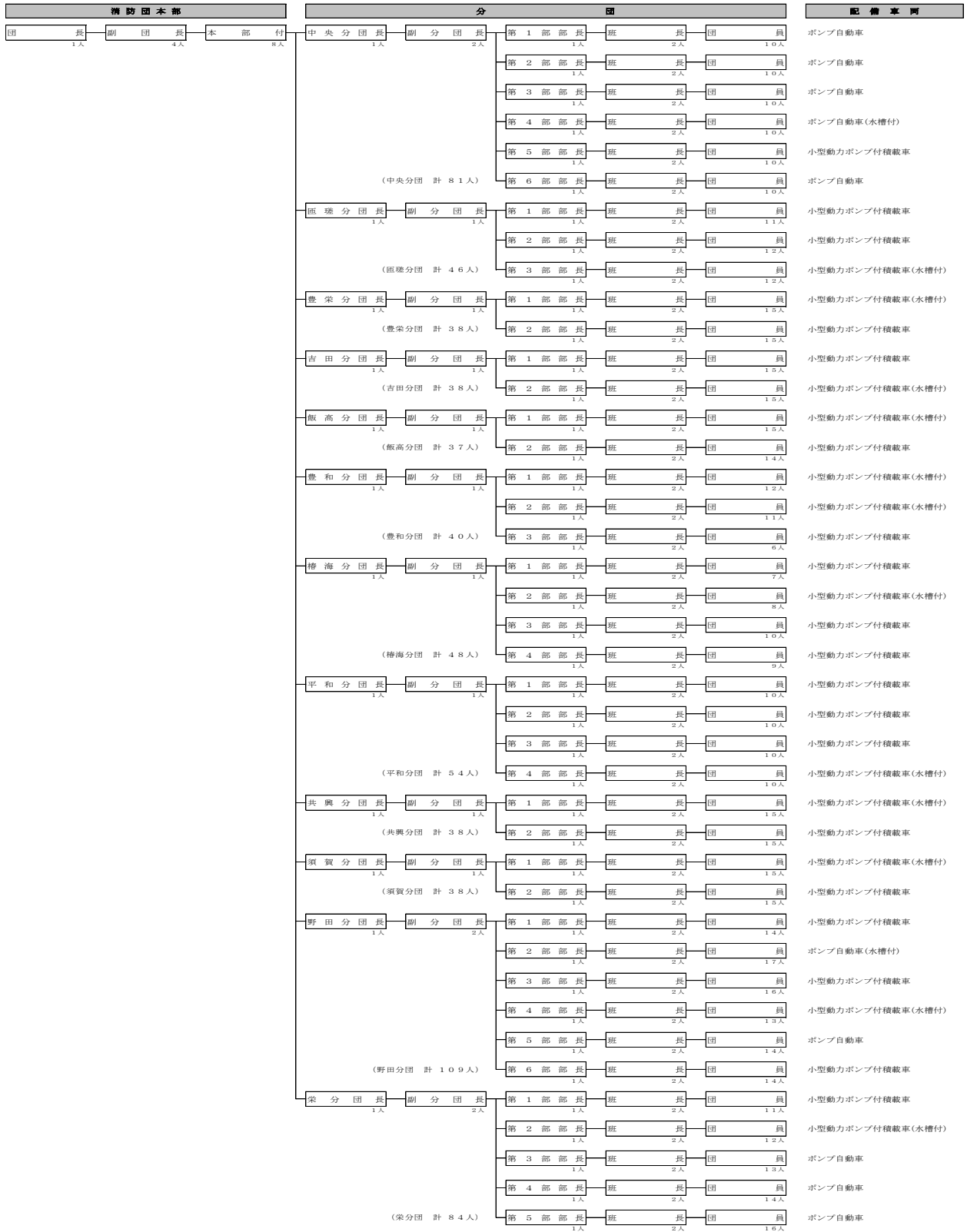
横 芝 光 消 防 署	
職 員	27名
水槽付ポンプ車	1台
普通ポンプ車	1台
救 急 車	1台
指 令 車	1台

匝 瑳 消 防 署 野 栄 分 署	
職 員	20名
水槽付ポンプ車	1台
救 急 車	1台
指 令 車	1台
赤 バ イ	1台

資料：匝瑳市横芝光町消防組合消防本部 平成26年版消防年報

匝瑛市消防団組織図

(平成27年4月1日時点)



<配置人員計>

団 長	副 団 長	本 部 付	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員
1人	4人	8人	12人	15人	41人	82人	501人
消防団本部計			12ヶ分団計				
13人			651人				
合 計							
664人							

<配備車両計>

ボ ン プ 自 動 車	
10台 (内 水槽付 2台)	
小 型 動 力 ボ ン プ 付 積 載 車	
31台 (内 水槽付 12台)	
合 計	
41台 (内 水槽付 14台)	

市内医療機関一覧

医療機関名	住 所	電話番号	診療科目
国保匠瑛市民病院	匠瑛市八日市場イ1304番地	0479-72-1525	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・外科・整形外科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・泌尿器科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科
東葉クリニック	匠瑛市八日市場イ16番地1	0479-73-3311	外科・内科・胃腸科・人工透析内科
檜垣内科循環器科医院	匠瑛市八日市場イ56番地3	0479-73-2552	内科・循環器科・消化器科・呼吸器科
福島医院	匠瑛市八日市場イ202番地1	0479-72-0175	内科・小児科・リウマチ科
野澤医院	匠瑛市八日市場イ2399番地6	0479-73-2245	内科・胃腸科・小児科
佐藤クリニック	匠瑛市八日市場イ2735番地4	0479-73-5567	内科・小児科
小川内科	匠瑛市八日市場イ2783番地	0479-73-2658	内科・循環器科・小児科
椎名医院	匠瑛市八日市場イ2943番地	0479-72-0032	内科・小児科
石井医院	匠瑛市八日市場ハ574番地2	0479-73-2150	内科・泌尿器科
城之内医院	匠瑛市東小笹86番地	0479-72-4511	小児科・内科・皮膚科
かわて医院	匠瑛市横須賀2815番地2	0479-72-3000	小児科
さとう整形外科	匠瑛市八日市場イ49番地2	0479-73-2891	整形外科・外科・リウマチ科・リハビリテーション科
匠瑛外科医院	匠瑛市八日市場イ1994番地	0479-72-0178	外科・消化器科・呼吸器科・リハビリテーション科
伊藤医院	匠瑛市八日市場ホ3239番地	0479-72-0261	脳神経外科・神経内科・神経外科・リハビリテーション科・整形外科・外科
守医院	匠瑛市椿1268番地	0479-73-5511	外科・整形外科・内科・小児科
はしば医院	匠瑛市今泉485番地	0479-67-5720	内科・消化器科・外科・肛門科
熱田整形外科	匠瑛市八日市場ハ791番地27	0479-72-1110	整形外科・リハビリテーション科
増田産婦人科	匠瑛市八日市場イ2837	0479-73-1100	産婦人科
鈴木医院	匠瑛市椿706	0479-72-0012	産婦人科・内科・小児科
アサヒ眼科クリニック	匠瑛市八日市場イ61番地6	0479-72-1147	眼科
眼科さとう医院	匠瑛市八日市場イ412番地14	0479-79-1116	眼科
川村眼科医院	匠瑛市八日市場ホ3272番地2	0479-72-0316	眼科
椎の木台耳鼻咽喉科医院	匠瑛市八日市場イ2522番地	0479-72-2332	耳鼻咽喉科
社会福祉法人 九十九里ホーム病院	匠瑛市飯倉21番地	0479-72-1131	内科・呼吸器科・整形外科・形成外科・皮膚科・泌尿器科・リハビリテーション科
藤田病院	匠瑛市八日市場ホ3292番地	0479-72-0308	内科・精神科・心療内科
石井歯科医院	匠瑛市野手1577番地	0479-67-2126	歯科
いむら歯科クリニック	匠瑛市飯倉台5番地6	0479-79-1555	歯科
宇井歯科医院	匠瑛市八日市場ハ686番地	0479-72-0701	歯科
エトピア歯科	匠瑛市飯倉283番地1	0479-73-7447	歯科
小高歯科医院	匠瑛市上谷中1871番地1	0479-73-5580	歯科
格心堂歯科医院	匠瑛市八日市場イ217番地3	0479-73-5582	歯科
小西歯科医院	匠瑛市飯塚920番地	0479-74-0014	歯科
渋谷歯科クリニック	匠瑛市飯高1667番地	0479-74-1000	歯科
城之内歯科医院	匠瑛市椿1268番地7	0479-73-5505	歯科
仁寿堂歯科医院	匠瑛市八日市場ホ3357番地2	0479-72-3533	歯科
鈴木歯科医院	匠瑛市八日市場イ2523番地	0479-72-0307	歯科
鈴木歯科医院	匠瑛市八日市場イ193番地	0479-72-0301	歯科
寺本歯科医院	匠瑛市八日市場口273番地	0479-72-0636	歯科
ひがた歯科医院	匠瑛市椿1267番地14	0479-79-0241	歯科
平野歯科医院	匠瑛市八日市場イ1978番地	0479-73-0200	歯科
アップル歯科医院	匠瑛市今泉6450番地	0479-67-5363	歯科
八日市場かど歯科医院	匠瑛市飯倉台19番地24	0479-79-2418	歯科
若潮歯科医院	匠瑛市若潮町8番地2	0479-73-2334	歯科
井橋歯科医院	匠瑛市八日市場イ2489番地11	0479-79-6480	歯科
のさか歯科医院	匠瑛市今泉6441番地1	0479-67-1004	歯科

ヘリコプター臨時離発着場適地一覧

(平成 27 年 4 月 1 日時点)

	NO	離発着場名称	所在地		施設管理者	広さ		最寄消防署 から	避難所との競合
			地名・地番	座標		巾×長さ (m)	区分		
匝瑳市	1	市営グラウンド	上谷中 2 2 4 0 番地 8	N : 35,42,29 E : 140,34,29	市教育委員会	90×90	中	4 0 0 0 m	広域 (一時) 避難場所
	2	八日市場第二中学校	八日市場イ 1 6 8 7 番地	N : 35,42,06 E : 140,32,48	市教育委員会	50×100	中	2 0 0 0 m	広域 (一時) 避難場所
	3	県立飯高特別支援学校	飯高 1 6 9 2 番地	N : 35,44,47 E : 140,31,37	千葉県教育庁	60×60	中	8 0 0 0 m	広域 (一時) 避難場所
	4	共興小学校	東小笹 1 1 6 0 番地	N : 35,40,41 E : 140,35,57	市教育委員会	50×60	中	4 0 0 0 m	広域 (一時) 避難場所
	5	山桑公園野球場	山桑 1 2 5 番地	N : 35,42,38 E : 140,32,48	市	100×100	大	3 0 0 0 m	広域 (一時) 避難場所
	6	みどり平東公園野球場	みどり平 1 3 番地 2	N : 35,40,55 E : 140,34,52	市	90×90	中	5 0 0 0 m	広域 (一時) 避難場所
	7	県立匝瑳高等学校	八日市場イ 1 6 3 0 番地	N : 35,42,11 E : 140,32,46	千葉県教育庁	80×150	中	2 0 0 0 m	広域 (一時) 避難場所
	8	野栄中学校	今泉 5 3 2 3 番地 3	N : 35,40,01 E : 140,34,10	市教育委員会	100×60	中	1 5 0 0 m	広域 (一時) 避難場所
	9	栄小学校	栢田 8 2 3 番地	N : 35,39,06 E : 140,33,18	市教育委員会	100×60	中	1 9 0 0 m	広域 (一時) 避難場所

〇匝瑛市災害見舞金支給要綱

平成 18 年 1 月 23 日
告示第 15 号

(目的)

第 1 条 この告示は、匝瑛市の住民基本台帳に登録されている者(以下「市民」という。)が災害を受けた場合に、予算の範囲内で被災市民に対し災害見舞金を支給し、もって被災市民の更生意欲の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発により生じる被害であり、かつ、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けないものをいう。

(災害見舞金の支給範囲)

第 3 条 市長は、市民が次に掲げる災害を受けた場合に、その世帯又は遺族に対し災害見舞金を支給する。

- (1) 住家の全壊若しくは半壊又は全焼若しくは半焼
- (2) 床上浸水
- (3) 死亡又は行方不明

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、災害見舞金を支給することができる。

(災害見舞金の支給額)

第 4 条 災害見舞金は、災害の状況に応じ、別表に定める額を支給する。

(調査)

第 5 条 市長は、災害が発生したときは、関係諸機関と緊密な連絡を取り、災害の状況を調査し、災害調査書(別記様式)を作成する。

(支給決定)

第 6 条 市長は、前条の災害調査書に基づき、災害見舞金支給の可否を決定する。

(適用除外)

第 7 条 災害見舞金は、当該災害の原因が被災者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、支給しない。

(その他)

第 8 条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の八日市場市災害見舞金支給要綱(昭和 58 年八日市場市告示第 21 号)又は野栄町災害見舞金支給要綱(平成 8 年野栄町告示第 33 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 24 年 7 月 4 日告示第 65 号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

住家の全壊又は全焼		1 世帯につき 100,000 円
住家の半壊又は半焼		1 世帯につき 50,000 円
床上浸水		1 世帯につき 30,000 円
死亡又は行方不明	主たる生計維持者	100,000 円
	その他の者	1 人当たり 50,000 円
上記以外の場合で市長が特に必要と認めるとき		30,000 円以内

○匝瑳市木造住宅耐震診断補助金交付要綱

平成 20 年 3 月 18 日
告示第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地震に対する木造住宅の安全性を診断し、地震に強いまちづくりを促進するため、木造住宅の耐震診断に要する費用について、予算の範囲内において木造住宅耐震診断補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し匝瑳市補助金等交付規則(平成 18 年匝瑳市規則第 66 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

ア 匝瑳市の区域内に存する昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され、若しくは着工された一戸建ての住宅又は併用住宅(居宅の用に供する部分の床面積が、延べ床面積の 2 分の 1 以上のものに限る。)であること。

イ 柱、梁その他の主要構造部が木材によって造られていること。

ウ 所有者が自己の居住の用に供する建築物であること。

(2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて行う耐震診断をいう。

(3) 木造耐震診断士 一般社団法人千葉県建築士会又は公益社団法人千葉県建築設計事務所協会に所属する会員であって、千葉県が開催する既存建築物の耐震診断及び改修に関する講習会の講習修了者その他市長が認めたものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、木造耐震診断士が実施する木造住宅の耐震診断を受ける者であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの(1 の住宅を所有する者が 2 人以上いるときは、その代表者に限る。)とする。

(1) 匝瑳市の区域内に木造住宅を所有し、かつ、当該住宅に住所を有していること。

(2) 匝瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がないこと。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、耐震診断に要する費用の 2 分の 1 の額に相当する額(1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、4 万円を限度とする。

(交付の申請)

第 5 条 規則第 3 条の規定により、補助金の交付の申請をしようとする者(以下「交付申請者」という。)は、木造住宅の耐震診断を実施する前に、木造住宅耐震診断補助金交付申請書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 木造住宅の所有者及び建築年月日又は着工年月日を確認できる登記事項証明書その他の書類

(2) 耐震診断の実施に係る見積書の写し

(3) 匝瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がないことを証する書類

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 6 条 規則第 4 条の規定により、市長は、前条の申請書の提出があったときには、速やかに申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 規則第 6 条の規定により、市長は、前項に規定する決定の結果を木造住宅耐震診断補助金交付決定(却下)通知書(第 2 号様式)により交付申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第 7 条 規則第 5 条の規定により付する交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 耐震診断の内容又は経費の配分の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合は、市長の承認を受けること。

(2) 耐震診断を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けること。

(3) 耐震診断が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は耐震診断の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(耐震診断の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後、耐震診断の内容を変更し、又は中止若しくは廃止しようとする場合は、木造住宅耐震診断補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)をあらかじめ市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その結果を木造住宅耐震診断補助金変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書(第4号様式)により、補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告の提出)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第12条の規定により、木造住宅耐震診断補助金実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断結果報告書その他の成果品の写し

(2) 耐震診断の実施に係る契約書の写し

(3) 耐震診断に要した費用の請求書の写し

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、規則第13条の規定により、交付すべき補助金の額を確定したときは、木造住宅耐震診断補助金確定通知書(第6号様式)により補助事業者へ通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 補助事業者が規則第15条の規定により、補助金の交付を請求しようとするときは、木造住宅耐震診断補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月21日告示第36号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、この告示による改正前の告示の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成24年3月23日告示第12号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

13 第12条の規定による改正後の匝瑳市木造住宅耐震診断補助金交付要綱の規定は、施行日以後に、市長に木造住宅耐震診断補助金の交付に係る申請(以下この項において「申請」という。)をする者から適用し、施行日前に市長に申請をした者(施行日前に市長に申請をした者で施行日以後に木造住宅耐震診断補助金の交付の決定を受ける者を含む。)については、なお従前の例による。

附 則(平成25年2月14日告示第5号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成27年2月24日告示第4号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、第1条の規定による改正前の匝瑳市木造住宅耐震診断補助金交付要綱第1号様式の規定又は第2条の規定による改正前の匝瑳市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第1号様式の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

木造住宅耐震診断補助金交付申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 住所
氏名
電話



木造住宅の耐震診断を実施したいので、匝瑳市補助金等交付規則第 3 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

[交付申請額の算定]

- (1) 耐震診断に要する費用の予定額 円
- (2) (1)×1/2 の額 円(1,000 円未満切捨て)
- (3) (2)と 40,000 円のいずれか少ない額 円

2 建物の詳細及び耐震診断を行う木造耐震診断士
別紙のとおり

3 木造住宅耐震診断の着手及び完了の予定期日

着手 年 月 日
完了 年 月 日

4 添付書類

- (1) 木造住宅の所有者及び建築年月日又は着工年月日を確認できる登記事項証明書その他の書類
- (2) 耐震診断の実施に係る見積書の写し
- (3) 匝瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がないことを証する書類
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別紙

【建物の詳細】

建 物 所 在 地		
建物所有者氏名		
建物着工年月日	年 月 日	
建 物 用 途	<input type="checkbox"/> 一戸建て専用住宅	
	<input type="checkbox"/> 併用住宅【 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他】	
住 宅 の 規 模	建築面積	m ²
	延べ床面積	m ²
	うち住宅部分の面積	m ²
	うち住宅部分以外の面積	m ²
	階数	地上
地下		階
備 考		

【木造耐震診断士】

建 築 士 事 務 所	()建築士事務所
	()知事登録 第 号
建 築 士	()建築士()登録 第 号
	氏名
	既存建築物耐震診断・改修講習会(千葉県主催)
	受講年度 年度 受講番号 番
所 属	<input type="checkbox"/> 一般社団法人千葉県建築士会
	<input type="checkbox"/> 公益社団法人千葉県建築士事務所協会
	<input type="checkbox"/> その他 []

第 号
年 月 日

様

匝瑳市長



木造住宅耐震診断補助金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった木造住宅耐震診断補助金については、下記のとおり交付の決定(却下)をしたので、匝瑳市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付条件

- (1) 耐震診断の内容又は経費の配分の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 耐震診断を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 耐震診断が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は耐震診断の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

3 却下の理由

木造住宅耐震診断補助金変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 住所
氏名
電話



年 月 日付け第 号で交付決定のあった木造住宅の耐震診断について下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、匝瑳市木造住宅耐震診断補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 変更(中止・廃止)の内容
- 2 変更(中止・廃止)の理由
- 3 変更(中止・廃止)の時期

第 号
年 月 日

様

匝瑳市長



木造住宅耐震診断補助金変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあった木造住宅耐震診断補助金の変更(中止・廃止)については、下記のとおり決定をしたので、匝瑳市木造住宅耐震診断補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 承認します。

(1) 決定の内容

(2) 補助金の額 変更前
変更後

2 承認しません。

理由

木造住宅耐震診断補助金実績報告書

年 月 日

匝瑳市長 あて

報告者 住所
氏名
電話



年 月 日付け第 号で交付決定のあった木造住宅の耐震診断について完了したので、匝瑳市補助金等交付規則第 12 条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 耐震診断の着手及び完了年月日
着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 3 補助金の交付決定額及び精算額
交付決定額 円
精算額 円
不用額 円
- 4 添付書類
 - (1) 耐震診断結果報告書その他の成果品の写し
 - (2) 耐震診断の実施に係る契約書の写し
 - (3) 耐震診断に要した費用の請求書の写し

第 6 号様式(第 10 条関係)

第 号
年 月 日

様

匝瑳市長

印

木造住宅耐震診断補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった木造住宅耐震診断補助金については、匝瑳市補助金等交付規則第 13 条の規定により、下記のとおり交付額を確定します。

記

交付確定額 金 円

木造住宅耐震診断補助金交付請求書

年 月 日

匝瑳市長 あて

請求者 住所
氏名
電話



年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった木造住宅耐震診断補助金について、
匝瑳市補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付請求額 金 円

金融機関名		本支店名	
フリガナ 口座名義			
口座の種類			
口座番号			

〇匝瑛市自主防災組織助成要綱

平成 18 年 1 月 23 日
告示第 2 号

(目的)

第 1 条 この告示は、自主防災組織に対して防災用機材等を貸与することにより、自主防災組織の設置の推進及び市民の防災意識の高揚を図り、もって市民の地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において「自主防災組織」とは、自主的な地域の防災活動を行うため、匝瑛市の区域内の日常生活圏域を単位として組織された団体をいう。

(助成)

第 3 条 市長は、自主防災組織が設立された場合は、当該自主防災組織に対する助成として当該自主防災組織の代表者に対して、別表に定める防災用資機材等を貸与することができる。

(申請等)

第 4 条 前条の助成を受けようとする自主防災組織の代表者は、自主防災組織助成申請書(第 1 号様式)に当該自主防災組織の規約及び代表者その他の役員の名簿を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、助成の可否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(管理義務)

第 5 条 第 3 条の助成を受けた自主防災組織の代表者は、保管管理者を定め、市長から貸与された防災用資機材等(以下「貸与物品」という。)を常に良好な状態で使用できるよう適正な管理をしなければならない。

(役員の変更届出)

第 6 条 自主防災組織の代表者は、当該自主防災組織の代表者その他の役員に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告)

第 7 条 自主防災組織の代表者は、毎年 5 月 31 日までに、前年度に実施した自主防災に関する活動を自主防災組織活動報告書(第 2 号様式)により市長に報告しなければならない。

(貸与物品の紛失等による届出)

第 8 条 自主防災組織の代表者は、貸与物品を紛失し、又は損傷したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(その他)

第 9 条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の八日市場市自主防災組織助成要綱(平成 12 年八日市場市告示第 1 号。以下「合併前の八日市場市告示」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この告示の規定は、施行日以後に設立した自主防災組織から適用し、施行日の前日まで設立した自主防災組織については、なお合併前の八日市場市告示の例による。

附 則(平成 22 年 6 月 21 日告示第 36 号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、この告示による改正前の告示の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表(第3条関係)

資機材等の名称	数量
発電機	1台
組立式リヤカー	1台
救助工具セット	1セット
パック毛布	20枚
クイックマット	20枚
給水用ペール	2個
トラロープ	1本
飲料水袋	100枚
救急箱セット	2セット
担架	4台
メガホン	3本
ラジオ付き懐中電灯	5個
ヘルメット	10個
防水シート	10枚
腕章	15枚

第 1 号様式(第 4 条関係)

自主防災組織助成申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

自主防災組織名

代表者 住所

氏名



電話

下記のとおり自主防災組織の助成について、匝瑳市自主防災組織助成要綱第 4 条第 1 項の規定により申請します。

記

自主防災組織の概要	
名 称	
設立年月日	
対 象 地 域	
加 入 世 帯	世帯
加 入 者 数	人

添付書類

- 1 自主防災組織規約
- 2 代表者その他の役員

自主防災組織活動報告書

年 月 日

匝瑳市長 あて

自主防災組織名

代表者 住所

氏名



電話

下記のとおり 年度の自主防災組織の防災に関する活動について、匝瑳市自主防災組織助成要綱第 7 条の規定により報告します。

記

活動年月日	活 動 内 容

福祉避難所一覧表

平成 27 年 12 月 1 日時点

No.	施設名	所在地	電話番号
1	特別養護老人ホーム太陽の家	匝瑳市春海 6387 番地	0479-72-2041
2	特別養護老人ホーム花園	匝瑳市野手 1986 番地 1	0479-67-2111
3	特別養護老人ホーム松丘園	匝瑳市飯倉 21 番地	0479-73-2115
4	特別養護老人ホーム第二松丘園	山武郡横芝光町宮川 12103 番地 1	0479-84-3969
5	特別養護老人ホーム瑞穂園	匝瑳市八日市場ニ 81 番地 3	0479-73-4333
6	山田特別養護老人ホーム	香取市大角 1546 番地 16	0478-70-7171
7	養護老人ホーム瑞穂園	匝瑳市八日市場ニ 81 番地 3	0479-73-4333
8	介護老人保健施設日向の里	山武市木原 2100 番地	0475-88-1980
9	介護老人保健施設 ミス・ヘンテ記念ケアセンター	匝瑳市飯倉 20 番地	0479-73-2115
10	聖マーガレットホーム	匝瑳市高野 583 番地	0479-79-1905
11	しおさいホーム	匝瑳市川辺 7970 番地 2	0479-67-1151
12	のさか学園	匝瑳市川辺 6166 番地	0479-67-5100
13	八日市場学園	匝瑳市安久山 310 番地 5	0479-74-1181
14	ありのみ学園	匝瑳市八日市場ハ 361 番地	0479-72-1141
15	ほほえみ園	匝瑳市八日市場イ 2190 番地	0479-72-0025
<u>16</u>	<u>すてっぷ</u>	<u>匝瑳市川辺 7955 番地</u>	<u>0479-74-7955</u>
<u>17</u>	<u>千葉県立八日市場特別支援学校</u>	<u>匝瑳市平木 930 番地 1</u>	<u>0479-72-2777</u>

○匝瑳市防災行政無線管理運用規則

平成 18 年 1 月 23 日
規則第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、匝瑳市が開設する防災行政無線局(以下「無線局」という。)の適正な管理、運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- (2) 同報系親局 特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 同報系子局 同報系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 基地局 陸上移動局と通信を行うため天神山局舎に開設する移動しない無線局をいう。
- (5) 統制局 移動系無線局全体の運用及び統制を行う設備をいう。
- (6) 陸上移動局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (7) 半固定型局 特定の地点に固定することなく運用可能な移動局装置をいう。
- (8) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有するものをいう。

(無線局の回線構成)

第 3 条 匝瑳市役所に設置した無線局の回線構成及び配置は、それぞれ別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

(総括管理者)

第 4 条 無線局に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線局の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、市長とする。

(管理責任者)

第 5 条 無線局に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理運用業務を行うとともに、取扱責任者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、総務課長とする。

(取扱責任者)

第 6 条 無線局に取扱責任者を置く。

- 2 取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理運用し、無線局に係る業務を所掌する。
- 3 取扱責任者は、管理責任者が無線従事者の資格を有する職員の中から指名する。

(無線従事者の配置及び養成等)

第 7 条 総括管理者は、無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。
- 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年 4 月 1 日をもって無線従事者名簿(第 1 号様式)を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第 8 条 無線従事者は、無線局の無線設備の操作を行うとともに無線局業務日誌(第 2 号様式)に記載を行う。

- 2 基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第 9 条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法令を遵守し、電波法令に基づいて無線局の運用を行う。

- 2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員とする。

(備付け書類等の管理)

第 10 条 管理責任者は、電波法令に基づく業務書類を管理保管する。

- 2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておかなければならない。
- 3 管理責任者及び取扱責任者は、無線局業務日誌の査察を行う。
- 4 管理責任者は、無線局業務日誌抄録(第3号様式)を毎年12月までに作成し、総括管理者に提出しなければならない。
- 5 管理責任者は、無線従事者選(解)任届(第4号様式)及び無線局業務日誌抄録の写しを整理保管する。

(提出書類)

第11条 総括管理者は、無線従事者を選任又は解任したときは、遅滞なく関東総合通信局長に提出するものとする。

- 2 総括管理者は、毎年1月から12月の期間における必要事項を無線局業務日誌抄録に記載して、翌年速やかに関東総合通信局長に提出するものとする。

(無線局の運用)

第12条 無線局の運用方法については、別に定める。

(無線局設備の保守点検)

第13条 保守点検の責任者は、無線設備の正常な機能維持を確保するため、次に掲げるとおり保守点検を行わなければならない。

- (1) 日点検
 - (2) 月点検
 - (3) 年点検(年2回以上)
- 2 保守点検の点検項目は、次に掲げるとおりとし、日点検及び月点検の結果は、点検記録表(第5号様式及び第6号様式)に記録しておかなければならない。

(1) 日点検及び月点検

ア 同報系

無線装置の点検

操作卓の点検

子局設備の点検

空中線系の点検

電源装置の点検

イ 移動系

通信試験

(2) 年点検(同報系・移動系)

次に掲げる項目について、専門業者に委託して行う。

設備機器精密点検

周波数偏移測定及び調整

周波数測定及び調整

送信スプリアス測定及び調整

電力測定及び調整

受信感度測定及び調整

子局のS/N測定(同報系のみ)

3 保守点検の責任者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日点検 取扱責任者
 - (2) 月点検 取扱責任者
 - (3) 年点検 管理責任者
- 4 保守点検の責任者は、点検の結果異常を発見したときは、その旨を直ちに総括管理者に報告しなければならない。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び運用の習熟を図るため、次に掲げるところにより定期的に通信訓練を行うものとする。

- (1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練
 - (2) 定期通信訓練
- 2 通信訓練は、通信統制訓練、住民への警報等の伝達訓練及び移動系による情報収集及び伝達訓練

を重点として行うものとする。

(研修)

第 15 条 総括管理者は、毎年 1 回以上通信取扱者等に対して電波法令、運用規則及び無線機の取扱要領等について研修を行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 25 日規則第 23 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 25 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月 21 日規則第 34 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、この規則による改正前の規則の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 23 年 3 月 25 日規則第 15 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 14 日規則第 8 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 5 月 7 日規則第 27 号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、改正前の第 6 号様式の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる

附 則(平成 25 年 12 月 27 日規則第 45 号)

この規則は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 25 日規則第 51 号)

この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

匝瑳市防災行政無線局(同報系)設置場所一覧表(ぼうさいそうさ)

1 同報系親局

呼出名称	ぼうさいそうさ	
電波の型式	16KOF2D、16KOF3E、15KOD7W	
周波数	69.12MHz、57.95MHz	
空中線電力	5W、0.1W	
設置場所	親局	匝瑳市八日市場ハ 793 番地 2
	遠隔制御装置	匝瑳市八日市場ホ 715 番地

2 同報系中継局

呼出名称	ぼうさいそうさてんじんやまちゅうけい	
電波の型式	15KOD7W	
周波数	57.95MHz、65.36MHz	
空中線電力	0.1W、5W	

設置場所	匝瑳市八日市場イ 2276 番地
呼出名称	ぼうさいそうさよしだしょうちゅうけい
電波の型式	15KOD7W
周波数	65.36MHz、59.36MHz
空中線電力	2W、0.1W
設置場所	匝瑳市吉田 4018 番地

3 同報系屋外拡声子局

番号	空中線電力	設置場所	所在地
1	—	匝瑳市役所	匝瑳市八日市場ハ 793 番地 2
2	0.1W	八日市場小学校	匝瑳市八日市場イ 2311 番地
3	0.1W	八日市場第二中学校	匝瑳市八日市場イ 1687 番地
4	0.1W	米倉	匝瑳市八日市場ホ 2017 番地
5	0.1W	豊栄小学校	匝瑳市飯倉 1847 番地
6	0.1W	須賀小学校	匝瑳市高 1956 番地
7	0.1W	匝瑳小学校	匝瑳市松山 4861 番地
8	1W	豊和小学校	匝瑳市大寺 1428 番地
9	1W	吉田小学校	匝瑳市吉田 4018 番地
10	1W	<u>県立飯高特別支援学校</u>	匝瑳市飯高 1692 番地
11	0.5W	共興小学校	匝瑳市東小笹 1160 番地
12	0.5W	平和小学校	匝瑳市平木 1819 番地
13	0.5W	八日市場第一中学校	匝瑳市上谷中 2270 番地
14	0.5W	椿海小学校	匝瑳市椿 972 番地
15	0.5W	野栄総合支所	匝瑳市今泉 6474 番地
16	0.5W	野田小学校	匝瑳市野手 13034 番地 3
17	0.5W	野栄中学校	匝瑳市今泉 5323 番地 3
18	0.5W	栄小学校	匝瑳市栢田 823 番地
19	—	栢田浜コミュニティセンター	匝瑳市栢田 7952 番地 442
20	—	堀川浜コミュニティセンター	匝瑳市堀川 6693 番地 88
21	—	川辺浜コミュニティセンター	匝瑳市川辺 7259 番地 4
22	—	新堀浜コミュニティセンター	匝瑳市新堀 1464 番地 839
23	—	今泉児童遊園地	匝瑳市今泉 8751 番地 2
24	—	西浜コミュニティセンター	匝瑳市野手 17146 番地 2378
25	—	のさか望洋荘	匝瑳市野手 17147 番地 12
26	—	野手浜総合運動場	匝瑳市野手 17146 番地 84
27	—	内裏塚浜	匝瑳市野手 17146 番地 660
28	—	長谷浜	匝瑳市長谷 3398 番地 165
29	—	吉崎浜	匝瑳市吉崎 4891 番地 2
30	0.5W	吉崎浜野外活動施設	匝瑳市吉崎 4860 番地 2

31	—	太夫里	匝瑳市栢田 8282 番地 1
32	—	前里	匝瑳市栢田 1248 番地 1
33	—	川辺新田	匝瑳市川辺 7948 番地 2
34	—	県営今泉団地	匝瑳市今泉 7010 番地 2
35	—	釜前	匝瑳市野手 2716 番地 2
36	—	内裏塚丘	匝瑳市野手 1719 番地 1
37	—	本郷公民館	匝瑳市長谷 1490 番地
38	—	上方	匝瑳市吉崎 257 番地 3
39	—	仲瀬古	匝瑳市吉崎 3781 番地 2

別表第 2(第 3 条関係)

匝瑳市防災行政無線局(移動系)設置場所一覧表(ぼうさいそうさ)

無線局の種別	空中線電力	呼出名称	設置(常置)場所
基地局	10W	ぼうさいそうさてん じんやま	天神山局舎
統制局	5W	ぼうさいそうさ 100	総務課
陸上移動局(車携帯)	2W	ぼうさいそうさ 201	総務課
陸上移動局(車携帯)	2W	ぼうさいそうさ 202	環境生活課
陸上移動局(車携帯)	2W	ぼうさいそうさ 203	産業振興課
陸上移動局(車携帯)	2W	ぼうさいそうさ 204	建設課
陸上移動局(車携帯)	2W	ぼうさいそうさ 205	野栄総合支所
陸上移動局(車携帯)	2W	ぼうさいそうさ 206	都市整備課
陸上移動局(車携帯)	2W	ぼうさいそうさ 207	産業振興課
陸上移動局(車携帯)	2W	ぼうさいそうさ 208	建設課
陸上移動局(車携帯)	2W	ぼうさいそうさ 209	野栄総合支所
陸上移動局(車携帯)	2W	ぼうさいそうさ 210	環境生活課
陸上移動局(車携帯)	2W	ぼうさいそうさ 211	環境生活課
陸上移動局(車携帯)	2W	ぼうさいそうさ 212	福祉課
陸上移動局(車携帯)	2W	ぼうさいそうさ 213	福祉課
陸上移動局(車携帯)	2W	ぼうさいそうさ 214	高齢者支援課
陸上移動局(車携帯)	2W	ぼうさいそうさ 215	高齢者支援課
陸上移動局(車携帯)	2W	ぼうさいそうさ 216	学校教育課
半固定型局	5W	ぼうさいそうさ 301	八日市場小学校
半固定型局	5W	ぼうさいそうさ 302	豊栄小学校
半固定型局	5W	ぼうさいそうさ 303	匝瑳小学校
半固定型局	5W	ぼうさいそうさ 304	豊和小学校
半固定型局	5W	ぼうさいそうさ 305	吉田小学校
半固定型局	5W	ぼうさいそうさ 306	<u>県立飯高特別支援学校</u>
半固定型局	5W	ぼうさいそうさ 307	椿海小学校
半固定型局	5W	ぼうさいそうさ 308	須賀小学校

半固定型局	5W	ぼうさいそうさ 309	平和小学校
半固定型局	5W	ぼうさいそうさ 310	共興小学校
半固定型局	5W	ぼうさいそうさ 311	野田小学校
半固定型局	5W	ぼうさいそうさ 312	栄小学校
半固定型局	5W	ぼうさいそうさ 313	八日市場第一中学校
半固定型局	5W	ぼうさいそうさ 314	八日市場第二中学校
半固定型局	5W	ぼうさいそうさ 315	野栄中学校
半固定型局	5W	ぼうさいそうさ 401	ふれあいセンター
半固定型局	5W	ぼうさいそうさ 402	生涯学習センター
半固定型局	5W	ぼうさいそうさ 403	野栄総合支所
半固定型局	5W	ぼうさいそうさ 404	のさかアリーナ
半固定型局	5W	ぼうさいそうさ 405	八日市場公民館
半固定型局	5W	ぼうさいそうさ 406	八日市場ドーム
半固定型局	5W	ぼうさいそうさ 501	防災行政無線室
半固定型局	5W	ぼうさいそうさ 502	本庁舎搭屋階

第1号様式(第7条関係)

無線局の種別

無線従事者名簿

年 月 日現在

所属	氏名	免許証の番号	備考

第2号様式(第8条関係)

その1

無線局業務日誌

年 月 日 呼出名称

無線局 管理責任者	無線局 取扱責任者

無線従事者				混信等の通信状況	非常通信実施状況		
資格	免許番号	氏名	服務期間				
NO	運用時間		運用地区	広報事項	その他の参考事項		
	開始	終了					

その2

無線局業務日誌

年 月 日

呼出名称

無線局 管理責任者	無線局 取扱責任者	無線局 運用者

無線従事者氏名 資格 免許番号 服務期間			
避難・緊急・安全通信等の概要 非常通信実施状況 空電・混信・受信感度の減退等の通信状況 周波数偏差の測定結果と措置 機器の故障と原因・措置 電波の正規の指示に対する事実・措置 電波法違反運用局の状況 その他参考となる事項			

1日の延べ通信時間 時間 分 秒

状態 開始時刻 終了時刻 発信局

着信局

年 月 日

無線局業務日誌抄録

総務大臣 様

免許人住所

氏名 ⑩

無線局名(呼出名称又は呼出符号を記載)		期間	年 月から 年 月まで
無線従事者の資格	現在員数	今期中の無線従事者の異動状況	
	人	選任	人 解任 人
	人	選任	人 解任 人
	人	選任	人 解任 人
	人	選任	人 解任 人
	人	選任	人 解任 人
機器の故障の事実及びこれに対する措置の概要			
空電、混信、受信感度の減退等不良の通信状態の概要			

	月 別	通 信 時 間	通 信 回 数
毎月の延べ通信時間又は通信回数 (多重無線設備の固定局及び無線標識局の場合は、記載を要しない。)	1月	時間 分	回
	2月	時間 分	回
	3月	時間 分	回
	4月	時間 分	回
	5月	時間 分	回
	6月	時間 分	回
	7月	時間 分	回
	8月	時間 分	回
	9月	時間 分	回
	10月	時間 分	回
	11月	時間 分	回
	12月	時間 分	回
実験の方法、経過及び結果の概要 (実験局に限る。) 実用化試験の方法、経過及び結果の概要 (実用化試験局に限る。)			
その他参考となる事項			

第4号様式(第10条関係)

無線従事者選(解)任届

※整理 番号	
-----------	--

年 月 日

様

届出者 郵便番号

住所

氏名

無線従事者を選(解)任したので、選(解)任後の無線従事者を下記のとおり届けます。

記

無線の種別等

呼出名称

設置場所

免許番号

年 月 日現在

(ふりがな) 氏 名	資 格	免許証の番号	選 任 年 月 日	職 務 経 歴

第5号様式(第13条関係)

その1

無線局(同報系)日点検記録表

課長		

呼出名称 _____

点検年月日	年 月 日	天候		点検者氏名	
設備の区分	点 検 の 項 目		点 検 欄	特 記 事 項	
無線装置	電圧(直流電源装置のメーター)		良・否		
	電流(直流電源装置のメーター)		良・否		
	電源ランプ		良・否		
	無線機器動作状態		良・否		
操作卓	選択呼出(一斉、緊急一斉、個別、郡別)		良・否		
	送信ボタンを押すと占有状態になり送出可能		良・否		
	電波発射終了後終話確認		良・否		
	チャイム、マイクロホン、テープ等の入力調整		良・否		
	音声レベル、信号レベルVUメータでの監視		良・否		

その2

無線局(同報系)月点検記録表

課長		

呼出名称 _____

点検年月日	年 月 日	天 候	点検者氏名	
設 備 の 区 分	点 検 の 項 目		点 検 欄	特 記 事 項
直 流 電 源 装 置	各ランプ		良・否	
	蓄電池の電圧		良・否	
空 中 線 系	送信用		良・否	
	受信用		良・否	
子 局 設 備	アンサーバック試験又は音声試験	子局番号	良・否	
			良・否	
			良・否	
			良・否	
			良・否	
			良・否	
			良・否	
			良・否	
			良・否	
			良・否	
			良・否	
			良・否	

第6号様式(第13条関係)

無線局(移動系)日点検記録表

課長		

呼出名称 _____

年	天	点 検 の 項 目									点 検 者 印	備 考
		外 観	音 量 ボ リ ュ ウ ム	パ ワ ー ス イ ッ チ O N	パ ワ ー ス イ ッ チ O F F	プ レ ス ト ー ク ボ タ ン	ア ン テ ナ	感 度 明 瞭 度	電 池	そ の 他		
. .												
. .												
. .												
. .												
. .												
. .												
. .												
. .												
. .												
. .												
. .												
. .												
. .												
. .												
. .												
. .												
. .												
. .												
. .												

備 考

点検の結果、良好の場合は○、不良の場合は×を付けること。

○匝瑳市防災行政無線(同報系)運用規則

平成 18 年 1 月 23 日
規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、匝瑳市防災行政無線管理運用規則(平成 18 年匝瑳市規則第 31 号。以下「管理運用規則」という。)第 12 条の規定に基づき、匝瑳市防災行政無線(同報系)の管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(放送の種類)

第 2 条 放送の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急放送(サイレンの吹鳴を含む。)
- (2) 一般放送
- (3) 時報放送

(放送事項)

第 3 条 放送事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害情報に関すること。
- (2) 市民の人命及びその他特に緊急重要な事項に関すること。
- (3) 行政の普及、啓発及び周知又は市民の協力を必要とする事項に関すること。

(放送時間)

第 4 条 放送時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般放送
 - ア 午前 7 時 30 分
 - イ 午後 6 時 30 分
- (2) 時報放送
 - ア 午前 7 時
 - イ 午後零時
 - ウ 午後 6 時

(放送の依頼)

第 5 条 放送を依頼しようとする者は、防災行政無線放送依頼書(一般・緊急)(第 1 号様式。以下「放送依頼書」という。)を放送日の 3 日前までに管理運用規則第 5 条に規定する管理責任者(以下「管理責任者」という。)に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、口頭により放送を依頼することができる。

- 2 前項ただし書の規定により放送を依頼した者は、依頼内容を放送依頼書に記入しなければならない。
- 3 管理責任者は、第 1 項の放送依頼書の提出があったとき、又は口頭による放送の依頼を受けたときはその内容を検討し、放送の可否を決定するものとする。
- 4 管理責任者は、前項の場合において放送を否としたときは、その旨を放送依頼者に通知するものとする。

(放送の制限)

第 6 条 管理責任者は、災害の発生その他特に必要があるときは、放送の制限をすることができる。

(放送の記録)

第 7 条 管理運用規則第 2 条第 6 号に規定する無線従事者は、放送を行ったときは、無線局業務日誌(第 2 号様式)に必要事項を記載しなければならない。

(放送の方法)

第 8 条 放送は、原則として、次に掲げる方法により行うものとし、1 回当たりの放送時間は、3 分以内とする。

- (1) 一斉放送
- (2) グループ放送

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の八日市場市防災行政無線(同報系)運用規則(平成 3 年八日市場市規則第 19 号)又は野栄町防災行政無線局(固定局)運用細則(昭和 62 年野栄町訓令第 4 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

第2号様式(第7条関係)

無線局業務日誌

年 月 日 呼出名称

無線局 管理責任者	無線局 取扱責任者

無線従事者				混信等の通信状況	非常通信実施状況
資格	免許番号	氏名	服務期間		
NO	運用時間		運用地区	広報事項	その他の参考事項
	開始	終了			

○匝瑳市防災行政無線(移動系)運用規則

平成 18 年 1 月 23 日
規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、匝瑳市防災行政無線管理運用規則(平成 18 年匝瑳市規則第 31 号。以下「管理運用規則」という。)第 12 条の規定に基づき、匝瑳市防災行政無線(移動系)の管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(通信の種類)

第 2 条 通信の種類は、平常通信及び緊急通信とする。

(通信事項)

第 3 条 通信事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地震、火災、台風及びその他災害に関する通信
- (2) 一般行政事務に関する通信
- (3) 訓練に関する通信
- (4) 無線局の試験に関する通信

(通信の原則)

第 4 条 通信を行うときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 必要のない無線通信を行わないこと。
- (2) 無線通信に使用する用語は、暗号、記号及び隠語等を使用せず、できる限り簡潔な用語を用いること。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付してその出所を明らかにすること。
- (4) 無線通信は正確に行い、通信上の誤りを知ったときは直ちに訂正すること。
- (5) 相手局を呼び出すときは、通信が行われていないことを確かめた上で送信すること。

(通信時間)

第 5 条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時においては、勤務時間内を原則とする。

(通信の制限)

第 6 条 管理運用規則第 5 条に規定する管理責任者は、災害の発生その他特に必要があるときは、他の通信を制限することができる。

(目的外使用の禁止)

第 7 条 無線局は、通信の目的、通信の相手方又は通信事項の範囲を超えて運用してはならない。

(混信等の防止)

第 8 条 無線局は、他の無線局にその運用を阻害するような混信を与えないように運用しなければならない。

(通信の記録)

第 9 条 管理運用規則第 2 条第 6 号に規定する無線従事者は、通信を行ったときは、無線局業務日誌(別記様式)に必要事項を記載しなければならない。

(通信の方法)

第 10 条 通信は、原則として次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 呼出し
 - ア 相手局の呼出名称又は呼出符号 3 回以下
 - イ 「こちらは」 1 回
 - ウ 自局の呼出名称又は呼出符号 3 回以下
- (2) 応答
 - ア 相手局の呼出名称又は呼出符号 3 回以下
 - イ 「こちらは」 1 回
 - ウ 自局の呼出名称又は呼出符号 1 回
- (3) 試験電波の発射
 - ア 「ただいま試験電波発射中」 3 回
 - イ 「こちらは」 1 回
 - ウ 自局の呼出名称又は呼出符号 3 回以下

2 呼出し又は応答を行う場合において確実に連絡設定が認められるときは、呼出しの場合は「こち

らは」及び自局の呼出名称を、応答の場合は相手局の呼出名称を省略することができる。

- 3 前項の規定により呼出名称を省略した場合は、通信中少なくとも1回以上自局の呼出名称を送信しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第 9 条関係)

無線局業務日誌

年 月 日 呼出名称

無線局 管理責任者	無線局 取扱責任者	無線局 運用者

無線従事者氏名 資格 免許番号 服務期間			
避難・緊急・安全通信等の概要 非常通信実施状況 空電・混信・受信感度の減退等の通信状況 周波数偏差の測定結果と措置 機器の故障と原因・措置 電波の正規の指示に対する事実・措置 電波法違反運用局の状況 その他参考となる事項			

1 日の延べ通信時間 時間 分 秒
 状態 開始時刻 終了時刻 発信局 着信局

〇匝瑳市防災行政無線(同報系)戸別受信機管理規則

平成18年1月23日
規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、匝瑳市防災行政無線(同報系)戸別受信機(付帯設備を含む。以下「戸別受信機」という。)の管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象)

第2条 戸別受信機は、匝瑳市の区域内に居住し、市の住民基本台帳に登録されている世帯に1台貸与するものとする。ただし、同一敷地内の同一の建物に居住し、親族関係(2親等以内)にある2世帯以上の世帯については1台とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要と認める者に戸別受信機を貸与することができる。

(申請)

第3条 前条の規定により、戸別受信機の貸与を受けようとする者は、市長に防災行政無線(同報系)戸別受信機貸与申請書(第1号様式)を提出し、承認を得なければならない。

(貸与)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めたときは、戸別受信機を貸与するものとする。

2 戸別受信機を利用する者(以下「利用者」という。)は、市長に防災行政無線(同報系)戸別受信機借用書(第2号様式)を提出しなければならない。

(費用負担)

第5条 利用者は、次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 戸別受信機に要する電気料及び非常電源用乾電池交換経費
- (2) 故意又は過失による戸別受信機の故障の修繕に要する経費
- (3) 利用者の都合による戸別受信機の移動に要する経費
- (4) 前3号に定める経費のほか、市長が特別に利用者が負担すべきものとした経費

(管理義務)

第6条 利用者は、戸別受信機の善良な管理に努めるとともに、異常を認めたときは直ちにその旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

- 2 利用者は、戸別受信機を第三者に貸与し、又は利用させてはならない。
- 3 利用者は、戸別受信機の改造等原形を変える行為をしてはならない。
- 4 戸別受信機は、緊急時に備え常時電源を入れておかななければならない。

(変更の届出)

第7条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに防災行政無線(同報系)戸別受信機変更事項届出書(第3号様式)により市長に届け出なければならない。

- (1) 戸別受信機を破損若しくは滅失したとき、又はそのおそれのあるとき。
- (2) 匝瑳市の区域内で住所を異動するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、戸別受信機の設置等に変更のあるとき。

(返納の届出)

第8条 利用者は、戸別受信機が不要になったときは、速やかに防災行政無線(同報系)戸別受信機返納届出書(第4号様式)により、戸別受信機を返納しなければならない。

(損害賠償の義務)

第9条 利用者は、戸別受信機を故意若しくは過失により、破損又は滅失したときは、これにより生じた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、戸別受信機の管理運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の八日市場市防災行政無線(同報系)戸別受信機管理規則(平成

3年八日市場市規則第21号)又は防災行政用戸別受信機取扱要綱(昭和62年野栄町告示第29号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

防災行政無線(同報系)戸別受信機貸与申請書

匝瑳市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電 話

匝瑳市防災行政無線(同報系)戸別受信機管理規則第 3 条の規定により、下記のとおり戸別受信機の貸与を申請します。

記

設 置 場 所	
備 考	

申請者がアパート、賃貸マンション等の入居者の場合は、当該アパート、賃貸マンション等の所有者等の承諾を次の欄により得てください。

承諾書	
私は、私の所有(管理)する	に戸別受信機を設置することを承諾します。
	所有者等 住 所 氏 名 電 話
年 月 日	

第2号様式(第4条関係)

防災行政無線(同報系)戸別受信機借用書

年 月 日

匝瑳市長 あて

借用者 住 所
氏 名
電 話

私は、匝瑳市防災行政無線(同報系)戸別受信機管理規則第4条の規定により防災行政無線(同報系)戸別受信機を下記のとおり借用しました。

つきましては、匝瑳市防災行政無線(同報系)戸別受信機管理規則を遵守し、適正に管理利用します。

記

設置場所	
受信機番号	
使用空中線	1 ロッド(内蔵) 2 ダイポール 3 3素子

第3号様式(第7条関係)

防災行政無線(同報系)戸別受信機変更事項届出書

年 月 日

匝瑳市長 あて

届出者 住 所
氏 名
電 話
受信機番号

防災行政無線(同報系)戸別受信機について、下記の事項が発生したので、匝瑳市防災行政無線(同報系)戸別受信機管理規則第7条の規定により届出します。

記

- 1 戸別受信機の破損
理由

- 2 戸別受信機の滅失
理由

- 3 住所の異動(市内転居)
旧住所
新住所

- 4 その他の変更事項

第4号様式(第8条関係)

防災行政無線(同報系)戸別受信機返納届出書

年 月 日

匝瑳市長 あて

届出者 住 所
氏 名
電 話
受信機番号

下記の理由により防災行政無線(同報系)戸別受信機が不要になったので、匝瑳市防災行政無線(同報系)戸別受信機管理規則第8条の規定により返納を届出します。

記

- 1 設置建物の滅失等

- 2 住所の異動(市外転出)
旧住所
新住所
- 3 その他

○匝瑳市税条例（抜粋）

平成 18 年 1 月 23 日
条例第 50 号

（災害等による期限の延長）

第 18 条の 2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下この条において「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

- 2 前項の指定は、市長が公示によって行うものとする。
- 3 市長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、第 1 項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から納税者については 2 月以内、特別徴収義務者については 30 日以内において、当該期限を延長するものとする。
- 4 前項の申請は、同項に規定する理由がやんだ後速やかに、その理由を記載した書面でしなければならない。
- 5 市長は、第 3 項に規定する期限を延長したときは、期日その他必要な事項を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。当該期限の延長を認めないときも、また同様とする。

（市民税の減免）

第 51 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者
 - (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
 - (3) 学生及び生徒
 - (4) 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 34 条の公益法人
 - (5) 地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体
 - (6) 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する法人
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、天災その他特別の事由がある者
- 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額
 - (2) 減免を受けようとする事由
- 3 第 1 項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（固定資産税の減免）

第 71 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
 - (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)
 - (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの
- 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
 - (2) 土地にあっては、その所在、地番、地目、地積及び価格
 - (3) 家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格
 - (4) 償却資産にあっては、その所在、種類、数量及び価格
 - (5) 減免を受けようとする事由及び前項第 3 号の固定資産にあっては、その被害の状況
- 3 第 1 項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

市補給水利施設の現況

(八日市場地域)

No.	施設名等	井戸 (手押ポンプ) (基)
■指定避難所(一次避難所)		
1	市民ふれあいセンター	
2	八日市場小学校	1
3	八日市場第二中学校	
4	勤労青少年ホーム	
5	豊栄小学校	
6	須賀小学校	
7	匠瑳小学校	1
8	豊和小学校	
9	吉田小学校	
10	飯高特別支援学校	1
11	共興小学校	1
12	平和小学校	1
13	八日市場第一中学校	
14	樺海小学校	1
小 計		6
■指定緊急避難場所(公園等除く)		
1	八日市場幼稚園	1
2	八日市場保育所	
3	敬愛大学八日市場高等学校	
4	匠瑳高等学校	
5	匠瑳市マザーズホーム	1
6	豊栄保育所	
7	豊和保育所	
8	吉田保育所	
9	八日市場特別支援学校	
小 計		2
■中央地区コミュニティセンター		
1	万町	1
2	東本町	
3	福富町	1
4	横町	1
5	西本町	1
6	田町	
7	上出羽	1
8	下出羽	1
9	下出羽(1465番地3内)	1
10	仲町	1
11	砂原	1
12	富谷	1
13	籠部田	1
14	籠部田甲子神社	1
15	下富谷	
16	米倉	1
17	若潮町	
18	米倉新町	1
小 計		14
■市役所(防災備蓄倉庫)		
1	市整備分	
2	県整備分	
小 計		0

(野栄地域)

No.	施設名等	井戸 (手押ポンプ) (基)
■指定避難所(一次避難所)		
1	野栄中学校	1
2	生涯学習センター	1
3	のさかアリーナ	1
4	栄小学校	1
小 計		4
■指定緊急避難場所(公園等除く)		
1	野田小学校	1
小 計		1
合 計		27

ごみ収集・処理

〔処理施設〕

匝瑳市ほか二町環境衛生組合

設置場所	管理者	処理能力	処理方法	電 話
匝瑳市松山 107 番地	匝瑳市長	80t/16h	焼却	72-3036

〔ごみ収集車〕

車 両	積載量	車両数	1日の収集回数	予備車両
パッカー車	2 t	2 台	平均 4 回	2 t ダンプ 1 台

し尿の収集・処理

〔処理施設〕

東総衛生組合旭クリーンパーク及び光クリーンパーク

区分	所在地	管理者	処理能力	処理方法	電 話
旭クリーンパーク	旭市ニの 5933 番地	旭市長	61kℓ/日	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理方式	62-0794
光クリーンパーク	横光町木戸 8954 番地の 1	旭市長	95kℓ/日	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式+高度処理	84-0409

〔し尿収集車〕

区分	車両	積載量	車両数	1日の収集回数	予備車両
委託業者	バキューム車	3 t	8 台	平均 3 回	2 t 車 1 台
※許可業者	バキューム車	3 t 4 t	2 台 1 1 台	平均 3 回	

※浄化槽清掃業許可業者

市有車両一覧表（本庁）

平成27年10月9日時点

No.	所 属	車 名	ナンバー	No.	所 属	車 名	ナンバー	
1	総務課	ニッサン エクストレイル	800 せ 3572	52		ニッサン ADバン	400 め 6871	
2		トヨタ クラウン	301 ね 7161	53	福祉課	トヨタ レジアスエース	800 す 1157	
3	秘書課	トヨタ プリウス	301 ふ 2715	54		スズキ スイフト	501 ほ 3848	
4		スズキ エブリイ	480 く 7676	55		トヨタ カローラ	54 の 7374	
5	財政課	トヨタ ハイエース	54 つ 7834	56	健康管理課	ホンダ オデッセイ	34 さ 6993	
6		スバル サンバー	41 こ 8017	57		ミツビシ トッポ	50 ふ 855	
7		トヨタ ファンカーゴ	500 ほ 2714	58		スバル プレオ	50 や 5435	
8		トヨタ アクア	502 ゆ 1901	59	学校教育課	ミツビシ キャブオーバ	200 さ 1205	
9		スズキ スイフト	501 め 9221	60		トヨタ カローラバン	400 さ 2298	
10		日野	22 さ 7813	61		トヨタ ウィッツ	501 む 911	
11		ミツビシ フソウ	22 に 2665	62		ミツビシ ローザ	200 は 274	
12		ホンダ フィット	502 ゆ 3775	63		ミツビシ ローザ	200 は 275	
13		スズキ エブリイ	480 か 1008	64	生涯学習課	トヨタ プロボックス	501 て 7204	
14		トヨタ エスティマ	300 さ 1454	65		トウコウサンキョウ	トラクター	ひ 115
15		ホンダ フィットハイブリッド	502 ら 9300	66	給食センター	イスズ 配送車	100 そ 8493	
16		ダイハツ ハイゼットカーゴ	41 す 9245	67		イスズ 配送車	100 そ 8653	
17		ミツビシ キャンター	400 す 8765	68		イスズ 配送車	100 そ 8654	
18		ホンダ フィット	502 に 1553	69		イスズ 配送車	100 そ 8655	
19		スバル プレオバン	480 け 3421	70		イスズ 配送車	100 そ 8656	
20		ニッサン モコ	581 あ 4423	71		スズキ キャブ	41 つ 7233	
21		スズキ キャリイ	480 せ 2257	72		スバル	480 こ 5786	
22		ホンダ フィットハイブリッド	502 ゆ 3775	73	市民・図書館	スバル プレオ	580 ほ 5885	
23		税務課	ニッサン ADバン	46 ち 686	74	農業委員会	トヨタ カローラバン	400 せ 3355
24			トヨタ カローラバン	400 せ 7978	75	市議会	トヨタ クラウン	301 ね 7117
25			スズキ アルト	41 て 9770				
26			スズキ アルト	41 こ 8261	76	ぬくもりの郷	スズキ ワゴンR	51 う 2075
27	スバル プレオバン		480 け 3419	77	トヨタ レジアスエース		800 そ 737	
28	環境生活課	トヨタ ラッシュ	537 つ 530	78	ニッサン ステーションワゴン		502 せ 6735	
29		トヨタ プリウス	301 ま 3268	79	ホンダ アクティ		41 と 2422	
30		トヨタ カローラバン	400 す 8861	80	トヨタ ハイエース		800 す 8180	
31		スズキ キャブ	480 い 9564	81	スズキ スペーシア		581 い 4586	
32	日野	230 あ 1823	82	スズキ スペーシア	581 し 4587			
33	都市整備課	スバル サンバーバン	41 せ 678	83	市民病院	スズキ アルト	480 せ 5259	
34		トヨタ バン	400 て 1788	84		スズキ アルト	480 せ 5260	
35	建設課	ホンダ パートナー	46 つ 8703	85		スズキ アルト	480 け 925	
36		トヨタ カルディナ	800 す 3023	86		スズキ アルト	480 け 926	
37		小松 ショベル	ら 715	87		スズキ アルト	480 さ 3026	
38		トヨタ カローラバン	400 て 1082	88		スズキ アルト	480 さ 3027	
39		トヨタ サクシードバン	400 と 8882	89		スズキ アルト	41 た 4209	
40	高齢者支援課	スバル プレオ	480 け 1178	90		ホンダ フィット	502 て 1144	
41		スズキ アルト	580 き 1486	91		トヨタ タウンエース	400 と 1182	
42		スズキ アルト	580 き 3404	92		ニッサン セトリック	33 め 3371	
43		ホンダ アクティ	41 そ 3744	93		トヨタ ハイエース	800 す 9839	
44		スバル プレオ	41 そ 2606	94		ミツビシ トッポ	41 こ 4646	
45		ホンダ アクティ	41 な 9148	95		スズキ アルト	480 け 8982	
46		スバル プレオ	480 か 7311	96		スズキ アルト	480 こ 9932	
47		スバル インプレッサ	301 ほ 3838	97		ホンダ アクティ	41 そ 3743	
48		スズキ アルト	480 き 2728	98	スズキ アルト	480 さ 9306		
49		産業振興課	トヨタ タウンエース	400 そ 5619	99	スズキ アルト	480 く 4038	
50	トヨタ カルディナ		400 す 7329	100	スズキ アルト	480 く 4039		
51	スズキ ワゴンR		581 あ 5394	101	スズキ アルト	480 こ 2138		
				102	スズキ アルト	480 そ 1741		

市有車両一覧表（野栄総合支所）

平成27年10月9日時点

No.	所 属	車 名	ナンバー			
1	野栄総合支所	トヨタ	カルティナ	88	す	2276
2		ダイハツ	ハイゼットカーゴ	41	つ	5205
3		スズキ	エブリイ	41	ち	4700
4		ダイハツ	アトレー	50	よ	1162
5		ニッサン	サニー	501	す	5674
6		ホンダ	ライフ	585	め	110
7		三菱	パジェロイオ	501	ね	9209
8		ダイハツ		41	そ	4545
9			トラクター		ひ	116
10		三菱	キャブオーバ	400	つ	2444
11	生涯学習室	ダイハツ	ミラ	41	つ	3094
12		トヨタ	ハイエース	300	む	4553

市内建設業者一覧表（千葉県建設業協会会員）

平成27年7月1日時点

No.	業者名	所在地	電話
1	赤浦建設株式会社	八日市場イ263番地	0479-72-0578
2	秋葉建設株式会社	南神崎52番地1	0479-72-0814
3	株式会社宇井軌道工業	今泉7746番地2	0479-67-2128
4	小原建設株式会社	八日市場ハ315番地	0479-73-2121
5	片岡建設株式会社	飯倉284番地	0479-72-2585
6	株式会社鈴木組	栢田7952番地69	0479-67-2075
7	鈴久建設株式会社	八日市場イ432番地1	0479-72-3077
8	日栄建設株式会社	川辺4357番地1	0479-67-3431
9	株式会社ニューテック康和千葉支店	野手958番地	0479-67-3211
10	株式会社プレスト	八日市場ハ725番地1	0479-72-3312
11	株式会社ヘイワ	上谷中2181番地	0479-72-1165
12	増田工業株式会社	平木1244番地	0479-72-2208
13	三ツ木建設株式会社	横須賀118番地	0479-72-0433

市内薬局一覧

平成 27 年 4 月 1 日時点

店舗・施設・会社名	住 所	電話番号
ファーマシー薬生堂	八日市場ハ 9 6 2 番地 5	0479-73-7277
株式会社小久保薬品	八日市場口 2 4 7 番地	0479-72-0158
小久保薬品	野手 1 6 3 番地 2	0479-67-2134
有限会社毎日薬局	八日市場イ 2 4 1 1 番地	0479-72-0521
平和堂薬局八日市場店	八日市場イ 6 2 番地 1	0479-72-1202
有限会社松井薬局	八日市場イ 2 9 2 9 番地	0479-72-0157
鈴木薬局	八日市場イ 2 5 5 0 番地	0479-72-0700
若潮薬局	若潮町 8 番地 8	0479-73-1231
八日市場中央薬局	八日市場イ 1 4 4 6 1 番地	0479-79-1995
ヤックスドラッグ八日市場店	八日市場ホ 9 2 番地 1	0479-79-1943
ヤックスドラッグ野栄店	今泉 6 5 6 0 番地 1	0479-80-9280
有限会社メイトピア大洋薬局八日市場店	椿 1 2 6 8 番地 1 7 3	0479-73-6386
石井薬店	八日市場ホ 3 2 1 7 番地 6	0479-73-0132
灰吹屋ビックス薬局	野手 1 2 8 0 2 番地	0479-67-2133
灰吹屋薬局	八日市場イ 2 8 6 4 番地	0479-72-1381
灰吹屋薬局国道店	八日市場イ 4 1 3 番地 2	0479-72-2311
株式会社斉藤薬局	栢田 7 9 6 6 番地 1	0479-67-5011
マツモトキヨシ・ドラッグストア八日市場店	八日市場ハ 9 3 9 番地 1	0479-73-7555

現状の締結している協定等一覧表

平成27年11月25日時点

協定・契約等の名称	締結（契約）日 （ ）は最新変更	相手方・対象
千葉県広域消防相互応援協定書	H4年4月1日 (H15年3月24日)	千葉県内の市町村及び一部事務組合
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	H8年2月23日	千葉県内の市町村
災害時の医療救護活動についての協定書	H9年4月1日 (H25年4月1日)	一般社団法人匠瑳医師会
医療救護に係る費用弁償等に関する覚書	H25年4月1日	一般社団法人匠瑳医師会
災害時の医療救護活動に要する医療材料品の備蓄等に関する覚書	H9年4月1日 (H25年4月1日)	一般社団法人匠瑳医師会
災害時等における廃棄物処理施設に係る援助細目協定	H9年7月31日	千葉県内の市町村及び一部事務組合
災害時の歯科医療活動についての協定書	H13年4月1日 (H25年4月1日)	一般社団法人香取匠瑳歯科医師会
歯科医療活動に係る費用弁償等に関する覚書	H25年4月1日	一般社団法人香取匠瑳歯科医師会
災害時の歯科医療活動に要する歯科用資機材等の備蓄等に関する覚書	H13年4月1日 (H25年4月1日)	一般社団法人香取匠瑳歯科医師会
災害時における燃料供給に関する協定書	H22年9月1日	一般社団法人千葉県エルピーガス協会海匝支部
災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	H22年12月10日	千葉県土地家屋調査士会
災害時の情報交換に関する協定書	H23年2月15日	国土交通省関東地方整備局
災害時における物資の供給協力に関する協定書	H23年7月1日	株式会社コープミート千葉 有限会社匠瑳ジービーセンター
災害時における物資の自動車輸送に関する協定書	H23年7月1日	一般社団法人千葉県トラック協会海匝支部
災害対策活動協力に関する協定書	H23年8月1日	一般社団法人千葉県建設業協会八日市場支部
災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	H24年3月1日	株式会社カインズ
災害時における応急対策活動に関する協定書	H26年5月1日	千葉県建築士会海匝支部
災害時における飲料水の提供に関する協定書	H26年5月20日	株式会社伊藤園
災害時における支援協力に関する協定書	H26年7月4日	千葉中央葬祭業協同組合
災害時等相互応援に関する協定書	H26年11月22日	兵庫県宍粟市
匠瑳市と八日市場郵便局との包括連携協定書	H27年3月2日	日本郵便株式会社八日市場郵便局
災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書	H27年7月3日	千葉県立飯高特別支援学校
災害時における救援物資提供に関する協定書	H27年8月11日	コカ・コーライーストジャパン株式会社
広告付避難場所等電柱看板に関する協定	H27年8月17日	東電タウンプランニング株式会社千葉総支社
匠瑳市の地域活性化に関する協定書	H27年11月19日	株式会社千葉銀行 株式会社京葉銀行 株式会社千葉興業銀行 銚子信用金庫 銚子商工信用組合 ちばみどり農業協同組合
災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	H27年11月25日	株式会社セブン-イレブン・ジャパン

匝瑳市防災行政無線局に関する業務委託協定書

匝瑳市（以下「甲」という。）と匝瑳市横芝光町消防組合（以下「乙」という。）は、災害対策を迅速かつ的確に推進するために設置する匝瑳市防災行政無線同報系遠隔制御装置（以下「遠隔制御装置」という。）の管理運用について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の規定に基づき、火災、震災、風水害及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は、発生する恐れがある場合において、災害情報の伝達を迅速かつ的確に行い、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

（設置）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、匝瑳市横芝光町消防組合匝瑳消防署に遠隔制御装置を設置する。

（運用）

第3条 乙は、原則として甲の休日、祝日及び夜間等の平常の勤務時間外において、匝瑳市防災行政無線運用規則に基づき遠隔制御装置を運用するものとする。この場合において、無線従事者に関する事項については、匝瑳市横芝光町消防組合消防長に委任する。

（保守点検）

第4条 遠隔制御装置の保守及び年点検は甲が行い、日点検及び月点検は乙が行う。
2. 乙は、点検により不良箇所を発見したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 遠隔制御装置の設置及び維持管理に要する経費は、電気料を除き甲の負担とする。

（期間）

第6条 この協定の期間は、成立の日から5年とする。ただし、甲、乙から申し出ない限り継続するものとする。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙協議して決定するものとする。

なお、放送内容等の詳細については、別紙協定締結の経過のとおりとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年10月31日

甲 匝瑳市八日市場八793番地
匝瑳市
匝瑳市長 江波戸 辰夫



乙 匝瑳市八日市場ホ715番地
匝瑳市横芝光町消防組合
組合長 江波戸 辰夫



協定締結の経過

1. 火災の発生・鎮火情報の放送

市町名	締結年月日	放送項目
八日市場市	平成2年12月1日締結	火災の発生・鎮火
野栄町	昭和61年5月6日締結	
光町	昭和61年9月25日締結	
横芝町	昭和61年9月20日締結	

※放送時間帯は、平日昼間以外（休日・夜間）

2. 津波情報の放送

市町名	依頼年月日	放送項目
八日市場市	平成9年4月28日付け	津波情報
野栄町	平成8年2月7日付け	
光町	平成14年11月14日付け	
横芝町	平成14年11月15日付け	

※八日市場市・野栄町は、平日を含め常時放送する。

※光町・横芝町は、平日昼間以外（休日・夜間）に限り放送する。

※津波注意報及び警報の解除については、役所（場）側で放送する。



3. 地震発生情報の放送

市町名	依頼年月日	放送項目
八日市場市	平成17年5月9日付け	地震発生情報
野栄町	平成17年4月21日付け	
光町	平成17年4月14日付け	
横芝町	平成17年4月18日付け	

※放送時間帯は、平日昼間以外（休日・夜間）

※震度4以上の地震発生時に放送する。

※津波情報と競合する場合は、津波情報を優先する。

※なお、いずれも、市との事前協議を必要とすることなく放送する。

匝瑳市防災行政無線局に関する業務委託協定書の一部を改正する協定

匝瑳市（以下「甲」という。）と匝瑳市横芝光町消防組合（以下「乙」という。）との間に平成18年10月31日付けで締結した匝瑳市防災行政無線局に関する業務委託協定書の一部を改正する協定を次のとおり締結する。

第1条中「、震災、風水及び」を削る。

第3条中「遠隔制御装置を運用するものとする」を「遠隔制御装置を運用し、火災の発生及び鎮火その他の災害情報について放送するものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項前段の場合において、乙は、甲との事前協議をすることなく放送するものとする。

協定書中「なお、放送内容等の詳細については、別紙協定締結の経過のとおりとする。」を削る。

別紙を削る。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年3月10日

甲 匝瑳市八日市場ハ793番地2

匝瑳市

匝瑳市長 太田 安規



乙 匝瑳市八日市場ホ715番地

匝瑳市横芝光町消防組

組合長 太田 安規






匝瑳市防災行政無線局に関する業務委託協定の変更協定書


匝瑳市（以下「甲」という。）と匝瑳市横芝光町消防組合（以下「乙」という。）との間に平成23年3月10日付けで締結した匝瑳市防災行政無線局に関する業務委託協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第3条中「火災の発生」を「火災（建物火災、林野火災、危険物火災及び航空機火災に限る。）の発生」に改める。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 匝瑳市八日市場ハ793番地2
匝瑳市
匝瑳市長 太田 安規 

乙 匝瑳市八日市場ホ715番地
匝瑳市横芝光町消防
組合長 太田 安規 

大規模停電時における防災行政無線の活用に関する協定書

匝差市（以下「甲」という）と東京電力株式会社（以下「乙」という）は、大規模停電時における甲所有の防災行政無線の活用に関し、次のとおり協定を締結する。

【 目的 】

第1条 大規模停電時における地域の方々への情報の迅速化をはかることを目的とする。

【 大規模停電の定義 】

第2条 本協定における大規模停電は、概ね5,000世帯以上が停電し、この停電が相当の時間継続すると予想される場合、若しくは5,000世帯以下であっても、複数の広い地域で同時に停電が発生し、乙独自では速やかな広報ができず、住民の生活への影響が懸念される場合の停電を言う。

【 防災行政無線を活用した停電広報の依頼 】

第3条 乙は大規模停電が発生し、乙独自では速やかな停電広報ができないと判断した場合には、甲に甲所有の防災行政無線を活用した停電広報を依頼することができるものとする。

【 依頼内容の連絡 】

第4条 乙は前条の依頼に際して、甲乙間で確認した連絡体制に基づき、次に掲げる事項を、甲に速やかに連絡するものとする。

- (1) 依頼者の所属・氏名及び連絡先
- (2) 停電発生時間
- (3) 停電地域
- (4) 停電の原因（ただし、原因が判明している場合）
- (5) 復旧の見通し
- (6) その他停電広報に必要な事項

2. 乙は、前項の依頼後に、当該停電広報に関する新たな情報が判明したときは、当該情報を甲に連絡するものとする。

【 防災行政無線を活用した停電広報の実施 】

第5条 甲は、乙から防災行政無線を活用した停電広報の依頼を受け、当該大規模停電が住民の生活に影響を及ぼすと予想されると判断したときは、防災無線の使用に特段の支障の無い限り、乙の依頼内容に基づき、防災行政無線を活用し速やかに停電広報を実施するものとする。

【 協定条項の解釈等 】

第6条 本協定に定める各条項の解釈に疑義が生じた場合、および本協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

【 協定の有効期限 】

第7条 本協定の有効期限は、締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後はこの例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各その1通を保有する。

平成18年7月25日

甲 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地
千葉県匝瑳市長江波戸辰夫



乙 千葉県成田市花崎町822番地1
東京電力株式会社
成田支社長 黒田直



津波対策等に関する覚書

匝瑳市（以下「甲」という。）と匝瑳市横芝光町消防組合（以下「乙」という。）は、津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）第3条の規定による津波対策等を実施するに当たり、下記事項のとおり相互に連携して行うものとする。

記

- 1 地震及び津波警報発令に伴う匝瑳市災害対策本部設置時の対応
 - ①匝瑳市横芝光町消防組合消防長は、匝瑳市災害対策本部員として災害対策本部長（市長）の命により救助・救援活動に当たる。
 - ②乙が担う事務は、匝瑳市災害対策本部事務分掌のうち警防部の事務とする。
 - ・災害の情報収集に関すること。
 - ・災害の警戒及び鎮圧に関すること。
 - ・被災者の救助及び救護に関すること。
 - ・避難誘導に関すること。
 - ・避難所の給水及び運搬に関すること。
 - ・災害応急対策に関すること。

- 2 津波警報及び大津波警報等発令時の住民伝達
 - (1) 防災行政無線による伝達
 - ①乙は、「匝瑳市防災行政無線局に関する業務委託協定書」（平成18年10月31日締結）（別紙1）に基づいて災害情報等の伝達を迅速かつ的確に行うものとする。
 - ② 甲と乙は、警報等発令時の情報伝達を別紙2により行う。さらに、緊急を要する情報伝達は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により避難指示等が伝達された後であっても、別紙2により行うものとする。
 - ③乙は、原則として甲の休日、祝日及び夜間等の平常の勤務時間外において、匝瑳市防災行政無線運用規則（別紙3）に基づき、遠隔制御装置を運用する。

 - (2) 海面監視と警戒パトロール
 - ①津波注意報、津波警報又は大津波警報が発令された場合、乙は海面監視を行い、甲に状況を報告する。
なお、乙の海面監視に当たっては、消防団が協力する。
 - ②甲は、乙からの報告を受けてその状況を防災行政無線で市民へ周知して避難勧告又は避難指示する。
 - ③津波注意報又は津波警報が発令された場合、乙及び消防団は、警戒パトロールを実施する。避難勧告又は避難指示が出された場合は、警戒パトロールと同時に広報活動を行う。
 - ④大津波警報発令時の海面監視及び警戒パトロールは、消防長の指示する範

困において、乙が行い甲へ報告する。
甲は、当該報告に基づいて情報を市民へ周知する。

(3) 避難勧告・避難指示の発令基準

【1】避難勧告

- ①津波警報が発令されたとき
- ②津波監視により異常が認められたとき
- ③弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じた場合で、かつ必要と認めるとき
- ④法令（気象業務法施行令第8条）の規定により市長が自ら津波警報を発令したとき

【2】避難指示

- ①大津波警報が発表されたとき
- ②避難勧告の発令後、災害が発生する可能性が明らかに高まったとき

3 消防団配備に係る協力体制について

災害時の消防団配備については、別紙4のとおりする。災害の状況に応じて、甲、乙及び消防団は、連携を取り協力体制を確立して災害に対応するものとする。

4 乙職員の食料・飲料水等の提供について

甲は、災害対策本部を設置して対応する災害が発生した場合、災害救助活動に従事する乙職員の食料・飲料水等が必要となったときは、乙の求めに応じて食料・飲料水等を提供するものとする。

5 防災メールの共同活用について

甲のホームページと乙が配信している「防災メール」をリンクして、甲の防災及び災害関係情報を市民へ提供する。

ただし、甲が提供する情報は、防災関係情報に限定するものとし、甲と乙は連携して平成23年9月から共同活用する。

甲と乙は、上記のとおり津波対策に関する協定事項等を確認の上、連携して災害対策に当たるものとする。

平成23年8月10日

匝瑳市横芝光町消防組合消防長 秋 葉 辰



匝瑳市総務課長 角 田 道



千葉県が締結している協定一覧(抜粋)

協定・契約等の名称	締結(契約)日 ()は最新変更	相手方・対象
災害時における放送要請、報道要請に関する協定	S54年12月1日	千葉テレビ放送(株)
災害時における放送要請、報道要請に関する協定	S55年4月25日	(株)ニッポン放送
災害時における放送要請、報道要請に関する協定	H2年3月20日	(株)ペイエフエム
災害時における放送要請に関する協定	S55年5月1日	日本放送協会千葉放送局
災害時の応急仮設住宅の建設に関する協定	S63年7月11日	(一社)千葉県建設業協会
災害時の応急仮設住宅の建設に関する協定	S58年12月1日	(一社)プレハブ建築協会
災害時の応急仮設住宅の建設に関する協定	H26年4月18日	(一社)全国木造建設事業協会
千葉県水道災害相互応援協定	H7年11月2日	県内の水道事業者及び水道用水供給事業者
震災時等の相互応援に関する協定	S52年6月16日 (H25年7月31日)	東京都、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	H8年7月18日 (H24年5月18日)	全国都道府県
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	H8年2月23日	千葉県内全市町村
災害時における県民生活の安定を図るための基本協定	H9年11月7日	千葉県生活協同組合連合会
災害時における放送要請、報道要請に関する協定	H9年4月1日	千葉日报社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、産経新聞社、東京新聞社、日本経済新聞社、日刊工業新聞社、日本工業新聞社、時事通信社、共同通信社、日本テレビ放送網(株) (株)東京放送 (株)フジテレビジョン 全国朝日放送(株)
災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書	H11年3月31日	(一社)千葉県LPガス協会
アマチュア無線による災害時応援要請協定書	H13年1月29日	(一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部
地震・風水害・その他の災害応急対策に関する協定	H23年3月25日	(一社)千葉県建設業協会
地震・風水害・その他の災害応急対策に関する協定	H15年4月1日	(一社)千葉県電業協会
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書	H16年11月2日	千葉県石油商業組合
災害時における帰宅困難者支援に関する協定書(九都県市)	H17年8月31日 等	千葉県を含む1都3県、4政令指定都市と各コンビニエンスストア等の各事業者
九都県市災害時相互応援に関する協定	H2年6月21日 (H26年2月13日)	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市
関西広域連合と九都県市との災害時の広域応援に関する協定	H26年3月6日	関西広域連合、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市
災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	H23年12月13日	千葉県石油商業組合
災害時等における水道施設の応急復旧工事に関する協定	H22年8月25日	(一社)千葉県電業協会
災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定	H22年8月31日	(一社)千葉県建設業協会
災害時等における非常用自家発電設備燃料の供給に関する協定	H17年3月31日	千葉県石油協同組合
災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	H18年5月25日	(一社)千葉県宅地建物取引業協会
成田国際空港消防相互応援協定	H18年7月12日	成田市、佐倉市八街市酒々井町消防組合、山武郡広域行政組合、四街道市、印西地区消防組合、富里市、匝瑳市横芝光町消防組合、香取広域市町村圏事務組合、栄町、成田国際空港株式会社
災害時における緊急輸送等に関する協定	H24年7月4日	(一社)千葉県タクシー協会
災害時における応急対策に関する協定	H26年7月16日	千葉県クレーン建設重機協同組合
災害時における応急対策業務に関する協定	H26年9月17日	千葉県補償コンサルタント協議会
災害時における自動車等の提供に関する協定書	H25年4月16日	千葉県レンタカー協会

火災・災害等即報要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

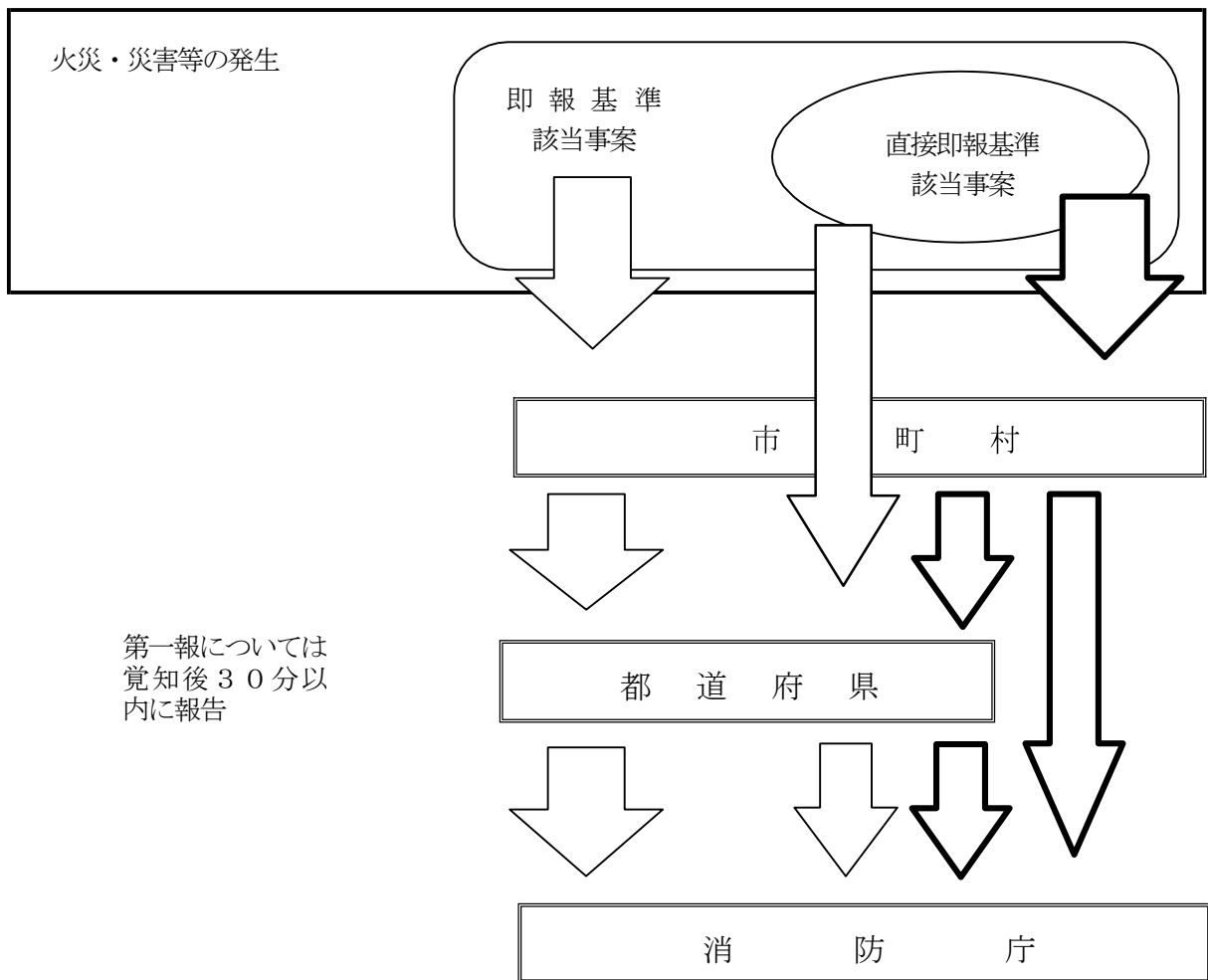
ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(爆発を除く。)については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信地域衛星通信ネットワーク等を利用して画像情報を送信することができ

る地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

1) 死者が3人以上生じたもの

2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については（1）の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

1) 特定防火対象物で死者の発生した火災

2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災

4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

2) 空中消火を要請又は実施したもの

3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

- 3) 特定事業所内の火災（ 1）以外のもの。

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キログラム以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 死者5人以上の救急事故

- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故

(5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・バスの転落による救急・救助事故

・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故

・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

1) 災害救助法の適用基準に合致するもの

2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの

2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる

等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ

2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性があるものを含む）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2) バスの転落等による救急・救助事故

3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の4)又は5)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) り災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、

「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況 当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時 当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況 当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況

・避難の勧告・指示の状況

・避難所の設置状況

・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

・自衛隊の派遣要請、出動状況

・災害ボランティアの活動状況

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分			
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人	死者の生じた理由				
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽傷 人					
建 物 の 概 要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼 損 程 度	焼損棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部 分 焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² a
り 災 世 帯 数			気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部(署) 台 人		消 防 団 台 人			
	そ の 他 人					
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

- 事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔 レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他 〕			
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高压ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他 ()	物質名			
施設の区分	1.危険物施設 2.高危混在施設 3.高压ガス施設 4.その他 ()				
施設の概要	危険物施設 の区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢)	人	負傷者等		
			重症 人 (人)		
			中等症 人 (人)		
			軽症 人 (人)		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)	台		
		消防団	台		
		海上保安庁	人		
自衛隊	人				
その他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（ 人）
	計 人	{ 重 症 人（ 人） { 中 等 症 人（ 人） { 軽 症 人（ 人）	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数 (見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動の状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

- (注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人数を内書きで記入すること。
 (注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2)
(被害状況即報)

市町村名				区 分		被 害		
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名			田	流失・埋没	h a		
	第 報				冠 水	h a		
報 告 者 名	(月 日 時現在)			畑	流失・埋没	h a		
					冠 水	h a		
区 分		被 害		そ	文 教 施 設	箇所		
区 分		被 害			病 院	箇所		
人 的 被 害	死 者	人		道 路	箇所			
	行 方 不 明 者	人		橋 り よ う	箇所			
	負 傷 者	重 傷	人	河 川	箇所			
		軽 傷	人	港 湾	箇所			
住 家 被 害	全 壊		棟	の	砂 防	箇所		
			世帯		清 掃 施 設	箇所		
			人		崖 く ず れ	箇所		
	半 壊		棟		鉄 道 不 通	箇所		
			世帯		被 害 船 舶 隻			
			人		水 道 戸			
	一 部 破 損		棟		他	電 話 回 線		
			世帯			電 気 戸		
			人			ガ ス 戸		
	床 上 浸 水		棟			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	
			世帯					
			人					
床 下 浸 水		棟	り 災 世 帯 数	世帯				
		世帯	り 災 者 数	人				
		人	火 災 発 生	建 物 件				
非 住 家	公 共 建 物	棟	危 険 物 件					
	そ の 他	棟	そ の 他 件					

区 分		被 害	市本 町部 村の 災設 害置 対状 策況	名 称	
公 共 文 教 施 設	千 円			設 置	
農 林 水 産 業 施 設	千 円			解 散	
公 共 土 木 施 設	千 円		※災害対策本部については、市町村長を長とした災害対策基本法に基づくものを設置した場合のみ記入すること。		
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円				
小 計	千 円				
そ の 他	農 業 被 害	千 円	【住民避難の状況】 地区名		
	林 業 被 害	千 円	世帯数、人数		
	畜 産 被 害	千 円	種別（避難指示、避難勧告、避難準備情報、自主避難）		
	水 産 被 害	千 円	原因		
	商 工 被 害	千 円	発令時刻		
			解除時刻		
			避難場所		
そ の 他	千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人	
被 害 総 額	千 円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人	
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、救援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等）				

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

千葉県被害情報等報告要領（抜粋）

第1 総則

1 目的

この要領は、千葉県地域防災計画（風水害等編、震災編）に基づき、千葉県災害対策本部事務局（県災害対策本部未設置の場合は、消防地震防災課）の被害情報等の収集方法及び千葉県災害対策本部事務局へのこれら情報の報告方法と様式を定めるものとする。

2 用語の定義

- (1) 本部事務局 千葉県災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、消防地震防災課）
- (2) 部門担当部 千葉県災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）
- (3) 支部総務班 千葉県災害対策本部各支部総務班（災害対策本部未設置時は、表1のとおり）
- (4) 事務所 千葉県災害対策本部支部各事務所（災害対策本部未設置時は、表1のとおり）

表1

支 部 区 分	災害対策本部未設置の場合
千葉支部	消防地震防災課（防災政策室）
葛南支部	葛南県民センター県政情報課
東葛飾支部	東葛飾県民センター県政情報課
北総支部	北総県民センター県政情報課
（香取・海匝を除く北総区域）	
香取事務所	香取事務所
海匝事務所	海匝事務所
東上総支部	東上総県民センター県政情報課
（山武・夷隅を除く東上総区域）	
山武事務所	山武事務所
夷隅事務所	夷隅事務所
南房総支部	南房総県民センター県政情報課
（安房を除く南房総区域）	
安房事務所	安房事務所

- (5) 防災関係機関 指定（地方）公共機関、ライフライン機関（鉄道、バス、空港、電気、ガス、水道、電話）、その他防災上重要な施設の管理者（病院、学校、社会福祉施設等）
- (6) システム端末 千葉県総合防災情報システム端末

3 報告体系

(1) 報告基準

所管する区域内で基準に該当する災害を覚知後、原則30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を迅速に報告する。

部分情報、未確認情報であっても報告するものとし、訂正、補足、修正等については、その都度迅速かつ適切に報告する。

なお、状況により、本部事務局から報告を依頼することもある。

ア 一般基準

(ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。

(イ) 市町村が災害対策本部を設置したもの。

(ウ) 災害が他県にまたがるもので本県における被害は軽微であっても、他県においては同一災害で大きな被害をもたらしているもの。

イ 個別基準

(ア) 震度4以上を観測した地震。

(イ) 津波注意報又は警報が発表されたとき。

(ウ) 風水害

a 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害が生じたもの。

b 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害が生じたもの。

c 暴風等により、人的被害又は住家被害が生じたもの。

(エ) 雪害

a 雪崩等により、人的被害又は住家被害が生じたもの。

b 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの。

ウ 社会的影響基準

一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。

(2) 報告先

報告先については、別表「報告先一覧」を参照する。

(3) 報告様式の内容と報告時期

ア 災害緊急報告

災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合、又は災害の具体的な対応状況の報告をする必要がある場合は、この様式を用いる。

(ア) 内容

市町村の場合

1 庁舎等の状況

2 災害規模概況

① 災害の発生場所

当該災害が発生した具体的な地名（地域名）及び発生日時を記入する。

② 概況

a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

e その他これらに類する災害の概況

③ 被害の状況

当該災害により生じた人的被害、住家被害及び火災発生の有無について記入する。併せて、判明している事項については具体的に記入すること。

3 応急対策の状況

当該災害に対して、市町村が講じた応急対策について記入すること。

(例)

・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況

・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

・自衛隊の派遣要請、出動状況

・ボランティアセンター設置・ボランティアの活動状況

・その他関連事項

4 措置情報

① 災害対策本部等の設置状況

② 避難勧告・指示の状況

③ 避難所の設置状況

(イ) 報告時期

報告基準に該当する災害を覚知後、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を報告することとし、以後、詳細が判明の都度、逐次報告することとする。

(4) 報告経路概要

全体の報告体系は別図「報告経路概要図」を参照する。

部門担当部の報告経路は別図「被害情報伝達経路（部門情報）」を参照する。
支部・市町村の報告経路は別図「被害情報伝達経路（支部・市町村情報）」を参照する。

(5) 被害の認定基準

別表「被害の認定基準」に基づき判定するものとする。

4 報告者の選任

(2) 市町村は次の基準により、平素から被害情報等の報告に係る総括責任者及び報告者を選任しておくものとする。

ア 総括責任者

各市町村において1名選任され、本部事務局への被害情報等の報告を総括する者。

イ 報告者

各市町村において所掌事務等を勘案して選任され、その所掌の被害情報等報告を取り扱う者。

5 通信運用

本要領による報告の電話・ファクシミリ等による通信運用は、別途定める「千葉県災害通信運用マニュアル」により行う。

6 システム端末による報告

別紙「システム端末による報告手続き」を参照。

第4 市町村の報告

1 基本事項

市町村は、災害対策基本法第五十三条の規定により、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告する。

なお、この報告は消防組織法第二十二条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う市町村から県への報告と一体的に行われるものである。

2 報告手続

(1) 報告事項

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所又は地域

エ 被害の程度

- ① 人的被害に関する事項
- ② 住家被害に関する事項
- ③ 非住家被害に関する事項
- ④ その他の被害に関する事項
- ⑤ り災者に関する事項
- ⑥ 被害額に関する事項

オ 災害に対して執った措置及び今後執ろうとする措置

- ① 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
- ② 避難等に関する状況
- ③ その他必要な事項

カ 災害救助法適用の有無

キ その他必要な事項

(2) 報告様式

市町村の報告は、本部事務局及びその区域を所管する支部総務班（当該区域を所管する事務所がある場合は事務所とする。）へ報告する。

但し、千葉市、市原市は、本部事務局のみに報告を行うこととする。

ア 災害緊急報告（様式1-1）

イ 災害総括報告<基準時報告・定時報告・確定時報告・年報>

ウ 災害詳細報告<基準時報告・定時報告・確定時報告>

別表「市町村の報告様式」を参照する。

(3) 留意事項

ア 緊急の場合で、支部又は事務所に報告することができないときは、本部事務局へ報告する様式の余白にその旨記入すること。

イ 地震が当該市町村において震度4未満であるが、同一県民センター（事務所）管内の市町村において震度4以上の地震があった場合は報告をすること。

ウ 市町村は、情報の収集、連絡の迅速・正確を期すため、あらかじめ被害の種別、地域等に応じた情報の収集、連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図ること。

エ 市町村は、消防団、自主防災組織、町内会等地域住民からの通報等を含めた情報収集体制の強化を図ること。

オ 情報の収集にあたっては、所轄警察署と密接な連絡を保つこと。

カ 被害の調査漏れ及び重複のないように市町村内部における緊密な連絡体制をとること。

キ 被害世帯人員等については、現地調査のみではなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認するように努めること。

ク 人的被害、並びに住家の全壊、流失、及び半壊が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査すること。

3 国（消防庁）への報告について

次の事項に該当する場合は、市町村は国（消防庁）へ報告するものとする。

ア 「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」の直接即報基準に該当する場合。（国の様式により県へも報告する。）

イ 県に報告ができない場合で、一時的に報告先を国（消防庁）とする場合。

別表 市町村の報告様式

報告の種類	報告様式		システム端末入力画面
災害緊急報告	災害緊急報告（市町村）	様式1-1	—
	災害緊急報告（消防本部）	様式1-5	
災害総括報告 <基準報告> <定時報告>	災害総括報告（その1）	様式2-1	災害総括報告 措置情報画面 災害総括報告 被害情報画面
災害総括報告 <確定時報告>	災害総括報告（その1、その2）	様式2-1	災害総括報告 措置情報画面
		様式2-2	災害総括報告 被害情報画面 災害総括報告 被害額情報画面
災害総括報告 <年報>	—	様式2-1	災害総括報告 措置情報画面 災害総括報告 被害情報画面 災害総括報告 被害額情報画面
災害詳細報告	避難状況詳細報告	様式3	避難状況詳細報告画面
	避難所・救護所開設状況報告	様式4	避難所・救護所開設状況報告画面
	人的被害詳細報告	様式5-1	—
	住家被害詳細報告	様式5-2	
	人的被害・住家被害詳細報告 （確定時報告用）	様式6	人的被害・住家被害詳細報告画面
	文教施設被害詳細報告	様式7	文教施設被害詳細報告画面
	病院被害詳細報告	様式8	病院被害詳細報告画面
	公共土木施設被害詳細報告	様式9-2 様式9-3	道路被害詳細報告画面
			橋梁被害詳細報告画面
			河川被害詳細報告画面 砂防被害詳細報告画面
	港湾施設等被害詳細報告	様式10-2	港湾施設等被害詳細報告画面
	がけくずれ被害報告	様式11	がけくずれ被害報告画面
	交通規制情報	様式12	交通規制情報画面
	清掃施設被害詳細報告	様式13	清掃施設被害詳細報告画面
	鉄道被害詳細報告	様式14	鉄道被害詳細報告画面
	水道被害詳細報告	様式15-1	水道被害詳細報告画面
	電気被害詳細報告	様式16	電気被害詳細報告画面
電話被害詳細報告	様式17	電話被害詳細報告画面	
ガス被害詳細報告	様式18	ガス被害詳細報告画面	
社会福祉施設被害詳細報告	様式19	社会福祉施設被害詳細報告画面	
その他被害詳細報告	様式20	その他被害詳細報告画面	
火災発生状況報告	様式21	火災発生状況報告画面	

災害緊急報告 [匝瑳市]

災害種類		報告機関	
覚知日時	月 日 時 分覚知	報告者	TEL

※支部への報告 未 済

庁舎等の状況			
庁舎での執務	可 不可	備考	
防災無線使用	可 不可	電気	通常電源・非常電源・その他 []
災害規模概況 (人的被害及び住家被害に重点を置き記入すること)			
死傷者	<input type="checkbox"/> 死者 () 人 <input type="checkbox"/> 行方不明者 () 人 <input type="checkbox"/> 負傷者 () 人		
住家被害	<input type="checkbox"/> 全壊 () 棟 <input type="checkbox"/> 半壊 () 棟 <input type="checkbox"/> 床上浸水 () 棟		
【判明事項】 火災発生： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無、延焼(可能性)： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無、津波の発生： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
応急対策の状況 (当該災害に係る応急対策が充分であるかに留意して記入すること)			
消防、水防、救急・救助等 消防機関の活動状況			
県、他の市町村等への応援要請	未 済	要請内容	
		区域	
自衛隊の災害派遣要請	未 済	要請内容	
		区域	
ボランティアセンター設置状況	有 無		
ボランティアの活動状況			
その他関連事項			
措置情報			
災害対策本部設置 (本部設置前名称：)			
設置日時	月 日 時 分	出動人員	消防職員延べ _____ 人 消防団員延べ _____ 人
津波注意報・警報	①住民への伝達：市町村防災行政無線等 (時 分)、広報車 (台) ②沿岸パトロール：市町村車両 (台)、消防関係車両 (台)		
避難等	避難種別	指示 勧告 自主避難	理由
	避難日時	月 日 時 分	避難先
	避難地区名		世帯数 (_____ 人)
	警戒区域の設定区域名		避難所 箇所開設、世帯 _____ 人収容
避難所状況			

注 覚知後、分かる範囲で迅速に報告することとし、詳細は以後判明の都度報告すること

災 害 総 括 報 告 (その1)

_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災 害 名		報告機関	
		報告者	TEL _____

報告の種類	定時報告	確定時報告	人的被害は様式 5-1、住家被害は様式 5-2、 がけくずれ被害は様式 11 を添付して下さい。
-------	------	-------	---

被 害 情 報											
区 分			被 害			区 分			被 害		
人的被害	死者	人				道 路	箇所				
	行方不明者	人					内 訳	国道			
	重傷者	人			県道						
	軽傷者	人			市町村道						
						その他					
住 家 被 害	全 壊 (うち全焼)	棟		()	そ の 他 被 害	橋りょう	箇所				
		世帯		()			内 訳	国管理			
		人		()				県管理			
				市町村管理							
	半 壊 (うち半焼)	棟		()		その他					
		世帯		()		河 川	箇所				
		人		()			内 訳	国管理			
				県管理							
	一 部 破 損 (うち一部焼損)	棟		()		市町村管理					
		世帯		()		床 上 浸 水	箇所				
		人		()			内 訳	国管理			
				県管理							
床 下 浸 水	棟		()	市町村管理							
	世帯		()	港 湾	箇所						
	人		()		砂 防	箇所					
						清掃施設	箇所				
			がけくずれ				箇所				
				鉄道不通		箇所					
			被害船舶		隻						
非 住 家	公共 建物	全壊		棟		水道施設	箇所				
		半壊	棟		内 訳		県営				
そ の 他	全壊	棟				その他					
		半壊	棟		断水戸数	戸					
り災世帯数	世帯			内 訳		県営					
り災人員	人				その他						
そ の 他 被 害	文 教 施 設	箇所	国立		電 気	戸					
			県立			電 話	回線				
		市町村立		ガ ス			戸				
		私立					ブ ロ ッ ク ・ 石 塀	箇所			
	病 院	箇所	国立		田			流失・埋没	ha		
			県立			冠水	ha				
		内 訳	市町村立		畑	流失・埋没	ha				
			私立			冠水	ha				
				火 災 発 生	建 物	件					
					危 険 物	件					
					そ の 他	件					

措 置 情 報										
活 動 体 制	本部設置前の体制 (名称)					災害対策本部設置				
	設置日時	_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分				設置日時	_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分			
	廃止日時	_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分				廃止日時	_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分			
	配備人員	_____ 人				配備人員	_____ 人			
活動人員	消防職員 _____ 人	延べ _____ 人	消防団員 _____ 人	延べ _____ 人						
避 難 等	避難の種別	避難地区数			避難の日時		避難世帯数	避難人数		
	指示	_____ 地区	_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分	_____ 世帯	_____ 人					
	勧告	_____ 地区	_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分	_____ 世帯	_____ 人					
	自主避難	_____ 地区	_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分	_____ 世帯	_____ 人					
	警戒区域の設定	有 ・ 無								
避難所	開設数 _____ 箇所	現収容世帯・人数 _____ 世帯 _____ 人								
災害救助法適用	適用日時 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分									

支部への報告 未 済

災害総括報告（その2）

_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災 害 名		報告機関	
		報告者	TEL

報告の種別		定時報告		確定時報告
-------	--	------	--	-------

区 分		被 害 額		被 害 の 内 訳 等	
公共施設被害額	公立文教施設	千円	国立分		
			県立分		
			市町村立分		
	農林水産業施設	千円	国管理分		
			県管理分		
市町村管理分					
公共土木施設	千円	国管理分			
		県管理分			
		市町村管理分			
その他公共施設	千円	国管理分			
		県管理分			
		市町村管理分			
小 計		千円			
産業別被害額	農産被害	千円			
	林産被害	千円			
	畜産被害	千円			
	水産被害	千円			
	商工被害	千円			
	その他	千円			
	小 計		千円		
被 害 総 額		千円			

備考

定時報告時は本様式による報告は省略できるものとする

避難状況詳細報告

第 _____ 報
月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名												
報告機関		報告者			TEL							
整理 番号	避難勧告又は指示		警戒区域の設定		避難の状況			避難の理由	避難先	帰宅日時	避難した 総世帯・ 人員数	通信欄
	種別	勧告指示 日時	有・無	設定日時	地区名	避難日時	世帯・人員					
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月 日 時 分	有・無	月 日 時 分		月 日 時 分	世帯 人			月 日 時 分	世帯 人	

避難所・救護所開設状況報告

第 _____ 報
 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分現在

災害名	報告機関	
	報告者	TEL _____

整理 番号	避 難 所					
	名 称	所 在 地	開設日時	收容可能人員	現收容人員	通 信 欄
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	

整理 番号	救 護 所					
	名 称	所 在 地	開設日時	收容可能人員	現收容人員	通 信 欄
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	

人的被害詳細報告

_____月 _____日 _____時 _____分 _____報
現在

災害名		報告機関			
		報告者		TEL	

整理 番号	被災者				被災の概要				通信欄
	氏名	住所	年齢	性別	被災の 程度	被災日時	被災場所	原因	
						月 日 時 分			
						月 日 時 分			
						月 日 時 分			
						月 日 時 分			
						月 日 時 分			
						月 日 時 分			
						月 日 時 分			
						月 日 時 分			
						月 日 時 分			

(注意) 1 項目の全てが判明しない場合でも、判明したものから順次「第1報」、「第2報」・・・として報告すること。
 2 「被災の程度」は、「死亡」・「行方不明」・「重傷」・「軽傷」の別を記載する。

住 家 被 害 詳 細 報 告

第 _____ 報
_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 現在

	災害名					報告機関			
						報告者		TEL	
整理 番号	被 災 世 帯				被 災 の 概 要				通 信 欄
	世帯主	住 所	年 齢	り災 人員	種 別	被 災 日 時	原 因	[避難、応急措置等の状況]	
						月 日 時 分			
						月 日 時 分			
						月 日 時 分			
						月 日 時 分			
						月 日 時 分			
						月 日 時 分			
						月 日 時 分			
						月 日 時 分			
						月 日 時 分			

- (注意) 1 項目の全てが判明しない場合でも、判明したものから順次「第1報」、「第2報」・・・として報告すること。
 2 被災の概要の「種別」は、「全壊」・「全焼」・「半壊」・「半焼」・「一部破損」・「一部焼損」・「床上浸水」・「床下浸水」の別を記載する。(被害の認定基準参照)

人的・住家被害詳細報告（大字別）

第 報
月 日 時 分 現在

災害名		発生日時			
報告機関		報告者	TEL		

整理 番号	災害発生地域 (市町村大字)	死者	重傷者	全壊			半壊			一部破損			床上浸水			通信欄
				(棟)	(世帯)	(人)	(棟)	(世帯)	(人)	(棟)	(世帯)	(人)	(棟)	(世帯)	(人)	
		行方不明	軽傷者	うち全焼			うち半焼			うち一部焼損			床下浸水			
				(棟)	(世帯)	(人)	(棟)	(世帯)	(人)	(棟)	(世帯)	(人)	(棟)	(世帯)	(人)	

(注意) この様式は、システム端末に入力したうえで使用するものとする。

様式 7

文教施設被害詳細報告

第 報
月 日 時 分 現在

災害名				報告機関									
				報告者				TEL					
No	学校種別	学校名	所在地	建物被害				人的被害				授業の実施状況	通信欄
				全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	死者	行方不明	重傷者	軽傷者		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		

※学校種別 : ①幼稚園、②小学校、③中学校、④高等学校、⑤大学、⑥高等専門学校、⑦盲学校、⑧ろう学校、⑨養護学校

公共土木施設被害詳細報告

第 月 日 時 分 現在

災害名	報告機関		
	報告者	TEL	

災害報告箇所別調書

施設区分	位置		被害延長及び右・左岸	被災原因	復旧(応急)工法(現在の状況)	復旧の見通(日時)	被害額(千円)	被災状況(土木施設及び一般施設) [道路の場合、迂回路(路線名を記入)]	
								市町村	大字

[記載上の留意事項]

- 1 本報告は、異常天然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、国土交通大臣あてにその状況を報告するために県土整備部において各市町村及び各地域整備センターから報告を求める「災害箇所調書」を様式化したものであり、県土整備部でとりまとめたものを報告すれば足りるものとする。
- 2 本報告は、施設区分ごとに、県管理施設、市町村管理施設及びその合計を別葉で報告するものとする。
- 3 報告にあたって前記1の「災害箇所調書」を利用する場合は、「地域整備センター名」の欄に報告センター名等を記載する。
- 4 [施設区分]の欄には、公共土木施設(河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁等)の区分を記載し、番号は、施設区分ごとに一連番号とする。
- 5 河川、道路、橋梁については、「施設名」の欄に種別(一級河川、一般道路等)及び名称を記載する。

公共土木施設被害詳細報告 [国管理・公団管理・公社管理]

第 _____ 報
 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 現在

災害名	報告機関	
	報告者	TEL

施設区分	
------	--

番号	施設名	位置		被害延長 及び 右・左岸	被災状況		交通規制状況				備考	
		市町村	大字		被災施設	被災状況	規制内容	規制開始日時	解除予定日時	規制解除日時		

[記載上の留意事項]

- 1 本報告は、異常天然現象によって県及び市町村管理以外の公共土木施設被害が発生した場合の被害報告を行うためのものである。
- 2 本報告は、管理者ごと、施設区分ごとに別葉で報告するものとする。
- 3 「施設区分」の欄には、公共土木施設(河川、道路、橋梁等)の区分を記載し、番号は、区分ごとに一連番号とする。
- 4 「被災状況」の欄には、被災施設及び被災の状況を記載する。
- 5 「交通規制内容」の欄には、全面交通止、片側交通規制等の規制内容を記載する。
- 6 「備考欄」は、迂回道路等を記載する。

が け く ず れ 被 害 報 告

第 _____ 報
月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 現在

災害名		報告機関											TEL		備考					
		報告者																		
番号	場所			被害状況									がけの区分	保 全 人 家	発生		指定の有無	点検の有無	備考	
	市町村	大字	ふりがな 地 区	崩壊の状況			人的被害（人）				建物被害（棟）				日時	原因				
				高さ	延長	土量	死者	行方不明	重傷者	軽傷者	全壊	半壊								一部
				m	m	m ³								m		月	日			
				m	m	m ³								m		月	日			
				m	m	m ³								m		月	日			
				m	m	m ³								m		月	日			
				m	m	m ³								m		月	日			
				m	m	m ³								m		月	日			
				m	m	m ³								m		月	日			
				m	m	m ³								m		月	日			
				m	m	m ³								m		月	日			

[記載上の留意事項]

- 1 「がけの区分」の欄は、自然崖、人工崖の区分を記載する。また、それぞれの崖高（m）を記載する。
- 2 「保全人家」の欄は、地区全体の人家戸数を記載する。
- 3 「発生日時」の欄は、被害発生の月日及び時間を記載する。
- 4 「指定の有無」の欄は、急傾斜地崩壊危険区域指定地の指定の有無を記載する。
- 5 「点検の有無」の欄は、「急傾斜地崩壊危険箇所についての点検（年1回）」の有無を記載する。
- 6 特記すべき事項があれば、「備考欄」に記載する。

交 通 規 制 情 報

第 _____ 報
_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 現在

に伴う交通規制箇所

報告月日	年	月	日	調査日時	月	日	時	分	現在	報告機関	報告担当者	TEL
現状	番号	路線番号	路線名	規制箇所	規制内容	規制原因	規制開始	解除予定	規制解除	備考	センター名等	
							月 日	月 日	月 日			
							時 分	時 分	時 分			
							月 日	月 日	月 日			
							時 分	時 分	時 分			
							月 日	月 日	月 日			
							時 分	時 分	時 分			
							月 日	月 日	月 日			
							時 分	時 分	時 分			
							月 日	月 日	月 日			
							時 分	時 分	時 分			
							月 日	月 日	月 日			
							時 分	時 分	時 分			

[記載上の留意事項]

- 1 「現状」の欄は、交通規制の現状を記載する。 例：規制中の場合＝「規」、解除が行われた場合＝「解」
- 2 「路線番号」の欄は、路線番号がない場合は記入しなくてもよい。
- 3 「規制内容」の欄は、交通規制の具体的な内容を記載する。 例：「全面通行止め」「片側通行」「大型通行止め」
- 4 「規制原因」の欄は、交通規制を実施するに至った原因を記載する。 例：「法面崩落」「路肩決壊」「道路陥没」
- 5 「規制開始」の欄は、規制を開始した日時を記載する。
- 6 「解除予定」の欄は、規制中の場合に規制が解除される予定日時を記載する。
- 7 「規制解除」の欄は、規制解除を行った日時を記載する。
- 8 「備考」の欄は、迂回路、被害の詳細等、特記すべき事項を記載する。
- 9 「センター名等」の欄は、当該道路の管理する地域整備センター名、事務所名等を記載する。

水道被害詳細報告(市町村)

第 _____ 報
 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 現在

災害名		報告機関		報告者		TEL			
整理番号	事業体名	被災地域	断水期間		断水戸数	被災施設	応急措置等の状況 (応急給水等)	復旧見通	通信欄
			月 日 ~ 月 日	時 分	戸			月 日	
			月 日 ~ 月 日	時 分	戸			月 日	
			月 日 ~ 月 日	時 分	戸			月 日	
			月 日 ~ 月 日	時 分	戸			月 日	
			月 日 ~ 月 日	時 分	戸			月 日	
			月 日 ~ 月 日	時 分	戸			月 日	
			月 日 ~ 月 日	時 分	戸			月 日	
			月 日 ~ 月 日	時 分	戸			月 日	
			月 日 ~ 月 日	時 分	戸			月 日	
			月 日 ~ 月 日	時 分	戸			月 日	
			月 日 ~ 月 日	時 分	戸			月 日	
			月 日 ~ 月 日	時 分	戸			月 日	

電気被害詳細報告

第 _____ 報
_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 現在

災害名		報告機関								
		報告者		TEL						
整理番号	被災地域	停電戸数	停電期間				原因	復旧見通し	応急措置等の状況	通信欄
		戸	月	日	~	月	日	月	日	
		戸	時	分		時	分	時	分	
		戸	月	日	~	月	日	月	日	
		戸	時	分		時	分	時	分	
		戸	月	日	~	月	日	月	日	
		戸	時	分		時	分	時	分	
		戸	月	日	~	月	日	月	日	
		戸	時	分		時	分	時	分	
		戸	月	日	~	月	日	月	日	
		戸	時	分		時	分	時	分	
		戸	月	日	~	月	日	月	日	
		戸	時	分		時	分	時	分	
		戸	月	日	~	月	日	月	日	
		戸	時	分		時	分	時	分	

電話被害詳細報告

第 _____ 報
 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 現在

災害名		報告機関					報告者			TEL	
整理番号	被災地域	り障回線数	り障期間				原因	復旧見通し		応急措置等の状況	通信欄
		回線	月 時	日 分	~	月 時	日 分	月 時	日 分		
		回線	月 時	日 分	~	月 時	日 分	月 時	日 分		
		回線	月 時	日 分	~	月 時	日 分	月 時	日 分		
		回線	月 時	日 分	~	月 時	日 分	月 時	日 分		
		回線	月 時	日 分	~	月 時	日 分	月 時	日 分		
		回線	月 時	日 分	~	月 時	日 分	月 時	日 分		
		回線	月 時	日 分	~	月 時	日 分	月 時	日 分		
		回線	月 時	日 分	~	月 時	日 分	月 時	日 分		
		回線	月 時	日 分	~	月 時	日 分	月 時	日 分		
		回線	月 時	日 分	~	月 時	日 分	月 時	日 分		
		回線	月 時	日 分	~	月 時	日 分	月 時	日 分		
		回線	月 時	日 分	~	月 時	日 分	月 時	日 分		

社会福祉施設被害詳細報告

第 _____ 報
 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 現在

災害名				報告機関									
				報告者		TEL							
No	施設種別	施設名	所在地	建物被害				人の被害				応急対策状況、 復旧見込等	通信欄
				全壊	半壊	一部破損	床上浸水	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		

その他被害詳細報告

第 月 日 時 分 現在

災害名								報告機関						
								報告者		TEL				
No	施設名	所在地	発生日時		被害の状況(棟)				人的被害(人)				応急対策の実施状況	通信欄
					全壊	半壊	一部破損	床上浸水	死者	行方不明	重傷	軽傷		
			月	日										
			時	分										
			月	日										
			時	分										
			月	日										
			時	分										
			月	日										
			時	分										
			月	日										
			時	分										
			月	日										
			時	分										
			月	日										
			時	分										
			月	日										
			時	分										
			月	日										
			時	分										

様式 2 1

※地震災害時のみ

火 災 発 生 状 況 報 告

第 _____ 報
 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

整理 番号	出火場所	出火日時 (覚知)		鎮火日時		出火原因	人的被害				焼損 物件	程度	焼損面積	延焼の状況				
		月	日	時	分		月	日	時	分					死者	行方不明	重傷	軽傷
		月	日	時	分	月	日	時	分		名	名	名	名			m ³	
		月	日	時	分	月	日	時	分		名	名	名	名			m ³	
		月	日	時	分	月	日	時	分		名	名	名	名			m ³	
		月	日	時	分	月	日	時	分		名	名	名	名			m ³	
		月	日	時	分	月	日	時	分		名	名	名	名			m ³	
		月	日	時	分	月	日	時	分		名	名	名	名			m ³	
		月	日	時	分	月	日	時	分		名	名	名	名			m ³	
		月	日	時	分	月	日	時	分		名	名	名	名			m ³	
		月	日	時	分	月	日	時	分		名	名	名	名			m ³	

通信欄

災害の種類:

農林被害詳細報告(林野被害)

第 月 日 時 分 現在 報

災害名	報告機関	
	報告者	TEL

市町村名	林地被害				施設被害								林産物等被害						その他		合計		
	崩壊地		地すべり地		治山施設		林道		林産施設		苗畑施設		造林地等		林産物/種苗		林産物間接被害		数量	金額	数量	金額	
	数量 (ha)	金額 (千円)	数量 (ha)	金額 (千円)	数量 (ha)	金額 (千円)	数量 (m)	金額 (千円)	数量	金額 (千円)	数量	金額 (千円)	数量	金額 (千円)	数量	金額 (千円)	数量	金額 (千円)					数量

農林被害詳細報告(農地・農業用施設)

第 _____ 報
 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 現在

災害名	報告機関	
	報告者	TEL

市町村名															
種別	箇所	面積 (延長)	被害金額 (千円)	箇所	面積 (延長)	被害金額 (千円)	箇所	面積 (延長)	被害金額 (千円)	箇所	面積 (延長)	被害金額 (千円)	箇所	面積 (延長)	被害金額 (千円)
農地	畦畔	m			m			m			m			m	
	田	ha			ha			ha			ha			ha	
	畑	ha			ha			ha			ha			ha	
	計	—			—			—			—			—	
農業用施設	ため池	—			—			—			—			—	
	頭首工	—			—			—			—			—	
	水路	m			m			m			m			m	
	揚水機	—			—			—			—			—	
	堤防	—			—			—			—			—	
	道路	m			m			m			m			m	
	橋梁	m			m			m			m			m	
	農地保全 施設	—			—			—			—			—	
	計	—			—			—			—			—	

商工被害詳細報告

第 _____ 報
月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 現在

災害名							報告機関				
							報告者				
整理番号	被災地域 (市町村名)	区分	建物被害				被害額	製品・仕掛品 被害額	その他 被害額	被害額 合計	
			全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水					
			棟	棟	棟	棟	千円	千円	千円	千円	
			棟	棟	棟	棟	千円	千円	千円	千円	
			棟	棟	棟	棟	千円	千円	千円	千円	
			棟	棟	棟	棟	千円	千円	千円	千円	
			棟	棟	棟	棟	千円	千円	千円	千円	
			棟	棟	棟	棟	千円	千円	千円	千円	
			棟	棟	棟	棟	千円	千円	千円	千円	
			棟	棟	棟	棟	千円	千円	千円	千円	
			棟	棟	棟	棟	千円	千円	千円	千円	

通信欄

千葉県知事

様

匝瑳市長

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

様式－4

第 年 月 日 号

千葉県知事

様

匝瑳市長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤 収 日 時 年 月 日 時 分

2 撤 収 理 由

3 その他必要事項

番 号
平成 年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

〇〇〇都道府県知事（市長村長） 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章 I 第 10 の 1 に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量 (kg)	<u>引渡希望時期</u>	引渡場所	引渡方法	備 考

応 急 食 糧 受 領 書

年 月 日

(倉庫業者) 様

引取人
住所氏名

年 月 日付け応急食糧緊急引渡指示(書)に基づく下記物品を受領いたしました。

種類	産年	種別	包装	量目	1等	2等	3等	計	倉所	倉番	備考
											トラックNo. 立会者
合 計									(照合印)		

避難所入所記録簿

〇〇避難所入所記録簿

(市民用)

番号	入所年月日	氏名		現住所	性別	世帯主 との 続柄	職業 学校名 学年	備考
		生年月日						
					男女			

〇〇避難所入所記録簿

(市民以外用)

番号	入所年月日	氏名		本籍地	性別	職業及び 勤務先	備考
		生年月日		現住所			
					男女		1 勤務 2 通学 3 旅行 4 出張 5 その他

配給物資受払い記録簿

配 給 物 資 受 払 い 記 録 簿

品 名		単位・呼称	
-----	--	-------	--

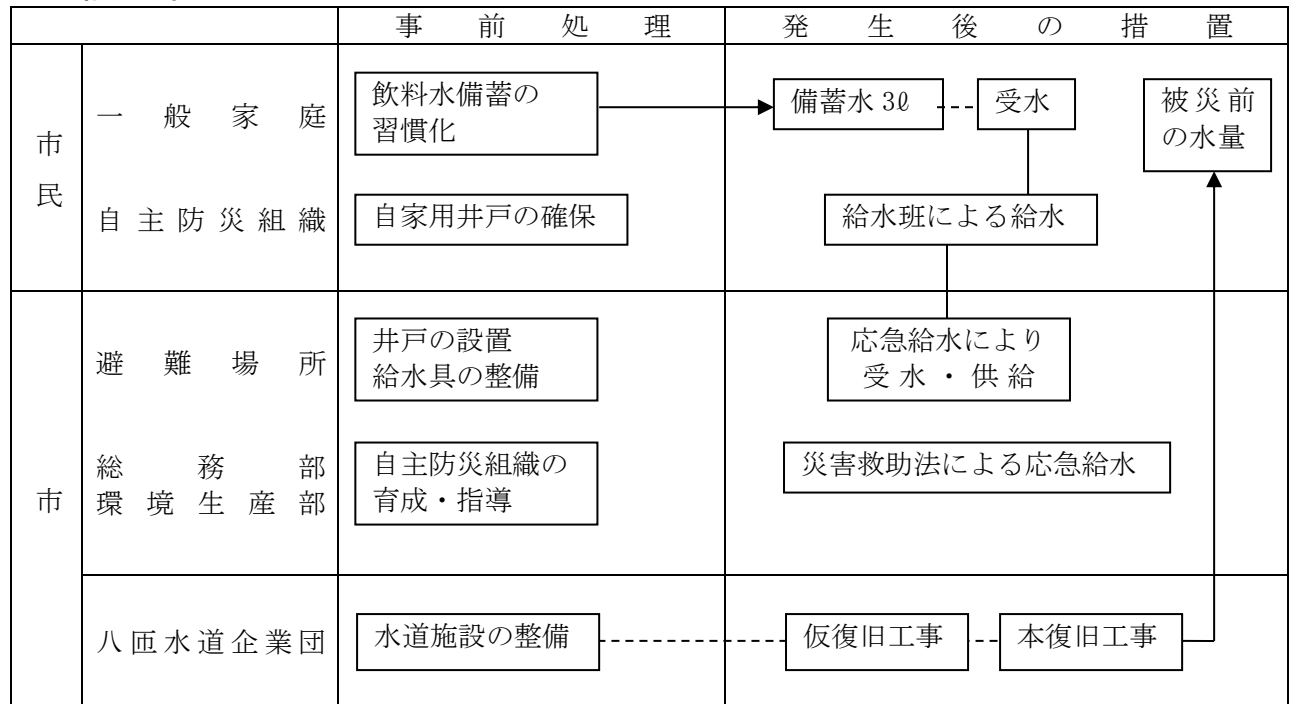
年 月 日	摘 要	受 払 い 残	備 考
計			

注1 「摘要」欄に購入又は受入れ先及び払出し先を記入すること。

注2 「備考」欄に購入単位及び購入金額を記入しておくこと。

注3 最終行欄に受払い残及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

応急給水対策



NTT災害時優先電話の活用

<本庁>

登録電話番号	設置課名
0479-73-0080	秘書課
0479-73-0084	総務課
0479-73-0086	市民課
0479-73-0089	産業振興課
0479-73-0091	都市整備課
0479-73-0092	建設課
0479-72-1504	学校教育課

<野栄総合支所>

登録電話番号	設置室名
0479-67-3115	
0479-67-3116	
0479-67-3117	

※総務課で使用している携帯電話3台
 ※秘書課で使用している携帯電話1台

災害時優先電話として使用可能

NTT災害時伝言ダイヤル

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行ってください。

操作手順		伝言の録音		伝言の再生	
①	171をダイヤル	①⑦①			
②	録音または再生を選ぶ	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。			
		(暗証番号なし)		(暗証番号あり)	
		①	③	②	④
			[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX		[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX
③	被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地の方のご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。 0XX-XXX-XXXX			
伝言ダイヤルセンターに接続します。					
④		[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXXX(、暗証番号XXXX)の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあとシャープを押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。尚、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。			
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	①#	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	①#
		[ガイダンス] 伝言をお預かりします ピッという音の後に、 30秒以内でお話下さい お話が終わりましたら 電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします ピッという音の後に、 30秒以内でお話下さい お話が終わりましたら 数字の9の後シャープ を押して下さい。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝え します。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝え します。伝言を繰り返す ときは、数字の8の後 シャープを、次の伝言 に移る時は、数字の9 の後シャープを押して 下さい。
		伝言の録音		伝言の再生	
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 ⑨# [ガイダンス] 伝言を繰り返します。 訂正される時は数字の 8の後シャープを押して 下さい。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上 です。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上 です。伝言を追加して 録音されるときは、数 字の3の後、シャープ を押して下さい。 (ガイダンスが流れるま でお待ちください)
[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。			[ガイダンス] お伝えする伝言は以上 です。		
⑤	終了	自動で終話します。			

(注1) センタ利用料について

伝言録音・再生を行うためのセンタ利用料は無料です。

(注2) 通話料について

「メッセージの録音」操作時において、録音できる伝言数を超過していた場合、または、「メッセージの再生」操作時において、お預かりしている伝言がない場合は通話料はかかりません。

自主防災組織の構成状況

平成27年1月1日現在

No.	名 称	設立年月日	役員数 (人)
1	萬町防災会	平成8年4月1日	<u>18</u>
2	東本町区自主防災会	平成13年9月20日	<u>15</u>
3	福富町区自主防災会	平成13年9月20日	<u>12</u>
4	横町区自主防災会	平成13年9月1日	<u>10</u>
5	西本町区自主防災会	平成13年9月20日	<u>6</u>
6	田町区自主防災会	平成13年9月20日	<u>8</u>
7	上出羽区自主防災会	平成13年9月1日	<u>6</u>
8	下出羽区自主防災会	平成13年9月20日	<u>38</u>
9	仲町区自主防災会	平成13年9月20日	<u>10</u>
10	砂原区自主防災会	平成13年9月20日	<u>27</u>
11	富谷区自主防災会	平成13年9月1日	<u>20</u>
12	籠部田区自主防災会	平成13年9月9日	<u>24</u>
13	下富谷区自主防災会	平成13年9月20日	<u>14</u>
14	米倉区自主防災会	平成13年9月10日	<u>31</u>
15	若潮町区自主防災会	平成13年9月20日	<u>13</u>
16	米倉新町区自主防災会	平成13年9月10日	<u>10</u>
17	豊栄地区自主防災会	平成13年3月18日	<u>23</u>
18	須賀地区自主防災会	平成13年3月1日	<u>54</u>
19	匝瑳地区自主防災会	平成13年7月22日	<u>20</u>
20	豊和地区自主防災会	平成13年7月28日	<u>22</u>
21	吉田地区自主防災会	平成13年8月3日	<u>31</u>
22	飯高地区自主防災会	平成13年8月19日	<u>26</u>
23	共興地区自主防災会	平成13年8月16日	<u>30</u>
24	平和地区自主防災会	平成13年6月30日	<u>22</u>
25	樺海地区自主防災会	平成13年6月16日	<u>17</u>
26	野手地区自主防災会	平成25年3月25日	<u>26</u>
27	今泉新堀地区自主防災会	平成25年3月25日	<u>11</u>
28	栄地区自主防災会	平成21年12月13日	<u>40</u>
29	飯倉台ニュータウン自治会自主防災会	平成23年6月12日	<u>20</u>
	合 計		<u>604</u>

市内文化財一覧

平成 26 年 6 月 24 日現在

国指定文化財

種類	名称	所在・指定伝承地	所有・伝承者
有絵	絹本着色愛染明王像	横須賀 1294 番地	長徳寺
有絵	絹本着色普賢延命像	横須賀 1294 番地	長徳寺
有建	飯高寺／講堂・鼓楼・鐘楼・総門	飯高 1789 番地	飯高寺

県指定文化財

種類	名称	所在・指定伝承地	所有・伝承者
有考	丸木舟	八日市場イ 2402 番地	匠瑳市
有考	中台板石塔婆（建長 5 年在銘）	中台 388 番地 1	中台区
有工	梵鐘（文和 2 年在銘）	宮本 256 番地	熊野神社
有絵	聖画	蕪里 2742 番地	ハリストス須賀正教会
無民	八日市場の盆踊り	米倉・砂原	八日市場盆踊保存会
有絵	絹本着色高野四社明神図	八日市場イ 2326 番地	福善寺
有彫	木造釈迦涅槃像	八日市場イ 2820 番地 1	下出羽区
記史	飯高檀林跡	飯高 1789 番地	飯高寺
有絵	絹本着色十二天像	八日市場イ 2326 番地	福善寺
有絵	絹本着色真言八祖像	八日市場イ 2326 番地	福善寺
有古	天正検地帳（下総国匠瑳松山御神領帳）	松山 1127 番地	松山神社
有建	飯高神社本殿	飯高 475 番地	飯高神社
有絵	絹本着色十王図	八日市場ホ 2661 番地	西光寺
有絵	絹本着色阿字観像	貝塚 860 番地	宝光寺
無民	仁組獅子舞	栢田	仁組獅子舞保存会

市指定文化財

種類	名称	所在・指定伝承地	所有・伝承者
有考	西光寺板碑	八日市場ホ 2661 番地	西光寺
有考	西光寺小塔	八日市場ホ 2661 番地	西光寺
有考	老尾神社板碑	生尾 75 番地	老尾神社
有古	如来寺古文書	長谷 715 番地	如来寺
有考	龍尾寺板碑	大寺 1856 番地	龍尾寺
記史	作新精舎跡	椿	常福寺
記史	知善堂塾跡	飯塚 1067 番地	寺本家
記天	松山神社大杉	松山 1127 番地	松山神社
記史	脱走塚	中台 304 番地	龍性院
記史	前方後円墳	南神崎	秋葉家
記史	前方後円墳	吉田塚原	匠瑳市
有建	飯高神社瑞垣	飯高 475 番地	飯高神社
記史	加納おせん墓	木積 1215 番地	龍頭寺
記天	老尾神社大杉	生尾 75 番地	老尾神社
記天	大浦牛蒡	大浦地区	大浦牛蒡保存会
有彫	鑄造地藏菩薩坐像	八日市場イ 2950 番地	見徳寺
有古	西光寺古文書	八日市場ホ 2661 番地	西光寺

有考	円静寺板碑	安久山 33 番地	円静寺
有彫	円静寺板曼荼羅	安久山 33 番地	円静寺
有絵	仏画曼荼羅	八日市場イ 2326 番地	福善寺
有絵	聖画主之昇天	久方 220 番地	金杉家
有彫	銅像阿彌陀如来及び両脇侍立像	長谷 715 番地	如来寺
記史	弘智法印縁起の寺	大浦 1128 番地	蓮花寺
記天	黄門桜	飯高 2088 番地 4	飯高寺
有書	曼荼羅本尊	飯高 477 番地	妙福寺
有考	題目板碑	飯高 477 番地	妙福寺
無民	松山神社神楽	松山 1123 番地	松山神社神楽保存会
記天	サイカチの木	八日市場ホ 3246 番地	山中家
記史	日祐百座説法塚	飯高 1684 番地	仲台区
記史	日円上人塚	飯高 1697 番地 1	妙覚寺 (岡山県)
有建	飯高神社拝殿 付・天井絵 132 枚	飯高 475 番地	飯高神社
有古	見徳寺の禁制文書	八日市場イ 2950 番地	見徳寺
有彫	木造聖観音菩薩立像	山桑 108 番地	医光院
有建	妙廣寺釈迦堂	内山 919 番地	妙廣寺
有建	宝光寺阿弥陀堂	貝塚 860 番地	宝光寺
有彫	木造不動明王立像	横須賀 1294 番地	長徳寺
有工	飯高寺の天蓋	飯高 1789 番地	飯高寺
記天	安久山の大シイの木	安久山 197 番地	平山家
有美	山桑稻荷神社の幕	山桑区	山桑地区氏子
有美	宮和田星宮神社の幕	大浦 394 番地 4	須合 誠
有美	平木星宮神社の幟	平木 2975 番地	椎名 章
有美	飯塚大宮神社の幟	飯塚区	飯塚区氏子
有美	宮和田星宮神社の幟	宮和田区	宮和田区氏子
無民	東郷神楽	川辺東郷地区	東郷神楽保存会
無民	庄八節盆踊り	野手西宿地区	庄八節盆踊り保存会
無民	九十九里浜地曳大漁歌	堀川浜地区	九十九里浜地曳大漁歌保存会
無民	野手囃子	野手大根畑地区	野手囃子連九十九会
無民	八雲神社祭礼囃子	野手西宿地区	八雲神社祭礼囃子保存会
無民	六社神社神楽	宮前古町	六社神社神楽保存会
有絵	釈迦涅槃図	川辺 2877 番地 2	薬師寺
有絵	絹本著色五大明王図	川辺 2877 番地 2	薬師寺
有絵	両界曼荼羅	川辺 2877 番地 2	薬師寺
記天	椰	野手 1546 番地	円長寺
記天	榎	川辺 2877 番地 2	薬師寺
有古	横須賀村と下五ヶ村用水訴訟御裁許絵図	横須賀	横須賀区
無民	亀崎如意輪まいり	亀崎	亀崎如意輪まいり保存会
記史	式内社老尾神社	生尾 75 番地	老尾神社

り災証明申請書兼証明書

年 月 日

匝瑳市長

あて

申請者住所
氏名
電話番号

使用目的	<input type="checkbox"/> 確定申告 () <input type="checkbox"/> 市税減免 () <input type="checkbox"/> 見舞金 <input type="checkbox"/> 保険金請求 <input type="checkbox"/> その他
------	--

上記の目的に使用するため、下記の事項について証明願います。

1 り災物件	匝瑳市 <input type="checkbox"/>住宅 <input type="checkbox"/>非住宅
2 り災日時	平成 年 月 日 時 分
3 り災原因	<input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風 号 <input type="checkbox"/> その他()による
4 り災内容	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> その他()

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

匝瑳市長

印

警報・注意報発表基準一覧表

平成26年10月9日現在
発表官署 銚子地方気象台

匝瑳市	府県予報区	千葉県		
	一次細分区域	北東部		
	市町村等をまとめた地域	香取・海匠		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	平坦地:3時間雨量90mm 平坦地以外:1時間雨量60mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	117
	洪水		雨量基準	平坦地:3時間雨量90mm 平坦地以外:1時間雨量60mm
			流域雨量指数基準	—
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ20cm	
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.5m		
注意報	大雨	雨量基準	平坦地:3時間雨量50mm 平坦地以外:1時間雨量30mm	
		土壌雨量指数基準	98	
	洪水		雨量基準	平坦地:3時間雨量50mm 平坦地以外:1時間雨量30mm
			流域雨量指数基準	—
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	陸上	13m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.0m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
濃霧	視程	陸上	100m	
		海上	500m	
乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%			
なだれ				
低温	夏季(最低気温):銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季(最低気温):銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下			
霜	4月1日~5月31日 最低気温4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		